大蔵省財政史室 編

昭和財政史

終戦から講和まで

第15巻

国際金融・貿易

東洋経済新報社

監修のことば

『昭和財政史――終戦から講和まで――』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち両名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち両名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならない事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものではあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来うる限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者両名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった両名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方方、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げたい。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者
鈴木武雄
安藤良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

凡　例

一、本巻の執筆は、犬田章が担当した。

二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。

三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。

四、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。

五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は〔〕で補った。

なお、引用資料、巻末資料等の取扱い等については、「資料編」解題を参照されたい。

六、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

共同研究者等名簿（昭和五〇年一一月一〇日現在）（部会員は五十音順）

顧問　舟山　正吉（元大蔵事務次官）

執筆担当者

監修者　鈴木　武雄（武蔵大学学長）

一般部会長　安藤　良雄（東京大学教授兼附属図書館長）

財政部会長　江見　康一（一橋大学教授）

金融部会長　中村　隆英（東京大学教授）

幹事　原　朗（東京大学助教授）

一般部会　犬田　章（東洋大学教授）

〃　藤村　幸雄（同志社大学教授）

〃　三和　良一（青山学院大学教授）

〃　原　朗（東京大学助教授）

財政部会　石　弘光（一橋大学助教授）

〃　植松　守雄（元大蔵事務官　一橋大学講師）

財政部会　宇田川璋仁（横浜国立大学教授）

〃　加藤　三郎（東京大学教授）

〃　加藤　睦夫（立命館大学教授）

〃　高橋　誠（法政大学教授）

〃　西村紀三郎（駒沢大学教授）

〃　林　健久（東京大学教授）

〃　山村　勝郎（金沢大学教授）

金融部会　伊牟田敏充（法政大学教授）

〃　塩野谷祐一（一橋大学教授）

〃　志村　嘉一（専修大学教授）

〃　西川　俊作（慶応大学教授）

〃　原　司郎（横浜市立大学教授）

一般部会　秦　郁彦（大蔵事務官）

財政部会　大森とく子（大蔵事務官）

目次

監修のことば

凡例

第一章　外国為替・貿易管理制度……三

第一節　連合軍総司令部管理下の対外取引管理……三

一　外国為替取引の原則的停止……三

二　大蔵省令第八十八号の制定……七

三　外国貿易の再開……九

四　全面的管理貿易の発足……一五

（一）輸出入計画……一五

（二）輸出手続……一八

（三）輸入手続……一九

五　民間貿易の再開……二〇
(一)　制限付民間貿易の発足……二〇
(二)　民間貿易に関する制限の緩和……二三
(三)　制限付民間貿易における輸出価格……二四

第二節　外国為替管理委員会時代の対外取引管理……三一
一　概　説……三一
二　外国為替管理委員会の設立……三七
(一)　外国為替管理委員会設置に関する司令部覚書……三七
(二)　外国為替管理委員会令……四〇
三　外国為替管理委員会の発足……四四
四　「外国為替及び外国貿易管理法」の制定……四七
(一)　制定に至る経緯……四七
(二)　外国為替及び外国貿易管理法の構成……四九
(三)　外国為替及び外国貿易管理法制定の意義とその特色……五〇
五　外国為替管理令……五五
(一)　外国為替管理令制定の経緯……五五
(二)　外国為替管理令の特色……五七
(三)　外国為替管理令の構成……五九
(四)　外国為替等集中規則……六一

六　その他重要政令等……六六
(一)　輸出貿易管理令……六六
(二)　輸入貿易管理令……六八
(三)　標準決済方法に関する規則……七〇
七　外国為替および貿易管理の権限分属について……七五
八　外国為替管理委員会の果たした任務……七八
九　外国為替管理委員会の権限の消長とその廃止……八二
(一)　外国為替管理委員会における権限の縮小……八二
(二)　外国為替管理委員会設置法の改正による権限の限定追加……八四
(三)　行政委員会制度の導入……八六
(四)　外国為替管理委員会の廃止決定……八七

第三節　外国資本の管理……九五
一　占領初期における外資導入の動き……九五
二　外国人の事業および投資活動に関する指令……九六
三　外国人の財産取得に関する政令……九七
四　外国人の事業活動に関する政令……九八
(一)　司令部覚書……九八
(二)　外国人の事業活動に関する政令……一〇〇
(三)　政令の廃止……一〇〇

五　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令……一〇一
六　「外資に関する法律」……一〇三
（一）　占領初期外資導入状況……一〇三
（二）　「外資に関する法律」の制定……一〇三
七　「外資に関する法律」と「外国為替及び外国貿易管理法」……一〇五
八　外資委員会……一〇七
九　「外資に関する法律の規定に基づく認可の基準等の特例に関する政令」……一〇八
一〇　「外資に関する法律」のその後の改正……一〇九

第二章　外国為替取引の機構と内容……一一三

第一節　外国為替銀行に対する為替管理上の規制の推移……一一三
一　終戦直後の為替の無い時期……一一三
二　制限付民間貿易再開から「外国為替及び外国貿易管理法」制定に至る期間……一一四
（一）　外国銀行……一一四
（二）　ライセンスド・バンクの業務内容……一一五
（三）　本邦銀行……一一六
（四）　為替取扱銀行の業務内容……一一七
三　「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」公布の時期……一二〇

四　「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」の公布の時期……一二三
五　「外国為替及び外国貿易管理法」施行以後……一二六
（一）　外国為替銀行の制限……一二六
（二）　本邦外国為替銀行海外支店……一二八
（三）　外国銀行……一二九
六　甲種外国為替銀行の業務について……一三一
七　乙種外国為替銀行について……一三八
（一）　乙種為銀の認可……一三八
（二）　乙種為銀の業務について……一四一
（三）　乙種為銀業務拡大の要望……一四三
第二節　貿易金融制度……一四六
一　管理貿易期……一四六
（一）　輸　出……一四八
（二）　輸　入……一五四
（三）　管理貿易期国内貿易金融上の問題点……一五七
二　民間輸入貿易再開後……一五九
（一）　輸　出……一六〇
（二）　輸　入……一六五
（三）　民間貿易再開後貿易金融上の諸問題……一八〇

第三節　外貨資金の管理と蓄積過程……一八九
一　連合軍総司令部管理下の外貨状況……一八九
二　外国為替管理委員会発足後の外貨資金状況……一九四
（一）第一期（昭和二四年一一月一日から昭和二五年六月三〇日まで）……一九五
（二）第二期（昭和二五年七月一日から昭和二六年九月三〇日まで）……二〇五
（三）第三期（昭和二六年一〇月一日から昭和二七年四月三〇日まで）……二一九
（四）外貨資金の蓄積過程とその活用……二三三
第四節　外国為替関係政府資金会計……二三八
一　貿易資金……二三八
二　貿易資金特別会計……二三九
三　貿易特別会計……二三五
四　外国為替特別会計……二三七
（一）特別会計の発足……二三七
（二）昭和二四年度中の貿易特別会計および外国為替特別会計活動状況……二四一
（三）昭和二五年度の外国為替特別会計活動状況……二四三
五　外国為替資金特別会計の設立とその活動状況……二四七
六　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計の損益状況……二五三
七　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計に対するインベントリー・ファイナンスの問題……二五六

第三章　外国為替予算制度……二六一
第一節　外国為替予算制度……二六一
一　概　要……二六一
二　外国為替予算制度制定までの経緯……二六四
第二節　外国為替予算の作成と決定……二六八
一　外国為替予算の作成機関……二六八
（一）関係審議会……二六八
（二）関係審議会幹事会……二六九
二　輸入貨物外国為替予算の作成手続……二七〇
（一）予算作成の準則……二七一
（二）外貨資金の使用可能量の推定……二七三
（三）物資需給による要輸入量算定……二七六
（四）外貨予算作成の具体的手順……二七七
三　外国為替予算の構成……二七八
（一）総　括　表……二七九
（二）輸入貨物外国為替予算表……二八一

(三)　貿易外支払外国為替予算表……二八二
四　外国為替予算の期間……二八三
五　外国為替予算の効力……二八四
六　外国為替予算の変更……二八五
第三節　輸入貨物外国為替予算の実施……二八八
第四節　外国為替予算の各期別実績……二九八
一　昭和二五年一―三月期……二九八
二　昭和二五年四―六月期……二九九
(一)　当期予算の「概要」発表について……二九九
(二)　予算実施状況……三〇二
三　昭和二五年七―九月期……三〇三
(一)　概　要……三〇三
(二)　予算実施状況……三〇六
四　昭和二五年一〇―一二月期……三〇九
五　昭和二五年中外貨予算の特色……三一〇
(一)　閣僚審議会の活動……三一〇
(二)　予算規模の拡大……三一一
(三)　先着順輸入制度の問題点……三一三

(四)　協定貿易……三一七
(五)　求償貿易……三一九
(六)　朝鮮戦争と輸入促進……三二一
(七)　外貨予算第一年の経験……三二三
六　昭和二六年一―三月期……三二五
七　昭和二六年四―六月期……三二六
八　昭和二六年七―九月期……三二八
九　昭和二六年一〇―一二月期……三二九
一〇　昭和二七年一―三月期……三三〇
一一　昭和二六年中外貨予算の特色……三三一
(一)　一―三月における輸入促進……三三一
(二)　ポンド・ユーザンスの導入と停止……三三三
(三)　日英支払協定の改訂とポンド地域貿易……三三四
(四)　オープン勘定黒字の累積……三三四
(五)　自動承認制についての論議……三三五
(六)　朝鮮休戦会談とドル収支……三三六
(七)　外貨予算制度上の改善……三三七
第五節　貿易外支払外国為替予算の実績……三四〇
(一)　貿易外支払予算の項目……三四〇

(二) 昭和二五年一―三月期から同年一〇―一二月期までの予算編成……三四二
(三) 昭和二五年中貿易外支払外貨予算と外国為替統計貿易外支払との対比……三四四
(四) 昭和二六年一―三月期から二七年一―三月期までの予算編成……三四五
(五) 昭和二六年中貿易外支払外貨予算と外国為替統計貿易外支払との対比……三四六
(六) 昭和二六年中貿易外支払外貨予算通貨別許可状況……三四九

第四章　対外経済取引の進展施策……三五七

第一節　戦後のわが国外国為替相場……三五七
一　三六〇円単一外国為替相場の決定経過……三五七
二　三六〇円単一為替相場の決定に至る間の主要事項……三六六
(一) 一ドル一五円および一ドル五〇円占領軍レート決定について……三六六
(二) 司令部円再評価委員会とわが国政府・大蔵省・為替部会との「為替処理対策」に関する折衝……三六八
(三) ヤング報告の特色……三八〇
(四) 経済企画庁のK作業・R作業……三八一
(五) 価格算定制度（RCS）……三八三
(六) 昭和二三年下期における大蔵省内部見解……三八四
(七) 単一為替設定対策審議会……三九二
三　単一為替相場決定後の経過……三九四

第二節　通商協定の進展……四〇七
一　通商協定採用の背景……四〇七
二　日本の通商協定の沿革……四一〇
三　日本のオープン勘定の運営方式……四一八
四　日本のオープン勘定の特徴……四二〇
五　オープン勘定の果たした役割……四二四
六　講和条約締結後……四二七
第三節　優先外貨制度・輸出振興外貨制度……四三〇
一　概　要……四三〇
二　輸出振興策……四三一
三　優先外貨制度……四三三
四　輸出振興外貨資金制度……四五三
第四節　国際通貨基金・国際復興開発銀行加盟……四六〇
一　加盟に至る経緯……四六〇
二　加盟に当たっての問題……四六一
三　加盟による問題点……四六九

四　国際通貨基金「為替制限に関する第四年次報告」における日本の記述……四七〇

第五章　国際収支……四八一

第一節　外国為替統計……四八三
一　沿　革……四八三
二　作成方法……四八六
三　その利用……四九五

第二節　貿易関連諸統計……四九九
一　輸出入信用状統計……四九九
二　輸出認証統計……五〇五
三　輸入承認統計……五〇八
四　外国貿易統計……五〇九

第三節　貿易・為替関連諸統計の相互連関性とそれらの総合的な利用……五一五
一　輸出関連諸統計……五一五
二　輸入関連諸統計……五一七
三　外貨資金に関する収支見込作成……五二二

第四節　保有外貨統計……五二七
一　保有外貨の考え方……五二七
二　MOF方式保有外貨残高……五二二
三　IMF方式保有外貨残高……五二三
四　外貨準備高……五二五
五　「外貨準備高」と「MOF方式保有外貨残高」との具体的相違点……五二六
六　保有外貨残高の増減と外国為替統計収支尻との比較……五二八

第五節　輸出入貿易年別推移……五四二
一　昭和二一年（昭和二〇年九月から二一年一二月まで）……五四二
二　昭和二二年……五四三
三　昭和二三年……五四五
四　昭和二四年……五四八
五　昭和二五年……五五一
六　昭和二六年……五五六

第六節　国際収支統計……五七一
一　沿　革……五七一

二　基本原則……五七七
三　項目別内容・作成方法……五七九
四　外国為替統計との相違点……五八五
五　昭和二一―二六年の実績……五九三
六　戦前（昭和九―一一年平均）の国際収支との対比……六〇八

付属資料……六一三

統計表・図目次

〈表〉

表1-1　年度別・形態別外資導入状況認可実績……二一〇
表2-1　輸銀融資状況推移……二四四
表2-2　金融種類別融資承諾実績推移……二四四
表2-3　輸入貿手貸出残高……二六八
表2-4　外国為替貸付残高……二七一
表2-5　品目別・地域別別口外国為替貸付残高……二七四
表2-6　司令部勘定残高の推移……二九二
表2-7　米ドル資金四半期別残高……二〇一
表2-8　米ドル資金四半期別受払高……二〇一
表2-9　米ドル資金受払内容……二〇二
表2-10　特殊取引控除後の米ドル受払額……二〇二
表2-11　英ポンド資金四半期別残高……二〇四
表2-12　英ポンド資金四半期別受払高……二〇四
表2-13　清算勘定四半期別受払高および期末残高……二〇四
表2-14　主要国別清算勘定四半期末残高……二〇四
表2-15　現金勘定および清算勘定残高……二一〇
表2-16　米ドル勘定受払明細表……二一〇
表2-17　米ドル資金および英ポンド資金月末残高……二一二
表2-18　英ポンド資金受払明細表……二一四
表2-19　米ドル勘定受払……二一〇
表2-20　英ポンド勘定受払……二一〇
表2-21　現金勘定残高および清算勘定尻の推移……二二二
表2-22　年間現金勘定・清算勘定受払規模……二二二
表2-23　期末残高に対する期中受払合計額の比率……二二二
表2-24　米ドル資金受払内訳表……二二四
表2-25　貿易資金収支……二二二
表2-26　貿易資金貸借対照表……二二二
表2-27　輸出入実績……二二四
表2-28　外貨受払に伴う貿易・外国為替両会計の円資金不足状況……二四二
表2-29　昭和二四年度貿易・外国為替特別会計収支……二四二
表2-30　昭和二五年度外国為替特別会計（収支）……二四六
表2-31　昭和二五年度外国為替特別会計（資金繰り）……二四七
表2-32　昭和二六年度外国為替資金特別会計（収支）……二五〇
表2-33　昭和二六年度外国為替資金特別会計（資金繰り）二五一
表2-34　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計損益……二五五

表3-1　輸入申請額の予算額に対する倍率（二五年一―三月）……三一五
表3-2　輸入申請額の予算額に対する倍率（二五年四―六月）……三一六
表3-3　輸入貨物外国為替予算期別実施状況……三五〇
表3-4　自動承認制期別実施状況……三五三
表3-5　貿易外支払外貨予算の推移……三五四
表4-1　輸出商品価格算出基準第一回分……三六二
表4-2　輸出商品価格算出基準第二回分……三六三
表4-3　輸出商品価格算出基準第三回分……三六四
表4-4　輸出商品価格算出基準第四回分……三六四
表4-5　金融・貿易協定概況一覧表……四一四
表4-6　オープン勘定国別輸出入額……四二四
表4-7　オープン勘定国別残高表……四三六
表4-8　優先外貨使用許可実績……四四八
表5-1　外国為替統計実績……四八四
表5-2　輸出入信用状統計……五〇〇
表5-3　輸出入信用状残高……五〇二
表5-4　輸入承認証発給高……五〇六
表5-5　輸出認証統計……五〇七
表5-6　貿易額および貿易指数……五一〇
表5-7　通関輸入と援助輸入……五一二
表5-8　外貨資金収支……五二三
表5-9　外貨保有高……五二九
表5-10　保有外貨残高推移（FECB四半期報告による分）……五三〇
表5-11　決済地域別輸出入額……五四六
表5-12　輸出入の国民所得に対する割合……五六五
表5-13-A　国際通貨基金への国際収支報告用標準表式……五七三
表5-13-B　基金の金取引報告表……五七五
表5-13-C　政府および銀行機関の長期資本取引に計上すべき項目……五七六
表5-14　国際収支と外国為替収支との比較……五九〇
表5-15　国際収支概括表（昭和二一年から二七年まで）……五九六
表5-16　国際収支状況（昭和二一年から二七年まで）……六〇四

〈図〉

図5-1　輸出手続の図示……五一八
図5-2　輸入手続の図示……五二一

国際金融・貿易

第一章　外国為替・貿易管理制度

第一節　連合軍総司令部管理下の対外取引管理

一　外国為替取引の原則的停止

終戦後、日本は、連合軍総司令部の管理下におかれ、対外経済関係取引は、「ポツダム宣言」[1]と、アメリカの「初期の対日方針」[2]により、次のような原則に立って、司令部の統制のもとにおかれることとなった。

(1) 平和国家としての日本経済を維持するに必要な原料等の輸入とそれを支払うための輸出は許可される。

(2) 将来、世界貿易機構に参加することが許される。

(3) ただし、占領下にあっては、連合軍総司令部の許可のない限り輸出入は許されない。外国為替取引も同様である。

(4) 日本の在外資産は、連合国当局の決定した処分を受ける。

このような原則的諸指令に続いて、昭和二〇年九月二二日、SCAPIN第四四号「金、銀、有価証券及び金融証書等の輸出入統制」、およびSCAPIN第四五号「金融取引の統制」が発せられた。

前者により、大蔵省の事前の許可のある場合を除き、左に掲げるものの輸出入が禁止された。

(一) 金貨または銀貨
(二) 金、銀または白金の地金もしくはそれら合金
(三) 通貨および有価証券
(四) 小切手、送金手形、為替手形、約束手形、支払指図書、送金指図書、またはその他の金融上の諸証書
(五) 日本国の内外を問わず金融上ないし財産上の取引を行なうための委任状または授権書もしくは指図書
(六) 前記以外の一切の債務証書または財産権を証する証書

そして、大蔵省は司令部の事前承認なしにこれらを許可してはならないとされた。

これは、終戦の混乱にまぎれてこれらのものの輸出入が行なわれることによって、国内経済、特に金融が悪影響を被ることを防止すると同時に、事態収拾の一応の見通しの立つまで国内の現状をなるべく維持するために、とりあえず内外の経済交流を遮断しようとしたものであった。

後者は、大蔵省の事前の許可ある場合を除き、左に掲げる取引を禁止した。

(一) 金貨または銀貨
(二) 金、銀または白金の地金もしくはそれらの合金
(三) 日本国内居住者の所有または支配する在外財産

(四) 外国居住者の所有または支配する国内財産
(五) 外国為替取引

そして、大蔵省は司令部の事前許可なしにこれらを許可してはならないとされた。これも、内外の経済交流の遮断および現状保持を目的としたものである。

ついで、一〇月三〇日付で、「日本在住者の外国商社との契約」なる覚書（SCAPIN第二一一号）が発せられ、日本政府の許可なくしては、日本国内居住者は外国商社と金融的、商業的または取引上の契約をしてはならないし、また日本政府が許可を与える場合には、司令部の事前承認を要するものとされた。

以上三つの指令によって、本邦居住者の対外取引は、原則として禁止されることとなった。しかも、司令部の承認の与えられることはきわめて稀であったから、通常の為替取引はほとんど絶対的な禁止のもとにおかれた。

なお、昭和二〇年九月三〇日付の「植民地及び外地銀行並に戦時特別機関の閉鎖」に関する覚書（SCAPIN第七四号）によって、わが国の在外金融機関、戦時金融機関、海外開発および拓殖機関はすべて閉鎖され、司令部の特別の管理のもとに置かれるようになった。

昭和二〇年一〇月六日付の「外国為替資産及び関連事項の報告」に関する覚書（SCAPIN第九六号）によって、日本国内において金融機関が所有している一切の貴金属、外国通貨、外国為替証書等を日本政府が分離保管し、司令部の許可がなくてはこれを移転することができなくなった。

このようにして、終戦後、日本にとっては為替のために必要な一切のもの――外貨、為替取引、為替相場、為替銀行等――が存在しない状態となった。

なお、この間に実施された緊急的・事務的措置は次のとおりである。

(1)　「外国人関係取引取締規則」の廃止

この規則は、「外国為替管理法（昭和一六年）」（昭和一六年法律第八十三号）第一条の外国人の本邦内における財産の取得または処分の禁止または制限に関する規定により、昭和一六年七月二八日大蔵省令第四十六号をもって制定され、連合国側のわが国に対する資産凍結令発動に対処するものであったが、終戦に伴い、政府は、昭和二〇年八月三一日大蔵省令第七十三号をもってこれを廃止し、本邦内における資産凍結令を解除した。

(2)　引揚邦人持帰り金に対する規制措置

終戦により旧占領地域等からの日本人引揚げ急増が予想され、政府はインフレ高進防止の見地から、引揚者の持帰り金および日本向け送金等の支払に一定の限度を設けることとし、さしあたり朝鮮、台湾、「関東州」、「満州国」および中国からの引揚者を対象とし、原則として、持帰り金および日本向け送金等を合算し一家族当り一〇〇〇円を現金で支払い、残金は取扱銀行に特別措置預金として積み立てさせ、翌月以降毎月一〇〇〇円を限度として引出しを認め、限度をこえる引出しは別途大蔵省において承認を要することとし、昭和二〇年九月中旬以降日本の外国為替銀行において、以上の措置が取り扱われることとなった。その後この措置は、朝鮮からの送金その他により生じた内地銀行預金払出しについては、二〇年一二月六日付司令部覚書（SCAPIN第三九四号）により、既往の分を含め累計一万円が限度とされ、限度以上の払出しに司令部の事前承認を要することとなり、二一年三月二八日付大蔵省令第四十一号により施行された。二一年九月二七日からは「満州国」、「関東州」、朝鮮および台湾からの送金等による円貨表示預金について、従来の規制を廃し、一般の預貯金と同様、「金融緊急措置令」の規制のみを受ける（払出限度毎月一〇〇

〇円の廃止）こととなり、外地関係預貯金規制措置が統一された。

(3)　外国為替取引の全面停止

金、銀、白金等の取引ならびに対外関係取引の取締りに関する昭和二〇年九月二二日付司令部覚書により、わが国においては、外国為替取引が禁止され、その即時実施が要求されたので、「外国為替管理法施行規則（昭和一六年）」を根拠として、昭和二〇年九月二七日付大蔵省外資局長通牒蔵外為第百五十一号「外国為替取引停止方ニ関スル件」が外国為替銀行あて発せられ、引揚邦人持帰り金の一〇〇〇円を限度とする交換以外の外国為替その他これに準ずる取引が停止された。

二　大蔵省令第八十八号の制定

政府はこれらの指令に基づき、「昭和二十年勅令第五百四十二号（「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件）ニ基ク金、銀又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件」（昭和二〇年一〇月一五日勅令第五百七十八号）、および、「外国為替管理法第一条及昭和二十年勅令第五百七十八号金、銀若ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件ノ規定ニ依リ金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ニ関スル件」（昭和二〇年一〇月一五日大蔵省令第八十八号）、通称「八十八号省令」を公布施行、国内的な法制を整備した。

昭和一六年法律第八十三号「外国為替管理法」[3]に基づく同法「施行規則」、「貿易為替管理規則」等の従来の法令は存続してはいるが、事実上その機能をほとんど停止しており、その改正も考慮されたが議会が閉会中であり、速やか

な公布が必要とされ、さらに指令の表現に忠実な法令とするのが適当であるとの意見等により、この外国為替管理法第一条と、右のいわゆるポツダム勅令五百七十八号を根拠法として八十八号省令が制定され、その後の対外経済取引の取締りはほとんどすべてこの省令によって規制されることになった。八十八号省令は全文わずか一〇ヵ条（改正による追加を含めて）にすぎず、しかもそのうち為替管理の実体規定は三ヵ条のみである。

すなわち第一条は、(1)金貨または銀貨、(2)金、銀もしくは白金等の地金またはこれらのものの合金、(3)通貨または有価証券、(4)小切手、送金手形、為替手形、約束手形、支払指図書、送金指図書、その他の金融上の諸証書、(5)本邦の内外における金融上または財産上の取引に関する委任状または代理権その他の権限を授与すべき証書もしくは指図書、(6)その他前各号に掲げざる債務証書または財産権を証する証書、の輸出入を制限するものであり、第二条は、(1)本邦居住者の在外財産に関する取引、(2)外国居住者の本邦内に在る財産に関する取引、(3)外国為替取引、を制限する規定であり、最後に、第二条の二（これは一一月二四日、八十八号省令の改正として公布された九十八号省令により追加された条文であり、前記一〇月三〇日付覚書に従ったものである）として外国人との金融上、商業上その他営業上の契約を制限するものである。以下、第三条は取引の定義を、第四条は在外財産の定義を、第五条は外国為替取引の定義をそれぞれ述べたものである。以上実体規定を行なった三ヵ条を要約すると、(1)貴金属、対外支払手段、金融証書の輸出入、(2)外国為替取引、(3)外国人との営業上の契約、の三者を大蔵大臣の許可のもとにおくものであり、事実上許可される場合はきわめて限られていて、実質上全面禁止に等しいものであった。

さらに、この三つの取締事項は、外国為替管理法第一条に列挙される一八項目の事項をすべてカバーし、かつそれより広範にわたるものである。しかもその規定の仕方は、外国為替管理法におけるように、取引の形式を類型的に列

挙する場合のようないわゆる法網に抜け穴を生じがちな行き方をとらず、「外国為替取引」といった抽象的表現をもってすべてをおおいつくそうとする特色があり、対外取引は、すべて大蔵大臣に許可申請をしなければ適法にはなしえないというもので、これはいわゆる為替管理の概念をもって律するには必ずしも適当でない変則のものであり、むしろ対外取引の非常禁止命令ともいうべきものであった。

そこで、各種の外国為替取引の統制手続も別に定められることなく、必要が起こる都度適宜な申請書式により政府の許可（実体は司令部の承認）を受ける方法をとらざるをえなかった。このようにして、わが国の対外経済関係取引は、すべて司令部の事前承認制のもとにおかれることとなったが、その後は、司令部と随時折衝することにより、「外国為替管理法施行規則」および「大蔵省令八十八号」の規定による制限免除のかたちで、規制の緩和が告示され、昭和二四年一二月、「外国為替及び外国貿易管理法」が公布されるまでの間に、改廃等の告示も含め、総数五九件が発令された。

三　外国貿易の再開

終戦後、前述のように対外経済取引は原則的に禁止されたが、占領行政の進展、経済の常態化に伴い、外国為替取引の必要がしだいに起こってきた。

終戦直後、眼前に迫る飢餓を克服し、破局に直面している日本経済を建て直すためには、緊急に必要とする物資の輸入が必要であり、これを賄うためには輸出が必要となった。そこで、政府は司令部に対し食糧を中心とする必需物

資輸入許可を懇請したところ、司令部は、援助物資を受け取り、輸出物資を取り扱う一元的機関として貿易庁を新設し、かつその経理を明らかにするために貿易資金を設置することを二〇年一〇月九日付の覚書ＳＣＡＰＩＮ第一一〇号「必需物資の輸入」によって指令した。

そこで、政府は、一二月一四日、勅令第七百三号「貿易庁官制」を公布し、日本側の輸出入業務に当たる一元的機関として貿易庁を同一四日開庁し、同二一日、貿易に関する円資金の受払いを経理するため法律第五十三号「貿易資金設置に関する法律」を公布施行し、これで、国営貿易の初期的な体制を整えた。

貿易庁は、輸出入の専管機関となるが、補助機関として約八〇の輸出入代行機関を指定し、品目ごとに輸出入業務を取り扱わせ、司令部の指示または確認のもとに輸出入を独占し、その輸出物資買上げに要する経費は貿易資金から払い出し、輸入物資の売上げ代金は貿易資金に受け入れる。

この体制は、国営貿易の進展に伴い逐次整備され、翌二一年四月三日付の覚書「貿易庁」（ＳＣＡＰＩＮ第八五四号）によって司令部からわが国貿易の一元的運営機構として貿易庁の性格、機能等が明確に規定された上で正式に認められ、以後、日本側の貿易関係業務のすべては政府に代わって貿易庁が一元的に運営することとなった。このような貿易庁の拡大強化と昭和二一年一一月一三日法律第五十四号（二三日施行）「貿易資金特別会計法」による貿易資金別会計の設置および昭和二一年六月二〇日勅令第三百二十八号「貿易等臨時措置令」の制定によって、国営貿易体制が完備するに至った。

「貿易等臨時措置令」は、貿易の政府独占を指令した覚書に基づいて制定され、輸出入貿易はすべて国営で行なうこと、民間貿易は例外的に許可を受けたときに許され、主務大臣は輸出向け物資を確保するために当該物資の譲渡等

に関し必要な命令をすることができること等を規定したものである。その制定経緯をみると、二一年三月一四日付の覚書「輸出手続」（ＳＣＡＰＩＮ第八一四号）により、わが国輸出取引上における司令部の立場、わが国政府の責任、具体的手続の明細等が示され、従来司令部の一方的な個別指令によって随時行なわれてきた輸出に対して、はじめて一般的な方針が与えられた。これと、四月三日付の「貿易庁」によって、貿易運営機関の性格、機能等も明確に規定されたので、政府は右の両覚書に基づき、六月二〇日付をもって勅令第三百二十八号「貿易等臨時措置令」を、翌七月一五日付で商工、農林、厚生、運輸省令第一号「貿易等臨時措置令施行規則」をそれぞれ公布施行した。

一方、この間、右の勅令第三百二十八号により、「貿易統制令」（昭和一六年五月一四日勅令第五百八十一号）が廃止されたほか、同六月一九日付の勅令第三百三十号「交易営団解散令」によって、昭和一八年六月設立以来戦時中におけるわが国の貿易の一元的運営機関の役割を果たしてきた交易営団の解散も決定し（ただし解散令は施行にいたらず同営団は翌二二年三月一七日付をもって閉鎖機関に指定された）、さらに、翌二二年三月三一日に法律第四十二号（四月一日施行）によって「為替交易調整特別会計」が廃止され、同一〇月二一日には法律第百二十三号によって「貿易組合法」が廃止され、旧貿易運営機構の解体が進められる等、わが国の貿易は、「貿易等臨時措置令」を基礎とするまったく新しい体制のもとにおいて再発足することとなった。

ところで、右の輸出入代行機関は純然たる私的機関であり、輸出入業務の取扱における公的責任の所在が不明確であり、業務が実績本位で運営されて新規加入が制約され、また昭和二二年法律第五十四号「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の制定（四月一二日）により輸出入業務は一種の統制機能と解すべきであるとされたことなどからまもなく廃止され、昭和二二年四月一四日法律第五十八号（一七日施行）「貿易公団法」に基づく鉱工品、繊維、

食糧、原材料の四貿易公団（同年七月一日業務開始）がそれに代わって設立された。貿易庁はその後、昭和二四年五月二五日、通商産業省の発足とともに廃止された。

以上の制度における特色は、左のとおりである。

(1) 為替相場が設定されていないために、貿易庁の輸出品買上げおよび輸入品売却価格は海外に対する売り値、買い値とは無関係に国内公定価格に準拠して定められた。一方、外貨資金の管理は司令部商業勘定において司令部が直接に管理し、輸出により獲得された外貨は同勘定に振り込まれ、輸入に必要な外貨は同勘定から決済され、その内容はわが方に知らされることがなかったから、貿易資金の経理は単に円貨の受払いに限られ、外貨の売買およびそのための金融が問題となる余地もなく、円貨、外貨を通ずる経理は不可能であった。

(2) 敗戦の結果、わが国の外国為替銀行が閉鎖され、貿易に伴う為替業務は、司令部の認可によって終戦後いち早く進出した外国銀行のもっぱら取り扱うところになった。

このようにして、わが国の経済は外界から遮断され、外国為替業務についても、何ら関知するところがなく、為替取引は一般的に禁止され、貿易は必要最小限度国営によって行なわれることが認められるという、最も強度な為替管理態勢から出発することとなった。

貿易の再開に伴い、貿易外取引の需要も起こってきたが、これらの送金は、八十八号省令によって申請者が大蔵省の許可を取り、自ら外国為替銀行で為替を取り組み、またはその支払を受けるという手続にはよらないで、司令部と貿易庁の話合いにより、司令部が自ら外貨の受払をなし、貿易庁はこれに対応する円貨の受払を行なう方法によって統制し、その換算率も一応軍換算率を準用していたが、実際は個々の場合に応じて区々に処理されていた。

貿易および貿易外を通ずるこのような為替取引の状態は、その後幾多改善はされたが、本質的には、昭和二四年末まで続いた。輸出入に関する外国為替取引は国営貿易の発展に伴い拡大したが、業務は原則として司令部と外国銀行とによって行なわれ、わが方はおおむね関係せず、貿易外の為替取引はきわめて例外的で、とくに対外送金はほとんど許可されなかった。

このように、戦後日本の貿易は政府貿易方式によって開始されたが、昭和二二年以降いわゆる東西の対立、冷戦を背景とするアメリカの対日政策の転換に伴って、輸出面については民間貿易方式が徐々に開かれた。昭和二二年八月一五日、外国人バイヤーの日本入国ならびに一部輸出品に関するわが国業者とバイヤーとの引合いが許可され、民間貿易の第一歩が踏み出された。翌二三年八月一五日、わが国業者とバイヤーとの直接取引を許可するB・S・コントラクト方式 Buyer-Supplier Direct Contract が実施され、同年一〇月一五日、商品別に円ドル交換率を定めた価格算定制度 Price Computing System（PCS）が採用された。

これに対処して、法制的措置としてはなんら新しい立法をせず、既存の全面的制限法規を個別的に制限免除の告示により解除してゆく方法がとられた。「外国為替管理法」及び同法「施行規則」は法律上は適用力を維持しているが、事実上機能しているのは「八十八号省令」だけといってよい状態であった。貿易についても、「貿易等臨時措置令」の制限を免除する形をとり、貿易為替の統制も「貿易為替管理規則」[4]によるものとはいいえなかった。

このような状況のもとで国内経済がしだいに安定して、外国為替相場設定の基礎が造出され、国営貿易の民間化、ことに民間輸入再開の機運が醸成され、国営貿易から民間貿易への移行、外貨資金管理への日本側の参加が日程に上るようになり、二四年二月一日には、一部商品を除く輸出契約承認権限がわが国政府に移管されるとともに、政府貿

易の範囲が政府保有物資の輸出など特定の場合に限定され、民間貿易の拡大が図られた。二四年三月三一日、食糧品、原材料両貿易公団は廃止され、鉱工品、繊維両貿易公団は二七年四月一日「貿易公団法」失効に伴い廃止された。四月には画期的な三六〇円単一為替相場が設定されるという事態に至ったが、なお、わが国の対外取引統制法ないし為替管理法は、戦時中の外国為替管理法と戦後の非常臨時立法が混交したものが、諸所で制限がはずされるという姿で残されているので、戦後の安定化を回復する過程で、総合的な為替管理立法が要望される状況となった。

この間、「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」[5]（昭和二四年六月三日政令第百九十九号）、「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」[6]（昭和二四年七月一五日政令第二百六十六号）、「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」[7]（昭和二四年一〇月二五日政令第三百五十三号）等、外国為替管理法の一部をなすべき法令が、必要に迫られて臨時立法としてポツダム政令で制定公布された。

さらに、昭和二四年三月一五日政令第五十一号により外資委員会が経済安定本部の外局として、同一六日政令第五十三号により外国為替管理委員会が総理府の外局としてそれぞれ創設され、為替管理の機構も複雑化し、権限の分配も必ずしも明確でなく、統制法規自体も錯雑不明瞭化し、事態はもはや統合法の制定を一日も早くまつばかりとなった。

しかし、輸入は依然として全面的に政府貿易によって行なわれ、民間輸出貿易もその決済は貿易資金特別会計を通ずる円貨の受払いによることに変わりはなく、本格的な民間貿易方式への移行は、昭和二四年末まで持ち越されることとなった。

四　全面的管理貿易の発足

(一)　輸出入計画

終戦直後の九月末、日本政府は食糧事情の切迫と輸送力不足に鑑み、緊急輸入として、食塩一〇万トン、米一〇万トン、小麦一〇万トン、石油一二万キロリットルを司令部に要請し、同時にその支払手段として生糸、羽二重合計二〇〇〇万ドル弱の輸出見込を提出した。

一〇月九日、司令部から、「必需物資の輸入」（SCAPIN第一一〇号）、翌一〇日「輸入物資についての報告」[8]（SCAPIN第一一六号）が出され、右の輸入は一般国民の生活維持のため絶対必要な限度においてのみ認められ、右輸入代金の支払は輸出により保証が確立されること、右輸入を必要最小限度にとどめるため国内物資の最大限の活用を図ること等の輸入に関する一般的方針が示された。これと同時に必需物資の輸入に関する輸出計画の提出が要求された。

そこで、政府は、一一月一五日、昭和二〇年一二月から翌年末までの輸出入計画を提出した。これは、輸出三〇億六八〇〇万円、輸入二三億九一〇〇万円で、輸入の内訳は穀類三三九万六〇〇〇トン、石炭一一三万トン、鉄鉱石八五万トン、塩一〇五万トン、綿花一八万トン、非鉄金属一二万八〇〇〇トン、石油類六五万三〇〇〇キロ・リットル等であった。[9]

司令部は二〇年一二月末、次のような内容の指令[10]を発し、食糧、綿花、石油、塩等、国民生活維持のための物資輸

入が許可され、その見返りとして、わが国が供給しうる極東地域における復興用物資を輸出することとなった。

指令の要点

(一) 昭和二一年度中に輸入を許可されるべき食糧、綿花、石油、塩の輸入量は世界市場における需給関係、世界の船腹量および日本が対価としてどの程度の輸出能力を有するか等の事情にもとづいて決定される。

(二) 食糧については、輸入量およびどの地域から仕向けるかを検討中で、ことに極東における食糧事情を究明中であり、そこから対日輸出をしてもさして世界の食糧補給に差支えぬ地域より余剰食糧が振り向けられよう。

(三) 輸入食糧の全量は世界の食糧事情を検討し、かつ対日輸出に使用し得る船腹量が明確化されたのちに決定される。

(四) 右のごとき輸入許可に対し、日本は現に極東において主要物資を輸出しつつあり、たとえば朝鮮への石炭輸出は月七万トンに達し、香港にも日本炭が輸出されている。このほか中国の炭坑改修のため炭坑用木材が輸出され、三〇〇〇トンのピッチが近く朝鮮の炭坑用材として輸出されるはずで、朝鮮にはさらに同地の蚕糸業再建のため多数の蚕卵紙が送られることになっている。

また、オーストラリアは帰還兵士の繊維工業への復帰を助長するため一九四六年に七〇〇〇俵の生糸輸出を要請している。また、小量の塩は朝鮮よりすでに輸入され、日本からの木材輸出を引当てに多量の塩が中国から輸入されることになっている。

また、小麦二五〇〇トンおよび一部石油製品その他アメリカの軍需に余剰となった若干の財貨も日本に輸入され、これは日本政府代理機関を通じ一般商社へ売却されることになっている。

右司令部指令に述べられた輸出入計画に見合う実績（昭和二〇年九月～一二月）は次のようになった。

輸出				輸入		
品目	仕向地	数量		品目	仕向地	数量
石炭	朝鮮	一〇万九〇〇〇トン		塩	朝鮮	八五〇トン
〃	香港	二万四〇〇〇トン		タピオカ	南方	八七〇トン
蚕種	朝鮮	一五万枚		重油	アメリカ	一万トン
ピッチ	朝鮮	二三〇五トン				
杭木	中国	八三三一石				

日本政府の輸入要請は、翌昭和二一年五月一〇日の司令部覚書「輸出入物資に関する報告」（SCAPIN第九四三号）により計画的に一定の書式による提出が命ぜられた。政府は、「二二年度重要物資需給表」（経済安定本部が各関係官庁の提出する資料に基づいて作成）により、国内生産およびストックによって需要をカバーできないものを輸入計画に織り込み、これによって輸入要請を貿易庁を通じて行なった。

物資需給作成については、(1)石炭、鉄鋼の生産水準の概略を予想し、(2)輸出原材料は確保され、(3)国産品輸出を積極化する、という考え方から輸出計画を作成し、輸入計画については、(1)国民生活の最低水準維持、(2)輸出生産確保の見地によった。これら輸出入計画の金額を作成順に示すと次のようになった。[11]

期間	二〇年一二月～二一年一二月	二一年下半期	二二年
輸入	二三億九一〇〇万円	一〇〇億一三〇〇万円	一八八億五二〇〇万円
輸出	三〇億六八〇〇万円	九〇億三五〇〇万円	二三九億四八〇〇万円

なお、実績としては、終戦後二一年末までに、輸出二八億九六〇〇万円、輸入三五億八七〇〇万円となった。輸出の品目別構成は、繊維品五〇%、化学・農水産物各一四%、金属一四%、石炭一二%、以下機械、雑貨の順で、繊維品（主として生糸）輸出が半ばを占めた。輸入は、食糧五四%、綿花三〇%、以下石油、肥料、鉱産物となり、輸出原材料や国内復興用物資の輸入要請は、支払手段の不足により、ほとんど輸入されていない。

以上の輸入計画について考えられることは、物資の需給調整上の必要から組み立てられるもので、当時の日本側においては全然予想できない外貨資金の状況を考慮せず、また、貿易資金特別会計の円資金計画によって制約されなかったので、はじめから実現困難であることが予想せられ、司令部もいちいち承認、修正または不承認の意思を表示することはなく、輸入計画という名に値しなかったとみられる。

(二) 輸出手続

輸出については、貿易庁から司令部に提出する年間および四半期別の輸出計画の枠内で司令部により承認された分について輸出される「申請輸出」と、司令部から品目、数量、積出し先、積出し時期等を一方的に指定した「指令輸出」とが行なわれ、昭和二一年三月一四日、「輸出手続」[12]（SCAPIN第八一四号）発令以前は後者の方式による輸出が大部分を占めていた。

申請輸出に際しては、輸出準備申請書（IE一〇〇またはAPと略称）が司令部に提出され、その承認があってから輸出物資の発注または集荷が行なわれることとなっており、輸出物資の見込生産は、輸出原材料の浪費を防止するため、禁止されていた。また輸出準備申請書が承認されたのち、貿易庁から輸出引渡申請書（IE二〇〇またはADと略称）が提出され、司令部の承認により司令部に引き渡され、輸

出手続が完了するまで、当該輸出物資またはその原材料は凍結され、指示のない限り、輸出以外の目的に転用することはできなかった。

「申請輸出」および「指令輸出」いずれの場合も、司令部が外国政府と交渉して輸出先と輸出内容を決定し、これに基づいて貿易庁が輸出者となって司令部に対し輸出品を売り渡す形式がとられた。

輸出価格については、ドル建分は司令部がその時の国際価格を考慮して個別に決定し、円価格は貿易庁が別途国内統制価格に運賃、諸掛り、手数料等を加算して決定することになっていた。

(三) 輸入手続

前述の輸入要請を参考として、輸入貨物の買付は大部分アメリカ陸軍省によって直接行なわれ、司令部としてもその陸揚港における荷受を船積ごとに貿易庁宛の覚書によって指示するのにとどまった。したがって輸入貨物の品名、品質、数量、到着予定日、陸揚港、引渡先等については、覚書で指示されるまでは予知できず、二一年四月の貿易庁設立を命じた覚書（SCAPIN第八五四号）により、「輸入せられたものは一切そのまま受領せられることを要し、連合国最高司令官の承認を受けた場合のほか、貿易庁および日本政府は品質、数量、その他物品の引取に直接間接に影響のある事項につきなんらのクレームをも主張しえない」と、規定せられていた。

このような状況は、昭和二三年夏ごろまで続き、要するに、貿易庁はじめ日本側の仕事は、アメリカの陸軍省がいわゆるガリオア資金によって救済目的のために買い付けた食糧、肥料等を、司令部の指示を受けて、そのままの形で受け取るだけであった。このような輸入は、対外的には売買行為を伴わず、コマーシャル的な要素は存在せず、為替決済の起こらぬ払下げのようなものであった。

輸入貨物の引取業務は、貿易庁からその実務代行機関である四つの貿易公団に委任され、さらに原則として、一定の業務能力を有する民間商社に競争入札制により輸入貨物の引取、保管、輸送および需要者への引渡等の実務を委託していた。民間商社は、輸入実務を代行して手数料を受け取るだけで、輸入業者としての活動の余地はなかった。

五　民間貿易の再開

(一)　制限付民間貿易の発足

アメリカをめぐる国際情勢と同国内経済事情の変化等を反映して、昭和二二年以降、アメリカの対日経済政策にはしだいに転換がうかがわれ、従来の全面管理から日本経済再建と自立援助の方向に移り、貿易取引の民間方式への移行が講じられるようになった。

降伏後の日本貿易は、「疫病と不安防止のための輸入とその支払のための輸出」に限られ、占領軍の管理下に許される建前であったが、終戦以来二一年末までの貿易収支は当時貿易庁が各種の資料からドル建で算出してみたところ、アメリカからの輸入約三億ドルに対し、輸出一億二〇〇〇万ドルで、約一億八〇〇〇万ドルの入超となり、その他諸国への出超約五〇〇〇万ドルを差し引いても約一億三〇〇〇万ドルの入超となっており、原材料輸入―加工品輸出の促進が必要となった。

なお、アメリカは政府代理機関として合衆国商事会社 United States Commercial Company（USCC）を設け、わが国からの輸出品を取り扱わせたが、生糸をはじめわが国の商品を世界市場に円滑に売りさばくのが漸次困難

となった。たとえば、生糸は二一年一月に初めて輸出され、一年間に八万八〇〇〇俵積み出されたが、その間、アメリカ国内では二万六〇〇〇俵だけが売れ、USCCと貿易庁との手持を加え一二万八〇〇〇俵の滞貨が生じた。[13] 二二年中の生糸の輸出計画では一三万俵、同年四月までの積出しは二千数百俵にすぎなかった。その他亜鉛一万トン、電気銅二〇〇〇トン、くず鉛二六〇〇トン、コバルト、水銀等が売却できなかった。[14]

このように、わが国対米入超がしだいに増加し、司令部もわが国支払能力増加のためアメリカ以外の新市場開拓が必要となったと考えたため、二一年四月に司令部は東南アジアに職員を派遣し、七月にこれら各国から貿易使節団が来日し、フィリピンとの貿易協定締結を計画したが不成立に終わった。二二年二月、イギリス政府はイギリス商社代表の対日派遣をアメリカ政府に要求した。また、アメリカ政府は貿易使節団を日本に派遣して民間貿易再開への準備を進めることとなった。[15]

すでに、昭和二二年一月二日付の司令部覚書（SCAPIN第一四三二号）により、商業通信の一部再開が許可され、わが国の貿易業者は戦後はじめて海外市場の情勢に直接接触することができるようになった。

覚書によると、この処置は日本・諸外国間における国際貿易が最後には民間貿易へ復帰する第一歩の処置であり、将来、貿易の基礎を拡張するものであった。同年六月一〇日には司令部から同年八月一五日以降民間貿易の実施と一部外国バイヤーの日本入国を許可するとの発表があり、同年八月一四日には、「対日貿易政策一六原則」に関する極東委員会の決定に基づき、五億ドルのクレジット供与による輸出入回転基金の設定計画が発表され、民間貿易再開の準備が急速に整えられた。

八月一五日からのいわゆる制限付民間貿易なるものは、司令部の発表によると、対日経済封鎖を一部解除・緩和す

る程度のもので、正常な貿易再開は平和回復をまって実現されるべきものであり、政府対政府の取引は以後も民間貿易と並行して継続されるものとされた。

また、八月一四日の司令部発表によると、「日本輸出入回転基金は自給貿易国として日本を再起せしめるに一大重要段階をなすものであり、輸出するためには、日本は原綿、羊毛、鉄、塩、鉱油、木材、金属、ゴムその他幾多の物資を輸入しなければならない。日本は輸出によってのみ国民の生活を保障しうるのであり、他の諸国も日本の各種の輸出品を必要とする。このクレジットを利用することは、日本の輸出産業を再び活動させるものである。」

制限付民間貿易は、次のような仕組みで発足した。

従来、日本貿易の相手方は各国政府ないし合衆国商事会社等の機関であったものが、業者間の直接商談の機会が与えられ、外国民間業者がバイヤーとなり、日本にくることが許される。日本側売手は、形式的には従来どおり政府機関としての貿易庁だが、バイヤーとの取引交渉は日本の民間業者が直接行ないうる。すなわち、民間貿易とは、バイヤーが外国の政府たると個人たるとを問わず、日本側当事者が民間業者たる場合をさす。

昭和二一年七月から軍公金の取扱い等占領軍関係の業務従事が許可された外国銀行（ライセンスド・バンクと呼ばれる）は、制限付民間貿易に関する外貨取引面を担当し、国内取引面の業務は、東京、帝国、三菱、住友、三和、野村、東海、神戸、安田、のちに北海道拓殖等各銀行が貿易庁から為替取扱銀行に指定された。

しかし、このようにして発足した民間貿易は、輸入が全面的に除外され、対象品目も雑貨、農水産物、軽機械、化学製品等いわゆるA品目に限られ、繊維品、生糸、茶、重機械などは除外され、輸出価格は貿易庁が司令部の認可を得て指示するドル建価格により、バイヤーとわが国貿易業者との直接商談による価格の決定が認められないこと、外

国バイヤーの入国数は四〇〇人（各国割当は極東委員会が決定）、滞在日数は二一日に限定され[16]、商取引はすべて貿易庁を通じ、司令部の承認を得てすべての輸出契約が発効するなど、いぜん制限は強かった。

昭和二二年九月から二三年四月一五日までの民間輸出は、四一二一件、四六一〇万六〇〇〇ドル、輸入一七七件、三四九五万七〇〇〇ドルと、民間貿易の伸張ははかばかしくなかった[17]。

(二)　民間貿易に関する制限の緩和

昭和二三年に入り、民間貿易に関する諸種の制限は急速に緩和されることとなった。二三年二月、司令部によって外国貿易商の日本入国が全面的に認められることとなり、五月一五日からわが国貿易業者がこれらの外国商社と商談を行なうことが認められ、八月一五日以降、これらの措置に基づいてわが国貿易業者が売手となり、買手である外国貿易商との間で直接輸出契約を結ぶ、いわゆるB・S・コントラクト方式が実施された。これによりわが国貿易業者は、直接の取引当事者として、従来の貿易庁に代わって輸出取引に当たることとなった。

B・S・コントラクト方式の内容は、次のとおりである。①契約の日本側当事者を民間輸出業者とする。②従来の貿易手形制度を改正し、貿易業者は許可をうけたうえで、市中銀行から貿易手形による金融をうけることができる。③輸出品の品質、クレーム処理等すべて契約当事者たる業者が責任をもつ。④輸出価格については、フロア・プライス制を全面的に採用する。

その背景には、制限付民間貿易再開後も貿易の主要形態は政府貿易であり、障害が多かったこと、また、二二年九月ごろからイギリスのポンド交換停止による東南アジアのドル不足がわが国輸出綿製品の滞貨累増をもたらしたため、司令部は翌年四月、ポンド払またはバーターを許可することとなったこと、さらに、七月にはスターリング地域

のドル不足に対し双務的貿易協定が発足することとなったこと、二二年末には合衆国商事会社が解散し、ニューヨークと東京に司令部貿易事務所が設置されたこと、司令部は綿製品の民間貿易を許可したこと、等の事情もあった。

外貨建輸出価格についても、貿易庁が司令部の承認を経て内示する商品別の最低ドル建価格以上の価格でバイヤーとの間に自由に取決めが行なえるようになった。しかし、輸出契約が有効に成立するためには、なお、貿易庁と司令部による承認が必要とされており、貿易庁は民間輸出促進の趣旨からこの承認権限の一部を同年一〇月半ば以降地方（関西地方貿易事務局）に委譲したが、翌二四年二月一日から司令部の承認権限が一部商品を除いて日本側に委管され、民間輸出の大部分は貿易庁の承認のみで自由に行なえるようになった。

政府輸出についても、同日以後、政府保有物資輸出、政府による輸出品計画生産、政府対政府貿易等に範囲を限定し、民間貿易の拡大を図り、貿易公団も四月以降従来の四公団から鉱工品および繊維の二公団に縮小され、二四年二月には全輸出の九〇%が民間貿易によるものとなった。

(三) 制限付民間貿易における輸出価格

昭和二三年八月一五日以降の民間貿易制限緩和措置においては、最低ドル建価格制度 Floor Price System が採用された。これは、貿易庁が海外市場価格を参考にし、司令部の承認を経て内示する商品別のドル建価格を最低限度として、貿易業者がバイヤーとの間で自由に輸出価格の取決めを行なうことを認めるものであった。

輸出物資の円価格は、円の為替レートが設定されていないため、別途算定基準を設けることとなり、司令部の指示に基づいて商品グループ別に円ドル交換比率を定めて輸出ドル価格を自動的に円換算する価格比率制度 Price Ratio System が検討されたが、アメリカ側の一部反対（ヤング・ミッションの反対によって中止されたという説がある）

により、円価格については、従来どおり貿易庁が国内統制価格を基準として個別に認定する方式が続けられることとなった。

貿易庁は、価格認定の際、最低ドル建価格以上の輸出に対しては、最低ドル建価格に対応する認定円価格の一二五%の限度内において、ボーナスを加味する一種の輸出報奨制度を採用して民間輸出の振興を図ったが、これは価格比率制度に代わるものとして導入され、手続上も煩雑であったため、当初の価格比率制度を実質的に採り入れ、最低ドル価格の一二五%を円価格の最高限度とする価格算定制度 Price Computing System が司令部の了解のもとに貿易庁内部における輸出品円価格算定の基準として採用され、従来の価格認定制度と並行して同年一〇月半ば以降から一部の輸出物資（四〇余品目）に対して適用されることとなった。

その後、この制度の適用品目数はしだいに拡張され、翌二月二一日からは、最低ドル建価格の一二五%という円価格の最高限度も撤廃され、貿易業者の円価手取額は、契約価格しだいで増加することとなったが、元来、同制度の価格比率は円安に定められており、輸出産業のコスト引下げを要請するものでなく、民間輸出に期待したような進展はみられなかった。

こうした事情により、アメリカ政府は、円の対外単一為替相場を設定して日本経済を早急に国際経済に復帰せしめ、正常な貿易関係を通じて経済の自立を促進せしめる方針に傾き、昭和二三年一一月一八日における極東委員会の対日貿易指導方針および翌一二月一九日における「経済安定九原則」の実施に関する指令等によってその意向が明らかにされた。

貿易庁はこれに備え、価格算定制度による円ドル交換比率の上限六〇〇円を二四年二月一日から四五〇円に、同年

四月一日からは四二五円に再度にわたって引き下げた。

四月二五日、一ドル対三六〇円の単一為替相場が設定実施され、七月一五日からは新たな輸出振興制度としての優先外貨制度が創設され、民間輸出の基盤が整備されるにつれ、輸出最低価格制度は同年一〇月二五日に廃止された。

(1) ポツダム宣言の第一一項には、日本の貿易に関する連合国の態度が、次のように示された。

「日本国はその経済を支え、かつ公正なる現物賠償の取立を可能ならしめる如き産業を維持することが許される。ただし、日本国をして、戦争のため軍備を可能とする産業はこの限りでない。右目的のため原料の入手（その支配とはこれを区別す）を許可される。日本国は将来世界貿易関係に参加を許可される。」

(2) 占領開始直後の九月二二日、「初期の対日方針」が発表され、占領下における対日貿易方針が示された。すなわち、その第四部に「一切の商品の輸出入、外国為替および金融取引に対し統制が維持される。これらの統制の実施のために採用される政策およびその実際の運営は、これらのものが占領軍当局の政策に違反せず、かつ特に日本が獲得する一切の対外購買力が日本の欠くべからざる必要のためにのみ利用されることを確実ならしめるために、最高司令官の承認および監督下におかれる」ことが規定された。

(3) 昭和一六年四月一二日法律第八十三号「外国為替管理法」の沿革は次のようである。

為替管理法がわが国で採用されたのは、昭和七年七月一日の「資本逃避防止法」の形によるものであった。これは、第一次大戦後の世界恐慌の影響からわが国を安全に守るため不可避の措置として要請されたもので、初期の最も緩和された形での防衛的手段として採られたものである。内容としては、外国通貨および外国為替の売買、外国に向けた送金、外貨表示の預金取引および貸借、外貨表示の証券その他の債権の売買および輸入、外国居住者に対し信用を与える行為を禁止または制限できることになっていたが、この法律の適用は、「資本の内外移動を取締るため、必要あるとき」という制限のもとにおかれていたから、その実効をあげることができなかった。

わが国はすでに、昭和六年一二月、金の再輸出禁止を断行し、翌七年七月から、資本逃避防止法を施行したが、再禁止の直前まで四九ドル88であった対米為替相場が、七年一一月には二〇ドル台を割った。そして、翌八年三月五日に、アメリカは金本位を離脱し、わが国は為替の基準相場を米ドルから英ポンドに転換し、対英一シリング二ペンスの堅持を目標とし、

かつこれを補強するものとして、昭和八年三月二九日に「外国為替管理法」を公布し、五月一日から実施することとした。この法律は資本逃避防止法を継承したものであるが、取締りの対象を拡張するとともに大いにこれを強化した。

すなわち、次の制限禁止事項が追加された。

(1)外国為替相場の取極、(2)本邦通貨、金地金、金の合金もしくは金製品等の輸出ならびに金貨幣の鑄潰もしくは毀損、(3)外国においてなした委任に基いて本邦内においてなす支払、(4)信用状の発行又は取得、(5)無為替輸出、(6)証券の輸出、(7)邦貨証券の輸入、などである。

ポンド・リンクによる為替の一シリング二ペンス堅持の政策は、当時比較的に安定していたポンドに乗り替えたものであるが、同時にわが国の貿易においてポンド決済が支配的であったことにもよる。これと五月から実施された為替管理によって、わが国の円がいわば低位で安定したため、わが国の輸出は進展した。為替管理の実施は、横浜正金銀行を政府の主たるエージェントとして行なわれたから、正金銀行は為替取引に関し、しだいに独占的地位を占めるに至り、市中銀行およびナショナル・シティをはじめとする外国銀行の地位は急速に弱体化した。しかし、昭和一〇年代に入り、わが国は準戦時体制に突入し、戦略物資の輸入確保、民需物資の輸入制限が要請され、わが国輸出は相手国におけるダンピング防止、為替管理、高率関税適用、ブロック経済整備等によって停滞し、金の現送が再開された。

このように、国際収支が悪化し、国内政治情勢も変転し、政府はさらに為替管理強化の要に迫られ、昭和一二年一月には輸入為替に許可制を採用し、同年七月七日の日中戦争の勃発により、輸出入については統制の段階に移行した。昭和一四年九月、欧州戦争が勃発し、ポンドが動揺し、わが国は一〇月二四日、為替相場のポンド・リンクを放棄してドル・リンクに復帰した。欧州戦争の進展は、枢軸国と反枢軸国との対立を激化し、世界戦争のおそれが濃くなった。この情勢に対処して、政府は為替管理を戦時体制に切り替えることを図った。

さきに制定された外国為替管理法については、その後しばしば部分的な法律改正が行なわれ、その間取締事項に、無為替輸入、外国居住者に対する邦貨表示の債権債務および在外財産の取得処分、本邦通貨または外国通貨の輸入等を逐次追加することによって、一応平時の為替管理としては完備した形態をとることになった。

しかしこれでは、全体を見通した体系として成立したものではなく、必要やむを得ず採用する統制手段を継ぎ合わせ、破れ目があれば後からつぎはりするという形のものでしかなかった。

昭和一六年四月一二日、政府は従来の為替管理法規の集成とその最大限度の強化をはかり、外国為替管理法を全部改正し施行した。その要点は、従来の八条を一五条に拡充し、取締事項を全面的のものとするとともに、外貨資産の動員権の強化、決済方法、条件等に関する命令権の付与等外国為替部面における総動員体制を整備した。そして、この法律は包括的な授権法規であり、細目は同法施行規則に委ねられた。この施行規則は一〇三条におよぶ膨大なもので従来の施行省令三つを統合整理したものである。

(4) その後、この外国為替管理法および同施行規則は一部の改正がしばしば行なわれたが特に注目されるのは、昭和一七年一一月の「貿易為替管理規則」の制定である。これは同年商工省令第七十五号であり、これによって貿易為替の管理が大蔵省から商工省に移されたからである。以後商工省が軍需省となり、さらに商工省に復帰するに至ったが、この間引き続き為替管理は貿易部門については商工省（あるいは軍需省）とその他の部門については大蔵省というように、管理当局が二元化したのであり、大戦中の変則な事態におけるやむをえざる分化とはいいながら、戦後にわたって面倒な問題を残すことになった。

（注3および4は、渡辺誠「外国為替管理の沿革」『為替管理回想』昭和三八年一二月、および、三浦道義『新為替管理法概論』昭和二五年一一月、による）

(5) 経済の安定と外国貿易の進展とに伴い海外から日本へ、日本から海外への旅行がようやく繁くなるにつれて、連合国占領軍貨物および連合軍に属する者の財産を除くすべての者の財産および貨物の輸出入に対する取締りを必要とするようになり、司令部の昭和二四年一月一八日付覚書「日本入国並に離国時において携帯を許される個人の財産」（SCAPIN第一九六六号）に基づいて「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」が二四年六月三日ポツダム政令第百九十九号をもって公布された。

この政令は旅行者の携帯品の取締りを主眼としており、関税法に対する補完的な意義をもち、「外国為替及び外国貿易管理法」制定までは、もっぱらこの政令によって財産および貨物の輸出入が取り締まられてきた。一章から七章にわたる相当に膨大な政令であった。この政令は、昭和二五年六月三〇日、外国為替管理令施行に伴い、廃止された。

(6) 制限付民間貿易におけるいわゆるめくら貿易を打開し、輸出を振興するため、わが国貿易業者に海外渡航等に要する外貨資金の優先使用に関する政令で、司令部の昭和二四年六月二四日付覚書（SCAPIN第二〇二〇号）に基づいてポツダム

政令をもって公布施行された。

(7) 司令部からの指令により、二四年一一月一日から外貨資金の管理が司令部から外国為替管理委員会に移管されることになり、「外国為替及び外国貿易管理法」が制定されるまでの間において、その管理を有効に実施するために必要な外国為替銀行等の規則および外貨資金の集中に関する臨時的措置を行なうことを目的として制定されたのが政令第三百五十三号で、二四年一〇月二五日公布された。

この政令により業として外国為替を取り扱う者を外国為替銀行、外国為替取扱銀行および両替商の三者に限定し、この資格を得ようとする者は大蔵大臣の認可を必要とした。この政令に基づいて二四年一一月一日をもって次の銀行が外国為替銀行として認可された。千代田銀行（本店一七店舗）、大和銀行（同六）、神戸銀行（同四）、大阪銀行（同一五）、東京銀行（同二六）、帝国銀行（同一三）、第一銀行（同一九）、富士銀行（同一一）、勧業銀行（同五）、三和銀行（同九）、東海銀行（同七）、以上一一行（一四三店舗）。さらに交通公社六九店舗が一一月一日をもって両替商として認可された。

(8) この覚書の第二項は、次のようであった。

「物資輸入の申請は次の条件を備えなければこれを当司令部へ提出してはならない。

a　当輸入品が、一般市民の最低生活水準の維持に不可欠なものであること。

b　当輸入品に対する支払のため、その目的の下に当司令部によって許可された輸出品の提供により受取勘定が成立していること。」

同覚書の第三項の要点は、次のようであった。

「日本帝国政府は直ちに左の事項を実施せねばならない。

a　許可を受けた必需輸入品の代金支払計画。

b　必要な外国為替の入手を可能にする財源の利用計画。最低生活水準の維持に不可欠でなく、しかも輸出に適する日本国内の物資の使用を差控え又は防止する計画。

c　日本の重要物資を最大限に利用し、日本への輸入を、絶対的最低必要物資に限定するための一切の実際的措置。

d　輸入品を公衆に配給するに当り、現在の賃金に相応した代価で公平な配分を行なうことを確保するため、輸入品の受領および配給の責任を負う機関の措置。」

このdの指示によって、貿易庁が設置され、「貿易庁」（昭和二一年四月三日SCAPIN第八五四号）によって、司令部からわが国貿易の一元的運営機関としてその性格、機能等が明確に規定されて正式に認められた。

(9) 食糧輸入としては、穀類のほかに砂糖、油脂等を加え、四六一万トンとなる（『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻「アメリカの対日占領政策」、二八六ページ注13）。

(10) 経済企画庁『戦後経済史（貿易・国際収支編）』、三〇―三一ページ。

(11) 同右、三三ページ。

(12) この覚書は、本文において輸出申請が所定の手続に従ってなさるべきこと、その申請のあった場合の司令部の立場、日本政府の責任、引渡しの手続、権限の移転の時期、輸出見本等に関する大綱を規定し、輸出手続の詳細はこれを付属書に規定した。

(13) 経済企画庁、前掲書、三五ページ。

(14) 同前、三五ページ。

(15) 同前、三五ページ、大蔵省『財政金融統計月報』第一三号、六ページ。

(16) 『昭和財政史―終戦から講和まで』第三巻、二八四ページ。

(17) 市村斌「わが国の終戦後における貿易再開の経緯と外国為替公認銀行の歴史について」（『外国為替』第一一三号、昭和三〇年三月）、二八ページ。

第二節　外国為替管理委員会時代の対外取引管理

一　概　説

この時期は、外国為替管理委員会が司令部覚書により昭和二四年三月設立され、二七年八月講和条約発効後の行政機構改革により廃止されるまでの間で、おおよそ占領後期に相当する。この期間を通じ、日本経済はその生産力が戦前（昭和九―一一年）水準に達せず、いぜんとして需要超過圧力の強かった状態がつづき、対外経済関係も、正常な為替・貿易関係に回復しようという努力が重ねられたが、なおアブノーマルな時代であり、貿易はそれまでの手探り状態から民間貿易方式の拡大が目標とされた。

昭和二四年には、四月の三六〇円レートの設定、その直前の外国為替管理委員会の発足、年末の「外国為替及び外国貿易管理法」の制定が国内の主要な出来事であり、国際的には、九月の英ポンド大幅切下げが最大の問題であった。すでに、昭和二三年三月二〇日に来日したドレーパー使節団は、同年五月一八日発表のドレーパー＝ジョンストン報告において、わが国経済の復興と自立安定のためには貿易の振興が必要であるとし、為替相場の設定と民間貿易への復帰を勧告した。しかし、激しい戦後インフレーションのもとでは、安定した為替相場の確立は困難であった。二三年一二月一八日、司令部の発表した「経済安定九原則」では、インフレ政策の排除、通貨価値の安定をはか

り、新たに単一為替相場の早期の設定を目標として掲げた。この九原則は、翌二四年二月一日、司令部財政顧問として来日したジョセフ・M・ドッジ Joseph M. Dodge 公使（デトロイト銀行頭取）のもとで実施に移され、四月二三日司令部は終戦後初めて、一ドル＝三六〇円の単一為替相場を実施することを日本政府に指令し、わが国は国際経済と初めて直接に連係することとなった。日本政府はこれを四月二五日大蔵省告示第二百三十七号をもって告示した。

アメリカ政府は、日本経済を早急に国際経済に復帰せしめて正常な貿易を再開するため、円の対外単一為替レート設定を促す一方、これに伴い、外貨の管理権と為替管理に関する権限を全面的に日本側に移管して、日本貿易の自立化を図ることとし、昭和二四年二月二日付の「外国為替の管理」（SCAPIN第一九六八号）により、外貨資金の統一的管理に当たる機関として、「外国為替管理委員会」を設けるとともに、外国為替、貿易に関する総合的管理制度を確立するよう、日本政府に指令した。この指令は、占領下の為替および貿易管理について新段階を画するものとなった。

三月一六日付をもって公布施行された政令第五十三号「外国為替管理委員会令」に基づき、同日付で外国為替管理委員会が総理府外局として日本銀行本店内に設置され、同委員会を中心として外国為替、貿易に関する総合的管理制度の具体化が進められることとなった。

外国為替管理委員会の主要な業務は、新たな為替・貿易管理立法の準備研究であり、新たな管理体制における外貨の管理運営がその中心的任務とされ、①外国為替売買相場の決定、②外貨集中決済制度の手続き指定、③対外取引の決済条件の指定、についての権限がこの任務に属した。

当時、二三年末ごろから始まったアメリカの物価下落に伴って国際経済が一般的デフレ過程をたどり、海外市場は

いわゆる売手中心の市場から買手中心の市場に移行の様相を示し、わが国輸出もしだいに不振に陥りはじめて、輸出振興の対策は必要の度を加え、七月一五日にその対策として「優先外貨制度」が実施された。七月には五万ドル以下の契約について輸出手続が緩和されるなど、しだいに日本政府の自主的貿易政策もとられ始めた。

他方、国内経済についてもドッジによる建て直しが図られ、外国為替取引正常化への体制もしだいに進められた。九月にはオーモンド・フリール Ormond Freile（アメリカ国務省極東貿易課長）を団長とするアメリカ国際貿易顧問団、一〇月には西ドイツのウィリアム・ローガン William J. Logan（西ドイツ輸出入合同機関理事長）が相次いで来日、いわゆるフリール構想、ローガン構想の勧告を司令部に行なった。

一〇月二五日、司令部はそれまで実施されていた日本輸出品のフロア・プライスを撤廃すると声明した。二八日には「日本からの輸出は本年一二月一日を期して建て前を民間貿易におき、輸入もまた明年一月一日から民間業者の手を通じて運営される。日本側は正式手続を遅滞なく提出しなければならない」と発表した。

この間、日本政府は、政府部内の意見調整に難航しながらも、司令部関係官、アメリカ使節団、国際通貨基金等の専門家の勧告と助言をえて、新為替貿易管理の基本法である「外国為替及び外国貿易管理法」を作成し、同法案は第六国会を通過して一二月一日公布されることとなった。

「外国為替及び外国貿易管理法」は、それまでわが国の法律にはみられなかった「国際性」と「緩和化立法」という大きな特色を有し、その立法を通じて画期的な対外経済政策の総合立法が企てられた。外国為替管理委員会は同日付をもって公布施行された法律第二百二十九号「外国為替管理委員会設置法」に基づき、あらためて外貨資金の管理運営に当たる独立の専門機関として再発足した。同委員会は一二月二九日司令部から外貨資金管理の委任を受けて以

来、昭和二七年七月三一日、法律第二百六十九号「大蔵省設置法の一部を改正する法律」の公布により、同年八月一日付をもって廃止されるまでの三年六カ月間にわたり、外貨資金の一元的管理運営の重要任務に携わった。

「外国為替及び外国貿易管理法」の成立によって、従来の「外国為替管理法」をはじめ、「金、銀又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件」、「外国為替管理法ノ罰則ノ特例ニ関スル件」（昭和二〇年一〇月三〇日勅令第六百十五号）、「貿易等臨時措置令」、「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」、「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」など、為替・貿易に関して制定された諸法令は廃止されることとなった。

しかし、「外国為替及び外国貿易管理法」の付則においては二五年三月末までにその全規定が施行されることになっていたが、同年三月末までには、その第一条ないし第八条、第十条ないし第二十条、第二十七条第一項第一号、第四十七条ないし第六十四条の規定が実施されたにすぎなかった。その他の未施行規定は、なお「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」、「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」および「八十八号省令」等により実際の取締りが行なわれていた。

しかし、未施行の規定のうちには、外国為替の集中、支払、債権、証券、不動産および役務に関するその他相当重要にして広範囲な規定があるので、その実施については関係各方面と慎重に協議、打合わせをする必要から施行期日をさらに三ヵ月延長して同年六月三〇日とした。

関係当局においては、右未実施規定を施行するため、「外国為替管理令案」を作成し、その後司令部の再修正から日米合同審議会において検討を重ねて成案、閣議を経て二五年六月二七日公布、三〇日施行された。

「外国為替管理令」は貿易外取引の管理規定であり、経常的な為替取引等は極力その制限を緩和してわが国の国際

経済活動の円滑化を図るとともに、他面、資本の国際的移動を伴う取引については厳重に制限することを主旨としたものである。これと相前後して、「外資に関する法律」（五月一〇日公布、六月八日施行）、「特別預金勘定に関する政令」（六月一四日公布、一五日施行、特別預金勘定は非居住者交換円勘定と呼ばれることが多かった）がそれぞれ制定され、法制面の整備がなされた。

二四年末の「外国為替及び外国貿易管理法」と、この「外資に関する法律」とは、現在まで二十数年を経て、この間情勢の変化に伴い、昭和三四年初から年末にかけて「外国為替法改正専門委員会」で全面改正が検討された時期もあったが、一貫して戦後の為替・貿易管理の中心的な地位を占め、大きな役割を果たしてきた。

このような法制面の整備と、それに伴う民間貿易方式への移行とが、占領末期に当たるこの時期の主要な出来事であった。

「外国為替及び外国貿易管理法」では、従来の全面的な輸出許可制が緩和されて輸出自由の原則が大幅に採用され、輸入は政府輸入から民間輸入に切り換えられ、正常貿易の方向へと大きく進展した。しかし、輸入については、乏しい外貨を有効に利用するため外国為替予算制度が採用され、輸入金額、品目が規制されることとなった。

外国為替管理委員会は、その設置法により、新貿易方式実施に伴い、従来司令部の一元的管理下にあった外貨（商業勘定と各清算勘定）をわが国政府に移管する際、同外貨を管理運営する独立専門機関となることが定められており、外国為替管理委員会が外国為替の管理運用をなす場合の円資金の経理運用基準、それに関する政府の経理内容を明らかにするために外国為替特別会計が設けられ、これらの措置により、戦後の管理貿易方式は昭和二五年以降民間貿易方式に移行した。

また、これと同時に徐々にではあるが、わが国為替銀行が海外の銀行と接触することが認められるようになった。すなわち、昭和二四年一〇月二五日公布の「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」に基づく外国為替銀行としてわが国市中銀行一一行が認可され、二五年四月一〇日以降、コルレス契約を通じて海外の外国銀行と直接結びつくことができるようになった（ただし、これはあくまで外国為替管理委員会の代理としての資格において行なわれたにすぎなかった）。二七年六月には、邦銀の米ドル建て自己勘定の保有が認められ、二七年末には戦後初めて海外支店の開設が認められた。

一方、この時期の貿易金融としては、外国為替貸付制度（日銀ユーザンス）、別口外国為替貸付制度のほか、はじめて外銀の信用供与によるポンド・ユーザンスの利用が認められた。

このような為替貿易金融の推移については、二五年六月二五日に勃発した朝鮮戦争が深い関連をもっている。それまで停滞色を濃くしていた世界経済は、朝鮮戦争勃発とともに様相を一変し、世界市場は買手市場から売手市場に転換した。わが国の輸出は前年までとは異なり活況を呈するようになり、特需が加わって、外貨の受取りは著しく増大した。反面、国内需給のバランスを維持することが問題となり、世界的な戦略物資の買付け競争が激化し、海外価格の騰貴、船腹確保の困難による海上運賃の急騰が生じ、輸入促進の必要性が論議されるようになった。このため、必需物資の確保を目途として、輸出承認制度によるその抑制措置が講じられ、輸入促進策が採られた。しかし、二六年八月三一日の日英新支払協定の締結を機としてポンド貨が累積し、ポンド地域や清算勘定国からの輸入促進策が採られ、別口外国為替貸付制度、ポンド・ユーザンスによる輸入金融の緩和が図られた。

しかし、輸入促進策により輸入が増加したのに対し、輸出は朝鮮戦争後の世界の景気後退に直面し、昭和二七年後

半に国際収支は逆調に転じ、翌二八年末には輸入抑制のため経済引締め政策がとられ、輸入金融に対する各種優遇措置が撤廃された。二九年度には財政面からインフレ要因を生じないよう一兆円予算が組まれた。

わが国の国際通貨基金、国際復興開発銀行加盟は、司令部を通じて二六年八月九日に加盟申請が提出され、割当額（クォータ）について二七年四月、加盟諸条件・諸手続について同年六月までに決定完了をみたので、加盟調印が同年八月一三日、ワシントンで行なわれた。

昭和二七年四月二八日、講和条約の発効とともに、貿易・為替管理権は正式にわが国政府に移管された。ついで七月末の行政機構改革により、外国為替管理委員会、外資委員会が大蔵省に吸収され、八月から大蔵省為替局が発足し、戦後の貿易・為替管理はさらに新しい局面に進展してゆくこととなった。

二　外国為替管理委員会の設立[1]

（一）　外国為替管理委員会設置に関する司令部覚書

昭和二四年二月二日付の覚書（SCAPIN第一九六八号）により、司令部は日本政府に外国為替管理委員会（以下「外為委」と略称することがある）の設置を命じた。覚書の全文は左のとおりである。

日本政府宛連合国最高司令部覚書（一九四九、二、二）SCAPIN一九六八

外国為替管理に関する件

一、参照文書

イ、外国為替管理法（一九四一、四、一一、法律第八十三号）

ロ、左記の日本政府宛連合国最高司令部覚書

(1) 一九四五、九、二二、SCAPIN四五「金融取引の統制に関する件」

(2) 一九四五、九、二二、SCAPIN四四「金、銀、有価証券、金融証書及付属A号の輸出入に関する統制に関する件」

(3) 一九四五、一〇、三〇、SCAPIN二一一「日本に在住する者の外国商社との契約に関する件」

(4) 一九四六、四、三、SCAPIN八五四「貿易庁に関する件」

二、日本政府は、連合国最高司令官の一般的監督の下で、日本を出入する外国為替及び貿易の綜合的管理を確立するに必要な措置を速かにとることを指令される。右管理は融通性を有ち、日本経済の復興に不可欠な貿易計画及び投資計画の増進に資するように企画され、かつ国際通貨基金の加盟国が実施している外国為替管理の一般的特徴に合致するものでなければならない。

必要な措置には左の諸項目を包含するものとする。

イ、管理手続の調整及び規制を行なうこと並びに関係政府機関の間の職務上の責任に関する明確な分担をきめること。

ロ、国際貿易及び為替取引より生ずる一切の政府の海外又は国内の資金の行政管理を保持し、一切の国際的な為替及び貿易上の取引に関する行政的手続及び綜合的処理方法を確立し、外国為替政策に関する勧告を行ない、かつ外国為替の保有、移動及び契約に関する完全かつ最新の記録を保持することを任務とする外国為替管理委員会を設置すること。

ハ、国内銀行と外国銀行の業務を設定すべき管理手続きに即応させること。

ニ、外国為替の実施に当っては日本税関を適当に利用すること。

三、外国為替管理委員会は現存する日本政府の各省から独立してこれを設置し、すぐれた閲歴、地位及び一般的経験を有つと認められる三名乃至五名の者をもってこれを構成し、その委員は優秀で効果的かつ不偏不党な任務を遂行するに足るように、任期を定めてこれを任命しかつこれに報酬を与えるべきである。委員会はその責任を有効に遂行するに適する職員を維持するもの

のとする。

四、委員会は必要に応じその事務所を日本銀行本店及び支店に置き、その業務の実行及び記録、帳簿の保管に関し日本銀行をその代行機関として指定するものとする。委員会はまた日本銀行からその職務と責任の遂行に当り、委員会の定めるところにより、委任事項に関する報告を徴する。委員会はその職務遂行上必要とする日本銀行、税関およびその他の日本政府機関の記録および施設について便宜を受けるものとする。

五、日本政府は連合国最高司令官に対し外国為替管理委員会の作成する外国為替取引の量、性質およびその成果の日本経済復興との関連を表示する定期的報告を提出するものとする。

六、従前の日本政府宛覚書により日本政府諸機関に課した外国為替又は貿易に関する職務および責任については、本覚書に規定する事項に抵触するものに限り本覚書の規定が優先するものとする。

七、本覚書の実施を容易ならしめるため、日本政府関係部局と連合国最高司令部関係部局との直接連絡を許可する。

以上の指令の要旨は、外国為替と輸出入貿易に関し総合的に調整された管理制度を確立することを命じたもので、その管理は、日本経済の復興に緊要な外国貿易および国際投資を促進するように弾力的で、かつ、国際通貨基金の加盟国で実施されている為替管理の一般的性格に合致するものであることが要請され、為替管理に関する総合的調整機関として資金の管理および手続の確立を主要な任務とする「外国為替管理委員会」(Foreign Exchange Control Board, 略称FECB）の創立を指令し、委員会は事務所を日本銀行に置き、その資金経理事務を日本銀行に取り扱わせる。また、為替管理のため税関を活用すること、内外の銀行を同一の手続に従わせること、等を速やかに実現せよということである。

司令部としては、従来行なってきた為替管理、とくに資金管理事務を日本側に移管するために、独立した受入機関

の設立を要望したのである。政府は指令に対処して準備を進め、二月中旬に至り、解決が急を要する事態となり、三月二日から外国為替管理委員会設立準備会を組織し、作業を開始した。まず委員会の根拠法規として、設置法に代わるポツダム政令を用意した。これが、「外国為替管理委員会令」（昭和二四年政令第五十三号）であり、三月一六日付で公布、即日施行され、同日付で木内信胤が委員長に任命された。[2]

（二）外国為替管理委員会令

一　法令の法的性格

委員会令は、行政組織法の建前からは設置法を必要とするが、国会の休会中その設置を要請されたので、とりあえず「帝国憲法第八条第一項ニ依リ『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」（昭和二〇年勅令第五百四十二号）に基づく政令（いずれ法律に切り替えられるべきものであり、法律となんら効力の異なるものでない）となった。

二　委員会の目的（第一条）

委員会は、外国為替および外国貿易の総合的に調整された統制および管理を行ない、もって国民経済の復興に緊要な外国貿易及び国際投資を助長することを目的とする。

これは覚書の文言を採ったもので、総合的に調整された統制および管理とは Coordinated Control の訳に当たり、統制および管理は重複のようであるが、管理という語が Administration 等にも用いられるので、「統制及び」という句を冠して意味をはっきりさせた。

三　委員会の法的性格

第一条により、総理府の外局として、純然たる行政官庁とした。特徴を列挙すると、

① 中立的機関。各省から独立し、内閣総理大臣に直属する。委員長は国務大臣相当の地位が保障される。

② 少数委員制。為替管理の実効的な運営を期するため、最小限の三人委員制をとる。

③ 法人ではない。行政機関必ずしも非法人ではない。特別調達庁、公団等政府機関たる法人がある。持株会社整理委員会等、政府の事務を代行する法人もある。外為委は純行政機関として設置された。

④ 最小のスタッフしかもたない。覚書に示唆されたことであり、機動的な役所として、他の委員会と異なる。事務的処理は大部分を日本銀行に委ねる。

四　委員会の組織（第三条から第九条まで）

① 委員長および委員。委員長および委員は、外国為替および外国貿易に関する優れた経験と識見を有する最高権威者で、委員長一名、委員二名の少数委員制で、その任免は国会の同意を要する（特別職の官吏）。

委員長および委員は、その地位に相応し、一定の身分を保障される（第五条）と同時に、政治活動や営利行為等の特定行為を禁止され（第九条）、三年の任期（第四条）と十分な報酬（第八条）によってその地位を保障される。

なお、任期は、三人が交替的に更迭するように、当初は委員長三年、委員二年および一年としている（第二十条）が、その再任を妨げない（第四条第二項）。

報酬は、「特別職の職員の俸給等に関する法律」（昭和二三年法律第二百六十八号）を改正して委員長は国務大臣に次ぎ、委員は内閣官房長官に次ぐ俸給を与えられる（第二十一条）。

② 委員会の運営。委員長が会務を総理する（第六条）のは当然として、三人委員会の議事は、特に定足数を定めず、過半数をもって議決の定足数とする（第七条）。

③　事務局その他。

事務局は事務局長から補助職員まで四一名の定員にすぎない（第十条）。このほか、法律顧問を置き、事務局には会計および統計に関する専門家を加えるという特色がある。

委員会の事務所は日本銀行（本店又は支店）に置く（第十一条）という規定は、行政官庁設置法としては他に類例がない。これは日本銀行と一体のものであることを明らかにしたものと理解され、委員会の事務を日本銀行に取り扱わせる（第十三条）という規定が意味をもってくる。通常の法律では、事務を取り扱わせることができることを表現するが、外為委は、日本銀行に事務を取り扱わせるのが当然で、いたずらに官庁を新設しないことを暗々裡に示したものである。

④　調査の権限。

委員会はその任務を遂行するに当たり、一定の強制権限をもつ。すなわち、関係行政機関に対し、説明を求め、その業務を実地に調査することができる。また、銀行等に対して、必要な報告や資料の提出を求め、その業務状況を検査することができる。もちろん、この強制権限は濫用されてはならず、為替、貿易の統制管理に関する限りにおいての業務の調査または検査に限られ、関係機関に無用の摩擦を生ぜしめないようにしなければならない。

五　外国為替管理委員会の任務

「委員会令」第二条第一項は、委員会のつかさどる事務として、七つの事項を列挙している。

①　外国為替および外国貿易の統制および管理に関する手続を再編成し、総合的に調整すること。

これは第二条第一号に規定され、前記覚書の趣旨を継承した主要任務であった。もっとも、覚書がこの任務を命じているのは、日本政府に対してであって、委員会にではなく、委員会がこの任務を専管するのは不当ではないかという意見もあったが、政府に指令された必要措置を実行するのは、とりもなおさず、外為委であり、そのために各省から独立してそれが設けられている以上、右の任務を委員会の固有の事務とするのが当然の帰結とされた。

②　外国為替および外国貿易の統制および管理に関する関係行政機関の事務の範囲の明確化を図ること。

第二条第二号は、この権限を委員会に与えた。この点については、将来数多くの摩擦が発生することが予想され、総理直属で各省から独立した外為委の任務として明記されたと考えられる。

③　第一条に規定する委員会の任務を達成するため、別に定めるところに従い、政府の支配する在外および在内の資金を管理し、運営すること。

第二条第三号は、外為委が直接管理の衝に当たるに際し、その活動の具体的中心となる任務を為替資金の管理運営としてかかげている。資金とは、「政府の支配する在外及び在内の資金」、いいかえれば政府の所有する（もしくは所有せざる民間資金であっても、政府の管理する）一切の外貨と為替円貨を意味し、その運営は「別に定める所に従う」こととして、外為委に運営方針を検討する余地を残していた。

④　外国為替および外国貿易の取引手続を指定し、承認し、また、その実施を調整し、監視すること。

第二条第四号のこの規定は、外為委の「官営監査人」としての機能をうたったものである。覚書によると「為替及び貿易の取引の行政的手続を確立し」とあるが、これは単に取引手続に限らず、管理制度を完備するうえか

ら必要な行政上の諸措置の確立をも意味していた。

⑤　外国為替および外国貿易の取引状況について完全な記録を保持すること。

⑥　外国為替および外国貿易の取引状況、それらの見通しおよびその国民経済の復興に対する寄与に関する報告を、四半期ごとに、内閣総理大臣に提出すること。

⑦　外国為替および外国貿易に関する政策について内閣総理大臣および関係行政機関に勧告すること。

このように、外為委は昭和二四年春、きわめて広範な権限と機能を与えられてスタートしたのである。

三　外国為替管理委員会の発足

外国為替管理委員会発足当初、日本政府の為替管理は、新しい構想で創りあげることが要請されており、そのためのおもな課題は、次のように多くを数えた。

①新為替管理の機構、②為替集中の方法、③為替銀行制度の確立、コルレス取引の再開、④貿易外為替取引の正常化、⑤CIF取引の手続の設定、⑥国際収支の見通し、⑦民間貿易の促進、⑧輸出入決済手続の改善、⑨貿易管理の構想、⑩為替資金会計の設定、⑪経理および帳簿組織の整備等。

これらの問題が、法制的には、新しい「外国為替及び外国貿易管理法」（当時の仮称）ならびに「外国為替資金設置法」（同じく仮称）の立案に集中されることになった。

㈠　新管理法については、二四年二月、大蔵省では第一次草案が作成されており、委員会はこれを参考とし、これ

に委員会の構想を盛り込み、関係各省との協同作業のもとに委員会案を作成し、一一月七日にはその第五次案にまで到達した。

㈡　新会計法については、司令部商業勘定の外貨資金が日本側に移管されるまでは、さし当たり司令部商業勘定で受払される外貨額に対応する円貨の受払を行なう会計を設置して、外貨と円貨との総合的な経理を行なうことを目途として立案に着手した。従来の貿易特別会計においては、円貨経理と外貨経理とが切り離されていたため、損益計算が不可能であり、輸入物資が外貨価格に比べ安く払い下げられたり、輸出物資が高く買い上げられたりして、国民が輸出入の補助金を負担しているという弊害があった。

四月二三日付司令部指令による一ドル三六〇円の外国為替相場の設定を契機とし、貿易特別会計の明確化が即座に問題として取り上げられた。従来この会計においては、通常の商業的ベースによる輸出入の円経理とアメリカの援助資金による輸入物資の円経理とが外貨に関係なく混在したまま処理されていたが、単一為替相場の設定により、従来の多元的な為替相場による円経理の混乱には自ら終止符が打たれた。また、ドッジ・ラインによる援助資金積立の要請と、委員会の設置に伴う資金管理の必要性とがあった。

そこで、「貿易特別会計」（二四年四月法律第四十一号「貿易特別会計法」に基づいて設置、五月二八日政令百二十号により一部改正）が発足した。この会計には歳出・歳入予算に伴う計画性が与えられ、事業費勘定、援助物資勘定、外国為替資金、清算勘定、経費勘定の五勘定を設けることによって経理内容を明確化し、別途、見返資金特別会計の新設、外国為替管理委員会の設置によって外貨との関連を保ち、援助基金による輸入物資売却代金を分離して経理するための機構が一応整備した。

右政令の制定の理由書には、「外国為替管理委員会の行う外国為替及び外国貿易の統制および管理に関する事務を円滑にするため、貿易特別会計に外国為替資金を設置し、同資金をもって外国為替等に運用することとする必要があるのと、米国の対日援助物資の取得及び処分に関する経費を貿易特別会計内に独立の勘定を設けて行ない、その明確を期する要があるからである」と述べられた。外国為替資金は、外国為替管理委員会で運用することとし、ここに委員会による資金管理の第一歩が踏み出された。

外国為替資金では、司令部商業勘定の外貨の貸借記に応じて、公定相場で換算して円貨を受払することになり、従来の雑然たる経理が面目を一新したものであるが、その後、七月二二日政令第二百七十九号によって一部の改正が行なわれ、委員会は、必要がある場合には外国為替資金の負担において、外国為替銀行に預金し、貸付し、または為替銀行から借入をし、為替手形の引受をし、手形債務の保証をし、およびこれらの取引に関連して外国為替を担保に取り、または担保に入れることができることになった。これは委員会が内外の為替銀行を相手方として、為替の集中や各種の為替取引を行なう必要に基づくものである。

㈢　このように、委員会の資金管理は逐次軌道に乗り、一一月上旬には、従来司令部の資金管理課で行なっていた司令部商業勘定の外貨記帳事務の移管を受け、外貨資金自体の管理の一歩手前まで近づくこととなった。

㈣　他方、民間輸出は八月下旬に大幅に手続が簡素化され、民間輸入の手続も大いに検討が進められることとなった。

四　「外国為替及び外国貿易管理法」の制定

(一)　制定に至る経緯

終戦後の錯綜した、かつ禁止的な為替管理を一新し、内外の新事態に即応する新しい外国為替管理に関する法体系を整備確立しようという気運が政府内各部局に高まってきた。

大蔵省では昭和二四年二月に、イギリスの為替管理法や旧「外国為替管理法」などを参考として、一元的な為替管理に関する法案を作成して、第一次草案とした。商工省（昭和二四年五月、通商産業省に改組）では「貿易管理法案」、経済安定本部では「外資導入促進法案」がそれぞれ準備・検討され、関係各省間の打合わせもしばしば開かれ、八月に至り、為替管理と貿易管理とを別の法律によって規制する方式を排し、外国為替取引、外国貿易取引を含むすべての対外経済取引を、一本の法体系のなかに包含する新しい法律を立案作成しようという方針について関係各省間ではほぼ意見の一致をみた。

三月に設置された外国為替管理委員会は、その主要な任務としてこの問題を直ちに取り上げ、大蔵省草案に外為委のアイデアを織り込んだ第一次委員会案を作成し、関係各省の共同作業を求めてこの案を幾度も練り直し、一〇月には第四次案に到達した。

外為委の基本的な考え方は、外貨予算によって外貨資金の使用を配分すること、為替管理権限を外為委、大蔵省、商工省（通産省）、経済安定本部それぞれの主管に応じて分属させ、外為委が全体的な総合調整に当たること、為替管

理は外国為替銀行を中心として行なうこと、輸出はできる限り自由とすること、等による巧妙で簡素な管理の確立にあった。

しかし、委員会原案の審議過程において、各関係官庁の間にはなはだしいまでの権限の争いが生じた。大蔵省は貿易外取引についての権限を、商工省は国際経済交流が専管事項であり貿易はもちろん貿易外までの為替管理についての権限を、経済安定本部は総合調整機関としての権限をそれぞれ強調するというしだいで、まとまらなかった。

当時、木内信胤外国為替管理委員長は、為替管理に関する素案を経済科学局財政課課長代理ジョン・R・アリソン J. R. Allison から求められて示したところ、アリソンは国際通貨基金（IMF）にこれを伝え、IMFでは、為替管理の法律は、国情によって異なるという考えを表明し、アメリカ政府もこれに同調して、IMFのスタッフであるヤン・V・ムラデク J. V. Mladek と、アーネスト・A・ウイチン E. A. Wichin が来日した。[3] すでに司令部も日本側の権限争いにより管理法案が行き詰りに逢着したのをみて、アメリカ本国からフリール使節団、西ドイツからローガンなどの金融、貿易の専門家を招へいしており、各専門家は、司令部、日本側担当官と活発な意見を交わし、有益な勧告を行なった。[4]

これらの勧告は、外為委の考え方と基本的なラインにおいて一致し、しかもこれをさらに発展強化したものであったから、外為委はこれら勧告を織り込んで一一月七日に第五次案を作成して関係官庁に提示した。しかし、これを開会中の臨時国会に提案することについては、権限問題が解決しないため、輸出および輸入の貿易管理に関する臨時立法のみが切り離されて国会に提案される気配が濃厚となった。

しかし、自主的な為替管理を一日も速やかに確立することは内外の要請となっており、臨時立法で間に合わせることとすると、総合的な立法の成立は翌昭和二五年の二、三月ごろになってしまい、時を失うので、外為委は早急に第六次案および第六次修正案までを用意した。

このような総合的立法の必要性を最も痛感していたのはほかならぬ司令部であり、司令部は官庁の権限争いの結果流産しかけていた法案を拾い上げ、経済科学局局長代理W・T・ライダー W. T. Ryder 中佐が中心となり、ムラデク、アリソン、経済科学局外国貿易課員（のち同課長）ラッセル・W・ヘール R. W. Hale 等が加わり、日本側と共同委員会を設置し、委員会第六次案およびその修正案を土台として、共同で一一月中旬から下旬にかけては昼夜兼行の作業を続け、ムラデクの専門的意見を十分に参酌した法律案をきわめて短時日の間に取りまとめ、一一月下旬「外国為替及び外国貿易管理法案」と銘打って政府から国会に提案した。[5]

この法案は両院の審議ののちに修正を受けることなく国会を通過し、一二月一日に公布された。この基本法の制定と同時に、「外国為替管理委員会設置法」および「外国為替特別会計法」が公布された。前者は、外国為替管理委員会令を新法の第四条に基づいて法律に直したものであり、令との大きな相違点は、為替管理の総合調整という権限を放棄したところにある（この点については、第二節九参照）。後者は、貿易特別会計の一部であった外国為替資金を独立の特別会計に直したものであり、外国為替資金設置以来予定されていたことを実現したものである。

このようにして、新しい外国為替および外国貿易の管理は、「外国為替及び外国貿易管理法」、「外国為替管理委員会設置法」および「外国為替特別会計法」の三つの脚の上に立って、一二月一日から実施され、整備されて行った。

(二)　外国為替及び外国貿易管理法の構成

「外国為替及び外国貿易管理法」（以下「外為法」と略称することがある）は九章七三条および付則から構成された。

第一章総則において法律の目的、閣僚審議会、適用範囲、定義、外国為替相場等の基本的事項を定めた。

第二章において、この法律の主要対象であり、かつ有力な補助機関である外国為替銀行および両替商の認可等を規定した。

第三章は、この法律実施の中核となる外国為替予算に関する基本的事項を定め、全く新しい構想に基づいて外貨資金の最も有効で簡便な使用を図った。

第四章は、外貨資金の国家集中という基本的事項を定めた。

第五章において外貨資金の流出およびその原因となる行為を制限および禁止した。

第六章においては、前章で集中および支払等について十分な規定をおきながらも、特に外国貿易に関する規定を設け、そのわが国民経済に占める重要性と国際経済の現状とが、為替統制のほかに、なお貿易統制をも必要としていることを示した。

第七章には、外国為替および外国貿易の管理が国民の利益に重大な関係をもっていることから、行政機関の処分に対して不服の申立てをし、また訴訟を行なう道を開いた。

第八章は法律実施上必要な報告、検査事務の委任等に関する主要な事項を定めた。

第九章は法律規定に違反した場合の罰則を定めた。

なお、付則においてこの法律の施行期日および経過規定を定め、おそくとも昭和二五年三月三一日までにはこの法律の全部の規定を施行しなければならないこととした。

(三)　外国為替及び外国貿易管理法制定の意義とその特色

この法律は、外国為替、外国貿易および外貨資金の管理が大幅に日本側に移管されることを予想して、これまでの為替、貿易に関する錯雑した法体系を整備してその基本事項を一本の総合法に取りまとめたものであって、国際経済への参加を控えて対外的に大きな意義をもつものである。

つまり、外為法は、今後日本が外国為替取引と外国貿易に対し、どのような目的と根拠で、どの程度の自主的な管理を行なうかを世界に明らかにし、講和会議に伴う対日援助方式の切替え、国際通貨基金への加盟、さらに当面の問題としては、日本側外国為替銀行の対外コルレス取引再開など、日本に対する信認いかんを基礎条件とする大きな問題に対し、解決の一つの重要な基礎を与えようとするものである。

外為法の主要な特色は次のとおりである。

(一)　国際性

外為法は、日本が将来国際通貨基金に加盟することを前提とし、同基金協定の規定する管理の原則を取り入れている。たとえば、外国為替相場について基準相場はすべての取引を通じ単一であること。各外国通貨について正しい裁定相場を維持すべきことを定めているが、いずれも国際通貨基金協定が加盟国に義務を課しているところで、複数相場、差別的相場により世界的な為替相場の関連性を破壊しないことを明らかにしたものである。また、直物取引の相場の開きを一%以内に限定しているのも同様基金協定の規定に則ったものである。

これは、外為法が国際的取引の統制規定である以上、新しい国際情勢に適合するものでなければならず、特に外国人からみてわかりやすく納得のゆくものでなければならないので、その統制が、国際的に妥当と認められる必要があり、少なくとも国際通貨基金加盟国において実施されている為替管理の原則と歩調を合わせるものでなければならな

いし、また、取締りを受ける国民の側からみて必要な規定の仕方をするという民主的な立法が要請され、そのためには法文の体裁や従来の慣習にとらわれることなく、どのような統制が行なわれるものであるかを、一見してわからせるように根本原則を冒頭に列記したものである。

㈡　総合性、一般性

為替管理ないし対外取引の統制が、すべて一本の法制体系に統合さるべきことの要件を満たしている。関係官庁間の権限を明確化するのはもちろん、貿易管理も外資導入も、狭義の為替管理と不可分のものである以上、これを別個の法体系におくことは適当でない。さらには、金政策、関税政策をも含めた対外経済政策の総合的立法の企図につながるものである。

㈢　為替予算制

この予算は、対外収入の見積りと対応して対外支払を有効に行ない、しかも十分の予備金を保持して機動的に運用することができるものでなければならない。個別許可方法は、裁量しだいでどうにでもなるという欠点をもつ統制方法である。外貨資金の総合的な使用計画を樹立し、この計画を十分弾力的に常時運用するのが為替統制の最も効果的な方法である。

したがって、外貨予算編成の巧拙は、わが国の対外信用に大きな影響をもつばかりでなく、限られた対外支払能力をどのような商品輸入またはどのような項目の支払にどの程度に配分するかを決定するものとして、ミクロ的には個別経済活動に響き、マクロ的には一国の産業構造を左右するものである。このため、予算作成の責任は閣僚審議会に帰属させ、慎重な取扱を期した。他方、予算の内容はできる限りの範囲で公表し、統制を受ける民間側からは、いつ

でも使用できる為替の限度が判明しており、統制当局の裁量の余地をなるべく少なくするのが民主的、合理的な統制方法である。

㈣　緩和化立法

為替管理にとって必要なことは、水も洩らさぬ完璧な体系に仕上げるのは本末顚倒であり、為替取引を正常化し、国際経済取引の無用な統制をできるだけ排除して、分野を拡大して、為替管理を徐々に緩和し、廃止してゆくべきものである。従来のやり方は、戦時統制法に一般のことでもあったが、禁止項目を制限列挙し、それをだんだん増やすことによって、いわゆる落ちこぼれや、法網をくぐるという手段を生じないように統制を広げてゆくのであったが、外為法は、この逆を行くことを最初その第二条に闡明している。為替管理の穴を見つけては、彌縫を繰り返して完璧な法をつくり上げるのではなく、できるだけ、情勢に応じて、統制の必要性を減じてゆかねばならない。

外為法第二条では、経済情勢の変化とにらみ合わせて逐次これを緩和または廃止するため再検討することを定めている。

㈤　能率的管理

第六章外国貿易の項で、輸出は原則として自由であり、ただ最小限度の制限として特定貨物の輸出または特定の取引方法または支払方法による輸出に限り承認を要することとし、輸入については、政令で定めるところにより承認を要することになっているが、承認の方式については特定物資の輸入または特定の取引もしくは支払方法による輸入の場合を除き、一般的には外貨予算の範囲内で申請順に承認することを予定している。

また、従前の方式によると、一件一件統制当局の承認や許可を必要としたのに対し、爾後は原則として銀行の窓口

だけでこと足り、業者は当局に足を運ぶことなく業務を遂行しうるよう考えられた。

なお、第七章では、処分に対して不服のある者は政府機関へ申立ておよび裁判をすることができるとし、強く国民の権利を保障した。

(六) 広範囲性

為替および貿易の取引全般にわたってくまなく管理が行なわれた。わが国の国際収支上当然収入、支出となるべきものが脱落して、国際収支、国際貸借が著しく不均衡になることを防がねばならないし、外国からみても、隙の多い管理では信用が置けない。

そこで、外為法は、居住者の有する対外支払手段、貴金属、外貨債権、外貨証券だけでなく、国内にある非居住者が国内に有する対外支払手段、貴金属についても保管、登録または売却の義務を課しうるとし、さらに非居住者が有する内国支払手段、本邦通貨表示の債権、証券などについても保管、登録の義務を課しうることにしている。

さらに、第五章では、政令または省令に定める場合を除いて国際収支または国際貸借に変化を起こすようなあらゆる取引行為を禁止、制限している。したがって外為法そのものは、いわゆる抜け穴のないきわめて厳しいものとなっている。しかし、次項に記すように、その運用に当たっては、必要性に応じ運用の幅によって調整することになる。

(七) 政令委任

外為法は政令への委任が多いため、旧外国為替管理法と大して相違ないように考えられるが、旧法では統制を強化するため広い委任立法の規定を設けたが、新法では、前記のとおり、第二条で制限を逐次緩和または廃止することを明示し、第四七条で輸出自由の原則を明らかにしていることでもわかるように、多くの箇条で委任立法の形式を採っているとしても、それは禁止または制限を機動的に緩和または廃止するのに便利なようにするために、運用に幅をもたせる意味である。換言すると、統制は最小限度にとどめるという大原則のもとにおける政令への委任であることに注意する必要がある。

(八) 管理権限の分属

外国為替予算は閣僚審議会、資金管理は外国為替管理委員会、外国為替相場は大蔵省および外為委、外国為替銀行の認可・金融的取引の管理はそれぞれ大蔵省、貿易および貿易に伴う貿易外取引の管理は通商産業省などとなった。

このように分散させた結果として、その総合調整の機関が必要となるが、新設置法では、外国為替管理委員会はその権限を放棄した。

かくて、これらの特色により、新外為法は旧管理法に比べ面目を一新し、外国為替予算の採用により実施の中枢が与えられ、旧管理法が制限の平面的羅列に終わっていたのに対し、新外為法は、国際的な妥当性を備え、官庁の恣意的裁量ができるだけ排除され、対外経済取引が、日本経済の復興に資するよう正常な進展を遂げるためのガイドラインたる役割を果たすこととなった。

五　外国為替管理令[6]

(一) 外国為替管理令制定の経緯

「外国為替及び外国貿易管理法」の規定のうち二五年一月一日までに施行をみた輸出入貿易関係以外の規定は、三

月三一日までに全部施行されることとなっており、政府は二五年初頭より、大蔵省を中心として、関係政令、省令、規則等の起案に着手した。

しかしその間、外資導入に関する法律の制定、国内における外貨取引の廃止等新しい問題がつぎつぎと起こり、為替管理が結局これらの問題の締めくくりをつけなければならぬ関係上、予定期日までの施行は到底困難なことが明らかになった。このため、三月の国会において、外為法付則の一部を改正し、施行期日を六月三〇日まで延期することとなった。

二四年一二月外為法の制定に当たっては、国際通貨基金より司令部に派遣されたムラデク、ウイチン両名の勧告に負うところが多かった。同法の規定は、ヨーロッパ大陸的方式を主眼とし、これにイギリス流の為替管理の行き方を加えたものといえようが、為替管理そのものの性質上、また一つには制定を急いだため十分実体につき検討を加えるいとまがなかったので、安全を期して二重の網をはりめぐらしたものであった。

したがって、同法に基づく政令においては、いかにしてその網をうまくはずして、正常な業務を営むむきが不便を被らないようにするのかが問題の中心となってくる。とくに同法の中心規定で為替管理制度の核心ともいうべき集中、支払および債権の各章については政令案起草者たちが最も苦心を払ったが、十数回にわたる政令案の書き直しは主としてこれらの章に関するものであった。

四月初旬、政令立案にあたっての、イギリス大蔵省の為替管理の専門家G・C・ソーレー G. C. Thorley の訪日の主目的は、司令部に対し為替管理上のアドバイスを与えることにあったと思われるが、経済科学局財政課長代理アリソンおよび在日イギリス公使商務官H・H・トーマス H. H. Thomas の好意により、ソーレーと司令部係官および日本側主任スタッフとの間に前後三回にわたって共同の会議を持つことができた。そのほかにも木内外為委員長は数回イギリス大使館にソーレー、トーマス両名を訪ね、懇談を交わした。為替管理に多年の経験を有するイギリスの専門家として、ソーレーの知識は該博かつ正確であった上、イギリス出発前にすでに日本の管理法を研究し尽くしてきたという熱心さで、理論、実際両面よりする明快な説明は、日本側を裨益するところきわめて大であった。(7)

なお、外為法制定に最も尽力した司令部のライダー中佐は、二四年末日本出発後イギリスおよび西ドイツの為替管理の実情を視察して翌年三月末帰国したが、同中佐の視察により戦後ヨーロッパの状況が詳かに知らされ、政令起案上大いに参考とすることができた。とくに、同中佐は、イギリスにおける各関係官庁間の緊密な協力について強調していた。

かくて、四月初旬から、大蔵省および外為委が中心となり、通商産業省、法務府等関係機関の協力のもとに、これらの新しい知識を採り入れた新しい構想に基づき、政令案の再起草にとりかかった。その間、経済科学局との間に常時接触を保ち、六月初めほぼ最終案と認められるものができ上がったが、規定が煩雑に過ぎ、正常な取引を阻害するおそれがあるという意見が出て、さらに練り直しとなり、六月二七日政令第二百三号（三〇日施行）「外国為替管理令」の公布をみることができた。

その間、国内における外貨取引の廃止を機会として、新たに設定された特別預金勘定(8)に関しては、在留外国人コミュニティーに速やかに徹底させる必要上、他の部分と切り離して六月一四日別個の政令を制定した。

（二）外国為替管理令の特色

新たに制定された「外国為替管理令」（以下「外為令」と略称することがある）の特色は、おおむね左のとおりである。

第一に、この政令においては、貨物の輸出入以外の一切のいわゆる貿易外支払および支払の受領について規定したことである。

したがって旧「輸入貿易及び対外支払管理令」は「輸入貿易管理令」と改称され、その第二章の支払に関する規定は新管理令に移された。

第二に、為替管理担当の政府機関、すなわち、大蔵省、通商産業省および外国為替管理委員会の間の権限の区分を明確にしたこと。すなわち、外為委は外貨資金の集中および運用に当たり、大蔵省および通産省は資金を使用する側に立って個々の取引について許可を与えるという性格を明らかにした。

なお、為替相場の決定等に関して大蔵大臣が有する為替管理上の基本的権限は、外為法に明定されていることはいうまでもない。

第三に、日本銀行および外国為替銀行を為替管理上の機構として極力活用する方針を採ったこと。すなわち、許可申請は原則としてすべて外国為替銀行に提出させ、銀行に対しては一定の基準により許可の権限を委任して銀行限りで処理させ、その範囲外のことについてのみ日本銀行に照会せしめることとする。

同時に日本銀行に対しても大幅に権限を委任し、主管の政府機関まで行かなければ決定しえないものはきわめて重大な例外的ケースに限ることにしようというものである。これは当時現にイギリスにおいて行なわれていた方法であり、為替銀行の能率の向上を前提とすれば、最も便宜な方法である。

第四に、前項と関連して標準決済方法の活用につき新しい構想を採り入れたことである。従来の輸出入管理令による標準決済方法は、輸出入の全般につき最も安全かつ正常な方法を規定したにとどまったが、外為令下においては、

許可を要する各場合につき個別に標準決済方法を規定しうることとし、その方法による限りは原則として銀行限りで許可しうるようにして取引の便宜を図ろうとするものである。この考え方をどの程度まで実現しうるかは、外国為替管理委員会が標準決済規則をいかに制定するかにかかることとなる（以下㈣参照）。

第五に、居住者、非居住者の区別に基づいて為替管理を運用してゆく法律の建前を貫き、日本において円の収入を持つ者はすべて居住者とすることを明らかにするとともに、非居住者の有する円貨について特例を設けたこと。すなわち、非居住者がその為替管理上認められた取引または行為により円貨を取得し、その円貨を銀行に預入れしようとするときは、非居住者預金勘定に預入れすべきものとした。

これは、非居住者の保有する円貨は結局は日本の対外債務であるという観点から、日本の国際収支表作成の必要上、また将来送金の必要の起こる場合に備えて、あらかじめその所在および金額を明らかにしておこうという趣旨で、拘束する目的ではない。ただし、その反面、許可なくして取得された非居住者の円貨は、日本銀行にブロックされる。ここにはイギリス流の考え方が強く反映されているが、この規定の必要性および意義は、「外資に関する法律」により非居住者が株式等を取得する場合を考えることによって明らかであろう。

(三)　外国為替管理令の構成

集中の章（第二章）においては、対外支払手段のみならず、外貨債権をも直接集中の対象とし、かつ外国為替銀行はじめ保険、海運、貿易業者等が外貨資金を保有することができることを定めた。ただし、これで国内の外貨預金はなくなることとなる。

この規定を受けた外為委規則（「外国為替等集中規則」）では、米ドルに関する限り、外国為替銀行について持高集中

の制度を採った。ただし、スターリングについては、イギリスの為替管理および日英通商決済協定の関係上、しばらく政府への全面集中によらざるをえなかった。

支払の章（第三章）では、支払が為替管理上のキー・ポイントであり、規定に最も慎重を要するところであって、万一抜け穴があると他のすべての制限が無意味になってしまう反面、国民に対して二重三重の許可を受けることを要求するのは最も避くべきであるとの考慮から、新管理令においては、支払の原因となる行為につき許可等があった場合には、支払についてはさらに許可を受けることを要しないという原則を貫くとともに、他方において支払の許可に関する主務大臣の権限を制限し、他の法令または外為法に基づく政令により許可等を要する行為については、それより生ずる支払を許可することはできないこととした。

たとえば、輸入の許可があれば代金の支払は当然認められるが、支払の許可があったからとて輸入はできない、否、この場合には、主務大臣は支払の許可をすることができないというのである。原因となる行為または取引が認められないのに、支払等のみを許可するということは無意味であり、かつ他の所管官庁の権限を侵すことになるからである。

なお、支払の許可の権限を大幅に日本銀行および外国為替銀行に委譲しうることとし、銀行が許可を与える場合には外貨予算の残額の有無につき外国為替管理委員会に照会すべきこととしたのは、支払に関する旧「輸入貿易及び対外支払管理令」の規定が本政令に移されたものである。

債権（第四章）、証券、不動産（第五章）および役務（第六章）の各章においては、証券の応募の場合を除き、許可を要する場合を限定し、その他についてはこれらの章の規定による許可を要しないものとした（ただし、支払を伴う場合には、支払の許可を要することはもちろんである）。これは、外為法がきわめて広く網をかぶせているのを、可能な限りにおいてはずして取引の不便を除こうという趣旨であり、かかる規定の仕方は、債権などについては特に必要である。

右の制限をはずした結果、法をくぐられるおそれがありはせぬかという点については、支払のところで最後に押えているから差支えないのである。この趣旨により、これらの章で特に許可を要するものとした行為は、主として日本の国際収支に関係ある行為のみである。

なお、債権について、国際取引に伴う短期商業信用の供与を外国為替管理委員会の許可にかかわらしめ、外貨資金運用上の便宜を図った。また、債権の章の規定と、証券、不動産および役務の規定との間には、前記支払の規定と他の各章の規定との間におけると同様の関係が存在することとなる。

支払手段等の輸出入（第七章）については、非居住者につき外国為替記録手帳を制定したのが新しい点である。この制度はすでにヨーロッパの数カ国においても行なわれており、なかんずく、出国の際の旅行者の便宜（五〇ドル相当までの円貨の交換を含む）を図ろうという趣旨である。

以上が新管理令制定の経緯およびその内容の大要である。この政令の施行による完全な集中制度の確立、国内における外貨取引の廃止、外国為替銀行の地位の明確化、内外人平等の原則の徹底等を通じて、日本の経済はさらに正常化の歩を進め、国際経済との連携が一段と強化されることが期待された。

（四）　外国為替等集中規則

外国為替管理令中の為替集中に関する規定を実施するため昭和二五年六月三〇日、外国為替管理委員会規則第四号

として公布施行された規則である。

おもな規定は、①わが国にある居住者および外国にある居住者の取得した対外支払手段、外貨債権の集中または登録に関する規定、②外国為替銀行の外国為替等の保有と、その外国為替特別会計への集中規定、③乙種為替銀行に対する為替業務の一部制限規定、④許可申請および報告の手続規定、等である。

(一)　外貨資金の集中に関する省令

昭和二四年一〇月、外国為替管理委員会は九月三〇日付の同委員会あて司令部覚書「外国為替資金に関する経理移換の件」により、外貨計理が一一月以降、日本銀行によって行なわれることを指示されるにおよび、円貨・外貨の対応計理の必要から委員会による外国為替の全面的集配を意図した。

すなわち、貿易特別会計から受払されている輸出入関係等外国為替を伴うものはすべて、外国為替資金を通じて円の受払を行なうことに改めることとし、このため、外国為替銀行を新たに指定してその業務範囲を定め、かつ、為替相場を設定し、外国為替銀行は自己の計算において外国為替の売買を行ないうることとし、日本側為替銀行が顧客から為替買取りをするときは、その外国為替を在日外銀に送付、これを再割りのうえ、司令部勘定に振込み方依頼すること、在日外銀の場合はその外貨代り金を司令部勘定に振り込むこととして外為委において外国為替を集中し、また顧客に外国為替を売却する場合は円貨代り金を外国為替資金に納入のうえ、司令部勘定から外貨額を引き落とすこととして、外為委において外国為替の配分を行なうことを意図した。

しかし、外国為替の集中方式、外国為替銀行の指定、為替相場の設定等の問題について司令部側との折衝がうまくゆかぬまま、一一月一日、「外貨資金の集中に関する省令」（昭和二四年大蔵省令第九十七号、本令は在日外銀の自己資金および顧客からの外貨預金の集中を除外して、一二月二九日に「外貨資金の集中及び配分に関する省令」〔昭和二四年大蔵省令第百十号〕となった）が公布された。

これによって円外貨対応計理に必要な範囲で暫定集配手続により実施することとなった。しかし、外国為替資金による直接支払は、民間輸出および外貨支払による国内商品の販売または工事等の円貨代り金のみにすぎなかった。

二四年一二月五日、外国為替管理委員会売買相場ならびに外国為替銀行および両替商の売買相場が実施されると同時に、「外貨資金集配に関する暫定手続」の一部が改正されて外為委による外国為替の全面集中が軌道に乗った。

二五年一月、司令部勘定の一部が外国為替管理委員会の管理に移され、民間輸入の実施と相まって、同年一月一六日以降輸出入代金は原則として右外為委勘定によって受払されることとなった。

(二)　外国為替等集中規則

個々の為替取引ごとにその外貨資金を全面的に外国為替管理委員会に集中する方式は、外国為替銀行の業務上はなはだしく手数であり、外国為替管理委員会は、外国為替銀行の業務の正常化を図る措置として、二五年六月三〇日、「外国為替等集中規則」を定めて集中方式の改正を行なった。

これによって、米ドル貨取引については、外国為替銀行に外貨資金の持分の保有を許し（これを「残高集中」という。その実態は、外国為替管理委員会勘定に属する資金の枠内での外貨資金の保有であり、日本側外国為替銀行は、委員会の代理人たる法的地位に基づくので、制限的な残高集中制である）、かつ、同取引に基づく外国為替の売持ちまたは買持ちのカバーを委員会に求めることができること、委員会から請求があった場合その持分の集中を強制されることとなった。

外国為替銀行に米ドル貨の外貨保有を許すこととなったため、日本側外国為替銀行は在日外国銀行のなかに外為委勘定と別個に自己名義の預金勘定を持つこととなった。しかし、英ポンド建取引については依然全面集中の方針であったが、集中方式としては外国為替銀行が買い取った外国為替を適宜取りまとめ在日外銀保有の外為委勘定に入金する扱いとなった。

他方、一般顧客に対しては外国為替等の集中は、第一に、居住者の義務であって、居住者は輸出または貿易外取引により取得した対外支払手段または外貨債権を取得後一〇日以内に外国為替銀行、両替商または郵便官署に売却しなければならないことと定められ、売却または取立てを依頼することのできない対外支払手段、外貨債権、輸入した貴金属および外貨証券は日本銀行に登録しなければならないと規定された。

第二に、非居住者は、合法的に取得した円資金を預金しようとする場合は、銀行の非居住者勘定へ預入れすること、非合法に取得したものは日本銀行に預託すること、円表示の債権および証券は日本銀行に登録することなどが義務づけられた。

第三に、必要ある場合は主務官庁の許可によって外貨の集中義務を免除する扱いとした。

その後、外国為替管理委員会は、昭和二七年四月二八日に集中規則を改正して、外国為替銀行の米ドル資金につき現金のポジションが売超過になること（オーバー・ソールド）を原則として認めないこととした。

㈢　本集中方式の特色

外国為替管理の目的の一つは、一国の対外決済資金の充実確保にあり、わが国の「外国為替及び外国貿易管理法」では、対外決済手段の移動を伴う行為の全面について網をはり資金、貨物、証券その他あらゆる形態による対外決済

資金逃避防止のための規定をおいているが、より直接的に国家が外国為替取引について一定のルールを強制し、外貨資金の充実と一元的運営に資そうという高度の為替管理の段階に属するのが外国為替等の集中制度である。

為替管理とは、国家権限による広義の外国為替の集中と配分の過程である。為替管理を必要とするような状況下では、一国の対外決済に動員できる外国為替が欠乏しているのが通例であり、このような場合には、一国の対外取引に活用し得るような金、外貨証券などを含むいわゆる外貨資金を政府の直接統制下におこうとする。そのためには、民間が対外取引により取得した外国為替を国家機関が掌握しうる体制をとるために、これを国家が定める一定の機関に吸収することが必要であり、これが集中制度といわれるものである。ただし、このような集中制度は、国により時期により強弱の差があり、その差が為替管理の強弱の程度を表わすものといわれる。

わが国の集中制度についても、為替管理の緊急度に応じて種々の場合が考えられ、外為法第四条の規定もそれに応じた条文になっている。本集中方式の特質は次の諸点に見出される。

(1)　外国為替銀行を通ずる集中

外国為替等は、少数の例外を除き、対外取引の正常性、経済効率保持のため、外国為替銀行に売却され、さらにその外貨代り金を外国為替特別会計に売却するという二段階構成になっている。

(2)　政府資金による集中

外貨資金の集中は、中央銀行が担当する場合もあるが、最も厳格な為替統制を行なう必要上から、集中に要する経費は政府資金をもって賄い、外国為替等の売買は、外国為替特別会計の歳入・歳出として経理されている。

(3)　資金集中

個々の為替手形を集中するのは手数がかかるので、為替手形が現金化される段階で集中する。

(4) 残高集中

同規則は、外国為替銀行に対して、アメリカ合衆国通貨表示の外貨資金の保有を認めた。これは、対外決済面の正常化回復という趣旨によるものである。ただし、外貨資金の保有とは、日本側外国為替銀行の場合は、外国為替管理委員会勘定に属する資金の枠内での保有であるが、外為委の代理人たる法的地位に基づき、外為委勘定に属する外貨資金引当に信用状を発行し、または外為委勘定を貸借記しうるとともに、新集中手続の規定に従って在米コルレス先にある自己の外貨資金の持分を操作することによって、自己名義の外貨預金を保有しているとと同様の効果をあげうるので、対外決済面における正常化に踏み出したものである。

わが国の集中制度は、以上のような経緯のもとに厳重な制度をとることから発足し、その後まず為替銀行に外貨の保有を認め、ついで渉外運輸、保険商社に対し、一定範囲の外貨の保有を認めるに至っており、最終的集中機関である外国為替特別会計に対する集中が例外的にさえなっていったが、一般の居住者に対する集中義務は、その後のIMF八条国移行（昭和三九年四月）に際しても、基本的方針が存続されている。

六　その他重要政令等

（一）輸出貿易管理令

「外国為替及び外国貿易管理法」の中の輸出貿易に関する規定を実施するために制定された政令（昭和二四年一二月

一日公布施行、政令第三百七十八号）である。

昭和二四年一〇月二〇日付通商産業省あて司令部覚書によって、輸出については一一月以降通産大臣の事前許可なくして認められる旨の発表があり、政府はこれが立法化を急いだが、折しも外国為替管理委員会で立案中の「外国為替及び外国貿易管理法案」に一切の為替および貿易の管理に関する事項を包括規定する方が適当であるとの意見が、司令部および日本側の一部にあった。

一一月三〇日、司令部は、日本政府が一二月一日から輸出を民間ベースとし、輸出業者をして正常な商業的慣習に従い、許可された銀行と直接取引を扱わしめることを許可する用意があると発表した。ついで、自由輸出貿易を再開するための積極的措置として「外国為替及び外国貿易管理法」が二四年一二月一日公布されるにおよび、政府は「輸出貿易管理令」、「輸出貿易管理規則」（昭和二四年通商産業省令第六十四号）ならびに「輸出貿易決済規則」（昭和二四年外為委規則第一号）を同じく一二月一日付で公布即日実施した。

これによって、輸出に関しては民間貿易へ大幅に切り替えられる措置がとられた。すなわち、①従来、輸出にあたって通産省を通じ司令部の許可を要したものが、品目別にみて約七五%は全く事前許可を必要としなくなり、輸出については、自由貿易態勢がほぼ整うに至った。②事前許可を要する輸出品目以外の輸出手続は、為替銀行の認証事務だけで完了することとなり、純商業取引の色彩が強くなった。③委託加工貿易が開始され、私設保税工場の特許制度が設けられたため、この面から輸出のみならず生産振興の途が開けた。

輸出手続については、輸出者が輸出申告書（ED）を信用状とともに為替銀行に提示して、標準決済方法によっている限りEDを認証してもらい、認証済EDを税関に提出して輸出ができることとなり、この原則に対して為替銀行

の認証を受ける前に通産大臣の事前許可を得なければならぬ例外としては、①輸出禁制品、国内不足物資、戦略物資の輸出、②委託加工貿易、バーター貿易等の特殊貿易、③標準外決済による輸出だけとなった。

以上の民間輸出への大幅切替えは、当時、貿易商社社員の海外派遣が開始されて盲貿易解消が逐次進められていたことや、二四年にはスターリング地域、南アメリカ、西ドイツなどわが国輸出に有望な地域との通商協定が新たに結ばれたことや、協定額が拡大されたことなどの諸条件と相まって、わが国貿易の進展に大きく寄与することが期待された。

なお、本令は、その後情勢に応じて輸出要承認品目を整理、追加するなどの多少の修正が行なわれ、「輸出貿易管理規則」については、様式等の改正がしばしば行なわれた。

(二)　輸入貿易管理令

「外国為替及び外国貿易管理法」中の輸入貿易に関する部分の規定を実施するために制定された政令（昭和二四年政令第四百十四号）で、当初は「輸入貿易及び対外支払管理令」と称していたが、二五年六月「外国為替管理令」の制定に伴い、「輸入貿易管理令」と改題された。

司令部は、昭和二四年一二月二七日、翌二五年一月一日を期して輸入貿易を民間に移すと同時に、これまで司令部の管理下にあった外貨資金の管理権を日本政府に移管することを発表した。民間輸入の制度についての司令部の方針は、年間輸入計画および四半期別輸入予算をたててこれを一般に公表し、外国為替管理委員会は、輸入予算の範囲内で輸入業者等が為替銀行経由提出した輸入申請を先着順に承認のうえ、為替銀行をして輸入承認を発行させ、一方、輸入申請者は当該輸入の実行を保証するため、輸入契約金額の五%以内の金額を担保として為替銀行に積むことなどにあった。

右の趣旨に沿って、政府は「輸入貿易管理令案」を作成して司令部と折衝し、これに多少の修正を加えたほか、貿易外支払管理規程をも一括することとなり、貿易外支払関係外国為替予算についても随時公表し、主務大臣に申請して許可または外貨資金割当てを受けることができるとし、これについても為替銀行限りで承認を与えることとした。

このようにして、二四年一二月二九日、「輸入貿易及び対外支払管理令」（二五年一月一日施行）、「輸入貿易及び貿易関係支払管理規則」（通商産業省令第七十七号、二五年一月一日施行）、「外国為替予算の使用に関する規則」（外為委規則第二号）、「輸入貿易及び対外支払決済規則」（外為委規則第三号）等一連の民間輸入関係諸規則および取扱要領が公布された。

これによって、輸入については、まず、通産大臣が閣僚審議会で決定した外国為替予算に基づいて輸入の公表を行ない、これに品目、仕入地域、一社または一個人当りの輸入限度、保証金の比率ならびにその品目が外貨資金割当制Fund Allocation、先着順制 First Come, First Served、または自動承認制 Semi Automatic Approval（二五年八月より実施）のいずれの申請手続によるかを発表する。

外貨資金割当制物資を輸入しようとする者は、まず通産大臣に申請して、その品目の輸入外貨資金割当証明書を受け、これを為替銀行に提出して輸入承認の申請をする（この方式はFA方式と呼ばれた）。

先着順制物資を輸入しようとする者は為替銀行へ輸入承認申請を行ない、為替銀行は日本銀行本支店に連絡し、日本銀行本店（為替管理局）でこれをとりまとめて同一日受付分を同一順位として予算額の有無により、抽せん（当時これをガラポンと称した）等も用いて承認、不承認を行なう（本方式は一名義当り輸入限度の設定と輸入担保制度によ

り投機的需要防止策がとられたが、その効果に乏しく、適用品目がFA、およびSAAに移されて、三一年一一月廃止された)。

自動承認制の場合は、輸入契約を確定した後、先着順制同様為替銀行を通じて申請し、日本銀行本店で予算額以内である限り全額承認することとなった(この方式はSAA方式と呼ばれた。なお、予算額以上に申請があった日の申請分は原則として予備費使用による予算追加の形で受け付け、その後は受付を停止するか、改めて閣僚審議会が予算額追加修正を決定して受付再開がされた)。

その後、二五年六月「外国為替管理令」が公布され、「輸入貿易及び対外支払管理令」に規定されていた貿易外支払に関しては外国為替管理令に移行することとなり、同政令は六月二八日、政令第二百八号によって「輸入貿易管理令」と改題され、六月三〇日から施行となり、輸入貿易に限り規定することになった。

二五年八月には、自動承認制を実施するに伴ってその一部が改正され一一月には輸入外貨予算の効率的な運用をはかるため船積期指定の制度を設けるための一部改正が行なわれた。

二六年九月には無公表制度の導入(輸入発表は行なう。輸入公表とは、予算期初に一括して行なわれ、銀行による輸入の承認の前提となり、輸入発表は、輸入公表に基づき、輸入の実施が最も適当と認められる時期に行なう)、輸入担保制度の改正、仲介貿易契約の許可手続、同政令の「別表第一」に掲げられた輸入自由品の追加(関税定率法上無税)など懸案事項の解決と輸入貿易管理体系の整備のための一部改正が行なわれた。

二七年四月には、長期契約制度の改正に伴って一部の改正が行なわれた。

(三)　標準決済方法に関する規則[9]

標準決済方法とは、対外取引の支払または支払の受領について標準となる決済方法であり、「標準決済方法に関する規則」に規定されている各種の決済方法をいう。

これは、対外支払および支払の受領について、最も望ましい標準的な決済期間、決済通貨、決済条件等を定め、対外決済をこの方法で行なわせることにより、資本逃避の防止、確実な代金回収および対外取引の円滑な管理運営を図ること等を目的とするものであり、外国為替および外国貿易管理上重要な制度である。また、標準決済方法による対外取引は、それによらない取引よりも一般に為替管理上の規制が緩やかになっている。すなわち、標準決済方法は、国家が対外取引の標準的な決済方法を定めたもので、本来は永続的・統一的な取扱がなされる。

わが国の場合、昭和三〇年代の前半までの間において頻繁な改正が行なわれたが、これは主として、わが国と各国との間における清算勘定決済協定が現金決済協定に切り換えられた過程、すなわち、貿易取引決済正常化のなかで、それまでの変則的な決済方法から通常の決済方法に移行するためのものであった。

「外国為替及び外国貿易管理法」関係諸法令の適用を受ける渉外取引は、貿易、貿易外を問わず、外国との資金決済を行なうときは、外国為替管理委員会の定める決済方式によらなければならなかった。

当初、右の標準決済方法については、「輸出貿易決済規則」ならびに「輸入貿易及び対外支払決済規則」の二つの外為委規則で規定していたが、内容は主として貿易に関する標準決済方法を定め、銀行限りで輸出の承認または輸入の承認を行なうことができる決済条件を指定したものであった。そのため、外国為替管理委員会においては、二五年六月の「外国為替管理令」公布と同時に「輸出貿易決済規則」の中に貿易外の受取りについて規定し、これを「輸出貿易及び貿易外受取決済規則」(昭和二五年外為委規則第五号)と改めることとなった。

標準決済方法とは、対外取引の全般にわたる正常な決済方法を意味するが、たとえば、輸出の場合は、代金の受領後現物を引き渡すのが安全であるが、逆に輸入の場合は、現物を入手してから代金を支払うのが都合が良いといった具合に、正常な決済方法といっても輸出入共通の方法を決定するのは困難なうえ、個々の商品により商習慣も相違するという問題もある。しかし、為替管理下にある取引であっても、政府機関の制限をなるべく緩和してゆくのが大切であるし、厳しい決済方法を規定すると貿易の発展を阻害するおそれが強い。

以上のような問題をふまえて、輸出入に限らず、国内における渉外運輸・保険取引を含めて各種の貿易外取引について統一的な標準決済方法として、二五年一一月一日、「標準決済方法に関する規則」（昭和二五年外為委規則第一五号）が公布施行された。そのおもな内容は、昭和二五年一〇月二八日の外国為替管理委員会発表文によると、次のとおりであった。①輸出入について、一覧払後九〇日までの期限付手形の振出が認められたこと。②輸入についても外国為替管理委員会の認める範囲内での外銀のファシリティーによる期限付手形の利用を予想していること。③貿易外受取についてはドルまたはポンドによる限り自由としたこと。④国内における取引は特需代金、外貨建の旅客運賃、生命傷害保険料等の支払の場合を除いて原則として円貨決済によることとしたこと。

したがって、従来外貨建の貨物運賃、積荷保険料の支払も円貨によることとなり、これらの収入のうち純債務額を外国の船会社なり保険会社の在日支店または代理店が海外の本社に送金をするという建前がとられることになった。また、為替取引に基づく銀行手数料等はすでに円払となっていたが、外国にある本店、支店およびコルレス先に対する債務額について銀行がこれを貸借記または送金によって決済することが、この規則によって一般に認められることになった。

これによって、たとえば日本船に定期航路が許される見通しが立つ等、内外商社、特に船舶会社、保険会社、銀行が平等の立場にたち、貿易に関する取引が画期的に平常化され、貿易の増進に寄与することが大なりと期待された。

同規則の体裁は従来のものと大いに趣を異にし、実体的規定は本文ではなく、次の第一から第一〇までの附表に示され、各種の取引についての標準決済方法がさらに新しく指定せられる場合には附表を追加し、さらにそれを補完する場合は附表の別紙として規定される等、適時適切な改正を機動的に実施しうる態勢をとった。

附表の標題は次のとおりである。

附表第一（輸出の標準決済方法）
附表第二（輸入の標準決済方法）
附表第三（貿易外受取の一般的標準決済方法）
附表第四（運賃及び保険料の受領の標準決済方法）
附表第五（特需代金の受領の標準決済方法）
附表第六（貿易外支払の標準決済方法）
附表第七（領事査証料の送金の標準決済方法）
附表第八（貨物運賃収入の送金の標準決済方法）
附表第九（積荷保険料の送金の標準決済方法）
附表第一〇（銀行手数料等の標準決済方法）

（これら別表は昭和三七年一〇月三一日大蔵省令第六十二号「標準決済方法に関する省令」で簡素化され、別表第一　輸出の標準決済方法、別表第二　輸入の標準決済方法、別表第三　貿易外受取標準決済方法、別表第四　貿易外支払標準決済方法、

別表第五　大韓民国との間の輸出入及び貿易外取引の標準決済方法、となり、四一年九月一七日からは附表第一から第四までとなった。）

次に、外国為替管理委員会がその「設置法」第四条第一項一一号により対外取引の決済条件を定める権限が与えられていた時期における主要改正事項の推移は、以下のとおりである。

昭和二六年九月二七日外為委規則第九号

(イ) 信用状面の船積時期の削除。

(ロ) 信用状または前払の受領時期を貨物輸出の認証前と明記したこと。

(ハ) アバウト条項の明示（信用状金額に一〇％のアローワンスを認めたもの）。

(ニ) 特別決済勘定地域よりの前払に対する輸出を、ドル地域およびスターリング地域なみに標準決済に改めたこと。

(ホ) 輸入における原産地主義の明確化。

(ヘ) 特別決済勘定地域からの輸入について協定に定められた条件を充足した場合の後払、委託販売および前払の諸方式の標準化。

昭和二六年一二月二九日外為委規則第一四号

(イ) 輸出における信用状要件について一流銀行の発行したもののみならず、確認したものをも標準決済とすること。

(ロ) 輸入の後払期間を六ヵ月に短縮（外国為替資金特別会計の円不足を回避し、無為替輸入を装った海外財産、対外債権の回収を防ぐため）。

昭和二七年七月二二日外為委規則第十二号

(イ) 従来の地域別の標準決済方法の立て方を通貨別に改正。

(ロ) 輸出信用状条件について輸出貨物代金をカバーすべき金額として信用状金額のほか手形取組許容金額を認めること。

(ハ) ポンド建輸出信用状期限およびポンドによる輸出代金前払に関する制限の廃止。

(ニ) 米ドル決済の輸出については、関係国政府機関の同意のあること、または同意を要しないことが確認されることを条件として仕向地がスターリングまたは特別決済勘定地域であっても、これを標準決済とすること。

(ホ) アメリカ合衆国軍隊、アメリカ合衆国対外援助関係機関または国際連合付属諸機関が決済する輸出の標準決済方法を明示。

(ヘ) 輸入の前払について、従来一八万円までしか標準決済方法として認められていなかったが、この枠を三六万円に拡大するとともに、機械の輸入の場合には、特に金額の如何を問わず、半額の前払を標準決済として認めること。

七　外国為替および貿易管理の権限分属について

昭和二四年一二月一日から二七年七月三一日までは、「外国為替及び外国貿易管理法」においては、為替および貿易管理の権限が、次の官庁に分散されていた。

(1) 外国為替管理委員会（総理府外局）

(一) 外国為替売買相場および取扱手数料の決定（大蔵大臣の承認を要する）

(二) 外国為替銀行のコルレス取極の承認

(三) 外国為替資金特別会計の運営、外貨資金の集中および運用

(四) 標準決済方法の制定および主務大臣による標準外決済の許可に対する同意

(五) 短期信用取引に対する許可

(ヘ) 外貨資金保有の許可
(ト) 外国為替予算残額の確認

(2) 大　蔵　省
(イ) 外国為替の基準相場および裁定相場の決定
(ロ) 外国為替銀行および両替商の認可
(ハ) 決済通貨の指定
(ニ) 貿易外支払の許可（ただし、貿易に伴うものを除く）
(ホ) 貿易外取引の許可（ただし、貿易に伴うものを除く）
(ヘ) 金、対外支払手段、証券等の輸出入の許可

(3) 通商産業省
(イ) 貨物の輸出入および輸出入為替の統制
(ロ) 貿易外支払の許可（ただし、貿易に伴うものに限る）
(ハ) 貿易外取引の許可（ただし、貿易に伴うものに限る）
(ニ) 優先外貨（外貨資金特別割当制度）の使用許可

(4) 閣僚審議会
外国為替予算の作成および変更

(5) 外資委員会（二七年七月三一日廃止）
外資委員会の許可を受けて導入された外資の元本、利子、利潤、技術援助等の送金は当該許可の際の条項に従って認められたから、あたかも、外資委員会が為替許可の権限を有していたと同様の結果となっていた。

以上の各官庁の為替および貿易管理の所管事務の一部は、日本銀行または外国為替公認銀行に取扱わせることができ、また、税関に委任することができた。

(6) 日本銀行への委任
(イ) 外国為替管理委員会の委任
(イ) 外国為替資金特別会計の運営事務
(ロ) 外貨資金（FECB勘定およびオープン勘定にある資金）の運営
(ハ) 短期信用取引の許可権の一部
(ニ) 外国為替予算の残額の確認
(ロ) 大蔵省の委任
(イ) 貿易外支払許可権の一部
(ロ) 特別預金勘定に関する事務の一部（二七年一二月末で廃止）
なお、通産省からの委任はほとんどなかった。

(7) 外国為替公認銀行への委任
(イ) 外国為替管理委員会の委任
外貨資金の運用に関する委任
(ロ) 大蔵省の委任
外貨資金の運用に関する委任
(ハ) 通産省の委任
(イ) 輸出の認証

(ロ) 輸入の承認
(8) 税関への委任
(イ) 大蔵省の委任
支払手段等の輸出入
(ニ) 通産省の委任
(イ) 輸出の確認、輸入の確認
(ロ) 小額貨物の輸出入許可

八　外国為替管理委員会の果たした任務[10]

外国為替管理委員会は司令部の指令に基づいて、二四年三月一六日、総理府の外局として設置され、事務所は日本銀行内に置かれた。外為委は、設置後直ちに為替管理の再編成および外貨資金移管の準備にとりかかり、大蔵省、通商産業省、経済安定本部、日本銀行等と共同して、自主的な為替管理の確立に努力した。

二四年五月二八日、「貿易特別会計法の一部を改正する政令」（政令第百二十号）に基づき、貿易特別会計のなかに外国為替資金が設置され、外為委がこれの運用に当たった。これが外為委にとり外貨資金管理の第一歩となった。

二四年一二月一日「外国為替及び外国貿易管理法」「外国為替管理委員会設置法」「外国為替特別会計法」等の制定公布ならびに外為法に基づく輸出貿易管理令の施行等により自主的な管理が開始された。

外為委の運営した外国為替特別会計は、貿易特別会計のなかに設けられた外国為替資金を引き継いで発足したが、

二五年度会計分で廃止され、二六年四月一日から発足した外国為替資金特別会計に引き継がれた。これは外国為替特別会計において、外貨の売買に伴う通貨の受払を歳入歳出予算として一般予算とともに国会の議決を要することになっていたが、外貨の売買額は予測が困難であり、新会計において、外貨の売買に伴う円貨の受払を予算の枠からはずし、資本金および借入金の枠内において自由に売買を行ない、その差益および借入金利息などの会計運営に伴う損失につき予算を設け、為替の売買を一層円滑ならしめるためのものであった。

二四年一二月二九日、外為委は、司令部から外貨資金管理に関する全権委任状の交付を受け、FECB勘定の開設に着手した。司令部から在日各国銀行に預託していた各勘定の外貨資金六七〇〇万ドル（五三〇〇万米ドルおよび五〇〇万英ポンド）は、SCAP勘定としての外為委名義勘定 FECB a/c for Account of SCAP となり、米ドル外貨資金五三〇〇万ドルについては、全権委任状の交付と同時に、在日米系外銀三行のSCAP商業勘定から外為委名義の勘定に移された。

二五年一月一日、外為法に基づく「輸入貿易及び対外支払管理令」の施行とともに、輸入貿易の民間方式が発足した。これとともに、上記の外貨資金の運営と各オープン勘定の運用に関する権限が日本政府に移管され、外為委はこれが管理運営に当たった。ここにおいて、政府輸入は廃止されて民間輸入が実施されることになり、日本の輸出入貿易は正常に復帰したが、当初は外貨の手持ちに乏しく、外貨予算の編成が窮屈であり、また、協定貿易を推進するため非協定国との取引は求償貿易に限定され、輸入は強い制約のもとにおかれた。

二五年一月二〇日、外為委は、日本銀行に対し、米ドル外貨資金の運営ならびにこれに伴う一切の行為について外為委の代理人としての権限および日本銀行がさらに復委任する権限を付与した委任状 Power of Attorney を交付し

て外貨運営の実務を担当させた。外為委が日本銀行に与えた委任状は、外為委がSCAPから交付を受けた全権委任状と全く同じ内容をもつものであった。この意味において日本銀行は外為委の完全な実務代行機関となった。

さらに外為委は、一月三一日付をもって外国為替銀行（本邦為銀一一行、四月一一日日本興業銀行が追加され一二行となる）に、二月二日付をもって在日外銀一二行に外為委名義の外貨勘定の運営に関する委任状を交付した。

二五年三月一〇日、当初英ポンドについて在日イギリス系三行のロンドン支店のSCAP商業勘定から五〇〇万英ポンドが外為委名義に移し替えられることになっていたが、名義変更に必要なイギリス為替管理法上の手続が整うまでの間、SCAPの管理する勘定と区別するためSCAP商業勘定〝J〟と呼ばれていたのを三月一〇日正式にSCAPから移管され、SCAP勘定としてFECB名義勘定となり、外為委が運営することとなった。

以上のように、米ドル外貨資金、英ポンド外貨資金がそれぞれSCAPから日本側に管理運営が移管されたが、なお、FECB a/c for Account of SCAP として外貨の管理運用は常にSCAPのために行なわれていた。

二五年二月九日、外為委は在アメリカ八行（のちに一行を追加して九行となる）にFECB米ドル勘定を開設した。

二五年四月五日、外為委はわが国外国為替銀行一一行（四月一一日以後一二行となる）と、在アメリカ外銀との直接コルレス取引開始について最初の承認を与えた。

二五年六月一二日、外為委は輸出手形外貨代り金ならびに被仕向送金為替外貨代り金集積のため、在ハワイの二銀行に対し、コレクティング・アカウントを設定した。

二五年六月一四日、「特別預金勘定に関する政令」（政令第百九十二号）が公布（翌日施行）され、外為委は特別預金勘定の交換性を確保することを義務づけられた。

二六年八月一六日、米ドル資金の日本政府への移管が実施された。これに伴い外為委は日本銀行に交付していた委任状を更新した。日本銀行は、甲種為銀（本邦銀行一二行、在日外銀一二行）を復代理人として指名した。これにより従来の FECB Accounts for the Account of SCAP は、外国為替管理委員会勘定 FECB Accounts for the Japanese Government として日本政府の名義と責任において運営されることとなった。

また、同八月一六日、外為委は英ポンド資金についての運営と、これについての一切の権限を付与した委任状を日本銀行に交付し、外貨運営の実務を担当させた。日本銀行は米ドル資金の場合と同様甲種為銀を復代理人として指名した。

二六年一〇月二日、英ポンド資金の日本政府への移管が実施され、外為委は日本銀行に交付していた委任状を更新し、日本銀行は甲種為銀に対し復代理人の指名を更新した。ここにおいて、名実ともに米ドルおよび英ポンドの外貨資金が日本政府に移管された。

二七年四月二六日現在で、SCAPの商業勘定の残高約二九〇〇万ドルが講和条約発行の日（四月二八日）をもって日本政府に移管されることとなり、四月二五日にその手続が完了し、講和条約発効の日に実行された。

わが国の保有外貨の管理については、右記のように、米ドルは二六年八月一六日、英ポンドは同年一〇月二日それぞれ移管され、オープン勘定の管理権も米ドル移管後二七年四月末までにすべて日本政府に移管されたので、二七年四月二八日以降における外貨管理権は全面的・最終的に日本政府の手に移管された。

二七年六月二日、わが国外国為替銀行と在イギリス銀行との直接コルレス取引再開について、外為委は承認を与えた。ついで六月一六日、外国為替等集中規則の一部を改正して米ドル資金の保有制度が実施され、六月一六日以降わ

が国甲種為銀は、自己の名において米ドル勘定を在日外国銀行および在米外国銀行に開設し、これによって米ドル取引のすべてを行なうことができるようになった。

なお、特定の外銀（通称「デポ」――外為委勘定の開設してあるコルレス先銀行）に対しては、日本政府の保証および授権書ＬＵＡを交付して、わが国甲種為銀が手形決済資金に不足するときはＦＥＣＢ勘定から必要な資金をわが国甲種為銀勘定に移し替えてその不足を補い、わが国甲種為銀の機能の円滑な運用に資することとした。

二七年八月一日、行政機構の改革により外為法の改正が行なわれ、外為委、外資委員会、経済安定本部貿易局が廃止されて大蔵省為替局が新設され、外為委名義勘定（ＦＥＣＢ勘定）は大蔵大臣名義勘定（ＭＯＦ勘定）に名義変更された。これに伴い従来、外為委から交付されていた委任状は大蔵大臣から日本銀行宛に更新され、日本銀行はさらにわが国甲種為銀一二行、在日外銀一二行を復代理人に指名した。

九　外国為替管理委員会の権限の消長とその廃止

（一）　外国為替管理委員会設置法における権限の縮小

外為委は覚書が指示した、「外国為替及び貿易の総合的管理を確立する」ため、関係各省との連繋のもとに外国為替、貿易管理法規の立案に着手し、二四年一二月、「外国為替及び外国貿易管理法」制定に至るまで、事実上関係行政機関の中心となってこれに当たった。同法とともに「外国為替管理委員会設置法」及び「外国為替特別会計法」が制定され、それまで政令に基づいて設置されていた委員会は、法律に基づく委員会として設置されることとなった。

設置法第三条は、委員会の「所掌事務」を列記しているが、その目的は、「国民経済の進歩とその健全な発展を助長するために、本邦の外国為替資金の適切かつ正当な使用を確保すること」であると規定している。

この目的規定は、旧委員会令第二条に、委員会の目的が、「外国為替及び外国貿易の総合的に調整された統制及び管理を行ない、もって国民経済の復興に緊要な国際投資及び外国貿易を助長するにある」と比較するとき、前掲覚書に要請された委員会の性格をより正確に表現したものでなく、委員会令よりむしろ後退した文言に終わってしまった（この点については、すでに第二節四(一)で「設置法と令との大きな相違点は、為替管理の総合調整という権限を放棄したところにある」と記して指摘しておいた）。これがその後、二六年三月一六日に設置法一部改正案を国会に付託する因となった。

次に、設置法第四条は、第一号から第一二号にわたって外為委の「権限」を列記した。特に、問題となるのは、第八号と第一〇号に規定された権限であった。

第八号の規定によれば、外為委はみずから為替取引手続を制定することを認められると同時に、貿易取引手続を指定する通産省に対して同意権を有することとなっている。つまり、「輸入業者に対する輸入割当を発給する担当機関」たるべき通産省、および「輸出入と直接関係のない貿易外的性格の取引の担当機関」たるべき大蔵省に対して、外為委がチェックする機関として認められた。第一〇号は、直接民間に接して管理を行なう段階に位する外国為替銀行に対し、外為委が「官営鑑査人」となる意味である。

その後、二五年六月末に、「外国為替管理令」が制定され、一応外為法の法体系が完成したが、法規の整備に伴い、法のうえで各行政機関に別個に分与された管理の権限をいかに調節すべきかという問題をはじめ、外国為替特別会計の運営と貿易金融の問題、予算編成技術の複雑化、外為法違反の事例の増加等々新たに解決すべき問題がつぎつぎに

発生してきた。

(二)　外国為替管理委員会設置法の改正による権限の限定追加

外為委の機構改革が再度、二五年夏から検討の対象になった。おもな点は、「わが国の外国為替及び外国貿易取引の手続については、関係各省にその権限が分与されているが、こうした機構のもとにおいては、行政および実際取引の便宜のためにかかる分散行政をコオディネートする役所があってしかるべきで、それには外為委が適当である。外為委がその生い立ちからしても、その現実からしても、当然このコオディネーターたる地位を明らかにすべきである」ということであり、この観点から設置法の改正が唱えられたが、関係各省との間に十分な了解を得るにいたらず、第八国会提出を見送り、半年を経過して第一〇国会に提出されることとなった。

すなわち、二五年夏の案を基礎とし、関係各省と数次の折衝を行ない、二六年三月一五日国会に付託され、四月一日公布・施行をみることとなった。

改正案の要点は、

(イ)　所掌事務の追加

旧設置法第三条に列記されている外為委の所掌事務のはじめに、新たに「外国為替の取引及びこれに関連する外国貿易の取引の手続について、この条に規定する委員会の目的を達成するために必要な調整を行なうこと」なる一号を追加した。これが、外為委のコオディネーターたる職分を明示した改正であり、この一号の追加によって、外為委は大蔵省、通産省、安本等の関係各行政機関に対して、これら相互間の連絡調整に任ずる地位を法制上確保することとなった。ただし、「調整」とはいえ、それは「基本的政策の決定に対する調整」ではなくして、

あくまで、「取引の手続に関する調整」であることは、文言にも明らかである。この建前のうえに関係各省の協力が得られた。

外為委は、実際に、各種の連絡会、打合せ会を主催し、他の官庁に率先して管理行政の調整役に当たっていたので、この追加は、外為委の事務の追認的なものであったとみなされるが、やはり、こういう役割を与えると、各省が現に保持している権限と抵触、重複するという疑問もあり、改正は難渋した。

(ロ)　権限事項の拡張

旧設置法の第四条（権限）は、第八号から第一〇号までが改正された。

第八号は、旧設置法では、「外国為替取引の手続を定め、及びその所掌に属する事項について外国貿易取引の手続に関し同意を与えること」を委員会の権限のひとつとしたが、改正法では「外国為替取引の手続を定め、及び外国為替の取引及びこれに関連する外国貿易の取引の手続について他の行政機関と協議し、又は他の行政機関から協議をうけること」に改めた。

この改正は実情を忠実に表現するためで、外為委と他の行政機関との関係が相互に協力、連絡する関係にあることを明らかにするとともに、外為委の関与する手続事項の範囲を広く「外国為替取引及びこれに関連する外国貿易の取引」としたものである。

第九号では、この改正法と同時に公布施行される「外国為替資金特別会計法」により、「外国為替特別会計」が廃止されるのに即応して字句を修正したものである。

第一〇号は、旧法で外為委が外国為替銀行に対して外国為替予算に定められた制限と条件の範囲内で外貨資金

を取得したり使用しているかどうかという点についてのみ、監督を行なうことになっていたが、実情は、昭和二四年一二月以降制定された関係法令、規則によりその他もろもろの点についても、外為委の監督に服していたので、これを法制化して、外為委は、外国為替銀行に対する監督を、これら法律、命令、規則に関する範囲に広く実施する趣旨に改めたものである。

(三) 行政委員会制度の導入

さきの司令部覚書SCAPIN第一九六八号を再び引用すると、

外国為替管理委員会は現存する日本政府の各省から独立してこれを設置し、すぐれた閲歴、地位および一般的経験をもつと認められる三名ないし五名の者をもってこれを構成し、その委員は優秀で効果的かつ不偏不党な任務を遂行するに足るように、任期を定めてこれを任命し、かつこれに報酬を与えるべきである。委員会はその責任を有効に遂行するに適する職員を維持するものとする。

この覚書の一端によってもわかるように、外為委は少数の有能な委員がすべて自己の責任で重要案件を即決させ、事務手続の整理を少人数の事務局にまかせるという、トップ・ダウンの行政機構として、戦後の新しい各種の行政機関のうち、ボード・コミッションと呼ばれる画期的なものであり、ほかに、庁、委員会と呼ばれたいくつかの機構と比べても特別のものであり、また、その活動期間は必ずしも長くなかったが、成功した稀な例ともいわれる。

委員会という複数制度の行政機関は、従来の日本の官庁のとったピラミッド型ではなく、アメリカの影響によったものである。外為委のみでなく、行政委員会という官庁制度は、一九世紀の終り、アメリカで州際商業委員会 Interstate Commerce Commission, ICC が設けられ、政党政治の色彩を帯びない高度の技術的行政官庁としてスタート

したのがその端緒であって、この制度の特色は、政党各派に縁のない、しかもその道の経験ある技術者がメンバーとなって、特定の任期の間、独立した判断をもって専門の行政を掌握し、その活動を強力ならしめるために、委員会に個有の事務局を置き、人事権と規則制定権とを行使することを原則とした点にある。

そして、この制度の狙いは、政党色に染まらないノン・パーチザンな点にあった。しかるに、わが国にこの制度が適用されたときに、もう一つの特色が加味された。それに、戦前の強固な各省の官僚行政の弊にわずらわされない新鮮で独立した民主的行政機関として、委員会制度が採り入れられたことである。これらノン・パーチザンシップとアンチ・ビューロクラシーとが、各行政委員会を貫く性格であり、総理府外局たる外為委に為替管理の権限をまかされた事情も、このへんにあったと思量された。

ただし、外国為替管理委員会としての任務なり権限なりは、厳密にいうと為替管理の権限のすべてをもっているのではなく、重要な点としても、支払の許可という点を欠いていた。(11)

(四) 外国為替管理委員会の廃止決定

講和への動きに伴い台頭した外為委廃止論に対し、それを存続させるべきだという側の論拠は、大要次のようであった。

戦後設立された新しい行政機構にも、占領期間という変則時に単にテンポラリーに設置されたものと、しからざるものとの区別があるべきであって、後者については、講和成立と否とに関係なく、設置の原因となった事情が続くかぎりその機構の存続を図らねばならないのであり、外為委設置の基となった背景は、外国為替管理の行政がノン・パーチザンでありアンチ・ビューロクラチックであることを考慮すると、むしろ存続強化すべきであり、官僚統制に堕

しない民間の専門技術家による適正な管理を続ける意味から、はたまた政党の事情によって動かされない独立した管理方針を持続する意味から、さらに大きくいって、当時の外為委のもつ国際金融上の信用を保存せしめる意味から、外為委の機構存続が必要であるというものであった。

外国為替管理委員会の創設後一年間というものは、三六〇円レートの設定に始まり、為替および貿易管理の法制的・機構的整備のために紛糾錯雑した努力の傾けられた月日であった。二年目は、朝鮮戦争の勃発を契機とする産業活動の活発化、輸出入貿易盛況の年で、外為委の活動が大いに進展した。三年目は、国際市場の急転による輸入滞貨の累増、市況低迷、金融難等、不況傾向に一変し、国は大量の外貨を蓄積し、その管理の責任を負う外為委は、かかる事態にいかにして対処すべきかについて苦慮することとなった。

司令部の管理行政下において、為替政策、外貨政策、貿易政策、金融政策、財政政策の総合は、司令部自らがこれを果たしてきたが、講和発効を目前にして、すべてが日本側に移る時期に直面し、外為委は進んで政策の面に深入りするか、退いて政策の施行者たる地位にとどまるか、はたまた行政整理の対象としてその歴史を閉じるか、という重大な選択の時期に立たされた。(12)

外為委員長木内信胤は、当時を回顧して次のように言明している。(13)

私が外為委員長をやめたときに、吉田さんにある献策をしたのですが、いれられなかった。

それは、占領が終わったから委員会制度みたいなアメリカ流の制度は日本人に向かないでしょうと、だからこれをやめてもいいけれども、やめるなら戦前の権限の配分方法はまずいから、もっと日銀が権威をもたなくてはいかん……これから日銀にうんと権限を委譲する形で権限の再配分を考えて、しかる後に、外為委を廃止した方がいいでしょうということを私は三月頃大磯へ

わざわざ吉田さんを訪ねていったのです。

それで吉田さんはそれはもっともだというわけです。権限をどう再配分するかは、委員会を作ってそれをきめなさいと私がいったら、その委員会の委員長にだれがいいかというわけです。……しかし、この案は池田さんが反対して通りませんでした。そして、そういう権限の再配分の委員会をつくるということなしに、外為委は解体になるのです。私はそれを残念とも思わなかったけど、まずいとは思いました。

二七年八月一日をもって行政機構の改革が行なわれ、各種行政委員会および外局たる庁および部制の廃止、総理府の縮小が行なわれた。

この改革のなかで、最も問題となり、世の注目をひいたのは、為替行政機構の改革、端的には、外国為替管理委員会の廃止とそれに対応する大蔵省為替局の設置であった。これについて当時の当局者は次のように評価する。(14)

外国為替管理委員会は、昭和二四年三月連合軍最高司令部の指令により設置せられ、以来外貨資金の管理運用に当ってきたものであるが、①設置当時、わが国外貨が戦前の旧債務の処理に関連して、各国によってアタッチメントを受けることが懸念されたこと、②占領中は外貨は事実上司令部のコントロールを受ける必要があったこと等によりその存在意義があり、さらに、外貨資金管理の中立性、対外信用の確立、専門知識の活用等が同委員会の利点として強調されていたものである。

しかしながら、講和後の今日、すでにアタッチメントの問題や、司令部のコントロールが無くなった以上、簡素にして責任の所在が明確な機構を樹立することが望ましく、また、財政・金融・貿易等国家の重要施策に重大な関連を有する為替管理機能が内閣の責任の外において営まれるということは極めて不適当であることを思いあわせる時、今回の決定は蓋し当然の帰結といえるであろう。

かくして、外貨資金の管理運用、為替取引の手続制定等に関する外国為替管理委員会の権限はすべて新設の大蔵省

為替局に統合せられ、為替行政の一元化を期し得ることとなり、さらに、外国投資家の投資および事業活動の調整に関する外資委員会の職能と経済安定本部貿易局で営んでいた外国為替予算とりまとめの事務も同時に為替局に統合された。

(1) 渡辺誠『為替管理回想』、昭和三八年、五九―六八ページ、三浦道義「外国為替管理委員会の発足とその任務」(『財政経済弘報』第一二〇号、昭和二四年五月)、七―九ページ、ジャン・V・ムラデク、アーネスト・A・ウイチン「日本の外国為替及び外国貿易管理に関する報告書」(『外国為替』第一号、昭和二五年四月、第二号、同五月)、渡辺誠・川口嘉一「外国為替管理委員会について」(大蔵省資料Z一〇六―二二)参照。

(2) 木内信胤「終戦直後の渉外為替行政」(『ファイナンス』七二号、昭和四六年一一月号)、二七―二八ページ、の記述によると、木内は、司令部が日本政府部内の権限争いを嫌って委員会を設けた経緯を知らずに、為替政策を立案するつもりで委員長に就任したが、就任後は事実が逆で期待はずれであり、ミニマムな為替管理を考えたのが難解な法律ができて、さらに規則の積み重ねが加わって複雑になってしまった、と言明している。

(3) 同前、二九ページ。

(4) 外為委員会は三月に発足し、外為法の草案作成に着手したが、各関係官庁の意見調整が困難で、なかなかまとまらず、同年秋、フリール使節団、ローガン、ムラデク博士およびウイチンなど金融・貿易および為替管理の専門家が来日し、有益な勧告を行なった。

この間の経緯について説明を補足すると、当初、木内外為委員長の抱いていた構想の重点は、

(一) 新為替管理法は、新しい国際情勢に応じて旧式な官庁本位の立法を廃し、国際的かつ民主的な立法方式をとること、すなわち形式においては外国人でも一目して判然とするよう根本原則を冒頭に謳い、内容においては、国際的妥当性をもたしめるようIMFの思想にならうものであること。

(二) 為替管理法は一本の法体系に総合され、幾つもの法体系をつくらないこと。

(三) 為替管理法は、水も洩らさぬ完璧な法律でなくて、随時無用な統制を廃止し緩和化の方向にもって行くべきものであること。

(四) 外貨支払については、個別許可のような計画性のない統制でなく、外貨資金の総合的な使用計画を打ち立て、これを公表して、国民に外貨使用量を周知させ、官庁側の裁量の余地を少なくしなければならない。

という構想であった。

すなわち、これまでの大蔵省の外国為替管理法案、通商産業省の貿易管理法案、安定本部の外資導入促進法案等の諸構想の長はとるが、これに拘泥せず、画時代的な総合立法を構想したものであり、数次にわたり関係各機関と合議のもとに案は練られていったが、しだいに、関係各官庁の権限争いという現実のカベにつき当たって、前進ははかばかしくなかった。

間もなく、司令部の要請に応じて、ローガンおよびフリール使節団が来日し、両者の勧告に基づいて、昭和二四年一〇月二一日、司令部より通産省宛覚書「民間輸入に関する総司令部経済科学局覚書」が手交された。その内容は、いわゆる「ローガン構想」と呼ばれるもので、特徴はこれまでの統制による貿易方式をできるだけ排して、自由取引的色彩を強めたもので、輸出入手続の簡素化、輸出入管理の民間移行、双務協定の推進、輸入先行主義による輸出促進などを目標とし、具体的には、外貨予算制度と為替管理の銀行主義をとることを指向するものであった。外貨予算制度はすでに「木内構想」にも表われているが、「ローガン構想」はこれを一層発展させたものといえよう。

ローガン来日に引き続き、ムラデクが来日し、一一月一五日、ムラデク提案(ヤン・V・ムラデク、アーネスト・A・ウイチン「日本の外国為替及び外国貿易管理に関する報告書」。その全訳は、「外国為替管理委員会月報」第一号、昭和二五年三月、および『外国為替』第一号、昭和二五年四月、第二号、同年五月、にそれぞれ掲載された)が、司令部から日本政府に手交された。両名の提案は、輸出入管理を含めた為替管理全般に関する包括的な法律の制定を要求するものであったが、管理の権限は包括的に政府に与え、管理の具体的事項はすべて別に命令でこれを定めるという委任立法であった。

このムラデク構想は、国際通貨基金の思想を汲み、また、イギリス管理法の精神に則ったものとみられる。すなわち、法の再検討や為替相場の建て方には、国際通貨基金の思想が、狭義の為替管理の諸規定、居住者・非居住者の概念、非居住者勘定などにイギリス管理法の思想があらわれている。したがって、わが国為替管理法は、「木内構想」と国際通貨基金の思想とを基礎にして、これに貿易管理についてはローガン、ムラデク両名の構想を大幅に取り入れ、その他の為替管理についてはイギリス管理法の方式を積み重ねたものということができるが、外貨予算制度については、「ローガン」構想による西

ドイツ方式が多く取り入れられた。

たとえば、閣僚審議会制度は、西ドイツの輸入諮問委員会（ＩＡＣ）にならったものであり、輸入公表、先着順による銀行ライセンスの原則、一定貨物についての外貨資金割当や個人輸入限度超過および仕入地域変更についての事前許可制度、雑輸入品目の枠設定なども西ドイツの輸入方式によったものである（東京銀行調査部「わが国外貨予算制度解説」「東銀調査資料」第一六号、昭和三三年四月、二―四ページ）。

（5）三浦道義『新為替管理法概論』、昭和二五年、によると、「以上を要約すれば、新為替管理法は木内構想と国際通貨基金の思想を根底として、貿易管理についてはローガン構想の外貨予算方式、その他の為替管理についてはイギリス管理法の方式がそれぞれ積み重ねられてでき上がったものと概言できるであろう」（同書、二五―二六ページ）。

（6）牛場信彦「外国為替管理令について」（『外国為替』第七号、昭和二五年七月）、渡辺誠「外国為替管理令の解説」（同上）、西村正義「外国為替等集中の規則」（同上）、参照。

（7）尾崎英二著『国際管理通貨論』は、「（外国為替管理令作成は予定より三カ月延び）、多大の苦心が払われているが、なおかつ最も問題が多く残っているのはこの政令である。その後の法規改正の要望はとくにこの政令のスタイルに基因しているものが多いようである。」「法律がムラデク構想に大部分を負うているのに対し、この政令はより多く日本政府自体の構想によったものといえよう。もっとも英国大蔵省のソーレーが司令部のアドバイザーとして構想作成に参加しているという事実はあるが、だからといってこの政令が英国管理法的であるとはいえない。外国為替及び外国貿易管理法は所謂全面禁止原則に立ち、対外取引禁止の網を二重三重にはりめぐらし、その解除を政令に委任しているのであるが、この政令は、そのはりめぐらしすぎていると思われる部分をとりはずしたものである。ところでその網のはずし方は正常な業務を営む者が不便を蒙らないようにすべきであり、また正常な業務を営む者が読んでそれとわかるような表現でもあれば良いのであるが、必ずしもそうはできていないのである。／外国為替管理令のマイナス面をやや強調しすぎたきらいがあるが、とにかくこの政令により当時として新しい体制がはっきりとしたことはたしかである」と指摘している（同書、三六一―六二ページ）。

（8）終戦後国内の外国人社会に流通していた外貨表示の貿易代表支払票 Foreign Trade Representaive Paymement Certificate（略称ＦＴＰＣ）および外貨小切手は、二五年七月一日から特別預金勘定が創設されて、円表示の特別預金小切手に切り替えられ、いつでも指定通貨への交換性が確保されることとなった。しかし、日本経済にいつまでもかかる特殊通貨が存在することは、円価値の維持および安定に望ましくない影響をもつものと思われるので、政府は二六年八月三〇日をもって特別預金勘定に関する政令を廃止し、四カ月の整理期間を置いて、同年一二月三一日をもって廃止した。

ただし、非居住者や、銀行業、保険業、運輸業のように、経済的な対外取引のために特に外貨預金の保有を必要とする者に対しては、外貨預金勘定制度を設けて外貨預金を認め、二六年一二月二二日から実施し、その業務に支障を生ぜしめないようにした。

（9）外国為替管理委員会事務局貿易課・為替課「標準決済方法に関する規則の解説」（『外国為替』第一五号、昭和二五年一一月）、「標準決済方法に関する規則の改正について」（同、第三五号、昭和二六年一〇月）、外国為替管理委員会為替課「標準決済規則の改正」（同、第四二号、昭和二七年二月）参照。

（10）市村斌「わが国の終戦後における貿易再開の経緯と外国為替公認銀行の歴史について」（『外国為替』第一二〇号、昭和三〇年六月）、伊藤誠国「外国為替管理委員会二周年」（同、第二四号、昭和二六年四月）参照。

（11）支払の許可は、貿易に関しては通産省、その他に関しては大蔵省が行なうという建前で、ここには、チェック・アンド・バランスが考えられており、これがアメリカン・デモクラシーの考え方とされた。しかし、チェック・アンド・バランスには、コオディネーション（調整）が必要であり、その役割を外国為替管理委員会が引き受けるものとされていた。外国為替管理委員会がどのように調整の権限を与えられたかは改めて記すまでもないことであり、二六年四月の設置法改正時でようやく「手続に関する調整」が規定されたころ、すでに二六年一月ダレス特使が来日し、三月末講和条約草案が発表されるという状況になり、講和会議を契機とし、戦後はじめて設立された新しい形態の行政官庁は、これを廃止しようという動きが台頭していたというのもやや皮肉なめぐり合わせであった。

大蔵省や中央銀行以外に為替管理専門の行政機関をつくるということはやや異様なことに感じられるのであるが――それゆえに占領軍の撤退後間もなくこの体制はくずれたのであるが――、しかしこれは第二次大戦後の世界においては、日本だけのことでなく、かなりあちこちの国においてみられた現象である。おそらくこの特異な時期においては、多年の経験を積んだ有能者の登場を必要としたことがかかる現象を生んだのであろうと想像されるが、たとえば、カナダにも外国為替管理委員会という役所が昭和二五年ごろまであったようであるし、イタリアの外国為替局 Uffcio Italiano dei Cambi, UIC などもその例である。フランス大蔵省の外局であったオフィス・デ・シャンジェ Office des Changes も、ある意味で類似の機

関のようであったが、これは昭和三五年に姿を消した（尾崎英二『国際管理通貨論』、三五三―五四ページ）。

(12) 渡辺誠『為替管理回想』、昭和三九年、一二〇―二一ページ。

(13) 木内信胤「終戦直後の渉外為替行政」（『ファイナンス』第七二号）。

(14) 宮川新一郎「大蔵省為替局の設置について」（『外国為替』第五六号、昭和二七年九月）。

第三節　外国資本の管理(1)

一　占領初期における外資導入の動き

占領初期、在日外国財産は司令部の管理のもとに置かれ、これに関する一切の取引は禁止された。また、日本国内にある個人または法人に対して、外国商社との間に一切の金融的、商業的、または取引上の契約をなすことを制約することも指令された。その後多少の緩和が行なわれたが、昭和二二年春ごろまでは、一部通商貿易を除き、外国人の日本における経済取引活動には多くの制約があった。

他方、終戦以来、わが国における外国民間外資の導入は産業復興の呼び水として国内各界の要望するところであったが、わが国経済は、産業施設の老朽化と資材不足に悩んでおり、アメリカとしては、日本の再建と自立のために、自国納税者の負担による、いわゆるガリオア・エロア等の政府資金援助を行なった。

昭和二二年半ばすぎからアメリカは従来の対日経済政策を転換し、日本経済の再建と自立化の援助を積極的に考慮することとなり、これに伴って外国人の経済活動に対する制限も漸次緩和されることとなった。すなわち、二二年五月一五日付司令部覚書（SCAPIN第一六七九号）によって戦前から引き続き日本に居住する外国人の経済活動に対して差別待遇をしないこととし、ついで、八月一五日以降、制限付民間貿易の再開、被占領地日本輸出入回転基金の

設立、外国銀行支店の再開、外国商社代表の入国許可が行なわれた。

外資導入について、日本政府は、二三年三月組閣した芦田首相が就任時、新内閣の重要使命が外資導入による経済再建と対外信用の回復にあると言明したことでも明らかなようにその必要性を認めるに至り、また、ドレーパー使節団来日後、日本経済界には経済復興のため民間クレジットを望む声がかなり高まった。「ドレーパー＝ジョンストン報告」（五月発表）中にも「持続的な投資が外貨の需要を解決する方法である」と述べられた。

二三年八月には、在日外国銀行の業務拡張が許され、二三年末のいわゆる「経済安定九原則」に対する具体策として、わが国輸出の振興とその基盤としての民間外資導入の必要性が強調されるしだいとなった。

二　外国人の事業および投資活動に関する指令

アメリカ陸軍省は、昭和二四年一月一三日、日本における外国実業家の活動範囲拡大に関する司令部の新規則を設ける旨を発表した。

司令部では、翌一四日、外国人の対日投資活動の許可をめぐる新しい司令部回章、サーキュラー第一号、第二号ならびに日本政府に対する覚書（SCAPIN第一九六一号）等一連の指令を発表し、外国人の対日経済活動に対する諸制約を取り除くに至った。

ついで、同一七日には、経済安定本部宛非公式覚書ではあるが、対日投資の基準を発表し、日本の経済復興に寄与する投資であって正規の手続をとって入ってくる信頼のできる投資家にはその国籍を問わず日本人と平等な待遇を与

えるが、これらの外国人によって日本人の財産権が侵害されないよう日本人の財産には手厚い保護を加えることを保証した。具体的には、外国投資家が日本で事業を行なう場合には、申請を日本政府に提出し、日本政府はこれを十分審査して、その事業活動が日本の復興に役立つか、アメリカの占領目的に反しないかを判定して意見を司令部に具申することとし、司令部においてこれが最終審理をなすこととされた。

三　外国人の財産取得に関する政令

前記のように、外国人が日本人から財産権を取得するには、日本政府の許可を要することとなり、政府は昭和二四年三月一五日「外国人の財産取得に関する政令」（政令第五十一号）を公布施行した。

この政令は、外国人の投資および事業活動を調整することを目的としたものである。この政令によると、外国人が株式・持分または事業の利益に対する権利その他の各種財産を取得しようとするときは、外資委員会の許可を得てこれを行なうことができるが、これらを取得して新たな事業活動を行なうものについては、その事業活動が国際収支の改善または経済の復興に積極的に寄与することを条件としている。

政令の立案に当たり、朝鮮人、台湾人の取扱については、①朝鮮人のうち、昭和二〇年九月二日以後引き続き日本に居住する者は外国人として取り扱わず、②台湾人のうち、中国使節団の発行する登録証明書を有する者は外国人として取り扱うこととした。また、外国人の株式または持分の取得については、当初は新設会社の分に限られていたが、これを既設会社の分にも及ぼすことと決定した。

なお、同政令は、二五年五月一〇日「外資に関する法律」の公布に伴い一部改正され、また、「外資委員会設置法」の公布により第一一条から第一八条までが削除された。

その後、講和条約の発行を間近に控え、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律」（昭和二七年法律第八十一号）の公布施行と関連し、本政令もその存続、廃止等を法律で定めることとなり、政府はその一部を改正して存続させることとした。すなわち、同政令は、外国人等に対してその財産権の取得および行使等について特定の制限を課しており、講和条約調印批准国については同条約第一二条に抵触することとなるので講和条約の発効の最初の日からこれらの点を改正し存続せしめることとした。右の趣旨から、同政令について、①講和条約に調印批准した外国人（および中立国人）を指定（外資委員会の指定）してこの政令の適用を除外し、②外国人の定義を整理し、③適用除外外国人と適用される外国人間の財産移動に関する規定を新設し、④外資法制定の際削除すべきであった条項等を削除し、あわせて、⑤占領終結等による字句の整理をして、二七年四月一二日、これを公布した。

四　外国人の事業活動に関する政令

（一）司令部覚書

司令部は、二四年一〇月一一日、回章第二六号を発して、一月一四日付の回章第二号の第五項および第六項を廃止して、次の要旨に代えることとした。

「五、事業活動の許可」については、

A　外国からの教育、情報又は文化資料の輸入又は配布に従事する非日本人および商社と、軍人ならびに占領軍に属し、もしくは随伴する者およびこれらのものの扶養家族は連合軍最高司令官の許可の場合を除き事業又は投資に従事することを禁ずること。

B　二四年一〇月一一日より、銀行業、保険業、通信業、交通業、公営事業、職業的サービスあるいは今後指定される事業に従事する非日本人、外国人によって支配されている商社、公認代理店は、日本政府の当該代理機関より認許可書を受けることなど。

「六、連合軍最高司令部の規則ならびに日本の法律に従うこと」については、第五項により認められた国際貿易およびその他の事業活動を営む場合の一切の許可は、関係経済統制法を含む司令部の規則ならびに日本の法律に従うことを条件とする、など。

そして、一〇月二一日付で、日本政府に覚書（SCAPIN第一九六一号の一）を送って、

A　非日本人ならびに商社が、日本人ならびに日本商社と無差別平等に待遇されることを保証する法的措置をとること。

B　司令部の同意を得て、銀行、保険、通信、交通、公益事業、職業的サービス又は今後指定される事業に従事する非日本人、外国支配会社ならびにその代理店からの申請を受理し認可、不認可をすること。

C　当該事業が適用される日本の法律ならびに司令部の規則によって経営されているかどうか調査するため、監査又は検査をすること。

などについてその履行を要請した。

(二) 外国人の事業活動に関する政令

二四年一〇月二一日発せられた前掲司令部覚書に基づいて、外資委員会は同覚書に規定されている外国人の事業活動について、同委員会において一元的に認許可を行なう構想のもとに政令案を作成し、同委員会連絡会にはかった。しかし、認許可は、関係官庁よりそれぞれの主務官庁が行なうべきだと主張され、結局主務官庁が認許可をする場合は、外資委員会の意見を徴することとして、二五年一月一四日、「外国人の事業活動に関する政令」(政令第三号)が公布施行された。

これにより、従来、司令部の取り扱っていたこの種の許可の事務が全面的に日本政府に委譲されると同時に、一般の商業活動が緩和され、主務官庁は外資委員会の意見を徴して、外国人の日本国内で行なう銀行、保険、運送、電気、ガス等の事業を許可することができ、官庁の許可を要しない事業に対しては外資委員会が直接許可することとなった。

以上により、外国人の事業活動に対する取扱は、次の三区分になった。

(一) 銀行業、保険業等業法の規定により主務大臣が外資委員会の意見を徴し、免許もしくは許可を与えるもの

(二) 弁護士、公認会計士業等、外資委員会が許可を与えるもの

(三) 貿易業、一般商業、製造工業等、主務大臣および外資委員会の特別免許、認許可を必要とせず、日本人と無差別の立場で行なうことのできるもの

(三) 政令の廃止

外国人の事業活動に関して司令部は、二六年四月一二日付覚書(SCAPIN第二一〇五号の二)を発して、外国人の事業活動はすべて、日本人と無差別に取り扱われ、したがって日本人と同様、現に関係法令のある事業については、その法令に基づきそれぞれ主務官庁の免許、認許可を得れば足りるものとし、ただし、航空運送法と占領軍機関および軍人を相手方とする事業活動とは、従来どおり司令部の同意または許可を必要とした。

そのため、「外国人の事業活動に関する政令」は「外国人の国際航空運送事業に関する政令」(昭和二六年政令第百三十三号)の公布施行に伴い、五月四日廃止されることとなった。

五　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令

外国政府による不動産に関する権利の取得については、二四年一月一七日付司令部非公式覚書「日本における非日本人の事業活動に関する件」中の認定基準において、「外国政府のため取得されるものであると信ずべき相当の理由ある場合当該取得は認証されない」と明確に規定して排除された。したがって、「外国人の財産取得に関する政令」においては、「外国人」の定義のなかに当然外国政府を除外した。

しかし、その後、外国政府において、大使館員の住宅、政府機関の事務用土地、建物等不動産取得の必要が生じた。そのため、二四年五月一四日付で司令部覚書「外国政府による不動産の取得に関する件」(SCAPIN第二〇〇五号)が発せられ、それによって八月一八日「外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令」(昭和二四年政令第三百十一号)が公布施行された。

六　「外資に関する法律」

(一)　占領初期外資導入状況

戦後、昭和二四年一〇月末までの直接投資等における財産権の取得状況は、大蔵省資料（『財政金融統計月報』第五号〔国際収支特集〕、七三ページ備考）によると、総数一九三件で、内訳は株式投資二六件、個人の株式投資九九件、特許権等技術の導入一五件、事業活動に伴う財産取得五三件となっている。[2][3]

二四年一月一四日の外国人の事業活動についての司令部の新方針の実施、三月一五日の「外国人の財産取得に関する政令」の公布施行により、終戦以来わが国が待望していた民間外資導入への道が開かれたにもかかわらず、二四年中においても、石油関係等の少数の例外を除いては、真に日本側で待望していた本格的な外資導入例はほとんどなかったという状況であった。二四年三月一五日以後二四年一二月末までに司令部の認可になったものは一五〇件程度であった。この原因は、「外国人の財産取得に関する政令」が外国人に対し取締法的な色彩が濃く、しかも投資家の最大関心事である収益の海外送金に対してなんらの保証がなかったためで、基本的には日本経済の安定が確保されていないこと、ならびに、国際情勢、とくに中国をめぐる情勢の不安に帰せられていたが、基本的条件のほかに、外資導入が阻害されている直接的要因も多く、当時の内部的調査によると、外資導入諸対策として、次の諸項目が挙げられていた。

(一)　統制の緩和（認可基準拡大と事務の簡素化）

(二)　独禁法の改正
(三)　為替管理基準の確立
(四)　工業所有権の保護
(五)　連合国財産返還
(六)　税制の改正
(七)　集中排除および再建整備、企業民主化の促進
(八)　旧外債の処理
(九)　アメリカ政府への要請
(一〇)　投資あっせん、信用調査機構の確立

また国際資本移動については、次のような状況にあった。

昭和二五年ごろまでの長期資本国際移動の主体は国際復興開発銀行（IBRD、世界銀行）によるものと、アメリカの輸出入銀行（EXIM）によるものとであり、民間資本の国際移動はきわめて限られたものであった。しかし、日本は昭和二七年まで国際通貨基金に加盟していなかったため、世界銀行の資金が借りられず、EXIM資金はアメリカとしては援助をしている国に対しては融資しない方針であるとされ、長期資本移動の途が閉ざされていた。日本側の外資導入要望は強かっただけに、外国の民間資本を日本に導入するには、ムラデク報告にも記されているように、特別の外資優遇措置が必要であった。

(二)　「外資に関する法律」の制定

昭和二五年二月、新しい外資導入体制確立に関し、日米合同審議会[4]において審議が行なわれることとなった。これ

は、日本経済の自立と健全な発展および国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め、外国資本の投下に伴って生ずる送金を確保し、かつ、これらの外国資本を保護する適切な基礎を作ることを主たる目標とするものであった。こうした見地に立って、二五年五月一〇日「外資に関する法律」（通称「外資法」）が公布され、同時に、「外資委員会設置法」も公布された。

外資法は、外国資本投下は原則としてできる限り自由に認められるべきものとし、この法律に基づく届け出または認可の制度は、その必要の減少に伴い逐次緩和または廃止されるものと規定した。

外資法の主要規定としては、前記外国資本投下の原則に従うこととし、「対外の貸借および収支に関する勘定」を明確にし、「負債超過又は支払困難のおそれのある場合の措置」「外国為替予算に関する措置」「援助希望技術の公表」「認可、許可または勧告の基準」、「送金条項の表示」を根本とし、株式または持分の取得の認可または届け出、社債取得等の認可、あるいは外資投下に伴う技術援助契約の対価などの送金、事業活動に伴う利潤の送金に関する勧告あるいは外国資本の保護などの諸規定を設けた。

ついで、六月七日「外資に関する法律」施行に関する四政令、すなわち、「外資に関する法律の施行期日を定める政令」（政令第百八十号）、「対外の貸借及び収支に関する勘定令」（政令第百八十一号）、「外資に関する法律に係る不服申立手続令」（政令第百八十二号）、「日本銀行による外資委員会の事務の取扱に関する政令」（政令第百八十三号）が公布され、いずれも六月八日より施行されることとなった。

「外資に関する法律」制定の背景は大要上記のとおりであるが、端的には、前記のとおり昭和二四年三月一五日施行された「外国人の財産取得に関する政令」（ポツダム政令）において、「投資に伴う利子、利潤、元本等の海外送金」

および「投下資本の強制収用に対する補償金の海外送金」について規定を設けることなく、為替管理諸法令に委ねていること、すなわち、導入を認可された外資の元本果実の送金保証と外国資本に関する規定がないため、外資の導入がわが国経済界の熱望にもかかわらず進捗しない原因となっていたので、本法により、外国資本の投下に伴う海外送金の保証および外国資本の強制収用に対する補償金の海外送金の保証に関する法的措置を定め、もって外資導入の促進をはかることを目的としたものである。

七　「外資に関する法律」と「外国為替及び外国貿易管理法」

日本の対外取引関係を規制する一般法は、「外国為替及び外国貿易管理法」である。

外資導入関係では、外国投資家が日本の企業と技術援助契約を締結すること、日本の証券を取得することおよび日本の個人、法人に対する貸付金債権を取得することなどは、外為法による許可を受けなければならない。

ところで、外国投資家が技術援助契約の締結、または証券、貸付金債権の取得につき外為法の許可を得たとしても、技術援助の対価、証券、貸付金債権の果実、元本回収などは原則として円貨受領しか認められない。外国投資家がこれらの円貨を対外送金しようとすれば改めてその度毎に外為法による対外送金の許可を受けなければならない。

このように、技術援助契約の締結または証券、貸付金債権の取得の許可と、これから生ずる対価、果実もしくは元本回収金の対外送金の許可とは別々に行なわれるのが外為法の建前である。そのため、外国投資家としては、投下資本の収益、元本回収金の対外送金に対する不安をもち、継続的な対外送金を伴う投資を躊躇するようになる。これが

日本の外資導入のネックとなっていたので、優良で長期の外資についてその収益、元本回収金の対外送金を確保する目的をもって、昭和二五年五月に外為法の特別法として制定されたのが「外資に関する法律」である。

外国投資家は、技術援助契約の締結または証券(株式・持分および社債、昭和二七年七月から受益証券)、貸付金債権の取得について外資法による認可を受ければ、それらの収益、元本回収金などの対外送金につき「保証」を受けることができる。対外送金の保証とは、第一に、対外送金につきその都度外為法の許可を要せずして自動的に送金を認められることを意味し、第二に、日本の外貨事情のいかんを問わず継続して必ず送金を認められることを意味する。これに対応して閣僚審議会は、外資法による認可を与えたものの対外送金に必要なだけの外貨額を外貨予算に計上するよう法律をもって義務付けられた。これが外資法による対外送金保証制度といわれるものである。

昭和二四年末の「外国為替及び外国貿易管理法」と、昭和二五年五月の「外資に関する法律」とにより、第二次大戦後のわが国の対外取引規制法規の体系ができ上がった。前者は、為替と貿易との一体的管理という建前をとっており、為替管理は経常取引と資本取引との双方に及んでいる。後者は、資本取引について、さらに特殊の場合を規制している。

まず、前者によって、外国へ向けた支払、非居住者に対する支払または非居住者からの支払の受領などの行為を原則的に禁止することにより、資金の出入りを抑えているが、さらに、居住者と非居住者間の債権の発生、変更、弁済、消滅などを原則的に禁止すること、国際的な証券取引と不動産取引について大きく制限を設けることにより、資本取引を資金の出入段階以外でもチェックするシステムをこしらえた。

すなわち、資本取引は、(イ)支払、(ロ)債権、(ハ)証券、(ニ)不動産に着目しておさえているが、そのため基本的には支払の段階と、支払の原因になる行為または取引の段階との二重規制になっている。

そこで現実には、支払の原因となる行為または取引、すなわち債権、証券、不動産の角度からの規制を優先させて、支払そのものだけでおさえることは避けている。

八　外資委員会

昭和二四年三月、「外国人の財産取得に関する政令」により、同政令の目的を達成するため経済安定本部の外局として「外資委員会」が設置された。

同委員会は、外国人からの投資および事業活動の申請に関する連合軍最高司令官の日本政府への照会に対する意見の提出、「外国人の財産取得に関する政令」の諸規定による認可および不認可の処分、その他同政令により定められた権限を政府のために行なうこととなった。その後、「外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令」「外国人の事業活動に関する政令」が公布施行されるに及び、これらに関する行政事務をも取り扱うこととなった。

ところが、昭和二五年一月の日米合同審議会において、政府は外資導入促進のために、これに関する法律の立案が必要となり、同時に外資委員会の機構および権限について具体案を早急に作成するように要請した。

しかし、外資導入に関する統合的審議機関の設置およびその機構と権限について、日本側の意見が、各省権限との競合からなかなか一致しなかった。そして、ようやく、二月一一日の閣議において外資導入に関する機構と権限について左の決定がなされた。

(一) 外資導入に関する案件のうち、重要なものは外資委員会を経由して閣議で決定されること。
(二) その他案件は、(イ)外資委員会は現行権限に属する外国人の財産取得および事業活動に関する案件については現行どおり決定を行なうこと、(ロ)右のほか、外資導入に関する案件については各省は外資委員会に討議すること。
(三) 外資委員会はその審議状況を常時閣議報告すること。

このようにして、二五年五月一〇日「外資に関する法律」が公布されると同時に、この法律の運営を監督する機関として従来の外資委員会の事務の範囲および権限の明確化、所管行政事務の能率的遂行を図る組織を定めるため、新たに「外資委員会設置法」(昭和二五年法律第百六十四号)が公布(六月八日施行)された。

九　「外資に関する法律の規定に基づく認可の基準等の特例に関する政令」

「外資に関する法律」においては、外国投資家が既発行の株式を取得するには、その対価が外貨を合法的に交換した円または外貨同等物でなければ認可しないこととなっていた。

しかし、外国投資家が他の外国投資家から株式を取得する場合は、対価のいかんにかかわらず認可し、かつ、配当金の送金を保証しうる道を開くこと、同時に商法改正に伴い、株式の分割、併合、株式による配当、準備金の資本組入れ、あるいは会社合併等による新発行株式を外国投資家が既得の権利に基づいて取得する場合、および再評価積立金の資本組入れに関する法律による新規発行株式の取得の場合についても右と同様の扱いとすることとして、二六年七月一一日、この政令が公布施行された(政令第二百六十三号)[5]。

一〇　「外資に関する法律」のその後の改正

「外資に関する法律」により、わが国の外資導入に対する方針、手続等が明らかにされ、外資保護のための法的措置が定められた。

この法律は、一方において、外国資本の投下について一般的に事前認可の制度を採り、日本経済の自立、発展および国際収支の改善に寄与するものに限って投下を認めるという制限的性格をもつとともに、かくして認められたものに対しては、それに伴う海外送金の保証を与えようという、外資導入促進の性格を持つものであった。

日本経済の自立と、その健全な発達、国際収支均衡の維持のために、国内資本の蓄積とならんで、民間外資の導入がきわめて必要とされた。

外資法制定一年後、二六年四月、外資導入の促進を図るため、その一部が改正され、外国投資家の株式取得に関する従来の認可制をせばめる一方、事前届け出制を廃し、事後届け出制として株式取得を容易ならしめ、また、この措置とともに、公平の見地から「外国人の財産取得に関する政令」の認可による外国人の取得済み株式について配当金の海外送金を保証する道をひらいた。あわせて外国資本が日本国内で強制的に収用あるいは買収された場合に、その代り金の海外送金の手続を明らかにした。

株式の取得に関する外資法の規制の変化は、わが国戦後の資本取引規制の緩和の中心をなすものであり、外資法制定当初は、株式の配当金については送金保証制度を設けたが、元本については送金の保証をしなかった。そして株式

の取得は認可を要するが、配当金の外国へ向けた送金を希望しないで、かつ新株の場合は届出をするだけでよいとされていた。しかし、外資法制定当初は、技術導入が中心となり、上表に示すとおり、資金的な導入は進捗していなかったので、昭和二七年七月に至り、外資法に改正が加えられ、株式についていわゆる「二年据置五年分割」による送金保証の制度が設けられた。

それまでは、送金保証を受けうる対象は株式・持分については配当金に限られ、その元本の回収金までも保証を受ける途はなかったが、この改正によって株式の元本回収の送金保証制度ができ、「外国投資家預金勘定」が設けられた。送金保証された株式もしくは持分の売却代金等をこの勘定に預入れすると、送金が認められるようになった（これがさらに緩和されたのは、昭和三五年、二年据置三年分割に短縮され、三六年に分割が廃止され、三七年に半年据置、三八年四月からは据置期間も廃止された）。

（1）大蔵省理財局「外資導入の沿革と現状」（『財政金融統計月報』第五号、後藤達太「外資に関する法律の一部改正案について」（同、第四七号、昭和二五年七月）、賀屋正雄「外資に関する法律の解説」（『外国為替』第六号、昭和二七年四月）、山本靖「外資導入の回顧の展望」（同、第一二一、一二二号、昭和三〇年）、森鼻武芳「外資導入の状況とその促進措置」（『財政金融統計月報』第二八号）参照。

（2）具体的な内容としては、たとえば、カルテックスと日本石油の提携による原油二万

形態別外資導入状況認可実績　（金額単位：千ドル）

式持分 市場経由 件数	市場経由 金額	その他 件数	その他 金額	受益証券 件数	受益証券 金額	社債 件数	社債 金額	貸付金債権金額	合計金額
		76	3,150	—	—	—	—	—	3,150
298	1,560	204	11,766	—	—	—	—	4,026	17,352
1,003	2,106	962	8,017	168	146	1	25	34,457	44,751

資料.

表 1-1　年度別,

区分／年度	技術援助契約（件数）	株 件数	株 金額
昭和25	27	76	3,150
26	101	502	13,326
27	133	1,965	10,123

出所：大蔵省為替局外資課公表

法が施行されてからであるが、それまでにも、株式取得一二五件、技術援助契約一五件、事業活動に伴う財産取得五三件が認められている。業種としては石油・ゴムが多かった（山崎桓三郎『日本の外資導入』、昭和三五年、五ページ）。

（4）日米合同審議会は、外資導入に関する諸措置を日米両者協議し、一ヵ月以内に法律案を作成する目的で一月一九日開催され、以後一二回にわたる会合の末、日本政府において二月一五日までに全般的なドラフトを作成する段取りとなった。

（5）この政令は昭和二七年七月一日「外資に関する法律の規定に基く認可の基準の特例等に関する政令」（政令第二百二十一号）の公布により廃止された。

トンの輸入および製品の委託販売、スタンダードの東亜燃料に対する技術導入および製油所の復興資金二〇〇〇万円のクレジット等が成立している。

このほか、ズルツアー・ブラザースの三菱重工業に対する内燃機関に関する技術導入、H・I・マーシの日米金属建物に対する諸機械の現物出資による株式の取得等があり、また、事業活動の事例についてみれば、パン・アメリカン航空会社の社宅用として朝日土地との賃借契約、スタンダードの東亜燃料の製油所の一部賃借、その他外貨建の諸販売業（OSS類似事業を含む）の開始等に加え、戦前の提携復活も含まれる（『財政金融統計月報』第五号、一九ページ）。

（3）戦後、外資が活発に入ってくるようになったのは、昭和二五年五月に長期優良な外資について収益、元本回収金などの対外送金を保証することを主たる内容とする外資

第二章　外国為替取引の機構と内容

第一節　外国為替銀行に対する為替管理上の規制の推移[1]

一　終戦直後の為替の無い時期（昭和二〇年九月から二二年八月まで）

昭和二〇年一二月、貿易専管機関として貿易庁が設置され、司令部の承認のもとに自ら輸出入取引を担当し、その代金は「貿易資金」ついで「貿易資金特別会計」を通じて受払された。しかし、貿易庁が実際にすべての実務を遂行することは困難であり、実務処理の補助機関として二二年四月一四日法律第五十八号「貿易公団法」に基づいて政府全額出資の公法人たる鉱工品、繊維、食糧および原材料の四貿易公団が五月二二日に設置され、七月一日から業務が開始された。したがって為替銀行の介入する余地は全くなく、為替の無い典型的な貿易庁方式の時期であった。[2]

二　制限付民間貿易再開から「外国為替及び外国貿易管理法」制定に至る期間（昭和二二年八月一五日から二四年一二月まで）

（一）外国銀行

昭和二二年八月一五日、制限付民間貿易再開を機として、八行一〇店舗の外国銀行が本邦内への進出を司令部から許され営業を営むこととなり、これらをライセンスド・バンクと称した。ライセンスド・バンクの数は以下のような推移をたどり、二三年九月末には、次の九行一二店舗となった（銀行名は通称による）。

ナショナル・シティ銀行（東京・大阪各支店）
インドシナ銀行（東京支店）
香港上海銀行（東京支店）
チャータード銀行（東京支店）
アメリカ銀行（東京支店）
チェース・ナショナル銀行（東京支店）
オランダ銀行（東京・神戸各支店）
蘭印商業銀行（東京・大阪各支店）
中国銀行（東京支店）

外国銀行で日本への進出を最初に認められたのは、ナショナル・シティ銀行であり、二二年六月五日に司令部の許可を取得した。ついでインドシナ銀行および他の六行が八月一五日の制限付民間貿易再開を前にして許可され、計八

行（一〇店舗）であったのが、その後中国銀行東京支店およびオランダ銀行東京支店が許可された。

（二）ライセンスド・バンクの業務内容

ライセンスド・バンクの日本国内における業務は、司令部のエージェントとしてのみ行なわれていたので、日本政府の監督外におかれていた。

その主たる業務は、日本の国内金融業務を除外した次の項目である。

(一) 軍公金の取扱保管事務
(二) 連合国軍人・軍属のための外貨預金ならびに郷里送金および日本向け送金事務
(三) ライセンスド・ファームのための円預金事務
(四) 慈善、宗教団体の日本向け送金に基づく円支払および送金手取金による外貨ならびに円預金事務
(五) アメリカからの一ヵ月一〇〇〇ドル以内送金に基づく円支払事務
(六) 連合国軍人、軍属のための外貨両替事務
(七) バイヤーの本邦向け送金に基づく円支払事務ならびに外貨両替事務
(八) 輸出入貨物代金を含むSCAP諸勘定の外貨面の取扱事務

さらに、二三年六月一五日以降は、その活動範囲が次のとおり拡張された。

(九) ライセンスド・ファームに対する手持円資金の貸付事務
(一〇) ライセンスド・ファーム、バイヤー、軍人、軍属が合法的に所持する外貨を対価とする外貨手形の売却事務
(一一) 右の者の勘定でこれらの者に代わり海外証券の売買注文の取次事務

㈢　手持円資金の日本政府短期証券への投資事務

㈣　戦前の資産回復を目的とする連合国および中立国人の代理行為ならびにこれが手数料受領（外貨はＳＣＡＰ商業勘定へ払い込み、対価としての円は貿易資金特別会計から受領）

㈤　信用状、外貨為替手形の授受の事務

なお、二三年八月二二日、司令部は、日本の外国貿易に関連する一切の必要な輸出入関係業務の取扱事務を追加許可した。

戦前においては、外国銀行は国内商業活動においても、外国為替業務においても、全くわが国為替銀行と同様、なんらの差別なく待遇されていたが、終戦後は、司令部の個別承認制のもとに対外取引が行なわれ、ライセンスド・バンクである外国銀行が外国為替業務を取り扱い、わが国の銀行はこれがプロセスにすぎない状態であった。

すなわち、外国銀行を通じて開設される信用状は貿易庁より輸出業者の取引銀行（邦銀）を通じて輸出業者に送られ、輸出業者は貿易庁長官あて円代金請求書に船積書類を添付して、さきに自己の選択した取引銀行に提出する。銀行は信用状と船積書類を照合の上、貿易庁の名において外貨手形を振り出し、書類とともにこれを貿易庁に送付する。銀行は一方、貿易庁長官あて円代金請求書を最寄日本銀行店舗に送り、円代金を受け取った上、これを輸出業者に支払うという方法で制限付民間貿易が行なわれた。

(三)　本邦銀行

制限付民間輸出貿易再開に当たり、貿易庁と大蔵省が協議の上、本邦銀行は次の九行五一店舗が為替取扱銀行として指定された。

三菱銀行（本店、横浜・名古屋・大阪・京都・神戸各支店）
三和銀行（本店、東京・横浜・名古屋・京都・神戸各支店）
神戸銀行（本店、東京・大阪・京都各支店）
住友銀行（本店、東京・横浜・名古屋・京都・神戸各支店）
帝国銀行（本店、横浜・名古屋・大阪・京都・神戸各支店）
野村銀行（本店、東京・横浜・名古屋・京都・神戸各支店）
安田銀行（本店、横浜・名古屋・大阪・京都・神戸各支店）
東京銀行（本店、横浜・名古屋・大阪・京都・神戸各支店）
東海銀行（本店、東京・大阪・京都・神戸各支店）

なお、二三年九月一日、北海道拓殖銀行が前掲九行と同一資格において貿易庁長官から貿易庁代理人として事務処理の委任を受けた。

(四)　為替取扱銀行の業務内容

貿易庁の代行として輸出為替取決めに関する国内手続につき次の事務を行なった。[3]

㈠　貿易庁あて開設された信用状の輸出業者に対する取次事務、外国銀行を通じて開設される信用状は、貿易庁より輸出業者の取引銀行を通じ輸出業者に送られる。

㈡　船積書類の審査および為替手形の振出

銀行は信用状と船積書類とを照合の上貿易庁の名において外貨手形を振り出し、書類とともにこれを貿易庁に

送付する。

㈢　貿易資金特別会計より支払われる円貨代り金の取扱事務、銀行は貿易庁長官あて円貨代り金請求書を最寄日本銀行店舗に送り、円代金を受領、これを輸出業者に支払う。銀行は本取扱について輸出業者から所定の手数料を受領する。

当時、輸出は民間貿易と国営貿易とに分かれていたが、輸入は国営貿易に限られ、日本側は貿易庁が一括して扱ったが、輸入信用状の発行、輸入為替の決済等、外国為替の分野は司令部が担当し、わが国としては輸入為替管理の問題は生じなかった。

輸出品の円貨代金は貿易庁から支払われ、輸入品の円貨代金は貿易庁が取り立てた。日本側の銀行は、制限付民間貿易について輸出為替の取組に関する国内手続事務を担当したが、これは正しくは、貿易資金の委託経理事務というべきで、本来の意味での外国為替業務は行なっていなかった。当時、為替相場が設定されておらず、二三年一〇月中旬から単一為替レート設定時までの間は、一〇月一五日輸出品の円価格の決定を簡易にするため設定されたPCS (Price Computing System) といわれ複数為替レートに相当するものにより、輸出品の円価格について対米一ドルにつき、最低五〇円から最高四五〇円程度までの段階的な円貨換算率が適用され、これによって換算されていたが、国内公定価格を基準として決定されていたので、外貨価格とは関連が断ち切られていたことになる。

なお、輸入物資の払下げ価格は一ドル三三〇円程度の換算率で換算されていた。ただし、二四年二月から国有繊維の払下げ実施に伴って輸出用原綿および原毛については一ドル二五〇円の換算率が適用された。

海外送金、外国電報料支払、日本人の海外消費、持帰り金等については、次のように軍交換レートが適用された。

二〇年九月二三日	一ドル＝一五円
	一ポンド＝五〇円
二二年三月一二日	一ドル＝三〇円
	一ポンド＝二〇〇円
二三年七月六日	一ドル＝二七〇円
	一ポンド＝一〇〇〇円
二四年四月二五日	一ドル＝三六〇円
	一ポンド＝一四五〇円八〇銭

二三年八月一五日には、制限付民間貿易再開一周年を機として貿易手続がさらに簡素化され、民間貿易輸出新手続が実施されて、輸出手続に要する書類がそれまで二〇通であったのが、一二通に減ぜられ、民間輸出業者は外国バイヤーと直接契約が締結できるようになり、最低ドル価格以上に売った場合は、その価格に対応する円価格の一二五%までを支払う報奨制度を設けて外貨の獲得を奨励した。

二三年九月二〇日には、在日外国ミッションの介入する民間貿易輸出物資代金の決済がオープン・アカウントの方法によって行なわれる場合の決済手続等が定められ、輸出の振興が図られた。これらの措置に伴い貿易に対するサービス部門としての銀行の役割も逐次増大し、二三年から二四年末にかけて日本側の銀行の業務もしだいに為替銀行的形態に近づいていった。

二四年二月以降は、輸出が貿易庁の許可だけでできるようになり、為替取扱銀行の事務ならびに輸出業者の手続

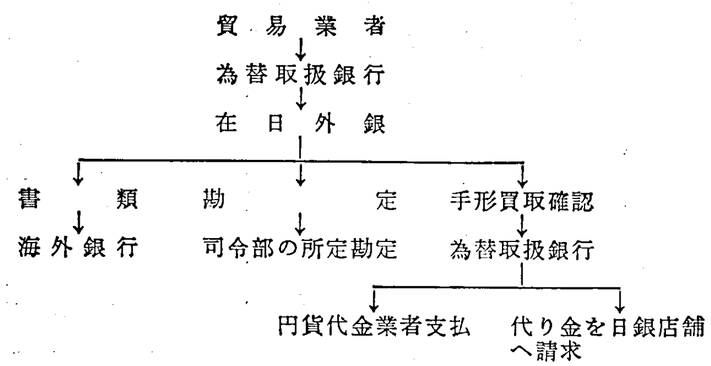

は、次のようになった。

(一) 輸出業者は売買契約成立後支払手段の決定につき船積前為替取扱銀行に支払手段確認を要求する。

(二) 為替取扱銀行は業者提出の輸出許可申請書に支払手段を確認して業者に返却する。

(三) 業者は通関手続、船積完了後B／L添付振出手形を為替取扱銀行に提出して買取確認を求める。

(四) 為替取扱銀行はB／Lを審査の上、在日外銀へ提出、手形買取確認を求める。

(五) 在日外銀は書類審査の上、代金取立の為替書類発送と同時に司令部の所定勘定へ外貨代り金を振り込み、為替取扱銀行に手形買取を確認する。

(六) 為替取扱銀行は業者に円貨代金を支払い、最寄日本銀行店舗に代り金の償還を求める。

これを図示すると、上のようになる。

三　「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」公布の時期

二四年六月二四日、司令部は、制限付民間貿易再開後のめくら貿易状態を打開して日本の輸出を増進するため、輸

出業者および製造業者が輸出によって取得した外貨資金の一部を、当該業者等の海外渡航費、代理店手数料、原材料・機械等の輸入および見本・カタログの購入等に優先的に使用できる制度および手続の作成方を命じ、六月二七日までに司令部に提出方を指令（SCAPIN第二〇二〇号）したので、これに基づき、二四年七月一五日政令第二百六十六号「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」（ポッダム政令）が公布された。

この政令付則第二項の規定により二四年七月一五日大蔵省告示第四百六十九号をもって、外国為替銀行が次のように指定された。

本邦銀行　一九行（一六四店舗）

東京銀行	（二七店舗）	東海銀行	（八店舗）
日本勧業銀行	（六店舗）	神戸銀行	（五店舗）
帝国銀行	（一四店舗）	埼玉銀行	（一店舗）
千代田銀行	（一八店舗）	東京信託銀行	（四店舗）
第一銀行	（二〇店舗）	富士信託銀行	（三店舗）
大和銀行	（七店舗）	朝日信託銀行	（一店舗）
大阪銀行	（一六店舗）	静岡銀行	（四店舗）
三和銀行	（一〇店舗）	協和銀行	（一店舗）
北海道拓殖銀行	（六店舗）	北陸銀行	（一店舗）
富士銀行	（一二店舗）		

なお、二四年八月一五日、日本興業銀行本店が、外国為替管理委員会から承認を与えられて、優先外貨の記録事務

を行なうこととなった。

外国銀行　九行（二〇店舗）　名称は告示のとおり。〔　〕内は通称ないし日本語訳。

バンク・オブ・アメリカ・ナショナル・トラスト・アンド・セイヴィングズ・アソシエイション〔アメリカ銀行〕（三店舗）
バンク・オブ・チャイナ〔中国銀行〕（一店舗）
バンク・ド・ランドシーヌ〔インドシナ銀行〕（一店舗）
チャータード・バンク・オブ・インディア・オーストラリア・アンド・チャイナ〔チャータード銀行〕（三店舗）
ザ・チェイズ・ナショナル・バンク・オブ・ザ・シティ・オブ・ニューヨーク〔チェイス・ナショナル銀行〕（二店舗）
ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション〔香港上海銀行〕（三店舗）
ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨーク〔ナショナル・シティ銀行〕（三店舗）
ネーデルランディッシュ・ハンデルマーチャッピー・エヌ・ヴイ〔オランダ銀行〕（二店舗）
ネーデルランディッシュ・インディッシェ・ハンデルス・バンク・エヌ・ヴィ〔蘭印商業銀行〕（二店舗）

優先外貨に関する業務内容

㈠　輸出荷為替或は船積書類の金額に応じて優先外貨資金を記録する事務（二四年六月二五日以降の輸出によって取得した外貨資金から適用）

㈡　外貨資金の使用の申請者の依頼に基づき証明書を発行する事務

㈢　優先外貨資金に関する報告事務

外国為替銀行は、為替手形買取（船積書類の受理を含む）までに輸出業者が優先外貨資金算定基準その他の所要事項の記入を受けた輸出許可書を提出したときは、当該優先外貨資金の記録等の事務を外国為替管理委員会の定める一

般手続によって行なった。

優先外貨については、民間輸出業者はその輸出に基づく外貨代金の一定割合を円で購入する権利が与えられ、その全部または一部をその輸出品の関係業者に一回限り三人までに譲渡することができ、輸出業者（または譲受人）が購入できる外貨額は輸出商品の種類によって異なっていた。このように輸出によって取得した外貨資金の一部を、当該輸出業者等に効果的に使用させることにより輸出の振興を図った。

同政令において、外国為替銀行の呼称が用いられたが、日本側為替銀行の業務内容においては、優先外貨に関する記録事務以外はいぜんとしてプロセシング・バンクとしての働きしかもっていなかった。

四　「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」公布の時期

二四年一一月一日から外貨資金の管理が司令部から外国為替管理委員会に移されることになり、外国為替に関する新たな管理制度が確立されるまでの間、その管理を有効に実施するために必要な外国為替銀行等の規制および外貨資金の集中等に関する臨時措置を行なうことを目的とし、司令部の指令（SCAPIN第一九六八号）に基づいて、二四年一〇月二五日政令第三百五十三号（ポツダム政令）をもって「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」が公布された。

この政令に基づいて、二四年一一月八日大蔵省告示第八百九十八号により一一月一日から次の銀行が大蔵大臣より外国為替銀行として認可された。認可についてはあらかじめ司令部の了解を得て認可したが、店舗の増減については、司令部へ事後報告で足りることになっていた。

千代田銀行（一八店舗）　大阪銀行（一六店舗）
第一銀行（二〇店舗）　三和銀行（一〇店舗）
大和銀行（七店舗）　東京銀行（二七店舗）
富士銀行（一二店舗）　東海銀行（八店舗）
神戸銀行（五店舗）　帝国銀行（一三店舗）
日本勧業銀行（六店舗）　以上一一行（一四二店舗）

同じく一一月八日大蔵省告示第八百九十九号により、日本交通公社（六九店舗）が一一月一日から大蔵大臣より両替商として認可された。この政令においては、外国為替銀行等の規制を目的としていたので、業務の内容を外国為替業務、外国為替取扱業務および両替業務とに区別した。

外国為替業務とは、業として行なう外国通貨または外国為替の売買、日本以外の地域へ仕向けた信用状の発行および日本と外国との間における支払または取立の委託の引受ならびにこれらに付帯する業をいう。外国為替取扱業務とは、業として行なう外国為替業務の媒介、外国通貨の売買および外国から仕向けられ、または外国通貨をもって表示された旅行小切手の買入れをいう。両替業務とは、業として行なう外国通貨の売買および外国から仕向けられ、または外国通貨をもって表示された旅行小切手の買入れをいう。

上記一一行は、外国為替業務としての許可を受けたものであるが、外国にある銀行その他の金融機関と継続的に外国為替業務に関する取引を行なう契約（コルレス契約）を結ぼうとするとき、またはその契約の内容を変更しようとするときは大蔵大臣の許可を受けなければならないこととなっていた。この政令に基づいて「外貨資金の集中に関する省令」が二四年一一月一日大蔵省令第九十七号をもって公布され、外国為替銀行等はその取得した外貨資金を「外国為替資金」へ売却し、また、対顧客取引において必要とする外貨資金を「外国為替資金」から買い入れなければならないことを規定した。

「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」公布の際、外国為替銀行は一一月一日より外国為替の買取をはじめとして完全な外国為替業務を営むことができると予定されていたが、当時ローガン勧告[4]による新しい輸出入管理の問題と関連して、「外国為替及び外国貿易管理法」の成立および施行が当初の見込みより約一ヵ月遅れ、外国為替銀行の完全な機能は恐らく一二月一日からでなければ開始できない見込みとなった。したがってそれまでの間においては、「外国為替銀行」は従来どおりのプロセシング・バンクとしての事務のみしか取り扱えないこととなった。このため在日外銀は、当分の間同政令の認可を受けず、従来どおりのスキャップ・ライセンスド・バンクとしての業務のみを行なうこととなった。

一方、従来のプロセシング・バンクは、法令的には、優先外貨に関する政令によって指定されており、同政令ではこれを一一月八日まで存続せしめ、その後新しい「外国為替銀行」以外は認めないこととしていた。しかし、上述のごとく同政令の「外国為替銀行」の行ないうる事務は、当分の間従来のプロセシング・バンクとしての業務に限られることとなり、そのような事態の続く限り、優先外貨の政令による外国為替銀行（プロセシング・バンク）を、一一月九日より新しい「外国為替銀行」が正式に発足するまでの間、優先外貨の記録に関する事務および外国銀行または「外国為替銀行」への輸出為替の取次ぎに限り、大蔵大臣が別に指定する日まで継続することができることを、一一月八日政令第三百六十二号により、同政令の一部を改正して認めた。

五　「外国為替及び外国貿易管理法」施行以後（昭和二四年一二月以降）

（一）外国為替銀行の制限

「外国為替及び外国貿易管理法」（二四年一二月一日公布、法律第二百二十八号、以下「外為法」と略称することがある）第一〇条第一項および第二項の規定により、外国為替業務を営もうとする銀行は大蔵大臣の認可を受けなければならないと規定し、かつ、当該銀行が十分な国際的信用を得ることが困難であると認める場合は認可してはならないことを規定している。

外国為替管理の徹底を期し、効果を最大限に発揮するには、獲得した外貨を十分に確保し、これを効果的に使用しうる機構が必要であり、外為法においても外国為替業務を行なう機関を限定する主義をとっているが、その事由としては、次のような要因があった。

(一) 戦後、わが国の銀行の資力が乏しく、自己の資力をもって外国為替業務の運営に必要な外貨資金を賄うことができなかったこと。

(二) 国の保有する外貨の信用を裏付けとしてわが国為替銀行の活動を援助する必要があったが、二五年一月一日民間輸入発足当初における外貨資金は乏しかった（司令部から移管された外貨は六七〇〇万ドルに過ぎなかった）ので、その数を限定せざるをえなかった。

(三) 外国為替銀行等の規制および外貨資金の集中に関する臨時措置を行なうことを目的として二四年一〇月二五日

公布された「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」においても、上記(一)、(二)を考慮してその数を限定し、戦前の経歴等を参考として一一行が司令部の了解により外国為替銀行として認可されたこと。

以上の事由等により、「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」に基づいて認可された外国為替銀行一一行（一四二店舗）および両替商日本交通公社（六九店舗）を、外為法に基づいて認可を受けたものとみなし、その数は依然として限定されることとなった。[5] なお上記一一行は、甲種外国為替銀行（甲種為銀）と呼ばれ、二五年当初はA級と称された。さらに、外国為替取引の拡大につれ、二五年四月日本興業銀行（四店舗）およびその他の外国為替銀行の店舗の認可の追加があって、二九年一〇月末現在の甲種為銀店舗数は次のように拡張された。

東京銀行	（二四店舗）	海外支店	（六）
三菱銀行	（三三店舗）		（一）
第一銀行	（三二店舗）		
富士銀行	（四三店舗）		（一）
住友銀行	（三九店舗）		（一）
三井銀行	（四一店舗）		（二）
三和銀行	（三六店舗）		（一）
大和銀行	（二〇店舗）		
神戸銀行	（一六店舗）		
日本勧業銀行	（二七店舗）		
東海銀行	（二三店舗）		

日本興業銀行　（四店舗）

以上一二行　（三三八店舗）　海外支店（一二）

（二）本邦外国為替銀行海外支店

本邦外国為替銀行の海外支店開設については、講和条約の発効を機として海外支店を次のように設置した。海外支店の開設については当該国の許可ならびに外為法第一〇条による支店開設の許可、経費送金等に関連して海外支店設置運用審議会の承認を必要とする（カッコ内は開設日）。

東京銀行
- ロンドン支店　（二七・九・一）
- ニューヨーク支店　（二七・九・一五）
- カルカッタ支店　（二八・三・一二）
- カラチ支店　（二八・四・一一）
- 香港支店　（二八・一二・一六）
- ボンベイ支店　（二八・一二・二一）

富士銀行
- ロンドン支店　（二七・一〇・一）

三菱銀行
- ニューヨーク支店　（二七・一〇・一六）

住友銀行
- ニューヨーク支店　（二七・九・二五）

三井銀行
- ロンドン支店　（二七・九・一五）
- バンコク支店　（二七・一一・二二）

三和銀行
- サンフランシスコ支店（二九・一・一二）

このほかに、外国為替銀行は各国主要都市に駐在員事務所を設けてコルレス取引等に関する事務連絡に当たっている。

（三）外国銀行

外国銀行については、前述のとおり、「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」に基づく認可を受けないで司令部のライセンスド・バンクとしての業務を営んでいたが、外為法の施行に伴い二五年一月三〇日大蔵省告示第七十九号により、次の一〇行（二三店舗）が業務開始期日二五年一月一日として認可された。

名称は告示による。［　］内は通称ないし日本語訳。一二二ページ所載の昭和二四年大蔵省告示第四百六十九号の表記と一致しないものもあるがそのままとした。

（二五年一月一日）　（二八年一一月末）

- アメリカ銀行　（三店舗）
- ゼ・チャータード・バンク・オブ・インディア・オーストラリア・エンド・チャイナ［チャータード銀行］　（四店舗）
- ザ・チェース・ナショナル・バンク・オブ・ザ・シティ・オブ・ニューヨーク［チェース・ナショナル銀行］　（二店舗）
- 中国銀行　（一店舗）
- ゼ・ホンコン・エンド・シャンハイ・バンキング・コルポレーション［香港上海銀行］　（三店舗）
- バンク・ド・ランドシヌ［インドシナ銀行］　（一店舗）
- ゼ・マーカンタイル・バンク・オブ・インディア・リミ　（二店舗）
- （四店舗）
- （四店舗）
- （二店舗）
- （一店舗）

テッド〔マーカンタイル銀行〕　（二店舗）　（二店舗）
ゼ・ナショナル・シチー・バンク・オブ・ニューヨーク　（三店舗）
〔ナショナル・シティー銀行〕　（三店舗）　（四店舗）

ネーダランデシ・インデン・ハンデルスバンク・エヌ・ヴィー〔蘭印商業銀行〕（二店舗）
ネーデルランディッシュ・ハンデルマーチャッピー・エヌ・ヴィー〔オランダ銀行〕　（二店舗）　（三店舗）

二五年五月にはインド銀行（二店舗）および韓国銀行（二店舗）が、二八年一一月にはアメリカン・エクスプレス（一店舗）がそれぞれ認可され、その他の外国銀行の店舗も若干認可の追加があり、二八年一一月末には、一三行（三四店舗）となった。

外為法の制定までは、外国為替業務を実際に行なっていたのは外国銀行だけであり、それらは司令部のライセンシーとして日本側の監督権限外にあった。しかし日本側が自主的に外国為替管理を行なうためには、その外国銀行を日本側の監督下におくことが必要であり、同時に日本側の銀行にも海外支店を設置し、あるいは海外銀行とのコルレス契約の締結を認める等の方法によって外国為替業務の取扱を開始させ、これらを内外平等の立場で監督するのが望ましかったが、外為法のもとにおいては日本側為替銀行と在日外国銀行とは全く平等の立場に置かれることになった。

以上、大蔵大臣の認可を受けて外国為替業務を営む銀行を、「外国為替銀行」と称したが、昭和二九年四月一〇日「外国為替銀行法」の公布施行[6]により、外為法を改正し、「外国為替公認銀行」（外国為替銀行法によって成立する「外国為替銀行」との混同をさけるための新しい名称で、従来の「外国為替及び外国貿易管理法」に基づく外国為替銀行は、外国為替公認銀行と改称されることになった）でなければ、業として外国為替取引を行なうことができないとされた。つまり、外国為替取引を「甲種為銀」に集中し、この機能を利用して外国為替取引を容易にし、かつ不法取引を防止しようとするものである。

六　甲種外国為替銀行の業務について

外為法に基づく外国為替銀行及び両替商の認可申請手続等に関する省令「外国為替及び外国貿易管理法第十条及び第十四条の規定の施行に関する省令」（二四年一二月大蔵省令第百二号）において、「外国為替業務」とは、業として行なう対外支払手段の売買、発行、日本と外国との間における支払、または取立の依頼の引受ならびにこれらの業務に付帯する業務をいう、となっているが、普通には、外国為替の売買、信用状の発行、委託支払、為替の取立または取立の引受等がそのおもな内容であり、さらに、外為法により、輸出の認証、輸入承認の事務およびその他の確認事務等が認められている。国際貿易が「信用状」というきわめて普遍的な国際商業金融の手段によって行なわれ、甲種為銀が信用状取引の不可欠な機関となるという条件が、甲種為銀の機能の理解にとって特に重要である。

一方、戦後の日本において、高度の為替管理の必要性と、国際取引の要件である迅速性、正確性等が要請され、為替管理の技術的窓口事務の大部分が、一般商業銀行である甲種為銀に委任されることとなった。したがって、甲種為銀の業務は、為替管理の公的側面と、本来の商業的側面とを有し、前者は為替管理と貿易管理との一元化という原則により必然的に貿易管理を含むものであるから、甲種為銀は、国際取引の仲介ならびに国際信用の授受を主要な業務とし、しかも為替管理の主要な補助機関であると規定できる。甲種為銀は、為替管理の面において、大蔵大臣の監督

下に、貿易の面において通商産業大臣の監督下にあって、輸入信用状の発行、輸出手形の買取等の商業採算に基づく外国為替金融を営むもので、実務のおもな内容は次のようになる。

(1) 輸出認証

輸出貿易管理令に基づき一定の条件を具備せるものは銀行限りで、その他のものは通商産業大臣の許可を得て銀行が認証する建前となっている。

外為法第四九条によると、通産大臣は、貨物を輸出しようとする者から、貨物代金の支払が政令で定める方法によって行なわれる旨の十分な証明を求めることができることになっており、この証明のあることを確認することが輸出認証である。この制度は、貿易管理と商取引とを融合させ、政府機関の介入を必要最小限にしようという意図に基づいている。

(2) 輸出為替その他仕向取立為替の買取

輸出為替の買取という銀行の商業的行為は輸出認証により輸出の行なわれた貨物代金を外貨で回収するという為替管理上の必要を充足する。

(3) 仕向取立為替の取立

銀行は自己の判断で為替買取の危険負担を欲しないときは、これを代金取立手形として処理する。

(4) 被仕向送金為替の支払

銀行には海外コルレス先より輸出貨物の代金、代理店手数料、クレーム支払代金等種々の目的のための送金が行なわれ、銀行はそれぞれの業者に換算円貨額を支払う。

(5) 外国為替の買予約

銀行は顧客の申出により為替の買予約[7]をなし、もって輸出業者のために為替変動の危険を除去する役割を果たす。

(6) 外国為替資金特別会計との外国為替等の売買

甲種為銀は外国為替管理委員会勘定（のちに大蔵大臣勘定）を相手方として外貨資金の直物取引および先物取引を行なうことができる。[8]

(7) 輸入承認

輸入貿易管理令は「およそ貨物を輸入しようとする者は輸入の承認を受けなければならない」と規定している。この輸入の承認とは、外国為替予算の範囲内で、予算に計上されている品目を一定の仕入地域から輸入することの承認を銀行が業者に与える公法的行為である。この承認行為の裏付けとなる外貨は輸入業者が全体の外貨予算額の中から外貨割当方式、自動承認制度、先着順方式等のいずれかにより許可を得て取得することを要請される。いずれの方式によるかは輸入公表に規定され、外貨割当方式は通産省で割当を受け、それ以外の方式では業者が外国為替銀行を通じ、日本銀行に予算残額の有無を確かめることによって外貨の枠を取得する。

外国為替銀行は輸入承認に当たっては、輸入公表に規定せられる担保（品目、時期によって異なる）を保証金として輸入承認の有効期間内に輸入が完了（通関）するまで保留し、もし業者の責に帰すべき理由により輸入が承認額の八〇％以下であったとき（輸入未実行を含む）は、輸入貿易管理令により保証金を国庫に納入する義務がある。

(8) 信用状の発行

輸入の承認を受けた業者はその承認に基づいて甲種為銀に信用状の開設を依頼する。甲種為銀は外国為替管理委員会（日銀ユーザンス制度発足後は日本銀行）よりマージン・マネー（第二節一六五ページ参照）の貸付を受けて、これを積み立てた上輸入業者のために信用状を開設する（マージン・マネーの積立ては二九年一二月に全廃された）。

(9) 輸入為替その他被仕向取立為替の決済

甲種為銀は提示を受けた諸為替の決済に任ずる。ただし、一部は日本銀行よりの別口外貨貸付制度（二九年三月輸入金融引締めの一環として打ち切られた）、外銀ユーザンス等により実質的に外貨決済の時期を延長する途もあった。

(10) 外国為替の売予約

甲種為銀は輸入業者の為替変動による損失を防止するため輸入契約の成立した業者からの申入れに対し売予約に応じる。甲種為銀は外国為替管理委員会勘定（のちに大蔵大臣勘定）と買予約を結んで自己の危険を転嫁する。

(11) 仕向送金為替の売却

甲種為銀は顧客の求めにより仕向送金為替を売却する。その前提として、貨物の代金であれば銀行の輸入承認行為が、その他の場合にはそれぞれの所轄官庁の許可が必要となる。

(12) 優先外貨制度確認記録

優先外貨制度（のちに輸出振興外貨制度、ついで特別外貨資金制度となる）に基づく確認記録書の作成、その使用許可の申請事務が銀行を通じて行なわれる。

(13) 在日、在外外国銀行とのコルレス契約

為替銀行間の為替取引に関する契約・取決めをコルレス契約といい、コルレス契約によって結ばれた為替銀行をコルレス Correspondent Bank と称する。コルレス銀行のうち、同行に勘定を設けて為替資金を預託する先を「デポジトリー」といい、勘定を設けない先を「ノン・デポジトリー」という。

コルレス契約の締結は銀行が外国為替業務を遂行するための前提要件となっており、その内容は、お互に相手方のために信用状の取次、確認、為替手形の買取、引受、取立をしたり、預け、預かり、貸越および信用の供与または信用の享受等を行なうこと、ならびにその決済方法および預金勘定の処理等について取り決めるものである。

海外に本店、支店を有する日本内外国銀行でも、コルレス取引に依存するところが大きいが、日本側為替銀行は昭和二七年九月までは在外支店の設置が認められなかったので、コルレス取引の方法によらなければ為替業務を行なうことはできなかった。

ところで、甲種為銀は、外国にある銀行その他の金融機関と外為法の適用を受ける業務を行なうための取決めを結ぼうとするときは、外国為替管理委員会（二七年八月一日以降大蔵大臣）の承認を受けねばならない。これが初めて認められたのは、二五年四月五日からの直接在米外銀とのコルレス契約であり、四月一〇日から取引が開始された。二七年六月二日からは在英外銀との直接コルレス契約が認められ、二七年九月以降は自行の海外支

店の設置が認められるようになった。

コルレス取決めは、相手方が信用のおける銀行であることが第一要件であるが、わが国甲種為銀が戦後の海外事情に暗く、また二五年六月三〇日「外国為替集中規則」（外国為替管理委員会規則第四号）が公布されるまでは、わが国甲種為銀はまだ外貨資金の保有が認められなかったので、自己勘定を持つことが許されず、外為委からの委任状 Power of Attorney により外為委名義勘定を自己のコルレス勘定と同様に利用してコルレス取引をせざるをえなかった状態であったので、これを外為委（のちに大蔵大臣）の規制下におくことを適当とし、外為法第一一条は外国為替銀行がコルレス取引をするときは、外為委（のちに大蔵大臣）の承認を受けなければならないと規定した。

邦銀のコルレス先には、次の三つの種類がある。

(イ) デポジトリー・バンク

外為委勘定（のちに大蔵大臣勘定）の開設してあるコルレス先銀行を通称「デポ」といい、昭和二七年六月一六日以前においては、為替取引の行なわれる都度資金の受払をこの勘定を通じて決済した。

甲種為銀は、外為委の委任または日本銀行を通ずる再委任によって自己がコルレス先に選んだデポにある外為委勘定を貸記または借記する権限が与えられ、外貨資金の受払ができた。

二七年六月一六日以降、甲種為銀は、米ドル勘定を在米外銀に開設することができ、これによって米ドル取引のすべてを行なうことができるようになった。なお、特定の外銀（デポ）に対しては、日本政府の保証および授権書 Letter of Undertaking and Authorization（略称ＬＵＡ）を交付して、わが国甲種為銀が手形

決済資金等に不足するときは外為委勘定（のちに大蔵大臣勘定）から必要な資金をわが国甲種為銀勘定に移し替えてその不足を補い、わが国甲種為銀の機能の円滑な運用に資することとされた。

デポの総数は二六年一二月末で、米ドル・デポ一九行（在日外銀一〇行、在米銀行九行）、英ポンド・デポ一〇行（在日外銀八行のロンドン支店および在英銀行二行）、二九年一〇月末には、米ドル・デポ三一行（在米一九行、在日外銀一一行ならびに東京銀行本店）、英ポンド・デポ一八行（在日外銀八行のロンドン支店および在英銀行九行ならびに東京銀行ロンドン支店）であった。

なお、大蔵大臣勘定を開設しているデポをＭＯＦデポ、各甲種為銀が自己の外貨勘定を開設しているデポを為銀デポという。おおむねＭＯＦデポには甲種為銀は自己の外貨勘定を開設している。

(ロ) ノンデポジトリー・バンク

外国為替管理委員会（のちに大蔵大臣）勘定が開設されていないコルレス先銀行で、世界各国の一流銀行をほとんど網羅している。甲種為銀のこれらの銀行との取引は、すべて一件ごとにデポにある外為委勘定（大蔵大臣勘定）を通じて決済される。

なお、オープン勘定を通じてお互に為替取引のできる銀行は、支払協定またはこれに付属する銀行手続書によって指定されることが原則であるが、日本内の指定銀行が相手国内の指定銀行と為替取引をするためにも、外為委（大蔵大臣）のコルレス取決めの承認を受けねばならない。

(ハ) コレクティング勘定銀行

わが国甲種為銀が為替手形の取立を依頼した場合に、デポ以外のコルレス先銀行は、取立金を直ちにデポ銀

行に送金しなければならないが、それを送金せずに自行にある外国為替管理委員会（大蔵大臣）コレクティング勘定に預入れしておくことを認められた在外銀行をいい、ハワイにある二行がそれで、特殊のデポであった。これらは二九年七月一日通常のデポジトリー・バンクとなった。

なお、外国為替管理上の種々な申請書等は、大部分、外国為替銀行を通じて所轄の官庁に提出され、標準決済規則の改正等により、外国為替銀行が自己の責務で承認、認証、または確認する権限もしだいに拡張されることとなった。

外国為替銀行は、国際取引の関門であり、外為法第一二条および一三条において、合法的な取引が外国為替銀行を通じてのみ決済されることを保証し、不正な資金移動を防ぐようにしてある。とくに、甲種為銀は、外国為替取引およびこれに付帯する大部分の業務についての活動および海外銀行との直接取引が認められた。

外国為替銀行は、国際取引上不可欠の機関であり、その業務の運営のいかんが一国の為替政策の成功・不成功を決定するといっても過言ではなく、その自立または整備の問題が重要とされ、その後、昭和二九年四月一〇日に「外国為替銀行法」が公布されることとなった。

七　乙種外国為替銀行について

（一）乙種為銀の認可

民間輸出入貿易が軌道に乗り為替取引が拡大するにつれ、わが国の外国為替業務はこれまでの甲種為銀のみをもってしては、輸出の認証および輸入の承認等の事務に伴う輸出手形の割引、輸入信用状開設等の授信業務において処理の円滑を欠くに至ったので、甲種為銀の補完的な機関としての外国為替銀行の必要性が高まり、甲種為銀に対し乙種外国為替銀行（便宜上、乙種為銀、二五年当初はB級と呼ばれる）が、大蔵省告示によりそれぞれ次のように認可された。

昭和二五年一月三一日付
北海道拓殖銀行（六店舗）　埼玉銀行（一店舗）
北陸銀行（三店舗）　静岡銀行（三店舗）
昭和二五年四月一一日付
三菱信託銀行（一店舗）　住友信託銀行（三店舗）
安田信託銀行（三店舗）　協和銀行（二店舗）
三井信託銀行（四店舗）　鹿児島興業銀行（一店舗）
昭和二六年四月一三日付
福岡銀行（一店舗）　日本信託銀行（一店舗）
滋賀銀行（二店舗）　横浜興信銀行（一店舗）
昭和二六年一二月二六日付
百五銀行（一店舗）　親和銀行（一店舗）
十六銀行（一店舗）
昭和二七年一月三〇日付
山口銀行（一店舗）

昭和二七年一二月二七日付
十八銀行　（一店舗）　日向興業銀行　（三店舗）
昭和二八年三月三日付
日本長期信用銀行（一店舗）
昭和二九年五月一七日付
京都銀行　（一店舗）

さらに上記乙種為銀の店舗の認可の追加があって、二九年一〇月末現在、次のように店舗数が拡張された。

北海道拓殖銀行（一〇店舗）　住友信託銀行　（四店舗）
埼玉銀行　（二店舗）　日本信託銀行　（一店舗）
北陸銀行　（七店舗）　鹿児島興業銀行　（七店舗）
福岡銀行　（三店舗）　横浜興信銀行　（二店舗）
静岡銀行　（三店舗）　百五銀行　（一店舗）
滋賀銀行　（二店舗）　十六銀行　（一店舗）
協和銀行　（三店舗）　山口銀行　（二店舗）
親和銀行　（二店舗）　日向興業銀行　（五店舗）
三菱信託銀行　（三店舗）　十八銀行　（一店舗）
安田信託銀行　（三店舗）　日本長期信用銀行（二店舗）
三井信託銀行　（五店舗）　京都銀行　（二店舗）
以上二二行（七一店舗）

上記二二行の乙種為銀は、業務の内容として、「対外支払手段の売買、発行、本邦と外国との間における支払又は取立の依頼の引受ならびにこれらの業務に付帯する業務、たゞし、「法」（外為法）第一一条に規定する業務上の取決めに基づく取引を除く。」と規定して認可された。したがって、外国にある外国銀行等とコルレス契約を結ぶことができないことになっているというのが、甲種為銀との間の最も大きな相違点である。

ただし、鹿児島興業銀行については、北緯三〇度以南の南西諸島（沖縄）との間の取引に限りコルレス契約が認められた。これは同行の歴史と地理的条件において必要と特に認められたものである。

(二)　乙種為銀の業務について

乙種為銀は甲種為銀の補完的な機関として認可されたものであり、その取り扱いうる業務で甲種為銀と異なる点は二五年一月末から二八年九月二四日までの間については、左の二点であった。

(一)　外国にある銀行とコルレス契約による直接取引が認められないこと。

(二)　外貨資金の保有が認められないこと（この点は二九年九月二四日大蔵省令第八十三号の公布により一〇月一日から米ドルの保有が認められるようになる）。

乙種為銀のおもな業務は左のとおりであった。

(一)　外国通貨を顧客から買い取ったときは、これを甲種為銀に売却し、顧客に売却するための外国通貨は甲種為銀から買い取ることを要し、輸出為替その他仕向取立為替の買取りまたは取立依頼の引受は認められているが、これを外国にある銀行に直送することは許されなかったので、これを国内において甲種為銀に売却するか、または取立の再依頼をすることを要した。

(二) 外国から仕向けられた送金為替による支払は海外銀行との間のコルレス契約ができないので単に甲種為銀の取次としてのみその支払が認められた。

(三) 顧客から外国為替を買予約することは認められているが、これがカバーについては外国為替管理委員会勘定(のち大蔵大臣勘定)との直接取引が認められなかったので、必ず甲種為銀につながなければならなかった。

(四) 顧客の依頼に基づいて輸入信用状を発行することは、海外銀行との間のコルレス契約が許されていないので、必ず甲種為銀にその発行を依頼せねばならなかった。

(五) 輸入為替その他外国から仕向けられた取立為替を決済することは甲種為銀の取次としてのみ認められ、外国へ仕向ける送金為替の売却は直接行なえなかった。

(六) 顧客に対して外国為替の売予約をすることも外貨資金の持が許されていないため、予約実行に支障があるので行なえなかった。

(七) 日本銀行から別口外国為替貸付制度(二九年三月廃止)に伴う外貨借入れを行なうこと、輸入ユーザンスについて外銀ファシリティーを利用すること、外国為替手形引当貸付制度により日本銀行から円貨借入れを行なうことなどが認められなかった。

以上のように、乙種為銀は、外貨の保有を認められないため、外国為替の先物売買の予約を外国為替管理委員会勘定(のち大蔵大臣勘定)との間に直接締結しえないことになっており、しかも、甲種為銀を通じて、売買することは、為替相場が甲種為銀の採算を基礎として定められたものであったから、乙種為銀にとっては業務上不利であった。

(三) 乙種為銀業務拡大の要望

このため、乙種為銀一四行(北海道拓殖、福岡、北陸、鹿児島興業、協和、三菱信託、三井信託、日本信託、埼玉、滋賀、静岡、住友信託、横浜興信、安田信託の各銀行)連名で、二七年一一月一九日付をもって、大蔵大臣あて、外国為替等集中規則の第二〇条の制限を撤廃し海外銀行との直接取引を除いては、甲種為銀と同じ状態に置いてもらいたいという強い要望書が提出された。要望の内容は、次のとおりである。

(一) 在日外国銀行を含めて甲種為銀との間にコルレス契約を結ぶことを認めること。

(二) 国内に外貨預金勘定を持つことを認めること。

(三) 大蔵大臣勘定との間に外貨資金の売買および為替予約を直接行なうことができるようにすること。

一方、大蔵省においても、

(一) 日本銀行外貨貸付における為替予約は、形式上は外貨の売買であるが、実際には国内の帳簿上の操作をもってなしうること。

(二) 乙種為銀と顧客との間には実質上外貨の売買が行なわれているにもかかわらず、甲種為銀を経由して大蔵大臣勘定と取引しなければならないのは一見不合理であり、乙種為銀に範囲を限定して外国為替先物売買を大蔵大臣勘定との間に直接認めても何ら支障はない。

(三) 乙種為銀が顧客からの先物予約の申込みに応ずることができないことは、顧客を為替の危険にさらすという不都合を生じている。

(四) 為替予約を大蔵大臣勘定と直接行なうことができることにより、乙種為銀そしてプロセシングの範囲において

十分外国為替業務を遂行せしめ、かつ、これと直結する貿易業務者を利することができる。

等の理由により、前述のごとく、二八年一〇月一日から米ドルの保有が乙種為銀にも認められ、乙種為銀は従来の甲種為銀の補完的な機関から一歩前進して甲種為銀と連携して外国為替業務を営むことができるようになり、海外銀行との直接取引を除いては、甲種為銀に近い状態におかれていることとなった。(9)

(1) 市村斌「わが国の終戦後における貿易再開の経緯と外国為替公認銀行の歴史について」(昭和二九年一一月、大蔵省為替局企画課内部資料)、『外国為替』第一一三号(昭和三〇年三月)～一二三号(三〇年八月)、にも掲載、通商産業省通商調査課『日本貿易の展開』、商工出版社、昭和三一年、日本経済調査協議会編『日本の為替・貿易金融』、至誠堂、昭和四〇年、参照。

(2) 「貿易資金特別会計」は、国際価格に比べ輸出品は割高で買い輸入品を割安で売り渡しており、収入不足であったが、それを対日援助物資の売渡し代金で穴埋めした。この会計は、二四年四月、単一為替レートの設定を機会に「貿易特別会計」と改められたが、その後輸出入とも民間貿易が進展し、二四年一二月設定された「外国為替特別会計」で輸出入代金の受払をするようになり、二五年度末に廃止された。

(3) 外貨手形の振出は当時の制度のもとにあっては貿易庁の事務として行なわれる必要があり、これがため、為替取扱銀行の職員若干を貿易庁嘱託に任命し、貿易庁長官より署名権限を付与されていた。

(4) 民間輸出入の国際的手続に関する検討は、従来司令部当局とアメリカ側専門家顧問との間で行なわれてきたが、民間貿易体制への新措置は、二四年九月ごろから相次いで来日したレーモンド・フリールを団長とする貿易使節団、西ドイツ輸出入合同機関理事長ローガン、IMFのムラデク等の司令部に対する勧告がその動機となって結実した。

(5) 外為法に基づく「外国為替銀行及び両替商の報告に関する政令」(二四年一二月一日政令第三百七十七号)の付則第二項「この政令公布の際外国為替銀行の臨時措置等に関する政令第三条第一項又は第十四条第一項の認可を受けている者は、法第十条第一項又は第十四条第一項の認可を受けたものとみなす」により、外国為替銀行一一行(一四二店舗)および両替商日本交通公社(六九店舗)の業務開始期日が二四年一一月一日として認可されたことになっている。

(6) 外国為替銀行法により免許を受けた「外国為替銀行」と外為法との関係。

「外国為替銀行法」(二九年四月一〇日法律第六十七号)付則第五項により外為法の一部を改正し、外国為替銀行法第四条により大蔵大臣の免許を受けた「外国為替銀行」は、本来主として外国為替業務を営むことを目的とする銀行であり、その免許もその意味で与えられたものであるから外為法第一〇条(外国為替業務の認可等)の規定を適用しないこととし、「外国為替銀行」の免許を受ければ当然に外国為替業務を営みうることとした。これは単に当然認可が与えられるべきものについて認可手続を省略したという意味をもつにすぎない。それゆえ、「外国為替銀行」は外為法上なんらかの特別の地位に立つことを意味するものではなく、外為法第一〇条の認可を受けた「一般の銀行」とを対象として双方同様に適用される。従来は、外為法第一〇条の認可を受けた銀行が「外国為替銀行」と呼ばれていたのを改めて外国為替銀行法に基づく免許を受けた新しい意味の「外国為替銀行」とをあわせて「外国為替公認銀行」と総称することとされた。これにより、外為法第一一条(業務上の取極)以下の規定はすべて「外国為替銀行」に適用されることになった。

(7) 輸出予約は、二五年一月に信用状その他の支払手段が確保された時から行なうこととしていたが、二月にこれを改めて輸出契約が確定したときに予約できることとし、さらに四月には、外国為替銀行は、輸出契約の成立を確認したもののうち、輸出業者ならびに決済勘定を同じくする契約については、適宜その累計額により外国為替管理委員会との間に予約を締結することができることとした。しかし、一一月には右の取りまとめを輸出業者別にする必要はないこととし、かつ、特別決済勘定関係予約は各勘定別にできることとした。

(8) 直物取引においては、米ドルについては、一件五万ドル以上、五万ドル超過分については、一万ドルを取引単位とし、英ポンドについては一件二万ポンド以上、二万ポンド超過分については、五〇〇〇ポンドを取引単位とする。ただし、コレクティング・アカウントに係るものは、この制限がなく、オープン勘定に係る外貨債権については取引単位に制限がなく、全面集中主義に応じてその都度売買に応じる。

先物取引においては、米ドルについては一件一万ドル以上、一万ドル超過分については一万ドルを取引単位とし、英ポンドについては一件五〇〇〇ポンド以上、五〇〇〇ポンド超過分については一〇〇〇ポンドを取引単位とする。

(9) 甲種為銀、乙種為銀の呼称は金融制度調査会の答申に基づき昭和四五年八月一日に廃止されたが、その後①コルレス契約締結を承認された銀行、②それ以外の銀行という外為法上の取扱いの区別がなされ、前者を通称コルレス為銀という。

第二節　貿易金融制度(1)

一　管理貿易期（昭和二〇年九月から二四年末まで）

戦後わが国の貿易は完全な政府貿易により開始された。昭和二〇年末、貿易庁が設立され政府貿易の管理に当たり、その実務代行機関として各種の輸出入組合等を指定したが、組合の法的性格等の関係から各種の困難が生じ、昭和二二年五月貿易公団法に基づき繊維、鉱工品、食糧、原材料等の全額政府出資による四つの貿易公団が設立され、政府貿易の実務代行機関となった。

しかし、昭和二二年八月には制限付民間輸出が認められ、二三年八月には特定品目に限って業者間の直接輸出契約が認められることとなり、同年末には民間輸出が全体の五〇％程度に増大したのに伴い、貿易公団の業務範囲は縮小し、二四年三月末に食糧、原材料の二公団は廃止され、繊維、鉱工品の両貿易公団により主として政府輸入実務が代行されたが、二五年一月民間輸入貿易の再開とともに公団本来の使命も終了したので、援助物資等の取扱は通商産業省（二四年五月設置）自身により行なわれることとなり、二五年四月以降公団は整理過程に入った。

このような過程において、貿易金融制度は次のように推移した。

昭和二四年末まで外貨資金は司令部の管理下にあったので、貿易公団時代はいわゆる為替無き時代であり、輸出入

に伴う外貨の受払と円貨の受払とが完全に分離され、外貨は司令部商業勘定等の司令部管理下の外貨勘定を通じ、円貨は二〇年一二月から二四年三月まで、貿易資金およびそれを継承した貿易資金特別会計を通じ、民間輸出、政府輸出入を問わず輸出入補給金を含んだ商品別円ドル換算レートにより受払が行なわれたもので、円貨の受払は援助輸入分をおもな財源として価格調整的機能を営むこととなったが、輸出代金は生産費に輸出諸掛りを加えた額、輸入は国内物価安定のため公定価格を基準とし、結局個別審査により円ドル換算率が定められたから、円ドル一本為替レートが適用される場合とは異なり、輸出業者は手取の円貨をなるべく多額に、輸入業者は逆に支払うべき円貨をなるべく少額で済ませることが有利であるから、特別会計の資金不足ははなはだしく、その発足から二三年度末までの期間に生じた入超が一〇億ドル余に上ったにもかかわらず、この間、当初の出資金一〇億円のほか、日銀借入金二五〇億円、国庫金繰替使用一三億円の補塡が必要となった。

貿易資金特別会計は、二四年四月単一為替レートの設定とともに、貿易特別会計に引き継がれ、個別商品円ドル交換率による補給金的円貨支払は行なわれなくなり、外貨受払との間に一定の関連が生じたが、同年末に外貨管理権が移管されるまでは、わが国としては為替無き状態に変わりはなかった。

貿易金融は、為替取引に伴う資金の融通と（対外為替業務）、国内における貿易関連商品の生産、流通に伴う資金の融通（国内業務）の二部門に分けることができるが、戦後は、外貨資金の集中が行なわれたことにより、為替銀行は政府を相手方として外貨資金の売買を行なうことができ、戦前、外貨資金の政府集中がなかった時代のように外国為替買持ちのために円資金を調達するという問題がなくなり、反面、貿易資金およびその後身である外国為替資金特別会計の円資金調達が前記のように財政問題として生じた。また、貿易金融の国内業務面は、戦前は、通常、日銀の商

業手形の割引と国債担保貸付を中心とし、国内金融として操作されており、貿易商社も輸出前貸により貿易金融機能を果たしていたが、戦後は民間金融機関の資金蓄積が不足であり、輸出入業者・生産者に対する生産、出荷および引取資金は、貿易関係手形に対する割引と貸付という形で大部分日銀から供給されねばならず、それら手形に対する特別な優遇制度が実施された。

以上のような経緯により、この期の国内貿易金融はもっぱら輸出前貸金融または輸入物資引取金融の面においてのみ取り上げられ、輸出のための仕掛資金または輸入物資回収のための資金は、一般の産業資金から切り離されて特に優遇的に扱われることとなった。

(一)　輸　　出

(イ)　貿易手形制度

(1)　創設の経緯

昭和二一年八月三〇日、日本銀行は輸出関係国内金融を円滑ならしめるため、「貿易金融措置要領」を決定し、九月一日から貿易手形制度を実施した。これが貿易金融優遇の第一歩となった。

この制度は、貿易庁の指定した輸出代行機関がその受注先である輸出品製造業者または集荷業者に対し、①前貸資金（貿易手形甲・貸付期間六ヵ月以内）、②集荷資金（同乙・三ヵ月以内）、③輸出品の買上から船積まで、および輸入物資の引取から売却までの諸掛資金（同丙・一ヵ月以内）調達のため業者を受取人とする約束手形を振り出し、業者はこれに裏書して市中銀行で割引を受け現金化するもので、これら手形には貿易庁の認証が必要であるが、以上はいずれも日銀担保適格手形として日銀は国債担保なみの最低利子歩合で融資市中銀行に対して貸付に

応ずることとなった。

二一年一一月二八日に、日本輸出品用原材料（株）の原材料集荷、加工資金についてもこの制度の適用を認めることとした。

(2)　紡績加工賃等委託加工賃手形制度

輸入綿花を原料とする輸出向製品製造業者の運転資金の供給の円滑を図るために二一年九月設けられ、手形期間三ヵ月以内で、市中銀行から手形割引の方法で融資を受ける。手形振出については貿易庁関西事務所の認証が必要とされ、日本銀行はこの手形を商業手形に準じて再割引に応じ、貿易手形と同様優遇的に取り扱った。

(3)　貿易公団発足後の金融措置

昭和二二年七月一日、貿易公団発足に伴い、従来の輸出入代行機関は解散し、その業務は貿易庁の統制する貿易公団に吸収されたことにより、代行機関中心の貿易手形制度が改正されるに至った。

貿易公団の輸出物資買取資金（貿手乙）、輸出入物資に関する諸掛支払資金（貿手丙）は、公団が自ら実務を行なう建前上、貿易資金特別会計よりの借入れによって賄われることとなり、これらが金融を考慮する必要はなくなり、貿易手形乙および丙の優遇措置は不要となった。

また、貿易手形甲によって優遇されていた輸出前貸金（貿手甲）および紡績加工賃等委託加工資金は、公団が手形関係人となることができないこととなっているため、従来の制度ではこれが金融の途は閉されることとなり、従来の両制度はこれを廃止し、新たに「日本銀行貿易スタンプ手形制度」が創設され、七月一日から実施されることとなった。

(4) 貿易スタンプ手形制度（昭和二二年七月八日貿易手形制度と改称）

新制度は、従来の貿易手形甲および紡績加工賃手形による輸出前貸資金のみを対象とし、貿易庁の集荷指図に基づく貿易公団の発注を受けた業者が、発注書写を添付して所要資金調達のため振り出した手形につき、市中銀行は発注金額の範囲内で割引き、その期限は最長六ヵ月とし、日本銀行は融資銀行から依頼のあった場合、審査の上、貿易スタンプ手形である旨のスタンプを押捺し、担保適格手形として優遇するものであった。なお、八月二二日からは、従来、貿手丙によって調達されていた輸出入物資の諸掛（払下げトラック修理費を含む）は公団が引き続き輸出入業務等を業者に委託することとなり、新制度を適用することとし、手形期間は三ヵ月以内、やむをえない場合書替えを認めることとした。

(5) 制限付民間貿易開始に伴う改正

二二年八月一五日、制限付民間輸出貿易が開始され、一二月一五日から民間貿易による輸出については貿易庁が業者に直接発注することとなり、発注金額をFOB価格とした。そこで、一二月一五日以降、日本銀行は貿易手形制度を改正して、貿易手形をA・Bに区分し、①貿易手形Aは、貿易庁から民間貿易に基づく輸出物資に関し発注を受けた業者に対する融資（手形期間六ヵ月以内）、②貿易手形Bは、貿易公団から政府貿易に基づく輸出物資の製造、加工または集荷に関し発注を受けた業者に対する融資（同六ヵ月以内）、および貿易公団から輸出実務または加工、修理等の委託をうけた業者の輸出入諸掛、修理加工賃などの融通（同三ヵ月以内）の二種類とした。

二三年八月一五日以降、わが国輸出業者が契約当事者として外国バイヤーと直接取引できるようになり、同一

六日、貿易手形の対象のうち「貿易庁から発注を受けた者」を「外国業者と輸出契約をなしたる者」に改めた。

翌二四年一月一五日以降、輸出業者から直接発注を受けたメーカーの輸出所要資金についても、貿易手形制度が適用されることとなった。二四年二月一日以降、国有繊維払下げ措置が実施されたのに伴い、同日以降貿易手形の範囲を輸出向け綿・毛製品の製造業者、加工業者、集荷業者の原綿・毛引取り、製造、加工、集荷資金にも拡張した。

(6) 輸出貿易手形の再割引

以上のように日本銀行は、貿易手形を担保適格手形として担保掛目、適用利子歩合の点でとくに優遇し、また高率適用制度[2][3]（昭和二二年三月一日復活）の対象外として取り扱ってきたが、二四年四月一日以降、輸出金融の優遇を一段とすすめるため、信用状開設済みあるいは外貨小切手等受入れ済みで外貨支払い手段が確保されており、割引の日から三ヵ月以内に満期が到来するなど、一定の条件を備えた貿易手形について、商業手形に準じた再割引を行なうこととなった。この措置は、同年五月二〇日からメーカー貿易手形に、八月一五日から貿易公団発注関係貿易手形にも適用されることとなった。

貿易手形はこれより先、昭和二四年四月一日の高率適用制度の改正により、新たに適用の対象となったが、同年七月四日以降、この制度においては、再割適格貿易手形だけが適用対象から除外されるという最優遇措置がとられた（当時、商業手形は高率適用が据えおかれ、二五年一月から適用除外されている）。

(7) 貿易手形制度の準用

アメリカ軍関係機関の発注にかかる物資の製造、加工、集荷資金については、その物資供給が外貨獲得の点で

輸出と異ならないため、日本銀行は次のように貿易手形の準用を認めた。

① 昭和二二年一一月一〇日、司令部中央購買局 Central Purchasing Office（CPO）発注品の製造、加工、集荷資金に準用（二四年八月以降CPOはナショナル・シティ銀行に円預金をもち、業者に直接円で支払うようになり、八月一五日準用扱いを廃止し、スタンプ手形制度適用に切り換えられた）。

② 昭和二四年三月二〇日、在日連合国人向け物品販売所 Overseas Supply Store（OSS）発注品の製造、加工、集荷資金に準用（二五年四月四日、民営切換えに伴い廃止）。

③ 昭和二四年六月一日、在日連合国人および法人向け外貨建取引関係商品の製造、加工、集荷資金に準用（二五年八月、円貨建に変更となったため廃止）。

④ 昭和二四年八月一日、アメリカ軍購買機関買入れ品の製造、加工、集荷資金に準用（二五年一月二五日、スタンプ手形制度適用に切換え）。

(二) 貿易手形制度利用状況

「貿易手形制度は発足以来必ずしも円滑に運営されてきたわけではない」[4]とされている。その見解を紹介すると、

その理由は、基本的には戦後復興期における旺盛な各種資金需要に競合したことにあるが、輸出業者には中小企業が多く信用力が薄弱であったこと、連合軍管理下の「めくら貿易」にもとづく海外商社の信用状況および海外市況の把握難に対する融資金融機関の不安、貿易手形制度の手続きの煩雑さなども、その一因をなしたことは見のがしえない。しかし、それらの欠陥も徐々に修正され貿易手形の利用も逐次向上したとみられる。たとえば、民間貿易による輸出が総輸出高のほとんどを占めるに至った昭和二四年七～一一月中の全国銀行貿易手形新規貸出高は累計五三八億円に上り、同期間中の輸出契約高七三八億円の七三％に

及んでいる。また、その間の日本銀行貿易手形新規貸出高は四四二億円（うち割引二四一億円）と、市中貿手融資額の八二％に達していた。

(三) 輸出産業資金需要証明制度

日本銀行の貿易手形制度は、貿易庁からの受注の有無に貿易金融の基準を求めた制度であり、発注の行なわれない見込生産に対する輸出産業資金の供給について、別途金融の途を講ずることが必要となった。すなわち、輸出振興の見地から輸出産業の設備資金を確保する必要もあり、また輸出品のなかには季節的に生産時期が限定され（農産物・海産物など）、または引合いが集中する（クリスマス用品など）ため、あらかじめ見込生産、集荷を要するものがあった。

このため、昭和二二年一〇月二五日、そのような資金の供給を円滑にする目的で、貿易庁の輸出産業資金需要証明制度が創設された。この制度は、輸出産業設備資金および受注前の原材料購入資金で市中融資の困難なものについて業者の申請に基づき、貿易庁が審査の上、証明の奥書きを付し、これにより取引銀行から融資をうけさせようとするもので、融資を受けられないときは、日本銀行（融資斡旋部）において、復興金融金庫の保証融資として市中融資に振り向け、あるいは復興金融金庫融資に振り向けることとなっていた。

その後、貿易手形成立前の運転資金借入れにもこの制度を利用したいとの要望が強まり、また、二三年八月の民間貿易輸出手続の改正に伴って、従来、ある程度の見込生産、集荷を認めていた貿易公団の発注が停止されたため、見込生産、集荷資金の円滑な供給が痛感された。そこで、二三年八月一六日以降、同制度は特定輸出向け物資の見込生産、集荷資金にも適用されることになり、①輸出物資生産資金、②輸出物資集荷資金、③輸出産業資金、④輸出産業設備資金、の四種の制度に整備され、証明書の発行を受けた当該物資の製造、集荷業者は「金融機関資金融通準則」[5]

（通称「融資準則」）の甲扱いとして優先的に貸出を受けることができるようになった。もっとも、貿易庁の輸出産業資金需要証明書は、市中金融機関あるいは復興金融金庫の融資にあたっての資料たるにとどまり、融資を強制するものではなかった。昭和二四年中の同証明書発給高は五二億円（ほとんど農水産物向け）に達していたが、その全部が融資されたかどうかは確かでない。

なお、同制度のうち、設備資金関係の証明書発給は、昭和二四年三月三一日復興金融金庫の新規融資停止とともに事実上廃止された。また、同年八月一五日の「融資準則」の改正により、輸出業者の運転資金の貸出優先順位が引き上げられたため、同制度の利用価値は減退した。

（二）輸　入

㈠ 貿易手形制度

昭和二一年九月に創設された前述の日本銀行貿易手形制度の優遇は、輸入諸掛資金にもおよび、貿易手形丙として輸出諸掛資金と同様に取り扱われた。この優遇措置は数次にわたる同制度の改正においても継続された。

㈡ 公団証明付手形制度

政府輸入物資はまず政府の手で保管され、需要者である国内業者の申請に応じてその所要量が払い下げられていたため、国内における輸入物資の在庫金融は政府すなわち貿易資金特別会計によって賄われていた。また、輸入物資払下げ代金も当初は延納が認められ、あるいは輸出向け製品用原材料は輸出貿易手形を利用することができた。このため、輸入物資引取資金の調達という問題がほとんど生じなかった。

しかし、司令部の指令に基づき、物資払下げと同時に現金で決済する（これは司令部のCOD、Cash on Delivery

原則と呼ばれた）ことになったのに伴い、輸入物資引取資金調達の必要が生じ、昭和二四年一月一〇日公団証明付手形制度が創設された。この制度は、貿易公団の引渡証明書を確認資料として、公団から直接物資を引き取る配給業者の引取資金（第一種）、公団から原料を引き取り加工して配給機関に売却する製造業者の引取資金（第二種）につき、融資準則上甲扱いの優遇を与えたものである。

この制度は、二五年一月民間輸入開始後、四月一日以降新規に輸入される援助物資やその他政府輸入物資の保管は公団に代わって通商産業省が担当し、引渡証明書は同省で発行することになったので、名称を政府証明書付手形と改めた。

なお、二五年二月、貿易資金会計の円資金繰が逼迫する等の事情から、貿易公団の保有する輸出入滞貨品の早期処分および未収金の取立につき司令部の命令があり、公団滞貨一掃のための金融措置がとられることになった。そのうち、滞貨の買付を促進するために二五年三月、当時の貿易公団保有の滞貨総額六三六億円、支払能力欠如による未納二九億円、計六六五億円を融資対象に預金部資金一五〇億円を準備し、引渡しあるいは未払の事実につき公団の認証を得たものに対して銀行を通じて融資を行なったことは顕著な事実であった。[6]

㈢ スタンプ手形制度

日本銀行は、昭和二一年八月三〇日、経済再建に緊要な産業の生産資金供給につき優遇（担保適格）を与えるため、スタンプ手形制度（業者が金融機関宛振り出した単名手形につき、日本銀行が担保として貸付に応ずる）を設けたが、のちに次のような輸入関係所要資金についてもその適用を認めた。

① 昭和二二年八月一二日、貿易公団の内需用綿花売渡証明書の添付されたものに限り、紡績会社の輸入原綿内需

向け払下げ引取資金につきスタンプ手形制度を適用。

② 昭和二四年六月二七日、輸出向け綿製品製造の円滑を期するため、ランニング・ストックとしての原綿払下げが行なわれることとなったが、その使途が輸出向けに限定され、輸出契約成立のうえは貿易手形または輸出代金によって確実に決済されるものであることから、輸出向け綿製品製造用ランニング・ストック原綿引取資金につきスタンプ手形制度を適用。

③ 昭和二四年七月一九日、輸入羊毛の内需向け払下げを受けるには一時に巨額の資金を要するため、輸入綿花の払下げに準じ内需向け輸入羊毛引取資金につきスタンプ手形制度の利用を認めた。

㈣ 工業手形制度

昭和二一年三月一六日、日本銀行は緊要物資の生産取引関係資金調達の順便化を図るため、原料または材料に供する目的をもって買い入れた商品の代金決済のため振り出された約束手形または為替手形であって、買手を振出人または支払人とするもの(複名手形)で手形期間が日本銀行が担保として貸付を行なう日より三ヵ月以内のものについて、工業手形制度を実施し、商業手形に準じて日本銀行割引適格手形として優遇した。これは二四年三月三一日まで高率適用対象外となっていた。この制度では製造業者の原材料仕入れ資金も対象とされたため、製造業者の輸入原材料引取りに際して工業手形を利用することができた。

なお、工業手形の割引扱いは二五年五月八日、当時の金融情勢が日本銀行の信用供与の抑制を必要としたため廃止され、スタンプ手形制度の適用に切り換えられたが、二九年四月一日、工業手形制度は廃止された。

㈤ 特殊借款

昭和二四年一二月まで、外国銀行の外国為替業務は許可されていなかったので、輸入ユーザンスといっても特殊なクレジットによるものであった。すなわち、昭和二二年八月一四日、司令部は日本銀行に保管中の金を中心に「被占領地日本輸出入回転基金」を設定し、これに基づき翌二三年五月一四日、アメリカ銀行借款団との間に米綿買付けのため総額六〇〇〇万ドルのクレジット契約を締結した。また、二三年六月三〇日には、アメリカ陸軍の予算措置により総額一億五〇〇〇万ドルの「天然繊維回転基金」(本章第三節注4参照)をアメリカの占領地域(日本および西ドイツ)に対し設定し、綿花買付けのためのクレジットを供与した。

(三) 管理貿易期国内貿易金融上の問題点

以上(一)、(二)の説明をまとめると、輸出については、昭和二一年九月から実施された日銀の輸出貿易手形制度が貿易公団の発足、民間輸出貿易の再開につれて、数次の改正を経て、再割適格貿手(信用状開設済、期間三ヵ月以内、高率適用除外)および担保適格貿手(輸出契約成立後六ヵ月以内一次高率免除)からなる貿易手形制度が整えられた。

輸出のうち民間輸出と、政府輸出であっても民間業者が政府に代わって直接輸出実務を代行する場合は、上記貿手制度により金融を受けて輸出物資を製造、集荷し、商品の船積後為替取扱銀行経由日本銀行(貿易特別会計)から支払われた代金をもって当該借入金を返済するという方式によっていた。この方式はその後の輸出前貸手形制度(二八年二月以降)、さらに輸出貿易手形制度(三五年七月以降)に引き継がれてゆくこととなる。

これに対し、政府輸出であって公団がその輸出実務を代行する場合は公団の発注に係る商品の製造、集荷資金に関し、貿手制度による金融を受けることは先の場合と同一であるが、民間輸出等の場合には商品の船積後輸出代り金が支払われるのに対して、この場合は商品の船積前に商品の買取が行なわれるのであり、公団はその買取資金を貿易特

別会計（昭和二四年四月以前は貿易資金、貿易資金特別会計）からの借入金によって賄い、当該借入金は商品が実際計画通りの船積が行なわれて後、特別会計から支払われる代金をもって返済するという方式であった。

輸入については、貿易公団を通じ物資の払下げが完了するまで輸入物資は政府の所有に属するが、輸入物資の払下げ代金は直ちに納入されない場合が一般的で、COD原則（現金払）に合致せず、三、四ヵ月の売掛を認めることともなった。

昭和二五年一月民間輸入貿易が再開されるまでは全面的に政府輸入であり、これがCOD原則による払下げでなく実質的に輸入金融が行なわれていたことにより、日本銀行による特別の優遇措置を特に必要としなかった。ただし売掛期間の短縮、COD原則の維持のため物資引取資金関係の融資あっせんを公団が行なう方式を原則としていた。このような方式が原則とされたため、公団を通ずる国内的金融は滞貨金融的性格のものとなった。

以上要約すると、貿易公団時代には、政府貿易に係るものは、貿易計画に基づき船積前に輸出商品の買取が行なわれ、輸入については輸入物資の払下げ後数十日間の代金後払が認められた。したがって、戦後の貿易商社の弱体化は公団のかかる機能によってカバーされ、公団は貿易に伴うリスクを一手に引き受け、その結果は輸出入の膨大な滞貨と、売掛金、借入金の累積となった。貿易計画により船積前に商品が買い取られるが、先方のキャンセル等により船積されなくなり、借り入れた買入資金が返済できず、一方、輸入計画により輸入された物資が不景気のため売却できず、売掛金の回収もできなかった。このような滞貨は昭和二五年二月現在で四五〇億円にも上ったとされ[7]、ランニング・ストック二四〇億円を加え、貿易公団在庫は六九〇億円に上った[8]。

そこで、二五年二月、公団よりストックを引き取るか、延滞未払金の支払を行なおうとする者には、公団証明により金融機関から融資を受けることができ、融資銀行には当該融資金額の九五%につき、日銀を通じ預金部資金が交付されるという滞貨金融が実施されるに至った。

二　民間輸入貿易再開後（昭和二五年から二七年まで）

昭和二五年一月民間輸入貿易が再開され、すでに民間貿易に切り替えられていた輸出とともに、同年初頭からわが国貿易は援助輸入分を除き、民間貿易として発足した。二四年一二月には「外国為替及び外国貿易管理法」が制定公布され、為替、貿易管理の体制も整えられていた。

貿易公団時代から民間輸出が相当進捗し、これに即応して輸出国内金融も日本銀行の貿易手形制度として優遇されていた。ところが、国内輸入金融については貿易公団時代には全面的に政府輸入であり、貿易公団を通ずる物資の払下げは相当期間の売掛を認めたので、業者としては特に問題はなく配給公団を通じる純国内金融として解決できたが、民間輸入の再開とともに、輸入信用状開設に伴う外貨保証金（マージン・マネー）の積立資金をはじめ各種所要資金の調達がただちに問題となり、ついで、朝鮮戦争時の物資需給の均衡確保を目的とし、さらにその後のポンド貨累積対策として輸入を促進する必要があり、二五年から二七年にかけて種々の輸入金融優遇措置が講じられたので、民間貿易再開後二八年秋までは輸入金融優遇期と考えることができる。輸出金融についても配慮はされたが、その優遇が一段と推進されたのは昭和二九年以降のことである。

(一) 輸　出

(イ) 輸出産業資金需要証明制度

昭和二五年三月三一日以降輸出契約成立前の見込生産、集荷資金のうち、金額が多く期間の長い分について、わが国輸出の確保上重要な二九品目につき通商産業省が特定の表示をした資金需要証明書を発行し、当該証明書を添付した金融機関の融資手形を日本銀行手形貸付担保適格手形として取り扱うよう改められた。これが輸出産業資金需要証明制度特別扱いであり、同年七月適用品目を三七品目に拡大したが、この制度の利用はきわめて低調であったといわれている。もっとも、この制度の趣旨は後日輸出保険制度（二七年四月創設）における金融保険に受け継がれた。

(ロ) 輸出貿易手形（輸出前貸手形）制度

昭和二四年一二月一日、民間貿易の発足に伴い、日本銀行は貿易手形制度を全面的に改正し、優遇措置を講ずる貿易手形を、民間貿易に基づく貿易手形A（期間六ヵ月以内）、政府貿易に基づく貿易手形B（同六ヵ月以内）およびその他輸出諸掛、修理加工賃に関する貿易手形（同三ヵ月以内）の三種とした。割引の日から三ヵ月以内に満期日が到来し、信用状到着済など一定の条件を備えている貿易手形は割引適格手形として、その他は、手形貸付担保適格手形として取り扱われることは従来と同様であった。

なお、昭和二五年一月一八日、貿易手形の期間につき特例が設けられ、三ヵ月以内の手形切換えが認められるとともに、プラント輸出に備えて、重機械、車両関係輸出については手形期間の延長（車両関係は八ヵ月以内）が認められた。

この制度においては、信用状到着前の段階での融資を金融機関が忌避する傾向があり、担保適格手形は高率適用制

度の対象となり、さらに貿易手形の形式としては、いわゆる輸出業者の単名手形が主として用いられ、輸出前貸資金が製造業者に流れず、他の用途に流用される傾向が否定できず、二五年八月三一日以降、原則として複名手形、または製造業者の融資金受領証などを添付した輸出業者の単名手形を使用する措置をとったが、融資手続が煩雑となることと、輸出業者が製造業者との取引内容を融資金融機関に知られるのを嫌い、従前ほど円滑に運用されなくなった（昭和二八年二月二日以降、本手形は輸出前貸手形と改称された）。

輸出貿易手形の融資実績を全国銀行輸出貿易手形貸付残高と通関輸出額との対比によって示すと、次のとおりである。[9]

（単位　億円）

年末	輸出貿易手形貸付残高	通関輸出額
二五年	四六四	二、九八〇
二六年	五四三	四、八八八
二七年	三二八	四、五八二

(ハ) 特需関係所要資金優遇制度

朝鮮戦争の勃発により、特需に対する金融が重要となった。特需の発注者はアメリカ政府、アメリカ軍購買機関または国連機関で、代金の回収が確実で、一般輸出と異ならないため、日本銀行は次のように特需関係所要資金の優遇措置を講じた。

① 昭和二五年六月一四日、アメリカ軍一般調達機関（GSA）発注の物資製造、加工、集荷資金に貿易手形制度

を準用（手形期間六ヵ月以内）することとし、また同年一〇月二日、特例としてGSA関係車両修理資金も担保適格（三ヵ月以内）として優遇した。

② 昭和二五年八月一日、朝鮮戦争に伴いアメリカ軍購買機関が発注した物資の製造、加工、集荷および役務の提供に要する資金に貿易手形制度を準用し、物資の発注資金は日銀再割適格扱い、サービス関係は担保適格扱い、期間はいずれも三ヵ月以内とされた。

③ 昭和二五年八月一二日、アメリカ軍購買機関が外国為替特別会計にドルを売却して取得した円資金で決済される特需にも、貿易手形制度を準用した。

④ 昭和二五年九月六日、沖縄向けアメリカ軍および琉球軍政部購買機関発注関係所要資金に貿易手形制度を準用した。

⑤ 昭和二六年一月一二日、朝鮮戦争関係特需貿易手形の期間を一ヵ月延長して四ヵ月以内とした。

⑥ 昭和二七年一月七日、国連朝鮮復興機関（UNKRA）発注関係所要資金に貿易手形制度が準用された。

⑦ 昭和二七年四月以降、日米行政協定により在日アメリカ軍の調達物資などの支払いはすべて円払いとなり、その一部はドルの裏づけのない日本側防衛分担金から支払われることとなったので、従来スタンプ手形制度を適用していた朝鮮戦争関係以外のアメリカ軍購買機関発注関係所要資金にも、同年五月三〇日以降貿易手形制度を準用することに統一され、アメリカ軍購買機関関係貿易手形と改称された。

㈣ その他の輸出前貸金融

外国為替管理委員会の輸出手形買取り資金金融

昭和二五年四月一〇日コルレス契約の成立により、わが国為替銀行は買い取った輸出手形を在外コルレス先へ送金できることとなったが、輸出手形取立外貨を外国為替管理委員会の外貨勘定に振り込んだ旨の入金通知をもって、円貨代り金を受領することとなるので、輸出手形の買取りから代り金受領までの間を円資金でつなぐ必要が生じた。しかし、当時わが国為銀の資金コストは日本銀行の最低貸出歩合をもってしても年五・一一%であったのに対し、在日外銀のそれは年三・五%程度であったため、輸出手形買取り面で到底競争しえない事情にあった。

昭和二五年一月一六日、外国為替管理委員会は外国為替売買相場の告示において、メール期間中の金利相当分（ドルは五〇銭、ポンドは二円一一銭）を見込んだ一覧払手形買相場を設けたが、右記のような事情に対処するため、わが国為銀に対し買い取った輸出手形をコルレス先に直送すると同時に、取立て外貨を外為委に売却することを認めることとした。これにより、わが国為銀は実質金利年三・五%程度の輸出手形買取り資金を利用できるようになった。昭和二七年七月三一日、外国為替管理委員会は廃止され、この金融方式は解消した。

㈤ 日本輸出入銀行の輸出金融

昭和二五年八月一八日、「長期輸出金融措置要綱」が閣議決定された。これは、プラント設備、施設および重機械類ならびにその部品または付属施設輸出の生産に必要な長期運転資金の供給を、見返資金の参加融資によって行なおうとするものであった。

しかし、この要綱の実施は種々の事情で延期され、その間、輸出銀行設立に関して司令部の許可が得られたため、第九臨時国会に日本輸出銀行法案が提出可決され、二五年一二月一五日、法律第二百六十八号「日本輸出銀行法」が公布施行された。これにより、日本の輸出貿易を促進するため、一般の金融機関が行なう輸出金融を補完し、または

表 2-1　輸銀融資状況推移　（単位：億円）

	25 年 度	26 年 度	27 年 度
融資対象契約額	30	285	146
融資承諾額	16	107	71
（承諾率 %）	(53)	(38)	(49)
貸付額	11	86	83
貸付残高(年度末)	11	70	56

出所：通商産業省通商局『戦後日本の貿易20年史』，485ページ．

表 2-2　金融種類別融資承諾実績推移　（単位：億円）

	25 年 度	26 年 度	27 年 度
輸出金融	16	107	71
（船舶）	(3)	(57)	(39)
（一般プラント）	(13)	(50)	(31)
海外投資・事業金融	—	—	—
輸入金融	—	—	—
合計	16	107	71

（注）　輸銀融資は，昭和29年度後半以降船舶延払輸出の急増により，船舶輸出金融が中心となり，同33年以降一般の重機械も増大した．
出所：前表に同じ．

奨励することを目的とする日本輸出銀行が設立され、翌二六年二月一日輸出金融業務を開始した。

同行の融資対象は設備（船舶・車両を含む）ならびにその部品・付属品の輸出、およびそれに伴う技術の提供に要するわが国輸出業者または製造業者の資金だけでなく、それら輸出を促進するための外国政府・銀行・商社などに対する貸付資金にも及んでいた。融資期限は六カ月～三年を原則とするが、特別の場合は三年をこえ、五年以内も認められた。

その後、同行は、東南アジア資源開発構想の具体化に伴う長期輸入金融対策の要望と、朝鮮戦争ブーム時における原料入手確保の要請から、二七年四月一日の法律改正により、輸入前払いにかかる融資をも行なうようになり、名称も「日本輸出入銀行」と改められた。さらに二

八年八月一日の法律改正によって業務範囲が大幅に拡大改正され、新たに海外投資資金および海外事業資金の融資をも営みうることになり、恒久的な長期輸出入金融機関としての地位が確立されることとなる。

二七年四月の日本輸出入銀行への改組により、資本金は従来の一七〇億円から二一〇億円に増額され、同行の貸付利率および割引利率も同年一二月一日以降、従来の年利七・五%から特別な場合には年利六%まで引き下げられることとされたが、同行の貸付は当時のプラント輸出の不振を反映し、二七年度までは数十億円の貸出残高にとどまっていた。

(二)　輸入

(一)　外国為替管理委員会によるマージン・マネー積立および輸入手形決済資金金融

昭和二五年一月一日から民間輸入方式が開始されたが、戦後のわが国の対外信用度の低下と割高な国内金利のため、それらをカバーする役割の外国為替管理委員会による外貨金融が次のような経緯、方法によって行なわれた。

すなわち、輸入代金の決済は、二五年一月一日から開始された民間輸入方式では、輸入信用状に基づいて外銀が外国輸出業者の取り組んだ荷為替手形を買い取り、わが国の輸入業者がわが国為替銀行にそれに対応する円貨を支払うことによって行なわれるが、日本側為銀には外貨保有が認められていないため、手形の買取は外銀に預託された外国為替管理委員会外貨勘定を手形買取りと同時に引き落とすことによって行なわれた。

以上の手順について、まず、わが国為銀が直接信用状を開設する場合のみならず在日外銀に依頼してその名義で信用状を開設する場合でも、それぞれコルレス先または当該外銀にマージン・マネー（保証金と訳され、二五年初めは輸入代金の一〇〇%）を積み立てるよう要求されていた（マージン・マネー積立ては二八年初頭に五〇%から二五%に引き下げられ

昭和二九年一二月に全廃された)。為銀は外貨を保有していなかったから、マージン・マネーを外銀から借り入れるか、外国為替管理委員会保有外貨を利用するほかに方法はなかった。

次に、輸入代金の決済は、外銀預託外為委勘定引落しの都度、それに対応する円貨を外為委に支払うことによって行なわれるが、これは、輸入手形が日本に到着する以前の段階でわが国為銀または輸入業者が、国際金利に対し割高である円資金を調達して輸入代金に充当せねばならないということである。

これらの問題に対処して、外国為替管理委員会は、昭和二五年一月一四日、外国為替直物・先物取引相場を公定し、為銀に信用状発行日から貨物到着までの期間、年四%の割合の予約料で為替予約を締結させることにより、マージン・マネーの積立ておよび輸入手形決済について、外為委の外貨資金を使用して輸入することを認め、一六日から実施に移した。この措置は、政府輸入貿易時代には、貨物到着までの費用は完全に政府の負担であったため、一挙にこれを民間の負担に移すことがむずかしく、先物取引相場の公定という形によって実質上外為委がわが国為銀に対し、信用状の開設から輸入貨物の到着まで年四%の予約料で信用を供与することとしたものである。この場合、輸入業者の金利負担は年五%とされ、当時の外銀の極東向け利付手形金利とほぼ同一水準であり、外銀との競争にも耐えうることとなった。なお、この措置は、昭和二五年九月、日本銀行外国為替貸付制度の発足に伴い、事実上停止されることとなった。

(二)　輸入貿易手形制度

(1)　創　設

右の措置で、輸入手形の決済は貨物到着時まで猶予されるが、貨物が到着すると、輸入業者は、輸入物資引

取りのため輸入手形を決済せねばならず、この資金調達方法を講じて資金不足による民間輸入方式を円滑化ならしめ、他方、外銀輸入ユーザンス(期間六〇～九〇日)を利用できる外商との競争ができるよう、日本銀行による低利の信用供与が望まれた。

日本銀行は、昭和二五年一月二四日、輸入業者の輸入手形決済資金につき貿易手形制度を準用し、割引適格貿易手形として割引に応じ、手形期間二ヵ月以内、高率適用制度の対象外とした。

これは、民間輸入が政府輸入と異なり民間業者のリスクにおいて行なわれるものであり、需要の確実なもののみが適時適量に輸入され、その転売も短期かつ確実であると見込まれたことによるとみられる。

手続的な説明を補足すると、現金決済地域からの輸入については貨物到着日を支払日とし、清算勘定地域およびベルギー通貨地域からの輸入については船積書類到着日を支払日として、わが国為銀は直ちに円貨代り金を支払わねばならないが、輸入業者から輸入代金を直ちに徴集するのが困難であり、現金決済地域からの輸入の場合六〇日(一月二五日実施)清算勘定地域およびベルギー通貨地域からの輸入は当初六〇日(五月一六日から九〇日)の約束手形を振り出させ、それに対する市中銀行からの貸付金を輸入決済代金として外為委に払い込むこととし、約束手形は期日までに輸入品を転売して得た代金で落とすこととし、日本銀行はこれに対して優遇を与えた。

(2)　その後の改正

①　清算勘定地域からの輸入

二五年五月一六日、手形期間が一ヵ月延長され、三ヵ月以内と改められた。これは、この場合、輸入手形決

表 2-3　輸入貿手貸出残高　（単位：億円）

	日銀再割輸入貿手貸出残高	17行再割輸入貿手貸出残高
25年6月	58	44
10月	102	107
12月	33	38
26年1月	11	15
6月	4	10
7月	0.4	12
8月	0.5	—

出所：通商産業省金融保険課編『貿易金融制度と実務』昭和27年版.

済のための円資金払込みが貨物到着時まで猶予されることなく船積み書類等の到着と同時に行なわれるため、現金決済地域からの輸入の場合に比し、半月ないし一カ月ほど早く融資を受けねばならなかったからである。

② 日本銀行外国為替貸付制度改正に伴う変更

昭和二六年一一月一日、外国為替貸付制度のうち、輸入手形など書類到着後の融資が廃止されたため、輸入手形決済資金につき輸入貿易手形制度を活用することとし、手形期間の改訂（原則として三カ月以内、特定地域については四カ月以内）など所要の変更が加えられた。

③ 運賃貿易手形の新設

運賃、保険料など輸入諸掛資金については、昭和二五年一月二五日以降日本銀行スタンプ手形制度の適用により優遇措置が講じられていたが、朝鮮戦争に伴う海上運賃の急騰から、輸入物資につきFOB建てで契約し、運賃などは船積み時の実勢に任せる傾向が強くなったため、スタンプ手形制度では増大する輸入諸掛資金の調達に円滑を欠くに至った。このため、日銀外為貸制度改正に伴う変更とともに、二六年一一月一日以降輸入運賃、保険料支払い資金にも輸入貿易手形制度を準用（割引適格）することに改められた。運賃貿易手形と称するのは、輸入運賃、保険料関係手形である。

④ 手形名称の変更

昭和二八年二月二日、輸入貿易手形は輸入決済手形に、運賃貿易手形は輸入運賃手形と改められた。

(3) 輸入貿易手形の利用状況

この制度は発足当初他の国内金融との競合もあって活用されず、二五年九月、日本銀行外国為替貸付制度の発足に伴い事実上停止されたが、二六年一一月の外為貸制度改正以降は再び利用された。

なお、全国銀行輸入手形決済資金貸付残高は、日本銀行『本邦経済統計』（昭和二九年版、三八ページ）によると、二七年末一二三四億円であった。

(三) 日本銀行外国為替貸付制度

(1) 創　設

昭和二五年六月、朝鮮戦争勃発とともに、世界各国は戦略物資の確保、重要原材料の買付を急ぎ、海外市場は売手市場と化し、わが国は外貨予算の拡大、輸入金融円滑化を図り、朝鮮戦争後の輸出伸長による貿易インフレに対処し、輸入促進に努めることとなったが、当時の輸入貿易手形制度は、各種資金需要が競合しており、特別の金融措置を講じない限り、輸入増大の実現はむずかしかった。

ここにおいて、外国為替管理委員会がその保有外貨を活用して、輸入手形到着後九〇～一二〇日のユーザンスを与える制度の実施が検討された。

しかし、この案は、

① 日本銀行の一元的金融統制を撹乱するおそれがある。

② 円資金の吸上げがユーザンス期間だけ遅れ、外国為替特別会計の円資金繰りが逼迫する。

という反対が強く、昭和二五年九月一九日、日本銀行が外国為替管理委員会から外貨を買い入れ、これを外国為替銀行に貸し付け、為替銀行がさらにこれを輸入業者に貸し付けるという形式をとる「日本銀行外国為替貸付制度」（通称「日銀ユーザンス」）の採用が決定され、同月二五日以降実施されることとなった。

為替銀行から日本銀行への外貨の返済は、借入期限の到来時またはそれ以前に為替銀行が外国為替管理委員会から外貨を買い入れて日銀への返済にあてる仕組みで、為替銀行は、年四分の利子を日本銀行に支払い、業者からは五分の利子を取る。

外国の輸出業者により振り出される為替手形は一覧払であり、船積書類到着のときに決済され、円貨の支払が外貨建約束手形によって一定期間猶予されるのであるから、実質的には国内円金融である。

この日銀ユーザンス方式は、

① 輸出の急増から円資金の不足に陥っていた外国為替特別会計の資金繰りを借入限度の拡張を図ることなく解決できるということ。

② 外貨金融の形をとったため、他の円資金貸付の場合より低い金利をつけることができる。

③ 戦後激化したオーバー・ローン傾向を、全く形式的ではあるが、押えることができるということが背景としてあった、といわれた。

この制度の貸付には、信用状開設に必要なマージン・マネーの貸付（甲種貸付）と、輸入手形決済に必要な外貨の貸付（乙種貸付）とあり、貸付期間は、甲種は信用状開設から船積書類到着まで、乙種は船積書類到着後原則として九〇日（二五年一〇月二五日、特定地域につき一二〇日まで認められる）で、金利は四%であった。

表 2-4　外国為替貸付残高　（単位：億円）

	甲　種	乙　種	新制度	計	別　口
25年12月	1,022	523		1,545	
26年3月	1,329	1,472		2,802	
6月	579	1,587		2,166	
9月	324	1,050		1,374	
12月	258	936	188	1,383	
27年3月	76	591	304	970	
6月	39	99	348	485	126

（注）新制度とは，乙種貸付廃止後の甲種段階の貸付．
出所：通商産業省『日本貿易の展開』，571ページ，日本銀行『本邦経済統計』．

なお、二五年一一月八日以降、FOB建て輸入において運賃・保険料など輸入諸掛りを信用状を開設して決済する場合にも、手形到着までの間について、この制度の対象として認められた。

(2) 乙種貸付の廃止

日銀ユーザンスは、輸入促進に大きな役割を果たしたが、日本銀行が相当長期間輸入資金の融通を行なったことで、輸入増加のデフレ作用が相殺され、本制度の改廃が問題となり、昭和二六年一一月一日、輸入手形到着後の金融は純粋の国内金融であるという見地から、乙種貸付は廃止され、従前の輸入貿易手形制度に切り替えられた。

(3) 甲種貸付の廃止

昭和二七年一二月八日米ドルについて、翌二八年三月二日英ポンドについて、それぞれ外国為替銀行に対し外貨預託制度が実施され、預託外貨によりマージン・マネーの積立てが行なわれるようになり、それぞれの日付けにおいて、甲種新規貸付が廃止された。

(四) スタンプ手形制度

(1) 輸入諸掛り資金に対する適用

昭和二五年一月二五日、日本銀行は輸入業者の輸入手形決済資金に貿易

手形制度を準用、優遇措置を講じたが、同日、輸入諸掛り資金についてもスタンプ手形制度を適用（期間二ヵ月以内）して、優遇することとし、ついで同年一一月一四日、貨物到着前に支払われる諸掛りにも適用（九〇～一二〇日以内）することとした。しかし、昭和二九年三月三一日限りで輸入諸掛り資金関係スタンプ手形制度は廃止された。

(2)　輸入物資引取資金に対する適用

製造業者の輸入物資引取資金調達のため昭和二一年三月一六日から日本銀行は工業手形制度を実施し、割引適格手形として優遇し、二四年三月三一日までは高率適用対象外としていた。

しかし、二五年五月八日、工業手形の再割引制度が廃止され、担保適格手形に改められ、製造業者の引取資金調達は円滑を欠くに至り、日本銀行は一部輸入物資の引取資金につき、次のようにとくにスタンプ手形制度の適用を認めることとした。

二五年六月二九日　原綿・原毛　（五ヵ月以内）
同　一二月二二日　原油　（三ヵ月以内）

（輸入原油引取資金については、昭和二五年二月一日、政府輸入方式または外商輸入の場合、スタンプ手形制度の適用が認められており、二五年三月三一日、手形期間を三ヵ月から五ヵ月に延長した。）

また、昭和二五年八月八日の輸入自動承認制の採用、その対象品目の増加、外貨予算枠の拡大などにより、二五年下期以降輸入は著しく増大したが、これに伴い、輸入物資を輸入業者から引き取る製造業者の資金調達が問題となり、日本銀行は、次の物資に対してスタンプ手形制度の適用を認めることとした。

二六年一月一二日　鉄鋼原料（三ヵ月以内）　皮革（四ヵ月以内）
同　年三月　六日　麻原料（軟質四ヵ月以内・硬質三ヵ月以内）　脱脂綿用原綿（三ヵ月以内）

(五)　別口外国為替貸付制度

昭和二六年一一月、日銀外国為替貸付制度において、輸入手形決済資金貸付（乙種貸付）は、輸入貿易手形制度に切り替えられたが、その後、ポンド貨の累積により、別口外国為替貸付制度が生まれることとなった。

すなわち、ドル・クローズ撤廃を主眼とした日英新支払協定の締結（二六年八月三一日）以降ポンド地域への輸出が激増したため、日本銀行は二七年二月一八日、ポンド地域および清算勘定地域からの輸入促進と、あわせてドル地域からの買付転換を行なおうという趣旨のため同地域からの原料、合理化用機械など特定品目の輸入につき外国為替貸付（年四%、期間一年以内）を実施することとした。これは実質的には日本銀行外国為替貸付制度の乙種貸付の復活であるが、別口外国為替貸付制度と称されることとなった。なお、乙種貸付とは、後段の同制度適用範囲の拡大によって、次のような異なった点がある。

①　信用状に基づく決済資金のほか、送金資金、さらには需要者の引取資金の段階にまで及ぶこと。
②　貸付の対象を特定の重要物資に限定し、あらかじめ一件ごとの審査を行なうこと。
③　残高貸付の方法によらず、一件ごとの手形貸付の方式をとること。
④　期間が一年、必要により三年の長期に及ぶこと。
⑤　制度の趣旨から、ドル地域とオープン地域およびポンド地域との間に金利差（ドル地域銀行年四%、業者年五%、

表 2-5　品目別・地域別別口外国為替貸付残高（昭和27年12月末）

（単位：百万円）

品目	ドル地域	スターリング地域	オープン勘定地域	合計
綿花		21,499	3,369	24,867
鉄鉱石	6,455	6,668	2,295	15,419
くず鉄		3,075	348	3,423
強粘結炭	6,846	1,881	—	8,727
ガス用炭		307	286	594
燐鉱石		785	281	1,066
技術および機械	4,614	233	1,250	6,097
船舶	784	694	45	1,523
生ゴムおよびラテックス			394	394
油脂原料			116	116
ボーキサイト			196	196
羊毛		9	91	100
ケブラチョ・エキス			55	55
計	18,699	35,150	8,729	62,578

出所：小島清「わが国戦後の輸入金融の形態とその推移について」(『外国為替』第67号，昭和28年3月)，22ページ．

ポンドおよびオープン地域銀行年二%、業者年三%）を設けたこと。

この制度の適用範囲は次のように拡大された。

① 二七年四月一五日、ドル地域からの合理化機械、技術輸入に適用（年五%、期間三年以内）

② 同年五月七日、鉄鉱石など原料輸入に適用（年四%、期間六～七カ月）

③ 同年六月二〇日、ドル地域からの輸入適用品目拡大、事実上制限撤廃

④ 同年一〇月一日、インドネシアからの重要物資の輸入に適用（生ゴムおよびラテックス、コプラ、カポック種、落花生、パーム油、錫塊、ボーキサイト、原油および同製品、木材）

⑤ 同年一〇月三〇日、鉄鉱石、強粘結炭輸入に対する貸付期間を通算一年の範囲で延長を認める。

⑥ 同年一一月一日、アルゼンチンからの重要物資（羊毛、牛皮、ケブラチョ・エキス）、オープン勘定地域（西ドイツ・フランス・スウェーデン）からのカリ塩輸入に適用（年二%、期間五～九カ月）

⑦ 昭和二八年四月一日、ドル地域からのガス用炭輸入に適用（年四%、期間五～六カ月）

⑧ 同年八月一七日、FOB建て輸入の場合の海上運賃、用船料、保険料支払いに適用

以上の拡大措置により、当初ドル地域よりの買付け転換を図ったのが、ドル地域よりの重要物資にも適用される結果となったのは、ポンド地域、オープン地域から割高物資を輸入することにも限度がある以上、やむをえないとも考えられる。

別口外為貸制度は、輸入促進、生産合理化推進に大きく寄与したが、同時に、輸入のデフレ作用が相殺されたので、昭和二八年秋以降、金融引締めに転じたことにより、二八年一〇月一七日、別口外為貸適用品目の大幅整理と貸付期間の短縮が実施され、二九年三月一〇日以降、新規貸付は廃止された。

(六) 外銀ユーザンス

(1) ドル・ユーザンス

通常、ドル・ユーザンスの形態としては、ニューヨークの割引市場を背景とするニューヨーク・アクセプタンス・クレジットによるものと、ファー・イースタン・アドヴァンス・ビルと呼ばれ、極東向けに行なわれるものとの二つがあるが、戦前わが国に行なわれたものはほとんど後者である。[10][11]

戦後これに類するいわゆる外銀ユーザンスが昭和二五年四月ごろからアメリカ系銀行により開始され、漸次他の在日外銀に及んだ（外国為替管理委員会は、二五年一月、特定品目につき、アメリカ系銀行に対し、一～四カ

月のドル・ユーザンス供与を許可した)。これは、在日外銀がわが国為替銀行に個別的にクレジット・ファシリティを与え、この限度内で日本側銀行は期限付手形振出を許容する信用状を発行できる制度であった。

しかし、これは、日銀ユーザンスの発足に伴い、二五年九月二五日以降原則として停止され、例外的に、砂糖、塩について六〇日のユーザンス・ビル、主要食糧についてサイト・ビルの振出許容の信用状開設を外為委と事前協議のうえ認められたが、これも翌二六年一二月五日停止され、これで事実上廃止された。

廃止した当時は、輸入金融正常化の見地から、外銀ユーザンス復活も要望されたが、わが国保有外貨は比較的余裕があり、さらに外貨を借りる必要もなく、むしろ保有外貨の活用によりわが国為替銀行に漸次ユーザンスを行なうよう育成し、為替取引の正常化の方向に進ませると同時に外銀ユーザンスを考慮しても遅くはないという考え方があり、また、外為会計の円資金繰の逼迫が続いていることから時期尚早とされていた[12](その再開は昭和二九年一一月一日以降実施された)。

(2)　ポンド・ユーザンス

わが国のスターリング地域からの輸入は、原材料を主体とする関係上、毎年一―三月に季節的に集中する傾向があり、朝鮮戦争による輸入促進と重なった昭和二六年一月二三日、外国為替管理委員会は、イギリス系銀行の信用供与を受け、これをわが国為銀に使用させるという形式で、四カ月以内のポンド・ユーザンスの利用を認めた。

しかし、スターリング地域からの買付けは殺到し、クレジット・ライン(信用状金額の五〇%)五九〇〇万ポンドが使用済となり、早くも四月二六日に停止された。

このユーザンスの仕組みは、外為委がシャドウ勘定(本章第三節注3参照)を持つ在日外銀より一括して上記クレジット・ラインの供与を受け、その範囲内でわが国銀行をして四カ月以内の期限付手形振出を許容する信用状を発行せしめ、または在日外銀に発行を依頼させ、かつ、在日外銀のロンドン店またはコルレスがその信用状に基づく期限付手形を引き受け、一定期間外為委勘定からの資金引落しを猶予する方式であった。

このユーザンス適用品目は、原綿、落綿、黄麻、工業用塩化カリ、くず鉄、銑鉄、鉱石類、強粘結炭、油脂原料、生ゴム、原毛、原油の一二品目であり、適用地域はスターリング地域に限られた(なお、この制度は、昭和二八年五月二一日、わが国のポンド貨手持ちの不足をカバーするねらいもあって復活した)。

(七)　その他の輸入金融

(1)　シッパーズ・ユーザンス

シッパーズ・ユーザンス shipper's usance とは、輸出業者が輸入業者に対して輸入貨物代金の支払期限を猶予するかたちで供与する信用であり、銀行の信用供与を仲介しないものである。

昭和二六年一二月二九日、標準決済方法が改正され、通関後六カ月までのシッパーズ・ユーザンスが認められた。これを享受するには、輸入業者に十分な信用があることが必要で、実例としては、①資本提携をしている石油会社の石油輸入に利用される場合が最も多く、その他には、②本支店間取引、とくに在日外商、③戦前から代理店契約を締結している密接な関係者間輸入、④商習慣となっている商品(たとえば書籍、染料等)の輸入などに利用される。シッパーズ・ユーザンスは、昭和二八～二九年の輸入金融引締めに対処し、他の制度との均衡を図るため、その期間は三〇年四月一日以降四カ月に短縮された。

(2)　スタンドバイ・クレジット

スタンドバイ・クレジットは、主として在外商社が外銀融資を受ける場合、わが国為銀が外銀あてに債務保証を目的として発行する信用状である。これには、輸入代金調達のためのものと、運転資金調達のためのものとがあり、前者は、石油関係について昭和二七年四月はじめて許可されてからその利用は逐年増加し、三〇年ごろの残高は三七〇〇万ドルに達していた。後者は、外銀の貸付審査が比較的手軽なため利用されていた模様である。

スタンドバイ・クレジットによる石油輸入については、昭和二七年ごろから、わが国外資提携石油会社が相手方から八～一二カ月の長期のシッパーズ・ユーザンスの享受を認められたため、これとの均衡上、非提携会社六社に対してわが国為銀のスタンドバイ・クレジットによりアメリカの銀行から八カ月の外貨金融が外為法の特別許可により認められた。

その後両者および一般ユーザンス間の扱いを均等にするための種々の改正が行なわれたが、戦後復興期における石油の特例外貨金融のメリットは、石油精製業再建のために大きな役割を果たすものとなった。

なお、スタンドバイ・クレジットと、昭和二七年一二月から認められた「現地貸付」とは、それぞれのメリットに応じ、海外の日系商社により使い分けられ、両者の利用は増大していった。

(六)　特殊輸入金融

綿花借款

昭和二六年一二月二一日、日本銀行とワシントン輸出入銀行との間に綿花借款契約が締結された。この借款は以後毎年更新を重ね、昭和三五年の第一〇次借款までは日本銀行が当事者となり、それ以後は東京銀行が、また、第一次

・二次借款まではワシントン輸出入銀行から、三次以降はワシントン輸出入銀行の保証のもとにアメリカ側商業銀行から米綿輸入資金を借り受け、これをわが国為銀を通じて紡績に貸し付けるという方式がとられた。

ワシントン輸出入銀行による綿花借款については、その受入れについて異論もあった。すなわち、低利にせよ外国に金利を払うより、むしろわが国保有外貨を活用すべきであり、紡績金融を不当に緩和してインフレ要因をもたらすこと、綿花輸入により他物資の輸入を圧迫すること等の意見があった。しかし、当時としては低利の金融が利用でき、出回り期に有利な買付けが図れる等の利点が考慮されて実施に移された。

このクレジット金額は四〇〇〇万ドル、輸出入銀行の貸付金利は年二・七五％（これに日銀、為銀それぞれ一％上乗せして業者負担金利四・七五％）、手形期間は一五カ月の長期にわたる有利な条件であった。これによる買入綿花は三九九〇万ドル、一七万九〇〇〇俵となった。

第二次借款は昭和二八年五月八日締結され、クレジット金額は、四〇〇〇万ドル、貸付金利は三・五％に引き上げられ、日銀〇・五％、為銀〇・七五％の上乗せで業者負担は第一次と同様四・七五％、輸入実績は二一万三〇〇〇俵であった（第三次以降クレジット金額は六〇〇〇万ドルに増えた）。

この借款は、当初は、外貨不足のカバー、輸出産業たる紡績の資金繰り強化を目的としたものであったが、しだいにアメリカ側の綿花輸出先の確保という性格が強まったのではないかという見方も世上ではされるようになった。アメリカ綿は価格支持が行なわれており、メキシコ綿などに比し割高であり、借入期間も原綿輸入から製品の代金回収までの期間約六カ月に比べると一五カ月（業者借入期間は一二カ月）と長かったからである（戦後長年にわたる綿花借款は、紡績の経営に深く根を下し、その廃止あるいは借入期間の短縮は行なわれなかった）。

(ハ) 日本輸出入銀行の輸入金融

昭和二六年二月、長期輸出金融機関として日本輸出銀行が業務を開始したが、そのころ東南アジア資源開発構想がしだいに具体化し、それと関連し長期輸入金融対策を要望する声が高まってきた。また、朝鮮戦争ブーム時における原料入手の確保の要請もあった。

そこで二七年四月一日、日本輸出銀行法の一部を改正して日本輸出入銀行と改称し、鉄鉱石、石炭、マンガン鉱等重要物資一〇品目の輸入前払に係る融資を認めるとともに、輸出入業者の他の金融機関からの輸出入資金借入れ債務に対する保証をも行ないうるようにされ、最短融資期間も必要ある場合三カ月まで短縮できることとなった。二八年八月一日には法律改正により融資条件の緩和、融資対象の拡大が図られた。しかし、融資実績は輸出に比し著しく低調であった。

(三) 民間貿易再開後貿易金融上の諸問題

昭和二四年一二月に司令部商業勘定等の外貨資金の管理運営権が日本側に移譲され、為替の売買を担当する外国為替特別会計が設けられた。

(一) 輸出入為替売買における外為特別会計の金融

外貨資金の売買の方式は、当初全面集中によることとされたが、その売買は、二五年一月に定められた外国為替管理委員会電信売買相場による純粋の外貨資金の売買のみでなく、輸出面では、委員会一覧払手形買相場による手形集中も認められていた（本節二(一)(四)参照）。

通常の資金集中であれば、輸出手形を買い取り、外国銀行（自行のコルレス先が大部分）で代り金を取り立てての

ち、外国為替特別会計に売却する。輸出業者に手形買取資金が支払われ、特別会計に売却すべき外貨がコルレス先で取り立てられる間の郵送日数間は為替銀行が輸出業者に立替払を行なって金融をつけることになる。

この場合、郵送日数に当たる期間の利子は、国際的金利水準を適用しないと輸出振興には寄与しないが、為替銀行の円資金が十分でなく、資金コストもきわめて高く、このため、買為替資金は外為特別会計が負担することになったのである。

為替銀行は、業者から銀行一覧払手形買相場で輸出手形を買い取り、これを外為特別会計に売却すると、外為委一覧払手形相場により買い取られ、為替銀行には円貨が支払われる。この際、メール・ディの金利としては米ドルの場合、一覧払手形に日歩一銭四厘が織り込まれており、為替銀行としては、買為替資金として日歩一銭四厘（当時の日銀最低公定歩合）という低利資金の融通を受けたのと同等であり、日銀の代わりに外為特別会計が外貨資金の売買という形でその機能を担当したことになる。

さらに、為替銀行は買持ちに要する円資金を保有しなくとも、為替取扱手数料として七〇銭を稼ぐことができたという点もあって、安易な金融方式とされた。[13]

なお、為替銀行はその買取に係る手形を在日外銀に再割に出し、その代り金を直ちに特別会計に売却し、円貨を取得することもできた。

輸入面においても、輸入手形が到着すれば輸入業者は買予約を実行し、直ちに円貨を支払ってこれを決済するという通常の方式に対し、輸入手形が到着しても、円貨の決済は輸入貨物の到着まで（両者の平均的タイム・ラグは約一カ月）円決済を猶予することが認められ（本節二(二)(一)参照）、業者対為銀、為銀対外為委間に締結された売予約実行は、貨

物の到着まで猶予された。これは結局一カ月間のユーザンスを受けることと同様で、この金利が問題となるが、これは外為委、為銀のそれぞれの売予約のスケールとして織り込まれ、為銀に対する外為委の先物相場は直物電信相場に対し、予約期間三〇日につき、一ドル当り一円二〇銭高、一スターリング・ポンド当り三円三六銭高、金利四%に相当し、為銀の業者に対する場合は金利五%となっていた。

予約は信用状開設時から行なわれるので、信用状開設時と対外的輸入手形決済時との期間も年四%および五%の金利を含んだ予約が行なわれていることになるが、これは、当時の特殊事情として、信用状段階で要求される五〇%のマージン・マネーを外為委が事実上積み立てているという意味での金利部分に相当すると考えられる。

以上、輸出入にわたる為替金融は、外為特別会計の供与する低金利資金によって支えられたという点がある。当時、国際競争力の面から貿易には特に配慮が必要とされた事情もあり、政府貿易体制から民間貿易への移行過程において、このような措置が必要とされた。

(二) 日銀信用に依存した輸入ユーザンス制度

まず、昭和二五年から二七年にかけて各種のユーザンス制度が採用されるに至った背景を考えてみよう。

ドル・ユーザンスは昭和二五年六月下旬朝鮮戦争が勃発するまでの一般的ドル不足ならびに二六年初頭の一時的ドル不足に対応して外為特別会計のドル資金繰緩和のため二五年一月以降同年九月二四日まで、また二六年二月より一部復活し同年末まで認められたものである。

これに対し、日銀ユーザンスは二五年九月二五日以降創設され、朝鮮戦争の特需によりドル資金が累積するのに伴い、外為資金特別会計の円資金繰緩和と蓄積外貨の活用による低利輸入金融方式にて輸入促進を図るため、ドル地域

のみならず全地域にわたって適用され二五年一月以来の輸入貿手に代わって輸入金融の中心となった。次にポンド・ユーザンスは、軍備拡張気運にあって物価の割高傾向により恒常的なドル不足に悩まされていたイギリス本国を中心とするスターリング地域が、日英支払協定のドル条項（一七〇〇万ポンド以上ポンド資金を保有した場合、当該ポンド資金をドル資金に交換する条項）により収支均衡を必要としていたため、縮小均衡方策をとらざるをえず、このためわが国のポンド資金は著しく不足し、外為特別会計のポンド資金繰緩和の必要性が生じたので、二五年九月からの日銀ユーザンスの適用を一部ポンド決済品目につき除外して商社の輸入金融はポンド・ユーザンスによることとし、二六年一月二三日以降認められたもので、間もなく在日外銀から与えられたクレジット・ラインを一時的にすべて使用しつくして同年四月二六日以降打ち切られた。

これに対し、日銀別口外国為替貸付制度（別口ユーザンス）は、ドル条項の撤廃された二六年八月末以降イギリスがわが国を従来の硬貨国扱いから軟貨国扱いに改め、したがって先方の縮小均衡方策も撤廃されてわが国の輸出が著しく伸張し、以後ポンド貨累積傾向を生じたので、これに対処し、昭和二七年二月に他地域からの輸入をスターリング地域に転換し、かつ同地域からの基礎原材料、合理化物資等の輸入促進によりコスト低下を図り、かつ外為資金特別会計の円資金繰緩和を目的として設けられた。

以上のユーザンス諸方式のうち、ドル・ユーザンス、ポンド・ユーザンスは、外銀の自己資金による本来の為替金融と考えられるものに該当した。両ユーザンスは、外貨資金繰緩和のために行なわれたものであったが、ともに短期間で適用が中断されている。

これに対し、日銀ユーザンス、別口ユーザンスは、著しい出超とともに外貨が累積したことに伴い、これを利用し

て輸入促進を図ることが目的であり、外銀等の資金を利用する輸入金融円滑化の必要性は乏しかった。

当時の考え方としては、日銀ユーザンス方式に至るまでに、まず、日銀の低利円資金融通による邦銀ユーザンス案が考慮された。この案は、為替取引正常化の観点から有力な主張であったが、当時の為替取引、外貨保有方式のもと、わが国金融市場が先進国に比し高水準の金利体系を中心としている現状にあっては、低利円資金により一挙に為替正常化段階に進むことの実現はきわめて困難視された。

ここにおいて、外為委ユーザンス案、すなわち、対外的には一覧払決済を行なうが、当該決済資金を外為委が為銀に貸し付け、為銀が業者に貸し付け、事実上国内の円決済を船積書類到着後三ヵ月程度猶予しようという案が、有力なものとして登場した。この案は、すでに外為委の行なっていた船積書類到着時と貨物到着時との期間約一ヵ月円決済を猶予する制度の実質的期間延長にほかならなかった。

この有力な案もまた、制度上、二つの難点があった。その一つは、日銀に依存しないと、外為特別会計の円資金繰りがますます窮屈になるという点である。その二は、外為委が直接国内金融を行なうことは、金融の二元化を招き好ましくないという点である。

外為特別会計がその円資金を外為証券等国庫債券の発行によって賄い、その証券が金融市場にて消化されれば、買為替資金の調達は容易であるが、当時、わが国の金融市場は狭隘であり、国債の金利体系と金融市場の金利体系が乖離しており、短期国債が銀行の流動資産として保有される状況ではなかった。外為会計が当時の出超に見合う買為替資金を調達するためには、結局日銀信用にまたざるをえなかった。そして、半自動的に日銀信用を受け入れる特別会計が、事実上国内金融にほかならないユーザンスの当事者となることは問題があり、金融行政の建前上からも難点が

多いということになった。

そこで妥協の産物として、日銀ユーザンス制が生まれたというしだいであり、この制度により、外為委には日銀に対する外貨売却（信用状開設時マージン・マネー所要資金五〇%、手形決済段階で残高五〇%）により、自動的に円資金が流入し、日本銀行は当該買入外貨資金を年四分で為銀に貸し付け、為銀は年五分で業者に貸し付け、輸入促進を図ることができた。外貨は決済時まで外為委に預入れされていた。

しかし、次のような問題が包蔵されていた。[14]

① 外貨貸付が自動的に行なわれ、日銀の国内金融に対する信用調整機能が弱体化すること。

② 銀行にとっては、この貸付が日銀借入の枠外であるため容易に借り入れ、安易に利ざやを稼ぐことができること。

③ 輸入物資引取資金の問題が起こらぬ限り、オーバー・ローンが表面化しないこと。

④ 輸入業者は国内金利より安い金利で貸付を受け、安易に輸入が行なえること。

このような問題点を包蔵して発足した同制度は、その後、朝鮮戦争後の世界各国の買付一巡、思惑物資輸入による過剰在庫発生により、輸入物資引取資金の調達も円滑ではなく（スタンプ手形で一部品目の適用が追加されたにとどまる）、制度自体の再検討が必要となり、輸入金融と国内金融を分離するという見地から、すでに記したように、甲種貸付を残し、乙種貸付は貿手制度に切り替えられた。さらに、二七年一二月には、米ドル資金為替銀行預託により、ドルの甲種貸付が停止され、翌年三月、英ポンド預託により英ポンド甲種貸付が停止されて、廃止されることとなった。

(1)「貿易金融措置とこれに関する諸問題」、「現行貿易金融機構と貿易金融機関設置の問題」(大蔵省『調査月報』第三七巻特別第六号、昭和二三年一〇月)、日本経済調査協議会編『日本の為替・貿易金融』、通商産業省通商局『戦後日本の貿易二〇年史』、昭和四二年、第三部第三章第三節(貿易金融)、経済企画庁『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、第七章(貿易金融の推移)、反木忍「戦後の貿易金融制度(上・中・下)」(『外国為替』第一〇三・一〇六・一〇九号)参照。

(2) 高率適用制度は、日本銀行が各取引先金融機関に対し、その資産・負債の状況により、一定の方式(公表されない)で算出した基準額を設け、その範囲内の貸付については最低利子歩合を、これをこえるものについては最低利子歩合をこえる利子歩合を適用する制度である。これは法律に基づくものではなく、日本銀行の運用上の措置である。この制度の歴史は古く、明治末年に始められ、その後いくたびもの改廃を経て今日に至っているが、諸外国にも二、三の国につき類似した制度をみることができる。この制度の趣旨は、日本銀行借入れコストの上昇を通じ、個々の取引先が適当な中央銀行信用に安易に依存するのを抑制することにある。

この制度は、戦後の異常な環境のもとで、公定歩合に代わって金利政策の中心的手段となった時期があったが、昭和三〇年以降は、個別的・罰則的手段として、公定歩合の機能を補完するという本来の役割にもどっており、金融市場全般についての調整は公定歩合の上下によっている(日本銀行調査局「日本銀行―その機能と組織―」、昭和三七年一月、三〇ページ)。

(3) 高率適用制度なるものは、明治三九年以来公定歩合操作と併行して日本銀行が採用してきた金融調整手段であって、中央銀行信用を過度に利用する市中金融機関に対する個別的な懲罰を期待したものであったが、満州事変の勃発以来半ば空文に帰していたといってよい状況の下におかれていた。然るに戦争末期に近く貸付利率の調整手続の名の下に実質的に一部復活し、更に終戦後昭和二一年一月貸付利率の調整手続を適用する大銀行以外の普通銀行に高率適用制度を正式に復活したが、金融緊急措置実施後の昭和二一年四月大銀行に対して適用されていた貸付利率の調整手続を廃し、これらに対しても高率適用制度を採用して高率適用制度の統一を図った。但し昭和二一年八月金融機関の新旧勘定の分離に際し、過渡的混乱を防止するため日本銀行は、右分離時現在の貸出の回収に手心を加えると共に、高率適用制度を一時停止したが、昭和二二年二月融資規制の実施を控えて高率適用制度を改正の上、取引先金融機関に広く適用し、又同年七月融資規制の強化に伴ってこれ

を強化し、更に昭和二四年三月には経済安定九原則に即応しこれを一段と強化する方針が発表された。これら一連の高率適用制度の強化を通じて窺われる傾向は、従前の個別的懲罰という色彩が薄れて、公定歩合の引上げに代る市中金利と中央銀行金利の偏差是正という一般的な性格をもつに至ったということで、従って此の期間中に於ける日本銀行の金利政策としては、公定歩合の推移よりも高率適用制度の強化の過程の中により弾力的な動向を認めることができる(日本銀行調査局「日本銀行の沿革と現状概説」、昭和二七年一〇月、一一一―一二ページ)。

(4) 日本経済調査協議会編『日本の為替・貿易金融』、四〇―四一ページ。

(5) 金融機関資金融通準則(昭和二二年三月一日公布)、市中金融機関の行なう産業資金の供給につき、優先順位を定め、貸出に質的な規制を加えようとした措置。『昭和財政史―終戦から講和まで』第一二巻、二〇一ページ以下参照。

(6) 経済企画庁編『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、四〇七ページ。

(7)(8) 反木忍「戦後の貿易金融制度(中)」(『外国為替』第一〇六号、昭和二九年一一月)、八ページ。

(9) 日本銀行『本邦経済統計』昭和二九年版、四一ページおよび二四三ページ。

(10) 尾崎英二『国際管理通貨論』によると、「戦後の国際的に信用の薄いアブノーマルな時代には、短期貿易金融といえども金融が外国にまで入りにくいところから、外国為替手形はサイトで打切り、あとはそれぞれの国の国内金融でリファイナンスするのが適当であるという考え方がアメリカあたりにも強かったようである。国際的にユーザンス・ビルは少なかったようである。そのような時代――国際短期金融よりも国内金融にウェートを置こうとする時代――に、国内に割引市場が発達していないと、中央銀行が貿易金融に特恵レートを出すことになる。このような事情は西独あたりでも似たものがあった。わが国ではその際外貨建金融のフィクションをつかったのであるが、輸入サイドの日銀ユーザンスといわれたこの制度が類似の制度中最初のものである。」(同書、三六九ページ)。

(11) 尾崎英二、前掲書によると、「昭和二五年初頭以来、米系外銀が自己資金によるユーザンスを実施したが、それは、いわゆるファー・イースタン・クローズ付で極東金利を要求する手形であり、手形は日本に送られ、D/P条件であるがトラスト・レシートによってドキュメントの引渡しをするというタイプのものであった。」「極東金利といっても、日本の場合は年五分でその他の極東諸国より低く、実質的には極東金利でなく、ファー・イースタン・クローズ付きの形式だけのものとみ

るべきであろう。東洋関係の銀行間のロンドンやニューヨークにおける協定はハバナ憲章(未発効)の規定に反するものであるということが言われるが、日本以外の極東諸国に対しては九%以上の金利をつけていることが多いようである(Shaterian, *Export and Import Banking*, Ronald 社版)。極東金利というときは、搾取的な高金利という意味合いがあろう。」(同書、三六七―六八、三七〇ページ)

(12) 小島清「我が国戦後の輸入金融の形態とその推移」(『外国為替』第六七号、昭和二八年三月)、二一―二二ページ。

(13) 反木忍「戦後の貿易金融制度(上)」(『外国為替』第一〇三号)。なお、以下の叙述もこの論文に負うところが大きい。

(14) (12)に同じ。

第三節　外貨資金の管理と蓄積過程[1]

一　連合軍総司令部管理下の外貨状況

日本の対外経済取引に伴う外貨の受払は、終戦直後から外国為替管理委員会が昭和二四年末外貨資金計理事務の委管を受けるまでの間、連合軍総司令部の管理下にあり、その実績は判明していない。

したがって、以下の記述は、昭和二二年九月貿易庁が入手した資料 Analysis of SCAP Funds[2] 等によりとりまとめたものである。

(イ) 民間貿易再開(二二・八・一五)前

アメリカ政府の勘定としては、同国予算関係のガリオア(占領地救済資金) GARIOA (Government Appropriation for Relief in Occupied Area の略称)およびその他に余剰物資勘定(アメリカ余剰物資の買付資金として供給をうけたもの)があったが、司令部の勘定としては、次のものがあった。

(一) 信託基金 Trust Fund

アメリカ財務省に設けられ、アメリカ陸軍省が管理し、対米輸出入等収支が直接受払されるほか、次に記すアメリカ以外の各国に対する政府間交互計算勘定 Open Account の決算尻が毎半期ごとに振り替えられることと

なっていた。

この勘定に入金となるものは、日本輸出品のアメリカ向け売却代金（その売却実務は合衆国商事会社USCCが担当し、昭和二二年末解散するまで民間貿易以外の対米輸出はすべて同社の委託販売の形式による）をはじめ、貿易外収入や、政府間交互計算勘定の清算尻受取分で、これらを司令部がアメリカ財務省に信託する。

同基金から払い出されるものは、司令部がアメリカ陸軍省経由で輸入する物資の買付資金である。貿易外支払、政府間交互計算勘定清算尻支払分も同様である。

(二) 政府間交互計算勘定

アメリカ以外の各国に対する貸借を帳簿に記載し、一定期間後にその帳尻のみを決済する方式であり、各国ごとに米ドル建の勘定が設けられ、毎半期その帳尻をドル貨で、信託基金に振り替えて最終決済を行なった。

(ロ) 民間貿易再開後

昭和二二年八月以降、従来の政府貿易一本建から、政府貿易と民間貿易（いわゆる制限付）との二本建に移行し、外貨勘定の整理方法も改正された。その特色は商業勘定 Commercial Account の新設である。

(一) 商業勘定

司令部が外国商業銀行に設定した勘定で、民間貿易の再開とともにナショナル・シティ銀行ニューヨーク支店にドル勘定が設けられ、ついでこれが同行東京支店に移され、さらに他の四行、すなわち、ドル勘定がバンク・オブ・アメリカ、チェーズ・ナショナル銀行の各東京支店に、ポンド勘定が香港上海銀行とチャータード銀行の各ロンドン支店に、それぞれ設けられた（以上、二三年六月末現在）。ポンド勘定は昭和二二年一一月対ポンド地域

暫定支払協定により民間取引の整理勘定として設けられたが、ポンド地域との政府間取引も本勘定で行なわれた。

ドル建商業勘定は現金払により、直接に対米政府、民間取引、対米以外民間取引の大部分が受払されるほか、ポンド建商業勘定および後述の特殊決済方式の帳尻が振替決済される。すなわち、民間貿易（当時は輸出に限られていた）による日本の輸出手取金ならびにその他貿易外収入を入金する。アメリカ向け輸出代金のうちUSCC取扱分は従来どおり信託基金に、その他の分は商業勘定に入金するが、USCCは昭和二二年末をもって解散した。

アメリカからの輸入については、司令部の直接調達分は商業勘定により、間接調達分は信託基金により支払われる。対カナダ貿易は、輸出入とも信託基金によっていたが、商業勘定に移された。アメリカ、カナダ両国以外のその他諸国間政府輸出入は、交互計算を通ずる原則であるが、その清算尻決済は、信託基金から商業勘定経由にあらためられた。貿易外支払は、信託基金扱いから商業勘定扱いに変更された。

(二) CCC信託綿製品勘定

商品金融公社 Commodity Credit Corporation（CCC）綿製品輸出代り金については、CCC信託綿製品勘定 SCAP Cotton Textile Account in Trust for CCC がチェーズ・ナショナル銀行東京支店に設けられ、このほかにナショナル・シティ銀行東京支店の前記商業勘定との二本建てで整理が始まり、その後、前述商業勘定でも扱うようになった。

CCCは、アメリカ政府の農産物需給ならびに価格統制計画の遂行の一環として、農産物価格維持ならびに販

表 2-6　司令部勘定残高の推移

（単位：千ドルまたは千ポンド）

	22年8月末	23年2月末	23年10月20日
信託基金	18,300	23,000	1,740
商業勘定	800(1)		
ドル建		20,592	48,020
ポンド建		各 10程度	779
綿製品勘定(2)			
ドル建			3,150
ポンド建			3,497
輸出入回転基金	137,000	378	443
CCC信託綿製品勘定		10,410	
食糧回転基金	9		
オープン勘定	2,700		

（注）(1)　オーストラリア向け生糸代金中より保管中のもの.
(2)　商業勘定によるCCC綿製品輸出代り金.

売統制上必要な金融便宜を与える目的をもって、一九三三年に設立された財務省および復興金融会社の共同出資にかかる特別金融機関である。一九三九年以来、農務省の管轄下におかれ、資本金一億ドル、アメリカ政府のクレジットに基づく貸出権限一四五億ドルが与えられている。資本金の食い込みは、毎年財務省によって補塡される。

綿花クレジットの当初の目的は、アメリカ政府機関たるCCCの手持綿花を日本に供給して、製品を世界各地に供給しようとしたもので、昭和二一年六月から日本に綿花が供給され、手持綿花供給完了後は、CCCの買上綿花を供給し、さらに陸軍省も買上綿花を供給した。この約七～八割が加工製品化して輸出され、一部分が国内消費を許され、輸出代金で綿花輸入代金を返済する仕組みである。

㈢　信託基金勘定

商業勘定の設定により、基幹勘定たる性格をもたなくなったが、司令部の輸入について間接調達方式が採られる場合に、信託基金に商業勘定から資金を振り込むこととなる

（USCCの解散により、信託基金への入金が途絶えているため）。

㈣　政府間交互計算勘定

対米以外の政府間取引を帳簿決済するが、ポンド地域との政府間取引は、ポンド建商業勘定におけるポンド現金払により、CCC綿製品輸出代り金は、政府間取引であるが、CCC信託綿製品勘定で処理する。

㈤　特殊勘定

①　被占領日本輸出入回転基金 Occupied Japan Export-Import Revolving Fund, OJEIRF

日本銀行本店および大蔵省造幣局（大阪）内にあって、第八軍司令官が保管する金・銀および、チェーズ・ナショナル銀行に預けられたドル貨から成る。

この基金は、司令部の管理下におかれていた日本銀行保有の金銀・貴金属・宝石類約一億三七〇〇万ドルを担保とし、輸入原材料による輸出代金、従来までの綿製品輸出による輸出利潤約七〇〇～八〇〇〇万ドル等を利用するもので、昭和二二年八月一四日、その設定が司令部から発表された。そして同基金により、六〇〇〇万ドルの綿花借款が二三年六月五日、成立した。

②　貿易代表食糧回転基金

民間貿易代表の滞日中の食糧およびサービスのため、ナショナル・シティ銀行東京支店に設けられた勘定であり、代表の支払う資金により所要食糧等を輸入する。

以上の司令部勘定の残高の推移については、表2－6のように断片的な記録しか残されていない。

二　外国為替管理委員会発足後の外貨資金状況

終戦後、初めてわが国の輸出入等による外貨受払の計理事務が司令部から日本政府の手に移管されたのは、昭和二四年一一月一日のことであった。その後、二七年四月二八日講和発効の日まで二年六ヵ月間、どのようにして外貨の計理事務、管理権が日本政府の手に復帰し、司令部より引き継いだ外貨資金がどのように蓄積されたかについて、次の三つの時期に別けて回顧してみよう。

第一期は、二四年一一月一日より二五年六月三〇日までの八ヵ月で、この間に司令部諸勘定の計理事務が外国為替管理委員会に移管されるとともに外為委勘定が発足し、戦後わが国の為替管理が第一歩を踏み出した時期である。

第二期は二五年七月一日から二六年九月末に至る一四ヵ月間であり、この間、外国為替集中規則の改正、特別預金勘定制度の創設改廃、外国為替貸付制度の実施等により為替取引の円滑化が図られるとともに、他方、朝鮮戦争の勃発を契機とする世界経済の変貌、特需の発生、物価先高見込による緊急輸入、二六年二、三月のポンド資金の涸渇、五、六月のドル資金の欠乏等有為転変を経て、ようやく期末にかけて外貨資金に蓄積の傾向が顕著になってきた時代である。また、司令部諸勘定は整理統合せられてその残高は逐次外国為替管理委員会勘定に振り替えられ、徐々に為替管理の自主権を回復しながら、従来司令部の代理人としてその委任状に基づき管理運営してきた外為委勘定についても、二六年八月一六日に米ドル資金が、二六年一〇月二日には英ポンド資金が、日本政府に移管されて日本政府自体の勘定となり、オープン勘定についても相前後してわが国政府が直接の当事者となり、外貨管理の点では、おおむ

ね講和以前に司令部から独立した。

第三期は、二六年一〇月から二七年四月末までの六ヵ月間であり、占領下における外貨管理の最終段階で、自主権を回復した外為委勘定を運営し、講和を目前にして海外諸国との取引の活発化、為替取引の正常化を図るとともに、ポンド過剰問題、オープン勘定残高現金決済の問題等、相次ぐ難問と取り組んでゆかねばならなかった。

講和発効の昭和二七年四月二八日には、最後に残った司令部商業勘定に伴う債権債務の引継を終わって、被占領下の為替管理から新しい門出をすることとなった。

(一)　第一期（昭和二四年一一月一日から二五年六月三〇日まで）

(イ)　司令部勘定計理の移管と外為委勘定の開設

昭和二四年九月三〇日付外国為替管理委員会あて司令部経済科学局外国為替基金課長覚書により、同年一一月一日以降、外国為替管理委員会は、初めてわが国における外貨勘定の計理を移管され、その記帳事務を日本銀行に委任することとなった。この覚書によりまず行なわれたのが、二四年一一月一日における司令部商業勘定、同綿製品勘定およびベルギー通貨地域勘定等を内容とする外貨現金勘定の計理の引継で、引継額は外国銀行在日支店に預託してある右勘定の残高、米ドル貨一億三五八一万五〇〇〇ドル、英ポンド貨一九七九万九〇〇〇ポンドであった。そして、これを貿易特別会計「外国為替資金」に属する円貨現金等と併せて「外貨資金集配に関する暫定手続」（昭和二四年一二月二九日大蔵省令第一一〇号「外貨資金の集中及び配分に関する省令」に基づき、同日付で外国為替管理委員会が制定）に基づいて日本銀行で計理することになったので、従来無関係に動いていた外貨バランスと円貨バランスとが対応することとなった。

その後、一一月三〇日「外国為替資金」は閉鎖され、一二月一日から「外国為替特別会計」（外国為替資金特別会計の前身）として発足した。なお、現金勘定中仮受仮払等の一部勘定については、やや遅れて翌二五年三月三一日付をもって二四年一〇月三一日における残高を継承して第一次引継分に吸収合併した。

(二)　外為委勘定の開設

司令部勘定の計理の移管が行なわれると間もなく、二四年一二月二九日、司令部からの全権委任状により、一部外貨資金の管理運営権が日本側に移管されることとなった。

すなわち、左記在日諸外国銀行に、連合国軍最高司令官代理外国為替管理委員会勘定 Foreign Exchange Control Board Account for the Account of SCAP（以下「外為委勘定」または FECB a/c と略称することがある）を開設し、さきに外為委が計理を委ねられた在日外銀における司令部勘定中より、米ドル貨については一二月三一日五三〇〇万ドルが、英ポンド貨については翌二五年一月中旬五〇〇万ポンドが、まずイニシャル・ファンドとして新勘定に移し換えられた。そして預金の授受、外国為替の売買、外国の銀行を通ずる資金の操作など一切の外貨資金の操作を司令部の代理人として行なう権限を委任された。

外為委勘定開設銀行名（勘定番号は司令部商業勘定番号にならって付けられた）

(1)　米ドル貨口

FECB a/c No. 1　The National City Bank of New York, Tokyo Branch
FECB a/c No. 2　Bank of America, N. T. & S. A., Tokyo Branch
FECB a/c No. 3　The Chase National Bank of the City of New York, Tokyo Branch

(2)　英ポンド貨口

FECB a/c No. 4　The Hongkong & Shanghai Banking Corporation, London Branch
FECB a/c No. 5　The Chartered Bank of India, Australia & China, Head Office(London)
FECB a/c No. 9　The Mercantile Bank of India, Ltd., Head Office(London)

これらの外国銀行の在日支店は、従来、司令部ののライセンスによってわが国において銀行業務を行なっていたが、昭和二四年一二月二八日以降、すべて「銀行法」に基づき大蔵大臣の免許を得て銀行業務を、また「外国為替及び外国貿易管理法」により同大臣の認可または許可を得て外国為替業務を行なうこととなり、その活動は日本政府の監督下に入った。米ドル貨はアメリカ系三行在日支店に預託せられ、英ポンドについてはイギリス系三行のロンドン店舗に預託した。これはイギリスの為替管理の関係によるもので、東京支店には、それぞれロンドン勘定に対応するシャドウ・アカウント[3]が置かれることとなった。これにより、現金勘定に基づくわが国の貿易および貿易外の受払は(イ)司令部商業勘定をもって決済されるべき同勘定引当の政府輸入、(ロ)司令部綿製品勘定、運賃保険勘定またはベルギー通貨地域勘定によるべきもの以外は、すべて外為委勘定をもって処理されることとなった。

(三)　司令部勘定の内容

当時のわが国における外貨勘定を大別すると、司令部より計理を移管せられている勘定と、委任状により司令部の代理人として管理運用する権限を付与されている勘定とに分かれ、前者を「司令部勘定」SCAP a/c、後者を「外為委勘定」FECB a/c と呼んだ。なお、このほかに Trade Service Fund, OJEIRF（被占領地日本輸出入回転基金）、NERF[4]（天然繊維回転基金）、GARIOA 等司令部より計理が移管されていない勘定もあった。

第一期における司令部勘定のおもなるものについて説明すると、

① 司令部商業勘定 SCAP Commercial a/c　司令部勘定の中枢をなすもので、従来わが国の国際取引に基づく外貨決済はこの勘定によって行なわれていたが、外為委勘定の開設により、旧方式による商業勘定を引当とする政府輸入の外貨決済や、ガリオア戻入金の受入、司令部支払担当官による円ドルまたは円ポンド交換の際の外貨の払込、司令部諸経費の受払時の特殊な取引にのみ使用されることとなった。

② 司令部綿製品勘定 SCAP Cotton Textile a/c　対米綿花借款の返済担保として輸出綿製品代金を受け入れるために設置せられた勘定で、借款返済外貨は本勘定から送金されていた。

③ 司令部運賃保険料勘定 SCAP Freight & Insurance a/c　昭和二五年一月の運賃および保険料の決済制度の改正により、新たに司令部商業勘定から分離して設置せられた勘定で、在日輸出業者が外国保険会社または船会社に対して外貨建で保険料または運賃を支払う場合には、この勘定引当の外貨小切手を外国為替銀行より買い入れて交付していた。

④ 司令部ベルギー通貨地域勘定 SCAP Belgian Monetary Area a/c, BMA a/c　ベルギーとの旧金融協定に基づき、ベルギー通貨地域と日本との貿易に伴う外貨収支はすべてオランダ銀行東京支店に預託されているこの勘定を通じて受払された。この結果、米ドル建現金勘定でありながら、特殊の勘定となり、また輸入の場合は、この勘定を引当とする信用状の発行はオランダ銀行が独占的に取り扱うこととなった。

⑤ 司令部ニューヨーク事務所前渡金 SCAP New York Agency Imprest Fund　司令部のニューヨーク事務所に対する前渡金で、残高一〇万ドルを限度として事務所経費支払のための減額分を毎月取りまとめて司令部商

業勘定より補充していた。

㈣ 清算勘定（オープン勘定）の引継と内容

清算勘定についても、現金勘定と同様、昭和二四年一一月一日に司令部より外国為替管理委員会に計理の移管が行なわれ、以後、逐次各相手国と勘定残高を照合してこれを引き継いだ。

外為委の代行機関として日本銀行が計理事務に当たることとなり、従来無関係に動いていた円貨の受払と外貨の動きとに関連性が保たれることとなったが、当初は従来どおり在日外銀が司令部の指示によって勘定保有銀行となり、日本銀行はその影の勘定を有するにすぎなかった。のみならず、在日外銀の保有するのは日本側の勘定であるが、必ずしもすべてこれが本勘定になっていたわけではなく、中にはブラジルのごとく本勘定が相手方にあり、在日外銀の保有するのはその対応勘定にすぎないものもあった。

しかし、第一の点については、二五年四月より発足したスウェーデン・日本清算勘定を初めとして日本銀行を日本側の勘定保有銀行として指定することとなり、以後他の国との協定もこれにならったので、清算勘定保持の記録については日本銀行が金融協定の当事者たる司令部の代理人として直接相手国の中央銀行に相対することとなった。かくして、日本銀行は司令部の代理人として勘定の記帳を行なう立場と、外為委の代行機関として特別会計より代り円貨の受払を行なう立場とを兼ね備えることとなったので、従来のごとき勘定記帳と円貨受払とが別途に行なわれることから生ずる不都合は解消した。なお清算勘定中には司令部計理当時にすでに廃止されたものもあり、これについては整理がつきしだい残高を現金で決済するとか、他の勘定に移し換えるとか、或は切り捨てるなどして閉鎖した。

㈤ 外貨資金の運用

① 外為委勘定の増設

当初、米ドル貨についてはアメリカ系三行、英ポンドについてはイギリス系三行に外為委勘定を開設したが、その後取引の活発化を図るため逐次勘定の数を増加させた。

(イ) 外為委勘定保有在日外銀の増加

二五年一月以降、オランダ系二行に米ドル勘定を開設したのをはじめ、アメリカ系三行に英ポンド勘定を、イギリス系三行に米ドル勘定（当初は英ポンド建信用状に対するマージンとしてこの米ドル資金を引当になしうることのみ）を設け、また、インドシナ銀行およびインド銀行にも外為委勘定を開いた。

(ロ) 在米コルレス先勘定

在日外銀における外為委勘定開設と併行して、日本に支店を有しない在米銀行ともコルレス契約の交渉が行なわれていたが、二五年二月に至り、在米九行（うち一行は六月）に対して六一〇〇万ドルの資金をイニシャル・デポジットとして預託し、在米コルレス先における外為委勘定を開設した。

(ハ) コレクティング・アカウントの開設

二五年六月には在ハワイ二行に外為委勘定が開設されたが、これは、ハワイ向け輸出手形の取立代金および被仕向送金に係る外貨の一時的繰入れのみを行なうもので、コレクティング・アカウントと呼ばれるものである。

(ニ) オランダ系二行のポンド勘定

ポンド勘定については、上記のごとく、イギリスの為替管理の関係上ロンドンに本勘定を設け、外銀東京支店がシャドウ・アカウントを保有しているが、ロンドンに支店を持たないオランダ系二行については、左のごとく、そのロンドンにおけるコルレス先との関係においてポンド勘定を保有できることとなった。

本勘定（ロンドン）　　シャドウ・アカウント（東京）

ナショナル・プロビンシャル銀行本店　　オランダ銀行東京支店

ロスチャイルド銀行本店　　蘭印商業銀行東京支店（のちにナショナル・ハンデルス・バンク）

(ホ) 現金勘定受払の実績[5]

この期間の外為委勘定および司令部勘定の受払および外貨資金残高の推移について調べよう。

① 米ドル資金

表2-7～2-9によりその残高の推移、受払総額およびその内容の概略を示した。

まず、表2-7によると、司令部勘定残高は期中を通ずると動かなかったが、外為委勘定は半年間に一億ドル余純増をみせた。

米ドル資金全体としては、二四年一

表 2-7　米ドル資金四半期別残高　（単位：百万ドル）

勘定別	24年12月末（A）	25年3月末	25年6月末（B）	(B)−(A)
外為委勘定	53	103	166	113
司令部勘定	113	118	113	0
計	166	221	278	112

表 2-8　米ドル資金四半期別受払高　（単位：百万ドル）

勘定別	25年1—3月	25年4—6月	計
受取			
外為委勘定	51	83	134
司令部勘定	97	105	201
計	148	188	335
支払			
外為委勘定	2	18	20
司令部勘定	92	112	204
計	93	130	223
資金移換		△2	△3
収支尻	55	58	112

（注）資金移換の△印は外為委勘定から司令部勘定への移換を示す．

出所：『外国為替』第60号，22ページ．

表 2-9　米ドル資金受払内容　（単位：百万ドル）

受取		支払	
受取総額(A)	335	支払総額(A)	223
特殊取引		特殊取引	
トラスト・ファンド[1]	30	OJELRF[5]その他	98
ガリオア戻入金[2]	74		
終戦処理費[3]	4		
円ドル交換[4]	27		
オープン勘定	1		
現金決済			
小計(B)	136	小計(B)	98
通常取引		通常取引	
(A)−(B)	199	(A)−(B)	125

（注）1)　占領初期における日本の手取米ドル貨を保有したトラスト・ファンド（アメリカ陸軍省管理）より外貨残高の振替を受ける取引.
2)　保有外貨をもって支払われた輸入のうち，後日ガリオア輸入に振り替えられたものについて支払外貨相当額の補塡を受ける取引.
3)　占領軍による国内物資サービス調達に際し，当初終戦処理費よりの円支出により，後日見合外貨を受領し終戦処理費に相当円貨を戻入する取引.
4)　占領軍に対する円資金供給の対価として外貨を受領する取引.
5)　Occupied Japan Export-Import Revolving Fund によって設立された Revolving Fund よりの借入外貨を返済する取引.

表 2-10　特殊取引控除後の米ドル受払額（単位：百万ドル）

	受取	支払	収支尻
外為委勘定	134	20	114
司令部勘定	65	106	△ 41

二月末の残高一億六六〇〇万ドルが、二五年六月末には二億七八〇〇万ドルに増えた。

表2-8により、期中二五年一—六月間の受払総額をみると、司令部勘定はともに二億ドル強で、外為委勘定からの移換を含めると収支均衡しているが、外為委勘定は受取一億三四〇〇万ドルに対し、支払はわずかに二〇〇〇万ドルである。また表2-9により、期中の受取内容をみると、特殊要因として、ガリオア戻入金七四〇〇万ドル、トラ

スト・ファンドより司令部勘定への引継追加分として三〇〇〇万ドル、終戦処理費関係四〇〇万ドルを加えて一億八〇〇万ドルとなり、これがほぼ期中収支尻一億一二〇〇万ドルの受取超過に見合っている。

さらに受取から、アメリカ軍支出担当官による円ドル交換見返ドル収入およびオープン勘定現金決済受取分合計二八〇〇万ドルの特殊要因を除くと、以上特殊取引を除いた通常取引（貿易および貿易外取引を対象とする）的性格の受取が表2-9により一億九九〇〇万ドルとなるが、支払面からも同様、OJEIRF等特殊要因を除くと、通常取引的な性格の支払は一億二五〇〇万ドルで、差引七四〇〇万ドルの受超となり、これが当期の米ドル資金としての経常的な受取超過（黒字）に相当する分となる。ところで、以上記した特殊な受払は、すべて司令部勘定によるもので、これらを除いた表2-10の収支尻をみると、外為委勘定では顕著な黒字、司令部勘定はかなりの赤字となっている。これは、従来の司令部勘定による決済方式より外為委勘定中心の決済方式に移る過渡期において、輸出取引に関しては大部分が直ちに外為委勘定に切り替えられたが、輸入取引については、なお司令部勘定を通ずる政府輸入があり、そのほかにも経過的な司令部勘定による分があったためで、司令部勘定を通ずる輸入のうち、ガリオア資金によるものは、後に同資金よりの戻入金として司令部勘定に入金されて補塡されてきた。二五年一—六月中のガリオア戻入金七四〇〇万ドルも、過去における輸入代金の補塡であり、この戻入によって、今期中の米ドル資金の蓄積一億一二〇〇万ドルが支えられたともみることができるのである。

② 英ポンド資金

同じく表2-11、2-12によると、英ポンド資金については、外為委勘定八〇〇万ポンド増、司令部勘定七〇〇万ポンド減となるが、米ドルと異なり、一月に外為委勘定が開設されて、五〇〇万ポンドがイニシャル・ファンドとし

表 2-11　英ポンド資金四半期別残高
（単位：百万ポンド）

勘定別	24年11月末 (A)	25年3月末	25年6月末 (B)	(B)−(A)
外為委勘定	—	6	8	8
司令部勘定	16	9	9	△7
計	16	15	17	1

表 2-12　英ポンド資金四半期別受払高
（単位：百万ポンド）

勘定別		25年1—3月	25年4—6月	計
受取	外為委勘定	3	9	12
	司令部勘定	10	10	19
	計	12	19	31
支払	外為委勘定	1	7	9
	司令部勘定	12	10	22
	計	13	17	30
資金移換		5		5

表 2-13　清算勘定四半期別受払高および期末残高
（単位：百万ドル）

期別	受取	支払	期末残高
24年12月			7
25年1—3月	23	47	△17
25年4—6月	26	38	△28
計	50	85	

（注）△印は支払勘定.

表 2-14　主要国別清算勘定四半期末残高
（単位：百万ドル）

国別	24年12月末	25年3月末	25年6月末
アルゼンチン	△1.6	△7.5	△8.9
フランス連合	△0.9	△5.4	△6.0
タイ	△0.7	△5.1	△10.8
西ドイツ	△—	△2.0	△3.5
香港	0.7	△7.1	△9.7

（注）支払勘定100万ドル以上のもの.

て司令部勘定から振り替えられているので、実質的には外為委勘定三〇〇万ポンド増、司令部勘定二〇〇万ポンド減で、期中を通じ全体として一〇〇万ポンドの増加、受払とも三〇〇〇万ポンド前後でほぼ均衡した取引が行なわれ、期初の残高一五八四万ポンドが期末には一六九九万ポンドとわずかではあるが増加した。

③　清算勘定受払実績

引継後、活動中の清算勘定は、期中を通じ全体として入超の傾向著しく、便宜上各勘定を単純に合計してみると、残高としては、二四年一二月末の受取勘定七〇〇万ドルから、二五年三月末支払勘定一七〇〇万ドル、同六月末支払勘定二八〇〇万ドルと推移した。期中、清算勘定全体として、表2-13のとおり、五〇〇〇万ドルの受取に対し、八五〇〇万ドルの支払があったためであり、国別には表2-14のごとく、アルゼンチン、フランス連合、タイ、西ドイツ、香港等の入超が著しかった。

（二）**第二期**（昭和二五年七月一日から昭和二六年九月三〇日まで）

昭和二四年一一月、司令部勘定の計理事務移管以来八ヵ月間で、わが国の外貨管理はその基礎を整え、二五年六月末の「外国為替管理令」、「外国為替等集中規則」の制定を契機として第二段階に入ることとなった。

この時期の特色の第一は「外国為替等集中規則」の制定により、従来の全面集中制度を改めてドル資金に関し持高集中制度を採用し、また特別預金勘定を設けて外貨預金勘定を廃止し、日本内における非軍事的取引を円建に一本化したのを手始めに、九月には「日本銀行外国為替貸付制度」（日銀ユーザンス）を設ける等対外取引の円滑化を図るとともにさらに時宜に応じてこれら諸制度を改善し、もって為替取引の正常化へ歩一歩近づいて行ったことである。

第二には、司令部勘定を整理総合して逐次その残高を外為委勘定に移管し、最後に外為委勘定も司令部代理人としての外為委勘定から日本国政府外国為替管理委員会自身の勘定と改まるまでの外貨管理権の自主性の回復である。

第三には、朝鮮戦争を契機とする国内景気の立直りと、特需の発生による外貨の蓄積、緊急輸入の結果生じた外貨の逼迫等の変遷ののち、ようやく外貨準備の蓄積の基礎が固まったことである。

(一)　外貨管理の自主権の回復

① 司令部諸勘定の整理総合

計理引継当時の司令部諸勘定は、本期間においてその大部分が相次いで閉鎖され、または外為委勘定に移管されることとなった。

(イ) 司令部綿製品勘定

原綿買付けのための借款の返済完了に伴い、二五年七月以降逐次司令部商業勘定に資金振替を行なって一〇月までに残高を払い出し、また、八月以降設けられた外為委綿製品勘定についても一二月までに外為委勘定に資金振替を行なって、それぞれ閉鎖した。

(ロ) 運賃保険料勘定

昭和二五年一一月標準決済方法の改正により運賃および保険料が外貨払より円貨払に変わるとともに本勘定は必要性を失い、整理期間を経て翌二六年七月その残高を外為委勘定に振り替えて閉鎖した。

(ハ) 司令部ベルギー通貨地域勘定

従来のベルギー通貨地域勘定は旧協定に基づき司令部勘定中に設けられていたが、二五年一一月一日金融協定の更新に際して閉鎖され、以後、新銀行手続により、外為委勘定中にベルギー通貨地域勘定が開設されてこれに引き継がれた。この結果、従来の協定による方式が緩和されて、ベルギー通貨地域との決済は他の場合と同様外為委米ドル現金勘定を通じて行なわれ、単に外貨決済の受払差額についてのみ旬日ごとに一般の外為委勘定と本勘定との間に資金の振替が行なわれることとなった。

(ニ) 司令部ニューヨーク事務所前渡金

二五年七月同事務所が廃止されたので、その残高は八月に商業勘定に振り替えて清算した。

(ホ) 司令部商業勘定

当初は、米ドル資金については在日アメリカ系三行、オランダ系二行および在米ケミカル銀行に、英ポンド資金については在日イギリス系三行ロンドン店舗に置かれていたが、漸次整理統合せられて、最後は米ドル勘定はナショナル・シティ銀行一行に、英ポンド資金は香港上海銀行一行に統一せられ、さらに英ポンド資金の残高は八月に香港上海銀行の司令部勘定から同行における外為委勘定に振り替えられた。

また、一般の取引に基づく受払は従来より外為委勘定を通じて行なわれており、特殊な取引により司令部勘定に入金された資金も随時外為委勘定に移し換えられてきたが、司令部勘定の収入源たるアメリカ軍支払担当官の円ドル交換による入金も二五年一月下旬より、またガリオア戻入金も八月以降外為委勘定引当の輸入に関しては直接外為委勘定へ入金することとなった。このようにして司令部勘定による受払は漸次減少し、八月以降司令部勘定残高は約三〇〇〇万ドルとなり、以後同勘定に伴う旧債権債務の決済や司令部による特殊の受払のみに使用せられることにとどまり、その残高はほとんど動かなくなった。

② 外為委勘定の整理統合

外為委勘定は当初、在日、在外各外国銀行における無利子の当座預金のみであったが、その後資金に余裕が生じるに従い、二五年五月以降米ドル資金の一部を定期預金（一ヵ月ないし三ヵ月のタイム・デポジット）として年一分の利子を稼ぐようになった。

また、前記の特別預金勘定の制定により、七月から特別預金勘定見返勘定 Counterpart a/c for Convertible

a/c を設け、また従来の司令部勘定の後を受けて外為委勘定中に綿製品勘定（八月）およびベルギー通貨地域勘定（一一月）を作る等多岐な動きがみられた。しかし、綿製品勘定は間もなく廃止されて二五年一二月中にその残高を外為委勘定に移し換え、二六年三月には特別預金勘定制度の改正に伴い特別預金勘定見返勘定を閉鎖した。

かくして、一時は数種を数えた外為委勘定も再び簡素化せられ、二六年の引継の際には在日在外諸行における外為委の預金勘定（当座預金および定期預金）とベルギー通貨地域勘定のみ残されることとなった。その反面、外為委勘定の預金先は増加し、従来ポンド建信用状のマージン・マネーとしてのみ使用を認められていたイギリス系四行（インド銀行を含む）における米ドル資金は、逐次米ドル建取引の決済にも使用しうることとなり、また、在米コルレス先も二六年一〇月以降新たに九行を増加してその取引の活発化を図った。

③　司令部勘定から日本政府外国為替管理委員会勘定への移管

外為委勘定とは、外国為替管理委員会が連合国軍最高司令官の委任によってその代理人として管理運用する勘定であり、司令部勘定とは最高司令官より計理事務のみ移管されている勘定である。このうち、外為委勘定については、講和に先だって司令部より日本政府に引き継がれ、従来最高司令官の代理人として外為委が管理運用していたこの勘定を、以後、日本政府の勘定として日本政府外国為替管理委員会が自己の資格で運用することができるようになった。

この移管が行なわれたのが米ドル資金については八月一六日、英ポンド資金については一〇月二日で、それぞれ前日営業終了時の勘定残高およびこれに伴う債権債務が引き継がれた。すなわち、在日在米各外為委勘定保持銀行における確定残高は、米ドル資金三億六九六八万五七一一ドル五四セント、信用状発行高一億二四〇〇万ドル、その他債務三七〇〇万ドルであり、英ポンド資金は四六六七万九一三四ポンド一二シリング七ペンスであった。

なお、ベルギー通貨地域勘定に関しては、米ドル資金引継の際その残高を外為委米ドル現金勘定に振り替えて引継を行なったが、その後同勘定は閉鎖せず、従来どおり最高司令官代理外国為替管理委員会ベルギー通貨地域勘定として当分の間運用されていた。

このようにして、外貨管理権は講和条約発効前にすでに大部分日本政府の手に復帰し、ベルギー通貨地域勘定と司令部勘定の引継が次期に残された懸案となった。

④　清算勘定の引継

清算勘定については、すでに記したごとく二五年五月に新設されたスウェーデン・日本清算勘定において日本銀行が勘定保有銀行となって以来、他の諸勘定も逐次これにならったが、さらに現金勘定の移管と相前後して清算勘定の管理運用の権限が司令部より日本政府に移管され、外国為替管理委員会が自己の責任においてこれを管理運用することとなった。

なお、この期間において非活動勘定は徐々に整理され、二六年九月末には整理未了のものは数カ国を残すだけとなった。

(二)　朝鮮戦争の勃発による外貨資金の蓄積

昭和二五年六月末に勃発した朝鮮戦争を契機とし、わが国外貨資金面においては、いわゆる特需の発生により、「国連軍」の調達する物資の購入代金として、アメリカ国庫証券 Treasurer's Cheque による入金や、在日アメリカ

表 2-15　現金勘定および清算勘定残高

（単位：米ドルおよび清算勘定　百万ドル
英ポンド　百万ポンド）

勘定	昭和25年 6月末	昭和25年 9月末	昭和25年 12月末	昭和26年 3月末	昭和26年 6月末	昭和26年 9月末
米ドル勘定	278	353	462	401	322	484
英ポンド勘定	17	21	19	15	44	41
清算勘定	△28	△10	27	43	37	73

（注）　清算勘定残高の△印は支払勘定を示す.

表 2-16　米ドル勘定受払明細表　（単位：百万ドル）

勘定別	25年 7—12月	26年 1—3月	26年 4—6月	26年 7—9月
受取勘定				
受取総額	416	267	275	359
通常取引	240	109	109	113
特殊取引	176	158	166	246
トレジュラース・チェック	31			
円ドル交換	79	111	114	131
終戦処理費	11			
ガリオア戻入金	52	44	38	51
ドル・ポンド・スワップ	—	—	6	36
清算勘定現金決済	3	—	—	—
その他	—	3	8	28
支払勘定				
支払総額	233	328	354	197
通常取引	227	301	325	189
特殊取引	6	27	29	8
ドル・ポンド・スワップ	6	20	17	—
その他	—	7	12	8
収支尻				
総額	183	△61	△79	162
通常取引	13	△192	△216	△76

軍給与その他諸経費を賄うためのアメリカ軍支出担当官による円ドル交換額も日を追うて増加し、さらに戦争の拡大に伴い、国際的物資買付が活発化して、輸出入による外貨資金の収支規模も著しく膨張し、戦争半年の間に外貨資金は非常な勢いで蓄積された。

すなわち、表2-15に掲げたように、米ドル資金については、二五年六月末残高二億七八〇〇万ドルが一二月末には四億六二〇〇万ドルと、半年間に六七%も増加し、ポンド資金も同じく六月末の一七〇〇万ポンドより九月末には二一〇〇万ポンドとなり、一二月末には一九四〇万ポンドとなった。清算勘定についても、後述のごとく全体を総合したバランスにおいて六月末における支払勘定二八〇〇万ドルを底として加速度的に好転し、九月末には支払勘定一〇〇〇万ドルに改善し、一二月末には受取勘定二七〇〇万ドルに転じ、半年で五五〇〇万ドルもの改善がみられた。

米ドル資金の収支は、表2-16に示したように、二五年七—一二月間において受取総額四億一六〇〇万ドルに対し、支払総額二億三三〇〇万ドルで、一億八三〇〇万ドルの受超となるが、期中の特殊取引たる朝鮮戦争の影響を受けて発生した特需代金（トレジュラース・チェック）三一〇〇万ドルおよび円ドル交換七九〇〇万ドルを合わせると一億一〇〇〇万ドル、これにガリオア戻入金五二〇〇万ドル、終戦処理費外貨戻入一一〇〇万ドル、清算勘定現金決済分三〇〇万ドルを加えると合計一億七六〇〇万ドルとなり、ほぼ受取超過額に見合うものとなる。同じことであるが、以上特殊取引を除外した通常取引はすでにほぼ均衡していた。

英ポンドについては、二五年前半の受払規模はそれぞれ三〇〇〇万ポンド前後であったが、二五年後半は受取五八〇〇万ポンド、支払五五〇〇万ポンドと拡大した。ただしポンドの受超は一〇月までで、一一月からは次項に記すように、ポンド地域からの輸入が増大し、ポンド残高は二六年第一・四半期に減少に転じた。

(三)　英ポンド資金の涸渇

朝鮮戦争により、わが国手持外貨残高は二五年一二月末に一応のピークに達したが、その後は、その反動として、二六年二、三月の英ポンド資金涸渇、二六年五、六月に米ドル資金の欠乏が生じた（表2-17参照）。

英ポンド資金については、二五年一〇月末資金残高二一八〇万ポンドを一応のピークとして以後漸減し、一二月末

表 2-17　米ドル資金および英ポンド資金月末残高

月　末	米ドル資金（百万ドル）	英ポンド資金（百万ポンド）
昭和25年12月	462	19
26年1月	440	16
2月	429	16
3月	401	15
4月	364	29
5月	325	42
6月	322	44
7月	344	38
8月	427	38
9月	484	41

には二〇〇〇万ポンドの大台を割り、二、三月には一五〇〇万ポンド台にまで続落した（これら残高は東京サイドのシャドウ・ベースであるが、ロンドンにおける本勘定残高はさらにこれを下回るものである）。

この減少は、朝鮮戦争による景気の好転と、物価の先高見越による緊急輸入が、スターリング地域よりの買付期と重なったためで、ポンド資金の減少と反比例的に輸入信用状の開設が増加し、その未使用残高は、二五年一二月の三四〇〇万ポンドから二六年二月末には四八〇〇万ポンド（同二月末のポンド資金手持額はわずか一六〇〇万ポンドであった）へと累増し、このため信用状マージン・マネー、手形決済資金の手当にはきわめて苦労した。

このとき、外為委としては、輸入に制限を加える前に、できるだけの手を打って国際取引に支障をきたさないようにした上で、各方面の協力をまってこの難局を切り抜けようとして、次の諸方策を打ち出した。

① クレジット・ラインの拡大

在日各外国銀行に交渉してその供与するクレジット・ライン（信用状未使用残高の限度）の拡大を要求し、これによって輸入信用状未使用残高の枠を拡大するとともに、後述のユーザンス手形を利用する途を開くことができるようになった。クレジット・ラインは、総額において、従来の四〇〇〇万ポンドより、五七〇〇万ポンド（二月末）に拡大された。

② ポンド・ユーザンス制の実施

昭和二六年一月二三日、外為委は在日各外国銀行から信用供与を受け、これをわが国為銀に使用させるという形式で、四カ月以内のポンド・ユーザンス制を実施した。これによって輸入手形の決済期限の延長を図り、輸入期における決済金額の一時的集中を避け、資金状況の好転をまって満期日の到来したユーザンス付手形の決済を行なうこととした。

すでに、二五年九月一九日、日本銀行が外国為替管理委員会から外貨を買い入れ、これを外国為替銀行に貸し付けるという外国為替貸付制度が決定され、同月二五日以降実施されていたが、この方式は、対外的には決済が行なわれていながら、国内的に決済を延期するという特異な方式であったが、このたび採用されたポンド・ユーザンスは、対外的に外貨面のユーザンス・ファシリティを外銀から供与されるもので、本来の意味のユーザンスであった。

しかし、このポンド・ユーザンスは、発足後、マージン・マネー積立用のポンド資金にすら事欠くに至り、四月二六日に停止され、これの再開は、昭和二八年五月のこととなった。

③ マージン・マネーの手当

ポンド・ユーザンス制を導入して輸入手形の決済を延長する一方、クレジット・ラインを拡大してアクセプタンス残高を含む信用状残高の枠が広がったが、それに必要なマージン・マネー（保証金）の調達が苦しくなり、クレジット・ライン供与の条件として、信用状金額の五〇％のマージン・マネーの一部はドルで積むことも認められていたので、当時なお余裕のあったドル資金繰を勘案してマージン・マネーを工面し、さらに決済資金の需

表 2-18　英ポンド資金受払明細表

（単位：百万ポンド）

勘定別	26年 1—3月	26年 4—6月	26年 7—9月
受取勘定			
受取総額	45	68	59
通常取引	36	58	54
特殊取引	9	10	5
ドル・ポンド・スワップ	7	6	—
その他	2	4	5
支払勘定			
支払総額	49	40	62
通常取引	49	24	23
特殊取引	—	16	39
前払	—	13	26
ドル・ポンド・スワップ	—	2	13
その他	—	1	—
収支尻			
総額	△4	28	△3
通常取引	△13	34	31

要に応じて各銀行間に資金の移換をたえず行ない、少ない資金を一〇〇%活用せしめ、マージン・マネーおよび決済資金を調達した。

④　決済資金の調達—ドル・ポンド・スワップ

当時なお余裕のあったドル資金をもって、涸渇せるポンド資金の救済に出動せしめるため、手持の米ドル資金を外銀に売却してポンド資金を買い入れ、三カ月ないし六カ月後に反対取引により米ドル資金を買い戻すというドル・ポンド・スワップを実施して決済資金として必要なポンドを調達した。

その総額は二五年一二月から二六年四月に至る間、一五〇〇万ポンドに上ったが、ポンド・ユーザンスが消極的方法として、決済期を分散したのに対し、スワップは積極的手段として必要な決済資金を調達したものであり、この二つの対策が当時のポンド危機を切り抜けるのに大きな原動力となった。

しかし、ここでまた一つの難問が出た。それは、ユーザンス付手形についてはアクセプタンスの期間中、信用状未使用残高とともにクレジット・ラインの限度内に含まれるため、クレジット・ラインは大幅に拡大したが、

常に輸入信用状未使用残高および引受手形残高は限度一杯となったので、二六年三月七日には急を要するものほか、英ポンド建輸入信用状の開設を一時停止せざるをえなくなった。

四月以降、ポンド地域からの買付期も一巡し、輸出も回復したため、ようやく資金繰も好転し、資金残高は三月末の一五〇〇万ポンドを底として以後増加に転じた。

一、二月には月間一〇〇〇万ポンド程度の通常取引受取額が、四月には一五〇〇万ポンド、五、六月には二〇〇〇万ポンドと逐月増加する反面、通常取引支払は、ユーザンス制実施等の効果もあって、一—三月平均一五〇〇万ポンドから、四、五月平均七〇〇～八〇〇万ポンド程度に低下した。

このため、ポンド資金状況は四月以降改善に向かい、四月下旬に至りアクセプタンス残高中一〇万ポンドの前払をしてクレジット・ラインの余裕を作り、かつ、アクセプタンスの金利の一部の割戻を受けたのを手始めに、六月までに合計一三〇〇万ポンドを前払するとともに、六月には第一回ドル・ポンド・スワップ二〇〇万ドルの反対取引を期日に実行する等、一時的債務を返済してなお六月末のポンド資金残高は四三〇〇万ポンド、すなわち、三月末の底一四〇〇万ポンドの三倍という顕著な増加をみせた。

その後、七月の二二〇〇万ポンドの通常取引受取を天井とし、八、九月は受払ともやや減少した。受取面の特殊要因として、九月にインドネシア・オープン勘定の現金決済が三三〇万ポンド入金した反面、支払では、七—九月中に、ドル・ポンド・スワップの未返済残高一三〇〇万ポンドをそれぞれの期日に返済し、さらにポンド資金の余裕増加に応じてアクセプタンス残高の期限前決済二六〇〇万ポンドを行なった。この結果、六月末に四三〇〇万ポンドに達した外為委勘定も、七、八月には三八〇〇万ポンド程度に低下したが、一〇月二日の外為委勘

定移管時の残高は、四六〇〇万ポンド余と、四〇〇〇万ポンドの大台を回復した。

㈣　米ドル資金の不足と回復

一方、米ドル資金残高は二五年一二月末の四億六二〇〇万ドルを一応のピークとして年初来漸減したが、一応のボトムとなったのは、英ポンド資金とは若干遅れて五、六月ごろとなった。すなわち、表2－16、表2－17によると、米ドル資金についても二五年末以来の輸入増加によって二六年上半期の入超は一億四〇〇〇万ドルと著しかったが、同年後半からの特需の発生にも助けられ、英ポンド資金のような緊迫した事態には突入しなかった。むしろ、かかる入超にもかかわらず、英ポンド資金に比べると余裕があり、英ポンド資金不足の救済策として、米ドル資金の一部をもってドル・ポンド・スワップに出動したくらいである。

しかし、四―六月に入るも入超傾向が改まらず、スワップの結果もあり、米ドル資金残高の減少に拍車がかかり、六月末には残高三億二二〇〇万ドルにまで低下した。二六年一―六月間の米ドル資金受払は、三月から五月にかけて通常取引による支払は毎月一億二〇〇〇～三〇〇〇万ドルに上り、通常取引による受取三五〇〇～四〇〇〇万ドルの約三倍に達し、さらに三、四月にはドル・ポンド・スワップにより、三六〇〇万ドル強が流出した。

一方、受取面では、通常取引が不振に陥り、特殊受取をもってしても、支払をカバーするに不足して米ドル資金繰が悪化し、四月には一億四〇〇〇万ドルに近い定期預金を全額とりくずして当座預金に振り替えて決済資金の準備にあてることとした。しかしながら、米ドル資金不足は、英ポンド資金の場合ほど深刻な事態を招来することなく、六月以降ドル地域よりの輸入も減少して輸出入のアンバランスも逐次是正され、かつ、ポンド資金繰の好転に伴い、ドル・ポンド・スワップに出動したドル資金も相次いで還流し、七―九月期に米ドル収支は著しく好転し、八月には一

時停止していた定期預金も復活し、八月一六日の外為委勘定引継のとき、外為委勘定残高は三億七〇〇〇万ドル弱、九月末残高は四億五〇〇〇万ドルを上回った。

㈤　清算勘定の動向

清算勘定を国別に総合した残高は、二五年五、六月の支払勘定二八〇〇万ないし二九〇〇万ドル台から漸次立直りをみせ、年末には逆に受取勘定二七〇〇万ドルと著しく改善したが、その後もなお各勘定とも日本側の出超が著しく、二六年九月末には受取勘定七三〇〇万ドルに達した。

二五年七月―一二月間では、純受取勘定の合計一億四四〇〇万ドルに対し、純支払勘定の合計が八七〇〇万ドルで、全体として五七〇〇万ドルの受超となり、六月末の支払勘定二八〇〇万ドルが年末に受取勘定二七〇〇万ドルとなった（現金受清算払二〇〇万ドルがあったため）。国別にみると六月末において著しく支払勘定となっていた諸国も、年末には残高がおおむね均衡し、一方、香港新（二八〇〇万ドル）、インドネシア（一五〇〇万ドル）等が大幅な受取勘定を示したほか、アルゼンチン（支払勘定九〇〇万ドル）、フィリピン（同八〇〇万ドル）、台湾（同二四〇万ドル）、香港旧（同一三〇〇万ドル）を除いて、各国ともおおむね受取勘定となっている。

二六年に入り、一―三月間は、清算勘定による輸入も激増し、純受取一億〇五〇〇万ドル、純支払九五〇〇万ドルで、約一〇〇〇万ドルの受超であったが、一、二月において支払勘定となったフィリピンとの間にスウィング・リミット超過分として約五〇〇万ドルの現金払が行なわれ、総合バランスとしては、一二月末に比べ三月末で一五〇〇万ドルの改善をみた。四―六月期は、受払とも二六〇〇～二七〇〇万ドルで均衡していたが、受取勘定中現金決済を行なったものが多く、総合バランスは三月末より約五〇〇万ドル下回った。期中、さきに現金決済を行なったフィリピ

ンに対し、四、五月合計四三〇万ドルの現金決済を行なった結果、五月末の残高は支払勘定一〇〇万ドルと改善し、六月末には受取勘定二六〇万ドルに転じ、その後も出超をつづけた。フランス連合清算勘定は五月末八〇〇万ドルの支払勘定となり、六月に五〇〇万ドルの現金を支払った。

一方、受取勘定を示すものとしては、インドネシアが四月末に二四五〇万ドルに達したが、五、六月にそれぞれ三〇〇万ポンドおよび五〇〇万ドルの現金決済を行なったので一時受取勘定残高は減少した。しかし、その後も出超の傾向が続き、六月末には受取勘定一八〇〇万ドルを超えた。このほか、六月末において、香港（一四〇〇万ドル）がこれに次ぎ、かつて支払勘定であったタイ（六〇〇万ドル）、西ドイツ（五六〇万ドル）も大きな受取勘定となった。支払勘定となっているのは、アルゼンチン（九〇〇万ドル）をはじめ、フランス連合（三〇〇万ドル）、台湾（三〇〇万ドル弱）、オランダ（二〇〇万ドル）程度で、その他はおおむね収支均衡または受取勘定となっていた。

七―九月期においては、輸出は四―六月期と大差なかったが、輸入は六割弱に低下し、ために従来支払勘定となっていた国も、九月末にはフランス連合（一五〇万ドル）ほか三国を残して受取勘定に転化し、総合バランスにおいても、七三〇〇万ドルの受取勘定となった。期中、前期にひきつづきインドネシアより一八六〇万ドル（半分を英ポンドにて）の現金を受け取ったが、なお同国に対する輸出が伸びたため九月末には三二〇〇万ドルの受取勘定となり、香港（一三〇〇万ドル）、フィリピン（六〇〇万ドル）、ブラジル、韓国（各四〇〇万ドル）を大きく引き離し、七月末まで支払勘定であった台湾も九月末には三〇〇万ドルの受取勘定に転じ、これらに次いでいる。

以上のように、今期（二五年七月から二六年九月まで）は、輸出が予想外に伸び、以後わが国の清算勘定の受取勘定幅は増大の一路をたどり、これが現金決済の請求や、輸出入の均衡化による残高の調整という手数をかけることとなった。

(三)　第三期（昭和二六年一〇月一日から昭和二七年四月三〇日まで）

(一)　外貨勘定の一本化

前期において外為委勘定および清算勘定の引継により、わが国為替管理の自主権はおおむね回復したが、なお司令部勘定等が残存し、これら勘定の引継がこの期間に残された問題となった。

このうち、ベルギー通貨地域勘定（当時外為委は未だ司令官の代理人として本勘定を管理運営していた）については、日本・ベルギー間の協定の改正により、旬間輸出入額につき現金勘定と本勘定との間に資金振替を行なう必要がなくなり、二七年二月以降これを閉鎖して、その残高をオランダ銀行における外為委勘定に振り替え、以後、ベルギー通貨地域との取引については、他の米ドル現金取引と同様に行なうこととなった。

司令部勘定については、英ポンド勘定はすでにその残高をことごとく外為委勘定に振り替えてあったが、米ドル勘定にはなお約三〇〇〇万ドルの残高があった。これは主として司令部関係の債権債務の決済等にあてられていたが、講和発効の昭和二七年四月二八日にその残高（二九三五万六二〇五ドル）を外為委勘定に振り替えて同勘定を閉鎖した。清算勘定については、活動中の勘定は前期に続いて引継が行なわれ、また非活動勘定は徐々に整理されて、二七年四月末までに若干の例外を残しておおむね閉鎖した。ここに、わが国における外貨勘定はことごとく日本政府の勘定として一本化され、講和後、日本が自主的に管理運用できることとなった。

(二)　外貨資金の蓄積

前期後半から漸増の傾向をたどりはじめた外貨資金は、今期に入り、現金勘定残高、清算勘定尻ともにさらに増加

し、二六年九月末における資金残高米ドル四億八四〇〇万ドル、英ポンド四一〇〇万ポンド、清算勘定受取勘定七三〇〇万ドルは、同年一二月末にそれぞれ五億八三〇〇万ドル、七五〇〇万ポンドおよび一億二〇〇〇万ドルと増大し、翌二七年四月末（講和条約発効）にはそれぞれ六億六〇〇〇万ドル、一億一〇〇〇万ポンドおよび一億三九〇〇万ドルと目ざましく増加した。

表 2-19　米ドル勘定受払
（単位：百万ドル）

勘定別	26年10—12月	27年1—4月
受取勘定		
受取総額	333	435
通常取引	137	212
特殊取引	196	223
ガリオア	3	—
円ドル交換	64	79
トレジュラース・チェック	100	108
清算勘定残高現金決済分	7	12
その他	22	24
支払勘定		
支払総額	234	358
通常取引	222	330
特殊取引	12	28
収支尻		
総額	99	77
通常取引	△85	△118

表 2-20　英ポンド勘定受払
（単位：百万ポンド）

勘定別	26年10—12月	27年1—4月
受取勘定		
受取総額	73	104
通常取引	69	100
特殊取引	4	4
支払勘定		
支払総額	38	70
通常取引	37	68
特殊取引	1	2
収支尻	35	34

米ドル資金は、表2-19のとおり、二六年一〇—一二月期中、受取総額三億三三〇〇万ドル、支払総額二億三四〇〇万ドルで、約一億ドルの受取超過となったが、このうち、通常取引によるものは、受取一億三七〇〇万ドル、支払二億二二〇〇万ドルで、八五〇〇万ドルの支払超過となった。

通常取引的な受取以外の特殊要因たるトレジュラース・チェックおよび円ドル交換による入金合わせて一億六四〇〇万ドルが、通常取引の支払超過分を埋め、全体としての米ドル収支を受取超過にした大きな要因である。二七年一—四月期中では、トレジュラース・チェックおよび円ドル交換による入金の月平均額は前年一〇—一二月期を下回ったが、通常取引による受取が増加し、期中を通じ米ドル総額として七七〇〇万ドルの受超となった。第三期を通じ、米ドルの受超額は一億七六〇〇万ドルであり、特殊要因としてトレジュラース・チェックおよび円ドル交換による入金が三億五一〇〇万ドルとなる。

英ポンド資金については、同じく表2-20により、二六年一〇—一二月期の受取総額七三〇〇万ポンドに対し、支払総額三八〇〇万ポンドで、三五〇〇万ポンドの受超、二七年一—四月期は受取一億〇四〇〇万ポンド、支払七〇〇〇万ポンドで三四〇〇万ポンドの受超となっており、第二期の月平均に比べ、輸出を中心とする受取が著しく増加した反面、輸入を中心とする支払が減少するという状況であった。

清算勘定については、二六年一〇—一二月期の純受取一億〇七〇〇万ドルに対し純支払四八〇〇万ドル、二七年一—四月期は純受取一億二一〇〇万ドルに対し純支払八五〇〇万ドルで、二六年九月末における総合清算勘定受取勘定七三〇〇万ドルがさらに改善して、二六年一二月末受取勘定一億三一〇〇万ドル、二七年四月末受取勘定一億六七〇〇万ドルと本来ならば黒字が累積することとなったが、この間、香港、インドネシア、韓国等わが国の出超の著しい

国に対しては、スウィング・リミット超過分につき現金決済を行なわせたため、現実の勘定尻は、二七年四月末受取勘定一億三九〇〇万ドルとなった。

（四）外貨資金の蓄積過程とその活用

第三期において、外貨資金が顕著に増加したため、過剰蓄積という見方が生まれてきた。一応、外貨残高の推移を第一期からたどってみると、表2－21のようになっている。表中、比率欄は、司令部から外貨資金の計理事務を継承してから一年後の昭和二五年末を基準としたもので、この間の英ポンド資金の増加、清算勘定尻の黒字幅の増加はともに著しい。

資金残高の増加は、資金受払の規模と密接な関係があるはずのもので、表2－22にそれを示してみた。受払合計額において、昭和二五年を基準として英ポンドの増加率が他より高い。

さらに、これら受払合計額と残高との比率を表2－23に掲げた。二五年では、清算、英ポンドの比率が高く、残高の割には大きな受払が行なわれたが、二六年、二七年と、残高の四倍程度（約半年近い支払を支えることができるレベル）に落ち着きつつあった。

いわゆる適正外貨準備なる考え方が出たのは、昭和二八年一〇月発行の国際通貨基金スタッフ・ペーパー中に"The Adequency of Monetary Reserves"（邦訳「適正外貨保有量」、大蔵省『調査月報』第四三巻第一号、昭和二九年一月）なる論文が掲載されてからのことで、外国為替管理委員会委員長の地位を退いた木内信胤が外貨準備はそれほど多くを要しないという少数意見を明らかにしたのは、昭和三〇年代に入ってからのことであり、[6] 当時、外貨の増加テンポは早まったとしても、それには次のような問題が指摘されていた。

表 2-21　現金勘定残高および清算勘定尻の推移

（金額単位：米ドルおよび清算　百万ドル　英ポンド　百万ポンド）

勘定別	残高 24年12月末	残高 25年(A) 12月末	残高 26年(B) 12月末	残高 27年(C) 4月末	比率 B／A	比率 C／A
米ドル	166	462	583	660	1.26	1.43
英ポンド	16	19	75	110	3.95	5.79
清算	7	27	120	139	4.44	5.15

表 2-22　年間現金勘定，清算勘定受払規模

勘定別	受払額 25年(A)	受払額 26年(B)	受払額 27年1—4月年率 (C)	比率 B／A	比率 $\frac{C\times3}{A}$
米ドル（百万ドル）					
受	752	1,234	435	1.64	1.74
払	456	1,112	358	2.44	2.36
計	1,208	2,346	793	1.94	1.97
英ポンド（百万ポンド）					
受	89	245	104	2.75	3.51
払	85	189	70	2.22	2.47
計	175	434	174	2.48	2.98
精算勘定(注)（百万ドル）					
受	194	462	121	2.38	1.87
払	171	340	85	1.99	1.49
計	365	802	206	2.20	1.69

（注）　清算勘定は，現金決済等特別要因は含まない．

表 2-23　期末残高に対する期中受払合計額の比率

勘定別	25年	26年	27年4月(注)
米ドル	2.61	4.02	3.61
英ポンド	9.21	5.79	4.75
清算	13.52	6.68	4.45

（注）　1—4月受払合計額の3倍対4月末残高の比率．

表 2-24　米ドル資金受払内訳表　（単位：百万ドル）

勘定別	25年	26年	27年 1—4月	計
受取勘定				
受取総額	752	1,234	435	2,420
通常取引	440	468	212	1,120
特殊取引	312	766	223	1,300
トレジュラース・チェック	31	298	108	436
円ドル交換 終戦処理費	121	222	79	422
ガリオア戻入	126	136	—	262
清算勘定現金決済	4	24	12	40
その他	30	86	24	140
支払勘定				
支払総額	456	1,112	358	1,927
通常取引	353	1,036	330	1,720
特殊取引	103	76	28	207
収支尻				
総額	296	122	77	493
通常取引	87	△ 568	△ 118	△ 600
特殊取引	209	690	195	1,093

米ドルについては、表2-24に示したように、特殊取引を除いた通常取引では、二五年以降二七年四月までの収支尻は六億ドルの赤字となり、結局、米ドル残高二七年四月末六億六〇〇〇万ドルは、ガリオア戻入と特需関係の入金によって形成されたもので、特殊取引による受取が先細りになると、現在の残高では決して十分とは思えず、米ドルについては一層その蓄積を図り、その活用を図ることが必要と考えられた。

英ポンド資金については、

① 日本がスターリング地域に対して著しい出超傾向にあること。

② 英ポンド貨の実勢が悪く、レート切下げ説があったこと。

③ 昭和二六年夏の日英協定の改訂により、いわゆる「ドル・クローズ」が撤廃され、

英ポンド資金の米ドル転換の途が閉ざされたこと。

④ 世界的ドル不足下において各国とも米ドル支払と英ポンド受取を好まず、清算勘定地域諸国も日本側出超分に対する現金決済分を英ポンド貨をもって支払う意向のあること。

など、英ポンド切下げ説、英ポンド過剰蓄積、米ドルへの交換の困難性により、わが国は英ポンド地域への輸出制限、輸入振興の諸政策をとるに至った。

清算勘定については、勘定尻が一定の限度を超えるとき、輸出入を調整するか、あるいは現金決済により、均衡化が図られる。わが国は二六年下半期以降、清算勘定国に対して輸出が大いに伸長し、輸入は振るわず、勘定尻は著しい受取超過となり、しかも、スウィング・リミット超過分の米ドル現金決済請求も容易でないというジレンマに直面した。清算勘定尻の決済について英ポンドの使用を要求する国があったためである。

以上要約すると、名目的にはわが国の外貨資金の蓄積は昭和二六年下半期以降著しく進行したが、その内容にはまだ問題が多く、米ドルについては、特需等により支えられた不安定な状況から脱して健全に増加させることが要請され、英ポンドについては、その不安が根強く、危険を回避するにはどうしたらよいかという問題に絶えずつきまとわれ、清算勘定については、わが方の輸入促進とその出超収支尻の現金化による資金の活用が強く要求されていた。

このようにして蓄積された米ドル資金および英ポンド資金は、在日在外各外国銀行に預託されていたが、国際取引の活発化を図るため、二六年一〇月には、在米七行と新たにコルレス関係を結んでこれら諸行にも米ドル資金を預託し、二七年に入って、イギリス五大銀行を含む在英九行と直接取引を開設する交渉を始め、六月初めコルレス取引を締結した。

一方、二六年八月以降、米ドル建定期預金を再開し、一一月以降、英ポンド建定期預金も開設し、外貨資金のうち、一部資金を当座預金よりこれに振り替え、米ドル資金については年一～一・五%、英ポンド資金については年二%の金利を稼ぐようになり、二七年四月末、定期預金残高は著しく増加し、利子収入も確保されるようになった。ここにおいて、被占領下日本の為替管理は幕を閉じ、自立経済を目指して地固めの一歩を踏み出すこととなった。

(1) 本節の記述は、滝口吉亮「占領下における外貨資金の蓄積」(『外国為替』第六〇、六一、六二号)に大部分を負っている。また、外国為替管理委員会「一九五〇年における外国為替取引の概要」(「外国為替管理委員会月報」第一〇号、昭和二六年四・五月合併号)、同「一九五一年における外国為替取引の数量及び内容に関する報告」、参照。

(2) 「日本の対外貸借整理勘定について」、「貿易庁嘱託による司令部勘定の処理について」、「司令部諸勘定の最近の動き」(大蔵省『調査月報』第三七巻特別第六号)。

(3) イギリス為替管理法との関係上、英ポンド貨預け金は、いわゆるメイン・アカウントとしてロンドンに設定されており、在日外銀における英ポンド貨勘定はロンドンのメイン・アカウントに対してシャドウ・アカウントと呼ばれる。シャドウ・アカウントとメイン・アカウントの原則的な関係を輸出入取引の場合について簡単に説明してみよう。

輸出の場合は、英ポンド貨手形をネゴシエートした在日外銀は直ちにシャドウ・アカウントの外為委勘定にクレジットするとともに、手形を適宜取りまとめて関係書類を手形決済地たるロンドンへ送付する。ロンドンにおける外為委勘定(メイン・アカウント)は当該手形代り金の取立をまって貸記される。シャドウ・アカウントとメイン・アカウントの記帳には、その間相当の時間的ズレを生ずるが、大体一カ月間に数回に分けてリコンシリエーションを行ない照合確認が行なわれるようである。

輸入の場合は、在日外銀は輸出業者所在地の手形買取銀行より送られた船積書類の到着とともにシャドウ・アカウントの外為委勘定を引き落とし、その旨ロンドンに通知する。一方ロンドンにおいては、輸出業者所在地より送られた手形等関係書類により外為委勘定(メイン・アカウント)を引き落とすのであるが、輸入の場合はメイン・アカウントの引落としがシャドウ・アカウントの引落としに先行するのが通例であって、その間の記帳のズレは輸出の場合と同じく照合確認される。

以上説明したように、原則としてシャドウ・アカウントは入金が早く行なわれ、引落としは遅れて行なわれるため、メイン・アカウントの残高より大きなバランスを示す状況となっている。

(4) Natural Fiber Revolving Fund. 一九四八年六月、アメリカ議会で成立した公法八二〇号により、日本および西ドイツのアメリカからの繊維原料買付けのための総額一億五〇〇〇万ドルの回転基金。PL八二〇またはHFREと略称された。日本は昭和二四年中に本借款により二八〇〇万ドル、一六万五〇〇〇俵の綿花を買い付けた。

(5) 本節に掲げた外貨資金受払および残高は、当時、外為委の内部資料としての計数であり、当時の未整理勘定を含まず、仮受・仮払勘定等については、昭和二六年三月から五月にかけてアメリカ公認会計士による検査に基づき司令部から広範な修正指示が行なわれたので、表2-7から表2-24と、その後大蔵省により発表された「保有外貨残高」(第五章参照)とは突合しない。

(6) 木内信胤「回顧と展望」(『外国為替』第一一六号、昭和三〇年四月、七ページ)。

第四節　外国為替関係政府資金会計[1]

一　貿易資金

連合軍の日本占領と同時に対外取引も全面的に管理され、貿易は司令部の指示により行なわれることとなった。このため昭和二〇年一二月に対外取引を一元的に扱う日本側の機関として貿易庁が発足し、同時に政府の行なう貿易取引決済のため、戦時中の貿易調整会計であった「為替交易調整特別会計」の昭和一九年度決算上の剰余金の中から五〇〇〇万円を繰り入れて貿易資金を設置することとなり（昭和二〇年一二月二二日、法律第五十三号「貿易資金設置ニ関スル件」）、翌二一年三月二五日、貿易資金特別勘定が設置された（為替交易調整特別会計は二三年三月末法律第四十二号によって廃止された）。

貿易資金の運営については、為替相場が決定していないので、外貨との関係を切り離して国内面だけの決済を行ない、輸出物資の買上げ、輸入物資の売却および輸出入諸掛りの支払等にあてることとなった。貿易資金の運用に関する事務は設置法第四条の定めにより、日本銀行が扱うこととなった。

昭和二一年三月一四日、連合軍司令部から、覚書「輸出手続」（SCAPIN第八一四号）が出され、四月三日、貿易庁が輸出入の専管政府機関に正式に指定され、貿易資金の受払事務は三月二五日から日本銀行において開始された。

当時の貿易は、輸出の範囲内で輸入するよう計画されていたが、輸出入間のタイムラグおよび国内価格と海外価格が切り離されていること等により、輸出入に伴う円貨の受払のバランスを維持することはかなり困難であった。

二一年六月には、輸入食糧代金受入が遅滞しているところに約二億円の指令輸出が発せられ、大蔵省は直接単独で司令部に五億円以内の日銀一時借入れを申請し、七月一〇日付指令をもって認可された。その後も九月末までに約一三億円の輸出が指令され、貿易資金の不足資金を補塡するため司令部の許可のもとに日銀借入限度五億円を設定し、一〇月末現在貿易資金は日銀から九億円を借り入れる状況となった。

二　貿易資金特別会計

(1)　その沿革

政府は、二一年四月三日付司令部の貿易庁に関する指令の趣旨に沿って、貿易資金について二一年一一月一三日（二三日施行）法律第五十四号「貿易資金特別会計法」を定め、前掲昭和二〇年法律第五十三号を廃止し、旧貿易資金の債権債務を本法における貿易資金に引き継いだ。ただし、その第一条において、一般会計とその歳入歳出を区別して特別会計として発足したことが当時としては注目された。また、第二条で、大蔵省預金部または日本銀行からの借入限度が五〇億円と定められた。

その後、貿易体制が整備されて、二二年四月に「貿易公団法」が公布され、七月には繊維、食糧、鉱工品、原材料の四公団が発足し、戦後貿易の主体として活動することとなった。二二年七月、貿易四公団の運転資金は、貿易資金

によって賄われることが定められ、同公団の輸出のための商品買上資金はほとんど貿易資金から支出され、輸入物資の国内売却代金は同資金に入金されることとなった。

しかし、貿易資金と貿易公団の関係は、輸出入商品の買上げおよび売却が、外貨建価格とは無関係に国内価格で行なわれ、貿易資金が価格補助的な役割を果たすこと、公団の運転資金が貿易資金で賄われたため、公団経理の問題が貿易資金の問題となり、その後、貿易資金特別会計改組の要因となった。

貿易再開以来、昭和二二年五月末までのわが国円建輸出入実績概算は、輸出四八億五七〇〇万円、輸入六八億九七〇〇万円、差引二〇億四〇〇〇万円の入超となった。この入超を反映して、貿易資金は受取超過になるべきところ、輸入原綿が政府所有のまま加工輸出するため、輸入代金が貿易資金の受入れにならず、貿易資金は、設置以来二二年五月末までに、貿易収支について一二億五八〇〇万円の支払超過となった。

このため、政府は貿易資金の不足に対処して二二年四月、一般会計から九億五〇〇〇万円を繰り入れて貿易資金を一〇億円に増額し、さらに不足する分は日銀借入一四億円を行なって補塡した。

(2)　貿易資金特別会計法の改正

貿易資金の不足はその後も続いたので、政府は二二年一二月一三日（一五日施行）法律第百七十九号「貿易資金特別会計法」により旧貿易資金特別会計法を全部改正し、借入限度を五〇億円から一〇〇億円に増額し、日銀または預金部からの借入によるほか、この限度内で融通証券を発行して資金が調達できるようにした。

これは当時の貿易の増大と国内インフレの進行に伴って貿易資金の運用規模が拡大してきたために採られた措置であったが、その後外国為替資金特別会計において外為証券による調達として継承され、資金不足に対する有用な補塡

方法として活用された。

その後も、二三年七月に、貿易資金特別会計法を改正し、借入限度を一〇〇億円から一五〇億円に、一二月にはこれがさらに二五〇億円、二四年四月初には三〇〇億円とそれぞれ増額された。

(3)　貿易資金・貿易資金特別会計の運営

貿易資金の収入は、輸入物資の国内売却代金、貿易外収入、借入金、輸出滞貨国内放出代金、貿易公団に対する貸付金返済受入等であり、支出は、輸出物資の買上代金、輸入物資の輸入より売却までの諸掛、貿易外支出、貿易公団に対する貸付金、貿易公団経費、借入金返済等である。

政府輸出の場合は、貿易公団は貿易資金から借り入れた資金で輸出物資を買い上げ、これを輸出した場合貿易資金から代金を公団に支払う。民間輸出においては、バイヤーとの契約が貿易庁および司令部の承認を経て、輸出手続を完了したあとで日本側の為替取扱銀行を通じて貿易資金に対し円代金の取立を申請する。この間、バイヤーによる信用状の開設、輸出業者による輸出為替手形の取組等の為替行為は外貨取立の面であり、それに続く外国為替業務とともに外国の為替銀行に専属し、貿易資金の収支、輸出業者の代金受理には直接関係がなかった。

輸入については、二四年一二月までは政府輸入のみで、輸入物資は当初は国内の需要者に国内価格を基準として払い下げていたが、為替レート設定以後は、レートで仕切った円価格で売却することとなった。ただし、食糧その他輸入補給金のあるものは従来どおり国内公定価格で売却し（食糧は食糧管理特別会計に売却する）、一般会計から輸入補給金を受け入れる。貿易外取引については、送金等特殊なものは、為替レート設定前も進駐軍レート（軍用レート、これは一五円、五〇円、二七〇円と推移した）を適用した。

以上のように、貿易資金は、主体は外貨に対応する円貨の集中勘定であったが、そのほか、貿易公団に対する貸付金、輸入諸掛の支払、貿易公団経費の支弁等外貨の見合いのない運用をも含めた複雑な会計であった。

(4) 貿易資金・貿易資金特別会計の収支

終戦以降二四年三月末までの「資金収支表」による貿易資金の運用、経理内容は、表2－25のとおりである。

(5) 貿易資金・貿易資金特別会計の問題点

終戦以降、昭和二三年度末までのドル建輸出入実績(表2－27)によると、入超額の累計は約一一億ドルに達している。

二四年三月末の貿易資金貸借対照表は表2－26のとおりである。

したがって、これに対応する円勘定の運用である貿易資金の資金繰りは、十分に余裕を生ずべきであったが、実際は常に資金不足に悩み、すでに記したように借入限度は相次いで拡張された。しかも、一方、外貨との見合いにおいて、次のような巨額の欠損が試算されるという問題がでた。

表 2-25　貿易資金収支（終戦―昭和24年3月）　（単位：千円）

受入		支払	
貿易資金	1,000,000	公団貸付金	49,557,086
借入金	25,000,000	輸出物資買上代金	27,730,634
輸入品売却代金	104,083,624	民間輸出済物資	36,706,008
滞貨国内放出代金	2,595,872	米貨交換基金	4,564,637
貿易外収入	43,075	C.P.O.納入物資	2,148,947
雑収入	384,814	S.S.納入物資	12,328
政府資金余裕金一時使用	1,278,775	O.S.S.納入物資	121,728
		その他	61,712
		輸入諸掛	9,555,981
		貿易物資取扱経費	3,047,101
		貿易外支出	825,562
		雑支出	52,436
合計	134,386,160	合計	134,386,160

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第5号，31ページ.

表 2-26　貿易資金貸借対照表（昭和24年3月31日現在）（単位：千円）

借方（資産）		貸方（負債）	
公団貸付金	49,557,086	貿易資金	1,000,000
米貨交換基金	1,400,000	借入金	25,000,000
保有物資	58,981,978	政府資金余裕金一時使用	1,278,775
輸入物資	14,091,314	諸掛公団払	91,777
在庫輸送加工中のもの	11,716,963	加工賃諸掛公団払	9,188,042
原棉	1,426,551	加工賃諸掛公団払	4,049,759
羊毛	947,800	輸出用物資公団手持分	15,635,985
輸出物資	44,890,664	国内産原材料公団手持分	1,350,640
綿製品（原綿代＋加工賃及び諸掛）	21,796,320	債務（未払）	29,770,684
羊毛及びその他の繊維品（羊毛代又はその他の繊維代＋加工賃及び諸掛）	6,088,080	輸出済物資	27,807,214
		輸入諸掛	1,832,046
その他輸出用物資	15,655,624	貿易物資取扱経費	131,424
国内産原材料	1,350,640	滞貨国内放出代金	2,595,872
債権(未収及び売掛)	13,292,273	雑収入	384,814
引渡済輸入物資	1,605,496	外貨債務振替	146,065,106
輸入物資国内放出売掛金	11,686,777	輸入物資売却代金	104,083,624
輸入諸掛	11,388,027	引渡済輸入物資	1,605,496
貿易物資取扱経費	3,178,525	輸入物資国内放出売掛金	11,686,777
雑支出	52,434	保有輸入物資	13,999,537
外貨債権振替	98,561,131	綿製品（原棉代）	12,608,276
輸出済物資	55,518,209	羊毛その他の繊維品（羊毛繊維代）	2,038,321
民間輸出済物資	36,708,008	その他の貿易外収入	43,075
準貿易	2,344,715		
C.P.O.納入物資	2,148,947		
S.S. 〃	12,328		
O.S.S. 〃	121,728		
その他の 〃	61,712		
米貨交換基金見返	3,164,637		
その他の貿易外支出	825,562		
合計	236,411,454	合計	236,411,454

（注）通商産業省通商振興局経理課の資料により試算したもの.
出所：大蔵省『財政金融統計月報』第5号，76ページ.

表 2-27　輸出入実績（終戦―昭和24年３月）

（単位：千ドル）

	輸　出	輸　入	入　超
21　年（終戦後）	103,292	305,393	202,101
22　年	173,568	526,130	352,562
23　年	258,621	682,612	423,991
24　年（1―3月）	119,858	227,320	107,462
計	655,339	1,741,455	1,086,116

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第５号，31ページ．

当時の貿易資金における損益計算によると、終戦以来二三年度末までの為替差損は三五〇〇億円見当に上るが、これは、同期間における貿易上の対日援助をも含めた円貨面の受取超過額を三六〇円レートで換算したものから、貿易資金の決算上外貨に対応するとみなされる円貨面の収入超過額を差し引いた額である。[2]

以上の欠損については、同会計そのものが、輸出入物資価格に対する総合的対策の未定の時期に管理貿易が開始され、国内物価体系維持のためやむをえない措置として、予算上の拘束の少ない資金運用会計として価格調整の役割を引き受けたものであると考えられ、輸入品を割安に売却し輸出品を割高に買い上げた結果、入超外貨額に見合う円貨額は価格調整費として使用され、資産面から消失したもので、この価格調整は輸入品特にその総額の五割以上を占めた食糧関係の輸入補給金に主として使用されたものとみることができよう。[3]

このほか貿易資金が問題とされた点には、繰返しになるが、資金繰りの困難、すなわち収支アンバランスと外貨との見合が不明確であったことが挙げられる。前者については、前述のほか一般的にインフレーションの高進、公団貸付金の輸出前貸的性格、手持滞貨の増大、輸入諸掛支出（正常貿易ならば売却価格中に織り込むべきもの）、貿易公団経費支弁累積等に起因するものであった。後者については、前述のとおり、外貨の見合のない運用を、一つの勘定で整理した経理上の問題点と、円側の片側記帳という制度上の問題点に起因するものであった。

三　貿易特別会計

昭和二四年四月、単一為替レートが設定され、従来、貿易取引に適用されていた各輸出入商品グループごとの複数為替相場的な価格評価方法が廃止されたが、これを機会に貿易資金特別会計法が廃止され、昭和二四年四月三〇日（二〇日に遡及施行）法律第四十一号「貿易特別会計法」により、貿易特別会計が設定された。

新法は、従来の資金運用方法を廃止し、歳入歳出の予算制を採用し、計画性が与えられ、事業費、経費および清算の三勘定に分けて経理内容を明確化し、それぞれ予算内で運用することにし、貿易資金時代の経理の不明確および貿易資金の不足に対する対策とした。これにより、貿易特別会計から価格調整的機能が排除されたが、その必要が消滅したのではなく、その後、一般会計の負担において相当期間、価格補給金の支出が続けられた。

次いで、外国為替管理委員会の設置（二四年三月）に伴い、政府は五月に貿易特別会計法を改正して（昭和二四年五月二八日政令第百二十号「貿易特別会計法の一部を改正する政令」）、外為委の管掌する外国為替資金を設置し、これを為替集中勘定として将来外為委がすべての外国為替取引を取り扱う予定のもとに、その措置を講ずることとした。

同資金は事業費勘定からの繰入金五億円をもって発足、その後の資金不足は国庫余裕金の繰替え使用によって一時補足することとした。また、同時に援助物資に関する収支、経理を明確にするため事業費勘定から援助物資勘定を独立せしめた。これによって、貿易特別会計は、事業費勘定（従来の貿易資金における貿易・貿易外に基づく政府の収

支・貿易公団への貸付またはその回収等)、経費勘定（本特別会計運用上の経費を経理する)、清算勘定（食糧および原材料の二貿易公団の廃止に伴う清算を経理する)、援助物資勘定および外国為替資金、の五本立となった。

貿易および貿易外の取引は、清算および経費を除く三勘定により、次のとおり経理された。

(1) 輸　出

(一) 政府輸出　事業費勘定をもって輸出物資を買い上げ（繊維および鉱工品の二貿易公団が介在する)、これを輸出して取得した外貨資金は外国為替資金に売却する。

(二) 民間輸出　輸出業者が輸出して取得した外貨資金は事業勘定を経由せずに外国為替資金に売却する。

(2) 輸　入

(一) 援助資金による輸入　援助物資の国内払下げ代金は援助物資勘定に受け入れ、これからさらにアメリカ対日援助見返資金特別会計に繰り入れる。

(二) その他の輸入　事業費勘定は外国為替資金から輸入に要する外貨資金を買い取り、輸入物資の国内販売代金を受け入れる。

(3) 貿易外　貿易外取引により外貨を取得したときは、外国為替資金に売却し、外貨資金を必要とするときは同資金より買い入れる。国営ホテル等特定のものを除いては事業費勘定は経由しない。

以上のように、外貨資金は全部外国為替資金に集中し、事業費勘定は援助物資を除く政府輸入物資の売却および政府輸出物資の買入を経理することとされたが、当時は、外貨資金の管理段階に至っていなかったので、経過的な措置として一部の貿易外取引を除き従来の貿易資金の方式が主として事業費勘定によって踏襲された。

四　外国為替特別会計

(一) 特別会計の発足

昭和二四年一一月、外国為替管理委員会は司令部より外貨経理事務を引き継いだ。当初一カ月は、経過的に、貿易特別会計の一部である外国為替資金により、外貨の受払およびこれに伴う円貨の受払が経理された。次いで、一二月一日から外国為替特別会計が発足した。同会計は、外国為替等の売買およびこれに伴う取引に関する政府の経理を明確にするため設置され、外国為替管理委員会がこの会計を運営することとなった。

同特別会計は、外国為替の政府集中のために設置せられたものであるから、特別会計とはいうものの、一般の政府会計とは異なり、為替銀行とほぼ同様の機能を有することとなった。すなわち、特別会計は、外国為替の売買という基本的機能のほか、これに伴う取引上必要があるときは、

① 外国為替等を外国為替銀行および外国銀行に預入れし、もしくは貸し付け
② 円資金を外国為替銀行等に預入れし、もしくは貸し付け
③ 外国為替銀行等から外国為替等の預入れを受け、もしくは借り入れ
④ 外国為替手形の引受、もしくは外国為替銀行等にかかる債務の保証をし
⑤ 外国為替銀行等から円資金の預入れを受け、もしくは借越の契約に基づいて借り入れ
⑥ 外国為替銀行等から外国為替等の寄託を受け、または外国為替銀行等に外国為替を寄託することができる

ことされた。

これらの機能により、外国為替銀行は、同会計の外貨勘定を通じて輸出輸入取引を行ないうることとなった。

特別会計の発足当初においては、外貨の管理権は司令部が直接掌握していたので、輸出等外貨の受入れは、直接司令部名義の外貨勘定に入金され、輸入代金支払指図もまた、直接司令部が行なっており、特別会計の運営は、輸出代り円貨の支払、政府輸入代り円貨の貿易特別会計よりの受入れに限られていたが、特別会計の経理上は、「司令部の外貨勘定でその経理を政府に移管されたものは、この会計に属するものとして取り扱う」こととされたため、外貨勘定も本会計に属するものとして経理された。

会計発足当初の開始貸借対照表（昭和二四年一二月一日）を摘記すると、次のとおりである。

（単位　百万円、千ドル、千ポンド）

資産		負債	
円貨預け金	九四	資本金	
外貨預け金	六九、八三〇（ドル 一四五、二〇五 ポンド 一七、四一八）	（円貨口）	三、〇四七
売却外貨未決済等	一一、五七〇	（外貨口）（司令部より引継口）	六八、五九〇（ドル 一三五、五八六 ポンド 一九、六二三）
		小計	七一、六三七
		借入金	二、四〇〇
		オープン勘定債務	一、〇三四（ドル 二、八七二）
		買入外貨未決済等	六、四二七
合計	八一、四九八	合計	八一、四九八

出所　『外国為替』第四〇号、四一ページ。

すなわち、特別会計の主要資産は司令部名義の外貨勘定であって、これは、終戦後、輸出超過、対日援助等によって蓄積することができた外貨である（外貨としては、このほかに各国との金融協定によるオープン勘定等、以後順次経理を引き継がれた分があった）。

円貨資本金は、貿易特別会計の中に設置された為替資金に対する出資四〇億五〇〇〇万円より、一一月中の為替売買の差損を差し引いた三〇億四七〇〇万円であり、これでは輸出為替の円貨代り金の支払に支障をきたすものと考えられ、特別会計は二〇〇億円までは借入金ができることとされた。その他の勘定は、一一月中外貨の受払およびこれに伴う円の支払が外国為替資金のもとに行なわれ、そのまま同会計に引き継がれたために生じたものである。

二五年に入り、外国為替管理委員会は、司令部の代理人として外貨勘定を運営する権限が与えられ、司令部代理外国為替管理委員会勘定が在日外国銀行に開設され、米ドルについては五三〇〇万ドル、英ポンドについては五〇〇万ポンドが司令部勘定より外為委勘定に移され、それ以後、輸出代金は、原則として外為委勘定に入金されるとともに、新たに発足した外貨予算制度による民間輸入は、外為委勘定より支払われることとなった。

司令部勘定については、主としてガリオアからの立替返還金、旧政府輸出代り金等を受け入れ、従来の政府輸入代金の支払が行なわれたから、外貨勘定残高中における外為委勘定の比重は漸次増加した。

二五年三月三一日の特別会計貸借対照表を摘記すると、次のごとくである。(4)

（単位　百万円、千ドル、千ポンド）

資産		負債	
円貨預け金	三四一	資本金	
外貨預け金	九四、六一一（ドル 二二〇、七四一 ポンド 一五、〇二四）	（内貨口）	三、〇四七
オープン勘定債権	七、六八五（ドル 二一、三四七）	（外貨口）	（司令部より引継口）八五、七八二（ドル 一八六、六五八 ポンド 一八、四三八）
売却外貨未決済等	三四、九二九	借入金	二〇、〇〇〇
		買入外貨未決済等	二八、七三七
合計	一三七、五六六	合計	一三七、五六六

出所　『外国為替』第四〇号、四一ページ。

右表と開始貸借対照表とを比較してみると、この期間中、外貨はドル換算で約九三〇〇万ドル増加したが、その増加の約半分四五〇〇万ドルは、司令部より新たに経理を引き継がれたものであって、残額の四八〇〇万ドルが純外貨受取超過となる。この間、円貨借入金は一七六億円増加して、借入限度一杯となり、その増加額は、右外貨純増額とほぼ見合っている。三月末には、未決済勘定が資産・負債ともに増加しているが、これは政府輸出、政府輸入によって生じた外貨受払につき、同会計と貿易特別会計との間に、円貨代り金の決済が予算その他の関係で遅れたためである。この期間においては、輸出等による外貨受取は、月四〇〇〇万～五〇〇〇万ドル程度であり、民間輸入は微々たるもので、司令部勘定を通ずる政府輸入が月二〇〇〇万ドル程度と輸入全体のほとんどを占めていた。

この期間中、一月一六日以降、外為委および外国為替銀行の外国為替売買相場が定められ、従来外国為替銀行は手数料の形で輸出手形買収の利益を収めていたが、同日以降は顧客相場と対同会計（外為委）相場の開きにより差益を

うるよう取引が正常化され、同時に、同会計も、対銀行売買相場を、基準レートより一ドル三五銭、一ポンド九八銭の開きとすることにより、外国為替集中取引につき、はじめて利益をあげることとなった。

（二）昭和二四年度中の貿易特別会計および外国為替特別会計活動状況

昭和二四年度においては、貿易特別会計から外国為替特別会計が分離したが、両者を合わせてその動きを記してみる。

昭和二四年度には、見返資金特別会計の設置に伴いアメリカ対日援助物資の売払代金は見返資金に積み立てられることとなったため、これに代わる貿易上の補給金が一般会計から繰り入れられることとなったこと、単一為替レートが四月二五日設定されたこと、運転資金の所要額が一般会計から繰り入れられたこと等により、従来の貿易資金の不均衡をきたした原因は一応消滅したにもかかわらず、貿易および外為会計の円資金繰りは、円貨受払のタイム・ラグと援助輸入を除く貿易の輸出超過によって、依然として、表2－28のとおり、円資金不足が続いた。

昭和二四年度における両会計における外貨の受払をも含めた収支の合計による円資金不足およびその資金繰りは表2－29のとおりであるが、一般会計から貿易会計への繰入れ四〇〇億円によって資金不足をカバーしていること、および一二七八億円にも達する巨額な見返資金への積立が行なわれたことからみても、従来の円資金不足とは大いに性格を異にしている。

また、貿易特別会計二五〇億円、外国為替特別会計五四億円計三〇四億円の新たな一時借入金および年度越の余裕金繰替使用一四四億円が残ったことは、二四年度予算の見込みに相反する結果となったが、これは決算中途における一時的現象であって、整理期間中の輸入物資売払代金をもってこれらの債務は全部返済された。

表 2-28　外貨受払に伴う貿易・外国為替両会計の円資金不足状況
（単位：億円，（　）内は百万ドル）

区分	貿易		外国為替		計	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績
外貨受取	1,594	1,257	624	757	2,218	2,014 (605)
外貨支払	1,042	695	622	521	1,664	1,216 (427)
差引	552	562	2	236	554	798 (178)

（注）本表は24年度決算書による計数であり，援助費による輸入を含まない．
ドル換算方法は単一レートまたはポンド切下げ決定時における既契約分については旧レートによる．
出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，17ページ．

表 2-29　昭和24年度貿易・外国為替特別会計収支　（単位：億円）

区分	貿易	外国為替	計
対民間収支	60	△ 609	△ 549
見返資金への繰入	△ 1,278	0	△ 1,278
食管会計よりの輸入食糧代金受入	443	0	443
小計	△ 775	△ 609	△ 1,384
一般会計より繰入	400	0	400
価格調整費受入	520	0	520
貿易より外為へ（為替売却収入）	△ 412	412	0
日銀への借入金返済	△ 250	0	△ 250
小計	258	412	670
合計（円不足）	△ 517	△ 197	△ 714
資金繰り			
日銀よりの（年度越）一時借入金	250	54	304
国庫余裕金（年度越）繰替使用	0	143	143
前年度末手持資金使用	205	0	205
計	455	197	652

（注）△印は支払超過．
出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，17ページ．

（三）昭和二五年度の外国為替特別会計活動状況

四月以降、輸出は漸増傾向となったが、司令部の勘定による旧政府輸入は逆に漸減し、民間輸入もいまだに軌道に乗らなかったので、外貨保有は累増したが、六月末朝鮮戦争の勃発により、世界市場は売手市場に転換し、わが国の輸出・特需を含めた外貨受取額は、急速に増加する傾向を示した。

したがって、特別会計は、前年度より繰り越した借入金一九七億円のほか、新借入限度の五〇〇億円を使い切って外貨買入を行なったが、外貨受取は一層増加する趨勢となり、わが国としても、世界的物価騰貴に際会し、原材料確保の見地から、緊急に輸入促進を図るべき事態に直面した。

この輸入促進の要請と、外国為替特別会計の円資金不足を補うために制定されたのが、「日本銀行外国為替貸付制度」（日銀ユーザンス、二五年九月二五日より実施）である。

この制度においては、外国為替銀行は、その所要資金を全額日本銀行に依存して輸入信用状の発行ができたので、従来不振であった輸入は、物価の先高見越しの折から、にわかに旺盛となった。しかして、同会計は、輸入信用状開設と同時に、その全額につき日本銀行より代り金を受領したので、輸出・特需等による外貨買入に伴う円貨支払が増加したにもかかわらず、特別会計の円資金は潤沢となった。すなわち、同会計の外貨残高が四月以降逐次増加し、年末には米ドル四億六一〇〇万ドル、英ポンド一九〇〇万ポンド、オープン勘定債権四八〇〇万ドルに達したにもかかわらず、円の借入金は、九月末の六九七億円より年末三七七億円と、三二〇億円減少したのである。

二六年一月以降は、外貨受取は、いぜん順調であったが、輸入信用状の発行は二月、三月とさらに増加し、米ドル、英ポンド、オープン勘定合計してその金額は二億七一〇〇万ドル（二月）、二億七〇〇〇万ドル（三月）の巨額

に上ったので、特別会計の円資金はさらに豊富となり、年度末までに借入金を全額返済し、なお三一七億円という巨額の余裕金をもって次年度に繰り越した。その間、外貨残高は、輸入促進の効果が現われて漸減し、三月末には総計五億〇一〇〇万ドルと、前年一二月末に比べ六一〇〇万ドル減少した。

二五年度においては、特別会計の外貨の純増をカバーするため、当初五〇〇億円（一億三九〇〇万ドル相当）を貿易特別会計より本会計に繰り入れる予定であったが、同会計閉鎖による余剰金が予想より減少したので、結局、二月中に一般会計より一〇〇億円、三月末に貿易特別会計より二六〇億円、計三六〇億円（一億ドル相当）の繰入れがあったにとどまった。かつ、貿易特別会計よりの繰入れは、本会計が、政府輸出代金で貿易特別会計に円貨支払を要するものを繰り延べていたので、事実上これと相殺された。

二六年三月末の貸借対照表を摘記すると、[5]

（単位　百万円、千ドル、千ポンド）

資産		負債	
円貨預け金	三一、七四〇	資本金（円貨ロ）	三六、二九九
外貨預け金	一六〇、〇八三（ドル 四〇一、三四五 ポンド 一五、四七五）	（外貨ロ）	七七、五六六（司令部より引継ロ ドル 一六二、四三七 ポンド 一八、九三八）
オープン勘定債権	二一、一四四（ドル 五八、七三三）	小計	一一三、八六五
外貨仮払金（ガリオア立替等）	一六、一〇二	借入金	〇
売却外貨未決済等	二〇、六五三	外貨預り金	一三二、一一五（ドル 三四二、三二九 ポンド 八、五五九）
合計	二四九、七二二	買入外貨未決済等	三、七四二
		合計	二四九、七二二

（原注）一、司令部より引継外貨が前年度末より減少しているのは、二五年四月以降、米国に対する綿花借款の返済等があったためである。

二、外貨仮払金の大部分は、ガリオアからドルの立替返還があるものである。

三、外貨預り金は、日本銀行外国為替貸付制度による為替銀行の信用状開設保証金である。その残高は資本金を上回っており、本会計の円資金不足を補ったことがよくわかる。

四、売却外貨未決済等の二〇六億円の大部分は、外貨預り金と相殺となるものである。

出所『外国為替』第四〇号、四二ページ。

二五年度中の同会計の収支の実績は表2－30のとおりである。

当初予算の際の国際収支の見込は外貨受取七億三八〇〇万ドル、外貨支払六億四四〇〇万ドル、差引外貨受取超過九四〇〇万ドル（三三八億円）と予想され、この資金不足を補うために、貿易特別会計から五〇〇億円の繰入れが予定されていた。しかし、その後、朝鮮戦争の影響を受けて輸出、特需も伸長し、外貨受取超過は二億八七〇〇万ドル（一〇六三億円）程度に達するものと予想されるに至り、補正予算においては、貿易会計からの繰入れ二六〇億円（貿易会計の収入不足による）、日銀外貨貸付制度実施による収入六七六億円、一般会計からの繰入れ一〇〇億円をもって収支償うものと予定されるに至った。

年度中の対民間収支の実績は二七八一億円という巨額の撒布超過となっており、国庫対民間収支撒布超過四六〇億円の主要な要因をなした。この撒布超過は、外貨の受取超過に対応する分も大きいが、日銀ユーザンス制度による輸

表 2-30　昭和25年度外国為替特別会計（収支）
（単位：億円）

(1) 収　入		
輸入為替売払 貿易外支払 乙種貸付返済に伴う外貨売却	対民間	1,729
甲種貸付増加に伴う外貨売却 乙　〃	対日銀	3,467
政府輸入等	対国庫	713
計		5,909
(2) 支　払		
輸出為替買取 貿易外受取 特　需	対民間	4,510
乙種貸付返済に伴う外貨買取	対日銀	665
政府輸出 終戦処理費立替返済に伴う外貨買取	対国庫	557
計		5,732
(3) 差　引		
	対民間	△ 2,781
	対日銀	2,802
	対国庫	136
	計	157
(4) 資金調達		
一般会計からの繰入		100
貿易会計　〃		260
借入金返済		△ 200
計		160
(5) 合　計		317

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，25ページ．

入円代金収入の遅延による分もまた大きい。

日銀ユーザンス制度を実施した場合、同会計の対民間収入と外貨収支中の輸入決済との間には、ユーザンス期間に相当するタイム・ラグが伴う。二五年度の外為会計の対民間収支撒布超過二七八一億円のうち、年度中の輸入ユーザンスに伴う資金の引揚遅延分は、年度末の乙種外貨貸付（外貨決済が行なわれたのちの外貨貸付。これに対し、信用状開設

表 2-31　昭和25年度外国為替特別会計（資金繰り）
（単位：億円）

(1) 円収支	
1. 外貨支払（対民間・対国庫）	3,914
2. 甲種外貨貸付対日銀増加に伴う収入（対日銀）	1,330
2. 乙種外貨貸付増加に伴う収入（対日銀）	1,472
3. 外貨受取（対民間・対国庫）	△ 5,087
4. 乙種外貨貸付増加に伴う民間からの収入減（対民間）	△ 1,472
(2) 差引（資金剰余額）	157
(3) 資金剰余の内訳	
外貨受取超過による資金不足	△ 1,173
甲種外貨貸付増加に伴う収入増	1,330
乙種外貨貸付に伴うもの	0
計	157
(4) 資金剰余関係	
資金の剰余	157
一般会計からの繰入	100
貿易会計　〃	260
借入金償還	△ 200
計（26年3月末支払元）	317

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，26ページ．

保証金積立のための貸付を甲種貸付という）残高に相当するから、その残高一四七二億円を差し引いた一三〇九億円程度が外貨受取超過によるものに相当する。

次に、この対民間収支二七八一億円の資金調達は、乙種外貨貸付増加が輸入ユーザンス分の円資金引揚遅延をカバーし、外貨収支に見合う円の支払超過一一七三億円（表2-31「円収支」の1プラス3）を、日銀甲種外貨貸付増加分一三三〇億円がカバーして、一五七億円の収入超過を生じた。

五　外国為替資金特別会計の設立とその活動状況

(1)　資金会計に改変の事由

昭和二六年四月から、従来の外国為替特別会計に代わって、外国為替資金特別会計が設立され、旧会計の権利義務を承継した。

外国為替特別会計においては、外貨の売買に伴う円貨の受払を、歳入、歳出予算として、一般会計とともに国会の議決

を要することとなっていたが、外貨の売買額は予測が困難であるため、新会計においては、外貨の売買に伴う円貨の受払は、一応、予算の枠からはずし、外貨の買取が多額に上って予算額をオーバーするような場合には、歳出権の関係から予算の補正を求めねばならなかったというような不合理な点を回避し、歳入、歳出外として経理することとし、ただし、借入金の限度についてのみ、予算上の制限（予算準則に計上）を受けるにとどめることとなった。これにより外貨の売買に伴う円貨の受払は、資本金および借入金の枠内において自由に売買ができるようになり、売買に伴う差益、資金の運営に必要な事務費および会計運営に伴う損失（主として借入金、融通証券利息）につき予算を設け、会計の活動を活発にするとともに、その損益状況を一層明確ならしめる措置がとられた。

(2)　資金会計の活動状況

当初予算における国際収支の見込は、外貨受取一四億六〇〇〇万ドル、外貨支払一三億八二〇〇万ドル、差引外貨受取超過七八〇〇万ドル（二八〇億円）で、これによる外国為替資金の円不足二八〇億円、甲種外貨貸付減少に伴う円不足一五四億円、計四三四億円の円不足が見込まれ、これが資金補足として、約五〇〇億円がインベントリー・ファイナンスとして一般会計から繰り入れられることとなっていた。

ところが、資金会計設立以降における外貨買入額は、二五年度よりさらに増加し、毎月一億七〇〇〇万ドルから二億ドルを上回るものとなった。これは特需等に伴うドルの臨時的受取がいぜん多額に上るほか、日英協定更新によるドル交換条項の削除により、ポンド輸出が急増したためである。一方、輸入は、三月までの大量輸入契約の反動で、七月以降輸入信用状の発行がきわめて不振となり、加うるに、日本銀行のユーザンス制による信用状開設保証金は二六年三月一九日以降一〇〇%から五〇%に引き下げられていたため、為替銀行より資金会計に対する信用状開設保証

金の常時残高が激減した。

したがって、資金会計の円資金は、四月以降ふたたび急速に減少し、四月以降、九月末までの支払超過は一二三八億円に達し、旧会計から繰り越した三一七億円のほか、一般会計からの繰入れ（インベントリー・ファイナンス）五〇〇億円、借入限度五〇〇億円を費消した。保有外貨残高は、オープン勘定債権を加えて、二六年九月末六億七一〇〇万ドルに達したが、年末にかけては、さらに漸増した。そのため、補正予算編成に当たって、この国際収支の見通しは、その後の事情を織り込んで大幅の修正を受け、外貨受取二〇億九九〇〇万ドル、外貨支払一九億七〇〇〇万ドル、差引外貨受取超過一億二九〇〇万ドル（四六四億円）、甲種外貨貸付減少に伴う円不足七三七億円、計一二〇一億円となり、これに伴う資金補足として、一般会計からのインベントリー・ファイナンスが三〇〇億円増額されて八〇〇億円、国際通貨基金への出資二〇〇億円、および前年度からの繰越三一七億円、合計一三一七億円が予定され、二六年度末の資金の残高は一一六億円と計算されていた。その後の実績としては、この予算の積算の基礎となった外貨受取超過が大幅に上回り、約五億ドルに上る外貨が蓄積され、これに伴って円資金不足ははなはだしく、これが処理は財政金融上の一つの大きな問題となった。

二六年度中の外為資金の収支の実績は表2－32に示すとおりであり、二七〇九億円に上る資金不足をどのように調達したかが問題となった点である。

二六年度の対民間収支については、撒布超過額は三八九億円で、二五年度の二七八一億円に比べると撒布超過額は著しく減少したが、これは、輸出・特需等外貨の受取超過が減少したことによるものではなく、二六年一一月一日からの日銀乙種外貨貸付制度の輸入貿手制度への切替えと、これに伴う乙種外国為替貸付の減少に基づく民間からの資

表 2-32　昭和26年度外国為替資金特別会計(収支)
(単位：億円)

(1) 収　　入		
輸入為替売却	(対民間)	7,517
貿易外支払	(対民間)	
乙種貸付返済に伴う外貨売却	(対民間)	
甲種貸付増加に伴う外貨売却	(対日銀)	3,702
乙　〃	(対日銀)	
他会計への外貨売却	(対国庫)	13
計		11,232
(2) 支　　出		
輸出為替買取	(対民間)	7,906
貿易外受取	(対民間)	
特需	(対民間)	
乙種貸付返済に伴う外貨買取	(対日銀)	5,533
特調資金及び援助会計からの外貨買入等	(対国庫)	502
計		13,941
(3) 差　　引		
	対民間	△ 389
	対日銀	△ 1,831
	対国庫	△ 489
	計	△ 2,709
(4) 資金調達		
一般会計からの繰入		800
外為証券		700
スワップ		920
計		2,420
(5) 合　　計		△ 289
(6) 外国為替特別会計からの引継		317
(7) 支払元		28

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，35ページ.

金引揚げが多額に上ったからである。

すなわち、一一月以降開設される輸入信用状の輸入決済に必要な外貨は、日銀が乙種貸付の形で貸し付けることはなくなり、輸入業者が直接外国為替資金から買い入れることになり、輸入決済に当たって、外国為替資金において新しく民間からの引揚げが起こることになったこと、および二五年度末一四七二億円に上った乙種貸付は、一一月の制

度改正によって、その新規の増加は一一月以前に輸入信用状が開設されたものについてのみ起こり、それ以後の分はないこととなって、年度全体としては減少の一途を続けたが、一方、貸付の返済は、ユーザンス期限到来とともに、つぎつぎと起こり、年度中八八一億円（表2-33参照）もの減少を示したことが、二六年度外国為替資金撒布超過減少の原因と考えられる。

表 2-33　昭和26年度外国為替資金特別会計(資金繰り)
(単位：億円)

(1) 円　収　入		
① 外貨支払	(対民間／対国庫)	6,649
② 乙種外貨貸付減少による収入増	(対民間)	881
③ 外貨受取	(対民間／対国庫)	△ 8,408
④ 乙種外貨貸付減少に伴う外貨買戻し	(対日銀)	△ 881
⑤ 甲種外貨貸付減少に伴う収入減	(対日銀)	△ 950
(2) 差　引（△円不足）		△ 2,709
(3) 資金不足の内訳		
外貨受取超過		1,759
甲種外貨貸付減少		950
乙　〃		0
計		2,709
(4) 資金補足の方法		
一般会計からのインベントリー		800
外為証券		700
スワップ		920
支払元の減少		289

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，36ページ.

また、このような同資金の撒布超過の減少は二六年度の財政政策の展開において二五年度とは相当異なった方向を可能にした。二五年度においては、外為会計の巨額の撒布超過をめぐって財政は見返資金、預金部資金の政策的な留保等強力なインフレ抑制措置を講ぜざるをえなかったが、二六年度においては、一般会計の巨額な引揚超過の事情とも相まって、同資金の撒布超過の減少は財政資金の放出において積極的な行き方を可能にした観がある。

二六年度中の同会計全体の資金不足は、二七〇九億円の巨額に上っており、この内容は一七五九億円（四億八八〇〇万ドル）に上る外貨受

取超過と甲種外貨貸付の減少九五〇億円とから成っている。年度中の資金不足を原因別に分け、これに対する資金補塡方法を表示したのが表2－33である。補正予算編成時においてさえ、資金不足は一二〇一億円と見込まれたので、二七〇九億円という巨額の不足に対しては、予算上の補足手段では賄い切れず、スワップ等の手段をも講ぜざるをえなかった。

補正予算においては、インベントリー三〇〇億円、一時借入金の限度二〇〇億円の拡張が行なわれたが、補正予算実施前に資金はまたもや底をつく有様となり、為替買取等に遺憾なきを期するため、応急の措置として、補正予算によるインベントリー・ファイナンスを見合いとして、外国為替管理委員会が日銀に外貨を買戻条件付で売却して所要資金を調達するという、いわゆる対日銀円ドル・スワップ（限度三〇〇億円）取決めを一〇月四日締結し、これにより一〇八億円が一〇月一一日とりあえず調達された。

その後、一一月一日以降日銀ユーザンス制度が輸入貿手制度に切り換えられることになった関係から、一〇月において輸入信用状の開設が一時的に集中し、当月の対日銀収入が五二四億円と多額に上ったものの、逆にポンド貨の実勢低下、レート切下げ説さえ出るという事情を背景として、ポンド圏への輸出が急伸し、一二月に入り、民間への支払は八二二億円に上り、またもやスワップ二〇〇億円を実施して越年した。

第四・四半期に入り、輸入の不振と輸出、特需の好調という基本的動向には変化なく、その後数次のスワップを実施し、年度末におけるスワップ残高は九二〇億円に上った（スワップ限度は二月に八五〇億円、三月に九五〇億円とそれぞれ拡張された）。また、一時借入金七〇〇億円は、外為証券という形でこれを全額次年度へ持ち越した。

なおスワップについては、日銀信用の積極的な利用にほかならないものであり、これについては、その見合い財源

として一般会計からのインベントリー・ファイナンスと国際通貨基金への出資等がその引当とされている。これは、スワップが無条件・無制限に行ないうる資金調達の手段ではなかったことを示しているとともに、可及的に財政の総合均衡の枠を維持しようとしてとられた措置であったことを示していると考えられる。

六　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計の損益状況

(一)　昭和二四年度

表2－34によると、二四年度の損失一八億円強の主因は、ポンド切下げによる評価損である。

(二)　昭和二五年度

表2－34によると、二五年度の損失九億円強の主因は、支払利子がかさんだことで、これは国庫余裕金減少のため、一時借入金に依存することが多かったためである。

(三)　昭和二六年度

当初予算によると、

収益	外国為替売買差益	九八五百万円
	預け金利息等	七二〇〃
計		一、七〇五〃
損失	借入金利息	七一一〃

事務費等	一二五 〃
計	八三六 〃
純益	八六九 〃

売買差益は、年間約二八億ドルの売買を予定したものであり、預け金利息は、常時二億ドルを、各年一％の利息で定期預金するものと予定し、借入金利息は、常時一五〇億円を短期証券（日歩一銭三厘）で賄う計算であり、国庫余裕金については利息支払がない。

実績は、外国為替売買が、補正予算では年間約四〇億ドルを上回るように修正されたのが、さらにこれを上回ることとなり、その差益が増加して、約一四億円の収益を生じた。

外国為替資金特別会計の主たる収入源は、外国為替売買差益（基準レートに対し、ドルは三五銭、ポンドは九八銭開き）および外貨運用利益である。同会計は、累次のインベントリー（二五年度三六〇億円、二六年度八〇〇億円、二七年度三五〇億円、合計一五一〇億円、二八年度以降はインベントリーを廃止して円資金の不足分は借入金で賄うこととした）により、自己資金は二四年度末八八八億円、二五年度末一一五〇億円、二六年度末一九二四億円、二七年度末二二七四億円となり、為替相場に変動がなければ、相当額の利益をあげうることとなった。

ただし、外貨の大部分は、経常の売買に必要なため、無利息の当座勘定として保有され、一部剰余部分は定期預金とされるが、ニューヨーク、ロンドンの金利が低いため、年〇・七五％ないし一％にすぎない低率である。

外貨が累増する際は、外貨買取を国庫余裕金の借入または短期証券の発行にまたねばならぬ場合が多く、国庫余裕金は無利息であるが、証券発行の際の金利は、日歩一銭三厘（年利四・七四％）であり、二六年一〇月一日の日本銀行公

表 2-34　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計損益

（単位：千円）

	24 年 度	25 年 度	26 年 度
収益			
外国為替等売買差益		80,106	1,398,166
受入利子	911	258,376	
外貨による収益			383,649
その他			189,720
計	911	338,481	1,971,535
損失			
外国為替等評価損	1,694,365	68,483	
支払利子	133,385	1,147,271	384,540
事務費等	17,857	51,992	202,344
計	1,845,607	1,267,745	586,884
差引利益及び損失(△)	△ 1,844,696	△ 929,264	1,384,651

（注）各項目の説明

外国為替等売買差益……外国為替等の売買に伴う損益にして，為替の集中手数料および予約手数料である．

受入利子……円ドル，円ポンドのスワップによる利子．

外貨による収益……外貨による定期預金の利子および特別決済勘定のスウィング超過分に対する利子等である．

その他……内容は，予約相殺による差額円貨受入(35,224千円)，ポンド・ユーザンス等関係保証手数料（123,075千円），違約金（31,226千円），恩給法納金（195千円）．

外国為替等評価損……昭和24年9月17日，ポンドのレート切下げが行なわれ，1ポンド1450円から1008円に下落したが，同日までのポンド建輸出契約に対しては旧レートにより円貨支払が行なわれた．

支払利子……日銀よりの一時借入金に対する利子支払（日歩8厘）および外国為替資金証券発行による支払利子（日歩1.3銭）．

出所：外国為替管理委員会資料．

定歩合引上げ（商業手形割引歩合二厘引き上げて一銭六厘）により日歩一銭四厘が一銭六厘になり、国庫余裕金も多くを期待できないとなると、大きな内外の金利差は、同会計に常時多額の借入金を許さなくなる。

次に、同会計は為替の集中機関である関係上、為替相場変動のリスクを全面的に負っており、リスクの一部をカバーするために、外国為替売買差益のほかに、リスクをカバーする意味での収入を

考えることが適当とされ、そのために、先物相場に若干の開きを付することが当然と考えられ、イングランド銀行においても年一%相当の開きを付していることから、わが国においてどの程度とするかがさしあたりの課題となることを指摘する向きもあった。

七　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計に対するインベントリー・ファイナンスの問題

同会計は、すでに記したような経緯をもって昭和二五年度一般会計から一〇〇億円、貿易特別会計から二六〇億円のインベントリー・ファイナンスを受け、二六年度においては、当初予算において五〇〇億円、補正予算において三〇〇億円の追加が可決されたが、その額が巨額なために論議をかもすに至った。

ここで、インベントリー・ファイナンスについて若干の予備的説明を付しておこう。インベントリー・ファイナンスについては、次の二つの観点が指摘される。

一つは、いわば会計技術的観点で、政府会計によって外貨の集中を行なっている以上、貿易取引に経常的に必要な運転外貨資金（それは当然資産としては固定的）は、財政出資の形で保有することが適当であるとする観点である。経常的に資産として固定すべき部分を借入金によって賄うのは、借入金の性質上不適当である。ただし、どの程度の外貨保有高をもってわが国貿易取引に必要な固定的運転資金量とみるかは、そのときどきのわが国の貿易規模、国民経済力等の諸条件の慎重な考察によって決定されるべきである。

第二は、財政収支の実質的均衡の確保のために、一般会計からのインベントリー・ファイナンスが実施されている

ということである。

いわゆるインベントリー・ファイナンスという用語は、もっぱらこの意味に使用されており、財政面からのインフレ抑制措置の一環をなすものとして理解されている。すなわち、国際収支の外貨受取超過による通貨増発は、財政収支面からの通貨収縮（国庫対民間収支の引揚超過）をもって対応し、財政面から通貨の安定を維持しようというものである。この方式はドッジ・ラインの重要な一環をなしたものであって、輸出の可及的な増大を図りつつも、これによって国内的にはインフレを再発せしめないというドッジ・ラインの困難な命題は、このような方式によって一応解決されてきたのである。

しかし、外国為替資金の不足をこのような一般会計からのインベントリー・ファイナンスによって処理することについては相当の批判もある。その焦点は、一般会計からのインベントリー・ファイナンスという方式で円不足に対処すれば、インベントリー・ファイナンス分相当の円資金は、政府保有外貨の増加という形で、政府に棚上げされた結果となり、市中金融はこの分について恒常的に資金不足に悩まねばならないという点であり、これが必然的にオーバー・ローンの一つの要因になるというのである。

一般会計からのインベントリー・ファイナンスの根本の趣旨が国際収支面からの通貨増発を抑制し、通貨的安定を維持することにあるならば、必ずしも所要財源を一般会計から直接外国為替資金へ繰り入れることは必要とせず、要は外国為替資金の撒布超過を相殺するに足る引揚超過を実現することをもって足りるはずである。そしてその引揚超過額は政府預金中に滞留させておくか、あるいは日銀保有の政府証券への運用として、流動性ある状態に保っておけば、経済循環の変化に即応して、適宜これが民間への還元を図ってゆくことも可能とされる。しかし、一般会計から

のインベントリー・ファイナンスは、財政収支の実質的均衡を図るほか、手持外貨の増加に応ずる資金不足を補うという字義本来の意味においても考えられ、この二つの要請を同時的に解決しようとするものとして採用される。

この点から困難な問題が生じているのであり、一般会計の民間からの引揚超過額を外国為替資金へのインベントリー・ファイナンスとして運用すれば、この引揚超過分は政府保有外貨の増加という形で固定化され、これが民間への還元は手持外貨の減少、したがって輸入の進捗にまつほかはないことになる。もちろん、政府保有の外貨を日銀に売却する方途も考えられ、この場合は外為特別会計の対民間収支は当然撒布超過となる。いずれにせよ、民間からの引揚資金を政府保有の外貨の増加という形で固定化させておくことは、輸入動向いかんによってだけその民間への資金還元が可能となるという意味において、経済事情の変転に応ずる機動性を欠くうらみがある。

このように、インベントリー・ファイナンスによる資金調達は各種の影響をもっているが、急激な外貨受取超過によって生ずるインフレ傾向を抑制することに役立ったのである。

輸出超過になれば、通貨は増発されてインフレ圧力が生じ、出超の抑制と輸入の増加を誘発するというメカニズムは、戦後のわが国経済にはそのままの形で受け入れることがきわめて困難な状態にあり、国民生活の維持、生産の増強のためにも大量の物資を輸入せねばならなかったが、そのためには相当程度の外貨の受取超過が続くことが必要であり、このためには外貨の受取超過によるインフレ要因を極力、財政金融政策で減殺し、通貨の安定を維持する必要があった。一般会計からのインベントリー・ファイナンスは、このような一連の措置の一つであったとして理解すべき性質のものであった。

以上、説明がやや抽象的に走りすぎたので、より具体的に要点を摘記するならば、外国為替資金特別会計の前身で

ある外国為替特別会計では、貿易特別会計の負担において、司令部勘定に蓄積された外貨を無償で譲り受け、これに貿易特別会計から四〇億円を資本金として受け入れ出発したのであるが、その額は約二億ドル相当額であって、戦後回復の途上にあるわが国の外貨保有金額としては不十分なものであった。その後、朝鮮戦争の関係もあって、外貨資金が急増したが、この増加する外貨の買入資金を借入れによって賄うことは、当時のわが国の現状にあって、ただちにインフレを助長することとなるので、租税等の歳入により、これを賄う方針がとられたのである。

健全なる経済情勢下においては、輸出の急増による輸出インフレと、為替平衡勘定の自国通貨不足は、同勘定の短期証券市中売却によって解決されるから、インベントリー・ファイナンスは必要でなく、その例としてイギリスがよく引合いに出されるが、当時のわが国では、市中の短期証券消化が全く望まれない状況であり、わが国の場合は、常時保有すべき外貨は、できるかぎりこれを政府の蓄積、すなわちインベントリーで賄うのが健全な行き方とされたのである。そして、各年度インベントリー受入れにより、資本金は、二七年度末二二七四億円(約六億三〇〇〇万ドル)となり、貿易規模の増大も著しかったが、それにしてもかなりの額と考えられた。

(1)　龍治紀男「外国為替資金特別会計の回顧と今後の展望」(『外国為替』第四〇号、昭和二七年一月)、大蔵省『財政金融統計月報』第三〇号(国庫収支特集)、一六―一七、二五―二七、三五―三七、六六―七八ページ、参照。

(2)　これに関する試算の一、二の例を引用すると、まず「当時の貿易資金における損益計算によると、終戦以降二三年度末までの為替差損は三、六一九億円の巨額に上るが、これは同期間における貿易上の対日援助をも含めた受取超過額を三六〇円レートで換算したものから、貿易資金の円貨面の収入超過額を差引いた額である」とされている(経済企画庁編『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、二三ページ)。この三六一九億円という計数は、『国の予算』昭和二四年度、三〇一―二ページ所載の損益計算による為替差損と同一である。

また、大蔵省『財政金融統計月報』第五号(国際収支特集)所載の試算によると、円貨に対応する外貨勘定が日本側にな

いため、正確にはできないが、終戦以降昭和二三年度末までの日本の貿易実績による入超額と、通産省の資料から推定した貿易外収支の受超額を現行為替レート三六〇円で換算した結果(A)と、貿易資金の決算上外貨に対応すると見なされる円の支出九八五億円強（表２－26に掲げた外貨債権振替額）から収入一四六〇億円（同上外貨債務振替）を差し引いた結果(B)とを比較すると、Aの方が三三〇八億円多く、この分が一応貿易・貿易外取引の為替差損額に見合うものであるが、このほかに、外貨に対応しない輸入諸掛、貿易公団経費支弁等による損失とみなせる分が一〇〇億円を超えている（同、三二ページ）。

(3)　貿易資金の欠損による問題点は、「貿易資金のアンバランス」（二二・七・二二）（大蔵省『調査月報』第三六巻特別第六号、二九二―三〇四ページ）、「貿易資金の現状と改善の方法」（二二・九・一五）（大蔵省『調査月報』第三七巻特別第六号、五六〇―六五ページ）等により、早くから指摘されていた。

(4)(5)　前節注5と同様の事由により、その後大蔵省により発表された計数（たとえば『財政金融統計月報』第四六号、三九ページ所載）とは突合しない。

第三章　外国為替予算制度(1)

第一節　外国為替予算制度

一　概　要

外国為替予算（以下「外貨予算」と略称することがある）は、昭和二四年一二月一日法律第二百二十八号「外国為替及び外国貿易管理法」第三条に基づいて内閣に設置された閣僚審議会において作成されることが定められ、昭和二五年一月から四半期（三ヵ月）ごとの予算期に分け、二七年四月からは半期（六ヵ月）ごとの予算期に改められて、昭和三九年三月三一日まで、一四年三ヵ月にわたって実施され、三九年四月一日、わが国が国際通貨基金八条国に移行するに伴い、三九年三月三一日をもって廃止された。

外貨予算は、国が一定期間について設けた予算金額であり、これに基づいて、貨物輸入もしくは貿易外支払のための外貨の支払、または支払の原因となる行為もしくは取引を認めるものである。この制度により、輸入品目または項

目別、支払通貨別予算が定められ、対外支払が規制されるので、国際収支の均衡を図るための直接的手段として、その効果が期待された。

形式的に外貨予算とは、いわゆる外貨予算書、すなわち、外国為替予算総括表、輸入貨物外国為替予算および貿易外支払外国為替予算を一括したものをさすが、[2] 実体は、一定期間における商品別、通貨別、項目別外貨支払許可枠である。外貨予算は法令上公表すべき政府の義務はないが、[3] 発足後二回目に当たる二五年四―六月予算から、予算期がはじまる前に商品大分類、貿易外大項目別にその内容が新聞発表されるようになった。[4]

「外国為替及び外国貿易管理法」はその第一条（目的）において、「この法律は、外国貿易の正常な発展を図り、国際収支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外国為替、外国貿易及びその他の対外取引の管理を行ない、もって国民経済の復興と発展とに寄与することを目的とする」と定めており、この目的実現のための二大支柱が、〃外貨の集中〃と、〃外貨予算制度〃であった。

すなわち一方においては、居住者、非居住者に対してわが国内にある対外支払手段および貴金属を（第二一条）、居住者に対して対外支払手段、貴金属、外貨債権および外貨証券を（第二二条）、非居住者に対して内国支払手段、本邦通貨をもって表示される債権および証券を（第二三条）、それぞれ集中する義務を課すると同時に、他方で、この外貨予算制度を設け（第三章）、外貨需要を一定の限度に抑制し、支払外貨を重要物資あるいは重要サービス項目に重点的に割り当てることにより、その効率的使用を図ろうとした（なお、外為法第三章の規定をうけて、輸入については輸入令第四条、第五条、第六条および第九条、貿易外支払については外為令第二二条第四号および第一一条第四項によりすべての外貨資金の使用は、外貨予算によって制約された）。

この制度は、外国為替管理委員会委員長木内信胤の構想および二四年秋来日した西ドイツ輸出入合同機関理事長ウィリアム・J・ローガンの構想に範をとり、「外国為替及び外国貿易管理法」の制定以来、貿易為替管理の核心的部分として、国際収支均衡のため重要な役割を果たしてきた。このような外貨予算の役割は、外為法第一章総則および第三章の規定の趣旨に沿うものであった。

講和条約の締結までは、外貨予算の運用面では、予算期間が三カ月に定められ、予算規模を決定するために重要な外貨受取の見通しについて輸出信用状接受高、輸出認証統計など相当確実な手がかりが得られており、予算制度発足後直ちに朝鮮戦争が勃発し、特需による受取が発生し、輸入促進が図られるという事態になり、輸出不振による国際収支均衡の困難に直面するのは講和条約締結後、ガリオア資金援助が打ち切られ、米ドル収支が逆調となってからであった。

国際収支の困難打開に当たっては、輸入制限すなわち外貨予算の圧縮という形で対処することとされ、昭和二八年から二九年にかけての国際収支赤字により、二九年度以降三〇年度半ばまで外貨予算の圧縮が図られた。ところが、外貨予算制度に内在する輸入制限的性格により、昭和三〇年代に入り、外貨予算制度は、国際収支均衡の具というよりは、国内産業政策の一環として、国内産業保護という役割を演ずるという性格が強まってきた。すなわち、輸入総額と品目別予算額が外貨予算により規制され、輸入業者の申請に対する外貨割当に際し、品目によっては輸入地域が制限され（とくにドル地域）、輸入業者も一定の有資格者に限定される。さらに、予算作成後も、実行予算（二九〇ページ参照）により輸入公表または輸入発表が期中随時行なわれてはじめて輸入許可が与えられるので、輸入時期までが規制されることになる。

わが国の輸入実施は、これらの各段階で管理され、外貨収支の均衡を確保するという本来の目的から、しだいに国内産業を保護するための〝障壁〟としての役割が、昭和三〇年代に入り認められるようになった。外貨予算制度は昭和三九年三月末をもって廃止されたが、その後、昭和四三年に入り、ガット総会で「非関税障壁」（Non-Tariff Barriers, 略称NTB）の問題が扱われるようになり、外貨予算制度に代わって創設された「輸入割当制度」が、わが国のNTBとして、各国から撤廃を要求され、外貨予算制度廃止後も存続した複雑な「輸入承認制度」、および国際収支の好転にもかかわらず存続された「輸入担保金制度」等が、わが国のNTBとして各国から指摘された。

一方、わが国の外貨予算制度により、乏しい外貨資金を有効に使用して、昭和三〇年代からの国内経済の合理化、近代化により、高度成長・国際収支の黒字を実現したことは、外貨の不足に悩む多くの開発途上国の関心を強く惹くこととなり、この制度の詳細を調査し、その援用を考慮したいという要請が寄せられたほどである。(5)

二　外国為替予算制度制定までの経緯

終戦後のわが国の為替管理はすべて司令部の責任において行なわれてきたが、経済の安定と外国為替機構の整備進展に伴い、司令部は日本側に為替管理の権限を移管することを考え、昭和二四年二月二日、日本政府に対し、外国為替管理委員会（以下「外為委」と略称することがある）を設置するよう指令した。この指令に基づき、三月一六日、外為委が設置され、木内信胤外為委員長は、自らの木内構想を基礎として、「外為法」の草案作成に入ったが、関係官庁の意見調整が難航した。

一方、司令部の招聘により、同年秋、フリール使節団、ローガン、ヤン・V・ムラデク（チェコ元大蔵次官、当時国際通貨基金）およびアーネスト・A・ウイチン（国際通貨基金）など金融、貿易および為替管理の専門家が来日し、それぞれ有益な勧告を行なった。すでに、第一章第二節注4において記したところであるが、わが国の外貨予算制度は、以上のような経緯を経て、ローガン構想による西ドイツの方式が多く採り入れられることとなった。(6) たとえば、閣僚審議会制度は、西ドイツの輸入諮問委員会 Import Advisory Committee（IAC）にならったものとみられ、輸入公表、先着順による銀行輸入承認原則、一定貨物についての外貨資金割当や、輸入限度、仕入地域変更についての事前許可制度、雑輸入品目枠設定なども西ドイツ輸入方式によったと考えられる。また、外貨予算の実行管理機関として日本銀行を指定したのはムラデク報告の勧告しているところである。(7)

以下、ローガン構想、ムラデク報告および西ドイツの輸入管理方式についての内容に触れておこう。

ローガン構想

昭和二四年一〇月二一日、司令部より通商産業省宛覚書「民間輸入に関する総司令部経済科学局覚書」が手交された。これが、いわゆる「ローガン構想」で、これまでの機械的な貿易方式を排して、経済の自動調節作用にまかせた自由取引的性格が濃いものであった。その要点は、①輸出入手続の簡素化、②輸出入管理の民間移行、③双務協定の推進、④輸入先行主義による輸出促進、などを目標とし、外貨予算制度と、為替管理の銀行主義を具体的に勧告している。木内構想にも、外貨予算制度が示されているが、ローガン構想は、これを一層発展させている。

ムラデク報告

昭和二四年一一月一五日、司令部から日本政府に対し、ムラデク＝ウイチンの報告書「日本の外国為替及び外国貿

易管理に関する報告書」が手交された。この報告の輪郭は、第一章第二節注4に記してあり、また、外貨予算制度に関する限り、この報告書は必ずしも採用されなかった面も多いが、当時の有力な考え方であった。

西ドイツの輸入管理方式

外貨予算制度については、「ローガン構想」による西ドイツの方式が多く採り入れられたが、当時の西ドイツにおける輸入管理方式は大要次のとおりである。[8]

一九四九年二月二八日から、ドイツ新輸入方式が実施されたが、新方式では、輸入管理の中核となる輸入諮問委員会（IAC）が外貨予算を立案し、西ドイツ占領地域の連合国側機関である合同輸出入機関（JEIA）の認可を受けたのち、逐次商品別の割当予算額がドイツ側機関である経済統制局（VPW）から公表される。この公表に従って輸入業者は外国為替銀行宛に輸入許可申請書を提出し、外国為替銀行は、中央物資予算局（CCBO）に対して、外貨資金の利用を申込む。当時は先着制度の原則をとっていたので、予算の残高がある限りCCBOによって承認され、外国為替銀行はこれに応じて輸入許可を発給することになる。

なお特定物資については、輸入諮問委員会の定めるところにより、経済統制局から、輸入業者宛に外貨割当証明書が発給される。

以上が、当時の西ドイツ輸入管理方式の概要であり、その後、輸入諮問委員会（IAC）が、連合軍の管轄から全く離れて、輸入委員会 Einfuhrausschuß と名称を変え、輸入管理方式もかなり改正された。

(1) 第三章に関するおもな参考資料として、東京銀行調査部「わが国外貨予算制度解説」（「東銀調査資料」第一六号、昭和三三年四月）、東京銀行調査部「外貨予算制度の解説」（「東銀調査資料」（号外）、昭和三五年六月）、ヤン・V・ムラデク、アーネスト・A・ウイチン「日本の外国為替及び外国貿易管理に関する報告書」（「外国為替管理委員会月報」第一号、昭和二五年三月）、一―二四ページ、「外国為替予算制度の回顧」（『外国為替』第一四号、昭和三九年六月）、七八―九四ページ、白

鳥正明「貿易外支出予算の諸問題」（『外国為替』第五一号、昭和二七年六月）、二八―三二ページ、がある。

(2) 外貨予算書には、本来の外貨予算でないもの、たとえば、総括表総則中の輸入令第二十条に基づく政府機関の輸入する貨物の指定、あるいは同表中の国際収支見込等のように、外貨予算とは直接関係ないが関係審議会の任務の一つとして行なう行為の議事録的な意味をもつもの、あるいは外貨予算に関する参考資料的な意味をもつもの等も入っている。

(3) 外貨予算自体の公表義務はないが、貨物の輸入については、輸入貿易管理令第三条の規定により、通商産業大臣は外国為替予算に基づき、関係審議会の定めるところに従い、輸入の承認を受けることができる貨物の品目、決済通貨等、船積地域その他貨物の輸入について必要な事項を公表するものとされている。

(4) 二五年一―三月分の外貨予算が発表されなかったため、外貨予算書に数万円の値段がつけられて取引されたというわさが出た。

(5) とくに、東南アジア諸国のスタッフから、一四カ年余にわたるわが国の外貨予算の実施経過についての詳細な記録入手方の要望は強いものがあった。

(6) 吉崎英男「輸入方式の進展」（『外国為替』第一七号、昭和二六年一月）、九ページ。

(7) 吉崎前掲論文、一〇ページ。

(8) 東京銀行調査部（大塚順次郎執筆）「わが国外貨予算制度解説」（「東銀調査資料」第一六号、昭和三三年四月）、一五―一六ページ。

第二節　外国為替予算の作成と決定

一　外国為替予算の作成機関

(一)　閣議審議会

「閣議審議会令」(昭和二四年一二月一日政令第三百七十六号)によると、閣議審議会は、外貨予算作成の責任を負うものとして内閣に設置され、内閣総理大臣を会長とし、大蔵、農林、通商産業、運輸の各大臣および経済安定本部総務長官を委員とし、外国為替管理委員会委員長を諮問委員として構成された。諮問委員は会議に出席し審議会の諮問に応ずることになっている。

同審議会の性格は、内閣の行政事務の決定機関であり、名称としては審議会の名を用いたが、国家行政組織法第八条に規定する諮問的な審議会ではない。本来、外貨予算の作成は、閣議で決定し、内閣としてこれに責任をもって当たるべき重要な事務であるが、特に経済および渉外関係の閣僚をして処理させることにより、事務の迅速化と責任の所在の明確化を企画した、いわゆるインナー・キャビネットたる性格のものとなった。したがって、国家行政組織法第三条二項にいう「行政組織のために置かれる国の行政機関」とも異なるものである。同審議会は、外貨予算の作成および変更のほか、外為法に基づく政令によって、同審議会の任務に属せしめられた事項を行なうことを任務とした

(審議会令第一条二項)。

外貨予算の作成および変更のほか、閣議審議会の任務とされた事項は、次のとおりであった。

(一)　輸入公表に関する事項(外為令第十二条、輸入令第三条)
(二)　政府機関の外貨資金使用金額の指定(外為令第二十六条第四項)
(三)　政府機関の輸入貨物の指定(輸入令第二十条)
(四)　輸入担保に関する事項(輸入令第十三条)

閣議審議会の議事について必要な事項は、審議会令第七条により定められた議事規則により、次のようになっていた。

(一)　会議の日時、場所、議題は会長が定めて委員および諮問委員に通知する。
(二)　会議の定足数は過半数とする。
(三)　会長が会議の議長となり、議事を掌理し、会長に事故あるときは会長が指名する委員がこれに代わる。
(四)　議長が必要あると認めるときは、関係官吏その他の者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
(五)　議事は出席した会長および委員の全会一致をもって決する。
(六)　議事録は会議の都度経済安定本部貿易局において作成する。
(七)　この規則に定めるものの外、審議会の運営に関して必要な事項は会長がこれを定める。

(二)　閣議審議会幹事会

審議会に関する事務の多くが審議会の下部機構として設置された幹事会に委ねられており、その職務は審議会の決定による幹事会設置要領により、次のとおりとされた。

(一) 外貨予算の作成に関する方針の審議
(二) 外貨予算案の審議
(三) その他審議会の決定または承認事項の事前審議
(四) 幹事会の任務として審議会から委託された事項の審議
(五) その他　外貨予算と関連する外国貿易および外国為替に関する重要事項の審議

幹事会の構成員は、経済安定本部貿易局長、同財政金融局長、外国為替管理委員会委員長、通商産業省通商局長、大蔵省理財局長、農林大臣官房長、運輸大臣官房長の七幹事よりなり、経済安定本部貿易局長が幹事長として会務を総理した。幹事会は原則として毎週一回、その他必要に応じて随時開くものとされ、必要に応じて関係官庁の職員の出席を求め、その意見または説明を聞くことができることとなっていた。

以上が設置要領に示された事項であるが、講和条約締結までは、幹事会で事務的な結論に到達した外貨予算関連案件は、SCAPに移され、毎週木曜日のSCAPおよび日本側担当官の合同会議において討議修正ののち、SCAPの正式承認がとりつけられ、これを最終的に閣僚審議会（持回り形式の場合もある）に提出して決定していた。

講和条約成立後、二七年八月一日行政機構の改革により経済審議庁、大蔵省為替局の発足、経済安定本部の改組、外国為替管理委員会の廃止に伴って閣僚審議会の委員に経済審議庁長官、諮問委員に日本銀行総裁が加わり、経済安定本部総務長官、外国為替管理委員会委員長が除かれ、大蔵省為替局が閣僚審議会の事務を処理することとなった。

二　輸入貨物外国為替予算の作成手続

(一) 予算作成の準則

外貨予算の作成については、外為法第一六条から一八条までによりその準則が定められている。すなわち、

(一) 外貨予算は、外国為替の使用可能量の慎重な予測に基づいて作成し、外貨資金の不足の発生によって、債務不履行または予備費の望ましくない減少に陥ることがないようにしなければならない（第一六条）。
(二) 外貨予算は通貨の交換または振替の可能性を考慮して作成されなければならない（第一七条一項）。
(三) 外貨予算は、外国貿易その他の取引において通常生ずることのあるべき不特定の需要に即応し得るように十分の通常予備費を設けなければならない（第一七条二項）。
(四) 外貨予算は、計算もしくは評価の過誤または予測できない緊急の需要に基づく不足を補充するため、通貨別に一定の外国為替の使用可能量を非常予備費として設けなければならない（第一八条）。

これらを受けて、審議会令は次のことを定めた。

自動承認制導入以前
（二四年一二月一日政令第三百七十六号）
第六条第四項
一、貨物の輸入に関するものは、その品目別（品目別に区分することが適当でないものは、雑輸入品として一括する）及び仕入地域別に、貿易外の支払に関するものは、その用途別に区分すること。

自動承認制導入以後
（二五年八月九日政令第二百五十九号による改正）
第六条第四項
一、貨物並びに貴金属のうち、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金、これらのものの合金の地金その他これらの金属を主たる材料とする物（以下「貨物等」という。）の輸入に関するものは、その品目別（品目別に区分することが適当でないものは、雑輸入品として一括する）及び仕入地域別金額に区分すること。但し、輸入の承認が自動的になされるべき貨物

二、通貨の単位別に区分すること。

三、貿易又は支払に関する取極のあるものについては、その旨を明かにすること。

四、外貨資金の割当を行うべき貨物の品目その他の範囲を明かにすること。

等については、その品目、その品目の仕入地域並びにこれらの品目を通ずる金額をその輸入代金の決済方法に従ってそれぞれアメリカ合衆国通貨による金額、連合王国通貨による金額、清算勘定による金額及び求償方式による金額のみに区分すること。

二、貿易外の支払に関するものは、その用途別に区分すること。

三、通貨の単位別に区分すること（輸入の承認が自動的になさるべき貨物等を除く）。

四、貿易又は支払に関する取極のあるものについては、その旨を明らかにすること。

五、外貨資金の割当を行うべき貨物等、輸入の承認が先着順によりなされるべき貨物等及び輸入の承認が自動的になされるべき貨物等についてそれぞれの品目を明らかにすること。

（二）外貨資金の使用可能量の推定

外貨予算は、外貨による支払許可の枠を示すものであるから、支払の裏付けとしてどのくらいの収入が見込まれるかが、結局は枠の規模を左右することとなる。したがって、外貨予算作成の際、当該予算期中の外貨受取見込額を推定することが、まず第一に必要となる。次に、外貨予算が当該予算期中に使用されるということは、支払の許可が与えられるということで、実際の支払行為は、当期に許可された分全部について実行されるというわけではなく、翌期以降に実行される分もあり、したがって、当期中の現実の支払には、前期および前期以前の予算に基づく支払分が含

まれる。よって、予算額の規模の定め方の一法として、収支均衡を前提とすれば、当期の収入見込額から、既往予算に基づく支払分を控除した残額が、当期の予算による当期の支払分に充当できることとなり、各予算期を通じ、当期予算額に対する当期予算分支払額の比率が一応安定していれば、この比率を用いて逆算することにより、収支均衡が確保される外貨予算規模が算定できることとなる。

そこで、まず当期中の外貨受取額の見込みを樹てることとなるが、これは、一般的に考えると、経済予測の問題であり、予測手法が開発されるにつれ、また、利用可能な資料の種類が増すにつれ、予測にとって有用となるが、外貨予算作成の際実際に採られた手順の大要[1]を次に記しておこう。

「外国為替銀行及び両替商の報告に関する政令」（昭和二四年一二月一日政令三百七十七号）により、信用状等の接受および発行、輸出の認証や輸入の承認あるいは顧客との間に行なわれた諸取引についての報告が、外国為替銀行および両替商を通じて、大蔵省、通産省、外国為替管理委員会またはそれらから事務を委任された日本銀行に提出されることとなっており、これら報告を集計して、輸出入信用状統計（日本銀行）、輸出認証統計、輸入承認統計（以上通産省）がそれぞれ作成・発表されており、これら統計は輸出入の先行指標として利用できる。また、特殊の大口取引については関係各省の許可事項となる場合が多く、予算期間が講和条約締結時までは三ヵ月であったことにもより、輸出の見込みは、輸出信用状接受統計、輸出認証統計、大口輸出契約案件、輸出契約状況などの資料を利用することにより、総輸出額とその国別・商品別の内訳が当該予算期の三ヵ月間の分について樹てられた。

外貨予算は貨物輸入分と貿易外支払分とから構成されるが、貿易外支払分の総額は比較的に少ないので、外貨収支の見通しとしては、輸出の見通しが主体となり、これに朝鮮戦争以降発生した特需収入について、毎週作成される特

需契約高統計（司令部発表によるものと、日本銀行統計局作成のものがあった）により収入見積りを作成して加え、貿易外受取については、総額がわずかであるから適宜トレンドを設定するなどして、外貨受取の合計額の見通しをまとめる。この外貨受取額見通しから、貿易外支払見積り額を貿易外受取同様の方法で推定して控除する。このようにして得られた金額を、全額輸入に使用すれば、外貨収支は均衡することになり、その一部を保留するならば、保留額が外貨収支の黒字見込に相当することとなる。通常は、貿易規模の拡大に伴い、運転資金たる外貨資金の手持を増大させることが必要であると考えられるので、外貨収支としてはある程度の黒字を政策的に保留し、差し引き輸入支払可能額（アベイラブル・アマウント）が決定される。

次の作業は、このようにして得られた輸入支払可能額に対応する外貨予算額を算定することである。外貨予算は、輸入に必要な外貨資金使用の許可を行なうものであるが、現実に輸入を実行して外貨の支払を行なう時点は、当該予算期中に限られるものではなく、最大限度輸入承認証の有効期間内（通常は六ヵ月、特別の場合通産大臣の許可により六ヵ月以上となることがある）に貨物を通関させる必要があるという条件から、支払時点が定まってくる。さらに、外貨資金の使用が許可されても、輸入を実行しない場合も出てくる。外貨予算には通常予備費を計上することと定めてある（外為法第一七条）が、これは必ず使用されるとは限らない。同様に品目別に細分した予算額が使用し尽くされるとは限らない。逆の場合もあるが、その場合は、外貨の収入見込を樹て直すか、あるいは予備費を充当することにより、外貨予算額の追加修正を行なうこととなる。

したがって、外貨予算の実施は、(1)外貨予算額、(2)確認額（外貨資金割当制の採用されているものについて割当の行なわれた金額、先着順および自動承認制によるものについては輸入承認申請に対して、日本銀行による確認が行な

(1)　当期中外貨受取額推定
　　輸　　出（品目別・国別推定）
　　特　　需
　　一般貿易外（項目別推定）
(2)　当期中貿易外支払額推定（項目別）
(3)　当期中実質収支（目標額として設定）
(4)＝(1)－(2)－(3)　差引当期中輸入支払可能額（アベイラブル・アマウント）
(5)　前期までの繰越債務による輸入支払額
(6)＝(4)－(5)　当期予算による当期中輸入支払可能額
(7)　当期予算による純支払総額（純支払額）
　　＝(6)÷当期落率（パラメーターとして推定）
(8)　当期予算による確認額
　　＝(7)÷純支払率（パラメーターとして推定）＋長期借款輸入等
(9)　当期予算額
　　＝(8)÷確認率（パラメーターとして推定）＋通常予備費

われた金額、政府輸入については信用状発行額）、(3)輸入承認証発給額、(4)輸入承認に基づく輸入支払額、の順に金額が減ってゆくもので（各段階での手続が履行されない分――これを「ステール」と称した――が生ずるため）、(1)の外貨予算額と(2)の確認額との比率を外貨予算作成当事者は〃確認率〃、(2)と(4)との比率を〃純支払率〃、外貨資金割当証明書および輸入承認証の発行および発給時期ならびにそれらの有効期間により、現実の支払は翌期あるいはそれ以降に実行される分も生ずるので、当期予算に基づく支払額全体のうち、当期中に支払が行なわれる分の比率を〃当期落率〃、以下同様に〃翌期落率〃〃三期落率〃と呼びならわしていた。

以上各種の落率が予算期を重ねるにつれて、いわば経済予測上のパラメーターとして安定すると、それらにより、輸入支払可能額から逆算して外貨予算額の大枠に相当するものの見当がついてくるということになる。

その手順の概要は、まず、①輸入支払可能額から既往輸入貨物外貨予算に基づく繰越債務を推定控除した額を求める。繰越債務とは、前期以前の予算に基づく輸入で、当期中に輸入支払が行なわれる分であ

り、翌期落率、三期落率等により推定する。次に②当期落率を推定し、①を②で除して③当期予算による純支払額を算出し、④純支払率を推定し、③を④で除した額に当該予算期内に支払の生じない長期借款輸入等を加え⑤確認額を推定する。⑥確認率を推定し、⑤を⑥で除した額に通常予備費を加えて予算規模が決定される。

以上の順序を例示すれば二七五ページのとおりになる。

ただし、以上記した予算枠決定までのプロセスは、外貨予算制度の実施を幾度か重ねた上で固まってきた方式であり、当初の二五年一―三月、四―六月予算期では、上記アベイラブル・アマウントをそのまま予算確認額に等しいと置き、きわめて手堅い予算を編成していた。しかし、昭和二九年上期にグローバル予算（通貨別の輸入地域を指定しない）が導入されるまで、より正しくは、三〇年代半ばにグローバル予算が本格的になるまでは、以上記したアベイラブル・アマウントの算定が、通貨別、オープン勘定国別に精細に実施されていたことは特筆に値しよう。

（三）　物資需給による要輸入量算定

外為法の目的は、外国貿易の正常な発展を図り、国際収支を均衡させ、国民経済の復興と発展に寄与することにあるから、物資の輸入を削減して国内価格を高騰させたり、逆に輸入を過度に行なって、外貨資金を涸渇させることはその目的に反することとなる。したがって、国民経済活動の総需要面と総供給量とが均衡を確保するように企図される各種の経済政策の一環として、外貨予算の作成が重要な役割を有することとなる。

この観点に立つとき、国内の経済活動に基づく物資の需給関係から導き出される要輸入量の算定が、外貨予算の作成にとって、さきの輸入支払可能額の算定とともに重要な支柱となってくる。要輸入量の算定は、物資別に行なわれるが、その概要は次のようである。

まず、当該物資の当該期間中の消費見込量（ここで消費というのは、原材料、半製品については中間投入を意味する）、輸出見込量、当該期末在庫必要量および次期への繰越量（ランニング・ストック）の合計である需要量を推定し、この推定需要量から当該物資国内生産量、当該期初在庫量および前期以前既買付分で当該期に到着する繰越量（輸送中の在庫、海上在庫とも呼ばれた）を差し引くと、当期要買付量が算定される（要輸入量という用語と、要買付量という用語が外貨予算作成上同等に使用されてきたが、上記のプロセスをたどると、物資需給上は、要買付量の推定を行なったことになる）。各物資ごとに算定される当期要買付量に所要の単価（仕入地域別、銘柄別に異なる）を乗じて総計することにより、いわば、実物的側面からの外貨予算規模が算定される。

以上のようにして得られた外貨予算規模と前述の輸入支払可能額との間の調整作業が、現実の外貨予算編成に当たっての重要なポイントとなってくる。

（四）　外貨予算作成の具体的手順

具体的には、外貨予算の編成に当たり、次の二つの作業が相平行して進められる。

（一）　外貨収支見通しによる輸入支払可能額の算出

次期予算期開始二ヵ月前から、外貨受取りの見通しを、輸出（国別・商品別）、特需および貿易外（項目別）に区分して作成し、一方、既往予算の実施状況（予算額、確認額、輸入承認額、輸入支払額の相互間の関連）に基づいて既往予算および当期予算により次期に生ずる繰越債務を算定し、外貨予算として計上可能な金額を算定する。

（二）　物資需給による要輸入量の策定

各物資所管省庁から提出される輸入要請量に基づき、外貨予算の該当期間中の主要品目別輸入量を算定し、輸入価

格を乗じて通貨別輸入額を積算する。需給見通し作成の手がかりに乏しい雑貨等については、包括的な金額を直接計上する。

以上の手順については、閣僚審議会令第六条によると、外国為替管理委員会は、四半期ごとの外貨資金に関する収支見込を樹て、通産省、農林省その他の関係行政機関は四半期ごとの貨物の輸入およびその他外貨資金の需要に関する資料（貿易外支払のため）を、さらに通産省は四半期ごとの輸出見込および貿易に関する国際協定その他の取決めに関する資料を当該四半期開始の二ヵ月前までに経済安定本部貿易局に提出しなければならないとされ、貿易局はこれらを取りまとめて閣僚審議会幹事会に提出し、幹事会で審議検討された予算案は、ＳＣＡＰに移され、ＳＣＡＰおよび日本側担当官合同会議において討議修正されてＳＣＡＰの正式承認となり、これを最終的に閣僚審議会に提出し決定された。

三　外国為替予算の構成

以上のような手順で作成された外貨予算については、外為法およびこれに基づく法令には予算書というような特別のフォームを定める規定は存在せず、当初二五年一―三月期予算は品目別のみの予算だけであったが、次期四―六月分から「概要」、「総括表」および総括表掲上の「品目別明細表」が用意されるようになった。

「概要」には、商品別、輸入方式別、貿易外支払承認予定額および予算期間中における外貨収入予定額等の概算が計上されていた（その実例は第四節二、二五年四―六月期および三、二五年七―九月期外貨予算実績の解説のところで示した）。

「総括表」は期中における輸入貨物予算で、これを大別すると、外貨割当品目、自動承認制品目（二五年八月から実施）、通常予備費の三部門に分けられる。外貨割当品目は、品目別予算としての商品分類別のほか、雑輸入品を含み、また支払目的別予算としての在日外人用品等の項目を含む。自動承認制品目は二五年八月から設けられ総額についてのみ予算額が定められ、適用品目ごとの予算枠は設定されていない。この方式は、適切な時期に必要量を有利な条件で自由に（ただし予算の範囲内で）輸入するために考え出されたものである。

このようにして発足した外貨予算は、編成を重ねるにつれて、法令上規定されなかったフォームが自然に固まって、二八年度上期までは、(1)総括表、(2)輸入貨物外国為替予算表、(3)貿易外受取外国為替予算表（これは二八年下期から総括表に含まれることとなった）、(4)貿易外支払外国為替予算表、の四部から構成されることとなった。

（一）　総　括　表

総括表は、㈠総則、㈡外国為替予算総括表、㈢国際収支表の三部に分かれる。

総則には、予算全体について必要な事項が記載され、形式的意味の予算の一部をなしている。記載事項は次のとおりである。

(イ)　外貨予算の決済通貨

当初外貨予算は米ドル、英ポンド、清算勘定の三つに通貨区分して組むことを原則とし、区分の不適当な貨物については通貨の区分を行なわなかった。

(ロ)　外貨予算に計上された資金をアメリカ合衆国通貨に代えて使用できる通貨の交換率

外為法第八条に基づき、外為法および付属の法令の適用を受ける取引の決済のために用いる対外支払手段を表示す

る外国通貨は、米ドルのほか、英ポンド以下各国通貨が大蔵大臣によって指定されており（その数は逐次増加してきた）、したがって、外貨予算に計上される資金は当然指定通貨で支払ができる。この場合、外貨予算の経理上使用する英ポンド以下の指定通貨との交換率は特に定める必要があるので、この交換率を総則で定めている。これによると英ポンドは対米ドル基準相場をとっていた。

また、指定通貨以外の通貨で、大蔵大臣の許可を得たものは大蔵大臣の定めるところによることとされた。

(ハ)　輸入令第二〇条の規定に基づき、閣僚審議会の定める政府機関の輸入する貨物

政府機関が貨物を輸入する場合、閣僚審議会によって、あらかじめ指定を受けた貨物については、輸入令の規定による諸手続を要しないことになっている（同令第二〇条）ので、この規定に基づき、閣僚審議会が行なった指定を、注意的に記載している。この指定は、予算案の事項として決定されるものでなく、予算の決定とは別個に行なわれるものと解される。

(二)　貿易外支払予算中、「別表」の予算変更については、通常予備費を使用しないこと（別表予算は、昭和二七年度上期から設けられ、ここに計上される予算金額は、本表予算の経常勘定相互間、資本勘定相互間および同勘定の振替取引に関するもの、外貨債務の支払保証に関するもの等で、現実の外貨資金の支払を伴わないものである。支払保証債務が現実に本債務となって支払を要する場合は、本表に当該金額を計上した上で支払われることとなる。したがって、外為法第一七条に定める通常予備費は、本表の項目に計上された予算額に対するものとされており、別表の予算追加変更に通常予備費を使わない旨の記載は、これを明らかにしたものである）。

総則の次に「昭和〇〇年度〇月―〇月期外国為替予算総括表」が続く。最後に「国際収支見込」が掲げられる。これは当該予算期の輸出、輸入および貿易外受払の見込ならびに期初・期末外貨準備推定額を示した表で、当該予算が組まれた背景を物語るものである。

外貨予算にはこのほかに外為法第一八条により予測できない緊急な需要に基づく不足を補充するため非常予備費を設けなければならないことになっている。これは当該期末外貨準備高をもって充てることとされた。

(二)　輸入貨物外国為替予算表

これは外貨資金割当制物資 Fund Allocation（略してFA品目）、自動承認制物資 Semi Automatic Approval（略してSAA品目）、および通常予備費に分けて計上される。

FA品目は、輸入公表により、通産大臣に申請して、外貨資金の割当を受けたのち、外国為替銀行の輸入承認を受けて輸入される。

これは、物資別、目的別（例、在日外人用品、輸出振興物資等の項目）雑輸入品に分け、さらに決済通貨・勘定別に計上される。

SAA品目は二五年七―九月予算から導入され、先着順制 First come, First served（略してFCFS品目、だしこれは外貨資金割当の一方法である）の大半の品目をこれに含め、品目別の予算は定めず、総額を決済通貨、勘定別に計上し、その範囲内で外国為替銀行限りの承認で輸入できる。

FA品目は、原則として、特定の有資格者（たとえば過去に輸入実績のある貿易商社等）が、需給計画に基づいて策定された数量の範囲内でしか輸入できず、外貨資金の不足する時期には、輸入期や輸入国までが規制される。SAA品目は、原則として、輸入担保を提供する条件のもとで、適用品目全体について設けられた予算額の範囲内で自由

に輸入できるので、貿易の自由化とは、自動承認制の外貨予算額に対する比重や、適用品目の通関輸入（除政府輸入）に占める比率によって示すことにされていた。

FA制度が設けられた理由は、①急激な輸入増が外貨資金（とくに米ドル）を涸渇させるおそれがあること、②内外価格差が大きい場合、自由貿易は国内産業に打撃を与えるという国内産業保護の立場、③生産過剰ないし思惑輸入を抑制するという産業秩序維持の考え方、④特定地域との輸出入差額が偏らないよう輸入を確保するという通商政策上の理由、等があった。

現実の輸入予算運用としては、当時は貴重とされた米ドルについて、米ドル支払を要する地域からの輸入については外貨資金割当制、ポンド・スターリングおよびオープン勘定地域からは自動承認制による輸入を行なうという形がとられ、輸入促進期には、自動承認制予算額と適用品目数、適用地域の拡大が実施され、輸入抑制措置としては、以上の逆の措置がとられた。

（三）貿易外支払外国為替予算表

貿易外予算は、本表と別表とがあり、本表予算は、経常取引と資本取引の二項目に分かれ、経常取引とは、運輸関係、保険関係、海外渡航、外国投資収益、貿易付帯経費、技術援助の対価、通信関係、その他の役務、無償取引、政府取引、商品取引関係であり、資本取引とは、長期資本取引と短期資本取引とである。

別表予算とは、二七年度上期から設けられたもので、入札および契約保証と、外貨債務支払の保証との二項目が計上された（別表についてはその後も変更が加えられた）。本表予算は、閣僚審議会令第六条第四項第一号により「その用途別に区分すること」必要から、外貨予算発足当初六項目に区分され（表3-5参照）、逐次増えて一五項目前後に

なり、二九年度下期から一三項目に整理され、三八年度上期からは自由化を背景として経常取引と資本取引の二項目と通常予備費のみとなった。

四　外国為替予算の期間

昭和二五年一月外貨予算制度発足以来二七年三月までは、三カ月ごとに外貨予算が編成され、二七年四月から三九年三月の制度廃止時までは六カ月ごとに編成された。外為法上では、とくにこれを規定しておらず、外貨予算制度発足時は、保有外貨が乏しく（二四年一二月末現在FECB勘定は米ドル現金五三〇〇万ドル、ポンドは一月中旬に五〇〇万ポンドがFECB勘定に移管され、清算勘定は二四年一二月末二〇〇〇万ドル強の純受超）、民間貿易再開を控え、政府輸入による契約残が相当多く、また新制度発足の当初としてとくに慎重を期し、輸出入見積りも比較的容易に樹立できることもあって、三カ月単位の四半期予算が組まれていた。

二七年三月に至り、次期外貨予算作成に当たり、外貨資金面で余裕が生じたことと、講和条約締結により司令部の事前承認が必要とされなくなる情勢変化もあって、六カ月単位で上期（四―九月）下期（一〇―翌年三月）別に予算を編成することとなった。

二六年末の外貨保有高は、当時の外国為替管理委員会事務局予算課の説明によると、総計で約九億一三〇〇万ドル（ドル五億八三〇〇万ドル、ポンド二億一一〇〇万ドル、オープン勘定一億一九〇〇万ドル）に達していたが、二七年一―三月の間において収支バランスは依然受取超過の傾向を維持しており、三月末の残高は一〇億五〇〇〇万ドル

程度に達するものと推計されていた。[2]

三カ月予算を実施した経験によると、物資によっては先物の買付ができないため不利となる場合があり、これを補うため、長期契約予算が二五年七―九月予算期から、鉄鉱石、強粘結炭、ボーキサイト、塩、燐鉱石、レーヨン・パルプ、サルファイト・パルプ、砂糖について計上された。

予算期間の決定はむずかしい事柄であるが、一年予算となると、国内、国外の経済情勢の変化を免れず、予算の修正がたび重なり、当初の見込みが達成されがたい状況も生ずる可能性が強いので、結局、経済情勢の見通し作成とからんで、見通しが非常にむずかしい場合は三カ月予算、予算運営の経験を積み、経済見通しの信頼度が高まり、外貨準備高に余裕があれば、六カ月予算というところが実行可能とされた。

五　外国為替予算の効力

外為法第二〇条は、「閣僚審議会により外国為替予算に計上された資金の使用を認める権限を有する政府機関は、閣僚審議会の承認を得ないで、その権限内の外国為替予算の金額をこえてその使用を認めてはならない」と規定している。これが外貨予算の効力である。

すなわち、輸入貨物予算および貿易付帯の貿易外予算（貨物運賃、保険料）、代理店手数料、工業所有権、鉱業権等の出願料および使用料等に係わる貿易外予算については通商産業大臣が、上記以外の貿易外予算については大蔵大臣が主務大臣となるが（外為令第二一条）、予算の作成権は閣僚審議会にあり、主務大臣は決定された予算を実施する権

限しかなく、各予算項目につき、閣僚審議会の承認を得ずして主務大臣が予算額以上の使用を行なえないのは当然である。また、予算という性質上、その使用は当該予算期中に限られる。しかし、予算は輸入割当、支払承認ベースで組まれているから、期中に割当、承認が行なわれればよく、外貨資金の支払は翌期以降に持ち越されてよい。

なお、外為令第二二条は、同令による行為または取引に伴って必要とされる外貨資金が外貨予算に計上されていない場合は、当該許可をしてはならない旨規定し、また、輸入令第四条第二項第二号は、自動承認制物資の輸入について、その輸入額に相当する外貨予算の残額がなければ（予算額を使用し尽くしたとき）輸入承認をしてはならぬとしている。[3]

六　外国為替予算の変更

外国為替予算の変更は、例外的な場合に限って、閣僚審議会により、作成の場合と同様の手続（幹事会・審議会による審議）によって行なわれることが外為法第一九条によって規定されているが、この規定の解釈としては、慎重な予測に基づいて作成した限り、極力予算を変更しない旨を定めたもので、予測しなかった事情の変化に伴う変更はやむをえぬ限り（たとえば外貨資金が涸渇した場合）変更ができるものということである。

予算の変更には次のような種類がある。

① 計上金額の変更・追加または削減

削減は予算発足当初の二五年一―三月期予算だけで、その後は行なわれていない。強いて削減せず、予算の未使用

ということで済むからである。

変更・追加については、まず品目間の予算振替、次いで通常予備費からの支出、さらに予算純増（非常予備費――推定による期末外貨準備高――を原資とする。これは外貨予算書には、予備費としては計上されない）の順で実施されるが、外貨に余裕がないと純増は認められない場合もあった。

品目間の予算振替とは、輸入貨物予算については、まず大項目（食糧、専売物資、木材、日用品原料、繊維原料および繊維製品等）から構成され、大項目はそれぞれ小項目に分かれており、食糧では、米、麦類（小麦、大麦）、粗糖等に分かれるが、小項目間で予算未使用分を不足分に振り替えることについても、予算の変更であり、幹事会・審議会の議を経て変更が行なわれる。

通常予備費の使用は、予算の変更としては、最も普通の方式であるが、特殊の場合としては、ある品目または項目について、予算の編成が延引した場合、それに見合う金額をあらかじめ予備費の中に含めておき、最終的に需要状況・単価・買付等の見通しがついてから、予備費使用の形で予算変更を行なう例もあった。

予備費の使用残がどの程度に上ったか、あるいは、非常予備費をどの程度計上したかが、事後的には当該期の輸入需要の動向を推量するための手がかりとして利用できよう。

② 品目の追加、振替

自動承認制適用品目の期中における追加、あるいは自動承認制品目の外貨資金割当制適用品目への移行またはその逆である。後者は輸入方式の変更であり、予算全額の内訳にも変更が生じる。

③ 決済通貨または勘定の追加もしくは増減

予算変更の生ずる背景としては、輸入意欲が旺盛で予算期内に予算額が使用されて予算残額が不足すると見込まれるに至ったときに、予備費を使用することが、経済の動向全体にとって好ましいと考えられる場合である。

予算変更の要求は、実需者側からの要請により、窓口となる通産省、農林省等が原案を作成し、貨物予算の場合は、通産省通商局が、貿易外予算については、通産省通商局、大蔵省がそれぞれ予算変更案をまとめて、幹事会・審議会の議を経て決定した。ただし、予算の変更については、当初予算の場合と異なり、一般に対する新聞発表等による公表は実施されなかった。

(1) 日本銀行為替管理局「為替管理と日本銀行」（『外国為替』第一二号、昭和二五年一〇月）、一三―一四ページ、および、横山康夫「外国為替予算と外貨資金繰表について」（『外国為替』第二二号、昭和二六年三月）、九―一一ページ。

(2) 外国為替管理委員会事務局予算課「上期外貨予算について」（『外国為替』第四七号、昭和二七年四月）二八ページ。

(3) 自動承認制に対する輸入申請の累計額が予算額を超過した場合は、その翌日から申請受付を停止し、超過した当日分の申請については、閣僚審議会により通常予備費を充当するという外貨予算の変更を行なって、輸入を承認した。なお、自動承認制については、本来、受付停止は例外的措置であり、非前的に予算追加による予算変更が行なわれるよう配慮されたが、外貨資金の乏しい時期には例外的に停止されることがあった。

第三節　輸入貨物外国為替予算の実施

外貨予算の公表から始まり、外貨の支払が行なわれるまでの手順が広義に外貨予算の実施と呼ばれるが、狭義では予算の引落しに相当する「確認」をもって実施と解釈していた。ここでは、輸入貨物外国為替予算の広義の実施について説明しよう。

輸入貨物予算は、一般に次のような手順で実施される。

予算作成（閣僚審議会）→輸入公表（通商産業省）→輸入発表（通商産業省）→外貨資金割当（通商産業省）（ＳＡＡの場合この手順必要なし）→輸入承認（外国為替銀行）→信用状発行（外国為替銀行）→輸入手形決済（外国為替銀行）

(1)　輸入公表

通商産業大臣は、外貨予算に基づき、閣僚審議会の定めるところに従い、輸入に関する必要事項を公表する（輸入令第三条）。外貨資金割当品目の場合は、輸入品目および商品番号、決済通貨または勘定、その他貨物の輸入について必要な事項であり、先着順または自動承認制品目の場合は「その他事項」欄に、受付開始日、輸入承認有効期間、決済通貨または勘定の説明、各物資別の注意事項等がある。

(2)　輸入発表と輸入注意事項

通産省は輸入業者の便宜のために輸入手続上周知徹底を必要とする事項を「輸入発表」、もしくは「輸入注意事項」

として公示する。

(一)　輸入発表

(イ)　外貨資金割当申請に関するもの

割当申請先、申請受付日、申請者資格、必要書類等を明らかにする。

(ロ)　標準外決済許可申請に関するもの

自動承認制に基づいて標準外決済による輸入を行なう場合、申請期日、申請に要する書類、許可の条件等申請の手続が定められる。

(ハ)　無公表品目を定めるもの

二六年一〇―一二月期予算より実施されたが、その品名、割当申請先、申請要領等が明らかにされる。

(ニ)　加工貿易、求償取引、軍納物資の割当てに関するもの

右につき具体的条件および申請手続等が示される。

(ホ)　その他必要な事項を発表するもの

輸入公表について補足説明のため随時輸入発表が行なわれる。

(二)　輸入注意事項

主として法規の解釈、制度の新設、あるいは改廃など一般的制度的な事項に関して実務上の便宜に供するためのものである。

(3)　無公表制度

この制度は、昭和二六年一〇―一二月期予算から採用されたもので、次の場合に、外貨割当品目のうちで閣僚審議会がとくに定めたものについては、公表をさけることができる。

(一) 公表によって、海外市場の商品相場を不当に刺激するおそれのある場合
(二) 予め入札が行なわれ、落札者のみが輸入承認申請の資格をもつ場合
(三) 機械のごとく発注輸入で外貨割当需要者が確定している場合
(四) 特別外貨割当制度によって、該当者が優先的に輸入しうる場合
(五) 値増金支払による輸入、保険金引当による再輸入の場合

などで、あらかじめ外貨割当需要者の確定している場合とか、すべての者に平等に外貨割当申請の機会を与えることが不必要な場合に採用された。

留意すべきは、無公表といっても、その手続について、全く何も発表されないというのではなく、毎期、無公表品目の品目名、外貨資金割当申請要領などが「輸入発表」で示される。また、米、機械類など必要の都度発表されることもある。発表に従って外貨割当申請をするが、それ以後の手続は輸入公表品目と同様である。

同制度適用品目数はしだいに増え、昭和三三年度上期予算現在で、主食類、砂糖、専売物資、鉄鋼製品、非鉄金属および非金属、機械類、加工貿易原材料、求償取引物資、軍納物資、特別外貨割当による輸入物資、保険事故による再輸入および追加支払物資、原子力関係物資が含まれた。

(4) 実行予算の配賦

実行予算は、予算編成実施の主管部局から外貨割当を直接担当する各原局に、割当の裏付けとなるべき外貨枠として随時配賦される。外貨予算に計上されても、実行予算の配賦がなければ外貨割当を行なうことができない。また、先着順または自動承認制予算の場合には、予算残額の確認を行なう日本銀行に実行予算を配賦しないと確認ができない。

(5) 外貨資金の割当または確認

(一) 外貨資金割当制適用品目の輸入申請者は、外国為替銀行への輸入承認申請に先立って外貨資金の割当を受けなければならない。この場合、申請者は輸入公表、輸入発表で指示されたところに従い、「外貨資金割当申請書」を通産大臣に提出する。審査の結果、割当の決定したものについては割当申請書の割当欄に所要事項が記入され、「外貨資金割当証明書」として申請者に交付される。

これによって輸入業者は外国為替銀行への輸入承認申請を行なうこととなる。

(二) 先着順または自動承認制適用品目の輸入を行なおうとする者は、輸入の承認を外国為替銀行に申請する。為替銀行は申請を受け付け、日本銀行（外国為替管理局）に照会して外貨予算の残額があり、かつ外貨資金の使用が可能であることについて確認を求め、その結果により輸入の承認を行なう。

(6) 外貨予算の変更手続

外貨予算実施期間中に需要の増減、市場の変化等予算編成時に予測できなかったこと、予期しなかったことなどが生じた場合、品目の追加、決済通貨または勘定の追加もしくは増減、輸入方式の変更等予算の変更等を行なわなければならない状況がしばしば発生する。

外為法には、「外貨予算の変更は閣僚審議会により例外的な場合に限って行なわれる」と規定されている。しか

し、閣僚審議会の事務の多くは同幹事会にゆだねられているのが実情であり、予算変更の場合にも予算作成を担当した幹事会、さらには幹事会の下部機構である各省連絡会（課長クラス、火曜日に開催される）により、手順をふむことによって追加が行なわれ、閣僚審議会は、予算期中の変更については、幹事会の決定を持回りによってほとんど決定していた。

予算変更案件の詳細に関しては省略するが、ほとんど毎週、具体的案件が数件ないし十数件付議されており、輸入需要の強い品目の予算追加については、原予算編成より難航した場合も多かった。

(7)　輸入承認

輸入業者は通産省で定めた手続に従って、外国為替銀行に申請書を提出して、輸入の承認を受けなければならない（外為法第五二条、輸入令第四条）。

輸入承認とは、外国為替銀行による承認をさし、貨物の輸入には原則として輸入承認が必要である。ただし、無為替輸入（無決済および円決済）、委託加工輸入（以上輸入令第八条）、輸入自由品（入国者の携帯品、職業用具の携帯輸入、救じゅつ品、商業見本等の無償輸入、仮陸揚など）（輸入令第一四条）、政府機関による輸入（輸入令第二〇条）については、それぞれの政令によって、相当官庁の承認を受ける場合、受けない場合、いずれについても輸入承認を受けないで輸入ができる。輸入承認を受けると、受けた金額の範囲内で外貨支払ができ、改めて支払の許可を受ける必要はない（外為令第一一条第二項）。すなわち、輸入承認は、同時に支払許可を含んでいる。

外貨予算発足当時は、先着順制度の割合が大きかったが、これは昭和三一年一一月一六日政令第三百四十二号により廃止され、輸入の承認方式を大別すると、外貨資金割当制と自動承認制との二つになる。

(一)　外貨資金割当制

輸入承認を受ける場合は、「外貨資金割当証明書」およびその写一通を添えて、輸入承認申請書（四通）を外国為替銀行に提出する（輸入規則第二条第一項および第二項）。申請は、外貨資金割当証明書の有効期間（原則として発券から四ヵ月）中になされねばならない。

外国為替銀行は、外貨資金割当証明書に示された諸条件に従って、輸入承認証としてそのうち一通を申請者に交付する（輸入令第四条第二項、輸入規則第二条第三項）。また、外国為替銀行は、輸入承認証の写一通および外貨資金割当証明書の写一通を通産省に提出する（輸入規則第二条第四項）。通産省はこれにより、「輸入承認統計」を作成した。なお輸入承認証写の残り一部は、日本銀行に提出される。

輸入承認の有効期間は、原則として、その交付を受けた日から六ヵ月であり、有効期間が満了する日までに貨物の輸入を行ない、輸入申告書が税関により正式に受け付けられねばならない。ただし、通商産業大臣が認めたときは期間の延長ができる（輸入令第七条、昭和二六年輸入注意事項六十五号）。

(二)　自動承認制

輸入業者は、公表に従って外国為替銀行に輸入承認申請書を提出し、外国為替銀行は日本銀行宛予算使用確認請求書を提出し、予算残額のある限り確認が行なわれ、外国為替銀行により輸入承認証一通が業者に交付される。

この場合、為替銀行では、申請に対し、①当該貨物の輸入が輸入公表で定められた範囲内であること、②自動承認制予算の残額があること（そのため日本銀行宛に前記書類を提出する）、③当該貨物輸入につき通産大臣の事前許可を要する場合、許可済であること、④当該貨物の輸入について保証金の預入れがあること、これら諸点について審査

を行なう。輸入承認証の有効期間は原則として六ヵ月である（ただし、二六年四―六月期では四ヵ月に短縮された）。

(8)　輸入担保

外為法第五五条では、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の実行を保証するために、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがあり、貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかったときは、政令で定めるところにより、当該保証金、証券その他の担保物を国庫に帰属させることができると規定している。これが輸入担保である。

輸入担保を課する品目、担保率および国庫帰属率の決定に当たっては、通商産業大臣は、閣僚審議会の承認を受けなければならない。輸入担保は、当初、輸入の実行を確保する目的で課せられたが、先着順輸入方式が投機的な輸入需要を誘発したので、担保の種類を現金に限り、かつそれを日本銀行に再預託する方法が適用されたが、効果は十分でなく、先着順制度が自動承認制に移行するに従い、輸入の確保と思惑輸入の防止のため、輸入担保は自動承認制予算の運用においてその率を上下させることが行なわれた。

次いで、昭和三〇年代に入り、外貨予算の自由化が進展し、自動承認制の比重が高まるにつれ、輸入担保は、輸入増大期において、国内金融引締政策を補完し、輸入を抑制する政策の一環として、全品目について適用（製品・半製品・原材料の別、および輸入需要の多寡により担保率の高低が定められる）されるようになった。

(9)　信用状の開設、輸入手形決済および通関

輸入承認を受けたのち、輸入業者は外国為替銀行に対して、信用状の開設を依頼する。信用状の開設は、輸入承認を受けた者が原則として自己の名と計算において行なわなければならない（輸入令第一三条の二第一項）。

信用状開設は、輸入承認に基づいてなされるから、輸入承認証に記載されたものと異なる通貨や船積地を指定したり、その金額や期間をこえている信用状は有効でない。ただし、信用状開設の形式や発行条件等は、その開設が私的契約であるから、当事者に委ねられる。信用状が開設されると、海外の輸出業者は、この信用状に基づいて貨物の船積を行ない、輸入為替手形を振り出して船積地の銀行に買取りを求める。買取銀行はこれを日本の銀行に送付し、輸入業者の決済を要求する。輸入業者は、この手形を落として、船積書類を受け取り、通関した貨物を引き取る。

輸入業者の信用度向上、本支店間取引の増大等により、信用状によらない決済も行なわれるようになった。これには、①輸入業者が船積書類を直接輸出業者から受け取り、貨物代金を直送する方法と、②輸出業者が代金取立手形を取り組み、輸入業者がこれを決済（D／P）または引受（D／A）することによって船積書類を受け取る方法とがある。

これらの場合においても、決済、引受または送金は、輸入承認を受けた者が自己の名と計算において行なわねばならない。最後に、輸入貨物は、船卸しされたのち、一定の通関手続を経て、船積書類と引換えに輸入業者に引き渡される。関税法第六七条によれば、貨物を輸入しようとする者は、税関に申告し、貨物の検査を経て、その許可を受けなければならない。この輸入申告は、輸入承認の有効期間（原則として承認の日から六ヵ月）内にする必要がある。この際、関税を納付すべき貨物については、その納付がなされる。

税関は、輸入申告書と、輸入承認証、インボイス等の関係書類との審査を行ない、これと現品との照合を行なったのち、輸入を許可する（輸入貿易管理令第一六条、輸入貿易管理規則第一〇条の二）。

以上の手順において、外国為替銀行は、輸入の承認に基づいて信用状を発行したときは、当該信用状の写一通を遅

滞なく外国為替管理委員会に提出しなければならないと定められ（外為委規則第十二号）、これにより、外為委の事務を担当する日本銀行において、「輸入信用状統計」が作成された。また、貨物輸入の際、業者が提出する輸入申告書等により、大蔵省税関部において、「通関輸入統計」が作成された。

各輸入方式を比較した一覧表（外国為替管理委員会部内資料）は次のとおり。

輸入方式一覧（昭和二七年七月三一日現在）

方式	予算	公表	申請	承認	担保	其の他事項
自動承認制（SAA）	決済通貨別、船積期別に作成せられ品目別に細分されない。	(1)公表商品番号 (2)決済通貨又は決済勘定 (3)輸入限度 (4)担保率 (5)船積期間 (6)その他 (7)要件	銀行へ定められた条件及び様式により行う。締切日は特定されず、残額があるに限り予算に受付が行われる。	(1)申請が輸入公表の条件に従っていること。 (2)公表の輸入限度を超える時、指定船積地域以外から輸入する時及び標準外決済の場合は通産大臣の事前許可を得ていること。 (3)公表に定められた担保の預入があること。 (4)F・O・B建の場合は運賃保険料の支払が可能なることが証されていること。	種類……現金、国債、定期預金証書又は金融機関の保証状何れでもよい。 返還……輸入申請と同時。 1輸入の承認を行わなかった時は遅滞なく返還。 2輸入保証額（輸入承認証価額の八〇%）以上に貨物が輸入されたとき。 3輸入承認期間内に正当な理由で当該貨物を輸入保証額以上に輸入することができないことが明らかである場合。	対外支払手段の取極が輸入承認日より一〇日以内になされなければならない。但し通産大臣が認めた場合はこの限りでない。
先着順制（FCFS）	品目別、決済通貨別	公表事項右記(1)	銀行へ定められた条件及び様式により行う。	銀行は右記(1)～(4)を検討の上、更にその申請額につき、外国為替予算の残額があることを通産大臣（日本銀行為替管理局）により確認せられて後輸入承認証を交付。 ○通産大臣の確認要領 予算に残額ある限り認可する。予算を超過せる日の申請分については、抽せんにより当ったものにのみ許可を与える。	種類……現金、国債、定期預金証書又は銀行の保証状。公表されたときはそれによる。 返還……申請と同時 抽せんにより一部承認がなされた場合不承認金額に応ずる返還……右記(1)～(3)に加えて担保は返還、又この場合一部承認が商談上好ましくないものとして申請者が一週間以内に承認証を返還したときは全額返還 国庫帰属……右記に同じ	
資金割当制（FA）	品目別、決済通貨別、船積期別に作成	公表事項右記(1)～(9)に外貨資金割当(10)証明書を要する旨が加わる。	前に通産大臣に外貨資金割当申請書を提出し、外貨資金割当を受けた輸入業者は、食糧、塩、石油製品は売買業者その他の産業者は需要者に通ずる場合に予め大蔵大臣の同意を得て外貨資金割当証明書を交付する。証明書の交付を受けたものは、自ら又は輸入業者に託して銀行締切日までに申請する。	銀行は右記(1)～(4)につき検討し、更に外貨資金割当証明書が添附されていることを確認の上直ちに輸入承認証を交付。	種類……右記に同じ 預入……申請と同時 返還……右記(1)～(3)に同じ 国庫帰属……右記に同じ	

（注）このほか無為替輸入、政府輸入等があるが、本表ではこれを省略。表中、銀行とは外国為替銀行をいう。

第四節　外国為替予算の各期別実績

一　昭和二五年一―三月期

外貨予算は、昭和二五年一月の発足時から二七年三月までは、予算期間が三カ月に定められて編成された。発足当時は、外貨保有額が少なく（二四年末米ドル一億六六〇〇万ドル、英ポンド一六〇〇万ポンド、清算勘定二一〇〇万ドル、合計二億二一〇〇万ドル）[1]、ポンド平価切下げ（二四年九月一七日）による対ポンド地域向け輸出の減少によるポンド資金不足、さらに民間貿易再開当初でもあり、外貨予算の規模は慎重に考えられ、当初予算額は一億三一〇〇万ドルとなった。

当時右記外貨保有高中には単に計理事務のみが移管されたSCAP勘定がまだ多くを占め、委任状により司令部の代理人として管理運用できるFECB勘定としては、米ドル五三〇〇万ドル（二四年一二月末現在）と、二五年一月中旬に至りFECB勘定に移管された五〇〇万ポンド（一四〇〇万ドル相当額）および二四年一一月一日に司令部から計理が引き継がれた清算勘定一二カ国別の債権・債務（二四年一二月末現在で債権・債務の純計二〇〇〇万ドル強）が、いわゆる外貨予算上のイニシャル・ファンドとなり、これに二五年一―三月の収入予想一億六〇〇〇万ドルを加え、種々の予備金を差し引いて、一応、一億七〇〇〇万ドルのアベイラブル・アマウントを算出し、これにより輸入見込

みが樹てられたのである。[2]

ところで、当時は、民間貿易発足に当たり、輸入既契約残高が相当に多く、新制度発足のならわしとして予算の運用にもとくに慎重が期されており、上記アベイラブル・アマウント即輸入確認額というきわめて手堅い予算が計上された。ともかく、このようにして発足した新しい輸入制度が順調に進行するには、現実の外貨収入が予想額と同等ないしそれ以上のテンポで流入することが大切であるが、当時、一―二月間の実績は、外国為替統計によると、米ドル現金が収入予想の九三%、ポンド・スターリングが一四%と低調、清算勘定では六八%という状況で、収入予想に基づいて編成した予算をそのとおり公表すると、わが国のポンド資金はたちまち涸渇する公算が大となった。

このように、ポンドおよび清算勘定資金繰りも顧慮され、予算額の公表はそのほぼ半額についてしか行なわれなかった。したがって、予算の使用率を、最終予算額に対する輸入確認額の比率でみると、五四%と低い割合にとどまった（以上表3-3参照）。

二　昭和二五年四―六月期

（一）　当期予算の「概要」発表について

当初、外貨予算の品目および金額は公表されないことになっていたが、このためか、外貨予算書の内容が業界で取引の対象にさえなっているというわさまで広まったので、二五年四月二一日、閣僚審議会により四―六月外貨予算案が決定されたのち、その「概要」が次のように発表された。

記

四月―六月為替予算概要

一　支出予想

（単位千ドル）CIF建

(1) 食糧	五二、七七八
(2) 農業用品及び肥料	三一二
(3) 石油及び石油製品	七、〇五九
(4) 工業原料	四八、〇二七
1 繊維	一二、六五六
2 金属及び金属鉱物	四、四〇二
3 非金属及び非金属鉱物	二、三七九
4 化学薬品	一、三二四
5 樹脂	二三五
6 ゴム	五、〇八七
7 石炭	二、一〇〇
8 木材	一、二四〇
9 パルプ及び紙	三、一七七
10 原皮	二、二〇三
11 その他動物産品	二七〇
12 油脂・ろう及び同原料	一二、八四七

13 その他植物産品	一〇五
(5) 医薬品	七四八
(6) 機械及び書籍	二、六六八
(7) 雑輸入品	三、〇三〇
(8) 通常予備費	七、五〇〇
貿易支払合計	一二二、一二一
貿易外支払	二五、〇〇〇
支出予想総額	一四四、〇〇〇

（原注）貿易支払はCIF建計算であるから、輸入のうち一部はFOB建となれば、その分だけ外貨所要額が減少することを考慮して、およそ二、八〇〇千ドルを控除した。

二　収入予想

（単位千ドル）FOB建

(1) 繊維関係	六七、二七六
(2) 機械類	一八、三七一
(3) 鉄鋼類	一二、七七七
(4) 非鉄金属類	五、二〇八
(5) 農水産物	九、一七五
(6) 化学品、医薬品類	二、九三五
(7) 窯業製品	一一、〇一九
(8) その他	一一、五九八

輸出代り金合計	一三八、三六〇
貿易外受取予想	二六、〇〇〇
受取予想総額	一六九、〇〇〇

（原注）輸出代り金はFOB建計算であるから、その中一部CIF建となれば、それだけ受取額が超過することを考慮して、約五、一〇〇千ドル加算した。

（二）予算実施状況

第一期（一―三月）の経験により、予算の公表は順調に行なわれた。四月に入り下旬ごろからポンド地域向け輸出がにわかに増加し（外国為替統計が旬別に作成されていたことにより判明した）、ポンド地域からの輸入枠が広げられたが、全体としては外貨資金の節約が肝要事であり、清算勘定諸国との取引促進、中国本土、カナダ、エジプト、メキシコ、フィリピン等との求償貿易方式の利用が図られ、予算確認総額一億三八〇〇万ドルの内訳は、米ドル現金二五〇〇万ドル、求償方式二九〇〇万ドル、ポンド現金四七〇〇万ドル、清算勘定三六〇〇万ドル（以上表3-3参照）と、求償方式が旺盛であったが、反面、この方式は多角決済方式を否定するもので、やや長い眼でみると、貿易自体を拘束する傾向がみうけられた。

当期で著しく目立ったのは、先着順方式による生ゴム、皮革、ケブラチョ等の輸入に対し思惑ないし投機的とも受け取れる多くの申請が殺到したことで、その倍率は第一〇回公表においてアメリカからのカーフ・スキンに対し一三六〇倍になったのを筆頭に一〇〇〇倍以上のもの九品目、一〇〇倍以上のもの八品目、申請総額七〇〇〇万ドルという驚くべき殺到[3]となり、その対策として、輸入保証金の限度の引上げ、現金による日銀供託制、信用状の代理開設禁止等の措置がとられ、また、予算が品目別に細分されることによる運用上の障害を除くべく、いわゆる輸入の自動承認制導入が考慮されることとなった。

結局、当期の最終予算額は一億七四〇〇万ドルと当初予算に比べ三三〇〇万ドル増額され、公表額は一億五九〇〇万ドル、確認額は一億三八〇〇万ドルに上り、確認額は前一―三月期の二倍以上となった。

三　昭和二五年七―九月期

（一）概　要

経済安定本部発表

記

「七―九月外国為替予算」について

一、七月二〇日の閣僚審議会で第三回の外国為替予算を決定した。この予算は、七月から九月までの期間の貿易及び貿易外の計画を米ドル換算したものである。

二、商品の輸入に関する諸計画については、別に詳しい計数が添付されてあるが、その概要は次の如くである。（単位千ドル。但し千ドル未満は切捨）

(1) 食　糧	六九、四九三
(2) 農業用品及び肥料	四、四〇〇
(3) 石油及び石油製品	六、九一九

(4) 工業原料　一三八、六〇二
1 繊維　九八、八〇三
2 金属及び金属鉱物　五、八九〇
3 非金属及び非金属鉱物　三、八七〇
4 化学薬品　一、四六〇
5 樹脂　七四
6 ゴム類　一〇、二八六
7 石炭　四、〇二五
8 木材　一、二五三
9 パルプ及び紙　四、四一二
10 原皮　二、二四三
11 その他動物産品　三八六
12 油脂・ろう及び同原料　五、六八〇
13 その他植物産品　二二〇
(5) 医薬品　四四七
(6) 機械及び書籍類　四、三三七
(7) 在日外人用品　三、七八五
(8) 輸出促進のための見返輸入品　一、三〇〇
(9) 雑輸入品　三、〇五〇

(10) 通常予備費　二五、〇〇〇
合計　二五七、三四〇

なお、この合計金額の中には仕入地域が未定であるが、もし求償貿易が成立した場合に輸入される金額二三、三八九千ドルを含んでいる。

三、右は米、鉄鉱石及び螢石のFOB建を除きCIF建計算であるが、上記品目以外の品目の輸入の中一部はFOB建となるものもあろうからその分だけは外貨所要額は少なくてすむ筈である。その金額としては凡そ三、六四三千ドルを予想している。

四、貿易外のための支払所要資金は約二九、五一四千ドルを予定している。従って前記の輸入と合計すれば、支出予想総額は二八三、二一一千ドルとなる。

五、右に対応する収入としては、輸出代り金一八七、九三〇千ドル、貿易外受取二五、一二三千ドルを予想した。主なる輸出品目及びその金額は、左記の通りである。

(1) 繊維関係　八九、九五二
(2) 機械類　二五、九五三
(3) 鉄鋼類　一五、一二八
(4) 非鉄金属類　一一、六六〇
(5) 農水産物　一二、九七七
(6) 化学品、医薬品類　四、六一二
(7) 窯業製品　一一、五二六
(8) その他　一六、一二二
合計　一八七、九三〇

なお第二号に述べた仕入地域未定の求償貿易が成立した場合、それに見合う輸出が行われる筈であるが、前記一八七、九三〇千ドルの輸出見込中にはこの求償貿易による輸出を計上していない。

六、右の輸出代り金は全部FOB建計算であるから、その中CIF建となるものがあれば、その都度受取金額は増加するわけである。その金額は約一、九五七千ドルと見込まれている。

七、なお、前記輸入に関する計数には、援助資金による輸入を含んでいない。

八、この予算は、通商産業省の行う輸入公表の基礎となるものであるが、七―九月中の外貨資金の状況に応じて品目、金額、仕入地域とも今後随時変更や増減があり得るものである。

(二) 予算実施状況

昭和二五年六月二五日、朝鮮戦争勃発により、わが国輸出は急増し、外貨資金はしだいに増加したが、世界市場が売手市場に移行したため必需物資の輸入が困難となり、その確保の見地から、輸入促進が強く要請されるに至った。これにより、当初、予備費を含め二億五七〇〇万ドル余で発足した輸入予算は、幾度か予算追加が行なわれ、最終予算額は五億二八〇〇万ドルと、当初予算額の二倍以上に増え、前期予算に比べても、最終予算額、確認額ともに三倍を上回る増大となった。

この期においては、輸入予算の効率的運営および輸入促進の見地から、次の三点について予算制度上の改善が加えられた。

(一) 外貨予算編成方針の改正

前期までの外貨予算枠の決定方法は、すでに第二節二で説明した方法ではなく、受取については予算期中の現実の入金予想を計上するが、支払は、輸入および貿易外支払の確認および許可額を計上し、これが入金と均衡するよう予

算枠が決められた。しかし、期中に現実に生ずる支払額は、確認および許可額の一部であり、かなりの部分の支払が翌期さらには翌々期にまでズレ込むのであり、予算規模は、入金の規模が大きくなるにつれて同様に大きくなるとすれば、翌期以降に支払がズレ込む分自体も大きくなるので、結局、外貨資金の運用としては受取が支払を上回ることとなって、きわめて手堅い反面、資金利用効率には向上の余地があった。

今期から、予算枠は、資金が現実に支払われる時期を予測し、いわゆる当期落率を推定し、当期における入金見込から前期までの予算に基づくズレ込み支払分を差し引いた、いわばアベイラブルなファンドを当期落率で割って予算枠を概算するという、いわゆる金繰り予算が採用されることとなった。この結果、予算額としては、必要な予備費を除き、受取と均衡する最大規模に拡大され、資金の最も効率的な運用が図られることとなった。

(二) 自動承認制度の発足

朝鮮戦争勃発により、世界市場はセラーズ・マーケットと化し、国際商品相場が急騰し、わが国においても輸入促進の声が高まった。すでに外貨予算では、先着順制について思惑申請、他人名義の乱用、輸入の権利の転売などの弊害が生じており、八月一八日から先着順制の大半の品目が自動承認制に移行することとなった。この方式は、適用品目全体としての予算額の範囲内で、為替銀行に申請すれば、為替銀行が日本銀行に対し予算の有無を問い合わせ、予算のある限り輸入承認が自動的になされるという方式で、仕入地域には限定が付される場合が当初は多かった（ドル地域は割当方式、スターリング・清算勘定からは自動承認方式という形態）が、先着順とは違い、品目ごとの予算には縛られず、また、思惑を防ぐため輸入額の一〇％ないし二〇％の現金を輸入申請と同時に為替銀行を経由して日本銀行に預託し、輸入承認後二〇日以内に輸入信用状を開設する。開設しないと輸入承認が無効となり、担保金は国庫

に没収される。

輸入承認証は輸入承認の日から六カ月間有効であるが、有効期間内に輸入通関を行なわれないと、担保金は原則として没収される。有効期間の延長は通産大臣の承認事項となっている。

当期から発足したこの制度の適用品目数は、本表四八品目、別表（本表でその他として一括された品目の明細）六四品目であり、当初予算額は四四七〇万ドルであった。期中一七品目が追加され、最終予算額は八二〇〇万ドル、輸入承認額は六五〇〇万ドルとなった（表3-4）。

㈢　長期契約のための長期外貨予算制度

予算期間が三カ月であるため、長期の先物買付ができず、買付上不利な立場となっていたので、鉄鉱石、強粘結炭、ボーキサイト、塩、燐鉱石、レーヨン・パルプ、サルファイト・パルプ、砂糖の八品目について、外貨資金の割当を、まず長期契約予算として一時に行ない、外貨資金割当証明書は、輸入貨物の外貨決済が行なわれる四半期別に交付するというのがこの制度の大要であり、長期または先物契約に対してその契約を保証するもので、第三一回輸入公表（九月二二日）により実施された。

以上の三点が予算制度上の改良であった。しかし、当予算期において、一つ目立ったのは、いわゆるステール額、すなわち、外貨資金割当を受けながら、輸入承認証をとりつけない分八一〇〇万ドル（うち長期契約予算制度による分四二〇〇万ドル）、輸入承認証をとりつけながら輸入取止め申請または輸入担保金の返還申請が行なわれた分一三〇〇万ドル（自動承認制分が多いと考えられる）、合計九四〇〇万ドルの輸入未実行分が生じたことである。(4)

その理由は、世界市場のセラーズ・マーケットへの転換による各国の重要物資の輸出制限措置、船腹不足および求償貿易方式の困難性などにより、買付が円滑に進行しなかったという事情が働いており、また、輸入促進という大方針により、最終予算額が前期比三倍にも拡大したことにもよる。

四　昭和二五年一〇―一二月期

前期七―九月間に外貨保有高は約一億三三〇〇万ドル増加し、九月末残高は約四億二〇〇〇万ドルとなり、外貨資金にゆとりが生じたが、朝鮮戦争の先行き見込み難から世界市場がセラーズ・マーケットに転換しており、前期予算の実施において、ステール額が大きかったことにより、求償貿易の縮小、米ドル現金買付の増加、自動承認制品目、予算の拡大（本表一一七品目、別表六四品目、当初予算一億一六〇〇万ドル余）、長期契約予算の増額（一億一〇〇〇万ドル）が行なわれ、輸入の促進が図られた。

求償貿易については、中国との貿易およびココア、コーヒー等の消費物資買付を除いてほとんどその制限が撤廃され、カナダの小麦、エジプトおよびメキシコの綿花、ノルウェーのレーヨン・パルプ等の現金買付が行なわれることとなった。

当期においては、ステール額はわずか一〇〇万ドルにとどまった。

五　昭和二五年中外貨予算の特色

昭和二四年末に外貨予算制度が成立してから一年間の外貨予算の実施を通じ、特色と考えられる点をまとめておこう。

（一）閣僚審議会の活動

関係各機関は、次のような仕事を分担し、その協調を「幹事会」を通じて行なった。経済安定本部貿易局が閣僚審議会の事務局となり、輸入および貿易外支払のため外国為替を需要する側の通産省およびその他各官庁と、外国為替を供給する側の外為委とそれぞれ連絡して、外貨予算原案を作成し、外為委は予算の作成、変更（おもに予備費使用および増額）および公表に際して外貨資金の使用限界について責任をもち、通産省は輸入予算の公表を分担し、公表予算は、業者の申請により外国為替銀行、日本銀行、外為委、通産省が密接な連絡を行ない、輸入承認（ライセンス）が発給される。

当時の会議議事録の保存期間が経過した今日、正確な記述は困難であるが、記録にとどめられた資料によると、[5] 外貨予算制度発足以降ほぼ一ヵ年間において（厳密には二五年一二月一日までの間）、閣僚審議会は一九回、幹事会は五七回（ほぼ毎週一回）、SCAPへ申請された予算の変更その他の案件が二五九件、輸入公表三七回（四半期につきほぼ一〇回、もっとも、公表回数は昭和三〇年代に入り、輸入規模増加に対応して著しく増えてくる）となっている。[6]

なお、外貨予算の品目名および金額は当初は公表されないことになっていたが、そのような場合に共通する弊害に鑑み、二五年度四―六月期予算からは、予算が作成されたとき概要を発表するようにされた。

（二）予算規模の拡大

昭和二五年の一年間にわが国貿易の規模は著しく拡大した。当時、二五年初、外貨予算編成上の重要な支柱であるわが国外貨収支は、アメリカの援助資金を除き、輸出入とも年間ほぼ六億ドルのラインで均衡する見込みであり、また均衡さすべきものと考えられていた。したがって、四半期別の予算総額はほぼその四分の一、すなわち一億五〇〇〇万ドルの範囲内とされていたくらいである。[7]

しかし、二五年下半期にかけて、輸出が左記のように急速に伸長し、年間六億ドルの当初予想が、年間八億ドルのラインに迫る増勢となった。

外国為替統計による輸出総額

（単位　千ドル）

月	金額	月	金額	月	金額
一月	三九、四〇三	五月	五六、八八五	九月	六九、四六三
二月	四〇、一八二	六月	五八、六三四	一〇月	七六、一二八
三月	五四、一一二	七月	五七、八九二	一一月	八四、五七〇
四月	五〇、八四一	八月	七〇、二六三	一二月	一一四、四二六
合計					七七二、七九九

このような輸出の増勢により、外貨予算の増枠が次のように可能となった。

昭和二五年輸入貨物外貨予算の増額

（単位　百万ドル、　カッコ内は一―三月基準指数）

予算期	当初予算	最終予算	公表予算
一―三月	一三一（一〇〇）	一二三（一〇〇）	七四（一〇〇）
四―六月	一四一（一〇八）	一七四（一四一）	一五九（二一五）
七―九月	二五七（一九六）	五二八（四二九）	五二一（七〇四）
一〇―一二月	三八六（二九五）	五二五（四二七）	四九七（六七二）

当時、わが国貿易の拡大をもたらした要因には、次の三つがあげられていた。[8]

① いわゆるローガン構想（輸入先行）と、協定貿易（ドル不足対策）が、長い目でみて実を結んだこと。

② 朝鮮戦争を契機とする特需および海外需要の活発化

③ わが国工業生産の上昇と合理化

このなかには若干の偶発的要因もあったが、ともかく輸出が一段と伸長したことがその後の日本経済再建の基礎を形成するもととなり、さらに、コストの最も低廉な輸入原材料の確保が重要な課題となった。

外貨予算制度は、輸出が困難で、国内生産能力に比し労働力が遊休しているという状況で発足したことにより、コストの最も低廉な原燃料を輸入し、これを加工・輸出して輸入に必要な外貨収入を図るというパターンでわが国の経済活動規模と雇用を拡大させた（原燃料の輸入割当は生産能力の大小が基準とされたが、その後これが設備投資の誘因となり、高度成長が実現し、ついで高度成長と原燃料精製による公害発生が問題とされるに至った）。

外貨予算規模の拡大については、二五年七―九月期中における増額が目立つが、その主因はもちろん朝鮮戦争の発

生とその拡大に伴う輸入需要増大ならびに輸入価格上昇によるものであり、また、わが国輸入の季節的要因（農産物、綿花、羊毛等の買付期に当たる）も働いており、一方、アメリカの対日援助資金の減少に伴い、わが国保有外貨による輸入を拡大する必要があった。

他方、比較のベースとなっている二五年一―三月予算は、当時、予算制度発足前の輸入契約残が相当多く、新制度の発足でもあり特に慎重に扱われ、予算として控え目に編成され、とくにその公表は英ポンド、オープン各勘定の資金繰りを配慮したあまり、予算額のほぼ半分についてしか行なわれず、比較の基準とするとその後の予算増分が多目に表われてくる。

前記外国為替統計による輸出額の二五年間合計は七億七二〇〇万ドル強となり、この間の輸入外貨予算の公表額は一二億五二〇〇万ドル、外貨予算確認額一〇億七七〇〇万ドルに上った。確認額が実際の輸入手続を経て輸入支払として現実化するまでにはタイム・ラグがあり、当時この関連に触れた報告として利用できる外国為替管理委員会「一九五〇年における外国為替取引の概要」（「外国為替管理委員会月報」第一〇号、昭和二六年四・五月）によると「二五年一―三月予算および四―六月予算による輸入承認額（ただし、ステール――輸入取止め分――二五年コミット額の一割弱を除く）の一〇〇%、七―九月予算による輸入承認額の約五〇%が二五年中に輸入支払を終えている」と推算しており、結局、輸入予算公表額は、外貨受取を若干上回ったものの、予算に基づく現実の輸入支払は、上記報告による推定額で外為委勘定を通じ三億七〇〇〇万ドル程度、このほかに既契約分による買付のための支払等がほぼこれと同額に上っていると説明されており、輸入予算枠の著しい増加も、外貨収入の範囲内で行なわれたものと考えられる。

（三）先着順輸入制度の問題点

先着順による輸入の制度はきわめてユニークなものとして注目された。しかし、公表予算における同制度分の構成比率は期を追って減少し、一〇―一二月期予算においては全体のわずか二%を占めるにすぎなかった。この減少は品目を事前割当制または自動承認制に移行したことによるもので、その理由はあとで触れることとするが、適用品目数は一―三月期七〇、四―六月期六九に対し、七―九月期三一、一〇―一二月期三七と減少した。また、先着順制度の最終予算額と確認額とを対比すると（表3-3参照）、

昭和二五年先着順輸入制度　（単位　百万ドル）

	最終予算額	確認額
一―三月	一九	一五
四―六月	二五	二二
七―九月	二三	一一
一〇―一二月	一二	七
合計	八〇	五五

すなわち、予算の未使用分が残ったように考えられるが、輸入申請が予算を超過した品目については抽せんにより割当者を決めて申請を打ち切るため、右表はいわゆる予算の使用率を示すものではない。二五年中外貨予算における先着順制度の経験は、輸入が投機的に扱われるという結果を教訓として残した。

昭和二五年一―三月期予算における先着順輸入制度につき品目別に輸入申請額の予算額に対する倍率が一〇倍以上のものについて拾い出してみると、表3-1のとおりである。

二五年一―三月輸入貨物外貨予算は、最終予算総額一億二三〇〇万ドル（公表額七四〇〇万ドル）であり、そのう

ち先着順制度は一九〇〇万ドルにすぎなかったが、その内容を調べると、次のとおりである。[9]

	予算額	申請額
輸入申請が予算額を超過した品目分	一一、五四九千ドル	一〇〇、五七二千ドル
輸入申請が予算額の範囲に止まった品目分	七、八一六	三、六四二

さらに、申請が予算の五倍以上に達した品目分の申請額合計は八三四二万ドル、そのうち、ゴム、皮革、パルプの三品目で七〇四三万ドルと、申請額の七割を占めていた。反面、機械のごとき設備資材の申請は、予算に対しオープン勘定で二二%、スターリング地域で六%という低調さであった。

以下その理由を尋ねてみると、当初、予算の実施は慎重のうえにも慎重に行なわれたこと、たとえば、ある品目について予算金額の二分の一をまず公表し、その反響をみて残額の第二回公表を行なうという行き方である。これは、民間輸入の皮切りとしてまだ国内需要の動向も定かでない時代であり、やむをえなかったが、民間輸入業者としては民間輸入開始直前相当に多額の政府買付がなされた事実を知らされておらず、その上、多くの品目が統制撤廃により自由取引となっ

表 3-1　輸入申請額の予算額に対する倍率
（昭和25年1―3月）

品目名	仕入地	輸入公表	倍率
生ゴム	オープン地域	第5回	88
子牛皮	アメリカ	第5回	80
中小牛皮	〃	第5回	59
ラワン材	フィリピン	第2回	59
同	〃	第3回	58
エタノール	アメリカ	第2回	19
牛皮	スターリング	第2回	16
ラワン材	〃	第2回	16
羊毛くず	〃	第2回	15
イルミナイト	〃	第2回	14
マンガン鉱	〃	第2回	10
ガム・コパール	ベルギー	第5回	10

出所：奥村竹之助「外国為替と貿易管理について」（『外国為替』第4号），2ページの記事により作成．

表 3-2　輸入申請額の予算額に対する倍率
（昭和25年4—6月）

仕入地	品目	件数	倍率
アルゼンチン	ケブラチョ	16,540	1,174
アメリカ	子牛皮	7,478	1,360
インドネシア	ラクトーゼ	1,998	451
アルゼンチン	牛皮	10,896	289
スウェーデン	ラクトーゼ	1,008	199
スターリング	ワットル・バーク	5,249	193
スターリング	ラテックス	8,084	147
香港	牛皮	2,141	130
ベルギー	オセイン	433	95
インドネシア	シェル	1,119	90

出所：本節注3の記事により作成.

た際でもあり、投機に走りやすい状況を導くこととなった。

需要の投機化を防止するための手段としては、輸入限度と輸入担保とが定められていたが、前者は他人の名義を借用することにより、後者は、ローガンの当初の勧めでは五〇％現金が強く要請されていたのが、当時の業界の要望を容れて一〇％以下から始めることとなり、銀行保証も濫発されてともに有名無実化していた。

これらに加え、次のような技術的な困難性もあった。

① 予算に計上される品目が二一六（二五年一—三月予算）と多く、品目間予算の流用が困難であったこと。

② 買付地域が細分され、特定の地域からの輸入が困難な際、他地域からの輸入に切り替える便宜が与えられない。

二五年四—六月予算期に入ると、先着順による輸入申請は加速度的に倍率を高め、とくにその第一〇回公表においては、申請件数一〇〇〇件以上のもの九品目、倍率一〇〇倍以上のもの八品目、申請総金額約七〇〇〇万ドルという驚くべき殺到ぶりを示した（その内訳は表3-2のとおり。表中、ケブラチョとは、うるし科喬木の材皮で、皮なめしや染料に使う）。

この原因の一つとして、外国為替銀行は、輸入承認を受けた者から委託を受けた者が輸入信用状の開設依頼を行なった場合、これを法規上はこばみえないため、輸入承認証の転売が可能となっていたこともあり、これが対策として、二五年五月二七日付で通商産業省からの発表により、

① 輸入申請者以外の者の名および計算による信用状の開設の制限

② 担保の種類を現金に限り、かつそれを日本銀行に再預託する制度

が採られたが、これを機会とし先着順制度は再検討の対象となり、外貨資金割当に移された品目（パルプ、ボーキサイトなど）もあったが、大部分は自動承認制に移されることとなった。

右の先着順による自由競争的意図は、需要を上まわる豊富な外貨資金を前提としてはじめて成功するものであり、投機化した輸入需要と不足勝ちの外貨資金とでは、どうしても行き詰まるほかないという体験が得られたのであった。

（四）協定貿易

二国間相互協定形式による協定貿易は、当時のわが国貿易の基調をなしていた。二五年中に新たに清算勘定方式による支払協定を締結されたものは、スウェーデン、韓国、フィリピン、台湾、スペイン等があり、通商協定の延長または拡充されたものはフィンランド、フランス連合、オランダ、西ドイツ、ペルー、ウルグアイ、インドネシア、琉球、ベルギー通貨地域、パキスタン、スターリング地域、香港等であった。

協定国からの買付に当たって著しいアンバランス、特にスウィング超過（協定による輸出入差額限度を超えた輸入超過額、通常これは期限ごとに米ドル現金決済が要求される）をきたすことは外貨予算の実施上、買付が停止されることにもなるので厳重に慎まれたが、西ドイツやアルゼンチン等、わが国の輸入が多い国に対してはスウィング・オーバーとなり、スウィングのないフランス連合との貿易も絶えず輸入超過に悩んでいたが、一カ年間の協定バランス

をたどると、日本側が買い進むと先方でも若干時間のラグはあってもこれに対応する額は日本から買い付けており、一時的なアンバランスを心配して買い控えると、協定バランスは安定するが、貿易規模の拡大には寄与しないのではないかということを経験した。しかし、輸出の見込みもあまり確かでない場合に輸入を奨励するのも限度があるので、万が一の場合、手持ドル現金を支払う用意がなければならない。

協定のうち最大かつ最重要なスターリング地域については、季節的なアンバランスを主因として、協定および予算の運用に苦しんだ。日本側は、スターリング地域から、米、小麦、綿花、羊毛、ジュートその他季節性を有する原料を主として、七―一二月間に買い付けるが、スターリング地域側は季節性とは無関係に日本から工業製品を買い付けるので、年下半期にはポンド不足が生ずるが、さらに具合の悪いことに、下期が協定の改更期に当たっており、改更が遅延すると、買付に支障を生じた。

二五年のポンド不足は、二月と一〇月の二回発生した。第一回は、二四年の協定の調印遅延によるスターリング側の買付停頓と、日本側の民間輸入開始直前における大量買付による支払のためであり、二五年一―三月期外貨予算のポンド分は大幅に縮小された。四月以降、スターリング側の買付が順調となり、四―六月および七―九月予算期ではポンド分に相当額の追加が行なわれた。

ところが一〇月に入りスターリング地域向け輸出が減退し、小麦、羊毛の買付に支障が生じた。これも一つには協定改更の遅延があるとみられ、一一月二九日に協定が調印されることとなった。このような問題を解決するには、協定上スウィング類似の一時的輸入超過許容限度を設定し、これに伴うクレジット供与を受けることが望ましいとされたが、当時はそのような準備ができず、外観のユーザンスやドル・ポンド・スワップで切り抜ける程度で本格的なフ

ァイナンスが講じられていなかった。

(五) 求償貿易

他方、非協定地域（アメリカを除く）からの輸入は、すべて求償貿易方式により、その方法としては一定条件によるバック・ツウ・バックまたはエスクローのいずれか一方によるべきことが二五年六月通産省から発表された。

求償貿易方式輸入とは、その輸入に対応する輸出によってバランスがセット・オフされる輸入をいうが、当時この方式がとられた背景としては、わが国と特定国との間に輸出入の均衡を図る必要が生じた場合とか、求償方式によらなければ日本への輸入または日本からの輸出が困難な場合等、特定の場合に限り、対応する輸出によって当該輸入を求償する契約による輸入が過渡的に認められるようにしたものである。つまり求償方式の濫用は避けたいという方針である。求償方式の広範な採用は、輸出の増進、外貨予算の資金的制約を免れる等の目先きの利点はあるが、すでに国際貿易憲章が成立しており、輸入の制限、条件適用は撤廃すべきであり、また不必要な輸入を行なうことは、当時の日本がまだ援助資金を受けていたこともあって控えるべきであるというのが、その理由である。したがって、求償貿易といえども、すべて外国為替予算に基づき、その計上する品目および金額の範囲内で行なわれることとなった。具体的には通産大臣の求償貿易に関する品目および仕入地域の公表をまって実施される。

ところで、バック・ツウ・バック方式による輸入をしようという業者は、輸入承認証の発給をうけたのち、外国為替銀行に依頼してバック・ツウ・バック信用状を開設しなければならないとされた。バック・ツウ・バック信用状は、簡単にいうと、相手方がこれに対応する見返りの信用状を開設したときにはじめて有効となる条件つきの信用状である。実際の手続上は、求償取引承認申請書、輸入承認証、輸出契約書等の書類を通産省に提出して許可を受ける

ことになっている。

エスクロー方式は、AがBから物を輸入し、その代金を特定の銀行に寄託し、その金はBがAから物を買い付ける場合にのみ使用できるという条件によって、AとBとが求償取引を行なうことであり、バック・ツウ・バック方式では双方の信用状が同時的に開設され、その結果双方の信用状が相並んで有効となり、これに基づいて輸出と輸入とが並行的に行なわれるのに対し、エスクロー方式においては輸入（相手方では輸出）が、輸出（輸入）に先立って行なわれ、その結果生ずる支払代金によって次に輸出（輸入）が行なわれるのであり、バック・ツウ・バック方式より取引完了に要する期間は長くなるが、それだけ取引の方法としては条件が緩和されている。

求償貿易方式による輸入予算確認額を米ドル現金予算確認額と対比すると、次のとおり（表3-3参照）。

（単位　百万ドル）

予算期	求償貿易	米ドル現金	合計
二五年　一―三月	（制度なし）	二三	二三
四―六月	二九	二六	五五
七―九月	三〇	一七七	二〇七
一〇―一二月	二五	一九五	二二〇

求償貿易の対象国は、当初は主として中華人民共和国、エジプト、メキシコ等、共産主義国、もしくは特にわが国の貿易収支が逆調の国に対して行なわれ、一時はドル決済の非協定国全般に及んだが、輸出の伸張にもさしたる効果が認められないままに、一〇―一二月予算より中華人民共和国との貿易およびココア、コーヒー等の消費物資を除いては、ほとんど求償方式が撤廃され、カナダの小麦、エジプトおよびメキシコの原綿、ノルウェーのレーヨン・パルプ等は米ドル現金による買付が行なわれることとなった。

そのような推移となった背景としては、求償貿易の条件がかなりきびしかったことがあげられた。すなわち、

① その手続が大変煩雑であり、外国の相手方にとって難解であること

② 国際市場がセラーズ・マーケットに変わった結果、求償条件では相手方が応ぜず、輸入が現実に不可能となってきたこと

等のためであり、求償貿易に対する条件緩和の要望も強まってきた。

この一年を通じ、求償貿易について、本来バランスしない非協定地域との貿易をすべてこの方式でバランスさせようというのがむずかしい点であり、求償方式は、特定の政治的理由による場合か、あるいは相互に売れにくい輸出品を交換する場合に限った方が無難ではないかという考え方もでてきた。なお、二五年末には、不可欠の輸入品目であれば、米ドル現金買いを認めるようにされたが、その背景には、特需等によるドル手持額の増加がそれを可能ならしめたという事実を忘れてはならない。

（六）朝鮮戦争と輸入促進

昭和二五年の貿易、日本経済にとって最も影響の大きかったのは、六月二五日勃発した朝鮮戦争であり、世界の市場はセラーズ・マーケットと化し、国際商品相場は一斉に急騰した。わが国の輸出もこれに伴い好調に転じ、予期しなかった特需のドル収入をもたらし、鉄鋼補給金打切りなどの悪材料はどこへやら、特需インフレ招来のおそれが強くなり、輸入促進の声が高まった。

輸入促進を必要とする論点は、次の三つが主であった。

① 国内インフレを抑制するため

② 安いうち輸入して外貨を節約するため

③ 非常の際の備蓄に当てるため

輸入促進の具体策としては次の方法が採用された。

① 自動承認制度（二五年八月中旬から）

② 長期契約のための長期外貨予算制度（二五年九月下旬から）

③ 外貨貸付（日銀ユーザンス制度、二五年九月中旬から）

④ 求償貿易方式の緩和（二五年一〇―一二月予算から）

⑤ その他輸入公表時期の繰上げ、輸入為替予約の簡易化（契約のみで予約ができることとなった）等

以下、これらの方法について若干の説明を補足しておくと、自動承認制についてはその後の輸入方式の主軸として進展したもので、当初二五年七―九月予算期発足と同時に同制度導入が予定され、八月四日の閣僚審議会で最終決定され、八月一八日から四八品目に総額四四七〇万ドルの予算枠でこの制度を適用することとなり、その後期中一七品目が追加され、一〇―一二月予算では一一七品目でスタートし、期中一四品目が追加され、ポンド地域およびオープン勘定地域からの綿花、羊毛その他重要品目を含むものとなり、一〇―一二月予算ではその確認額に占める比重が五〇％に達し（七―九月予算では一六％）、外貨割当制をわずかながら上回るに至った。自動承認制の運営については、それが無定見な統制解除であってはならず、自ら一定の限度がある反面、外貨資金繰りの都合により受付停止と再開

を繰り返すことは制度の建前から避けねばならず、また、数多くの貿易協定にも調和させねばならないという問題を抱えながらも、綿花、羊毛その他重要品目が追加され、この制度の活用が図られた。

長期予算制度は、九月二二日の第三一回輸入公表（八品目）に始まり、一〇―一二月予算からは予算全体につき船積期が指定され、一二カ月ないし一五カ月先物の資金が割り当てられることとなり、長期買付が可能となった。反面、この制度により、長期資金繰りの見通しが重要になり、予算の弾力性が拘束される問題が生じた。

日銀ユーザンスについては、輸入業者に対し貿易手形よりも安定かつ有利な輸入金融の方式を保証し、また、外国為替特別会計の円資金繰りを安定させた。一方、ユーザンスに伴う輸入金利引下げおよび同制度により一時停止の状態におかれている外銀ファシリティー利用の再開が残された問題となった。

求償貿易の条件緩和については、求償方式の条件がきびしく、特需等によるドル手持の増加を背景とし、条件が緩和され、非協定地域からのドル・キャッシュ・ストレート輸入の途がひらけた。これは、不可欠の原料買付を可能にするが、反面、協定国からの輸入促進に手持ドルを使用し、輸出増加を期待することが、結局はドル資金の有効な活用ではないかという考え方も出てきた。

（七）外貨予算第一年の経験

昭和二五年中の外貨予算の実施を回顧して、当時の外国為替管理委員会事務局貿易課（のちに外国為替予算課が分離、独立）担当者今村昇[10]、同じく浜村慶威[11]の論稿によると、

外貨予算第一年は、国際情勢にゆさぶられ、その予測は難しく、国際収支の動きについては「一度あったことは二度ない」ようであるが、為替管理は十年、二十年先きの日本のあるべき姿に即応して、明確な目標を持つべきで、それまでの中間目標とし

てはまず、「ガリオア経済からの脱出」を志すべきで、援助資金なき後に対処し得る産業の培養、建設を急がねばならない。そのため、輸出の振興が強調さるべきであるが、昭和二五年に、特需の好調に目を奪われ、輸入の促進に重点が移り、輸出の振興はやや置き忘れられた傾向があったので、これを真剣に根本的に再検討し、永続性ある輸出の基盤を固め、自主的な為替管理が可能となる日を待望する。（以上今村）

朝鮮事変を契機として、世界各国が重要物資の輸出制限の強化と輸入確保に政策の重点を指向してきたこと、世界的に船腹が不足してきたこと、輸入物資の価格は高騰したがわが国よりの輸出は必ずしもこれに比例的には上昇しえないこと、中国との貿易杜絶により石炭、塩、鉄鉱石、大豆等の重要物資の合理的買付に支障があること等、世界情勢がわが国の輸入促進に相当圧迫を加えているし、たとえ輸入原料が豊富に入荷しても、これを受け入れるべき生産の拡充、石炭、電力等の動力の供給が充分に行われうるかの問題をのこしている。ともあれ、輸出振興による外貨資金獲得の増大が、結局輸入促進の死命を制することを忘れてはならない。（以上浜村）

外貨予算と明け暮れ日をともにした右のような業務担当者のなまなましい所感は、担当者がともに通商産業省からの出向者であったこともあり、輸出振興策はその後の通産省の一大重要施策となった。

輸出振興策は、昭和二三年五月二三日発表された「第二次経済白書」（経済情勢報告書）において、終戦いらい二三年末までの入超が五億三〇〇〇万ドルに上り、輸出の増加に最大限の努力をはらい、連合国の負担を軽減し、わが国の経済的自立の日を早めることが、われわれの重大な責任であると指摘されたことに始まり、「第四次経済白書」（昭和二五年六月三〇日発表）のむすびにも、当時のわが国経済水準が戦前（昭和九―一一年）に対し、貿易三割、鉱工業生産八割、農林水産九割、国民生活水準七割余の低位にとどまるが、この程度の回復ですら、終戦以来二五年六月まで累計一七億五〇〇〇万ドルに達する巨額な外国援助に支えられ、二四年中の輸入の六割が援助資金によって賄われ、さらに見返資金として産業設備資金供給の四分の一を担うこととなった。このような外国援助に依存することなく、わが国がある程度の国民生活水準を維持し、国際収支を均衡させるには、輸出を年に十数億ドルの規模にする必要があると推定され、当時の規模の二倍以上に増加させねばならないと記されている。

二六年七月一三日発表の第五次「経済白書」においては、朝鮮戦争後のわが国国際収支はかなりの改善を示し、均衡に近づいてはいるが、正常な輸出によって経済自立を達成するにはいまだかなりの距離があり、輸出振興の重要性をあらためて認識すべきだと指摘している。

六　昭和二六年一―三月期

前期の輸出の伸びが著しかった反面、二五年下期以来の輸入促進措置（自動承認制拡大、長期予算、日銀ユーザンス等）が外貨支払に反映するまでのタイム・ラグにより、外貨収支が大幅の受取超過となり、外貨保有高は引き続き増加した。

朝鮮の戦線では、鴨緑江戦線からの中国軍の猛反撃による緊迫した空気のうちに昭和二六年が明け、昨年来の輸入促進策をさらに強化し、緊急輸入もしくは繰上輸入が、一般からも、各経済団体からも要望された。緊急輸入とは、国際価格の急騰に備えて買付を急ぐのみでなく、万一の輸入途絶に対処して備蓄するという意味の輸入であった。

一―三月外貨予算規模は、これらの要望を反映し、当初予算額がすでに前期最終予算額に匹敵する規模、五億二五〇〇万ドル計上されたのが、つぎつぎに増額修正され、最終予算は九億二七〇〇万ドル、公表額九億〇三〇〇万ドル

に達した。内容としては、米ドル予算の比重が高まり（最終予算、公表額でともに五二％）、自動承認制予算が大幅に拡充された（当初予算額一億六〇六〇万ドル、最終予算四億七五〇〇万ドル、公表額に対し五二％、品目数は、本表一五四品目、別表六三品目）のが特色である。

また、輸入促進の一環として、二六年一月二三日から、外為委勘定を有するロンドン一〇行によるポンド・ユーザンス（適用品目は原綿、鉄鉱石、強粘結炭等一二品目）が実施された（これはやがて、マージン・マネー積立用のポンド資金にもこと欠くに至り、同年四月二六日停止された）。このほか、求償貿易制度は、当期からソ連圏よりのドル建輸入に限られ、小規模化し、予算制度が改善された。この方式は、輸出振興のため、非協定国からの輸入について、アメリカを除いて、バック・ツウ・バック方式またはエスクロー信用状方式を強制していたものの、その後、輸入価格高、見返り輸出の困難などの弊害が生じてきたためである。

ところで、当期の予算実施においては、結局、輸入のブーム的増大により、ポンド信用状の発行停止（三月七日）および一部の自動承認制の受付停止（三月中・下旬）が行なわれることとなった。このような問題を含め、今期予算規模が大型化したことのさまざまな影響が次期以降に現われることとなった。

七　昭和二六年四―六月期

この期は前期の反動期となった。朝鮮の戦線が「国連軍」によって維持される見込みが明らかとなり、世界再軍備拡大の延期が国際価格を頭打ちもしくは下向させ、輸出が伸び悩みとなり、四―六月期は本来わが国の輸入オフ・シ

ーズンであることに加え、輸入促進策による買付契約増加と、保有外貨の減少（二五年末の五億五〇〇〇万ドルから二六年三月末の四億九〇〇〇万ドルに減少）により、当初予算規模は、前期最終予算の半分以下の四億五六〇〇万ドルとなった。予算の編成、実施上の特徴としては、

① 羊毛、綿花、食糧等輸入閑散期に当たるため、それらの外貨資金割当を縮小し、アメリカからの食糧輸入はガリオア資金によることとした。

② アメリカで輸出統制を行なっている物資（OIT物資、アメリカ商務省国際貿易局 Office of International Trade による稀少物資輸出統制）でアメリカから輸入するものは、原則として割当制とする。

③ 自動承認制予算は前期最終予算額四億七四〇〇万ドルの半分に満たない二億〇五〇〇万ドルが当初予算として計上され、公表は一時に行なわず、分割公表されることとなった。

④ 通常予備費を、前期の一億四四〇〇万ドルに対し、三〇〇〇万ドル余増額して一億七七〇〇万ドルとし、予算運営に弾力性を与えた。

⑤ 予算の実施に当たり、外貨資金繰りの関係上一時に大半を公表する方式を中止し、四月、五月、六月と三ヵ月に分けて慎重な公表が行なわれた。

なお、当期において、自動承認制による輸入については、制度上の輸入抑制措置も併せとられた（本節一一(5)参照）。

八　昭和二六年七―九月期

六月のマリク声明を端緒として朝鮮休戦会談が開始されたという情勢の変化と、一―三月の輸入の日銀ユーザンス期限満了に伴い、輸入引取資金決済のピークが到来し、国内物価も下落して輸入意欲は低調となり、当初予算額は五億三三〇〇万ドルで、前期よりやや増加しているが、前年同期の最終予算なみであった。

当期予算の特徴は、

① 綿花、鉄鉱石、強粘結炭、燐鉱石、パルプ等の重要原料を、自動承認制からふたたび資金割当品目に移したため、自動承認制予算は、当初額を比べても前期に比べ半減以下の一億〇一〇〇万ドル、品目数は本表一三一、別表八〇に整理された。

② 生ゴム、油脂原料、皮革など（いわゆる新三品）買付が著増した品目については少額にとどめた。

③ 買付期に入った小麦、羊毛にはかなりの額を計上した。

④ アメリカOIT物資は一括して資金割当品目（前期は予備費を充当）とし、また自動承認制による輸入承認証の有効期間を四カ月から六カ月に戻した。

なお、この期の途中で、ドル資金およびポンド資金の管理が、名実ともに日本政府に移管され、オープン勘定についても、逐次整備される気運となってきた。さらに外貨予算の公表について司令部の事前承認は六月三〇日から不要となり、事後報告で足ることとされ、予算運用の権限が日本側に委ねられることとなった。

九　昭和二六年一〇―一二月期

前期に引き続き輸入は低調であったが、輸入期に当たることから、当初予算は六億五三〇〇万ドルが計上された。この額は、前期および前年同期の最終予算額をやや上回るものであった。

当期予算の特色は次のとおりであった。

① ドル節約の原則を貫いたこと。従来、ガリオア資金により、ドル資金に比較的余裕が生じていたが、講和条約を機として援助に依存しない方針をたてることとした。したがって、当初予算におけるドル予算の割合は前期の六三％から今期は四一％に低下した。ドル地域からの輸入は、重要物資でも最小必要量を外貨資金割当制で確保し、ポンド地域、オープン勘定地域からの輸入は重要物資を含め、自動承認制による買付が図られ、原綿、鉄鉱石、強粘結炭、生ゴム、大豆が非ドル自動承認制品目として復活した。

② ポンド収支の改善により、当初予算でのポンド予算の比率は三五％と、前期、前々期（当初）のそれぞれ二三％、二四％を大幅に上回ることとなった。

③ 長期自動承認制による先物予算三七〇〇万ドルが設けられた。これは翌年四―六月船積のものから同一〇―一二月船積を条件とするものの予算で、さし当たり、綿花、鉄鋼原材料、鉱石等二一品目について実施された。本件は、前期からの懸案であった。

④ 「無公表輸入制度」を新設し、機械、船舶、鉄鋼製品等注文生産によるもの、払下物資、保険事故による再輸

入等について実施する（この制度による輸入手続は、「輸入発表」で示される。その背景としては、品目によっては、予算の公表により、買付が殺到して輸出地の価格が高騰し、運賃も吊り上げられる弊害があり、予算の公平な実施を期するためである）。

なお、ポンドについては、その過剰累積を心配し、相場再切下げの風説も高まってきた。

一〇　昭和二七年一―三月期

二六年一〇―一二月期のドル収支は、約一億ドルの受超であったが、ドル貿易収支尻は一億二九〇〇万ドルの払超であり、特需収入約二億〇六〇〇万ドル、貿易外収支約二〇〇〇万ドルの受超で、全体として受超になったという不安定な形であった。ポンドは、日英支払協定のドル・クローズの撤廃、ポンド地域側の対日輸入制限の緩和およびポンド実勢の下落により、ポンド輸出は著しく伸長し、反面、ポンド地域からの輸入は、ポンド地域側の軍拡推進と重要物資の輸入統制によりあまり伸びず、ポンド収支は約七〇〇〇万ドルの受超となり、二六年一二月末のポンド残高は二億一一〇〇万ドルと既往最高の水準に達し、過剰蓄積とみられるに至った。

このような外貨資金の状況を反映し、予算編成は、ドル資金の節約と、ポンド資金、オープン・アカウント貸越残の活用が図られた。米ドル予算の貨物予算中に占める比率は、三三％となり、前期の四一％をさらに下回った。これを四半期別に遡及すると、二六年一―三月、四―六月、七―九月について、それぞれ、五一％、四八％、六二％と、今期のドル節約は著しい。しかも外貨資金割当制一億八三〇〇万ドルに対し、自動承認制は一七〇〇万ドルで、比重

が低下している。

一方、ポンド地域からの輸入促進のため、食糧、羊毛、石油および同製品などの外貨資金割当品目以外の大部分の主要原材料を自動承認制に移し、本表一七六品目、別表一〇二品目一億三三〇〇万ドルが計上され、オープン勘定も、食糧、機械およびレーヨン・パルプ等若干を除いて自動承認制とした。

なお、当期から、新規予算項目として、輸出振興外貨資金による輸入貨物のための予算六〇〇万ドル（ドル二・四、ポンド三・〇、オープン〇・六各一〇〇万ドル）が計上され、米ドル地域向輸出を優先せしめるよう図られた。

一一　昭和二六年中外貨予算の特色

（一）　一―三月における輸入促進

民間輸入再開後わずか半年にして朝鮮戦争が勃発し、二五年下期以来、自動承認制、長期予算、日銀ユーザンス等、輸入促進の措置がとられ、二六年一―三月輸入予算は、期中において、主として自動承認制予算が増額され、最終予算額は当初予算額の二倍近くに拡大し、輸入確認額は八億五九〇〇万ドルに達した。

朝鮮の戦局が、六月の休戦会談開始により破局に至らなかった反面、一―三月の輸入ブームについて次のような種種の批判が生まれた。

① 一―三月期は世界物価のピーク時に当たり、不利な時期に多量の買付を行ない、外貨の浪費と企業のコスト負担増とをもたらした。

同額の予算を早期に計上、実施すれば、輸入物資の有利な手当ができたはずで、世界情勢の見通しが困難である以上、輸入に当たっては、毎期毎期平均的に買い付けるほかないのではないか。

② 外貨資金操作上でも一時的には窮迫に陥り、日本の対外信用を傷つけるおそれがあった。

③ 自動承認制が拡大され、投機性の強い品目が加えられ、たとえば大豆、大豆粕、皮革など、投機的輸入が行なわれ、資金効率を害することとなった。

④ 日銀ユーザンス制度と輸入ブームとの関連。

以上のような批判について、当時の担当者の一人、外為委事務局外国為替予算課長今村昇の論稿[12]によると、

この①および②の議論は、いずれもその通りであるが、またいずれも結果論であって、当事の情勢は、かかる議論を押し流す勢いであったことを、想起せねばならない。……③の点は、遺憾ながら認めざるをえない。つぎの期の予算から、行きすぎが是正された。……（④については）円の金融は、外貨予算に無条件に順応すべきものなのか、あるいは、国内金融の面から逆に外貨予算の実行が規正されるのか。この二つのアンチ・テーゼは、いずれも片方のみで割り切ることは誤りであって、この双方を微妙にからみ合わせて、一つの調和した輸入政策が定められるべきであり、外貨予算編成の最大の悩みも、また、ここにあったのである。……日銀ユーザンス制度は、外貨貸付という擬制をとるため、一般の日銀貸出の枠にしばられず、国際金利なみの低い金利で、すべての輸入につき、輸入ドキュメント到着後機会均等の九〇日以内の輸入代金円貨決済を猶予するしくみの極めて安定した国内金融で、輸入の促進に大いに貢献したが、一～三月の輸入ブーム期には、投機的輸入が相当にあり、国内消費者に売り繋いでいないもの、あるいは相場の急落から引取りが拒絶される事例が続出した。金融当局は、「投機的輸入の尻ぬぐいはしない」と声明し、業界は、国家が為替を許可した以上、当然これに対する金融は考慮さるべきだと主張した。為替許可に対する輸入金融の限界を充分明らかにしないままで輸入を急いだ政府にも業界にも、それぞれ責任があったと思われる。

外国為替予算制度は、昭和三九年三月までの間、外貨資金の最も有効な利用を確保するためのいわば直接的な対外取引管理方法であったが、二六年のこの経験のあと、三〇年代に入って、三二年のいわゆる神武景気、三六年の岩戸景気時にも、世界物価の上昇期に輸入が集中したという同様の経験の繰返しであった。ただし、三〇年代の輸入金融については、国内金融引締めの尻抜けとなることが警戒され、公定歩合引上げに伴い、輸入担保率の大幅な引上げと適用品目の拡大、さらには、輸入信用状発行の規制等の一貫した直接、間接輸入規制措置が採られることとなった。

（二）ポンド・ユーザンスの導入と停止

外国銀行の供与するユーザンス・ファシリティーの利用による輸入は、輸入業者にとって外国の低金利の恩恵に浴し、外国為替管理委員会にとっては外貨資金繰り緩和の重要な手段となるから、その実現方について努力が注がれ、外為委の承認のもとに、外銀または外国商社から直接のファシリティーを受けるもの（いわゆるダイレクト・ファシリティー）と、外為委が一括してファシリティーの供与を受けこれを国内の銀行に利用させるもの（いわゆるFECBユーザンス）との二つがあり（後者が原則）、一月二三日から、はじめてポンドのユーザンスが導入されることとなった。いわゆる日銀ユーザンスは、これら外銀ユーザンスの途がひらかれるまでの窮余の一策[13]とされた。

ところが、FECBユーザンスの利用は、輸入の集中により、与えられたクレジット・ライン（当時約六〇〇〇万ポンド）に対し、この制度のもとに発行された輸入信用状の残高が、一〇月末までの分につき約五一〇〇万ポンドに達し、輸入信用状の回転がつかなくなって、四月二五日停止された。また、その後、外貨事情が再び好転し、外貨で金利を支払うほどの必要性が薄くなり、反面、ユーザンス利用による外為特別会計の円不足という問題も生じた。この問題は、主食、砂糖等について認められたダイレクト・ファシリティー（一〇月末残高約七七五〇万ドル）につい

ても同様に生じ、一二月以降停止された。

(三) 日英支払協定の改訂とポンド地域貿易

一月初めからの輸入の集中により、三月七日にはロンドンにおける決済資金の涸渇から、ポンド信用状発行の全面的制限、三月一二日には自動承認制の受付も一時停止された。その後、ポンド・ユーザンス、スワップ等によりポンド残高は回復に向かい、信用状発行に関する制限は全廃されたが、ポンド・ユーザンスのクレジット・ラインの拡大については、日本側の恒久的為替管理機構の確立（すでに外為委の廃止が議論されていたことによる）（第一章第二節九参照）および日英支払協定の改訂が前提とされた。

日英新支払協定は、昭和二六年八月三一日に調印成立した。問題の「ドル条項」（SCAPと在日イギリス・ミッションとの間に昭和二三年五月二九日付で交換されたメモランダムにより、SCAPは毎年六月末および一二月末、日本の保有するスターリング残高について、期近の支払約定見積りに応ずるのに十分な額〔アウトスタンディング・コミットメント〕かまたは所要のワーキング・キャピタル〔当初一〇〇〇万ポンド、その後一七〇〇万ポンドに改訂〕を超えた額について米ドルに交換する権利。ただし、一度も発動されなかった[14]）は、イギリス側の提案によって廃止され、その代わり、第三国へのスターリングの広範な振替についての保証が与えられた。

このような改訂を見越したのかどうか、スターリング側の買付は、イギリスの軍備拡充とともに、二月以降進捗することとなった。スターリング相場が弱含みを続け、ポンド切下げルーマーが広がることは、ポンド貿易の障害となるので、ポンド圏からの輸入促進、さらには輸出調整が論ぜられるに至った。

(四) オープン勘定黒字の累積

オープン勘定尻合計は、全体として、五月を底として、クレジット・バランスが累増した。その理由は、ポンド地域と同様、輸入の低調に帰せられる。四月初、勘定尻がマイナスであったアルゼンチン、フランス連合、韓国、オランダ、フィリピン、スウェーデン、台湾については、一〇月末には、フィンランドおよびオランダの小額の赤字を除きすべて黒字に転じた。

なお、オープン勘定について現金決済された分は、わが国の受取四二七〇万ドル（インドネシア、韓国、フィリピン）、支払一一一八万ドル（ブラジル、フィリピン、フランス連合）であり、インドネシアからの受取分の一部はポンド現金で受領された。オープン勘定の管理は、SCAPから日本政府に移管されており、二六年中には、西ドイツ（八月）、フランス連合およびフランス領インドシナ（一〇月）、韓国、オランダ、インドネシア、タイ（一二月）がそれぞれ移管された。

オープン勘定方式は、原則として、当事国相互間のドル不足対策として有用であるが、世界再軍備の進捗により、一部戦略物資または重要物資については、オープン勘定相手国でも、ドル現金払を要求する傾向が現われてきた。逆に、二、三の国からは、支払協定改訂に際し、ポンド現金決済を条件とする提案を受けるような状況となった。

(五) 自動承認制についての論議

一―三月期予算の自動承認制は、外貨資金の欠乏から、三月一二日以降、一部のオープン勘定を除き、受付が停止され、四―六月期予算については、信用状開設期限を従来の二〇日から一〇日に短縮し（ポンド建は当初制限されなかった）、信用状開設に関して銀行の応諾が要求され、輸入承認の有効期限を四カ月に短縮し、一部の商品の輸入保証金比率が引き上げられ、輸入不履行の場合その没収を厳重にし、一社当りの輸入限度を相当引き下げる等、従来と

は異なり、思惑輸入を排除するため種々の措置が講ぜられたものの、輸入申請受付再開後、ドル地域からの同制度はわずか一日にして再び受付停止のやむなきに至った。

これにより、自動承認制の予算枠および品目の限度についての論議が深刻となり、次のような考え方が有力となった。

① 自動承認予算枠が拡大されることにより、外貨資金の運用が危険に陥る。

② 円金融等による抑制措置も、先高の市況の場合は、投機的輸入を防止するためにはそれほど有効でない。

このような結論から、七―九月期予算からは、自動承認制予算枠および品目数が著しく縮小され、とくにドル地域について慎重に扱われた。反面、輸入担保金の比率引下げ、輸入承認証有効期間が六ヵ月に戻された。一〇―一二月期予算においては、ドル地域を除いて、ポンド地域およびオープン勘定地域よりの輸入不振打開の一方法として、当該地域からの適用品目数を増加させ、輸入担保率を引き下げ、信用状開設期限の制限を廃止した。さらに、先物買付のために長期自動承認制が採用された。これらの措置により七―九月期の自動承認制予算確認額は、予算全体の確認額に対しわずか七%に低下し、一〇―一二月期は二四%に再び増大したが、一―三月期の五四%、四―六月期の五二%と比べると、予算の実施上、自動承認制が過半を占めていた一―六月に比べ、七―一二月の自動承認制比重低下は著しい。また、自動承認制予算の使用割合は、一―三月九七%、四―六月六七%に対し、七―九月は二八%と低下し、一〇―一二月は六〇%に戻ったが、本制度開始以来の傾向としては、しだいに低下傾向をたどることとなった。

(六) 朝鮮休戦会談とドル収支

以上のように、二六年を通じ、しだいにポンド累積およびオープン諸勘定の片貿易傾向が目だってきた。一方、ド

ル収支については、国際信用維持のため、その健全性が確保されねばならないが、ドル収入のうち、正常輸出による分は全収入の約四分の一にすぎず、大部分は、特需、ガリオア立替分戻入、占領軍の円ドル交換による収入で、大半が朝鮮戦争に依存する。反面、ドルの支払中、八割以上が輸入に充当され、二六年中もなおガリオア資金による輸入（約八〇〇〇万ドル）がある。

ところが、日本経済の復興は、年々ドル地域からの輸入が一〇億ドル水準で可能という前提で進められており、ドル収支全体としては若干の黒字が見積もられてはいるものの、内容的には不健全な姿であった。二六年中の外貨予算を回顧すると、ドル外貨予算の削減、非ドル地域への買付転換という傾向が年後半には明らかになってきた。

わが国の輸出産業にとっては、比較的価格の低廉なドル地域原産の原材料の使用を採算の基礎においており、ドル地域よりの輸入については、消費財輸入はできるだけ抑制し、輸出品（とくにドル地域向け）の原材料または資本財輸入に重点をおかねばならず、輸入の質的選択、ドル地域向け輸出振興についての有効な対策の実施が必要だという意見が強まってきた。

(七) 外貨予算制度上の改善

(一) 求償貿易

二五年下期に、アメリカを除く非協定地域に対し、広範に適用された輸入の求償条件は、二六年一―三月予算から、特殊の地域（中国およびソ連地区よりのドル建の輸入）と品目に限定し、小規模予算で実施されることとなった。市場がセラーズ・マーケットに転換し、求償条件が輸入に対して障害となることが多く、その障害を免れるためまた種々の弊害が生じたためである。

(二) 原産地、積出地その他

従来、予算上使用された「仕入地域」なる用語は、貨物の積出地をさすのか、原産地をさすのか、または決済される通貨、勘定をさすのかが不明確であった。これを法令により明らかにするため、「輸入貿易管理令」が改正され、「船積地域」と、「決済通貨または勘定」が区別され、外貨予算に基づく輸入公表は、予算によって要求されている指定決済通貨または勘定を指示し、とくに必要ある場合のみ船積地域をもあわせて指定することとなった。

また、四―六月予算以後、船積地域のほかに、原産地が加えられ、そのいずれかが標準決済方法に触れるときは、事前許可が要求されることとなった。これにより、貨物の積替え等による協定貿易攪乱行為が防止されることとなった。

(三) 公表制度

七―九月予算期以後、SCAPの事前承認を必要としなくなり、一〇―一二月予算期から「無公表制度」が実施された(承前)。本制度はさらに適用拡大が望まれた。

(四) 貿易外予算面での進展

七―九月予算から実施されたわが国為替銀行海外支店の現地借入を保証する予算と、二七年一―三月期予算から実施が決まった「ヘッヂ」予算および仲介貿易のための予算等は、いずれも貿易外予算に含まれているが、貨物の輸入を間接に推進する役割のものとなっており、運用のいかんにより効果があるものと期待された。

(1) 外国為替管理委員会四半期報告による保有外貨残高。

(2) 岡田晃「外貨予算作成上の問題点」(『外国為替』第一号、昭和二五年四月)、一五ページ。

(3) 外国為替管理委員会事務局貿易課「先着順物資の輸入承認の不正申請防止と措置について」(『外国為替』第五号、昭和二五年六月)、一六―一七ページ。

(4) 浜村慶威「外貨予算と輸入の動向」(『外国為替』第二七号、昭和二六年六月)、七ページ。

(5) 今村昇「外貨予算第一年を回顧する」(『外国為替』第一七号、昭和二六年一月)、二六ページ。

(6) 同前、二六ページ。今村はこれを、「輸入の公表こそ間けつ的であるが、舞台裏では絶えず予算の作業が行われていることはあたかも水中にかくれた水鳥の足のごとくである」と評している。

(7) 同前、二六ページ。

(8) 同前、二六ページ。

(9) 高島吾久男「先着順輸入制度の前進」(「外国為替管理委員会月報」第四号、昭和二五年六月)、五〇ページ。

(10) 今村前掲論文、二九ページ。

(11) 浜村前掲論文、六ページ。

(12) 今村昇「外貨予算第二年の回顧」(『外国為替』第四〇号、昭和二七年一月)、二四―二五ページ。

(13) 同前、二六ページ。

(14) 新原守「日英新支払協定について」(『外国為替』第三六号、昭和二六年一〇月)、六ページ。

第五節　貿易外支払外国為替予算の実績

（一）貿易外支払予算の項目

貿易外支払予算の規模は、輸入貨物予算に比べるときわめて小さいが、その構成項目は多岐にわたっている。輸入貨物予算が、「輸入貿易管理令」とこれに基づく一連の命令によって実施されているのに対して、貿易外支払予算は、「外国為替管理令」、「外貨証券・在外不動産の管理に関する省令」（昭和二五年大蔵省令第七十号）ならびに「外資に関する法律」を中心とする諸法令の対外支払に関連した諸規定によって実施され、法令上異なった為替管理の方式が適用されるため貿易外支払予算制度は複雑化する結果となった。

外国為替予算作成について、閣僚審議会令第六条第四項によると、貿易外支払予算の作成基準は次のように規定された（二七一ページ参照）。

貿易外の支払に関するものは、その用途別に区分すること。

この規定に従って予算項目が定められているが、昭和二五年当初は、外為法第五章「制限及び禁止」の規定が施行されておらず、予算項目は文字通り用途別に区分されていたにすぎなかった。昭和二五年六月三〇日から「外国為替管理令」が制定施行されてのち、これに基づく省令、規則および告示が制定されたが、予算項目は項目の追加、新設が行なわれただけで、対外取引を経常取引と資本取引とに分類するような試みはなされなかった。昭和二七年度上期

予算の実施と同時に、それまでの項目分類は、国際収支統計との関連において総体的に整理され、国際通貨基金が使用している国際収支項目を基準として改正されることとなった。

なお、貿易外収支予算については、司令部の意向もあって、細目を秘匿されており、[1] 二七年度下期予算からその大綱が発表されるようになった。

以上のような経過、および占領下において経済復興の過程にあることを背景として、わが国の外国為替取引がきわめて制限的に取り扱われてきた事情により、貿易外支払予算は、その規模もきわめて小さく、発足当時は計上項目も六―八項目で、昭和二六年一―三月期から二七年一―三月期までの計上項目は当初より増えて一三項目となったが、本格的な予算として形式が整うのは、二七年度上期から「本表予算」、「別表予算」という区分がなされてからであり、「別表」予算は、二九年度下期から「別表1」および「別表2」（従来の別表に当たる部分）に区分され、さらに三四年度下期には、「別表3」が例外的に設けられ、三五年度上期からは、折からの自由化の気運により、本表は「計画分」と「自由分」とに区分されることとなった。

本表予算の計画分には、運輸関係、保険関係、海外渡航、外国投資収益、貿易付帯経費、技術援助の対価、その他の役務、無償取引、長期資本取引、短期資本取引、商品取引関係の一一項目、自由分には以上一一項目に加え、政府取引と通信関係の二項目があり、項目としては合計一三、さらに通常予備費が計上された。

別表予算は、本表と異なり、保有外貨を減少させるような実質的な支払を伴わない取引行為の裏付予算を計上するためのものである。第一には、現地貸付、綿花等借款、石油決済代金借入、仲介貿易貨物代金等、貸付または本表に計上すると輸入貨物予算と重複する取引等が計上され、第二には、外貨債務に対する支払の保証、ヘッジ取引関係が

計上され、第三には長期にわたる技術契約対価支払についての送金保証分が計上された。

したがって、二七年一―三月期までの貿易外支払予算は、以上の説明での本表分に相当するものであるが、二六年七―九月期予算からわが国為替銀行海外支店の現地借入を保証する予算および二七年一―三月期予算から仲介貿易のための予算が計上されており、これらがその後「別表」に計上されることとなった。初期（二七年一―三月期まで）の貿易外支払予算は、初めに記したように、内容も規模も小さく、貿易関係支払と優先外貨による支払および一般対外送金が主体であった。

表3-5に示した当時の予算項目の内訳を記し、あわせて当時、国際収支統計として利用されていた外国為替統計の貿易外支払実績を参考のため対照せしめてみよう。

（二）昭和二五年一―三月期から同年一〇―一二月期までの予算編成

(1) 外国貿易関係支払

（内訳）滞船料及び早出料、保険料および保険クレーム、海上運賃、クレームおよび過払金、入札および契約保証金、手数料支払

(2) 本邦人海外消費

（内容　本邦居住者の海外旅行における消費を計上する。国際間の旅行における外国の船または航空機に対する支払は運輸の項に計上する）

(3) 送金

（内訳）外資利潤送金、技術輸入の一時払送金、工業所有権出願料、在外支店関係経費、その他送金

(4) 政府送金

（内訳）在外事務所経費、国際機関分担金、外国電報料、国際電話料、外国郵便料

(5) 優先外貨による支払

優先外貨とは、「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」（昭和二四年七月一五日政令第二百六十六号）、いわゆる「優先外貨制度」により、輸出業者に対し輸出振興のため、輸出で稼いだ外貨に対し、一定割合で優先外貨記録書により優先的に外貨買入の権利が取得でき、この記録書は転売することができた。この権利により買い入れた外貨により海外渡航、海外通信のための外貨割当が行なわれ、当時の「盲貿易」の打開に貢献したが、この制度は、ポツダム政令の整理の線に沿い、昭和二六年六月三〇日限りで廃止された。しかし、この制度存続に対する貿易業界の要望はきわめて強く、二六年一二月一日「輸出振興外貨資金制度」（旧制度）が、輸入令、外為令の行政運用という形で実施されることとなった（この制度は二七年七月一日に大幅な改正が行なわれた。四五九ページ参照）。

(6) 特別預金勘定

昭和二五年五月六日、SCAPは日本における非軍事的取引を七月一日より円建とし、かつ、外国為替を含む国内商業活動の管理を日本政府に移管すると発表した。これに伴い外為法第二七～二九条に基づき「特別預金勘定に関する政令」が六月一五日施行され、七月一日から「特別預金勘定」が創設されて、終戦後わが国の外国人社会に流通していた外貨表示の貿易代表支払票 Foreign Trade Representative Payment Certificate（FTPC）および外貨小切手は、円表示の特別預金小切手に切り替えられることとなった。

貿易外支払予算においては、特別預金勘定が、外貨への自由交換を認めた国内預金であり、この勘定を設定しうる

ものは主として外国人であるから、外国人のために、円貨の外貨への交換を許すために、特別預金勘定が設けられた。この勘定は、大蔵省令により、甲種（米ドル勘定）、乙種（英ポンド勘定）に分けられ、大蔵大臣の許可により、甲種から英ポンドへ、乙種から米ドルへ交換ができるとされた。

(三)　昭和二五年中貿易外支払外貨予算と外国為替統計貿易外支払との対比

貿易外支払外貨予算がどのように使用されたかは、当時、昭和二四年一一月分から作成が開始された「外国為替統計」中、貿易外支払の計数によって把握していた。外国為替統計における貿易外支払分作成の基礎資料は、外国為替銀行から日本銀行為替管理局に提出される「貿易外支払日報」によっており、この日報には、予算期、支払項目が明記されるので、予算期別の貿易外支払実績を明らかにすることができた。ただし、この予算期別実績は、内部資料として予算作成の一つの手がかりとして利用され、一般には公表されず、保存期間（作成者たる日本銀行の内規により統計原資料については原則として一〇年）も経過した今日、それらを直ちに引用することはできないので、その代わり、二五年中の貿易外支払予算と外国為替統計の貿易外支払とを対比することとした。貿易外支払予算についての許可、承認の有効期間は、「外国為替管理令」によって、原則は三カ月と定められたので、予算上の許可と現実の支払とは最長三カ月のタイム・ラグが生ずることを念頭におこう。

（単位　千ドル）

予算項目	最終予算額	支払額
1　外国貿易関係支払	一九、九四八	一〇、四七五
6　内国　〃	七、二八〇	
2　本邦人海外消費	三、五〇七	四、三九八
5　優先外貨による支払	二七、一二六	
3　送　金	一七、一一九	一一、三八〇
4　政府送金	二、三〇九	三一三
8　通信関係支払	二、九九九	三一五
7　特別預金勘定	四、六二四	（その他　四、八一四）
9　外国人本邦投資回収	七、三〇八	
計	（除予備費）九二、二二〇	三一、六九五

（原注）予算項目と支払項目とは必ずしも一対一に対応しない。たとえば、優先外貨による支払は、本邦人海外消費または通信関係支払として使用される。さらに許可と支払とのタイム・ラグがある。

(四)　昭和二六年一—三月期から二七年一—三月期までの予算編成

この期の項目は、初期の項目に対して組替えと追加が行なわれた。項目別の内容は次のとおりである。

(1)　運輸関係

（内訳）本邦船会社支払、外国船会社および航空会社支払、用船料、商船管理委員会支払

(2)　保険関係

（内訳）本邦保険会社支払、外国保険会社送金

(3)　貿易関係支払

（内訳）クレームおよび調整金、入札および契約保証金、手数料、その他貿易関係支払

(4) 本邦人海外消費
(5) 外国人本邦投資回収
　(内訳) 外資委員会認許可分、その他の技術輸入、外国人本邦内事業利益金送金、借入金返還、借入金保証
(6) 本邦人海外投資
(7) 一般送金
　(内訳) 在外支店関係経費、工業所有権の出願料、銀行手数料、領事送状査証料、領事旅券査証料、海外情報手数料、展示会および見本市、沖縄建設工事受払、運動関係経費、一般雑送金
(8) 政府送金
　(内訳) 在外事務所関係経費、国際機関分担金、その他
(9) ドルのポンドへの交換
(10) ポンドのドルへの交換
(11) 通信関係支払
　(内訳) 外国電報料、国際電話料、外国郵便料
(12) 優先外貨制度による支払
(13) 予備費

(五) 昭和二六年中貿易外支払外貨予算と外国為替統計貿易外支払との対比

(単位　千ドル)

予算項目	許可額	支払額
1 運輸関係	五〇、八八〇	三四、一一一
2 保険関係	二、六七五	一、二六四
3 貿易関係支払	二、七九二	三、七二一
4 本邦人海外消費	二、九九〇	四、五二二
5 外国人本邦投資回収	二七、四六四	
6 本邦人海外投資	一八〇	
7 一般送金	九、六五五	九一、五三〇
9 特別預金勘定振替	九二二	(7に含まれる)
11 輸出振興外貨制度	二二、七七二	(主として4および10に含まれる)
8 政府送金	二、三〇三	一、九二四
10 通信関係支払	二、九八〇	二、九五七
		その他スワップ取引等 三六、八一六
合計	一二五、六一三	一七六、八四四

以上の比較は、貿易外支払外貨予算の現実の使用について、資料保存期を経過したため、予算期別、項目別に厳密な支払額を対応させることができないという欠点はあるが、大観すると、貿易量の増大に伴って、貿易付帯経費の支払増加が生じている傾向が把握できる。

貿易外予算においては、全体として、二七年以降も同様であるが、貨物予算のように国際収支の逆調により直ちに

これを圧縮し大幅に削減するという方策はとられなかった。海外渡航等の消費的支出についての削減は何度も行なわれたが、貿易に付帯する経費（運輸関係、保険関係、代理店手数料等）および貿易振興に関する経費（海外事業活動関係費、広告宣伝費等）について削減されることはきわめてまれであり、貿易付帯経費が貿易外経常取引の主体をなし、長・短期資本取引の自由化は昭和三〇年代の半ばからようやく実施された。

当時の貿易外取引の比重は、外国為替統計による次の実績によっても、特需収入が大きく、これを除いた一般貿易外収支では、なお、受取にガリオア資金からの収入があり、これら臨時的取引を除くと収支尻は赤字であったが、取引規模は経常取引においては最も小さく、支払を規制する貿易外支払外貨予算の編成方針についても、同じ各期の輸入貨物外貨予算の編成方針に準じたものとされていた。

外国為替統計（表5-1参照）　（単位　百万ドル）

項目	二五年度	二六年度
受取合計	一、三〇九	二、四〇八
輸出	九二〇	一、四〇五
特需	二五三	六七七
貿易外	一三六	三二六
支払合計	一、〇一七	一、八四四
輸入	九六二	一、六五八
貿易外	五五	一八五
収支尻	二九二	五六四

（六）　昭和二六年中貿易外支払外貨予算通貨別許可状況

二六年中貿易外支払予算の通貨別許可額は、左のとおりである（二五年中の同種の資料は入手できない）。

（単位　千ドル）

決済通貨	予算額(A)	許可額(B)	(B)/(A)
米ドル	一三三、〇七六	九一、八八四	六九・〇
ポンド・スターリング	四八、九六九	二七、〇四六	五五・二
オープン勘定	一七、二三一	六、六八三	三八・七
予備費使用残	二〇、三九九		
合計	二一九、六七〇	一二五、六一三	五七・一

（出所）白鳥正明「貿易外支払予算の諸問題」（『外国為替』第五一号、昭和二七年五月）、三一ページ。

決済通貨別にみると、米ドルを通ずる支払許可の規模は特に大きい。許可額は予算額に対して年間六九・〇％となっており、ポンド・スターリング支払許可は五五・二％、オープン勘定支払許可は三八・七％である。

米ドル支払許可率が高かったのは、一つは、二六年八月から許可された海外支店等の設置に伴い、海外における外貨借入れの保証が予算化されたため、予算額、許可額が膨張した。この点は、表3-5中、「外国人本邦投資回収」項目の二六年七―九月期以降の増加にも現われている。この保証額は対外支払としては現われない。

（1）　大蔵省為替局資金課「下期貿易外外貨予算について」（『外国為替』第五九号、昭和二七年一〇月）、六ページ。

表 3-3　輸入貨物外国為替予算期別実施状況　（単位：百万ドル）

			昭和25年 1—3月	昭和25年 4—6月	昭和25年 7—9月	昭和25年 10—12月	昭和26年 1—3月	昭和26年 4—6月	昭和26年 7—9月	昭和26年 10—12月	昭和27年 1—3月
当初予算額		米ドル	32 (24)	105 (75)	154 (60)	154 (40)	318 (60)	220 (45)	338 (63)	268 (41)	239 (33)
		(うち求償取引)		(66)(40)	(50)(20)	(45)(12)	(6)(1)	(1)(0)			
		ポンド・スターリング	57 (44)	17 (12)	63 (24)	116 (30)	103 (20)	110 (30)	121 (23)	230 (35)	307 (42)
		オープン勘定	42 (32)	19 (13)	40 (16)	116 (30)	104 (20)	126 (25)	74 (14)	156 (24)	182 (25)
		合計	131 (100)	141 (100)	257 (100)	386 (100)	525 (100)	456 (100)	533 (100)	653 (100)	728 (100)
最終予算額		米ドル	37 (30)	78 (44)	237 (45)	233 (44)	480 (52)	225 (48)	357 (62)	269 (41)	244 (32)
		(うち求償取引)		(41)(24)	(44)(8)	(68)(5)	(6)(1)				
		ポンド・スターリング	46 (37)	48 (28)	158 (30)	127 (24)	253 (27)	110 (25)	127 (22)	230 (36)	307 (41)
		オープン勘定	40 (33)	48 (28)	133 (25)	165 (32)	194 (21)	131 (27)	92 (16)	162 (23)	199 (26)
		合計	123 (100)	174 (100)	528 (100)	525 (100)	927 (100)	466 (100)	576 (100)	661 (100)	751 (100)
公表額	通貨別	米ドル	25 (33)	68 (42)	234 (45)	233 (47)	474 (52)	217 (53)	337 (62)	262 (43)	244 (38)
		(うち求償取引)		(36)(22)	(39)(8)	(27)(6)	(6)(1)				
		ポンド・スターリング	32 (43)	48 (30)	157 (30)	98 (20)	249 (28)	74 (18)	117 (22)	213 (35)	261 (40)
		オープン勘定	18 (24)	44 (28)	130 (25)	167 (33)	180 (20)	116 (29)	85 (16)	132 (22)	141 (22)
		合計	74 (100)	159 (100)	521 (100)	497 (100)	903 (100)	407 (100)	540 (100)	607 (100)	645 (100)
	方式別	事前割当制	32 (43)	115 (72)	386 (74)	245 (49)	389 (43)	159 (39)	433 (80)	407 (67)	415 (64)
		先着順制	19 (26)	25 (16)	23 (5)	12 (3)	8 (1)	6 (1)	2 (0)	3 (0)	5 (1)
		自動承認制	0 (0)	0 (0)	82 (16)	238 (48)	475 (52)	238 (58)	103 (19)	179 (29)	220 (34)
		政府輸入	23 (31)	19 (12)	29 (5)	1 (0)	31 (4)	4 (1)	2 (0)	19 (3)	5 (1)
確認額	通貨別	米ドル	23 (35)	55 (40)	207 (47)	220 (50)	457 (55)	205 (66)	282 (68)	231 (50)	233 (51)
		(うち求償取引)		(29)(21)	(30)(7)	(25)(6)	(5)(1)	(1)(1)			
		ポンド・スターリング	30 (46)	47 (34)	142 (32)	92 (21)	237 (26)	56 (18)	81 (20)	161 (34)	160 (35)
		オープン勘定	12 (19)	36 (26)	89 (21)	124 (29)	165 (19)	49 (16)	52 (12)	73 (16)	68 (14)
		合計	65 (100)	138 (100)	438 (100)	436 (100)	859 (100)	310 (100)	415 (100)	465 (100)	461 (100)
	方式別	事前割当制	27 (42)	97 (70)	333 (76)	211 (48)	359 (41)	143 (46)	384 (93)	352 (75)	320 (69)
		先着順制	15 (23)	22 (16)	11 (3)	7 (2)	7 (1)	4 (1)	1 (0)	2 (0)	2 (1)
		自動承認制			65 (15)	218 (50)	463 (53)	160 (52)	29 (7)	107 (24)	134 (29)
		政府輸入	23 (35)	19 (14)	29 (7)	0 (0)	30 (5)	3 (1)	1 (0)	4 (1)	5 (1)

出所：外国為替管理委員会「1950年に於ける外国為替取引の概要」「1951年第一四半期に於ける外国為替取引の概要」（以上公表），「1951年第二四半期に於ける外国為替取引の概要」（未発表）および外国為替管理委員会部内資料.

（注）　カッコ内は対合計額百分比.

表 3-4 自 動 承 認 制

予算期	合計	米ドル	ポンド・スターリング	オープン勘定
昭和25年7—9月				
当初予算	44,700 (100)	8,700 (20)	21,000 (47)	15,000 (33)
最終予算	82,517 (100)	13,325 (16)	46,640 (57)	22,552 (27)
確認額	64,567 (100)	6,885 (11)	44,145 (68)	13,537 (21)
昭和25年10—12月				
当初予算	116,120 (100)	33,000 (28)	50,000 (43)	33,120 (29)
最終予算	238,161 (100)	141,000 (59)	40,000 (17)	57,161 (24)
確認額	220,428 (100)	137,742 (62)	39,685 (18)	43,001 (20)
昭和26年1—3月				
当初予算	160,600 (100)	76,500 (48)	40,000 (25)	44,100 (27)
最終予算	474,708 (100)	266,760 (56)	100,000 (21)	107,947 (23)
確認額	463,347 (100)	262,940 (57)	98,830 (21)	101,576 (22)
昭和26年4—6月				
当初予算	204,550 (100)	73,650 (36)	50,000 (24)	80,900 (40)
最終予算	238,461 (100)	103,650 (44)	50,000 (21)	84,811 (35)
確認額	160,380 (100)	102,650 (64)	32,628 (21)	25,102 (15)
昭和26年7—9月				
当初予算	100,700 (100)	48,700 (48)	34,000 (34)	18,000 (18)
最終予算	102,775 (100)	48,700 (48)	34,000 (33)	20,075 (19)
確認額	29,368 (100)	13,144 (45)	5,234 (17)	10,990 (38)
昭和26年10—12月				
当初予算	150,750 (100)	30,000 (20)	90,000 (60)	30,750 (20)
最終予算	178,650 (100)	35,400 (19)	100,000 (56)	43,250 (25)
確認額	106,670 (100)	17,170 (16)	72,860 (68)	16,640 (16)
昭和27年1—3月				
当初予算	185,000 (100)	17,000 (9)	133,000 (72)	35,000 (19)
最終予算	220,044 (100)	25,575 (12)	133,000 (60)	61,468 (28)
確認額	133,756 (100)	22,937 (17)	64,224 (48)	46,595 (35)

(注) カッコ内対合計額百分比.
出所：外国為替管理委員会部内資料.

期別実施状況　(金額単位：千ドル)

本表品目数						別表品目数			合計
追加	削除	当初品目数(A)	内非ドル	内非スターリング		期初品目数(B)	内非ドル	内非スターリング	(A)+(B)
		48				64			112
73	4	117	11	5	5	64		64	181
40	3	154	16	5	6	63			217
28	11	171	37	2	11	82	6		253
18	58	131	11		4	80	6		211
39	12	158	91		2	84	6		242
26	8	176	110		2	102	4		278

表 3-5　貿　易　外　支　払

外　貨　予　算　の　推　移　　（単位：千ドル）

	昭和25年1—3月期			25年4—6月期			25年7—9月期			25年10—12月期		
	当初予算額	最終予算額	許可・承認額	当初予算額	最終予算額	許可・承認額	当初予算額	最終予算額	許可・承認額	当初予算額	最終予算額	許可・承認額
1. 外国貿易関係支払	3,959	3,844	636	7,799	7,290	2,466	4,663	4,163	831	4,628	4,651	1,379
2. 本邦人海外消費	1,314	656	449	885	885	568	983	983	589	983	983	367
3. 送金	197	115	106	813	1,538	671	12,376	6,472	1,233	9,120	8,994	4,750
4. 政府送金	639	261	2	1,602	536	192	1,432	671	49	841	841	185
5. 優先外貨による支払	4,700	4,700	2,153	4,535	6,336	5,967	7,000	7,500	7,379	7,290	8,590	7,810
6. 内国貿易関係	3,600	3,600	1,592	3,680	3,680	3,672		—	—		—	—
7. 特別預金勘定							560	4,114	2,856	410	510	284
8. 通信関係支払		378	310		1,066	344		764	35	791	791	533
9. 外国人本邦投資回収		1,047	107		675	125		2,350	326	3,210	3,236	1,098
小計	14,409			19,314			27,014			27,274		
予備費	1,141			1,000	631		2,500	2,497		2,500	1,002	
合計	15,550	14,601	5,355	20,314	22,637	14,005	29,514	29,514	13,298	29,774	29,598	16,406

	昭和26年1—3月期			26年4—6月期			26年7—9月期			26年10—12月期			27年1—3月期		
	当初予算額	最終予算額	許可・承認額	当初予算額	最終予算額	許可・承認額	当初予算額	最終予算額	許可・承認額	当初予算額	最終予算額	許可・承認額	当初予算額	最終予算額	許可・承認額
1. 運輸関係		16,556	13,155		19,365	14,710		21,404	13,764	22,504	22,504	9,251	28,700	28,700	17,258
2. 保険関係		2,387	257		1,826	543		2,685	990	2,156	2,156	885	2,366	2,366	774
3. 貿易関係支払		1,340	693		1,360	696		2,245	707	1,176	1,241	696	2,965	3,013	2,521
4. 本邦人海外消費		1,041	641		837	789		1,070	990	800	800	570	800	800	798
5. 外国人本邦投資回収		4,094	1,527		3,929	3,155		18,930	13,198	15,425	15,427	9,584	22,400	23,527	7,491
6. 本邦人海外投資					50	50		200	25	200	200	105	200	200	61
7. 一般送金		3,682	1,621		3,396	2,476		4,137	2,810	3,503	3,550	2,748	4,663	4,718	3,606
8. 政府送金		512	379		753	340		1,074	826	951	951	758	1,163	1,163	678
9. 特別預金勘定振替 (甲—乙)		300	298		300	228		300	69	300	300	149			
9. 特別預金勘定振替 (乙—甲)		200	28		100	50		100	96	100	100	4			
10. 通信関係支払		781	319		895	757		989	725	1,335	1,335	1,179	1,178	1,369	1,184
11. 輸出振興外貨制度による支払		8,738	7,330		7,781	7,455		7,350	4,973	10,000	10,000	3,014	4,000	4,000	2,833
12. 仲介貿易支払														2,800	461
13. オープン勘定バランス決済								13,000			2,000		8,500	4,000	
小計		39,631	26,248		40,592	31,249	57,554	73,484	39,173	58,450	60,564	28,943	76,935	76,656	37,665
通常予備費		1,108			335		17,500	1,571		4,500	2,386		17,520	13,299	
合計	27,703	40,739		40,927	40,927		75,054	75,055		62,950	62,950		94,455	89,955	

（注）　本予算については，公表される機会がなく，当時の外国為替管理委員会部内資料に入手困難な部分が多く空欄となった．

出所：外国為替管理委員会部内資料．

第四章　対外経済取引の進展施策

第一節　戦後のわが国外国為替相場

一　三六〇円単一外国為替相場の決定経過[1]

昭和二四年四月二三日、司令部は一ドル三六〇円の単一外国為替相場の設定を発表し、これは四月二五日から実施となった。戦後それまでは単一外国為替相場は存在せず、終戦直後の昭和二〇年九月一〇日、米ドルと日本円との軍用換算率が一ドル一五円とされ、これが二二年三月一一日には五〇円に変更された。軍用換算率とは、占領軍内部に便宜的に設定されたもので、円の一般的対外価値を示す為替相場ではなく[2]、日本政府当局[3]にあらかじめなんらの相談もなく発表された。また、占領軍当局は、日本を当分の間国際社会から封鎖し、あらゆる為替取引を禁止する方策を採用したため、円の対外為替相場の問題は表面化しなかった。

二一年四月三日、貿易庁がわが国の外国貿易取引一切を取り扱うべき日本政府の専管代理機関として司令部から承

認され、貿易庁は、「貿易資金」により、輸出品を日本政府の名において、国内統制価格に諸掛り、手数料を加えた価格で買い取り、輸入品も、綿製品輸出で支払う綿花を除き、手数料、諸掛りは政府負担により、国内統制価格で売却された。

対外決済は「貿易資金」と無関係に司令部によりドル建で行なわれ、輸出の場合、貿易庁から司令部に引き渡された商品は、アメリカ向けの場合、合衆国商事会社によりアメリカ国内で売却され、輸出代り金は信託基金に入金し、輸入品は同社がアメリカ国内で買い付けて右基金から支払い、司令部の指令で貿易庁に引き渡され、輸出入品ともに、国内売買価格と相手国における売買価格とは全く関連がなかった。

二二年八月一五日、制限付民間貿易が再開されたが、輸出品は、海外市場価格を基準として、司令部がドル建輸出価格を決め、外国バイヤーとわが国貿易業者との直接商談による価格の決定は認められず、すべての輸出契約は貿易庁のみが日本側当事者となってバイヤーとの間に締結され、貿易庁は国内公定価格で民間業者から輸出商品を買い上げ、司令部の許可を得て、これをドル建価格で売る方式であった。

当時の日本経済は混乱期から再建への発足期にあり[4]、政治・経済・社会面の不安定要素が数多く存在し、為替相場決定の前提条件が成り立たず、民間貿易再開に際し、司令部およびワシントン当局は、日本において直ちに為替相場を決定することはかえって経済を混乱に陥れ、貿易量を減退せしめるとの見解に一致し、まず為替相場のない民間貿易を再開することによって、世界市場における日本商品の販売価格と、日本国内における生産価格の妥当な水準が発見され、広い範囲にわたる商品について輸出量が確立せられたのちに、順次決定してゆくという態度を採った[5]。

しかし、民間貿易団来日に関する司令部の公式発表（二二年六月一〇日）前後から一〇月初旬にかけて、日本円の為

替相場に関する論議が盛んになった。とくに、二二年八月、司令部内に、「円再評価委員会」が設けられて、各般の主張が行なわれ、日本側もこれに対処して、九月、「為替部会」を設け、司令部とその動きを反映した日本側関係省庁間においては、それが一つの切迫した要処理問題として取り扱われ、結論が急がれたが、結局、当時におけるわが国の客観諸情勢の常識的判断が大勢を占めて、日本政府は一本建相場の設定またはこれに類似の方策に対する時期尚早論に帰着するとともに、他方、一本建相場の設定を可能ならしめるような各種根本施策に対する努力傾注の必要性が再確認された。

その後二三年一月中ごろ、司令部再評価委員会は、ワシントンに請訓するよう司令部上層部に、為替相場を一ドル一五〇円とし、貿易外取引にこれを適用し、輸入も漸進的に鞘寄せし、輸出は三〇〇円をシーリングとし、一五〇円を超えるものについては漸進的引下げを図る、との内容の意見書[6]を提出したと伝えられたが、これについて司令部に提出した日本側政府の報告に対する反響は不明のままとなった。

この間、為替部会長たる都留重人は、二三年四月一日を目ざし、為替レート一本化とデノミネーションを同時に行なう計画を極秘裡に審議し、二二年一〇月、一一月、作業を集中的に行なったが、翌年片山内閣の退陣とともに都留が経済安定本部を退職して取止めとなった[7]。他方、大蔵省内でも、為替相場を先決した場合の経済的波及過程の試算が試みられるようになった[8]。

二三年四月に入り、経済科学局外国貿易課ピケル F. E. Pickelle、同調査計画課ローゼンフェルト K. Rosenfelt と、貿易庁長官以下が商品別の換算比率の問題について会談した。その際、ピケルから四月一三日付の「商品別円ドル比率の設定に関する覚書」が手交された。これは、主要商品の公定価格に基礎をおき、諸掛りを加えた円価格と、

承認された市場価格を基礎とするドル価格による円ドル比率について、司令部側の提案と貿易庁の意見とを調整して取り決め、日本側輸出品円価格承認の基礎としようとするものであった。これが、いわゆる価格比率制度 Price Ratio System（PRS）の発端であった。

五月末、ローゼンフェルト等は、貿易庁長官を招請し、司令部内において単一レート設定については時期尚早という考えもあり、PRSについて全輸出商品に適用しうる案を作成し、司令部幹部に提出したいとして、日本側の協力を依頼した。

ここで、五月二〇日、連邦準備制度理事会調査統計局次長ラルフ・A・ヤング Ralph A. Young を団長とする「円レート政策に関する特別使節団」が来日し、六月一二日に報告書の作成をまとめ、二三年一〇月一日までに、一ドル三〇〇円前後一〇％の間でSCAPが決定する権限が与えられるよう勧告した。[9] この間にあって、経済安定本部内では、極秘裡に「K作業」と呼ばれる単一為替レートに関するもっとも体系的で包括的な作業が開始された。[10][11] また、民間においても、日本製鉄株式会社の「鉄鋼為替円の裁定に就て」なる試案は、競争力の弱い薄板で一ドル三六四円が採算点であることを示した。[12] 経済専門日刊紙による単一レート設定のアンケートも活発となった。[13]

ところで、七月半ば、PRSについて司令部より貿易庁に対し一応たな上げとの内報があり、貿易庁は司令部に対しPRSの早急な実施をあくまで要求し、これと切り離して、輸出手続簡素化と外貨獲得に対する報奨制を考える態度を決めた。その後、八月に入り、司令部筋から、PRSの実施は、ヤング・ミッションの反対が原因となって中止されたという情報が洩れた。なお、七月六日、一ドル五〇円の軍用換算率が二七〇円に変更された。

八月一五日から、民間貿易がさらに緩和されて新輸出手続が実施され、輸出契約の価格取決めが、従来の固定ドル

価格 Firm Price System から最低ドル価格 Floor Price System に変更され、輸出品は、規定の最低ドル価格以下では売れないが、それ以上ならよいので、バイヤーとの価格取決めに相当の弾力性が与えられることとなった。

一〇月からは、商品別の便宜的換算率としてPRSを採り入れた価格算定制度 Price Computing System（PCS）が適用された。これは、輸出商品別に円価格算出の基準率を内部的に設定し、売買契約による外貨価格にこの算出基準率を乗じて、円価格を決定する仕組みで、体系的とまではゆかないが、複数レートの性格を有するとともに輸出インセンティブも含んでいた。一〇月一五日第一回分としてまず五二品目について表4-1のように実施した。これはひきつづき品目範囲が拡大され、一一月末には六〇〇品目以上の商品別レートが設定された（表4-1～4-4）。

しかし、これら価格比率は、企業の採算を考慮して一般に円安に定められ、輸出産業のコスト引下げ努力を減殺し、貿易資金特別会計は輸出入補助金としての性格を有する多額の赤字を負担し、この赤字は巨額のガリオア資金で賄われねばならない状況が、なお続くものとみられた。

このような状況にあって、大蔵省の為替相場問題に関する内部的な考え方は、二二年同期ごろの一本建相場の設定等は時期尚早との見方からかなり前進し、為替管理の機構整備と外資導入に備える関係もあって、次項二の(ハ)に説明するように、各般の政府の総合施策により、わが国経済体制を建て直し、国際水準と均衡のとれたものとして国際経済に参加するため、単一為替相場の設定を目標とする方向となってきた。

またアメリカ政府も、この前後から急速に円の単一外国為替相場の設定により日本経済を早急に国際経済に復帰せしめ、正常な貿易関係を通じて経済の全面的自立化を促進せしめる方針に傾き、二三年一一月一八日における極東委員会の対日貿易方針および一二月一九日における「経済安定九原則」の実施に関する指令等によりその意向が明らか

表 4-2　輸出商品価格算出基準　第2回分（11月　日より実施）

商品群	円ドル比率
I 金属機械及び器具	
(1) 鉄鋼第2次製品	
1. 亜鉛引鉄線	250
2. 有刺鉄線	330
3. 普通釘	250
4. コンヂット・チューブ	420
(2) 光学機械	
1. カメラ	500
2. 双眼鏡	500
(3) 電気機械及び器具	
1. 扇風器	520
2. 電気配線器具	550
3. 蓄電池	340
4. 電気計測器	340
(4) 通信機械	
1. ラジオ・セット	550
2. 真空管	450
3. 有線通信機器	310
(5) 蓄音機	
1. 蓄音機	550
2. 蓄音機用針，レコード	490
II 繊維品	
(1) 毛糸	
1. カシミヤ・カード	240
2. カシミヤ・トップ	370
(2) 麻毛	
苧麻糸	300
(3) 繊維雑品	
1. 野草筵及び花筵	530
2. 表桿真田	350
3. バンコック紙帽子	530
4. 羊毛帽体	550
III 化学品	
(1) 印刷用インク	550
(2) 香料原料（エッセンスオイル）	460
(3) 無機薬品	
1. 第1類 サラシ粉，塊状硫黄，重炭酸カルシウム，粗製ヨード	410
2. 第2類（1.以外のもの）	500
(4) 染料	500
(5) 顔料	470
(6)	
(7) 火薬	420
IV 農畜水産物	
(1) 蟹罐詰	420
(2) 真珠	300
(3) アンゴラ兎毛	450
V 雑貨	
(1) ゴム製品	
(イ) ゴムベルト	250
(ロ) 自動車タイヤチューブ・ゴムホース	390
(ハ) 自転車タイヤチューブ	570
(ニ) ゴム雑品	550
(2) 竹製品	
竹ベニヤ	550
(3) 釣針	550

表 4-1　輸出商品価格算出基準　第1回分（23年10月15日より実施）

商品群	円ドル比率
I 金属機械及び器具	
(1) 鉄鋼第二次製品	
鉄金網	400
(2) 写真用フィルム及感光紙	
X線フィルム	600
II 雑貨	
(1) 金属製品	
1. 鉄鑄物製品	530
2. 亜鉛引バケツ	550
3. 縫針	400
4. 琺瑯鉄器	600
5. アンチモニー製品	480
6. 喫煙具	500
(2) セルロイド製品	600
(3) 木製品及草製品	
1. 麦藁スリッパ	390
2. 下駄	380
3. 竹蘭製スリッパ	500
4. 並木製漆器	420
(4) 竹製品	
一般竹製品	430
(5) 硝子製品	
1. 板硝子	600
2. 鏡	600
3. クリスタルカットグラス	600
4. 食卓用雑ガラス器	600
5. 医理科機器，ランプ	580
(6) ボタン	
1. 国内産貝ボタン	530
2. Dotting	450
(7) 莉毛	450
(8) クリスマス用品	550
(9) 玩具	500
(10) 模造真珠	470
(11) 美術装飾品	
1. 造花	500
2. 水晶製品	450
3. 象牙製品	400
4. 碼瑙製品	440
5. 箱根細工，生島細工	550
6. 高級木製漆器	600
7. 金属製漆器	600
(12) 文房具	
1. 万年筆	400
2. 鉛筆	500
(13) 線香	400
(14) 楽器	
ハーモニカ	450
(15) 提灯及び扇子	550
III 農水産物	
(1) 乾燥水産物	280
(2) 寒天	160
(3) 水産物	
1. 冷凍水産物	260
2. ビタミン油A	150
3. ビタミン油D	260
4. 珊瑚	300
5. 生魚介	300
(4) 罐詰（含壜詰）	300
(5) 茶	330
IV 化学製品	
(1) 薬品	
生糸	250
(2) 化学品	
1. ペイント	450
2. 肥料	390
3. 苛性ソーダ	200
4. 樟脳油	500

表 4-3　輸出商品価格算出基準　第3回分（11月24日より実施）

商品群	円ドル比率	摘要
I 繊維品		
(イ) 絹織物	315	24年1月以降船積の契約分より適用 Embroidered Silk Fabrics Bolting Cloth を除く
(ロ) 人絹織物		
A 晒及び染色	260	エンブロイダード人絹織物を除く
B 機械捺染，手捺染	290	
C ベンベルグ	350	〃
(ハ) スフ織物	320	
(ニ) 人絹糸	240	コーン捲及ベンベルグを除く
(ホ) スフ糸	250	
II 農産物		
(1) 青果物及椎茸	340	
(2) その他	300	

表 4-4　輸出商品価格算出基準　第4回分（12月13日より実施）

商品群	円ドル比率	摘要
陶磁器		
ディナー・セット	550	
コーヒー・セット		
ティー・セット		
陶磁器碗皿，その他食器	500	
花瓶，玩具，装飾品	500	
タイル	550	
衛生陶器	550	
碍子	550	

（注）(1) ＰＣＳの算出方法は，各グループ内の各商品のＦＯＢ円価格及びドル価格の従来の実績比率を輸出計画ドル価格で加重平均した数値をラウンド・ナンバーとする．
(2) 第4回までＰＣＳの実施されている商品は全輸出品目の約50％を占め，金額にして約80％（国有綿を除く）に達している．
(3) 未だＰＣＳの実施されていない商品中おもなるものは国有綿・機械類・生糸であるが，生糸は来年初めに実施される予定．

にされた。九原則の実施に当たるため、ジョセフ・M・ドッジは一二月、日本に赴くよう大統領から要請をうけた。

経済九原則では、「完全にして単一なる」為替相場を早急に設定すべきことを明示し、それを目標として、財政、金融、生産、物価等あらゆる面に努力するよう要請された。二四年度財政は、総合均衡予算を確立し、従来のインフレの最大原因を取り除いた。

二三年一二月には、内閣に「単一為替設定対策審議会」が設置され、その第一回会合が一二月三〇日に開催され、二回目は明けて早々一月四日と、一月中に六回の会議が続けて開かれるという緊迫ぶりであった。

この会議は、総理大臣以下関係閣僚、日本銀行総裁、民間、学界各委員から構成されたトップ・クラスの審議会で、単一為替レート設定に当たり、賃金・物価の強力な安定策が一本レート設定の前提であり、企業の自立を目ざして補助金もきびしくして、二四年三月ごろ三五〇円くらいのレート実施という大方の考え方になった。

二四年二月、貿易庁は輸出品の円換算率上限を四五〇円（それまで六〇〇円）として一日より実施した。司令部筋の単一為替レート設定への動きはいよいよ急となり、二月二四日のＵＰ（東京）報道は為替レートが四月一日までに設定される模様と報じた。三月二五日、貿易庁は、輸出品の円換算率上限を四二五円とし、四月一日から実施し、同日から、輸出用繊維品の円換算率について品目を三分割して三三〇円、三五〇円、四二〇円と改めた。四月七日、同じく貿易庁は、輸入品の円換算率を三三〇円一本として、四月一日に遡及実施した。

司令部は、四月二三日付「日本円に対する公式レートの樹立」（"Establishment of Official Exchange Rate for Japanese Yen"）（ＳＣＡＰＩＮ第一九九七号）の覚書を発し、「四月二五日午前零時より一ドルに対し三六〇円の公式為替レートを実施するために必要な措置をとること」を指令し、これに基づき、昭和二四年四月二五日大蔵省告

示第二百三十七号[14]が公布され、一ドルにつき三六〇円の単一為替レートを決定し、その他の通貨は、当該通貨の国際通貨基金に登録されたアメリカ合衆国通貨に対する比率と一ドル三六〇円の相場から換算される相場によって決定することとし、同日から一切の為替取引に適用されることとなった。

次いで、英ポンドの利用も少なくないため、同じく六月二四日大蔵省告示第四百号により、英ポンドの外国為替相場が一ポンド一四五〇円八〇銭と決定された[15]。

三六〇円レートは、その後二二年余の長きにわたり、主要国通貨のなかでは一度も平価変更を行なわれることなく維持され[16]、アメリカの金ドル交換停止に端を発し、一九七一年一二月一八日、アメリカ合衆国ワシントン所在のスミソニアン博物館で開かれた一〇ヵ国蔵相会議により、多国間通貨調整の一環として三〇八円に切り上げられた。その間、よく日本の高度成長（昭和三〇年代平均九・六%、四〇―四六年平均一〇・〇%）を支えるとともに、国際収支面でも、二〇年代に貿易収支、三〇年代後半に経常収支がそれぞれ逆調を示した時期もあったが、四〇年代に入り経常収支の改善が著しく、日本経済の対内・対外均衡達成に大きな役割を果たした。

二　三六〇円単一為替相場の決定に至る間の主要事項

（一）　一ドル一五円および一ドル五〇円占領軍レート決定について

「進駐軍レート一ドル一五円決定の経緯」（大蔵省『調査月報』第三六巻特別第六号、二二一―二三ページ）は、終戦後一時、司令部の金融関係事務を担当したフランク・A・タマーニア Frank A. Tamagna（FRB所属）の論文「外

国為替比率の決定」（*Journal of Political Economy*, 一九四五年三月）を収録し、軍事的占領段階における為替比率の決定方法として、一九三六―三九年を基準とする米英両国に対する物価騰貴率（公定価格指数）から裁定するタマーニアの考え方を紹介した。これにより、同報告の試算では、昭和一二年基準物価の比較により一ドル七円見当、同一二年六月基準通貨発行高の比較により一ドル約二〇円と算出し、日本の戦時中の物価が強く統制されていたことにより、両者の中間をとると、一ドル一五円近くなるとしている。

昭和二二年三月三日、大蔵省が司令部のヘンリーおよびC・D・ヨーマンズに照会したところ、「戦前の一ドル四円二五銭を、戦時中の物価の動き、通貨流通量の外、輸出入、海運等から総合判断したもの」という回答を得た（『調査月報』同号、二三二ページ）。

一ドル五〇円についても、「進駐軍レート変更について」（『調査月報』同号、二三四―四八ページ）によると、当時はすでに内外の経済評論で一ドル五〇～七〇円の線が観測され、二二年一月には大蔵省外資課、物価庁調査課、貿易庁調査課および東京銀行調査部により、公定価格による一ドル三五～五〇円、公定・闇総合で九〇～一〇〇円、管理貿易実績により二〇円、という共通の結論が出ており、さらに四月六日、大蔵省石田正外資課長が経済科学局のトリスタン・E・ビープラット T. E. Beplat と面談し、「一ドル五〇円は戦前との日米物価指数変動、個別物資日米価格比較、管理貿易商品の実際レート算定により、公定と闇半々の割合で二一年一〇月において七五円と算出され、これを公定価格水準を重視して修正した結果である」（『調査月報』同号、二四一ページ）との説明を聞いたとのことである。

このレート改訂の意義は、大蔵省の参考資料としての『調査月報』同号、二四八ページの記述によると、

以上これを要するに、今回の進駐軍レート変更は、それ自体としては司令部側の見解通り、日本経済となんらの関連もなく、

又関連があってはならないものであるが、その意義は日本にとって極めて重要であることは十分認識しなければならない。すなわち再言するならば、現在の円の対米相場をかりに想定するならば、一ドル五〇円は円の実勢よりむしろ相当の過高評価であるという現実の事態からいって、又司令部においてすでに五〇円と定めた以上、今後日本の為替再開は決してこれ以下には定まらないということである。

かく考えるならば、将来において為替と直接関連を持つべき金の買取価格の引上げ、現在の貿易商品価格の改訂は、当然考慮されねばならないのである。その意味で進駐軍レートの改訂は、日本にとりなんらの影響なしとは簡単に言い切ることができないのである。

とある。

(二)　司令部円再評価委員会とわが国政府・大蔵省・為替部会との「為替処理対策」に関する折衝[17]

二二年六月一〇日、民間貿易団来日に関する司令部の公式発表のあった直前、貿易庁は司令部に対し、商品群別レート設定を懇請したが拒否された。しかし、ほぼそのころ、司令部内で、ドイツの例にならった一本建為替相場の代替策として為替因子 Exchange Factor の研究が始められた。その結果が出ぬうちに、司令部統計調査課のローゼンフェルトの「為替平衡資金方式」が日本銀行を通じて非公式に提示され、以上大体三つの複数相場制が漸次研究の対象となった。

これらの研究は、八月二六日付部内メモランダムにより設けられた「円再評価委員会」(通称「為替委員会」、「五人委員会」または「四人委員会」とも呼ばれた)による作業となり、同委員会は、商品別または商品群別の現実円ドル比価の算定、将来の公式為替レート設定の時期、ならびにこれに至るまでの暫定的措置の問題等の中間報告を任務とした。

同委員会は少なくも週一回会議を開催し、日本側においてもこれに対処し、九月一七日、輸出入回転基金利用対策委員会内に「為替部会」を設け、司令部と連絡することとなった。

(一)　円再評価委員会の「第一次為替処理対策」試案

同委員会は、八月二六日付の部内メモランダムによる諮問事項に対する進言書(リコメンデーション)を、九月末日までに用意してワシントン宛発送することを目途として作業を進め、次のような「第一次為替処理対策試案」を九月中旬為替部会に内示した。

対策試案要領

一　正常為替取引(自由為替市場)の復活はまだその時期でないこと

二　しかし、輸出入回転基金設定ならびに民間貿易再開という現実に即し、緊急対策として価格計算道具として何等かの為替要因を、つぎのように構想する。

三　為替比率

(1)　商品レート

差当り輸出商品を対象とするが一本建調整料制度を排し数本建制度を想定する。輸出商品関係円ドル比率系列の上限は三〇〇円とし、刻みは二〇円を予定する。従って第一相場二〇円、最終相場三〇〇円として相場数は一五となる。

(2)　特殊レート

商品レートに関する採択範囲外又は特に指定された対象に適用する例外的相場

(3)　一般レート

商品レート又は特殊レートを適用し得ない他のすべてに適用する標準的相場

四　為替分野

(1)　輸出分野

(2)　輸入分野

(3)　貿易外収支分野

右それぞれの分野における素因を網羅し、これに適用すべき特殊比率を指定したときは商品レートもしくは特殊レートとなり、その他は一般レートに支配される。

(二)　日本側為替部会の中間意見

以上の試案に対し、日本側の文書または口頭による批判が認められたので、為替部会では討議および後述のごとき大蔵省意見により中間的意見書を作成し、九月二九日、都留為替部会長、新井参与からローゼンフェルトに手交し、二九、三〇日にわたり討議したが、両者の意見は、一般レートの考え方と、算出過程について大きな開きがあり、日本側は単一レート的で時期尚早、算定基礎たる物価、通貨発行高、賃金統計について日本側の計数は、直接適用可能でないと主張した。ローゼンフェルトは、日本側の提案たる商品レートの刻み五円を狭すぎるとし、一般レートは、外資導入、貿易外支払の案件が発生していることと、商品レートを統括し、コントロールする役目のものとして設定をゆずらなかった。為替部会は一〇月一日、内部でさらに討議し、一〇月四日、再び日本側の意見を申し入れた。

(三)　大蔵省の内部意見

大蔵省の「第一次為替対策試案」に関する内部意見は、次のようなものであった。

円再評価委員会の第一次為替処理対策試案（二二年九月中旬）に関する大蔵省の内部意見

大蔵省は、九月二四日の省議において、本問題につき討議の結果、大要つぎのような事項を日本側の為替部会に申入れ、司令部に連絡を依頼した。

（大蔵省内部意見）

一　一般的な為替レートについての基本的態度

(1)　現段階においては、一般的に適正な為替レートの算定そのものが困難であるのみならず、一旦設定しても維持困難である。

(2)　為替レートの設定は輸出の一部に過ぎない雑品等の向から考えるべきものでなく、わが国の将来の貿易政策の大本からみて決定すべきである。

(3)　為替レートの設定は時期尚早であり、まず通貨の安定、生産の増進、財政の均衡、産業の合理化等、国内経済態勢の再建整備を強力に実施して為替レートを設定し得る状況実現に全力を尽すべきこと。

二　暫定措置としての為替因子についての意見

(1)　当面の問題としては、なるべく輸出の分野における民間貿易による輸出品についての価格決定のための円ドル換算率の決定に問題を限定する。

この具体的な形態としては差当り数本建制度を採用する。

数本建制度採用の理由は、

(イ)　単一レートの算定は困難であり単にノミナルなものでは無意味である。

(ロ)　単一レートでは円ドル価格の関係が調整料の介在によってバイヤーには不明となるので、相互の採算も判明せず取引の実状に適合しない（調整料とは、貿易レートと標準レートの差額で、貿易庁が平衡資金として使用するもの――引用者）。

(ハ)　調整料制度は対外的には輸出補助金的感じを与えるので適当でない。

(ニ) 単一レートをしばしば変更することは数本建レートの変更以上に心理的悪影響があり、逆に固定すれば将来の本格的レートへの切替に際し急変動をしなければならない。

(ホ) 調整料制度はとかく放漫な財政支出となり易い。

数本建制度の構想は

(イ) 輸出商品の円価格と弗価格とを対比して細分された商品群別に一弗に対して何円という比率を算出する。

(ロ) 右の多数の比率の内でたとえば最高限を三〇〇円とし、二〇円を最低限とする。

(ハ) 最高限を超過する比率を示す商品で輸出の必要あるものに就ては個々の場合について特殊比率を認める。

(ニ) 最高最低限度内に五円毎とか十円毎とかの刻みで階段を設け輸出商品をその比率に近い階段に整理しこの階段を為替要因とする。

(2) 輸入及貿易外の分野に就ては研究を進めることは必要であるがその実施についてはなお相当の猶予期間をおくものとする。

(3) 為替要因の運用に就ては次の趣旨を充分に織込むものとする。

(イ) 輸出レートの最高限を逸脱する商品の輸出は例外的に認めることによって強力に輸出産業の整備合理化を促進する。

(ロ) 経験的な輸出全部の平均レートを輸入品払下価格決定の基準とすることにより貿易収支の明確化を図る。

(四) 為替処理対策に関する「中間報告」の内容

一〇月二二日付をもって経済科学局長ウィリアム・F・マーカットに提出された中間報告は、同委員会が八月二六日付部内メモランダムによって諮問せられた事項、すなわち

① 価格に関する手許諸資料に基づいて商品別または商品群別の現実為替相場の算定

② 商業的為替相場の設定時期

③ 単一相場、複数相場の何れが望ましいか

④ 右単一相場或は複数相場平均がいかにあるべきか

⑤ 商業的為替相場設定前の暫定措置およびその施行時期

右の各事項に対する暫定結論をその内容としているが、その主張の要旨は

① 本来の意味における為替相場は数年後の問題であり

② 差当り考慮せられるものは為替要因である

③ この為替要因は単一なる一般為替要因でなければならず、ただ例外的為替要因としてのみ特殊為替要因を認めるべきであるが

④ この為替要因も現在の段階に於ては時期尚早であり設定すべきではない

⑤ 但し非商業的送金とか特別に司令部の許可を受けた会社が、その業務実施に必要な付随的費用に充てる為の送金等について軍用交換率の使用を拡大し、

⑥ 最近特に問題となっている外貨導入に関しては、その為替要因の設立に先立ってその統制乃至規制手続を特に立案して置くことが必要である

ということにあった。

右記「中間報告」後、円再評価委員会から為替問題に対する司令部見解にとらわれない日本側の意見および輸入為替因子設定に関する報告の提出が要請された。

日本側為替部会は、部会構成メンバーの所属する各省各機関の意見をとりまとめることとした。

(五) 大蔵省において省議決定された円為替問題に関する意見

当面の為替相場対策

一、わが国経済の現状は遺憾ながら本格的な為替相場設定は勿論、調整料に補完された明確な単一的為替要因制度すらその実施を妥当とする段階にない。

二、然し乍ら対外的事情は日々単一為替相場の設定を要請する方向に進みつつありまた或る程度それを可能ならしめる契機も動きつつあると認められる。これに加えて為替相場の問題に関する現状は余りにも混乱し且つ頗る現実離れをしている部面もあってその間に何等かの秩序を立てるとともにある程度現実への歩み寄りを行わしめることを必要とする。

三、依って差当りの方策としては下記をなるべく急速に実行しその次に来るべき補完的為替要因制度乃至本格的為替相場設定への準備段階とするを適当と認める。

(一) 貿易外収支についてはアメリカ物価指数と公定価格による本邦物価指数より算出せる円弗比価より稍々円安の比率を大局的に決定しこれを適用する。

(二) 輸入商品については財政措置を考慮する基準として右(一)の比率を適用する。しかして国内放出価格については財政負担との関係及び個々具体的の事案に対する処理につき再検討を加える。

(三) 輸出商品についても財政措置を考慮する基準として(一)の比率を適用する。しかして輸出取引については複数の為替要因制を適用するが、適当なところにカット・オフ・ポイントを設定しそれより円安のものについては特例認可制を厳格に行う。また(一)の比率を基準として上下相償的考慮をも出来得る限り払うこととする。

四、右に関連してさらに左記を強力に推進する。

(一) 関係方面への要請

(1) 緊急援助費による物資の輸入及び放出の時期的適合
(2) 回転基金の急速且つ効果的な運用
(3) 各種バーター取引の斡旋乃至承認
(4) 本格的経済再建用クレジットの設定
(5) 為替管理の励行

(二) 真面目なる民間外資の導入

(三) 国内対策
(1) 能率的企業への動力、物資、資金、輸送等の重点的配当と非能率企業の淘汰
(2) 輸入資材の配当等と輸出品生産コスト引下との関係の監視
(3) 輸出適当産業の重点的且つ漸進的育成

(六) その後の経過

為替問題と題する次項(七)のごとき日本政府非公式意見が経済閣僚懇談会の了解を経て司令部に提出せられたのは二二年一二月一六日である。その後の司令部側のリアクションとしては、一般比率として一二〇円と一五〇円との間でいかなる比率を日本側において希望するか、およびカット・オフ・ポイントを三〇〇円とする場合の意見いかんが問われた。前者については、一二〇円は概ね公定価格水準による円ドル比価であり、それより離れることについては円ドル比価設定に当たり実効価格指数を考慮すべきやを論じた場合と同様な論争を惹起した。すなわち物価庁、安定本部物価局長および日本銀行は一二〇円、大蔵省は一五〇円、東京銀行は円を最も高くしても一五〇円（即ち一五〇円以上）を主張し、安定本部都留、新井両名は一五〇円説に近いが明瞭でない。貿易庁は比率決定の責任を日本側が採

らないのを可とするとの意見で積極的に意思表示をなさなかった。そこで統一した結論を強いて出さないまま結局結論を得ずとして答申をなした。後者については三〇〇円を超えるものに現状においては重要な物資はなく、ストックの処分を終了しまたは外貨価格が不当に低いものを訂正するまでの短期間例外を認められればよいというのが貿易庁の意見であった。

二三年一月中ごろに至って、司令部円再評価委員会は次のごとき内容をもってワシントンに請訓するよう公式意見を具申したと伝えられた。

(イ) 為替相場を一弗対百五十円とすること。

(ロ) 貿易外取引にはすべて右相場を適用すること。

(ハ) 輸出については例外相場を認めるが一応三百円をシーリングとし

(1) 百五十円を超えるものについては漸進的引下げを企画すること

(2) 三百円を超えるものは原則として認めず、認める場合もその取扱を厳格にすること

(3) 百五十円を下るものについては結局それに至ることはやむを得ないが現状維持を建前としその鞘寄せはチェックしつつ漸進的に行うこと

(4) 上下相償方式は理論的には行うべきであるが実際問題としては困難なるべきこと

(ニ) 輸入についても漸進的に為替相場への鞘寄せ乃至高価売却を図ること、食糧等価格改訂困難なものの存在は認めるがそれも改善を考えるとともに価格調整金的財政負担は貿易資金において行わず別会計において行うべきこと

以上の内容をもった意見書（本節注6）は司令部上層部に提出せられた模様であるが、その後の取扱いは明らかでない。日本側政府の提出した報告書に対する司令部側反響についてもまた不明であった。

(七) 円為替問題に関する日本政府の非公式意見

為替問題

一、用語の使いわけ

(一) 正常的為替率又は相場(Exchange rate)

各国通貨を市場において自由に売買する場合の為替相場を意味し、かかる為替相場は、当然輸出、輸入及び貿易外を通じ一本となる。

但し今後長期に亘りかかる正常的為替率の実現は困難と思われる。

(二) 暫定的為替換算率(Exchange factor)

右(一)のように自由市場で需給関係を平衡させるものではなく、一定の規範に基いて許可する為替換算率を意味し、かかる為替換算率には為替各分野についてそれぞれ複数制が可能である。

但し右換算率は、外貨表示価格を自働的に円価格に換算し、又は円価格を自働的に外貨表示価格に換算することを許すものである。

(三) 一般比率(General rate)

正常的為替率への準備的且つ試験的比率とする為め、適当なる指数の比較を基礎として決定し、為替各分野を通じてこれに計算上の規準を与えるものである。換算率として部分的に適用することも可能である。

(四) 帰納的平均率

取引価格（現実的又は予測的）を基礎とし、且つこれを貿易額に依て加重することに依り、輸出及び輸入についてそれぞれ帰納的な平均比率を求めることができる。

但し帰納的平均率は右(三)一般比率決定上の参考資料たるに止まる。

二、現段階における為替問題に対する指針

為替に関する措置は、現在の国民経済的要請を充たし且つこれを改善することを主眼としつつ、国内的及び対外的諸施策の一環として取上げる。

その際特に考慮すべき点は、為替問題を、

㈠　国際的好条件導入の契機とすること

㈡　温室経済脱却の契機とすること

である。

なお国際収支のバランスは、かかるものとしては直接的に一般比率の高さに影響を与えないものと見做す。

三、当面採らるべき為替措置の内容

㈠　一般比率

(1)　右はできるだけ早く算定する。但し公表の時期についてはその他の措置との関係できめる。

(2)　算定の方式は次の通り。

(イ)　当初基準となる一般比率は、公定価格指数とアメリカ物価指数との比較によって得らるべき比率に若干の政策的考慮を加えて決定する。

(ロ)　その後改訂の必要あるときは、一定の公式に依りこれを行う。

但し一般比率は極力変更しないこととする。

㈡　貿易外収支（資本移動を含む）

(1)　原則的に一般比率を適用する。

(2)　右はできるだけ早く実施する。

㈢　商品輸入

(1)　原則的に一般比率を適用する。

但し当初は大部分の商品につき単に会計整理上の目的の為めにのみ適用するものとする。

(2)　右はできるだけ早く実施する。

㈣　商品輸出

(1)　複数為替換算率制度を実施する。但し商品群別換算率の方式を採る。

(2)　カット・オフ・ポイント制を採用する。

但し厳格な審査に依り特殊の例外を認める。

(3)　右はできるだけ早く実施する。

㈤　上下相償方式

一般比率よりも円安で取引される輸出と一般比率より円高で取引される輸入とは、共に補助金を与えたと同じことを意味し、逆に一般比率より円高で取引される輸出と一般比率よりも円安で取引される輸入とは、一種の税を課する場合に似ている、この補助金的性格のものと課税的性格のものとが完全に相殺される場合を上下相償とよぶ。

この上下相償方式は差当りそれに厳重な規制力を与えないものとする。

㈥　円委員会（仮称）の設置

その権限と責任については別に規定する。

㈦　為替管理

為替換算率制度の実施に必要なる範囲において法的措置を講ずる。

(三) ヤング報告[18]の特色

吉野俊彦によると、ヤング・ミッション・レポートの要点[19]は、

① 単一為替相場の早期設定が必要であること。その理由は、日本の貿易はドル建で巨額の入超でありながら、貿易特別会計は逆に巨額の補助金を日本銀行から借り入れて民間に交付し、インフレーションを促進している。単一レートが設定されていないことが、他の要因と相まって日本のインフレをプッシュしている。単一レートの設定は、最終目標である日本の自立を達成させるために不可欠な輸出の回復に役立つと確信する。

② 設定される新レートを守る強力なインフレ収束策をとらなければならないこと。日本側の主張する中間安定論を否定し、一挙安定論を支持する。現在の選別的信用規制の強化・拡充、昭和二四年度一般会計、特別会計予算の大幅な（たとえば二〇%）組織的削減、逆進的な税制を改め（たとえば不動産再評価、株式取引税導入等）、税収増加を図る。

③ 円の過高評価。為替相場設定の原則を、㋑現在の貿易額を維持しやがて増大しうる高さ、㋺高コスト産業により効率的な生産をしなければならない低い水準、㋩新相場設定直後の数カ月に進行するインフレに対して余裕をもつこと、㋑と㋺について、輸出量の約八割がカバーされる円レート（三〇〇円）を提案するが、この水準は短期インフレに対するクッションを提供するであろう。

吉野は、戦後ドイツの場合は公定価格引上げをほとんど認めず、戦前とほとんど変わらないレートを設定したが、日本ではその設定が遅れ、公定価格が二一年以降毎年引き上げられたので、戦前レート復帰はできないが、新レートを守るには実効価格水準（やみ価格と公定価格の加重平均）を下げねばならず、ヤング・レポートでは一ドル三〇〇

円のレートに公定価格体系が鞘寄せされることを必要と考えたのではないかと説明している。[20]

(四) 経済企画庁のK作業・R作業

K作業に関する「作業要領」と、これに基づき、一ドル＝四〇〇円と想定した場合の賃金、物価、輸出、財政に及ぼす影響を試算した「資料」の結論部分だけを抽き出して記した。なお、伊木誠資料（本節注11）により、一ドル二〇〇円、三〇〇円の想定による結論のみを付記した。さらに、R作業については、「㋭単一為替設定対策審議会」（昭和二四年一月一一日開催の第四回会議当日）において説明された概要を引用した。

K作業は、伊木資料によると、①一ドル二〇〇円、三〇〇円（作業時期二三年六月）、②一ドル三〇〇円（二三年七月）、③一ドル三〇〇円、四〇〇円、五〇〇円（二三年七月）、④一ドル六二〇円（二三年八月）、⑤一ドル五〇〇円、一〇〇〇円（時期不明）という五種類の想定がなされたという。

以下説明する資料は、④の場合である。六二〇円とは、二四年三月時のレートとして予想される水準である。

㈠ K作業（一ドル六二〇円――二四年三月――の場合）の前提と結果

1 前提

昭和二三年一〇月を基準時とし、二四年三月に為替レート設定と公価改訂を同時に行なう。

貿易商品の国際比価、原価構成要素、輸出入額、貿易および為替統制の強度、国内生産需給状況は、本年度予想される状態が来年度にも続く。

2 試算

二三年一〇月末の賃銀ベース（X作業による見通し五、六一〇円）において公価改訂を行ない、賃銀ベースは六、五五〇円、

物価ベースは現行の一・五五倍となる。

二三年七月改訂の価格体系において、輸出計画額の九割をカバーするレートは四〇〇円見当であり、公価改訂後は、はねかえりを無視すると、四〇〇円×一・五五＝六二〇円が全輸出の九割をカバーするレートとなる。

公定価格を一・五五倍、為替レートを六二〇円に設定すると、

賃銀は七、一〇〇円（現行の一・九二倍）

消費財公定価格は現行ベースの一・七倍

農業パリティ指数は現行の一・八一倍

3　結果の想定

輸出商品の値上り率は、右記消費財公定価格の値上り率に等しいとすると、六二〇円レートでペイする現行レートは、六二〇円÷一・七＝三六五円となり、これは全輸出量の八三％をカバーする。

財政面に及ぼす影響は、ガリオア輸入分二、〇八七億円、エロア輸入分四五六億円、合計二、五四四億円の収入に対し、六二〇円レートによる安定帯関係物資輸入価格補給金支出五二六億円を差引き、二、〇一八億円の財源となり、これは、七、一〇〇円ベースの一般会計規模、八、〇〇〇億円見当の四分の一の財源に相当する。

貿易資金面では、上記ガリオア・エロア輸入を差引き、輸出による円貨支払一、三四四億円、輸入による円貨収入一、五二三億円、差引一七九億円の収入超過となるが、繊維加工賃、貿易外受取超過による円支払超および輸入品売払代金受入遅延等により若干の円資金不足を生ずるであろう。

㈡　前掲伊木資料によると、①の場合のK作業資料が掲げられており、その結果は、輸出では二四年度計画三億八九〇〇万ドルが、一ドル二〇〇円ではたかだか一億〇九〇〇万ドル、一ドル三〇〇円ではたかだか二億六八〇〇万ド

ルであり、経済全体としては、安定化の方向に向かうのではなく、むしろ反対に極端な不況を招来するか、あるいはインフレーションの急速な悪化を招来するか、そのどれかの途をとらざるをえないとされた。

㈢　R作業の概要

輸出五億ドル、輸入九億五〇〇〇万ドル、差引四億五〇〇〇万ドルの入超として、三〇〇円レートで貿易資金の黒字は一三五〇億円であるが、企業の状態は現状のままとすれば、輸出補助金二二八億円、輸入物資を現行通り国内公定価格で払い下げるための輸入補助金一六〇七億円、合計一八三六億円の補助金が必要なので、四八六億円の不足となる。別に三〇〇円より円高の輸出産業の差益が一五三億円生ずるので、仮りにこれを使う建前をとれば三三三億円の不足となる。この三三三億円は、輸出の差益は全部取り上げる計算であるから結局これだけはレートをどこにとっても貿易資金に生ずる赤字である。

この補助金をどうして削るかが今後の作業であるが、輸出用の綿花のごときは輸入補助金を出す必要がない。要するに為替の面からは国内物価の改訂をする必要はほとんど起こらずにすませるということが生ずる。

しかし、このほかに国内要因から物価改訂の問題が起こってくる。その一つは石炭、電力等現に赤字の基礎産業の問題であり、その二は財政面からくる価格調整補給金の縮減の問題である。

（五）　価格算定制度（PCS）

価格算定制度（PCS）は、価格比率制度（PRS）が、アメリカ側の反対によって実現しなかったのに代わり、物価庁が、経済安定本部と司令部の了解を得て、貿易庁と協議した商品類別円価格算出基準であり、民間貿易による輸出品に対し、二三年一〇月一五日の第一次適用分（表4-1）から実施された。

その要領は、個々の商品の最低ドル価格を設定する（さし当たり原則として従来の固定ドル価格）。輸出業者はこの最低ドル価格以上でバイヤーと自由に商談できる。輸出品FOB円価格は、契約のドル価格に応じて、商品類別価格算出基準（事情の変更に応じ、貿易庁、物価庁両者の協議により改訂できる）により査定する。統制額のあるものの円価格は当分の間原則として最低ドル価格に基準を乗じて得た額の一二五%を超えることはできないが、そのうち適当部分が生産者にも帰属できるよう図る。特別の事由がある場合は例外価格も定められる。

算出基準は、原則として五五〇円を超えるレートは設けず、二五〇円以下のものは多少有利に、三五〇円を超える場合は極力引き下げるようにして決められており、特殊なもの（美術工芸品または原価計算上レートが五五〇円を大きく超す重要輸出品等）に、六〇〇円までのレートが認められた。表4-1の五二品目（提灯および扇子をそれぞれ一品目として数える）中、六〇〇円の品目は九品目を数える。以上の原則のほか、当該産業の特殊事情として、①操業度の見通し、②内需向け、輸出向けの割合、③輸出計画における重要度、④輸出用の資源増配の可能性（輸入を含め）、⑤当該商品の国外市場における特殊性、⑥対価として受け取る外貨の種類、が特に考慮され、計画上のレートに多少の修正を加えることができるとされた。

その具体的適用は、表4-1から表4-4に示したとおりである。

（六）昭和二三年下期における大蔵省内部見解

大蔵省においては、二三年一〇月に入り、為替レート設定の問題について、二二年八月以来の種々の経過をふまえ、今後の為替管理体制の整備と外資導入の機運にそなえ、それまでの経緯、現状をまとめ、単一レート設定の影響を調べ、単一レート設定の前提条件について内部的な意見をまとめるに至った。[21] 次にその大要を記しておく。

単一レート設定の問題

理外二三、一〇、二七

一　経　緯

㈠　昭和二十二年八月十五日より所謂制限付民間貿易が開始されて以来、為替レート設定の必要が漸く問題とされるようになり、司令部及び日本政府において種々の実行案が研究されたが、さらに同年末頃より民間外資導入の問題が登場することにより、為替レート設定の問題について、その緊要性がさらに強く意識されるようになった。

㈡　この間において問題とされた為替レートの実行案は、輸入分野については当分現状を維持することとし、輸出分野においては商品群別の複数レートを、貿易外分野においては別個の単一のフィナンシャル・レートを設定適用せんとする考え方が支配的であった。

㈢　昭和二十三年六月上旬、為替問題の解決を主たる任務とするヤング・ミッションが来朝し、司令部と意見を交換した。ヤング・ミッションの帰任後間もなく七月六日軍用レートが一弗＝一五〇円から二七〇円に改訂された。察するに、ヤング・ミッション来朝の目的は、一つには所謂PRSの問題について司令部と意見を交換することであり、二つには軍レート改訂の目安を得んとするにあったようであるが、この時既に、ワシントンの意向としては単一レート設定の方向に傾いていたようであり、PRSについてはこれを司令部の決定に一任し、軍レート改訂の問題のみを単独に早急に処理をしたものであらう。

㈣　司令部及び日本政府としては、単一レートの早期実施を好まず単一レートへの前段階における漸進的措置としてPRSの実施に積極的であったが、ワシントンの意向と喰違う処があったためか、PRSは遂に実施を見ず今日に至っている。又、貿易外レート設定の代替案としての改訂軍レートの貿易外取引分野への拡大適用についてのわが方の要請は、司令部の明瞭な意思表示を得ることが出来なかった。而して、単一レートの早期実施も又司令部側の時期尚早論につき当って、米政府もこれを強行し得ないまま今日に推移してきている。

㈤　右のような経緯によって、単一レートの即時実施は差当り棚上げになっているのであるが、その設定が早晩日程に上ることは必至であり、ことに米国は対外援助の前提条件として諸国に対し安定した為替レートの確立を要望している以上、対日援助強化の前提としても、政治的にその時期が促進される可能性が大きいものとみなければならない。

二　現　状

㈠　現在、為替レートは勿論設定されていず、貿易物資は、円額については貿易資金特別会計における勘定、外貨額についてはSCAPの諸勘定と、それぞれ別個に切離して経理されている。即ち輸出商品の円価額は、国内統制価格によって決定され、貿易資金から払出されると共に、外貨額はSCAPの認定した価額に従い、SCAP勘定に受入れられる。逆に、輸入商品はSCAP勘定からその外貨額を払出し、国内に払下げるときに国内統制価格による円価額を貿易資金に受入れるという形態である。従って、輸出入商品の個々について、円価格と外貨価格との交換比率が事後的に算出出来るのみであって、統一的なレートは存在せず、組織的な複数レートすら存在しないのである。

㈡　終戦以来今年（二三年―引用者）上半期迄の輸出実績は円建で二五、四四八百万円、外貨建で三八〇百万弗、輸入実績は円建で五一、四二一百万円、外貨建で一、一七〇百万弗となっている。外貨勘定では七九〇百万弗の赤字となるが、貿易資金はそれに見合うだけの円資金受入超過となるどころか逆に八、五〇〇百万円の借入（赤字）となっている。このような不合理の生ずる主たる理由は、輸出滞貨及び未収金等を別にすれば、右数字から算出されるように輸出商品の平均レートが一弗＝六八円なるに対し、輸入商品のそれは一弗＝四四円というように、貿易資金が高く買上げて安く払下げるという操作、換言すれば輸出入品の価格調整を行っているという点にある。

㈢　単一レート設定に当っての根本問題は、実にこの輸出入レートの乖離を如何に接近させるかと云う点にある。

二十三年度の輸出入頭初計画に従えば、輸出は弗建てで三五八百万弗、円建で四八、三二〇百万円、輸入は弗建で七七〇百万弗、円建で五三、〇三八百万円というところで、従って輸出の平均レートは一弗＝一三五円、輸入のそれは一弗＝六九円となり、両者の乖離は更に甚しいものがある。又、これを今次物価改訂後の価格で修正すれば輸出レートは約三五〇円、輸入レートは約一五〇円というのが大体の相場となる。

このように貿易資金において輸出商品を高く買上げ輸入商品を安く払下げるという価格操作を行っていること、否これを行はざるを得ないということは、国内の食糧、原料等（輸入品は主としてこれである）の生産資材の価格と、完成品（輸出品は主としてこれである）の価格との関係が、国際的な生産資材と完成品との価格関係と甚しく乖離していることを物語るものである。

㈣　次に輸出商品のみについてみても、個々の円弗比率は、一弗につき一五〇円（寒天、ビタミン等）の比較的円高のものから、一弗＝六〇〇円（ガラス、セルロイド、陶器等）という円安のものに至る迄千差万別であり、国内、国際両価格体系間の著しい乖離を明示している。これは、国内における各商品生産の国際的合理性を測定する尺度でもあるが、その何れを基準として上下の幅を鞘寄せし単一レートに向わしめるかは決定頗る困難な問題として、前途に横〔た〕わっているのである。

㈤　このような状態に於て、単一レート設定への準備態勢として現在とられている経過的措置はおよそ次のようなものである。

(1)　輸出入レートの乖離の解消については、最も肝要な問題であり乍らも、差当り特段の努力が払はれているとは言えない。換言すれば輸入は総て国家貿易で行はれ、食糧、原料等必需物資である関係もあり、その払下価格比率を輸出平均レートに近付けようとする努力は大した効果を上げていない。

(2)　貿易外取引については単一レートを導入するように種々要請してはいるが、前述のように軍用レートの適用範囲拡大について司令部の明瞭な意思表示を得られない。

(3)　輸出商品については、PRSを実施すべく努力してきたが、表面上の複数レートとして、これは採用され得ないことになった。そこでこれに代るものとして、PCS（価格算定基準制）が十月十五日から実施されているのである。PCSは実質上PRSと同様であり、商品別に一弗につき何円という輸出商品の円価格算出の基準率を内部的に設定し、売買契約による外貨価格

にこの算出基準率をそのまま乗じて、輸出商品の円価格を決定する仕組である。例えば六〇〇円の基準率をもつ商品であれば、その契約外貨価格が一弗と決れば六〇〇円を支払い、一・五弗となれば九〇〇円を支払うといったやり方をとるわけである。但し差当りは国内価格統制政策との関係もあり、現在のところでは過渡的措置としてこの基準率をそのまま無制限に適用することはせず、国内統制価格を超過すること二五％のところで円価格の支払を抑えている。それは商品毎に外貨建最低価格を設定し、この価格で輸出契約がまとまれば基準率をそのまま適用した円価格即ち国内統制価格が支払われるが、外貨建の最低価格の五割高で取引が成立したときは、その外貨価格に基準率を掛けた円価格を支払わず、最低価格の一二五％の基準率を乗じたところまで円価格を支払うというやり方である。これによって国内統制価格は二五％迄マージンが認められるわけである。これは従来部分的に認められたインセンティブ・システムの拡大であり、従ってＰＣＳはインセンティブ・システムを包含する性質をもつ。

この制度の採用によって、輸出者に対し、外貨価格商談の基準が与えられ、当該商品に対してはレート設定と同様の利点がもたらされるのである。然し、かかる基準の設定及び変更にあたって想定単一レートに鞘寄せする努力が若し払われないとすれば、この制度も徒らに、輸出産業の合理化を遅延させるおそれがある。

三　単一レート設定の影響

㈠　上述のように、輸出商品における円弗比率が一弗につき一五〇円程度のものから六〇〇円を超えるもの迄分散し、しかも輸出の平均レートが三五〇円に対し、輸入の平均レートが一五〇円といったように、国際価格体系に較べて国内価格体系が著しく不均衡となっている現状において、仮に、一弗＝三〇〇円といふ単一レートが設定・適用されることになったら、その影響はどのようなものであろうか。

㈡　国内経済統制政策や、企業の経営態度も現状の方向を続けることとして、その影響を極めて概括的、平面的に述べれば、およそつぎのような道行を辿るものであろう。

(1)　先ず、第一に、円弗比率が三〇〇円を超える商品の輸出は不可能となる。

(2)　輸入商品は、平均一五〇円のものが三〇〇円になるから総体的に約二倍に価格が高騰する。輸入商品は、主として食糧及び基礎物資であるから、賃金の引上げと原材料費の引上げとなり、生産費水準も約二倍に上昇する。

(3)　これによって従来円弗比率が三〇〇円以下であったものも生産費高騰により採算割れとなる。すなわち輸出不能となる。

(4)　この価格を引上げ改訂すれば輸出不能は勿論であるが、仮に国内向けは成り立つとしても、物価水準が上昇し、賃金及び生産費の上昇との悪循環を繰返すであろう。

(5)　一方で輸出が著しく減退し、それによって輸入力を減少するから輸入物資は減少する。他方、採算割れで企業経営の放棄されるものが簇生する。この両面の影響から経済の規模は縮小し、失業は増大する。要するに縮小再生産とインフレ悪循環とが発生する。

(6)　物価水準の上昇は、資金需要を増加し、金融が困難になると同時に財政は貿易資金の受入れ超過にも拘らずインフレーション下の財政の諸困難を背負わざるを得なくなる。

㈢　仮に現在の物価水準を一応維持するための調整を行うとすればどうなるか。

(1)　すなわち、輸出商品は現在通りの価格となるように調整金を支出し或は徴収する。従って輸出は不変である。

(2)　輸入商品は現在通りの価格で売渡し得るだけ輸入補助金を支出する。輸入は不変であり、食糧、原料等の価格も据え置かれるから、国内の物価水準に直接影響を与えない。

(3)　問題はこのような価格調整が実行可能か否かにある。実は現在はこの通りのことを行なってゐるのであるが、単一レートを設定した場合になおこのようなことが期待されるか否かは頗る問題である。

(4)　価格調整の財源は輸入超過に見合う円資金受入超過額（三〇〇円×（八〇〇百万弗－三五〇百万弗））の限度において確実に存する。しかし、単一レートを設定することは、当然にこの円資金受入超過額（すなわち外資援助に見合う円価格）の特別勘

定経理が要求するであらうし、その使途も自ら援助目的に沿うものに限定されるであらうことはマーシャルプランによる対欧援助のやり方からみて予想されるところである。

㈣　そこで、輸出入商品価格の全面的な調整が許されないとして、而も価格調整を全然行わない場合の循環的悪影響を緩和するために、中間的方向として、輸入商品の中心をなし、かつ価格体系の主軸をなす食糧の価格のみを調整するとした場合はどうなるか。

(1)　輸入食糧（約二八〇百万弗）は現行価格に据置かれ、国内食糧価格と同水準を維持する。他の輸入商品は約二倍に価格が上昇する。

(2)　食糧価格が抑えられているから賃金は若干の上昇に抑えられる。原材料価格は二倍に上るとしても生産費水準は五、六割の上昇に止るであらう。

(3)　これによって輸出品の採算別れ、又は価格高騰が生じ、その結果、輸出は相当に減退する。

(4)　この場合、財政は、輸入超過見合の円資金受入超過により、輸入食糧価格調整費を控除しただけの剰余を生ずる。

（三〇〇円×四五〇百万弗－（三〇〇円－一五〇円）×二八〇百万弗＝九三、〇〇〇百万円）

四　単一レート設定の前提条件

㈠　単一レートが今直ちに設定せられ、之れが輸出入の補助等の調整措置を伴はずして適用せられる場合には、上記の如く、我国の輸出物価水準、生産費等に重大な影響を及ぼすこととなる。

従って単一レートの設定が今直ちに強行せられることはできる限り避けなければならないし、又仮に国際事情から之が強行せられた場合にも、輸出入の補助等の調整措置によって、我国経済への急激な影響を出来るだけ避けて行かなければならない。

㈡　併し乍ら、調整措置を伴はない単一レートの設定適用といふこと自体は、我国経済を本格的に国際経済に参加せしめ、外資の導入を促進し、その他経常的国際取引を簡明、円滑ならしめる為に是非必要なことであり、何時迄も現在の如き状態を放置

しておく訳には行かず、況や更に一層それを悪化せしめる様な事があってはならないのであるから、出来る限り早く単純単一相場の実現をみることが望ましく、それが為に一日も早く我国経済態勢をその実現を可能ならしめる様に建直さなければならない。

㈢　之が為に必要なことは、第一には我国のインフレーションの進行速度が緩慢化し、一本レート設定後少なくとも半年位は設定されたレートを変更せずして適用し得る様にならなければならない。又、第二には、能率度が国際水準に比して高低区々な我国の企業の操業率を改善する様努力すると共にその合理化を行って国際水準に近づけ、又我国の価格体制を相当程度国際水準と均衡のとれたものとして行かなければならない。

㈣　斯かる状態を実現する為に通貨措置を強行して非能率企業の自然陶汰を行ひ、又、之により購買力を極度に縮小して経済構造を一挙に建直さんとする議論もあるが、これは我国経済に対して急激な影響を及ぼし、却って、国際経済への参加の遅滞等の由々しい結果を生ずるものであり、実行不可能の考へ方である。やはり、将来に一本レートの設定を目標としつつ、資金、物資、労務の各面に亘る政府の綜合施策によって段階的計画的に、一定の条件を作り出して行くことを着実に進めなければならぬと思う。

㈤　綜合施策の内容は、直接、間接にESSの示唆たる経済十原則の中に掲げられているけれども、之を立体的に見て、特に重点をおくべき事項は左の通りであると思う。

(1)　賃金の安定　実質賃金の確保等を裏付けとして賃金の上昇率を或程度政府の計画的見透しに合致せしめ得るようにコントロールする。

(2)　企業の合理化　政府が生産、貿易、物価等の実際的見透しを基礎に計画を樹立して合理化実行の強度を段階的に予定し、金融、物資、労務の各施策の実行上急激な社会不安や生産の減退を避けつつ着実に合理化を進める。その場合不必要な統制は之を伴はずして自然陶汰による合理化の促進を図る。

斯かる合理化の前提として、官庁の行政整理も亦必要であらう。

(七)　単一為替設定対策審議会

この審議会は、昭和二三年一二月三〇日の第一回会合に始まり、翌年二月二三日の第八回まで、集中的に行なわれた。

(1)　出席者

(政府側)　吉田総理、林副総理、周東経済安定本部総務長官（二四年二月から青木）、植田国務大臣、小沢運輸相、増田労相、下条文相、林厚相、大屋蔵相兼商相、佐藤官房長官、小林安本政務次官

(委員)　一万田、石川、長崎、駒村、東畑、有沢、中山、永田、堀、佐藤、浜口

(事務当局)　堀越安本副長官、郡官房次長、野田大蔵次官、江口労働次官、松田商工次官、野田物価庁次長、山本商工省総務局長、岡部安本官房長

(2)　審議の概要

資本蓄積に重点をおき、生産増加、輸出増進、必要資材輸入による経済循環が円滑に運行するよう、為替レートを含めた諸施策を整備する必要がある。輸出入補助金は過渡的にしか許されない。

とくに、賃金、物価の安定策が重要であり、第四回会合まで引き続いて、それらの具体策について突っ込んだ論議が展開された。

賃金政策としては、三原則の線で制約された賃金にとどめ、それ以上は生産上昇によるべきものとし労働組合の出方を見ようという考え方と、さらに進んで賃金直接統制をなすべしという考え方とに分かれた。官民およびそれらの

内部での賃金アンバランスがあり、一般賃金上昇が防ぎがたいことも指摘された。

数回にわたる会合後、行政能力の限界を考慮してたとえば、補給金を受けている特定の業種について認可制をとる案が提案された。当時、石炭争議が三原則を背景として一応片付いた事情もあった。

しかし、当時のインフレは賃金・物価の悪循環であり、為替レートの設定を国内体制の整わぬうちに行なうのだから、賃金安定ができないとレート自体が維持できなくなるから、認可制にすべしという強い意見があった。この意見では、物価を上げない前提があり、届出さえすれば賃金が上がるというのは不釣合であること、認可制とは審議会等にかけて認可するので、まったく抑制するのではないこと、届出制では、賃金を抑えるのではないという印象を与えることが補足された（以上賃金の安定がレート設定の基礎であることが、一万田委員〔当時日銀総裁〕によって終始強く主張された。一万田委員によると、それにより円高のレートを期待することもできると表明している）。

経済安定本部のいわゆる〝R作業〟の結果が紹介されたのも、賃金論議のたけなわのころで、賃金・物価を動かさないという前提で、三〇〇円レートにより、貿易資金は三三億円の赤字となることが示された。

賃金安定については、認可制という強い意見が出たのち、その実施について、たとえば労働委員会に委任する等の提案がなされた。

為替レートの論議は、会合が大詰に近くなったころから始まったが、補給金の問題についてもその出し方（原料に出すか、個別産業に出すか、基幹産業に出すか）が問題になり、企業の自立に向かってきびしい意見が多かった。

二四年一月二九日の第七回審議会においては、財政面から、二四年度財政収支予想によると、貿易資金からの補給金を見込まず、料金および価格の一部補正を行ない、価格調整費は七〇〇億円が限度と見込まれることが説明され、

財源調達につき各種の意見も出たが、本題のレート問題に入り、輸出契約が急がれる情勢にあり設定は早い方がよいという意見が出たところで、三五〇円ぐらいで三月実施が大方の線であるという大体の結論が得られ、その後の審議会の審議は一時休止となった。

二月の第八回審議会では、補給金について話し合われた。

三　単一為替相場決定後の経過

(1)　英ポンド相場の改訂

二四年四月二五日から大蔵省告示第二百三十七号によりアメリカ合衆国通貨一ドルにつき日本国通貨三六〇円と指定されて、わが国の外国為替相場は戦後初めて単一為替相場となり、以後、これを基準として貿易・為替の取引を行なうこととなった。

しかし、二四年九月一八日、イギリスは引き続く輸出の不振、金ドル準備の減少等から三割方のポンド切下げを行なった。このため、円レートも切り下げるべしという論議も出たが、九月二〇日、司令部は、「円の対米ドル・レートは目下のところ変更しない」旨のマ元帥声明を発表[22]、同時に経済科学局ヴェリティ C. Verity 次長はポンド切下げに関する覚書を大蔵省あて手渡した。そして大蔵省は九月二二日、従来の一ポンド一四五〇円を一〇〇八円に改めるとともに輸出の既契約分には旧レート、またクレームについては当該輸出貨物代金の決済に適用されたレートによる旨の大蔵省告示第七百九号を公布した。

(2)　外国為替相場の決定

二四年一二月一日「外国為替及び外国貿易管理法」の施行に伴い、その第七条で、本邦通貨の基準外国為替相場はすべての取引を通じ単一とし、内閣の承認を得て、大蔵大臣が定めることとなった。

外国通貨についての正しい裁定外国相場は大蔵大臣が、外国為替の売買相場、取扱手数料は大蔵大臣の承認により外為委が定めることとなった。

(3)　外国為替売買相場の決定

外国為替管理委員会は、二四年一二月一日、大蔵省が基準外国為替相場（一ドルにつき三六〇円）および裁定外国為替相場（一ポンドにつき一〇〇八円）を定めたのに伴い、為替売買相場を輸出手形買取につき電信相場一本として公定し、一二月五日から実施した。

		米ドル（円）	英ポンド（円）
委員会集中相場	売	三六〇・三五	一、〇〇八・九八
	買	三五九・六五	一、〇〇七・〇二
外国為替銀行電信相場	売	三六一・五五	一、〇一二・三四
	買	三五八・四五	一、〇〇三・六六

外国為替銀行は、買い取った輸出手形を取立地のコルレス先銀行に送付して取立を依頼、手形の買取から代金の入手までの期間、輸出業者に対し、立替払の形で金融をつけるので、この間の銀行側の円資金調達が重要な問題となった。

外為委の外国為替売買相場公定により、日本側外国為替銀行の輸出手形は、右電信相場によって買取が認められ、外為委は、為替銀行が在日外銀に従来の買取依頼に代え取立依頼をなすと同時に為替銀行に円貨代り金を支払うことなり、為替銀行における円資金調達問題はさしあたり解決された。

(4)　直物取引相場ならびに先物取引相場

(一)　直物取引相場ならびに先物取引相場の決定

司令部商業勘定の一部は外為委の管理に移され、二五年一月一六日以降輸出入代金は原則としてすべて外為委勘定によって受払いされることとなった。これに伴い、外為委はコルレス契約締結までの暫定措置として、為替銀行の円資金調達を考慮して、外国為替相場を改定施行した。

すなわち、二五年一月一六日、外為委告示第一号により、新たに一覧払手形買相場を設け[23]、外為委の集中相場を一ドルにつき三五九円一五銭（一ポンド一〇〇四円九一銭）と定め、電信買相場一ドル三五九円六五銭（一ポンド一〇〇七円〇二銭）との差額五〇銭（ポンド当り二円一一銭）を金利相当分とした。この金利五〇銭はメール・デーを一〇日として日歩一銭四厘に相当するが、当時メール・デーは実際一四日内外、実質金利は日歩一銭（年三・六%）程度に相当し、日本側銀行に対する低利資金供給の問題をこれにより一応の解決を図った。

輸入については、二五年一月一日民間輸入方式実施に伴い、輸入手形決済金融の問題が生じた。それは、日本側外国為替銀行では外貨保有が許されず、手形の買取は外銀に預託された外為委勘定の外貨によって行なわねばならず、その都度外為委に対し円貨を支払うので、割高な円資金調達の問題があった。

このため、政府は、輸入についても外為委の外貨の使用を認め、二五年一月二一日、外為委告示第二号により、輸

入手形決済のための出合相場が公定された。

すなわち、「外為委外貨資金を使用して輸入する場合は、輸入契約成立の日から輸入信用状発行の日までの間において為替の先物予約を行なうことを要し、為替銀行は輸入手形の決済日において予約期間一日につき一ドル四銭を外為委直物電信売相場に加算して外為委に支払うとともに、顧客から同じく予約期間一日当り五銭を銀行直物売相場に加算して徴収する」と定めた。[24]

これによって輸入手形の到着前における日本側銀行の円資金調達の必要は解消し、外為委外貨の借用による資金コストは日歩一銭一厘（年四分）、邦銀を利用する業者の金利負担は日歩一銭四厘（年五分）で済むこととなり、外銀金利（当時、極東向け利付手形は年五分程度）とほぼ同じ利回りの資金運用が可能となった。しかし、これに対し、外銀から補助金的な要素を為替相場に織り込む不当さが指摘された。

前記告示第一号および第二号により定められた売買相場は次のとおりである。

直物取引相場

		一米ドルにつき	一英ポンドにつき
		円	円
委員会	電信売	三六〇・三五	一、〇〇八・九八
	電信買	三五九・六五	一、〇〇七・〇二
	一覧払手形買	三五九・一五	一、〇〇四・九一
銀行	電信及一覧払手形売	三六一・〇五	一、〇一〇・二三
	輸入手形決済	三六一・五五	一、〇一二・三四
	電信買	三五八・九五	一、〇〇五・七七
	一覧払手形買	三五八・四五	一、〇〇三・六六

先物取引相場

委員会アクセプタンス	三〇日につき	三〇日につき
	一円二〇銭高	四円六六銭高
	（一日につき四銭高）	（一日につき一一銭高）
銀行アクセプタンス	三〇日につき	三〇日につき
	一円五〇銭高	四円二〇銭高
	（一日につき五銭高）	（一日につき一四銭高）

その他の先物相場はすべて直物売買相場を適用する。

なお、銀行の電信売買相場は、輸入為替の売または一覧払手形の買相場から金利部分が加減され、また、一覧払手形売相場と電信売相場とは伝統的に同一建値となっている。[25]

二五年七月から、外国為替等集中規則が実施され、両替商は、両替した外貨を外国為替銀行に集中することとなった。そのため、外為委は二五年六月三〇日、外国為替銀行間の外国為替の直物売買相場を銀行の電信売買相場の間であれば自由とするとともに両替商の手数料を一米ドルにつき一円以内、一英ポンドにつき二円八〇銭以内と定めた。

ところで九月二五日、日銀外為貸制度の実施に伴い、スケール・アップの先物相場は改正されることになった。すなわち、同日付外為委告示第五号により、告示第一号の一部改正が行なわれ、先物相場はすべて直物相場と同一となった。[26][27]

さらに、二六年一〇月には、郵便官署が為替業務を取り扱うこととなったため、両替商および郵便官署を外国為替

銀行なみとしてこれに銀行間売買相場を適用することとした。

(二)　外貨の現買先売取引に適用する外国為替相場

外為委が外国為替銀行と行なう外貨の現買先売取引に適用する相場は、二五年二月、外貨円貨間スワップの調整金利を日歩九厘（年三分五厘）として外為委の現買相場（電信買相場）に三〇日ごとに、アメリカ合衆国通貨一ドルにつき一円五銭高、連合王国通貨一スターリング・ポンドにつき二円九四銭高と決定された。

二六年一〇月、日本銀行公定歩合引上げに伴い、外為委は、外貨円貨間のスワップ調整金利を引き上げ、その外国為替相場を改め、二六年一〇月一日より予約期間三〇日につき、アメリカ合衆国通貨一ドルにつき一円二〇銭高、連合王国通貨一スターリング・ポンドにつき三円七八銭高として適用することとした。

次いで一二月一七日、イングランド銀行の為替新措置（ポンド直物為替公定レートの売買相場の値開きを四分の一セントから四セントに拡大）に伴い、期間三カ月以内の連合王国通貨の現買先売取引に適用する標準最低先売相場（一〇〇八円九八銭）および同じくアメリカ合衆国通貨につき最低先売相場（三六〇円三五銭）を定めた。

(三)　英ポンド買相場の改訂

イングランド銀行の右記措置により、外為委は一二月一九日からわが国のポンド為替買相場を改訂した。ただし、売相場については折からのポンド資金の累増により輸入促進のため従来どおりとした。次いで一二月二〇日には、英ポンドの外国為替銀行間相場（インターバンク直物売相場）を改訂した。

	新相場	旧相場
外為委電信買相場（一ポンド）	一、〇〇二円〇五銭	（一、〇〇七円〇二銭）

同　一覧払相場（〃）　九九九円六五銭（一、〇〇四円九一銭）
為替銀行及び両替商電信買相場（〃）　一、〇〇〇円八〇銭（一、〇〇五円七七銭）
同　一覧払相場（〃）　九九八円四〇銭（一、〇〇三円六六銭）
インターバンク直物売相場（〃）　一、〇〇〇円八〇銭から一、〇一〇円二三銭までの間

㈣　先物為替相場の変更

二七年二月一八日、外為委告示第二号により、昭和二五年外為委告示第一号の一部が改正され、これにより先物相場の変更が発表、即日実施された。この措置は、ポンド地域向け輸出の調整、その背景となっているポンド過剰対策という目的を加味しつつ、従来の先物相場のあり方の修正を目ざしたものであった。また、従来予約期間の単位を三〇日としていたのを旬単位（一日から一〇日まで、一一日から二〇日まで、または二一日から月末まで）に改めた。決定された先物取引相場は次のとおり。

○外為委及び外国為替銀行先物売相場

外為委及び外国為替銀行直物相場に対し、
米ドル　一旬につき一〇銭高
英ポンド　一旬につき二八銭高

○外為委及び外国為替銀行先物買相場

外為委及び外国為替銀行直物買相場に対し、
米ドル　一旬につき一〇銭引
英ポンド　一旬につき五六銭引

○銀行間先物売買相場

銀行先物売相場と銀行先物買相場との間

すなわち、米ドルに対しては年一%、英ポンドに対しては、売（輸入）については一%、買（輸出）については二%の開きをつけたことになるが、この開きの算定の基礎は、わが国の短期金利と、ニューヨーク金利またはロンドン金利との格差ではなく、集中機関たる外為委が輸出入等の為替取引に最終的に予約に応じ、為替リスクを負担することに対する保証料または保険料とみなしたもので、為替貿易政策上の考慮によるものとされた。[28]

（1）大蔵省理財局「わが国の為替問題について」（大蔵省『調査月報』第三六巻特別第六号、昭和二二年一二月）（昭和二一年八月から二二年八月までの一年間、大蔵省理財局外資課において作成された内部資料〔一五点〕および収集された執務参考資料〔一一点〕を集録したもの）、大蔵省理財局「わが国の国際金融の諸問題」（大蔵省『調査月報』第三七巻特別第六号、昭和二三年一〇月）（大蔵省理財局外資第一課および第二課（→為替第一課、第二課および第三課→外資部企画課、管理課、為替課）ならびに大蔵省が二二年八月四日設けた国際金融研究会の二三年三月までの二七回にわたる会合の参考として内部的に作成された報告および資料五四点を集録したもの）、『昭和財政史―終戦から講和まで』第三巻、第四章第三節六「三六〇円レートの決定」、参照。

（2）このことは、わが国為替当局から司令部に照会、確認している（「進駐軍レート一弗一五円決定の経緯」、大蔵省『調査月報』第三六巻特別第六号、二二五ページ）。円の対外為替相場の問題は同じく二二二ページ参照。「進駐軍レート変更について」（大蔵省『調査月報』同号）、二三四ページ。

（3）政府としては、妥当な為替再開相場を種々研究しており、昭和二〇年八月初めの大蔵省外資局「為替換算率に関する考え方」はその一例である。この論文は当時日銀および正金に回付されてそれぞれの意見を徴したが、大蔵省の見解として高評価がよく、なるべく戦前相場（四円二五銭）に近づくよう努力すべきというのに対し、日本の新物価水準の目安としてレートを考えるという意見が出たが、当時の情勢では一ドル一〇円までの相場で出発することが望ましいと、両者共通に考えた

ところではなかったか（大蔵省『調査月報』第三六巻特別第六号）、二二五―二八ページ。

（4）「経済報告」昭和二七年度、二ページ。

（5）「為替相場決定の前提条件」・「為替相場決定の構想」（大蔵省『調査月報』第三六巻特別第六号）、一一〇ページ、一二二ページ。

（6）Report on Yen Exchange Rate, 10 Jan. 1948 (submitted by Yen Exchange Committee)、大蔵省資料Z七〇三―七（ストランド文書、為替レート・貿易）。

（7）「昭和二二年当時、私どもは二三年四月一日をめざし、為替率一本化とデノミネーションを同時に行なう計画を、極秘裡に審議した。大蔵省からは下村治氏が参加された。当時はデ・ファクトの複数為替レートが行なわれ、輸出入は国際価格に従ったが、国内価格は統制されている関係上、輸出は円安、輸入は円高となっていた。為替レートの幅は、ドッジ来日の段階で、一ドル当り一〇〇円～九〇〇円で、輸出レートは、二〇〇円～九〇〇円、輸入レートは一〇〇円～三〇〇円であった。そこで私たちは制限的に貿易が再開される時をめざし、為替率一本化の方向に収斂すべきである。そして収斂の出発点においてデノミをし、経済安定への意慾を示そうという計画をたてた。この計画を二三年四月一日をめどに実行するため、作業は二二年一〇、一一月頃に行なった。秘密を保つため、資料は関係者が手書きして回覧し、しばらく保存して、後に焼却する手はずをとるなどの注意を払った。

しかし、片山内閣が倒れ（二三年二月一〇日）、私も辞職して、これはやらないことになり、後にドッジの手で一挙安定の措置がとられた。」（都留重人「安本時代の思い出」、大蔵省資料Z一〇六―一二、四六年一〇月三〇日）。

（8）「為替相場を対米二〇〇円又は一五〇円とせる場合の輸出に及ぼす影響」（大蔵省『調査月報』第三七巻特別第六号）、一七四―七九ページ。

対米二〇〇円の場合、輸出は一三・二％減少し、一五〇円の場合二七・四％減少することが試算された。

この試算方法は、翌年半ばごろから開始され、現在に至るもその名を止めている経済安定本部のK作業、R作業にさきがけたものであるが、当時、多部門乗数波及過程の研究は外国の学界においてもまだその緒についたばかりであり、占領下、学術誌の入手すら困難であった時代の手探り的作業以上には出なかった。しかし、経済活動の規模、内容が当時は、現在ほど複雑、多様でもなく、重要産業、主要品目についての統計は、戦時中からある程度連続して利用可能であり、手探り的とはいえ、このような方法が採り上げられて、大局を判断する手掛りとなったことは、その後の官庁経済調査手法の発展からして、意義深いことであった。

（9）『昭和財政史―終戦から講和まで』第三巻、三九六―三九九ページ。

（10）「7　為替レートの作業……作業には『K』、『R』の二つがあった。

K作業は、問題がさしせまる以前の準備的なものである。これは配給制、補給金が存在するという諸条件の下で、一ドル＝四〇〇円の単一レートが設定された場合を想定し、その国内物価への影響を通しての輸出入への影響を測定することを目的としていた。概算の結果は、重化学工業においては相当程度輸出能力を喪失し、三〇～三五％はつぶれるということであった。R作業は、事態がさしせまってからのもので、司令部側の作業と同時進行的に行なわれた。

その内容は、第一に、貿易庁の作成する各商品別のプライス・レイショを輸出入両方とり、マーシャルにならってグラフ表示して為替レートと貿易額の関係、第二に、為替相場と賃金の関係を、能率賃金作業によって試算し、第三には、山田勇氏の式を使って輸出入が国民所得の関数として動くという前提の下に戦前と戦後の比較、等を算出したが、おぼれる者わらをも掴むのたとえ通り、ありとあらゆる方法を試してみた。……安本内部でも見解はいろいろあった。集中的に作業が行なわれたのは、二三年暮頃である。安本内でも、円を高くしても持つという『渋い』見解と、安くせよという『甘い』見解があったが、物価局は最も『渋い』方であり、かなり憎まれた。なお、民間の見解は私たちのものとは大きくかけ離れ、四〇〇円以上でなければ大変なことになるという強い意見もあった。」（大川一司「物価局、物価庁時代の回顧」、大蔵省資料Z一〇六―六一、四八年六月）。

（11）伊木誠「単一為替レート設定の影響分析―経済安定本部『K作業』を中心に―」（『国学院経済学』第二一巻四号）、三五―七六ページ。この論文は、K作業の内容をあますところなく伝えた資料である。

（12）日本製鉄株式会社（総務部企画調査課）では、昭和二三年八月三〇日「鉄鋼為替円の裁定に就いて」なる調査資料を作成した。同資料によると、二三年八月現在、鉄鋼製品為替円（炭価補償金等を含めた国内生産価格とアメリカ製品日本着値との割合）は、銑鉄二三六円、棒鋼二六五円、薄板三二八円、厚板二八六円と算定され、さらに償却および設備維持改良費と適正利潤（資本金の七％）が三六円と計算されるので、最も競争力の弱い薄板の場合を採ると、一ドル三六四円見当となることが示されている（本資料の主要部分は、伊木前掲論文に転載されている）。

(13) 日産協が一四団体、四〇社を対象に行なったアンケート調査の集計結果が『日本経済新聞』昭和二三年七月九日付に掲載されている。まず、単一レート設定についての賛否では①賛成は三団体、四社、②反対は七団体、一六社である。次に、単一為替レートが一ドル＝三〇〇円～三五〇円に決まったと仮定した場合、採算はどうかについて、①採算可能は、六団体（農機具、紡績、油脂、タール、セメント、海運）、八社（鉱産二、機械二、繊維一、火薬一、医薬一）であり、②採算不可能は、五団体（鉱産、軽金属、ソーダ、紙パルプ、火薬）、二二社（機械四、生糸三、鉄鋼、軽金属、石油各二、化学、油脂、火薬、薬品、セロハン、セメント、ガラス、ゴム、木材各一）となっている。さらに、団体、企業別の希望レートは一ドル一九〇円から七〇〇円までの開きがあった（伊木前掲論文にこの結果が引用されている。団体数は新聞掲載値のまま）。

(14) 昭和二四年四月二五日大蔵省告示第二百三十七号
外国為替管理法ニ基ク外国為替相場取極ニ関スル省令（昭和一六年大蔵省令第七十九号）第一条の規定により、外国為替相場を、次のように指定する。

通貨の種類	相場
一　アメリカ合衆国通貨	一ドルにつき邦貨三六〇円
二　その他の通貨	当該通貨の国際通貨基金に登録されたアメリカ合衆国通貨に対する比率と前号の相場から換算される相場

(15) 昭和二四年六月二四日大蔵省告示第四百号
外国為替管理法に基く外国為替相場取極に関する省令第一条の規定により外国為替相場を指定する告示（昭和二四年四月大蔵省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。
第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二　連合王国通貨　一スターリング・ポンドにつき邦貨一、四五〇円八〇銭

(16) 昭和二六年に外貨準備が減少すると早くも三六〇円レート切下げ懸念が生じ、ついで二八年の消費ブーム、凶作等による外国為替収支三億ドル赤字の発生時にも、三六〇円レートは割高であることが主張された。
三六〇円レート成立の過程を顧みると、アメリカの援助を前提とし、これによる価格補給金を支えとした上での為替レートが考えられており、アメリカの援助が打ち切られ、特需景気によって物価が国際水準より三割も上昇すれば、三六〇円は

切り下げざるをえないという見方が強くなったのである。
このような見方に対し、当時、大蔵省専門調査官、日本銀行政策委員（大蔵省代表）であった下村治は、大蔵省『調査月報』第四〇巻第八号（昭和二六年）に「最近の貨金と物価と為替相場」なる論稿を、さらに、昭和二九年一一月、部内資料（のち、『金融財政事情』に転載）として「金融引締め政策―その正しい理解のために―」なる論稿（これらはいずれも、下村治『経済大国日本の選択』、東洋経済新報社、昭和四六年、に収録）によって、三六〇円レートは昭和二五年六月において、対日援助による輸入をまかなうに足る輸出を実現しているという意味での国際収支均衡を実現し、同じく二五年六月において能率賃金水準と卸売物価水準とが均衡しているという状況であり、その後、三六〇円レートは、購買力平価と能率賃金平価との間に位置し、物価と賃金との適応運動が帰一するような地位にあるから、三六〇円レートの堅持には疑問がないことを主張した。この主張の裏付となったケインズ理論は、当時の官庁エコノミストには十分浸透していなかっただけに、その後、昭和三〇年代に展開された在庫論争、成長率論争、消費者物価論争において、ケインズ理論を武器とする下村治が一方の主役をつとめることとなった。

(17) 本項については、大蔵省『調査月報』第三七巻特別第六号（二三年一〇月）中に「最近の複数為替相場案をめぐって」、「司令部内における為替処理対策に関する推移」その他多くの参考資料がある。なお『昭和財政史―終戦から講和まで』第三巻、四三三ページ注7参照。

(18) ヤング報告の参照資料として、吉野俊彦「ヤング報告の歴史的意義」および「円外国為替政策に関する特別使節団の報告」（『エコノミスト』第五〇巻第一〇号、昭和四七年三月）、一一七―五四ページ、がある。

(19) 吉野俊彦「ベールをぬいだ旧平価設定の事情」（『銀行倶楽部』第一七六号、昭和四七年七月）、二四―三一ページ。

(20) 同右、二九―三〇ページ。

(21) 大蔵省資料Z三一一―三五一。

(22) 『昭和財政史―終戦から講和まで』第三巻、四四二ページ、注89。

(23) その算定根拠については、磯達夫「外国為替の売買相場と金利」（「外国為替管理委員会月報」第一号、昭和二五年三月）、四五―四七ページ。

(24) 「銀行の対顧客先物売相場と買相場は、先にゆくほど著しく大きく開くこととなるものであった。これは需給のプライス・

メカニズムの働く市場価格としての相場ではなかった。このようなスタイルの相場は、外貨の政府会計への全面集中を前提としており、銀行には為替売買に固定的な手数料を保証したものであった。そして輸入の決済のための先物レートの開きは、事実上において輸入金融のための金利の意味をもち、その大小は輸入抑制意図の程度を反映した。また、輸出サイドの先物レートの開きの大小は輸出振興の意図の程度を反映した」（尾崎英二『国際管理通貨論』、三七五ページ）。

(25) 磯前掲論文、四六ページ。

(26) 結城茂「為替予約と現行制度の解説」（『外国為替』第二一号）、一七ページ。

(27) 「私見によれば、少なくとも左の二点について、再検討の要ありと考える。

(1) 先物相場にアップを付すること。

(2) 強制予約の規定を削除し、全面的に自由予約とすること。

前者については、旧先物相場の復活を意味するものではない。一定期間をこえるものについては、こえる期間に対し低率のアップを付した予約相場を適用せしめることである。予約が政府会計の危険のもとに、業者の採算を確保してやるものである以上、利益をうける業者がなんらかの金融的負担をすることは当然である。現行のごとき、直先フラットの相場は異常であり、かつての先物相場とは異なった意味での先物相場を建てるのは、けっして不合理ではない」（結城茂「長期予約に関する一考察」『外国為替』第三八号）、一三ページ。

(28) 外為委事務局為替課「先物相場の変更と英ポンド買予約の取扱について」（『外国為替』号外、昭和二七年三月）、三―四ページ。

第二節　通商協定の進展

一　通商協定採用の背景

戦後の世界的に異常とみられた情勢下において、とくにわが国の外貨および物資の不足、内外物価体系の乖離、国際的信用の完全な喪失、正常な国交の未回復等の悪条件に対して、貿易を維持・拡大するための一つの手段として、当時の占領当局は、各国とのオープン勘定協定の締結を積極的に促進し、その数は占領終了時一三ヵ国の多きを数えた。当時の貿易、特に輸出において占める地位はきわめて大きく、輸出入（対日援助を除く）合計の約二～三割を占めていた。まず、その背景について調べておこう。

一九三〇年代の世界経済恐慌に伴う国際金本位制の崩壊と、為替管理の普遍化とによる貿易の縮小傾向の打開策として、二国間で債権・債務の直接的な相殺を行なうという形の国際決済方式が考え出された。

この方式には、大別して、㈠為替清算制と㈡通貨預け合いとの二つの種類があった。両者とも、原則として政府が当事者となって、一定期間内に両国間で行なわれた取引により生じた債権・債務を直接的に相殺することに変わりはないが、為替清算制では、両協定国間の業者の個々の取引をすべて政府清算勘定に貸記または借記してゆき、一定期間ごとにその貸借を集計相殺して、その結果生じた残高についてのみ、協定で定めた為替相場および方法により両国

政府間で決済する。一方、通貨預け合い方式では、二国間で協定した為替相場に基づき、一定金額を限度として、双方の政府が相互に相手国に対し、相手国通貨を対価として自国通貨を供与する。供与の限度は、相手国に対して負う債務を相殺した最終残高を基準として算定され、個々の取引は、こうして調達した外貨資金を為替銀行を通じて業者に売り渡し、在来の為替売買の方法で決済する。

両者の形式的な相違は、前者が個々の取引を全部清算勘定に集中して、全体的に相殺するのに対し、後者は、為替資金の不足分だけを政府が総括的に通貨の預け合いの形で調達する点である。

第二次大戦前は、前者が大勢を占めたが、戦後は、とくにヨーロッパでは後者が普遍化した。その理由は、前者では、業者の個々の取引が、すべて清算勘定との間における自国貨の受払という形で全面的に集中されるという煩瑣な手続をとるのに対し、後者では、個々の取引は通常の為替売買により決済し、その結果としての不足分を政府が総括的に手当てすればよいので、取引を阻害することが少ないという点にあるとされた。

このような二国間協定方式の主要な狙いは、第一に、通貨の交換性が制限されている各国にとってドル不足対策となること、第二に、市場の確保、ひいては貿易の拡大を図ること、さらに第三として、個々の取引にドルを使用しないことにより、ロンドンあるいはニューヨークの国際金融市場に依存しなくてよいこと、にあったとみられる。

他方、この方式は、勘定の記帳もしくは残高の確認に煩雑な手続を要するという技術的な難点と、かかる方式の本質として、できるだけ信用の供与を小さくし、貸借を均衡せしめることが要請され、あるいは、他の国々の犠牲における排他的二国間協定であり、多角的取引のメリットである貿易の質量における拡大が困難であるという問題点とがしばしば指摘された。しかし、戦後の恒久的とみられたドル不足と、各国経済力の著しい格差が国際収支尻の大幅不

均衡となって定着するかの様相下にあり、各国が一方的に輸出計画を樹てても、相互に購買力が不足し、国際収支の均衡化は至難であり、貿易拡大策として、通商協定が各国相互間に締結され、協定貿易が盛行した。

通商協定（または取決め）は、通常、貿易協定と支払協定（または金融協定）から成っているが、いずれか一方しか締結されない場合、あるいは双方を一つの協定に取りまとめた場合もある。わが国については、表4－5に示したとおりである。貿易協定は、二国間の貿易の拡大均衡を図るよう取り決められ、そのため貿易目標を規定した貿易計画が協定の主体をなし、さらに、協定の変更、廃棄、満了、再検討、発効日、第三国との貿易等が規定される。

日本の貿易協定の代表例をみると、貿易計画は、一般に一ヵ年を期間とする現実に実行可能な見積りで、両国を拘束する規制・制限的意義は有しないが、計画の範囲内での政府および民間両者の貿易を認め、支払手段を保証するとともに、計画遂行のために双方協力するよう規定している。そのため計画が実行不可能になると、計画改訂のため両国は速やかに協議し、情報交換のための特別な機関を設けうることを規定していた。さらに、入国、関税、海運等の事項についても、国交の未回復のため通商航海条約の締結が不可能であったわが国にとり、意義があった。

協定の付表として品目表を載せ、品目別計画金額および総額について規定している場合も多い。その他、協定が国際的貿易を阻害しないようガット等国際取決めの諸原則に従うことを定め、第三国との貿易を容易にするため貿易を多角的基礎において発展させるよう規定したものが多い。

協定の変更は両国の合意によって行なわれ、廃棄は書面による九〇日間の予告によってなしうる。協定の有効期間は、原則として一年間が多いが、無期限のものもあり、一ヵ年ごとの単純延長を規定したものもある。一方の要求に基づき、いつでも貿易状況の再検討を行ないうるものとしている。

次に、支払協定は、両当事者間の決済方法を指定するが、その際当事国の対外決済手段の不足の程度に応じて現金支払方式、あるいは個々の取引を記帳し、一定期間後その収支尻を決済するというオープン勘定方式がそれぞれ採用された。前者は米ドル現金または英ポンド現金が、後者は、日本では、米ドル建オープン勘定が用いられ、マルク、ギルダー等のローカル通貨は使用しなかった。米ドル現金決済の協定は、双務的均衡を目標とするが、米ドルの受払が行なわれるので、実質的な双務的協定ではない。英ポンド現金を使用するスターリング地域との協定は、当時わが国がイギリスの為替管理法上双務勘定国に属していたため実質的には双務的な性格を帯びていた。わが国では、ヨーロッパ諸国間で利用された預け合い勘定方式は採用されなかった。

二　日本の通商協定の沿革

戦後のわが国貿易等対外取引は、戦前の外国為替取引を担った主要通貨たる米ドル、英ポンド取引に加え、オープン勘定取引の三本建となった。オープン勘定取引は、司令部が各国と締結した金融協定に基づくもので、前述為替清算制にほぼ該当する。終戦後のわが国の貿易、対外決済の処理は一切連合軍当局により行なわれ、対米取引の決済は主としてトラスト・ファンドによりドル勘定で行なわれ、司令部とアメリカ以外の国々との政府との間で行なう貿易に関しては、司令部と各国間の覚書によりオープン勘定が設けられた。

当時の方式は、個々の取引に一切為替を使用せず、司令部と相手国政府とが相互に貸借をドル建で記帳し、半年ごとに貸借の差額が米ドル現金で決済され、残高は信託基金に振り替えられるという政府間交互計算勘定の形を採って

いた。その理由は、当時の日本の外貨資金が皆無の状況で、為替銀行をはじめとする外国為替の機構が存在せず、対外取引は司令部が直接相手方政府と行ない、取引件数、取引額も比較的少なく、相手国としてはドル不足によりこの方式を利用した等である。二二年八月再開された民間貿易については、司令部商業勘定が設けられ、これによる民間貿易の円滑な運営を図るため、従来の覚書に代え、通商協定の締結が要望されるに至った。まず、二二年一一月一四日、スターリング地域諸国と「民間貿易のための暫定的支払協定」が、英ポンド建オープン勘定で締結されたが、二三年五月に、政府、民間双方の貿易を英ポンド現金で決済する「一般的支払協定」(Overall Payment Arrangement, 略称OPA)に改訂された(香港は適用地域から除外)。二三年後半には多数の通商協定が締結された。その相手国は、フランス連合(七月)、スウェーデン(一一月)、タイ(一二月)、オランダおよびインドネシア(一二月)であり、スウェーデンのドル現金決済によるもの以外は米ドル建オープン勘定であった。また、エジプトとの間に政府間支払のため米ドル建エスクロー勘定協定が締結された。二三年一一月には、スターリング地域とのさきの一般的支払協定と相まって、貿易拡大のため貿易協定が締結された。セイロンが二四年三月これに参加した。

二四年には、四月から七月までわが国から中南米諸国に貿易使節団が派遣され、メキシコ(四月)、チリ、ウルグアイ(以上五月)、ブラジル、アルゼンチン、ペルー、コロンビア、ベネズエラ(以上六月)とそれぞれ暫定的な通商協定が締結され、アルゼンチン、ブラジルとは米ドル建オープン勘定、他は米ドル現金決済とした。

このほか、韓国(四月)、フィンランド(六月)、ベルギー通貨地域(七月)、西ドイツ(一〇月)とそれぞれ通商協定が結ばれ、西ドイツの米ドル建オープン勘定以外は米ドル現金決済であるが、ベルギー通貨地域とはSCAP―ベルギー通貨地域勘定が設けられ、すべての取引が貸借記され、貿易の均衡を図るようにされた。また、琉球(米ドル決済)、

パキスタン（英ポンド決済）との間に、一二月、それぞれ貿易協定が締結された（以上の有効な協定額を二四年度貿易計画額と比べると、輸出六〇％、輸入二五％に達する。大蔵省『財政金融統計月報』第五号、三四ページ）。

二四年秋来日したローガンは、貿易協定に、オープン勘定、スウィング決済方式および輸入先行主義の採用を勧告した。スウィング方式とは、協定の実施中または一定時期に発生した一定限度以上の貿易不均衡（通常、計画の一〇～一五％）は、現金決済するが、その限度内では、決済期においても決済せず、翌期に繰り込むことで、輸入先行とは、業者からの輸入申請は許可する義務条項を協定に織り込むことである。これは、アルゼンチンおよびフィンランドとの協定で設けられていたが、西ドイツとの支払協定はローガンの提唱によりこれを採り入れ、その後、ほとんどの支払協定に設けられ、その限度額も引き上げられた。

二五年に入り、スウェーデン（四月）、韓国（六月）と従来の米ドル決済を米ドル建オープン勘定に変更し、フィリピン（五月）、インドネシア（六月）、台湾（九月）、スペイン（一〇月、暫定）にそれぞれオープン勘定による通商協定が締結された。さらに、香港（二月）と米ドル勘定制を設けて決済関係を確立し、ビルマ（三月）と貿易協定を締結した。このように、二五年には、ローガン構想により、とくにオープン勘定諸国との貿易が輸入先行による輸出市場の開拓を通じて促進され、従来の援助輸入を非ドル協定国に転換した。二六年には、オランダ（四月、前年のインドネシア独立に伴い、新たに米ドル建オープン勘定締結）、スペイン（六月、米ドル決済）との通商協定が締結された。二六年末の協定の数は二四の多きに達し、年間輸出総額の七〇％、輸入総額の四一％を占め、貿易拡大に寄与した。

二六年八月三一日の日英支払協定改訂は、ドル条項[1]の廃止や香港の加盟、わが国のポンドの行政的振替をできるだけ認めること等により、貿易の拡大が期待されたが、出超傾向がわが国にとりのちにポンドの累積という問題を残

し、ポンドの切下げのうわさも流布され、二七年三月にスターリング地域への輸出調整措置を実施せざるをえなくなった（これは同年五月には大幅に緩和された）。同じく八月三一日、司令部は日本政府に対し、通商協定の交渉権および講和発効後有効となる協定の締結権を委譲する覚書を交付し、これにより日英支払協定および西ドイツとの新協定締結が自主的に行なわれた。二六年には、オープン勘定との貿易は、相手国の割高物資と供給力不足等によりわが国の出超傾向となり、年末に西ドイツおよびスウェーデン向け鉄鋼製品につき輸出制限措置を講じた。

このように、オープン勘定協定の恒常的出超または入超が表面化した。二七年にはインドネシア、アルゼンチン、フランス連合などが対日輸入制限を行なった。

ここで、二国間の均衡化を図り、通商協定の改訂、多角的協定化が検討された。すなわち、スウェーデン（二七年三月）、フランス（同四月）との貿易計画は日本側の入超計画に作成され、また、西ドイツ（二六年八月）、スウェーデン（二七年三月）等の協定は、多角的な基礎により相互の貿易発展の可能性を協議する旨が規定された。

二七年四月二八日、平和条約が発効し、わが国は条約上自主的に通商協定が締結できるようになった。また、従来、司令部が締結した協定は、新協定締結まで存続させるための措置と、条約発効後も有効となる措置がとられていたが、チリ、メキシコ、コロンビアおよびベネズエラ諸国との協定は、そのような措置がなく、失効した。

平和条約発効後も、貿易の拡大のために通商協定を締結する方針は存続された。

なお、参考のために、日本が昭和二六年六月一五日現在で締結していたオープン勘定協定および現金決済を行なうが通商協定も締結されていた国との協定内容を表4-5に掲げた。表4-6は外国為替統計によるオープン勘定国別輸出入額、表4-7はオープン勘定の国別残高一覧表である。

表 4-5　金融・貿易協定概況一覧表（1951年6月15日現在）

国名	金融協定							貿易協定			
	有効期間	決済方式	L/C又はL/A	勘定保有銀行 本＝本勘定 対＝対応勘定	スウィング ①金額 ②清算時期 ③清算方法	定期的清算方法	備考	有効期間	貿易計画（百万米ドル） 輸出	輸入	備考（貿易計画期間）
スターリング地域	1948.5.31より講和条約の公布まで	スターリング・ポンド・キシャッシュ	L／C	香港上海，チャータード，マーカンタイル，インド，ナショナル・シティ，アメリカ，チェーズ，インドシナ，ナショナル・プロヴィンシャル，ロスチャイルド各銀行のロンドン営業所		ポンド残高はいつでもイングランド銀行の仲値相場で米ドルに交換することができる．但し，特別の場合を除いては毎年6月末及び12月末にこれを行う．この場合，スターリング地域から与えられたクレジットの使用額は控除し，また，期近の支払約定見積に応ずるに充分な額を保留することとなっている．	仲継貿易の決済方式については，特別の取極がある．なお，イラン（輸出入とも）エジプト（制限的に，且つ日本からの輸出に限る）及びスーダン（制限的に）とは，イングランド銀行の許可を得て決済することができる．一般にスターリング地域外の諸国との取引をポンドで決済するについてはイングランド銀行の事前の承認が必要とされる．	1950.7.1以降1カ年	380.8	380.8	協定参加国 イギリス及びその属領(除香港)，オーストラリア，インド，セイロン，ニュージーランド及び南アフリカ (1950.7.1 1951.6.30)
								1950.9.14より講和条約の公布まで	97.5	97.5	パキスタン (1950.10.1 1951.9.30) GATT第1条の諸原則が適用され，また船舶の出入港の自由が認められる．
								1950.1.1より講和条約の公布まで	28.0	28.0	ビルマ (1951.1.1 1951.12.31) GATTの諸原則が適用される．
オランダ	1951.4.13より講和条約の公布まで	米ドル建オープン・アカウント	L／C	本＝日本銀行（1951.5.1以降） 対＝オランダ中央銀行，アムステルダム	①200万ドル ②即時 ③金，米ドル又はその他の受領可能通貨 但し，債権国は，90日以内に支払うべき約定に応ずるよう勘定残高の利用を考慮するものとし，なお超過残高がある場合は，債務国からの追加買入の可能性又は不均衡是正のためとられるべきその他の方法について協議する．		オランダ側の銀行が発行する輸出信用状又は送金取組通知書は，すべてオランダ中央銀行の確認を受けてのみ効力を生ずる．第三国に対する貸残を，当該第三国及び相手国の同意がある場合には，本勘定に振り替えることが認められる．	1950.4.13より講和条約の公布まで	7.3	7.3	(1951.1.1 1951.12.31) 船舶につき最恵国待遇が認められる．
インドネシア	1950.7.1より講和条約の公布まで	〃	〃	本＝日本銀行（1951.2.1以降） 対＝ジャワ銀行，ジャカルタ	①1千万ドル ②即時 ③金，米ドル又はその他の受領可能通貨 但し，債権国は，90日以内に支払うべき約定に応じ，又は債務国からの追加買入を行うよう，勘定残高の利用について考慮する．なお勘定残高が90日間継続	毎年6月末現在の残高につき，45日以内に金，米ドル又はその他の受領可能通貨で清算する．	第三国に対する貸残を，当該第三国及び相手国の同意がある場合には，本勘定に振り替えることが認められる．	1950.7.1より講和条約の公布まで	44.4	30.0	(1950.7.1 1951.6.30) ECA資金によるものを含まない．船舶の出入港の自由が認められる．

国名	金融協定							貿易協定			
	有効期間	決済方式	L/C又はL/A	勘定保有銀行 本＝本勘定 対＝対応勘定	スウィング ①金額 ②清算時期 ③清算方法	定期的清算方法	備考	有効期間	貿易計画（百万米ドル）輸出	貿易計画（百万米ドル）輸入	備考（貿易計画期間）
インドネシア					して6百万ドルを超える場合には，両国はその不均衡是正のため協議する．						
タイ	1950.1.1より講和条約の公布まで	〃	L／A	本＝日本銀行（1951.2.1以降） 対＝タイ銀行，バンコック	①5百万ドル ②即時 ③米ドルその他の受領可能通貨但し，債権国は90日以内に支払うべき約定に応じ，又は債務国からの追加買入を行うよう，超過残高の利用について考慮する．		第三国に対する貸残を当該相手国の同意がある場合には，本勘定に振り替えることが認められる．	1950.1.1より講和条約の公布まで	55.0	55.0	(1951.1.1 / 1951.12.1) 関税につき最恵国待遇が認められる．
フィンランド	1949.7.1より講和条約の公布まで	〃	〃	本＝日本銀行（1951.2.11以降） 対＝フィンランド銀行，ヘルシンキ	勘定残高は常に50万ドルを超えてはならない．	毎年6月末現在の残高につき，90日以内に米ドルで清算する．		1949.7.1以降1カ年，現在無期限延長	2.7	2.7	(1951.1.1 / 1951.12.31)
フランス連合	1948.7.7より講和条約の公布まで	〃 (1)フランス連合（仏領インドシナを除く）勘定 (2)仏領インドシナ勘定	L／C	左記(1) 本＝日本銀行（1951.4.11以降） 対＝フランス銀行，パリ 左記(2) 本＝日本銀行（1954.4.11以降） 対＝インドシナ，サイゴン	①3百万ドル ②即時 ③金，米ドル又はその他の受領可能通貨 但し，債権国は90日以内に支払うべき約定に応じ，又は債務国からの追加買入を行うよう，超過残高の利用について考慮する．		コントラクトにつき，在日ミッションの承認が必要とされる．	1949.6.9より1950.3.1まで現在無期限延長	13.0	12.5	(1949.3.1 / 1950.2.28)
西ドイツ	1949.8.1より，いずれかの国の講和条約の公布まで	〃	L／A	本＝日本銀行（1951.4.1以降） 対＝ドイツ諸邦銀行，フランクフルト	①3百万ドル ②即時 ③米ドル	毎年7月末現在の残高につき，1カ月以内に米ドルで精算する．	西ドイツ側の銀行が発行する輸出手形買取授権書（又は送金取組通知書）は，すべてドイツ連邦銀行の確認を受けてのみ効力を生ずる．	1949.8.1以降1カ年 現在無期限延長	12.5	12.5	(1949.8.1 / 1950.7.31)
ベルギー通貨地域（B.M.A）	1950.6.1より講和条約の公布まで	米ドル キャッシュ 但し，オランダ銀行東京支店の保有する	L／C				L／Cには，在日ミッションのジャップ・エキスポート（インポート）No.を記載すること．なお，日本側の輸入L／Cに	1950.6.1より講和条約の公布まで	なし	なし	差別的関税率を適用しない．船舶につき出入港の自由及び最恵国待遇が認められる．

国名	金融協定							貿易協定			
	有効期間	決済方式	L/C又はL/A	勘定保有銀行 本＝本勘定 対＝対応勘定	スウィング ①金額 ②清算時期 ③清算方法	定期的清算方法	備考	有効期間	貿易計画（百万米ドル） 輸出	輸入	備考（貿易計画期間）
ベルギー		B.M.Aアカウントに記帳される					ついてはニューヨーク払いとすること.				
スウェーデン	1950.4.1より講和条約の公布まで	米ドル建オープン・アカウント	L／C（リストリクチーブ）	本＝日本銀行(1950.4.3) 対＝スウェーデン国立銀行，ストックホルム	①3百万ドル ②勘定残高が90日間継続してスウィングを超えたとき ③金，米ドル又はその他の受領可能通貨なお残高が2百万ドルに達する傾向があるときは両国はその不均衡是正のため協議する.		スウェーデン側の銀行が発行する輸出信用状（又は送金取組通知書）はすべてスウェーデン国立銀行の確認を受けてのみ効力を生ずる．第三国に対する貸残を当該第三国及び相手国の同意がある場合には本勘定に振り替えることが認められる.	1950.4.1より講和条約の公布まで	10.6	10.6	(1951. 1. 1 / 1951.12.31) 船舶につき最恵国待遇が認められる
韓国	1950.4.1より講和条約又は両国	〃	L／A	本＝日本銀行(1950.6.20) 対＝韓国銀行	①2百万ドル ②即時 ③米ドル又はその他の受領可能通貨		韓国のECA資金による輸入は，オープンアカウント決済外とする．L/A記載事項として，次の特別取極がある. (1)韓国側の発行するL／A手形は韓国銀行東京支店宛とすること (ロ)付属書類は同支店に直送すること (2)日本側の発行するL／A手形及び付属書類は韓国銀行東京支店を通じ送付すること 第三国に対する貸残を当該第三国及び相手国の同意がある場合には本勘定に振り替えることが認められる.	1950.4.1より講和条約又は両国間の友好通商条約の公布まで	32.0	16.0	(1951. 4. 1 / 1952. 3.31) GATTの諸原則が適用される.
	友商のま の通約布 間好条公で				但し，日本の輸入がL／Aベースで250万ドルに達した場合に，はじめてスウィングの条項が適用されるが，それ以前においても，両国の輸入がL／Aベースで5百万ドル以上の差額を生ずる場合には，5百万ドルを超える額を韓国側は現金で本勘定に預入する						
琉球	1950.7.1以降1カ年 但し特に廃止の予告がなければ	米ドルキャッシュ	L／C又は通常のアメリカ合衆国政府の財政手続による					1950.7.1以降1カ年 但し特に廃止の予告がなければ，なお90日間有効	40.7	5.0	(1950. 7. 1 / 1951. 6.30) 琉球の輸入には (1)ガリオア，エロア資金 (2)商業勘定資金 (3)軍予算によるものを含む.

国名	金融協定							貿易協定			
	有効期間	決済方式	L/C又はL/A	勘定保有銀行 本＝本勘定 対＝対応勘定	スウィング ①金額 ②清算時期 ③清算方法	定期的清算方法	備考	有効期間	貿易計画（百万米ドル） 輸出	輸入	備考（貿易計画期間）
琉球	約90日間有効										
アルゼンチン	1949.6.23以降1カ年現在無期限延長	米ドル建オープン・アカウント（但し帳記範囲はFOB価格，アルゼンチン国旗掲げ船舶運賃の60％及び政府公船場合のみ支払限られる）	L／C	本＝アルゼンチン中央銀行，ブエノスアイレス 対＝日本銀行（1951.3.21以降）	①1千万ドル ②即時 ③金，ドル又はその他の自由に使用できる通貨		暫定貿易金融取極，勘定残高につき，ニューヨークの金公定相場の変更に対する保証条項及び年2.75％の付利条項が規定されている．第三国に対する貸残を当該第三国及び相手国の同意がある場合には本勘定に振り替えることが認められる．		なし	なし	船舶につき最恵国待遇を認めるが，アルゼンチン船を最大限利用するよう要請され，またアルゼンチン国政府は，輸送の危険がアルゼンチン国の売手又は買手に帰属するものである場合は，アルゼンチン国会社に付保する権利を留保している．
ブラジル	1949.6.2以降最低1カ年現在無期限延長但し3カ月前廃止の予告がない場合は，自動的に1カ年延長	米ドル建オープン・アカウント但し，日本の輸出先輸行	〃	本＝ブラジル銀行，リオデジャネイロ 対＝日本銀行（1951.3.21以降）		毎年の有効期間の終りにおける勘定の残高につき，50％を90日以内に，残りの50％を180日以内に清算する	ブラジル銀行との金融取極両国間の貿易は，すべてFOB又はC＆I建とする．				なし
チリ	1949.5.6	米ドルキャッシュ	〃				予備通商取極		なし	なし	
コロンビア	1949.6.21	〃	〃				貿易金融取極の基本条項に関する交換公文		〃	〃	
メキシコ	1949.4.21	〃	〃				予備通商取極		〃	〃	
ペルー	1949.6.30より講和条約公布まで	〃	L／C				貿易金融取極		なし	なし	
ウルグアイ	1949.6.1以降1カ年現在無期限延長	〃	〃				暫定貿易金融取極		5.0	5.0	(1949. 6. 1 1950. 5. 31)

国名	金融協定							貿易協定			
	有効期間	決済方式	L/C又はL/A	勘定保有銀行 本＝本勘定 対＝対応勘定	スウィング ①金額 ②清算時期 ③清算方法	定期的清算方法	備考	有効期間	貿易計画（百万米ドル） 輸出	輸入	備考（貿易計画期間）
ヴェネズエラ	1949.6.27	〃	〃				通商関係再開に関する共同声明		なし	なし	
フィリピン	1950.5.18より講和条約の公布まで	米ドル建オープン・アカウント	〃	本＝フィリピン中央銀行，マニラ 本＝日本銀行（1951.4.1以降）	①250万ドル ②勘定残高が30日間継続してスウィングを超えたとき ③金又は米ドル		第三国に対する貸残を，当該第三国及び相手国の同意がある場合には，本勘定に振り替えることが認められる．	1950.5.18より講和条約の公布まで	50.0	50.0	(1950.7.1 1951.6.30) 商品別内訳金額を超える取引に対しては，フィリピン政府の許可を要する． 関税その他のチャージについては，他国に対すると同等のレートを適用する． 但し同国がアメリカに対して認めるものを除く．
台湾	1950.9.6より講和条約の公布まで	〃	L／A両国間の取引には貿易外を含めすべてL／A使用のこと	本＝日本銀行（1950.9.25） 対＝台湾銀行の代理人としての中国銀行東京支店	①4百万ドル ②即時 ③金，米ドル又は，その他の受領可能通貨 但し，債権国は，90日以内に支払うべき約定に応じ，又は債務国からの追加買入を行うよう，超過残高の利用について考慮する．		既存のオープン・アカウントA．B．R及びエスクロー・アカウントの決済については別個の取極がある． 第三国に対する貸残を，当該第三国及び相手国の同意がある場合には，本勘定に振り替えることが認められる．	1950.9.6より講和条約の公布まで	50.0	50.0	(1950.7.1 1951.6.30) GATTの諸原則が適用される．
香港		〃	〃	本＝日本銀行（1951.4.1以降） 対＝香港上海銀行，香港	（1千万ドル）		未調印，日本側の輸入及び貿易外支払については輸入契約書及び為替銀行の証明したトランスファー・オーソリティーにそれぞれ在日ミッションの承認を受ける必要がある．				未調印
（スペイン）	(1950.10.9)	（〃）	（〃）	（日本銀行）			暫定オープン・アカウント1951.3.1廃止				

資料：外国為替管理委員会事務局貿易課．

表 4-6　オープン勘定国別輸出入額　（単位：千ドル）

国名	区分	昭和25年 輸出	昭和25年 輸入	昭和25年 入出超	昭和26年 輸出	昭和26年 輸入	昭和26年 入出超	昭和27年（1～9） 輸出	昭和27年（1～9） 輸入	昭和27年（1～9） 入出超	オープン協定締結日
アルゼンチン	オープン	18,977	27,002	(−)8,025	45,085	31,931	13,154	9,473	2,271	7,202	24. 6. 23
	ダラー	(588)	(565)	(22)	(1,218)	(1)	(1,217)	(175)	—	(175)	
	合計	(19,565)	(27,567)	(−)8,003)	(46,303)	(31,932)	(14,371)	(9,648)	(2,271)	(7,377)	
ブラジル	オープン	2,005	871	1,133	17,817	13,916	3,900	13,269	14,158	(−)888	24. 6. 2
	ダラー	(110)	—	(110)	(36)	—	(36)	(235)	—	(235)	
	合計	(2,115)	(871)	(1,243)	(17,853)	(13,916) 359*	(3,936) (−)359*	(13,504)	(14,158)	(−) 653)	
フィンランド	オープン	1,231	1,376	(−)144	1,854	2,520	(−)665	1,988	976	1,011	24. 7. 1
	ダラー	(11)	—	(11)	(3)	—	(3)	(88)	—	(88)	
	合計	(1,242)	(1,376)	(−)133)	(1,857)	(2,520)	(−)662)	(2,076)	(976)	(1,099)	
フランス連合	オープン	13,232	12,676	556	29,237	23,606	5,631	31,995	7,364	24,630	23. 7. 7
	ダラー	(99)	(5)	(93)	(104)	(469)	(−)364)	(547)	(36)	(510)	
	合計	(13,331)	(12,681)	(649)	(29,341)	(24,075)	(5,267)	(32,542)	(7,400) 585*	(25,140) (−)585*	
西ドイツ	オープン	10,240	5,693	4,546	20,245	13,183	7,062	6,848	13,731	(−)6,882	24. 10. 4
	ダラー	(230)	(18)	(212)	(903)	(1)	(902)	(370)	(1,239)	(−)869)	
	合計	(10,470)	(5,711)	(4,758)	(21,148)	(13,184)	(7,964)	(7,218) 94*	(14,970)	(−)7,751) 94*	
韓国	オープン	926	230	695	10,973	5,396	5,576	14,138	3,222	10,915	25. 6. 8
	ダラー	(12,332)	(16,256)	(−)3,924)	(1,009)	(162)	(846)	(4,555)	(4,644)	(−)88)	
	合計	(13,258)	(16,486)	(−)3,229)	(11,982)	(5,558)	(6,422)	(18,693)	(7,866)	(10,827)	
オランダ	オープン	3,624	1,525	2,098	6,932	7,812	(−)880	7,953	4,847	3,106	23. 12. 30
	ダラー	(1,273)	(100)	(1,173)	(226)	—	(226)	(829)	(343)	(486)	
	合計	(4,897)	(1,625)	(3,271)	(7,158)	(7,812)	(−)654)	(8,782) 762*	(5,190) 304*	(3,592) 458*	
インドネシア	オープン	27,220	11,987	15,233	121,433	59,537	61,895	51,576	19,805	31,770	25. 8. 28
	ダラー	(16,539)	(164)	(16,375)	(30)	—	(30)	(121)	—	(121)	
	合計	(43,759)	(12,151)	(31,608)	(121,463)	(59,537)	(61,925)	(51,697)	(19,805) 410*	(31,891) (−)410*	
フィリピン	オープン	3,298	6,932	(−)3,634	33,999	32,361	1,637	15,036	24,094	(−)9,057	25. 5. 18
	ダラー	(10,328)	(7,607)	(2,721)	(1,410)	(78)	(1,332)	(688)	(654)	(34)	
	合計	(13,626)	(14,539)	(−)913)	(35,409)	(32,439)	(2,969)	(15,724)	(24,748)	(−)9,023)	
タイ	オープン	40,716	40,695	20	45,605	41,257	4,347	21,741	28,776	(−)7,034	25. 3. 2
	ダラー	(66)	—	(66)	(3)	—	(3)	(78)	(9,517)	(−)9,438)	
	合計	(40,782)	(40,695)	(88)	(45,608)	41,257	(4,350)	(21,819)	(38,293) 982*	(−)16,472) 982*	
スウェーデン	オープン	3,783	3,298	484	12,550	7,948	4,602	11,843	4,675	7,167	25. 4. 1
	ダラー	(2,686)	(2,474)	(211)	(511)	(79)	(432)	(91)	—	(91)	
	合計	(6,469)	(5,772)	(695)	(13,061)	(8,027)	(5,034)	(11,934) 476*	(4,675) 2*	(7,258) 474*	
台湾	オープン	4,883	7,010	(−)2,127	44,032	35,517	8,515	35,352	37,788	(−)2,436	25. 9. 6
	ダラー	(27,147)	(26,250)	(896)	(2,856)	(73)	(2,783)	(156)	—	(156)	
	合計	(32,030)	(33,260)	(−)1,231)	(46,888)	(35,590)	(11,298)	(35,508)	(37,788)	(−)2,280) 1*	

（注）外国為替統計による．＊印はポンド決済，単位千ポンド，

表 4-7　オープン勘定国別残高表　（単位：千ドル）

勘定名	昭和24年12月末	昭和25年 6月	昭和25年 12月	昭和26年 6月	昭和26年 12月	昭和27年 6月	昭和27年 12月
アクチブa/c							
アルゼンチン	(I) 1,586	(I) 8,911	(I) 8,992	(I) 8,873	(E) 11,666	(E) 16,779	(E) 17,139
ブラジル	(E) 165	(E) 387	(E) 3,062	(E) 2,642	(E) 9,526	(E) 12,117	(E) 5,245
台湾	(E) 6,523	(E) 6,905	(E) 1,965	(I) 2,811	(E) 4,854	(I) 4,983	(I) 1,039
エジプト	(E) 714	(E) 15	(E) 16	—	—	—	—
フィンランド	(E) 146	(E) 247	(E) 236	(I) 236	(I) 712	(E) 233	(E) 117
フランス連合	(I) 912	(I) 6,000	(I) 546	(I) 2,972	(E) 5,082	(E) 27,975	(E) 10,742
フランス領インドシナ	(I) 1,012	(I) 140	(E) 693	(I) 481	(E) 4,860	(I) 92	(E) 1,658
西ドイツ	(E) 6	(I) 3,469	(E) 4,128	(E) 5,565	(E) 12,474	(E) 8,375	(E) 1,001
協定勘定	—	—	—	—	—	—	—
為替銀行勘定	—	—	—	—	—	—	—
インドネシア	—	(I) 639	(E) 15,614	(E) 18,674	(E) 43,749	(E) 64,087	(E) 11,832
インドネシアa/c	—	—	—	—	—	—	(E) 35,020
日本a/c	—	—	—	—	—	—	(I) 17,811
特別貿易a/c	—	—	—	—	—	—	(I) 5,377
イタリア	(I) 38	—	—	—	—	—	—
韓国	(E) 10,968	(E) 11,109	(E) 11,962	(E) 2,098	(E) 4,805	(E) 3,508	(E) 5,573
オランダ	(E) 508	(E) 1,179	(E) 1,280	(I) 1,985	(E) 610	(E) 1,415	(I) 52
フィリピン	—	—	(I) 8,093	(E) 2,606	(E) 4,412	(I) 2,337	(I) 4,865
スウェーデン	(E) 36	(E) 82	(E) 110	(I) 686	(E) 4,425	(E) 12,200	(E) 8,089
タイ	(I) 654	(I) 10,758	(E) 654	(E) 5,956	(E) 5,081	(I) 5,531	(E) 6,198
新	—	—	—	—	—	—	(E) 11,945
旧	—	—	—	—	—	—	(I) 5,747
スペイン	—	—	—	(I) 88	(I) 174	0	—
トルコ	—	—	—	—	—	—	—
香港	(E) 2,512	(I) 8,466	(E) 15,256	(E) 14,240	(E) 6,720	(E) 823	—
マレー	(E) 242	(E) 242	—	—	—	—	—
ベルギー	(E) 5	—	—	—	—	—	—
インド	(E) 253	(E) 253	—	—	—	—	—
USCC	(E) 34	(E) 34	(E) 34	—	—	—	—
イギリス本国	(I) 100	(I) 100	(I) 100	—	—	—	—
〃ポンド建勘定	(I) 824	(I) 824	(I) 824	—	—	—	—
シンガポール	(I) 1,083	(I) 71	—	—	—	—	—
〃ポンド建勘定	(E) 61	(E) 61	(E) 61	—	—	—	—
オランダ領インド	(I) 5,348	—	—	—	—	—	—
ビルマポンド建勘定	(E) 82	(E) 82	(E) 82	—	—	—	—
インドポンド建勘定	(E) 1,866	(E) 2,032	(E) 2,035	—	—	—	—
セイロン〃建勘定	(I) 14	—	—	—	—	—	—
琉球	(E) 1,910	(E) 1,910	(E) 1,525	—	—	—	—
小計	(E) 14,460	(I) 14,840	(E) 40,158	(E) 33,649	(E) 117,378	(E) 134,569	(E) 61,638
アンアクチブa/c							
フィリピン	(E) 148	(E) 176	(E) 176	…	…	(E) 8	(E) 8
ソ連	(E) 3,522	(E) 3,827	(E) 1,604	…	…	(E) 68	(E) 68
インドネシア	—	—	—	…	…	—	(E) 60,000
小計	(E) 3,670	(E) 4,003	(E) 1,780	(E) 4,049	(E) 2,417	(E) 76	(E) 60,076
合計	(E) 18,130	(I) 10,837	(E) 41,938	(E) 37,698	(E) 119,795	(E) 134,645	(E) 121,714

（注）(E)は出超尻，(I)は入超尻を示す．

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第55号，112ページ．

三　日本のオープン勘定の運営方式

当初、オープン勘定の運営は、司令部、外国政府間の覚書交換に基づく政府間貿易に限られていたが、昭和二三年ごろから貿易および金融協定の形をとる国が増加し、民間貿易の拡大に伴い、協定貿易は民間・政府間のすべてを原則としてオープン勘定制とし、非協定取引をドル現金ベースとする方針がとられた。ただし、重要な例外として、スターリング地域との金融協定では、スターリング・キャッシュを使用し、ベルギー通貨地域との協定では、帳簿上両国の取引を記録するが、これは取引を均衡化させるための資料で、実際の取引は米ドル現金によった。また、例外的に、中南米諸国との協定で米ドル現金を使用する取決めもあった。

オープン勘定による取引の種類は、最初は貿易に限られたのが、貿易外を含めるよう拡大された。

運営方式の重要な変更は、昭和二四年末、外為法制定期、ローガン構想の導入――スウィング・システムによる輸入先行主義――が行なわれた。スウィング・システムは、取引の枠の拡大、貸借尻の時期的調整を可能ならしめる等の効果をもち、従来の為替清算制における取引の縮小均衡の原因とみなされる貸越残高の処理の一つの対策として考え出されたものであり、ローガン構想は、スウィング一杯に輸入を先行することにより、輸出国としての相手側は債権化した輸出代金を回収するため、相手方から相応の輸入を強制させ、貿易の拡大均衡を狙った。[2] しかし、インドネシアとの間に黒字累積に関する著名な問題も発生した。[3][4]

決済機構としては、当初、司令部自ら勘定の記帳、残高の決済に当たり、ついで、司令部のライセンスを受けた外

国銀行の支店が日本に設けられ、オープン勘定を含めた一切の外貨勘定を、司令部の委任により保持した。

昭和二五年以降は、協定の更新ごとにオープン勘定保有銀行を日本銀行に切り換える方針がとられ、二六年五月この措置が完了した。このようにして、協定の一般的形態である中央銀行による勘定保有の形が実現した。

オープン勘定の管理運用の権限は、米ドル資金の場合と同様、昭和二四年一二月二九日付連合国最高司令官の委任状に基づき、外国為替管理委員会が運営することとなり、オープン勘定の基礎となる諸外国との協定に関する交渉取決めなどはなお司令部がその衝に当たっていたが、講和条約発効までに有効期限の延長等の措置をとらない限り通商協定および金融協定は失効することとなっていた。

政府は、司令部よりこれを講和後もそのまま継続することの可否について意見を求められ、外務省が中心となって検討の結果、すべての現行通商協定を講和後も存続せしめる方針のもとに、協定内容の改正を要するものについてその要綱を申し出ることとした。

二六年八月、米ドル資金管理権が日本政府に移管されるに当たり、先の委任状が八月一五日に廃棄になるので、司令部は八月一六日以降も引き続き外為委が司令部に代わってオープン勘定を運営する権限を有することを八月六日付覚書によって確認した。

その後司令部は各国とのオープン勘定に関する権限についても日本政府に移譲する措置をはかり、二七年四月末にオープン勘定の管理権はすべて日本政府に移管された。

個々の取引の決済については、国内業者に対する円貨の受払とオープン勘定への当事国間の債権・債務としての記帳とは、はじめ切り離されて無関係に行なわれたが、その後民間貿易の時代に入って、信用状（L／C）または輸出

手形買取授権書（L／A）に基づく外貨手形を使用し、これをすべて、外為特別会計が為替銀行を通じて売買集中する形をとり、円貨の受払によって、オープン勘定の記帳を行なう方式となった。

残高決済は、当初六ヵ月ごとに貸借差額を金またはドル・キャッシュで決済する定時決済方式から、スウィング・システム採用後は、スウィングをオーバーした分の即時決済か、またそのような即時決済と定時決済を併用する方式となった。

四　日本のオープン勘定の特徴

(1)　基本的に交互計算方式であること

個々の取引においては、L／Cや手形を使用しているが、これは国内における業者とオープン勘定との決済のためにとられる手段であり、すべての取引は一件ごとにオープン勘定に集中されねばならない。

その問題点としては、業者、為替銀行、勘定保有銀行それぞれにおいて煩雑な手続を要し、中央銀行の為替集中および勘定の記帳、先方銀行との突合等の事務量が増大するのみならず、為替銀行についても、輸出取引と輸入取引を、マリーさせる等の自主的活動の余地もない。通貨預け合い方式により必要資金を調達し、為替銀行に使用せしめる方法も、為替銀行側において、米ドルの現金取引については為替の持ちが許されているが、円資金の不足のためドル資金を持ちえない実情では効果がない。

(2)　オープン勘定取引および記帳は、すべて米ドル建で行なわれる

これは、対外取引が当初司令部によって行なわれることの結果であろうが、世界で最も安定した通貨にベースをおくことより、対外信用力の薄弱な日本の国際取引への参加を可能ならしめたこと、為替取引のベース通貨を一本に統一することは、為替管理を簡素化すること、第三国通貨の採用は、為替レート変動のリスクにつき、両当事国の立場を平等ならしめる利益が考えられる。

しかし、ヨーロッパ諸国の例をみると、両国の経済関係が密接化し、相互の信用が高まると、第三国通貨を排除するのが一般的傾向であり、日本も協定更改期に相手国政府から当事国通貨の相互使用を提案されるようになった。

オープン勘定取引は、国際収支の安定しない二国間で必要性が存する以上、相手国通貨を外国為替として保持するには、米ドル等硬貨に対する為替レートの保証および最終決済は米ドルで行なう条項がなお必要であると考えられ、また、為替レート変更時における信用状未使用残高の処理等、調整を要する問題が多く、さらに為替取引における決済通貨の種類を多くすることは、それだけ為替管理を複雑にし、外貨資金の効率的運用を妨げることになる。

(3)　主として一勘定制をとっていること

一勘定制の採用および勘定の大部分が日本側におかれていることは、ある場合には、相手国の輸出業者に不利な影響を与えている。勘定が当事国のいずれに設置せられるかは、当事国の為替管理制度により、かなり大きな利害を生ずる。これを説明すると、

①　日本においては、オープン勘定取引は、勘定がいずれにあるかを問わず、為替銀行は買取為替につき、直ちに電信相場で日本銀行より円貨の支払を受け、輸入為替については、船積書類到着後円貨を日本銀行に納付している。

しかし、オープン勘定協定国のうちには、勘定が日本銀行にあるために、日本への輸出手形買取へのリンバースを

日本銀行からクレジット・アドバイスを受け取るまでは行なわない国(たとえばフランス連合)がある。かかる国においては輸出業者ないし為替銀行は、船積書類が日本に到着し、オープン勘定がクレジットされ、その報告が当該国中央銀行に到着するまで――すなわち、二国間をエア・メールが往復する期間、輸出代金の受取が遅れる（この場合、フランス側為替銀行が自己の責任で為替金融を行なうか、または実際上コレクション・ベースで輸出業者に代金を支払うか、いずれにしても為替金融は一方的に輸出国側の負担となる)。

この遅れを除くための一方法は、先方為替銀行が日本向け輸出手形を買取郵送したときは、直ちにその要項を日本側輸入信用状発行銀行に電報する。信用状発行銀行はその要項を確かめて、日本銀行に記帳を依頼し、日本銀行は、クレジット・アドバイスを電信またはエア・メールにより行なう。この場合、日本側では、船積書類到着前であるため、信用状条件に合致しているか否かを確実にチェックできず、きた、船積書類到着前に輸入対価としての円を日本銀行に納付できるかどうかという問題もある。

② 日本側では、輸出手形買取後直ちに日本銀行から為替銀行に対するリンバースを行なっているから、日本側の業者は有利な扱いをうけている。

一方、輸入代金は、通常、前記のように、船積書類到着後、勘定にクレジットされるから、勘定残高は、輸入のメール日数だけ相手側に不利になる。さらに日本では、輸入の場合、コレクション・ベースでなく輸入信用状に基づく手形の買取によって勘定上の債務発生と認める方式をとるときは、現金取引の場合と同様、当該信用状発行につき、マージンの積立をなさしめるのが一般の例であるが、日本ではこれを免除し、業者は有利な扱いをうけている。

また、債務国側が勘定を保有しない場合であって、スウィング・オーバー分の決済に当たり信用状の未使用残高を

考慮する旨の取決めがなされていないときは、債権国にある本勘定の残高についてのみ決済が行なわれることになり、輸入のメール日数だけ債務国側に不利となるおそれがある。したがって、二勘定制の方が一勘定制に比べて公平な制度と考えられる。

以上のような利害を調整するには、記帳日にヴァリュー・デートを付するか、あるいは、二勘定制によって、当事国がそれぞれ自国の輸出金額を借記するか、または輸入金額を貸記し相互に相手国の記帳を本記帳として認める方法をとるほかはない。

以上のような事由で二勘定制を採用することになったのは、フィリピン（昭和二五年五月締結）および西ドイツ（二六年八月）である。フィリピンの場合は、いわゆる「対応二勘定制」で、双方が本勘定を保有し、それぞれ自国の輸出、輸入について本記帳を行なう。この場合、双方の記帳の間にメール日数だけの時間的なズレを生じ、勘定残高の調整に技術的な問題が残るが、実際上は、双方とも、自国の輸出サイドの記帳をもって本記帳とする扱いがとられた。西ドイツの場合は、いわゆる「分割二勘定制」と呼ばれ、一つの勘定が両国に分割され、双方ともに自国の輸出の借記、仕向送金の貸記を行なっている。

右の二国を除いてはすべて一勘定制が採用され、しかも、ブラジルおよびアルゼンチンを除いてはすべて日本側が勘定を保有している。相手国側でも実際は内部記帳を行なっているがこれは影（シャドウ）勘定であり、両国間の債権・債務は協定上の本勘定における記帳により確定する。

五　オープン勘定の果たした役割

戦後のドル不足に対処して、双務協定方式が当時の国際金融取引のシステムにおいて広く採用され、日本についても、オープン勘定方式は、その実績に照らすと、相当の役割と効果とを示したとみられる。

日本のオープン勘定の特徴およびその得失についてはすでに触れたが、当時としては、オープン勘定運営の改善については、次のような実情のためむずかしい点があった。

まず、預け合い方式への移行は、為替銀行の資力が乏しく、為替銀行自体のかかえる先決とされる多くの問題がある。米ドル建か当事国通貨建かの問題は、二六年八月の日独協定改訂のとき、ドイツ側から円とマルクによる二勘定制の提案があり、円・マルク建は日本側が拒否した経緯がある。双務協定は、本来排他的なもので、ドル建制をやめると、排他性をかえって強めることになる。

このような得失にかんがみ、当時としては「多角清算制度」への発展ということが考えられた。[5]

ところで、その具体策は、いくつか考えられるが、問題点も多い。[6]

㈠　協定残高の第三国への振替使用または第三国との残高の当該勘定への振替使用を認めるという形で、第三国の数をしだいに増加せしめる形が考えられる。

わが国の大部分のオープン勘定には右の趣旨の相殺規定が謳われているが、これが実際に行なわれた例は司令部時代から一度もないとされる。[7] その大きな原因としては、各国が双務勘定のバランスを秘密にしていること、双務勘定

の数が十分に多くないこと、わが国の場合、特に大部分の国に対し出超のみであること等があげられる。

㈡　一国を中心とする協定の多角性には限度があると考えられるので、次には、ヨーロッパ支払同盟 European Payments Union（EPU）の形態が考えられる。

EPUは、ヨーロッパ諸国間にはりめぐらされた支払協定を基礎とし、一定のレートに従い、各国通貨の無差別的な振替により、決済を行なうものであるが、EPUの問題は、範囲をヨーロッパ諸国（ヨーロッパ以外の植民地を含む）に限り、他地域を排除する性格のものであり、ヨーロッパ諸国のみの経済交流で域内経済が成り立つにあらざれば、EPU加盟諸国の均衡はいぜんとして解消されない。同様に、アジアにおける多角清算機構設立もよく引合いに出されるが、これは実現性に乏しい。アジア諸国相互間の貿易補完性は薄弱であり、また大部分の国（インドネシア、フランス領インドシナ、インド、ビルマ、パキスタン、マレー、香港、オーストラリア等）はヨーロッパに中心を有する通貨地域に含まれており、その通貨地域のアジアの部分だけが別の多角清算機構に入りうるかどうかは疑問であり、かかる機構は、運営上にも相当の資金が必要であり、これを供給する能力はアメリカしかなく、アメリカが当時、この考えを支持するかどうかは疑問とされた。

㈢　EPUとアジア多角清算機構との結合という案を考えると、ヨーロッパ本国のみでなく、その付属通貨地域たるアジアの大部分とも取引範囲が拡大する利点があるので、地域性を解消したEPU的な国際機構が、支払協定の多角性実現の鍵となるのではないかと考えられる。

ただし、これに日本が加入することは、ヨーロッパ諸国自体またはアメリカや国際通貨基金の意向を確かめることが先決であった。

(四) 地域性を解消したEPU的な機構とは、たとえば、二国間双務協定のバランスを、国際通貨基金のごとき機関に対して定期的な報告を送り、当該機関が貸借関係を組み合わせて相殺を勧告するような方法で考えられる。

国際通貨基金とEPUとは、種々の点で大きな相違があるが、IMFは、経常取引制限の撤廃と各国通貨間における固定レートの維持を義務づけ、各国に対し、自国通貨を対価とする他国通貨の無差別的使用を認めるなどの点において、支払協定方式の多角化的総合であり、ブレトン・ウッズ機構は全世界的なものとして構想されている。ただしこの構想の実現は、経常取引の制限撤廃のテンポに依存する。

(五) 以上は、オープン勘定の具体的な運営経験もかなり積み、講和条約締結前後に活発に議論された事柄を要約したものであるが、オープン勘定制度の存続については、もしそれを現金決済に移すと、わが国の輸出は減退しこそすれ、拡大の望みはないとされ、オープン勘定による相手国の輸出頭打ち傾向も、それが天候・作柄による一時的な現象であったり、東南アジアに対するわが国の協力による経済復興による輸出余力増大が考えられ、相手国の高価格による輸入困難も、相手国が国営貿易ないし政府の価格統制による場合が多く、政府間交渉によって解決する余地が残されているとされた。

事実、わが国のオープン勘定輸出は、二六年上期をピークとして以後半期ごとに約二割の割合で減少したが、二八年上期にようやく持ち直し、下期にピーク水準をわずか上回った。一方、輸入は、二六年下期に激減後、二七年は漸次上昇し、二八年上、下期ともに二六年上期のピークを上回り、貿易規模は拡大したが、二八年の収支尻は、二五―二七年間の出超とは逆に、約一億ドルのマイナスとなり、オープン勘定の〝実質的な均衡〟の維持が問題となった。

六　講和条約締結後

講和条約締結後も政府はさし当たり従来の方針を大体において踏襲し、その最盛期には一六カ国との間にオープン勘定をもつこととなったが、その間世界経済の安定、特にヨーロッパ諸国等の経済的発展と貿易自由化への動き等の新しい情勢が展開し、また昭和三〇年六月国際通貨基金理事会も戦後の双務協定貿易方式を縮小廃止する方針を表明し、[8] わが国も二九年、三〇年における国際通貨基金とのコンサルテーションにおいて、[9] 日本の経済情勢、国際収支の改善により双務協定等を漸次廃止し、多角的方式に切り替える努力が期待された。

これらの情勢に対処し、わが国は昭和三〇年一〇月一日からまず西ドイツ・オープン勘定を廃止し、英ポンドまたはドイツ・マルク決済による現金決済方式に改められたのを手始めに、三一年にはイタリア、スウェーデン、タイ、フランス連合との間のオープン勘定が廃止され、三四年末には、ギリシャ、韓国、台湾の三カ国を残すのみとなり、四〇年代に入り、残された韓国オープンも閉鎖（四一年三月一九日）された。

(1) 日英支払協定の基本的特色は、いうまでもなくドル条項の存在にある。その内容の概略は次のとおりである。

(1) SCAPは（日本の外国為替資産の保護または外国貿易遂行上必要と認めるときは）いつでも、イングランド銀行の仲値相場で、その保有するいっさいのスターリング残高をドルに交換する権利を、最高権として保有する。

(2) ただし（相当期間中スターリング地域内で使用する合理的見込がないような余分のスターリング貨を獲得した場合か、またはなんらかの例外的な事態が発生した場合を除き）SCAPは、毎年六月末および一二月末にこの交換を行なう。

(3) 交換に当たって、SCAPは（日本の外国為替資産の慎重な管理のために、別段の措置が必要とされないかぎり）スタ

ーリング地域における期近の支払約定見積に応ずるのに十分な額を、スターリング貨で保有すること。

なお、のちになって、わが国の保有するスターリング残高中の一定額をワーキング・キャピタルとして保有することとし、その額までのスターリング残高は、ドルにコンバートしない旨の了解が成立した。この額は、当初一〇〇〇万ポンドであったが、その後一七〇〇万ポンドに増額された。このワーキング・キャピタルの導入により、実際のスターリング残高のドルへの交換は、その残高が前述のアウトスタンディング・コミットメントか、または一七〇〇万ポンドか、そのいずれか大きいほうをこえる場合にのみ、またその範囲内において行なわれることとなった。ところで、このドル・クローズは、かつて一度も発動されたことはなかった（新原守「日英新支払協定について」『外国為替』第三六号、昭和二六年一〇月）、六ページ。

（2）スウィング限度額の決定については各省間で意見が異なり、オープン勘定をドル資源とみなし、スウィング限度はできるかぎり小額とすることが大蔵省、外為委の主張であり、スウィング限度をなるべく大きくして現金の受取を或る程度犠牲にしても日本商品の市場開拓を通産、外務両省は主目的においており、たとえばアルゼンチンとのオープン勘定について二八年四月の協定更改に当たり、二〇〇〇万ドルないし二五〇〇万ドルの腹案で臨み、二〇〇〇万ドルに決まった経緯がある。

（3）日本・インドネシア間のオープン勘定バランスは日本の一方的出超により多額のスウィング超過分が累積し、この決済通貨をめぐって日・イ間で意見が一致しなかった。二七年八月の新通商協定締結にあたり、同年六月末の日本側出超残高六四〇〇万ドルについて、ポンド払い、一割引のドル払い等の提案がインドネシア側からなされたが、わが方は拒否し、結局、六〇〇〇万ドルを超える約四〇〇万ドルを新勘定に引き継ぎ、残る六〇〇〇万ドルのうち五四〇〇万ドルを一年据え置き五年間分割払、残余六〇〇万ドルは五カ年後に改めて協議するとし、オープン勘定の運営上考えられたことのない日本側の譲歩となった。

（4）「オープン勘定協定は単に講和に際してそのまま延長されたのみでなく、二七年中において実質的な更改を見たものが少くなかった。そしてこれらの新協定を通じての特色は、いずれも日本側が各種の点で相当の譲歩を行なっていることである。インドネシアとの取極において旧勘定の残高六〇〇〇万ドルのうち、五四〇〇万ドルは五年分割払、六〇〇万ドルの支払方法については五カ年後に協議することとした如き、われわれとしては従来およそ考えたこともない譲歩であり、しかもこれが天下に周く発表されてしまったのである。」（堀太郎「最近のオープン勘定貿易を中心として」『外国為替』第六三号、昭

和二八年一月、一七ページ）。

（5）外国為替管理委員会「オープン勘定について」（『外国為替』第三五号、昭和二六年一〇月）、二三ページ、堀前掲論文、二〇―二二ページ。

（6）篭治紀男「オープン勘定に関する若干の問題」（『外国為替』第三二号、昭和二六年八月）、三―七ページ。

（7）堀前掲論文、二二ページ。

（8）「双務協定に対する通貨基金の見解」の要旨は左のとおりである。

「世界における貿易支払関係の現況に鑑み双務協定に依存する必要性が減少したので基金加盟諸国に対し双務協定を出来るだけ速かに縮小廃止することを勧告する。特に交換性回復の間近い国々に対してこれがため緊密に協同することを勧告する。

そして、この勧告の実施を促すため本年実施される各国との所謂コンサルテーションにおいて双務協定の存続の必要性、早期廃止の可能性には特に十分検討することとする。この場合、交換性回復をした国のみならずそうでない国もまた双務協定をなくする方向に積極的に努力しなければ各国の為替制限措置の撤廃も容易でないのみならず、交換性の回復自体をも著しく困難ならしめることは銘記すべきであるが、又他面において各加盟国の国際収支の現状および見透し、これに対する双務協定の意義も十分考慮せられるであろう。」

（柏木雄介「貿易為替の正常化とオープン勘定の再検討」『外国為替』第一三二号、昭和三一年一月、一二ページから転載）。

（9）国際通貨基金加盟国は、規約第一四条に基づき、戦後の過渡期に対し、為替制限存続を必要と認める場合、毎年その必要性につき国際通貨基金に協議し、その承認を求めることになっているが、コンサルテーションとは、その協議を指し、日本も昭和二七年加盟以来それが実施されている。

第三節　優先外貨制度・輸出振興外貨制度(1)

一　概　要

戦後、輸出の停滞傾向に対し、輸出振興のための各種の対策がとられた。通商使節団を各地に派遣し、世界各市場の国際見本市に参加するなどの海外宣伝にも力が入れられ、輸出金融や輸出保険制度の強化拡充も行なわれたが、なかでも、昭和二四年七月から行なわれた「優先外貨制度」は、西ドイツにおいて採られた輸出報奨制度を参考として成立したユニークな輸出振興策といわれ、外貨の使用がいまだ民間の手に委ねられる前に発足した。

この制度は、その法的根拠を司令部の昭和二四年六月二四日付覚書「輸出振興を目的とする外貨購入」"Purchase of Foreign Exchange Credits for the Purpose of Stimulating Exports"（SCAPIN第二〇二〇号）に有し、いわゆるポツダム政令に基づくものであった。

昭和二五年一二月一日からの「外国為替及び外国貿易管理法」の施行に伴い、貿易と為替とが一元的な法体系のもとに管理され、民間貿易が発足したことと輸出規模の着実な回復により、制度自体に再検討を要するという声が起こり、二六年四月四日、SCAPIN第二〇二〇号を廃止するSCAPIN第二一四八号が発出され、二六年六月三〇日「優先外貨制度」は廃止され、半年近くの討議、政治的折衝により、二六年一二月「輸出振興外貨資金制度」として再出発することとなった。この制度はドル輸出の報償制度としての性格が濃く、それが翌二七年七月にはさらに強められ、ドル地域向け輸出の増大に寄与するものとなったが、二七年秋の国際通貨基金第七回総会において、このような外貨留保制度は複数為替レートの採用と同様の結果を招来するとして、その存否が問題とされるに至り、昭和二八年八月二〇日に廃止され、代わって、輸出振興というよりもむしろ為替割当手続の簡易化ということを主たる目的とし、商品面にも、各通貨間にも差別的取扱のない新制度である「外貨資金特別割当制度」を実施することとした。同制度も、IMF加盟国は廃止に向かって努力するよう勧告され、対象品目の整理、発生率の引下げ（二八年の一〇%から三二年の三%に）等が行なわれたが、貿易自由化の促進に伴い、大多数の品目を自動承認制に移行し、昭和三五年九月をもって廃止された。

以下、優先外貨制度と、それを引き継ぐ輸出振興外貨資金制度について説明するが、その前に、輸出振興策一般について触れておこう。

二　輸出振興策

輸出振興のために政府の行なう施策には、輸出信用保証制度、輸出補助金制度、輸出産業に対する資金、資材、労働力等の重点的配分、輸出産業に対する輸出量に応じた税金の軽減等、貿易、金融、財政、租税、生産および労働政策にわたり、各種、各般のものがあるが、為替貿易管理の実施下において、一定の条件のもとに輸出業者に対し、この為替貿易統制の一部を緩和する途を開き、または特別の利益を与えることにより、販路拡張等輸出活動を容易なら

しめ、あるいは輸出意欲を増大せしめようとする輸出報奨策も一つの振興策である。

輸出報奨制は、複数為替相場制と優先外貨使用制との二つに大別できる。

(一) 複数為替相場制

特定商品に対し、輸出補助金的意味で公定相場より有利な公定レートで集中機関へ売却せしめるもの、特定商品または特定国向け輸出為替を公定レートで買い上げるが、その買上げに一定の割増金を付するもの、輸出為替の公定レートによる買上げに当たり、外国為替証明書を発行して、その自由市場における売却を認めるもの等があり、これらはいずれも輸出採算を有利ならしめ、輸出意欲を増大せしめる効果はあるが、わが国外為法では、基準為替相場は単一であることを要請されており、このような複数為替相場制度を採用することはさし当たり考えられない。

(二) 優先外貨使用制度

西ドイツにおいて昭和二三年八月一一日から実施された制度は、①輸出外貨報奨金と②外貨クレジットの二つに分かれ、前者は商品およびサービスの輸出に対し、純外貨手取額の五%相当額の米ドル表示非譲渡性の輸出者報奨金証が与えられ、これにより特定の輸入および貿易外支払が認められ、②は、陶磁器および織物の輸出に対し外貨手取金の四〇%の米ドル表示非譲渡性のクレジットが外国貿易銀行に設定され、これを特定目的の対外支払に充当しうる。

しかし、西ドイツのこの制度は、二四年二月末輸入手続の改正とともに廃止された。これは前記非譲渡性の輸出者報奨金証が他人にプレミアム付で譲渡されたためであるといわれた。

一方、アメリカ経済協力局 Economic Co-operation Administration (ECA) 長官ホフマンは西ヨーロッパにおけるドル輸出の奨励策として、かかる制度を提唱したが、特にイギリスの輸出業者がともすれば高価に売れるポンド

残高保有国に対する安易なる輸出に力を注ぎ、肝心のドル域向け輸出増進に熱意を欠いている事態の打開策として、同制度の適用問題を論じた。これに対するイギリスの反対論のおもな論拠は、一部のものに特別の恩恵を認めることが全体の社会主義的原則にそぐわない点にある模様であった。

また、トルーマンは、一九四九年一一月のアメリカ議会において「ヨーロッパ諸国の輸出業者に対し、彼らの取得したドル資金の一部を自由に処分させるべきである」と述べた。

オランダは昭和二四年九月から新制度を実施し、輸出業者は輸出手取ドル貨の一〇%を保留することを認め、その処分については事実上なんらの制限を課さないこととした。したがってオランダの業者はこのドル・ボーナスをアメリカに蓄積し、退蔵または資本逃避のためにも使いうるし、ニューヨーク市場で安いオランダ証券を買い、これを国内で転売して利鞘を稼ぎ、あるいは公定相場換算価格と比べて、国内でプレミアムの大きい自動車やナイロン靴下等を輸入することもでき、実質上、ギルダーのドル相場を部分的に切り下げた。

これに対し、従来否定的であった国際通貨基金は、オランダの実施を黙認扱いにした。

三　優先外貨制度

「優先外貨制度」または、「リテンション・プラン」は、「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」(昭和二四年七月一五日政令第二百六十六号) の公布によって実施された。

この制度は、西ドイツの輸出報奨制度を参考として成立したが、西ドイツにおいては前述のような弊害により昭和

二四年二月末に同制度が廃止され、同時にわが国が二四年一二月以降採用した民間輸入手続の手本となった新輸入手続が制定されて発足した。しかしわが国では、二四年一二月以降も優先外貨制度は外為法に基づく為替貿易管理の法体系とは別個の体系として存続した。

(1)　制定までの経緯

終戦後の悪性インフレから脱却して自立経済を目ざす日本経済にとって、貿易振興は一つの重要な眼目であり、政府は昭和二三年に入り、具体案の作成にとりかかった。

経済安定本部幹部会は、二三年一一月、大要次のごとき「貿易振興基本対策」を決定した。

（基本対策）

㈠　経済復興計画では輸出振興を中心とする国際収支の均衡を最重点とし、これとの関連において生活水準を調整する。

㈡　（略）

㈢　官民からなる「貿易振興審議会」を経済安定本部に設けて貿易振興に対する基本対策を審議する。

（当面の対策）

㈠　生産及び資材対策

(イ)(ロ)　（略）

(ハ)　輸出による獲得外貨の一部を当該輸出業者または製造業者が優先使用することを認め、これによって所要資材を輸入する道を開く。

大蔵省においても、これに先立ち二三年九月、「為替優先権制定の設定に関する件」の案を作成して、輸出代り外貨の一定割合を、輸出ボーナス基金勘定を開設してこれに振り込み、これを輸出振興のための特定使途に当てる構想

を立て、同じく一〇月には、「輸出入リンク制の設定に関する件」の案によって、製品生産者等に原料輸入権を与えることを意図した。

経済科学局外国貿易課においては、一〇月、輸出奨励の一手段として、輸出業者に対し、輸出代金たる外貨の一部を特定目的に使用せしめる一案を貿易庁に示して、その具体的実施手続を研究するよう指示してきた。貿易庁はこれに対し、一一月一六日、「外国為替報奨証明書取扱手続（案）」を司令部宛提出した。その要旨は、輸出商品代金に対して所定の外国為替報奨比率によって算定した報奨外貨額を当該輸出業者に対し輸入等の目的に使用させるものであったが、これに対する司令部側の態度が決定せず、具体化までに至らなかった。

しかし、二三年末ごろから始まったアメリカの物価下落に伴って、海外市場は、いわゆる売手中心の市場からしだいに買い手中心の市場に移行の模様を示し、わが国貿易も二四年四月ごろから不振に陥った。したがって、輸出振興の対策はいよいよ必要の度を加え、司令部においてもワシントンの空気が好転しているとして、さきの外貨報奨制実施の意見が有力化し、政府に対し再び実施手続の作成方の内示があった。

二四年六月二四日、司令部は日本政府に覚書（SCAPIN第二〇二〇号）を発し、原則的に日本側業者による外貨の一部保有制を許可する方針を明らかにした。

政府は司令部からの右覚書に基づいて、一方ではいわゆる「盲貿易」の打開と、他方輸出促進の効果を狙って輸出代金の一部外貨を業者に使用せしめる「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」（いわゆる優先外貨制度）を七月一五日に公布施行し、六月二五日以降の輸出によって取得した外貨資金について適用した。

(2)　本制度の概要

外貨の優先使用を認めるといっても、この制度は輸出業者に対して輸出によって取得した外貨の自由処分を認めるものでも、またその一部の保有を許すものでもない。外貨はすべて外為委によって集中され、その円貨代り金は輸出業者に支払われるが、外貨の一部が一定の用途の範囲内において、一定の資格者に対し、改めて売り渡されるのであり、為替許可の資格者と許可基準をあらかじめ示したものである。

(一) 優先外貨資金の記録

使用しうる外貨額は、輸出商品によって、FOB価額の三%、六%、一〇%と異なるが、外国為替銀行は輸出手形を買い取ったときに、上述の額を優先外貨資金として、輸出業者別に、また外貨または外貨勘定別（オープン勘定）に記録する。ただし、本邦内において開設された信用状（ドメスティクL／C）または本邦内の銀行勘定からの振替によって輸出代金が決済された場合の優先外貨は別に記録せられて、輸入貨物の輸入の目的のみに使用できる。

前述の商品別の比率は通産省が定めるが、繊維製品、金属製品のように輸出の額が大きく容易なものは低率で、雑貨、薬品のように輸出額の僅少なものは高率である。優先外貨資金は、輸出手形の買い取られた日から六ヵ月間有効で、この期間内に使用の承認を受けねばならない。

(二) 使用資格者と用途

当該輸出業者に限らず、メーカー、集荷業者等その輸出品供給に関与した者および輸出業者または供給関与者の加入している団体であるが、輸出業者以外の者が使用するときには、輸出業者の書面による承認が必要で、かつ三人以内に限られている。これにより譲渡がプレミアム付で行なわれることが避けられている。

用途は、海外旅行滞在費、海外代理店への手数料、輸出用原材料、設備および見本、カタログの輸入代金等の支払

に限られ、輸出の振興に役立つものでなければならない。

(三) 使用申請

申請者は輸出手形を買い取った外国為替銀行からそれが記録されていることの証明書を受け、これとともに、「優先外貨資金使用承認及び外貨買入許可申請書」を付属書類と共に外国為替銀行に提出する。申請書を受理した為替銀行はこれを通産省に送付し、同省で優先外貨の使用目的および使用者の資格を審査して承認の上、外為委へ回付し、外為委では通産大臣および大蔵大臣に代わって外貨買入れにつき許可を与える。こうして両当局の承認および許可を受けたのち、為替銀行で外国為替の買入れまたは信用状の発行を受けることができ、為替銀行は為替の売却または信用状の発行後、当該優先外貨記録の消込みを行なう（外貨勘定の運営が外為委に委任されるまでは、在日外国銀行に司令部商業勘定のサブ・アカウントとして外銀一行当り最高一〇万ドル以内のオーバー・ドラフト・ベーシスのリテンション・クレジット勘定が開かれていた）。

なお、海外渡航の場合は、関係官庁の代表者からなる海外渡航審議会において個々の申請が審議される。交通費は別にして、滞在費、通信費その他を合算して米ドル地域では最高一日当り二五ドル、ポンド地域では六ポンドとなっている。

また、代理店手数料の支払については、海外代理店契約について通産省に登録しておく必要がある。

(3) 優先外貨制度の前借使用制度

同制度の発足後、当局の意図したほどには利用されず、二四年八月、司令部は、「盲貿易」回避のため、本資金の前借による渡航を認め、事後の輸出代金により補塡する前借制度の実施を通産省に勧奨してきた。政府はこれを認

表 4-8　優先外貨使用許可実績　（単位：千ドル）

項目	昭和24年7—12月 件数	昭和24年7—12月 金額	昭和25年1—12月 件数	昭和25年1—12月 金額	昭和24年7月—26年3月 件数	昭和24年7月—26年3月 金額（比率）
貨物輸入代金	43	58	5,328	19,745	6,770	25,884 (79.9)
海外渡航費	106	302	956	2,520	1,490	3,991 (12.3)
代理店手数料	0	0	3,408	1,469	5,402	2,402 (7.4)
その他	176	8	1,102	89	1,408	138 (0.4)
計	325	368	10,794	23,824	15,070	32,415 (100.0)

め、九月一日から実施した。

同制度の要旨は、①前借者は、前借時から六カ月以内に確実に外貨を返済することのできる輸出業者または生産業者で緊急に前借使用を必要とする者に限られる、②前借使用の内申請を通産省および外為委（日本銀行が事務を委任された）において協議、その可否を決定すること、③外国為替銀行は外貨返済を監視すること、にあった（二五年一月から外国為替予算制度の発足により、貿易外支払のうち、海外渡航費〔大蔵省所管〕により許可申請できるようになり、前借制度による渡航はほとんどなくなった[2]）。

(4)　優先外貨制度の実施状況

(一)　優先外貨使用の基礎となる記録高は、昭和二四年七月以降同年一二月間累計九二二万二〇〇〇ドルであったが、二五年に入り、輸出伸長を反映し、一—一〇月間累計四四六〇万九〇〇〇ドルと増加した。

(二)　優先外貨使用許可申請および使用承認高

通産省および日本銀行で許可申請を受理し、審査のうえ使用を承認した件数、金額は、当初同制度が一般に徹底せず、諸手続が未定であったため、昭和二四年七月—一二月間で許可申請五〇九件、九五万九九六四ドル、使用承認三二五件、三六万七七二六ドルと少なかった。その後、諸手続の整備、記録高の増大に伴って急増し、昭和二五年中の使用承認額は二三八二万四三二二ドルとなった。

これは、自動承認制実施（二五年八月）まで同制度が補完的に利用されたこと、貿易の正常化、入国許可の容易化に伴って海外渡航費の承認が多かったこと、輸出の伸長に伴って代理店手数料支払の承認が多かったこと、などによる。

(三)　記録高と使用高からみた同制度利用率

二四年中の記録高九二二・二万ドルに対し、使用承認額は三六・七万ドルであり、利用率は五%に満たず、二四年七月から二五年三月までの累計でも記録高（失効分を含む）一四三三万ドルに対し、使用承認額は二八五万ドル弱で利用率は二割弱にすぎなかった。その理由として、①中小規模の輸出業者が十分にこれを利用できない立場にあるとみられること。輸出実績の少額な業者は、六カ月の有効期間にまとまった額が蓄積されず、海外派遣要員もなく、また金融逼迫のため外貨を購入する余裕もないと考えられたこと、②申請手続が複雑で、申請から許可まで相当日数がかかり、オープン勘定の優先外貨の使用は輸入にかぎられ、通貨別およびオープン勘定別の振替使用が困難なこと、③輸入のための使用は二四年一一月二一日から認められたこと、同じく海外代理店手数料の送金も一二月末申請要領が決定されたこと、があげられる。

なお、二五年中の使用は、次の目的別使用に記すごとく、貨物輸入について輸入外貨予算の補完的役割を果たしたこと、海外渡航が長期化したこと、民間輸出の伸長による代理店手数料支払増大等により、使用率は向上した。

(四)　優先外貨使用目的別状況（昭和二四年七月～二五年一二月）

①　輸入貨物代金

貨物輸入代金の承認は、件数では全体の過半、金額は八割余を占めたが、これは一般の輸入外貨予算が弾力性を欠

いたためその補完的役割に同制度が利用された。たとえば、先着順制度の抽せんから脱落した分が同制度を利用する場合、輸入公表が待ちきれず利用した分（二四年のタイプライター）がある。したがって、二五年八月自動承認制予算の実施とともに申請が減少ぎみになった。仕入地域別には、二四年一一月から三月までの許可状況をみると、ドル地域四八五件一三五万ドル、ポンド地域七七件二二万ドル、オープン勘定皆無となって、ドル地域が多かったが、当時、一時的にポンド予算が切り詰められて、ポンドの優先外貨による輸入申請が増加したことがあった。

② 海外渡航

同制度以前における海外渡航は、ギャランティー渡航（費用先方持ち）か、司令部の命令で司令部勘定の負担による方法しかなく、同制度により業者の自己資金による渡航が可能となった。

月別承認件数、金額は二四年九月から二五年三月までの間左のとおり。

年・月	件数	金額（千ドル）	渡航先別内訳（件数）	
二四・九	一	二	（アメリカ	二一九）
一〇	八	一七	カナダ	二七
一一	三三	一一五	北アメリカ	一〇八
一二	六一	一六五	中アメリカ	一三
二五・一	九九	一八四	南アメリカ	七一
二	一〇四	二六六	（アフリカ	六三）
三	五四	一一八	（ヨーロッパ	七八）
計	三六〇	八六八		
			（アジア	五四〇）
			インド	一二七
			パキスタン	一〇五
			シャム（タイ）	九三
			ビルマ	六三
			その他	一五二

出所　『外国為替』第三号、四ページ。

二四年中に承認が少なかったのは、優先外貨の使用許可と旅券下付とが並行的に行なわれ、承認に日時を要したためで、二五年から両手続は切り離され、優先外貨の使用承認後、旅券下付手続をとることとなった。

承認に当たっては、各省関係官から成る海外渡航者審議会において、個々の渡航者の資格を審査し、輸出の振興に役立つか、渡航者が当該輸出商品につき十分な専門的知識経験を有しているか否か、通商活動以外の活動をするおそれはないか、等の角度から検討される。

なお、承認件数および渡航先国別については、同一渡航者が二件以上の申請を提出する場合があり、同一渡航者が二国に赴く場合は両国に計上し、世界一周の航空機により各地に渡航すると、それぞれの国に計上されるので渡航先国別が多くなっているが、これにより、日本人の入国を認められる国は全世界にわたり、盲貿易打開のために努力していることが知られ、また、海外支店または出張所として常駐できるようにすることも、旅費節約上考えられる。優先外貨を所有していない業者に対して、前借制度が認められたが、前記のとおり、貿易外支払予算を利用した模様であった。

③ 海外代理店手数料送金

本送金は、海外渡航費とともに輸出振興に寄与するところが大きく、早くから要望されていたが、二四年一二月末に申請要領が決定された。

海外代理店契約は、通産省の登録を受け、外国における見本配布、海外市況の調査、バイヤーの信用調査、販売のあっせん、販売および購入契約の締結、検査の立合、特許権に関する交渉ならびにその取得、クレームの処理等を目的とするものであることを要し、手数料の支払は、毎月定期的に一定額を代理店のサービスに対する報酬として支払

う定額方式と、一件ごとの輸出契約について契約金額の何パーセントと定める歩合方式との二つがあるが、後者の歩合は優先外貨の商品別算定基準比率と同一であり、商品類別に三%、六%および一〇%の三種がある。

④　その他

その他の件数は多数に上るが、一件当り金額は三〇ドル余で僅少、内容は、見本およびカタログの購入、サンプル等の航空輸送による運賃、雑誌および図書の輸入代金等である。

(5)　優先外貨制度の廃止

優先外貨制度は、当初、輸出振興の一方策として創始されたが、その実施については種々の問題が生じ、その実例の有無は別としても、優先外貨の一割ないし二割のプレミアム付による譲渡または国内消費物資輸入による利益により輸出のコストをカバーするという見方や、新しい為替管理体系の例外をなす同制度を廃止することが望ましく、また為替銀行における事務上の負担が多く、過誤も少なくないということが、二五年半ばごろから指摘されるに至った。

二五年九月ごろからは、同制度は過渡期における輸出振興方策として採用されたものであり、すでに相当の効果をあげたと認められ、同制度が廃止されても外貨予算の運用の改善によりその目的が達せられるとして、この制度の廃止が論ぜられた。

これに対し、輸出を増加させることはきわめて困難であり、なんらかの輸出インセンティブを設けておくことは今後に備え一層重要であり、他国でも同様の方法を実施しており、公表に基づく一般輸入方式はなお弾力性を欠き、同制度による補完的役割は必要で、現行制度の欠陥を是正して存続すべきであるという意見も有力であった。

二六年四月四日、政府は、優先外貨制度の廃止に関する司令部覚書「輸出振興を目的とする外貨購入について」（SCAPIN第二一四八号）を受け取った。その内容は、①優先外貨制度は二六年六月三〇日限り廃止する、②六月三〇日までに記録された分は七月一日以降も現在の規定どおり六ヵ月間は適用を認める、③七月以降は、本制度による渡航費、代理店手数料等に必要な外貨は別途一般の貿易外支払予算に組み込むべきである、というものであった。

大蔵省、外為委は、同制度が外為法の枠外にあり、その一元化を乱すこと、貿易統制の障害となること、複数レートの適用であること等により、廃止に賛成する意向が強く、一方、通産省では、業界の存続要望が強いこと、自動承認制輸入枠の抑制（二六年四―六月予算）に伴い、同制度により自由輸入の円滑化を図ること、唯一の輸出報奨制であること等により、存続の意見が強かった。

このような情勢により、優先外貨制度は七月以降廃止するが、新しく外為法に基づく新政令「輸出振興のための外貨資金の管理に関する政令」（仮称）を公布することに関係当局の意見が一致した。

四　輸出振興外貨資金制度

(1)　制定までの経緯

七月に入ると、通産省の主唱により関係政府当局の間で、再び優先外貨制度が討議され、大蔵省は手続の簡素化、許可事務の日本銀行、為替銀行への大幅な委任、有償譲渡の禁止等を条件に、外為委は同様に手続の簡素化、規模の現状維持を条件として、優先外貨制度の実施に同意し、「優先外貨資金使用令」なる名称の政令案の審議に入った。

論議の分岐点は、次の三点であった。

①　輸出振興寄与の程度、②通常の予算的措置の有効性、③国際通貨基金に加入する際の障害。

まず、①については、それを裏付ける具体的数字に欠けており、心理的、観念的な要因にすぎないというのが反対論の根拠となった。

②については、輸入貨物予算の雑輸入品という項目があり、貿易外についても必要な外貨は計上してあるので、優先外貨という特恵的方式はその必要にとぼしいという反対論に対し、賛成論は外貨予算の編成、運用は必ずしも円滑でなく、優先外貨にその補完的機能を求むべしとした。

③については、複数レート発生の危険性が最大の問題である。

国際通貨基金は、加盟国に単一レートの維持を要請しており、優先外貨の有償譲渡禁止について適切な方策が講じられない限り、複数レート発生の危険が多分にある。これに対し、国際通貨基金に加盟しているオランダ、イタリア等は同様のインセンティブを認めており、優先外貨自体は、外貨使用権の設定であり、為替そのものではないと反論された。

かかる賛否両論が交わされたすえ、①貿易業者にとって、管理度の低い外貨使用権は、為替管理が厳格であればあるほど魅力があって、輸出意欲を刺激すること、②外貨予算運用（その変更は閣僚審議会の決定をまつことが必要）の円滑化・機動化への補完的機能を果たせしめるとの二大眼目により、同制度を、今回は外為法の管理体系のもとにおき、当分、臨時的に存在せしめる了解が成立した。

この間、司令部からの非公式覚書に基づき、外貨を対価とする国産品の日本国内および国外における一切の販売を

無差別化するため、CPO（中央購買機関）の買付物資にも優先外貨を適用してはどうかとの示唆があり、政府部内でも、CPOのみならず、特需物資にも同様な配慮をすべきであるとの決定がなされた向きもあったが、その後の本制度復活への難航によりたな上げとなった。

八月に入り、新優先外貨制度実施のための審議が開始され、「優先外貨使用令」という新政令案が外為法に基づき完成され、所要の施行手続がはじめられた。ところが、この段階で再び大蔵省が反対した。その理由は、「為替管理の体系を複雑化し、わが国の国際社会復帰に支障が生ずる」ということであった。

ここで、かなり長い間、旧制度の欠陥を補正して改めて制度化を図ることについて政治的折衝が行なわれた結果、独立の政令によらず、現行法令の運用によって行なうことで解決をみ、その名も「輸出振興外貨資金」と改められ、七月一日にさかのぼって二六年一二月一〇日から実施された。

(2)　新制度の法的根拠

この制度は「外国為替管理令」と「輸入貿易管理令」に法的根拠をおき、貨物の輸入は、一般の輸入の無公表制度の場合とまったく同様に、一定条件を具備した申請に対し、輸入貿易管理令第九条の規定による外貨資金の割当を行ない、これにより為替銀行で同令第四条による輸入の承認を受ける。貿易外支払は、外国為替管理令第一一条の規定による支払の許可を日本銀行が主務大臣たる大蔵大臣および通産大臣の委任を受けたところに基づき行なう。日本銀行に許可事務を委任したのは、主として手続簡素化のためである。

(3)　新制度と旧制度の相違点

①　旧制度はポツダム政令により、新制度は外為法に基づく。

② 使用資格者は、旧制度では(イ)輸出者、(ロ)その輸出品の供給関与者、(ハ)それら輸出者ないし供給関与者の加入する団体に限られていたが、新制度では、このほか前三者の役員、使用人で渡航する者と、さらに現実には供給関与者でなかったが、将来そうなると認められる者で通産省が承認した者、にまで範囲を拡大した。

③ 算定基準　予算額の現状維持を建前とし、一般に低く定めたが、ドル・ドライブの観点から、ドル向け輸出に対して高く、[3] 輸出を促進する必要のない品目については対象にしないこととなった。

④ 資金使用者の用途[4]　新制度では用途の範囲をやや縮小した。海外支店設置の機運が著しくなったため、支店、出張所等の設置、運営のための費用を新しく掲げたが、旧制度の特許権、外国人技術者のサービス等の対価支払は、実効がなかったためこれをはずした。また新制度では、旧制度にあった通産省がとくに必要と認める用途をはずし、列挙された以外の例外用途は認めていない。

⑤ カードの採用　従来の資金証明書は枚数が多く、新制度で事務簡素化を図った。

⑥ 申請期間　旧制度では輸出手形買取または船積後六ヵ月であったが、新制度では七ヵ月以内に支払許可または割当の申請を行なえばよく、輸入の場合は、本制度による外貨資金割当証明書の有効期間（原則として一ヵ月）内に輸入承認を申請すればよい。

⑦ 許可事務の窓口　輸入は個別に通産省の窓口を通るので、旧制度と同様であるが、貿易外支払は、日銀に許可事務が委託され、期間が著しく短縮された。

⑧ 輸入担保　輸入貿易管理令による以上、有為替輸入の承認申請の際、輸入担保の預入れが必要となる。旧制度ではこれがなかった。

⑨ 許可または承認の有効期間　旧制度では、外貨取得期間内（原則として六ヵ月）に信用状を開設するか、外貨を買い取ればよかったが、新制度では、輸入貿易管理令により、輸入承認の有効期限（六ヵ月）内に輸入貨物を通関させねばならない。この点は、旧制度の規定が不十分であるとされた。

以上のような相違点は、過去の経験を織り込んだものであり、積極的なドル・ドライブの色彩が濃いものとなった。

(4) 同制度の実施状況（昭和二七年中）

同制度は、昭和二七年七月よりドル地域向け輸出振興という見地から、従来適用されていたスターリング地域およびオープン勘定地域向け輸出に対して適用が除外され、輸出者に払い戻される米ドル振興外貨の算定基準比率が引き上げられた。使途も七月から一段と拡大され手続面も簡単化された。その結果、二七年一〇―一二月期の失効率は平均二〇%程度に低下した。

二七年中の輸出振興外貨資金利用状況は合計三五三八万三〇〇〇ドル[5]で、貨物の輸入に二四三四万五〇〇〇ドル、代理店手数料五四一万二〇〇〇ドル、海外渡航費四〇〇万三〇〇〇ドル、海外支店経費一五七万七〇〇〇ドル、その他四万六〇〇〇ドルであり、優先外貨制度当時に比し、自動承認制の盛行のため、輸入の比重が低下し、貿易外関係では代理店手数料が半ば近くを占めた。

いわゆる「通商白書」（『日本貿易の現状』、以下「通商白書」と記す）（昭和二八年版）は、

簡便な手続により米ドル資金利用の便宜を与えることによって、ドル地域向輸出の増大に寄与してきた。

次にこのような外貨保留制度は複数レートの採用と同様の結果を招来するとして、その存否が一九五二年秋の国際通貨基金の

第七回総会において論議されたが、その成行が注目されている。

日本の場合には譲渡性がないため、投機的に利用されることがなく、また日本においては仲継貿易に利用されることもないので、国際取引の公正を阻害することは考えられない。また日本の振興外貨の算定基準は問題とされる程高率ではなく、さらに振興外貨を持つ輸出者に簡易な手続により外貨資金割当証明書が発行されている。

と記している。[6] この見解が、いわゆる「通商白書」に掲載されたことは、通産省限りの見解であって政府のそれを代表するものではないが、特需収入がドル輸出を上回るという状況にあって輸出振興のためには、国際的な監視のもとで許容される限度一杯の政策がその形態を時々刻々変えながら継続されたのである。

(1) 本節を通ずる参考文献として、吉崎英男「優先外貨制度の実績と問題点」(『外国為替』第三号、昭和二五年五月)、二一五ページ、小松栄「輸出振興外貨制度」(『外国為替』第四〇号、昭和二七年一月)、五二―五六ページ、「優先外貨制度の実施状況」(「外国為替管理委員会月報」第二号)、三一―三九ページ、今村昇「輸出振興外貨制度の改正について」(『外国為替』第七八号、昭和二八年八月)、一―五ページ、「通商白書」昭和二八年、昭和二八年六月、三〇九―一一ページ、「通商白書」昭和二九年、昭和二九年六月、二四〇―四一ページ、がある。

(2) 前掲「優先外貨の実施状況」、三六ページ。

(3) 輸出振興外貨資金の算定基準は、昭和二六年一二月一日、大蔵省・通産省通牒(蔵第五千七百八十五号　二十六振第七千六百五十号)に記された別表第二第一類の貨物につきその貨物の輸出代金の六%(ドル輸出は一〇%)、第二類三%(同六%)、第三類一%(同三%)とされ、別表第三に掲げる貨物は対象とならない。またこれら算定基準は外貨資金状況に応じ、変更されることもありうるとされた。

(4) 用途は注3の通牒別表第四に掲げてあり、渡航、滞在費、代理店手数料等、広告、宣伝、調査費、運賃、保険料等の貿易関係諸経費、支店等の設置、運営費の貿易外支払および貨物の輸入(見本、カタログ、信用調査録の輸入を含む)にあてることができる。なお、運賃、保険料等の貿易関係諸経費の支払は、この外貨資金による輸入に付随する場合だけであり、支

店等の設置運営費とは、資本金、運転資金、経費を含むとされた。

(5) 「通商白書」昭和二八年、三一一ページ。

(6) 同前、三一〇―一一ページ。

第四節　国際通貨基金・国際復興開発銀行加盟(1)

一　加盟に至る経緯

わが国の、国際通貨基金 International Monetary Fund（略称ＩＭＦ）と国際復興開発銀行 International Bank for Reconstruction and Development（略称ＩＢＲＤ、いわゆる世界銀行 World Bank または International Bank）への加入は、昭和二七年八月一三日午前一一時半（ワシントン夏季時間）、駐米新木特命全権大使が、アメリカ国務省において基金協定の原本に署名し、銀行協定の原本にも同時に署名が行なわれることによって実現した。

加盟折衝は、昭和二五年四月末に開始されたから、この間二年有余を要したことになる。

昭和二五年四月末、池田勇人大蔵大臣は、ワシントンの国際通貨基金を訪れ（随行大蔵事務官村井七郎、同武藤謙二郎）、基金加入の意向を伝えた。当時のガット Camille Gutt 専務理事（一九四六年五月から一九五一年五月までＩＭＦ初代専務理事）は、それを喜んで迎えた。

当時の国際通貨基金に対しては、ヨーロッパ支払同盟の成立（一九五〇年七月）直前でもあり、ＩＭＦの理念の達成は、ＩＭＦのごとき抽象的・国際的な機関によってはなされないであろうという国際的な批評もあった。したがって

ＩＭＦとしては、日本の加入により、アジアを含んだ国際機構としての地位を確保しうると期待したとみられる。

池田大蔵大臣の帰国後、直ちにＩＭＦと日本側大蔵省担当官との間で、終戦後の日本経済復興を示す諸指標――輸出入額、国内予算、外貨収支、物価動向、経済白書等――の資料が要求され、提出された。

二四年、わが国外為法作成に当たり、ＩＭＦの当時の極東課長ムラデクの寄与するところは大きかったが、ＩＭＦの対日関心は当時から強くなったようで、大蔵大臣の初の折衝時はすでに日本に関する幾多のペーパーがＩＭＦ内部で回覧に供されており、行き届いたものが多かったとのことで、ＩＭＦの日本加盟申込への期待のほどをうかがい知るに十分といえよう。

以上の一連の接触は、占領下の日本として行なわれたもので、非公式ということにならざるをえず、実質的連絡はある程度ついたとみられるが、池田大蔵大臣の帰国声明発表において若干の制約をうけた。

正式の加盟申込書は、それから一年以上も経った昭和二六年八月九日、はじめて連合軍最高司令官の副申とともにＩＭＦに提出されることとなった。(2) 加盟の申請書自体は日本の希望を述べることを主とした簡単なものであった。

二　加盟に当たっての問題

(1)　割当額の問題

割当額は、加盟各国の出資の基礎となるだけでなく、加盟各国が国際収支の赤字をファイナンスするためＩＭＦから借入れを行なう限度の基準となり、また加盟各国の票決権の基準となる。したがって、その国の国際的なランクを

示すものとみなされるので、借入れの可能性が考えられなくとも、重要な問題である。

昭和二七年一月二三日、IMF当局からわが国の割当額を二億五〇〇〇万ドルとし、そのうち二五%、六二五〇万ドルを金またはドルにて払い込むよう内示してきた。当時、大蔵省事務当局では、割当額が予想外に過小であり、一方、金またはドル払込額の過大なことを意外とした。

前者について説明すると、当時、日本および日本とともに加盟することになった西ドイツを除くと、加盟国は五一カ国であり、その割当額合計は約八〇億ドル、主要国の割当額は次のとおりであった。

（単位　億ドル）

アメリカ	二七・五	インド	四・〇
イギリス	一三・〇	カナダ	三・〇
中華民国	五・五	オランダ	二・七五
フランス	五・二五	ベルギー	二・二五

これらと比較して、日本の割当額は恐らく三億五〇〇〇万ドル見当ではないかと考えられていた。もっとも、IMFには、一応割当額算出のための一定の算定基準があり、これによると二億九一〇〇万ドルという計算になる。尾崎英二はそのことを次のように記している。(3)

国際通貨基金の割当額の算出基準については明文の規定はないが、ブレトンウッズ方式と呼ばれる一定の決定方式がある。(4) それは、

① 一九四〇年の国民所得の二%
② 一九四三年七月一日の金ドル準備の五%

③ 一九三四―三八年の輸出額の最大変化の一〇%
④ 一九三四―三八年の平均輸入額の一〇%
⑤ ①～④の合計
⑥ ⑤に、一九三四―三八年の平均輸出額と国民所得との比率を乗ずる。
⑦ ⑤プラス⑥
⑧ ⑦の九〇%

そして、⑧の数字を基準として、これに政治的考慮を加えて最終的に決定するといわれる。

これを日本に適用すると、

（単位　百万ドル）

根拠事項	一案	二案	三案	四案
①一九三五年の国民所得の二% 一九四〇年　〃	八一・八	八一・八	八一・八	一三八・八
②一九四三年七月一日の金ドル準備の五%	八・六	八・六	八・六	八・六
③一九三四―三八年の輸出の最大変化の一〇% 同年間で朝鮮、台湾及び満州を除いたもの 一九三〇―三四年間をとったもの	三七・四	二九・三	四一・六	三七・四
④一九三四―三八年の平均輸入額の一〇% 同年間で朝鮮、台湾及び満州を除いたもの 一九三〇―三四年間をとったもの	一〇五・九	八九・四	七七・一	一〇五・九

⑤ ①～④の合計	二三三・七	二〇九・一	二〇九・一	二九〇・七	
⑥ ⑤×（平均輸出額÷国民所得）	五八・四	四一・六	三六・六	四二・七	
⑦ ⑤及び⑥の合計	二九二・一	二五〇・七	二四五・七	三三三・四	
⑧ ⑦の九〇％	二六二・九	二二五・六	二二一・一	三〇〇・一	

わが国の割当は右表のような計算の結果、一九四〇年はすでに戦時体制で異常な年であったとの見地から、二億五千万ドルに落着いた。もし、ブレトンウッズ方式により忠実に決定すれば三億ドルとなり得た筈である。

結局、割当額はその国の政治的・経済的地位を十分に考慮して決定されるもので、アメリカ財務省のＩＭＦ担当者からも、大蔵省事務当局に内々「占領下日本という地位においてすらも三億ないし三億五〇〇〇万ドルのあたりで決定されるであろう」という観測が伝えられていた。

しかし、日本加盟のために設けられた小委員会 Membership Committee から洩れてくる情報によると、イギリスの反対がなかなか執拗であったらしく、政治的に決定される結果となった。

わが国においては、この問題について、三ヵ月近く論議されたが、わが国がＩＭＦに加盟することの意義が、経済的理由のほかに、国際社会への復帰ということが主としてある以上、右の割当額を受諾せざるをえないものがあり、政府は二七年四月一八日の閣議で、条件を容れ、加盟することを決定した。

(2)　金またはドルの払込額

前述のように、わが国としてはＩＭＦの条件を受諾するに当たり、割当額の過少と、金・ドル払込負担の過大が問

題となった。割当額は政治的決定による場合もあるが、現実の金・ドル払込額は、経済的ないし技術的に決定さるべき要件を含んでいる。

ＩＭＦ協定第三条第三項によると、金またはドルの払込額は、

①　その国の割当額の二五％か、または

②　その国の金およびドルの公的純保有額の一〇％か

のいずれか少ない方ということになっている。

しかし、これはブレトンウッズ協定の原加盟国について適用される規定であり、新規加盟国は、協定第二条第二項により、ＩＭＦの定める時期ならびに条件に従って払い込めばよいのであるから、割当額のゼロ％から二五％の間で決定されるという情報もわが国政府には届いていた。

現実にイラク（ゼロ％）、エチオピア（一％）、フィンランド・チェコスロバキア（ともに二％）、シリア（四％）、パキスタン・オーストリア（ともに四％）等があり、イギリスでさえ一八％でしかなかった。また、二五％は一応の責任額であり、金またはドルの保有額が増加すれば、二五％の払込が義務的になるということは、ＩＭＦの精神からも疑問の余地はない。

次の問題は、国内予算措置に関してである。わが国は、二六年度補正予算において、すでにある程度の見越しにより、ＩＭＦおよび世界銀行への出資金として二〇〇億円を計上していたので、六二五〇万ドルの金払込は、世界銀行の出資を別としても、それだけで二二五億円と超過するからである。この問題は、払込額の一部として日銀所有の金を昔の簿価で買い上げるという操作により解決できるとしても、なお実体的な問題としては、わが国の負担が大きい

という点がある。

わが国の金・ドル保有額に比べ、この払込額は、一見、それほどの負担のようには思われないが、わが国の伝統的なドル輸入、ポンド輸出の貿易構造により、特需の解消する暁には、早晩ドル不足を招来することは必至である。ここで六〇〇〇万ドル以上を出資することは、将来にわたって長い負担となる。IMFの資金利用として、割当額の二倍、すなわち五億ドルまでドルの借入れは可能であるかもしれないが、直ちに六〇〇〇万ドル払い込んで五億ドル利用できるわけではない。IMFの目的が短期的外貨不足の対策にある以上、わが国のようにドル不足の構造をもつ国はIMF利用の資格が認められないかもしれない。

池田大蔵大臣は、ワシントン在外事務所に命じ、再三再四折衝を重ねたが、最後の決定は、当時の日本にとって、「国際社会への復帰」がいかに重要であるかの判定に比重がかかった。

IMFの理念は、かかる「国際社会への協調」を何よりも重視する国々が加盟国となることによって初めて達成されると考えたのである。

(3)　その他受諾した諸条件

昭和二七年五月二八日、IMFはその第三回年次総会において日本の加盟を承認し、加盟に当たっての諸条件を正式に決定した。

ルース Ivar Rooth 専務理事（一九五一年八月から一九五六年一〇月まで第二代理事）は、「昨年八月九日付吉田茂総理大臣の加入申請書に対し、ここに日本の加盟を招請したい」として、招請に当たっての諸条件を伝達してきた。

その諸条件のうち、割当額および金払込額は、すでにわが国が四月に閣議承諾しているので、あとは次のような比較的事務的な事項である。

①　IMFの要請後三〇日以内に日本は平価をIMFに通知すること。その通知後六〇日以内に平価について両者合意せざる時は、日本はIMFより脱退したものとみなされること（昭和二八年五月一一日、IMF理事会は、わが国の通告により、日本の通貨平貨を純金二・四六八五三ミリグラム一円と決定した[5]）。

②　平価が決定されてのち三〇日経過して日本はIMFと為替取引を開始しうること。ただし、その開始日までに日本の出資が完全に行なわれていることを要する（出資が完全に行なわれるとは、金またはドルによる払込のみならず現金の部分たる円表示の代用証券および円の現金による払込が、寄託所〔日本銀行〕に対してなされることを意味する）。

③　日本はその加盟調印前に必要な諸措置を採ることを要し、完了の上はアメリカ政府にその旨の書面を提出寄託すること。

④　日本の加盟調印は八月一五日までに行なわれること。ただし、特別の事由があるときは、一九五三年二月一六日までの期間で、常任理事会が最終期日を決定しうること。

(4)　加盟に伴う国内法

IMFに加盟する国は、その義務遂行のため各国がその国内法をそれぞれ制定するのが普通である。アメリカにおける「国家諮問委員会」(National Advisory Council) は、国際金融一般を所掌しているが、もともとアメリカの加入法によって成立した機関であり、これがアメリカ政府とIMFとの政策調整の場として機能した[6]。

わが国の加入法は、正式には、「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」（昭和二七年六月一四日法律第百九十一号）と呼ばれ、一三条（制定当初）より成っている。

第一条に加盟のための必要な措置を講じ、国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の円滑な履行を確保するのがこの法律の目的であるとしている。また、出資額の限度および方法を決定し（第二条・三条）、日本銀行より金地金を帳簿価格で買い上げること（第四条）を規定しているが、いわゆる代用証券については、この法律は数条に分かち細かく規定している[7]（第五条～一〇条）。

なお、第一一条においては、大蔵大臣は外国為替資金特別会計を通じてＩＭＦと為替取引を行なうことを規定し、第一二条においては日本銀行をＩＭＦおよび銀行の保有するすべての本邦通貨の寄託所として指定し、第一三条において今後必要な措置事項があれば、政令を出してこれを規定する旨授権している。

(5)　加盟の調印まで

残された手続は、金およびドルの送金である。政府は、六月一六日、一五トンの金を日銀より購入し、一八日大阪商船ハワイ丸にて現送した。その運賃が五五〇〇万円、保険料が八〇〇万円かかった。このほかドルの送金も、六月二一日と七月五日の二回に分け、それぞれ二五〇〇万ドル、二〇〇〇万ドルの送金を済ませ、冒頭に記したごとく調印が完了した。

なお、世界銀行の加盟国となることは、国際通貨基金の加盟国となることが前提であり、大体同額の出資で世界銀行に出資するので、わが国も同時に二億五〇〇〇万ドルの出資で世界銀行の加盟国となった。この出資については、米ドル出資五〇〇万ドル、代用証券出資四五〇〇万ドルと定められた。

三　加盟による問題点

当時、加入後、当面すると考えられた問題のうち、おもなものは、

(1)　平価

日本の一ドル三六〇円の為替レートは承認されると予想されていたが、前述のように調印後ほぼ九ヵ月後ＩＭＦ理事会の承認するところとなった。当時、海外物価の動向により、海外での為替レート変更のあった場合、ＩＭＦの主張する固定為替レート・システムが現実に押し流されてしまうのではないかということが一部では心配されていた。

(2)　ＩＭＦ利用の限界

わが国がＩＭＦから円を対価としてドルを購入する場合、まず買入理由がＩＭＦのいう短期的不足をカバーするものであるということのほかに、次の二条件に制約される。

①　最高額は合計して五億ドルであること。

②　一年間に買入れできる限度は割当額の二五％、日本の場合、六二五〇万ドルまでが原則であること（この条件はその後緩和された）。

右の条件を、わが国の貿易規模と比較すると、当時のわが国年間輸入約二〇億ドルの過半がドル地域からのものに依存し、年間ドル貿易収支は六～七億ドルの赤字であり、この赤字をカバーする特需が減少してゆくと、かなりのドル不足が生ずる。

ＩＭＦがこのような構造的ドル不足についてその資金利用を認めるかどうかがまず第一の問題であり、[8] またＩＭＦの設立以来、加盟国との為替取引は七億五〇〇〇万ドル程度で、ここ二、三年来不活発であるから、十分な借入れは期待しがたい。

各加盟国はいずれもドル不足で、その資金源はアメリカ一国に頼らざるをえず、ＩＭＦの限界が感じられる。

(3)　ポンドの交換性

ポンドの交換性がなく、世界貿易の拡大が困難であり、ＥＰＵ的決済方式あるいは二国間オープン決済方式に頼らざるをえないが、最終決済の問題は、ポンド等の通貨の交換性の問題に立ち戻る。しかし、アメリカの対英援助にも政治的限界があり、国際的な解決が望まれ、基金がそのような努力を傾注することが要請された。

四　国際通貨基金「為替制限に関する第四年次報告」（一九五三）における日本の記述

日本の加盟により、国際通貨基金では、その年次報告（協定第一四条第四項の規定により作成される）において、日本とのコンサルテーションにより確認しえた為替管理の状況を記述することとなり、その第一回目が第四年次報告に掲げられた。これには、昭和二七年七月三一日までの状況が記されているため、本編のまとめとしてとくに有用と考えられるので、以下その全訳を掲げておく（翻訳は大蔵省為替局調査課）。

International Monetary Fund, *Fourth Annual Report: Exchange Restrictions* (Washington, D. C., 1953).

日　本

起源及び概要

日本の為替管理は、資本逃避を防止することを主目的として、一九三二年七月初めて制定された。一九三七年一月八日には一層厳重になり、以後は漸次強化された。

戦後、日本の貿易及び為替取引は連合軍最高司令官（ＳＣＡＰ）によって厳重に統制された。終戦直後設立された為替レートは、その適用が限定されたものであり、かつ、海外との貿易決済は複数レートを発生せしめた。

一九四九年四月に単一為替レートが設定された。

全面的に改正された外国貿易及び外国為替管理法は、一九四九年一二月一日に施行された。日本政府はＳＣＡＰから管理行政を、即ち輸出貿易については一九四九年一二月一日から、輸入貿易及び貿易外取引の管理については一九五〇年一月一日からそれぞれＳＣＡＰから引き継いだ。

商品取引及び貿易外のための決済は、当該取引に関する地域に従って、英ポンド、米ドル又はオープン勘定ドルで定められたチャンネルを通して行われる。実際にはすべての輸入は、個々に許可と承認（レジストレーション）を必要とし、貿易外取引に対するすべての支払は個別的な許可を必要とする。すべての輸出は、認証（レジストレーション）の要求に従い、又、或る品目については個々の許可を必要とする。貿易外取引によると輸出によるとを問わず、その代り金は売渡されねばならぬ。しかし、特定の輸出より発生した米ドルの代り金の或る割合は特定の用途に使用することができる。

すべての為替管理にかかる資本取引及び移動は原則として個々の許可を要する。しかし、外資法の許可による外資導入は、資本及び所得の本国送金について優先的取扱いを受ける。

為替レート制度

日本は、まだ平価について協定していない。

公定平価（原注1）は、一ドルに対し三六〇円であって、公定レートは一ドルにつき買三五八円九五銭、売三六一円五銭である。（原注2）

為替レートは単一である。

（原注1）　一九五三年五月一一日、日本円に対する最初の平価が一ドルにつき三六〇円で定められた。

（原注2）　これらのレートは、一九五三年一月一二日、一ドルにつき買三五九円二〇銭、売三六〇円八〇銭に改正された。

管理行政

外国為替予算の編成が主要な機能である閣僚審議会が政策面について管理の最高機関である。通商産業省は、貨物の取引面に関する為替及び貿易管理を行っている。他方、大蔵省は為替局及び外国為替審議会を通じて通貨の指定、決済方法、貿易外取引に対する支払及び資本取引並びに資本移動に関し同様な機能を果している（本報告の発表は昭和二八年五月、外為委が大蔵省に吸収された翌年――引用者）。大蔵省は、また為替レートを決定する権限をもっている。日本銀行及び外国為替公認銀行は、技術面で管理を行っている。

通貨の指定

貨物及び貿易外取引の決済は、㈠スターリング地域についてはスターリングで、㈡アルゼンチン、ブラジル、ドイツ共和国連邦、フィンランド、フランス通貨地域、仏領インドシナ、インドネシア、韓国、オランダ通貨地域、フィリピン、スエーデン、台湾、タイ（以上オープン勘定諸国）との間の支払協定によって設定された勘定を通して、米ドル建で、㈢その他すべての国及び通貨地域に対しては米ドルを以て行われる。なお、支払は関係取引の色々な性質及び範ちゅうに従って異なっている特定の技術的方式及びチャンネルによって行われる。これらの法規的要請によらないものは、管理当局者の個々の許可が必要である。

非居住者勘定

㈠　非居住者円預金勘定

非居住者は、勘定保有者の居住性に従って指定されている非居住者円預金勘定の保有を認められている。勘定の保有を認められている勘定保有者の個人的必要もしくは居住者に対し或は勘定保有者と同国の非居住者に対して対価なしに円で支払うためにこれらの勘定に借記することは自由にできるが、外国通貨と交換するためこれらの勘定に借記することは個々の許可を必要とする。

㈡　外国通貨預金勘定

為替管理の適用を容易ならしめる手段として、特定の居住者及び非居住者は米ドル又は英ポンドによって銀行に預金勘定を保有することが認められている。居住者の場合には、これらの便宜は船会社、航空会社、旅行斡旋業者及び保険会社に限定されている。

輸入及び輸入支払

実際にはすべての輸入は、個々の輸入許可に、又支払がなされねばならぬ場合には、通貨指定の目的上公認銀行に対するレヂストレーション（銀行承認）に従わねばならない。輸入許可証は、特定品目、例えば食糧、原料、特定機械器具については、むしろ自由に与えられている。許可される輸入品目の多くは、外貨予算中に計画され、かつ、輸入公表を通じて発表される。これらのものは、下記の三つを含んでいる。

㈠　ある地域からの特定品目については、為替の割当限度まで許可書が発給される輸入（自動承認制度）

㈡　申請額が定められた輸入割当を超過している場合抽籤によって輸入承認が分配される輸入（先着順制度）

㈢　輸入承認発給前に為替割当を獲得しなければならぬ特定輸入

「輸入公表」に掲載されることなく許可される輸入（無公表制度――引用者）は、輸出又は必需国内生産に必要とされる原料の供給、維持を操作するような品目（公表によって海外市場の商品相場を不当に刺激するおそれのある商品（主食類）、機械のごとく発注輸入で外貨割当需要者が確定している場合――引用者）、貿易協定実行上必要と考えられる輸入、求償取極或いは輸出振興外貨資金制度による輸入である。

右に掲げた措置以外のその他の許可される輸入は、支払を要しない輸入及び加工並びに再輸出用の輸入が含まれている。

輸入公表でカバーされている輸入については、公認銀行により輸入承認証が発給されるが、その他の輸入或いは当該支払が定められた決済方法に従って行われないときは、その許可は通商産業省によって行われる。

「輸入公表」の枠内で発給される輸入承認証の申請には、輸入担保金を預託しなければならない。この金額は、輸入契約価格に品目別に異なる担保率を乗じて計算される。この預託金は、輸入貨物が通関するか、又は輸入取引が管理当局の容認する理由で取消されたときには返還される。

為替は、為替割当を必要とする許可された輸入に対しては自動的に与えられる。

貿易外支払

特定サービス（用役）、例えば、外貨債権を生ずる居住者間のサービス、居住者と非居住者間のサービスでその支払が標準外決済方法により行われ、或は、三ヵ月以上に渡るものの契約は個別的許可を必要とする。支払は、個別的許可を必要とする。しかし支払が、許可された取引の一部とみなされる場合には、自由に行うことができる。許可された輸入及び輸出に関する附帯的費用のための支払又は、特定カテゴリーの振替、例えば保険、運賃等に関するものは自由に認められる。居住者は日本船で消費する限り日本通貨で二、〇〇〇円の持出が認められる。それ以上の額に対する申請については、個々の場合について審査される。

輸出及び輸出受取

すべての輸出は、通貨の指定及び代り金の引渡に関する規則を施行するために公認銀行により輸出認証されねばならない。三二の分類に属する商品の輸出、貴金属の輸出、委託販売のための輸出、加工もしくは求償取引契約による輸出は個別的な許可を必要とする。輸出受取は、取得又は本国に持ち帰りたる後、一〇日以内に売却しなければならない。しかし、輸出業者は商品に従って特定された輸出より生ずる米ドル（オープン勘定ドル以外の）代り金の五%、一〇%又は一五%を特定の目的のために簡単な手続きで使用することが認められている。その目的は、次のとおりである。外国貿易の振興に関連する海外旅行費及び滞在

費、海外支店の経費、輸出振興もしくは経済復興に必要な輸入（附帯経費を含む）、見本輸入、カタログ、信用調査録その他類似の貿易関係出版物等。

貿易外受取

標準決済方法による受取には、許可を必要としない。しかし、特定サービスの契約には個別の許可を必要とする。例えば、居住者間の外貨債権を生ずるサービス、支払が標準外決済方法によって受取られるようなサービス等。貿易外受取為替は売却されねばならない。居住者は、日本通貨で合法的に持出した額の消費しなかった部分を持ち帰ることができる。

資　本

すべての株式、社債又は投資信託証券の外国投資家による取得は、果実又は元金を送金する場合は個別的な許可を要する。しかし余剰利潤及び資産再評価による株式配当による株式の取得は自由に行われる。しかし、送金の申請は、取得日より三ヵ月以内に行われねばならない。満期前の社債の売却代金は再投資できない。

株式保有による元本及び資本利得は、その株式が購入されたると、配当として受取られたとを問わず、取得後二年据置五年均等分割で回収できる。他の株式の売却代金で購入された株式については、最後の購入後二年を経過せねばならぬ。資本損失の場合は、実際の代り金のみが送金できる。

社債に関しては、元本は満期においてのみ全額送金が認められる。投資信託証券の元本は、償還のときから五年均等分割で送金できる。

株式引受権は、発行会社の同意がある場合又は権利の価値が権利株の売却及び権利を伴わぬ同じ株式もしくは他の株式の購入によって実現される場合には売却しうる。この措置は、日本商法下では株式引受権は売却しえぬこととなっていることにかんがみ、外国投資家に特恵的扱いがなされることを示す。

為替管理の一面をもつ他のすべての資本取引及び移転は個別的許可の対象となる。

一九五一年中における変更[9]

一月八日
　自動承認を受ける一五四品目のリストが発表された。

三月八日
　或る種の戦略物資の輸出が禁止された。

三月九日
　自動承認制の下に輸入できる商品の改正リストが発表された。

七月一四日
　外国映画の年間輸入額を日本映画製作高を基準とした枠内に制限し（一九五一年四月に遡及）日本の劇場の切符売場の売上高を基準とした支払方法が定められた。

八月二〇日
　交換円勘定を一九五一年一二月三一日限り廃止する旨発表された。残高は海外へ送金するか、外国通貨で預金するかによって処分される（若干の定められた条件に従う）。一九五二年一月一日以後に残高が残れば本来の円勘定に振替えられる。

九月七日
　今後日本と香港との貿易はドルによらず、スターリングで行われる旨発表された。

一〇月三一日
　自動承認制の下に行われる商品のリストに数種類が追加された。

一二月一日
　公認された外国為替信用制度（優先外貨制度―引用者）を一九五一年六月三〇日限り廃止し、一九五一年一二月一日（一九五

一年七月一日に遡及）から「輸出振興外国為替割当制度」の名の下に再編成した。この措置により、輸出業者は、その業務に関連した認められた支払に充てるために一定割合の外国為替（即ち、ドル地域向輸出からの輸出代金の一〇％、他の諸国向輸出からの六％まで）の優先的割当を受ける権利を有する。

一二月二二日
　海運ないし保険関係業者、旅行斡旋業者、及び外国人たる短期（六カ月）居住者が外貨預金を保持できるように、外貨預金勘定制度が設けられた。この預金は米ドル及びスターリング・キャッシュに限られ、かつ、その受払は若干の制限に服する。

一二月三一日
　交換円制度が終了した。

一九五二年中の変更[10]

二月
　先物為替取引レートが一〇日の先物について、米ドル及び英ポンドについてそれぞれ買は現物より一〇銭及び二八銭高く、売は現物よりも一〇銭及び五六銭安で定められた。

七月一〇日
　輸出業者に対して為替の若干部分を特定目的のために簡単な手続きによって使用することを認めた「輸出振興外貨割当制度」が特定輸出から生ずる（協定ドルを除く）米ドルの代り金に適用されることができるように改正された。比率は品目によって五％、一〇％及び一五％である。他の通貨による輸出代り金についてのこの措置は停止された。

七月
　輸入業者は、石炭と原綿のドル地域からの輸入は、これらの品目をスターリング地域又はオープン勘定地域から若干の比率で

輸入しない限り禁止された（いわゆるリンク制）。

七月三一日

大蔵省に為替局が設立され、解消された外国為替管理委員会及び外資委員会の機能を受け継いだ。為替審議会が大蔵省の附属機関として設立された。

外資に関する法律は相当な改正を受けたが、これにより外国人の投資家は追加利益を受け、例えば、株式元金の送金に対する保証並びに株式間のスウィチについて途が開かれた。

（1）本節を通ずる参考文献として、村井七郎「国際通貨基金に加盟するまで」（『外国為替』第五七号、昭和二七年九月、一―四ページ）、尾崎英二『国際管理通貨論』大蔵省印刷局、昭和三六年、三八六―八八ページ、がある。

（2）国際通貨基金当局は日本の加入を歓迎したが、その際、日本が正式な代表権を有することが必要であるとした。これに対し、マッカーサー元帥は、日本政府に代表権を賦与することを承認せず、加入の話が進まなかった。

リッジウェイ新司令官が着任するにおよび、その声明により、本件につきより理解的であることが推察され、昭和二六年五月半ば、司令部担当官から大蔵省に対し、次のような意向が伝えられた。

㈠　近く実施されると考えられる外貨管理権の日本側への移譲が行なわれた直後、総理大臣から司令官宛、概要左の諸点を含む書簡を送ることが適当であると信ずる。

①　日本が加盟を希望することの理由。

②　加盟を許された場合、その義務と責任とを果す用意と能力とを有すること。

③　加入が承認されるならば、申請の準備を行いたく、司令官の承認を得れば幸である。

㈡　司令官が右を承認した場合、次の法律関係が生ずると思われる。

①　占領が継続する限り、本件の如き対外的金融については、形式上占領軍当局が責任者となることは避けられないが、西ドイツの例によると、現実のオペレーションについては、占領軍は単に形式的な拒否権を留保するに止ることとなろう。

②　従って事実上は日本政府代表が日本政府の名において行動し得ることとなる。

③　その際、従来からの為替政策の基本事項（為替レートの決定等）は、占領軍の権限に属するが、基金に加入すれば、この権限は自動的に基金当局に移譲されることとなろう。

④　日本が基金に提供する金及び外貨については、日本は基金加盟国としてその所有権を他国と共有することになるから、第三者の権利（例えば賠償請求権の如き）を損傷することとはならぬ。従前、回転基金設置の際、極東委員会は、日本の保有する金の有効なる活用方法としてこれを担保に提供することを承認した先例があり、今回もこれに倣うことができよう。

㈢　加入申請がなされた後、交渉には相当の日時を要すると考えねばならない。金及び外貨に対する日本政府の処分権問題、日本国内の物価情勢に鑑みての円の安定性の問題等は、各国の議論の対象となろう。

とり分け、イギリスは、日本の季節的なポンド不足に起因して有利な債権者の立場に立っており、日本の基金加入が実現すればこの立場を失うことになるから、恐らく加盟に反対すると思われる。

この場合、アメリカとしては、各国を説いて、多数決で押し切るための工作をせねばならないと予想される。

（大蔵省資料Z五一一―三四七〔IMF加盟問題〕）

（3）尾崎英二、前掲書、三八六―八八ページ。

（4）J. Keith Horsefield, *The International Monetary Fund, 1945—1965*(IMF, 1969), Vol. I, pp. 31, 95. 本書によると、算定方式は当時アメリカ財務省勤務のレイモンド・マイクセル教授 Dr. Raymond Mikesell により考案された。

（5）「これは昭和二四年四月に設けられた一ドル＝三六〇円という基準外国為替相場を変えないようにという趣旨で計算されました。つまり、アメリカの金平価は一トロイオンス（三一・一〇四グラム）当り三五ドルでしたので、これを一ドル＝三六〇円の割合で円価に換算すれば、一グラム当り約四〇五円という数字がはじき出されたのです。そして、これから一円を基準にして計算すると、一円＝二・四六八五三ミリグラムの純金という円の金平価が出てくるはずです。」

（吉野俊彦『通貨の知識』日経文庫3、日本経済新聞社、昭和四九年改定版、一五四―五五ページ）

（6）「正式名称を国際通貨金融問題企国諮問委員会 National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems といい、一九四五年七月三一日、ブレトン・ウッズ協定法に基づき設立されたアメリカの国際金融政策の最高決

定機関である。その目的は、ＩＭＦ・世銀並びにＡＩＤおよび輸出入銀行等のアメリカ政府機関、その他あらゆる機関の政策を海外金融に関して調整することにある。本委員会は、財務長官、国務長官、商務長官、連邦準備制度理事会議長、輸出入銀行総裁よりなり、事務局を国務省国際金融課に置いている。」（東京銀行調査部編『貿易為替辞典』昭和四六年新版、至誠堂、一九七ページ）。なお『昭和財政史―終戦から講和まで』第三巻、三九九ページおよび四三四ページ注17参照。

(7) 代用証券とは、ＩＭＦがその国の通貨による出資を認め、その部分は為替取引の対象としないことが多いので、当該国が国債を寄託して出資するものである。ただこれは平価が決定されてから出資するものである。

わが国では、割当額二億五〇〇〇万ドルのうち、六二五〇万ドルは金またはドルによる払込であるが、残余一億八七五〇万ドルに相当する分は代用証券として円の国債で出資できる。厳密には、そのうちの二五〇万ドル分（相当額の一％）は円の現金で出資する必要があると取り決められている（ＩＭＦ協定細則）。したがって、一億八五〇〇万ドルは代用証券による出資であるが、この国債は無利子、譲渡禁止であるほか、ＩＭＦから償還の請求を受けたときは直ちにそれを現金化して引き渡さなければならない。したがって、この法律には、政府に償還財源が不足した場合のことを考え、一時、日本銀行にその国債を買い取らせて、現金（円）を調達することまで規定してある。

(8) 「加盟国は多額の根強い資本の流出のため基金資力を利用してはならず、また基金には救済及び復興のための便宜を供与する意図はない。……加盟国は長期再建計画であって、国際収支の引続く赤字補塡のための基金資力を継続的に利用することとなるような融資のためには基金を利用し得ない。……基金利用の当否判定に当って不可欠なことは、当該国の国際収支につき、利用を必要とする期間が比較的短期ですむと見透しうるかどうかである。」（国際通貨基金「年次報告」一九四六年）

(9) 国際通貨基金「為替制限に関する第三回年次報告」付録における当時のＩＭＦ未加盟国における為替管理および制限に関する概観のうち日本に関する記述。

(10) 国際通貨基金「為替制限に関する第四回年次報告」（一九五三）における日本に関する記述の末尾。

第五章　国際収支

わが国の為替・貿易管理の実施は、比較的豊富な統計資料によって裏付けられていた。

「外国為替管理委員会令」第二条では、「外国貿易及び外国為替取引の状況について完全な記録を保持し、四半期ごとに報告を内閣総理大臣に提出すること」が定められ、これは、二四年一二月一日制定公布された「外国為替管理委員会設置法」の第三条に引き継がれた。そして、外為法に基づき制定された輸出入管理の政令、ならびに「外国為替銀行及び両替商の報告に関する政令」などの規定に従って、顧客との間に行なわれた諸取引についての報告規定が設けられたが、これらの規定を一括整理し、単独の規則として、昭和二五年九月三〇日公布・施行された外為委規則第十二号「外国為替銀行の報告に関する規則」により、「外国為替統計」および「輸出入信用状統計」作成の基礎が固まった。

また、為替・貿易取引の手続各段階で関係各省庁、外国為替銀行等が徴求する諸書類に基づき、「輸出認証統計」、「輸入承認統計」が作成されて漸次公表されるようになり、明治初年から作成・発表されてきた「日本貿易統計」とともに、輸出入の実態把握ならびにそれらの予測に利用され、貿易の分析のために貿易指数（金額・単価・数量）が作成されるようになった。

このほか、当初は関係部局間業務用として作成された「外国為替予算実施状況」、「外資法関係認可状況」もその大要が公表されるようになり、朝鮮戦争当時の「特需契約高・支払高」は毎週発表される等、為替・貿易関連の諸資料は、「経済白書」、「通商白書」をはじめ、新聞・雑誌等一般に広く利用されるようになった。

しかし、当時、国際収支とは、外国為替収支をさすとされ、ＩＭＦが定めた方式による国際収支統計は、昭和二五年法律第百六十三号「外資に関する法律」第四条において定められた対外収支勘定の作成に用いられ、定期的に内閣に報告されていたが、作成に日時を要したので、事後的な記録としての役割にとどまっていた。

戦後のわが国貿易は、アメリカの援助に支えられ、司令部から引き継いだ外貨（米ドル、英ポンド、オープン勘定尻）が不足して対外支払に支障をきたさぬよう、為替・貿易の管理が厳格に実施され、保有外貨の増減を引き起こす外国為替取引の実績把握が重要とされたのである。

以下、当時利用されることの多かった国際収支関連諸統計について説明しよう。

第一節　外国為替統計

一　沿　革

外国為替統計は、昭和二五年以降（正確には二四年一一月分から）、四二年三月分まで公表された。この間同じく公表されてきたＩＭＦ方式国際収支統計に比べると、発表が迅速で、頻度も多く（毎旬別に発表されたこともある）、また、為替管理事務の実施に伴う諸手続書類が統計作成の基礎資料となっているため、その状況審査に利用できたこと、昭和三〇年代を通じて国際収支とは外貨収支であり、外貨準備の漸増を図ることが経済政策の一つの重要な目標であると考えられてきたこと等により、外国為替統計は広範に利用され、本統計によって国際収支の状況を把握し、その見通しを立てて経済政策を立案する方式が、三〇年代に入って定着した。そして毎年度初、政府が国会に審議のため予算案を提出するに当たって、経済見通しとして「昭和〇〇年度経済計画」（三四年度から「昭和〇〇年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」と改称）を作成し、これを参考資料として添付提出し、また一般にも公表する際の国際収支見通しは、さらに、「新長期経済計画」（昭和三二年一二月策定）、「所得倍増計画」（昭和三五年一二月策定）等の中期的経済計画においても、日本経済の成長の限度を画する国際収支の天井を示すよりどころとして、本統計が利用されていた。

表 5-1　外国為替統計実績

（単位：千ドル）

		25年1—3月	25年4—6月	25年7—9月	25年10—12月	26年1—3月	26年4—6月	26年7—9月	26年10—12月	27年1—3月
合計	受取合計	143,466	219,955	261,846	383,037	443,713	597,467	580,295	619,101	611,120
	輸出	133,701	166,361	197,619	275,131	280,750	373,046	322,999	320,529	388,282
	貿易外	9,765	53,592	64,224	107,904	162,963	224,421	257,295	298,572	222,836
	（うち広義の特需）	(6,005)	(16,053)	(33,881)	(89,633)	(113,457)	(114,704)	(155,114)	(208,402)	(198,867)
	支払合計	158,239	140,821	165,394	212,747	498,031	553,331	448,117	409,792	432,626
	輸入	154,824	132,499	161,286	196,896	471,253	515,782	398,242	339,833	404,579
	貿易外	3,414	8,321	4,106	15,849	26,777	37,548	49,875	69,960	28,046
	受払（△）超	△14,773	79,132	96,451	170,290	△54,318	44,134	132,176	209,307	178,494
米ドル貨	受取合計					240,691	294,974	317,817	356,048	298,500
	輸出	75,854	90,186	85,759	112,549	82,747	78,899	71,906	68,574	84,587
	貿易外					157,944	216,074	245,911	287,474	213,913
	支払合計					286,311	339,003	256,269	258,788	236,128
	輸入	61,699	54,178	75,039	93,411	262,186	307,176	212,550	197,693	215,235
	貿易外					24,126	31,827	43,718	61,095	20,893
	受払（△）超					△45,619	△44,029	61,548	97,261	63,372
英ポンド貨	受取合計					98,214	168,341	158,368	172,324	212,275
	輸出	33,102	48,647	68,306	75,956	93,497	160,105	147,253	161,693	204,553
	貿易外	441	832	336	436	4,718	8,237	11,115	10,631	7,721
	支払合計					126,990	87,410	128,779	107,318	144,374
	輸入	47,858	43,302	42,977	66,356	124,565	81,975	123,269	99,271	138,014
	貿易外	369	893	579	966	2,425	5,436	5,509	8,047	6,360
	受払（△）超					△28,776	80,931	29,590	65,007	67,901
清算勘定	受取合計					104,809	134,153	104,110	90,779	100,350
	輸出	24,745	27,524	43,550	80,621	104,507	134,042	103,840	90,262	99,143
	貿易外					303	111	270	468	1,203
	支払合計					84,732	126,919	63,071	43,688	52,124
	輸入	45,263	35,014	43,266	37,124	84,501	126,631	62,421	42,869	51,330
	貿易外					229	287	649	819	795
	受払（△）超	(△23,788)	(△11,231)	(18,465)	(39,734)	20,078	7,234	41,039	47,041	48,222

出所：日本銀行為替管理局『外国為替統計月報』第1～18号．（うち広義の特需）は大蔵省大臣官房調査課編「主要経済指標」，昭和29年7月20日による．

昭和三九年四月に至り、ＩＭＦ八条国に移行して経常取引自由化を進め、ＯＥＣＤに加盟して、資本の自由化にも取り組むこととなったわが国は、経済政策、国際収支に関する国際的討議に参加するようになり、わが国の国際収支統計が国際的に比較可能なベースで作成されることが要請され、また、三〇年代の高度成長期を経て、対外経済取引も多様化し、外国為替統計によっては、国際収支（ＩＭＦの“Balance of Payments Manual”「国際収支提要」に示された内容のもの）の状況を正しく把握することが困難となり、約一年間の準備期間をおいて昭和四一年四月一二日付の大蔵省・日本銀行の共同発表により、わが国の国際収支に関する統計として、従来一般に広く利用されていた「外国為替統計」を、ＩＭＦの提要によって作成される「ＩＭＦ方式国際収支統計」に移行することが示され、外国為替統計の公表は四二年三月分限りをもって中止された（表5-1参照）。

二　作成方法

(1)　作成の端緒と作成方法の変遷

昭和二四年三月、外国為替管理委員会が発足し、同年一〇月、外貨勘定の計理が外為委に移管され、同時に日本銀行が外為委の代行機関として外国為替収支に関する統計事務を司令部から引き継ぐ（事務所は日本銀行九段分館に設置）ことになった[1]。これが本統計作成の端緒である。

当時の外国為替取引は、一件ごとに外為委の委任をうけた日本銀行に円を対価として売買され、外国為替特別会計に外国為替が集中される「全面集中制度」というきわめて厳格な為替管理が実施されており、この取引関連書類を計

理上の証ひょうとして、通貨別、地域別、商品別等に分類することにより、外国為替統計が作成される仕組みになっていた。

全面集中制度は、昭和二五年七月に、米ドル取引について緩和され、為替銀行は自行の取引による為替の受払尻について一定額までの外貨保有を認められた「持高集中制度」に移行（英ポンドには二八年三月から適用）したが、これは技術的な便宜によるもので、外貨の全面管理の原則には変わりはなかったが、従来の計理証ひょうを統計資料には利用できなくなったので、同年九月三〇日、新たに「外国為替銀行の報告に関する規則」（外為委規則第十二号）を公布し[2]、これにより、為替銀行は顧客との間で行なった外国為替取引について取引一件ごとに日本銀行に対し別途報告を要する義務を負うこととなった。

この規則は、昭和三九年六月に、統一的に整備され、「外国為替公認銀行等の報告に関する省令」（大蔵省令第四十三号）として公布された。以上が、外国為替統計作成の基礎資料たる報告書徴求の沿革である[3]。

外国為替統計は、厳格な為替管理の実施に伴って必要とされる諸報告を集計して作成され、計上範囲は、為替銀行と顧客との間の外国為替売買に限られ、当初は金融機関間の資金移動による短期資本取引が制限されその金額も僅少で計上されていなかった。当時（昭和二五年から三三年初ころまで）の為替管理を前提とすると、当時の本統計計上範囲以外の外貨収支は厳重な統制下にあり、しかもその動きは無視しうる大きさであり、本統計により、おおむねわが国の外貨収支の全体が把握され、また、しばしば外貨危機に直面したわが国の国際収支動向を迅速に察知せねばならないという当時の利用目的に対しても、旬報が用意され十分対応することができた。

しかしながら、国際収支の危機をいくたびか経験する間に、本統計が、各報告書の日本銀行到着ベースで作成さ

れ、実際の期中外国為替取引とは計上時期のズレが生じ、また、取引規模の増大につれて報告もれもチェックする必要が生じ、昭和三三年五月二三日、初めての外国為替統計の改正が従来の報告書到着ベースから、取引日付ベース（実際上翌月一五日を集計期限日とする）に切り替えることによって実施された。

その後も、貿易・為替の自由化進展に伴い、対外取引も多様化し、国際収支の実態を迅速かつ正確に把握する必要がますます大となり、さらに為替銀行間の資金操作も活発化し、従来の計上方法では、外貨収支の全容を反映しなくなったので、三五年三月二八日の大蔵省新聞発表により、作成形式の全面的改正が行なわれ、経常取引と資本取引に分類し、資本取引にはそれまで計上されていなかった外国為替銀行を経由する各種外貨取引を計上することにより、全取引を網羅し、経常、資本両取引を合計した総合収支尻を外貨準備高増減に対応せしめることとした。

なお、この改正に当たり、同じく当時の新聞発表において、ＩＭＦ方式国際収支統計は従来一―六月分と一―一二月分とが発表されていたのを、それ以後毎四半期別に、しかもその発表を早め、本格的な国際収支としての利用度を高めることを配慮し、外国為替統計は、国際収支統計の速報として位置づけることも示された。本改正により、本統計の発表形式は、ＩＭＦ所定の国際収支表にきわめて類似したものとなった、というのがその背景の一つであった。

次いで、最終的な改正となったのは、三七年四月から、外貨準備高の増減額そのものを総合収支尻と称することとし、経常、資本両取引収支尻の合計額との差額を「誤差・脱漏」なる項目を設けて突合させたことである。

(2)　作成上の原則

①　外国為替が円を対価として売買される段階を基準として計上する。

②　外国為替銀行が外国為替の売買を行なった都度、個別に統計作成者たる日本銀行に報告する。

③　報告書の日本銀行到着時点で計上する。

という三点が作成開始時の原則であった。

(3)　範囲

①　本統計は日本の貿易および貿易外取引のうち、外国為替によって決済されたものの内容を為替が売買された時点を基準として、外貨価額によって示したものである。したがって無為替輸出入を含まない。また、数量統計は作成されない。

②　アメリカの対日援助資金による輸入であっても、当初為替取組によって輸入され、事後において為替支払額に相当する外貨をアメリカの援助資金より補塡されたものについては輸入に計上する一方、外貨補塡を受けた額を貿易外受取に計上した。

③　外国軍関係消費による受取は、その対価が直接外貨で支払われたものについては貿易外受取に計上した。占領軍が外貨を交換して得た円資金をもって支払う場合には、外貨が円貨に交換された時点を基準としてその額を貿易外受取に計上した。

④　国内において外国人に対し外貨を対価として提供された物資およびサービスは、二五年六月分までは貿易外受取に計上した。

同年七月以降、これらの取引は一部は国内円貨決済として国内取引となり、一部は交換円決済によることとなった。交換円取引は貿易外収支に計上した。

(4)　基礎資料

① 昭和二五年一月より七月一〇日までの間は、外国為替銀行が顧客に対し売買した外国為替は、一件ごとに外為委に反対売買され、その円貨代り金が外国為替特別会計から受払される制度がとられた。

この制度により、外国為替銀行が外国為替特別会計に円貨を納入しまたは円貨の支払を請求する場合に提出する「外国為替等円貨代り金請求書及び付属書類」（輸出または貿易外受取の基礎資料）および「外国為替等円貨代り金納付書及び付属書類」（輸入または貿易外支払の基礎資料）がそれぞれ利用された。

② 二五年七月一一日以降は右の制度が改正され、外国為替銀行は米ドル取引につき適宜取りまとめ、その売買差額のみについて外為委のカバーを求めることができる制度となった。

ここで、本統計の作成資料は、昭和二五年九月三〇日外為委公布・施行の「外国為替銀行の報告に関する規則」により提出される次の諸報告書によることとなった[4]（同年九月三〇日以前については、暫定的に外為委通牒で実施に移した）。

① 輸　出
　輸出申告書（輸出手形買取済）
② 輸　入
　船積書類到着報告書
③ 貿　易　外
　1　貿易外受取報告書等
　2　貿易外支払報告書等

(5) 統計計上日

① 昭和二五年七月一〇日までの分は、外国為替特別会計と外国為替銀行との間に円貨代り金の授受が行なわれた日。

② 七月一一日以降の分は前述の報告書が日本銀行本店に到着した日。したがって、実際の為替取引と日本銀行本店の報告書受理日との間には若干タイム・ラグが生ずる。

ユーザンス手形の場合は手形期日の到来を待って計上する。

(6) 分類

① 決済通貨別分類

当該取引について用いられた決済通貨または決済勘定により分類した。

(1) 昭和二五年一月より二七年六月までは左記のように分類した。

(イ) 〔米ドル地域〕為替決済を米ドル貨をもって行なった地域

(A) 貿易協定地域　米ドル地域のうち本邦と貿易協定を結んだ地域

(B) 非貿易協定地域　貿易協定地域以外の地域

(ロ) 〔英ポンド地域〕

(A) 昭和二五年一月より二六年一二月までの期間

(a) 貿易協定参加国　日英支払協定地域国で本邦と貿易協定を結んだ国

(b) 貿易協定非参加国　日英支払協定地域国で本邦と貿易協定を結んでいない国

(c) 要許可国　日英支払協定地域以外の国で本邦ないし関係国政府の許可を得て英ポンド貨決済を行な

った国

(B) 昭和二七年一月以降六月までの期間は、昭和二六年八月末改訂した日英支払協定に基づき次のようになった。

(a) 指定地域　日英支払協定に基づき、英ポンド貨にて決済することを指定された地域

(b) 要許可国　日英支払協定地域以外の国で、本邦ないし関係国政府の許可を得て英ポンド貨決済を行なった国

(ハ) 〔清算勘定地域〕　為替決済を清算勘定を通じて行なうことを取り決めた地域

(2) 昭和二七年七月以降は、左記のように分類した。なお、指定通貨の追加により、左記分類に改正が加えられた。[5]

(イ) 〔米ドル貨〕

(A) ドル地域　為替決済を米ドル貨をもって行なった地域

(B) その他　日英支払協定地域または清算勘定国で、本邦ないし関係国政府の許可を得て米ドル貨にて決済を行なった国

(ロ) 〔英ポンド貨〕

(A) ポンド地域　日英支払協定地域

(B) その他　日英支払協定地域以外の国で、本邦ないし関係国政府の許可を得てポンド決済を行なった国

(ハ) 〔清算勘定〕　為替決済を清算勘定を通じて行なうことを取り決めた国

(二) 国別分類

輸出は仕向地または陸揚地

輸入は原産地または船積地

ただし、清算勘定をもって決済された輸出入は、その仕向地（または陸揚地）、原産地（または船積地）が清算勘定国以外の国であっても当該勘定国に対する輸出入として計上した。

② 商品分類

(1) 輸出品目　司令部作成の *Japanese Economic Statistics* 中の貿易統計に用いられた分類表を基礎とし、大分類を一〇項目、その小分類については若干品目を補正した。

(2) 輸入品目

(A) 昭和二五年一―一二月間は、輸出と同様の分類によった。

(B) 昭和二六年以降は、輸入貨物外国為替予算主要品目を基準とした。この分類によると、大項目が一二項目設けられたが、二五年分と比べると、項目数が相違しており、二五年分と二六年分以降とでは、輸入品目別実績の統一比較はできない。

③ 建値別分類（二六年四月分以降の実施が判明）

輸出入価格は、為替取組価格によっており、左記のように分類される。

FOB（FAS等を含む）

C&F（C&FC等を含む）

C&I

CIF（CIF&C等を含む）

したがって、財貨の輸出入代金のほか、運賃、保険料等のサービス部分が含まれる場合が生ずる。

建値別分類によると、たとえば輸出額に占めるFOB輸出額の割合（二六年四―一二月分六九%）、輸入額に占めるCIF輸入（二六年四―一二月分六六%）により、貿易がどの程度外船に依存し、日本船による積取りをどの程度向上させるか等の手がかりになる。

④　貿易外取引項目分類

昭和二五年一月より二六年一二月までは、貿易外外国為替予算項目を基準として、これを若干補正した。なお、外貨予算項目自体、当初の二五年分に比べ、二六年一―三月期から項目改正が行なわれたので、貿易外支払統計としては、両年分は接続しない。

二七年一月以降は、再び、貿易外支払外貨予算の項目が、国際通貨基金の「国際収支提要」に示された分類を基準として改正され、本統計の分類も同様に改正された。統計実績としては、二六年分以降について接続している。

(7)　計上価額[6]

為替金額を計上する。輸出入価額はFOB価額、CIF価額等種々の場合を含んでいる。

三　その利用

本統計は、国際収支を示すものとして広く利用されたが、輸入および貿易外支払の作成資料には、外貨予算の実施と関連して徴求される諸必要書類（輸入承認証、輸入信用状、貿易外支払予算承認・許可）の番号が記入されており、これにより外貨予算期別に輸入、貿易外支払実績が区分できるので、外貨予算の実施状況について、現実の支払完了までをフォローする資料が得られることになり、また、通貨別の受払が判明するため、三〇年代以降、しばしば発生した通貨危機、特にポンド危機の際、本統計によるポンド収支が有用な手がかりとなる等、為替管理の実施にとって欠かせぬ資料を提供するものとして、内部的にきわめて利用度が高かった。

(1)　同年九月三〇日付外為委宛司令部覚書「外国為替資金に関する計理移管の件」により、外貨計理に付帯して、外国為替統計作成の必要が生じた。これは、右覚書により、次の諸報告を司令部あて送付することになったからである。

(1)　オープン勘定（受取および支払）の計表、ただし勘定別に政府、民間取引ならびにドル・ポンドにつき作成のこと

(2)　国別のドル・ポンドの輸出入月合計および累計表

(3)　取扱件数および金額を示す輸出入取引（ドル・ポンド）の旬報

これにより、日本銀行は二四年一一月より外貨計理関係書類として外国為替銀行より提出される書類を資料として、外国為替統計の作成を開始した。

(2)　昭和二四年一二月に制定された外為法、輸出入の貿易管理令、「外国為替銀行及び両替商の報告に関する政令」などの規定に基づいて定められた「輸出貿易及び貿易外受取決済規則」（昭和二四年外為委規則第一号）および「輸入貿易及び対外

支払決済規則」（昭和二四年外為委規則第三号）により設けられた規定に従って、外国為替銀行は外為委に対して、信用状等の接受および発行、外国為替等の買取りおよび輸入承認証発行等の報告を実施してきたが、「外国為替管理令」の制定施行（二五年六月三〇日）後、外国為替および外国貿易管理制度の運営上きわめて貴重な資料を提供するこれら諸報告の重要性に鑑み、単独の規則として施行する目的でこれらの規定を一括整備して、外為委規則第十二号として、「外国為替銀行の報告に関する規則」を、二五年九月三〇日公布、即日施行することになった。

(3) 外国為替統計は、昭和二二年法律第十八号「統計法」における「指定統計」ではなく、日本銀行が行政管理庁に届け出る「届出統計」である。これは、統計作成資料が外為法に関連して徴求する諸資料に基づき、とくに「指定統計」の扱いをうけなければ作成資料が洩れなく集まらないという欠陥もなく、また作成当事者が日本銀行であり、届出で足りること、なお調査結果の公表についても制約が多かった等の事情による。

(4)

(1) 輸出申告書及びこれに係るインボイス各一通

右輸出申告書には、輸出貿易管理令第三条第二項の規定による認証及び税関による免許を受け、かつその第五項の欄に左記決済事項等を記入すること。

(イ) 決済勘定名（オープン勘定決済の場合はその国名）および決済金額。

(ロ) 外為委勘定に振り込まれる繊維製品の代金で、その原料のうちコトン Cotton が五〇%以上を占めるものについては、同勘定の次に（コトン・テキスタイル Cotton Textile）と記載すること。

(ハ) 輸出代金が Convertible Yen Cheque または Treasury Cheque をもって決済されたときは、その旨記載すること。

(ニ) 輸出代金につき、取立の委託を受けた場合には、その旨並びに取立金額及び受託日付を記載すること。

(ホ) あらかじめ前受金として送金為替を買い取った場合には、次項(2)の貿易外受取日報（最終消費地、輸出商品名付記）を提出し、この分に対する輸出申告書には後日その旨付記のうえ提出すること。

なお、五千円未満の買為替（輸出申告書提出不要分）については、その件数および外貨合計額を送付書面（様式E五四二〇による外国為替取引報告書）の所定の箇所に付記する。

(2) 様式E五四三〇による貿易外受取日報　一通

為替の目的を外為委が定めた分類表に従って区分し、一件毎に記載して一日分をまとめて提出する。ただし、一件の為替金額が一〇〇ドルまたは五〇ポンド以下の場合には、目的毎に集計して差し支えない。なお、次の場合にはそれぞれ要項を摘録すること。

(イ) Treasury Cheque を買い入れたときは、その旨および主要商品および主要商品名または貿易外項目を記入すること。

(ロ) 輸出商品の前受金などとして為替を買い取ったときは、商品名、消費地を付記すること。

(ハ) 為替の円貨代り金が Convertible a/c に振り込まれたときは、その旨記入すること。

(3) 様式E五四四〇による船積書類到着報告

輸入の場合、海外または在日外銀から船積書類到着報告が到着した日において一口毎に左記事項注意のうえ作成する。ただし、代金取立手形の場合には、顧客より円貨を取り立てたときとする。

(イ) 通産省および銀行承認番号に輸入公表回数を付記すること。

(ロ) 信用状番号および有効期間を記入すること。

(ハ) 外銀のファシリティーを使用する場合はユーザンスの期間を記載すること。

(4) 様式E五四五〇による貿易外支払日報　一通

為替の目的を通産省または大蔵省の支払許可項目に従って区分し、一件毎に記載して、一日分を取りまとめて報告する。なお、輸入商品の前払金としての為替を売却したときは商品名、積出地名を付記すること。

(5) 外為法第八条によると、「この法律により認められる取引は、大蔵大臣の指定する通貨により行なわなければならない」と規定され、これに基づき、当初、米ドルおよび英ポンドが、昭和二四年一二月一日、指定通貨となった。その後、ヨーロッパ諸国通貨の交換性回復に伴い、次のように追加が実施され、本統計の決済通貨分類にも同様の追加が行なわれた。

指定通貨名	指定年月日
カナダ・ドル	昭和二九年　七月　一日
スイス・フラン	二九年　八月　二日
ドイツ・マルク	三〇年一〇月　一日
スウェーデン・クローネ	三一年　四月一五日
フランス・フラン	三二年　一月　一日
オランダ・ギルダー	三二年　六月　一日
ベルギー・フラン	三三年　五月一〇日
オーストリア・シリング	三四年　四月一〇日
デンマーク・クローネ	同　右
イタリア・リラ	同　右
ノルウェー・クローネ	同　右
ポルトガル・エスクード	同　右
円	三五年　七月　一日

なお、この後三七年一月一六日、対外支払に用いうる通貨の制限のみを撤廃し、受取通貨については従前の指定通貨をそのまま「指定受領通貨」とすることに改められた。

(6) なお、米ドルへの換算の割合は、IMF平価に基づいて定められ、たとえば、本統計公表中の期間は、一ポンドにつき二・八ドルの割で行なわれた。詳細は、日本銀行外国局『外国為替統計月報』(第一号〔昭和二五年一〇月〕～第一九八号〔四二年三月〕、廃刊)の説明欄に換算の割合が示されている。

第二節　貿易関連諸統計

一　輸出入信用状統計

「外国為替銀行の報告に関する規則」第二条によると、為替銀行は、輸出のための信用状(類似の証書を含む。以下同じ)を接受しまたは輸入の承認に基づいて信用状を発行したときは、当該信用状の写一通または様式E五四一〇による報告書一通を遅滞なく外為委に提出しなければならないこと、が定められ、また、輸入信用状等の写を報告書に代える場合には必ず輸入承認証番号を表示しなければならないことを明文化し、これにより承認証と信用状との一対一の照合が可能となった。なお、信用状の内容に変更が生じたときも遅滞なく報告することとされた。前節末の注2で説明したように、信用状等の報告は、輸出入の決済規則で定められ、実施されていたが、この規則により、信用状統計作成の基礎ができ上がった。

統計作成は、外為委の委任をうけた日本銀行が担当した。作成資料は、右記報告書により、計上日は報告書の日銀到着日とし、分類(決済通貨別、国別、商品別)は、外国為替統計に準じている。作成は二五年一月から開始されたが、公表は、二七年一月分から通貨別に毎月分を外国為替管理委員会が発表することとなり、外為委廃止後は、大蔵省為替局が引き継いだ。その後、輸入信用状統計の公表は、昭和四三年五月以降、輸入に占める信用状利用分の比率

表 5-2　輸　出　入　信　用　状　統　計

（単位：千ドル）

	輸出信用状接受高				輸入信用状発行高			
	合計	ドル地域	ポンド地域	オープン勘定地域	合計	ドル地域	ポンド地域	オープン勘定地域
25年1—6月	350,026	177,049	106,016	66,961	86,554	39,599	32,863	14,092
7	82,224	26,774	32,404	23,046	46,333	25,040	9,582	11,711
8	88,807	33,815	29,904	25,088	31,178	12,253	11,609	7,316
9	87,279	32,108	27,028	28,143	65,636	19,860	27,619	18,157
10	84,187	31,375	20,370	32,442	77,411	31,003	27,770	18,638
11	83,549	25,144	26,429	31,976	119,537	63,452	38,631	17,454
12	104,799	30,144	30,752	43,903	170,709	97,712	30,852	42,145
合計	880,871	356,409	272,903	251,559	597,358	288,919	178,926	129,513
26年1月	109,242	33,733	37,177	38,332	172,404	72,148	53,774	46,482
2	135,027	30,388	54,451	50,188	271,010	162,922	63,655	44,433
3	139,294	25,262	66,217	47,815	269,763	173,922	52,531	43,310
4	119,224	20,837	58,176	40,211	139,207	60,288	33,799	45,120
5	101,610	18,831	52,063	30,716	118,442	41,883	45,699	30,860
6	106,425	18,178	52,937	35,310	122,888	89,112	21,815	11,961
7	110,575	18,294	46,824	45,457	89,085	47,614	15,176	26,295
8	91,436	18,767	34,140	38,529	89,246	61,308	11,864	16,074
9	86,434	18,137	35,175	33,122	88,881	64,020	14,946	9,915
10	130,053	25,500	66,478	38,075	143,322	86,417	33,110	23,795
11	143,602	26,722	63,078	53,802	202,235	130,136	46,096	26,003
12	150,641	29,467	76,761	44,413	106,503	51,266	45,764	9,473
合計	423,563	284,116	643,477	495,970	1,812,986	1,041,036	438,229	333,721
27年1月	125,773	29,044	64,817	31,912	115,720	36,860	43,436	35,424
2	105,915	26,484	59,266	20,165	130,591	65,373	41,546	23,672
3	113,245	23,484	67,264	22,497	119,332	65,043	31,548	22,741

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第28号，40ページ，27年1—3月分は『外国為替』第48号，外国為替管理委員会資料による．

表 5-3 輸出入信用状残高

（単位：千ドル）

	輸出信用状残高				輸入信用状残高			
	合計	ドル地域	ポンド地域	オープン地域	合計	ドル地域	ポンド地域	オープン地域
25年1月	57,697	34,356	12,883	10,458	113	(1)	110	3
2	81,402	57,605	16,080	7,717	7,497	1,722	4,860	915
3	98,152	63,418	22,341	12,393	17,320	5,541	10,864	915
4	115,411	64,612	34,891	15,908	30,929	11,063	16,445	3,421
5	114,561	49,012	42,577	22,972	49,734	23,723	19,045	6,966
6	115,443	46,554	41,406	27,483	50,972	25,789	16,968	8,215
7	142,715	49,530	53,152	40,033	79,192	46,562	17,779	14,851
8	158,408	53,541	56,787	48,080	74,488	44,853	13,023	16,612
9	168,374	56,225	64,400	47,749	110,328	54,329	29,709	26,290
10	179,553	61,573	64,336	53,644	151,650	72,534	42,806	36,310
11	184,449	59,958	66,363	58,128	207,508	111,435	57,791	38,282
12	183,855	59,821	63,493	60,541	278,804	157,364	58,866	62,574
26年1月	228,318	75,760	79,293	73,265	386,759	195,373	93,450	97,936
2	267,556	76,981	104,630	85,945	548,626	286,696	121,457	140,473
3	311,149	75,539	135,568	100,042	622,244	347,000	131,766	143,478
4	306,644	68,678	138,460	99,506	575,495	291,319	142,028	142,148
5	269,184	57,112	132,670	79,402	508,100	214,747	175,459	117,894
6	274,352	48,477	133,737	92,138	457,634	217,329	160,726	79,579
7	232,740	40,872	107,649	84,219	385,423	177,550	140,308	67,565
8	206,014	36,026	95,160	74,828	339,837	160,881	110,957	67,999
9	211,979	34,323	96,423	81,233	311,669	168,188	83,973	59,508
10	227,311	37,702	115,624	73,985	346,707	200,602	82,171	63,934
11	255,841	41,595	122,079	92,167	446,003	271,032	104,149	70,822
12	271,076	48,420	135,987	86,669	426,917	246,194	112,809	67,914
27年1月	263,752	49,324	127,570	86,858	408,931	221,536	104,731	82,664
2	250,208	52,876	123,765	73,567	395,700	217,586	94,903	83,211
3	229,737	49,003	121,304	59,430	373,696	204,270	87,438	81,988

（注）(1) 原資料に数値なし.
出所：外国為替管理委員会内部資料.

が五割を下回り、統計としての代表性に乏しくなったため打ち切られ、四六年二月には輸入信用状統計の作成が中止された（輸出分は現在も公表されている）。

信用状は、輸入入契約が成立してから、輸入業者のために銀行の信用力を提供し、輸入業者の支払を保証することを裏付ける証書であり、輸出入契約が成立すると、輸出業者は、輸入業者に対し、取引銀行の信用状発行を要求するのが通常である。したがって、信用状の統計が作成できると、輸出入の先行き傾向を推定する有力な手がかりとなり、信用状発行と支払との間の期間が判明すれば、輸入支払の見通しが立てられる。

本統計の利用上留意すべき点は、第一に、信用状を伴わない輸出入が行なわれることで、わが国が貿易を再開した昭和二〇年代後半はその比率が低かったが、次のような事情により三〇年代後半からは、信用状統計の代表性がしだいに低くなり、前記のように輸入信用状統計が廃止されることとなった。

(一) 貿易商相互の間で信用が高まってきたことと、本支店間の取引が増大したこと。

(二) 海外との技術・資本提携が進行したこと。

(三) 長期延べ払い輸出入については、頭金（一〇％程度）のみが信用状の対象となる。

(四) 慣習上、中南米などは信用状の代わりにD／P、D／Aを要求する。

(五) 商品別には、機械、石油、食糧などは信用状を使わぬ輸入が多く、しかもこれら品目の輸入の増大が著しくなった。

第二には、現実の支払までの期間が、輸入の旺盛な時期には比較的短くなり、支払予想を立てるに当たって、過去の経験率適用がむずかしくなることが多かった。

いずれにせよ、信用状の報告が全数調査的（特に輸入について輸入承認番号を記入すること）で、完備した資料であり、有用性は高かった（本統計の一部実績を、表5-2に掲げた）。

この統計の累計から外国為替統計上の輸出入を差し引くことにより、表5-3「輸出入信用状残高」（本表は全く公表されなかった）が作成可能となり、内部資料としては、外貨予算が三ヵ月ごとに計上されていた時期には、ほぼこの残高が、予算期末において次期予算期内に輸出または輸入として実現することと、特に、オープン勘定については、勘定別に明らかとなるため、各勘定の収支の見通しを立てる上に有用であった。

二　輸出認証統計

本統計は、昭和二四年五月、商工省が通商産業省となり、輸出契約統計を作成したことに始まり、同年一二月、外為法により輸出認証制度が施行されたことにより、翌年一月から作成されるようになった。[1]

外国為替銀行は、輸出業者が提出した輸出申告書（ED）、輸出信用状（L／C）、売買授権状（L／A）等を審査し、代金の決済回収方法を認証し、「輸出貿易管理規則」第四条第三項により、認証済の輸出申告書一通を所管通産局に提出し、これが到着日によって集計されて品目別・仕向け国別を内容とする本統計が作成され、旬別・月別に二五年一月分より発表された。

本統計は今後入金する輸出代金を集計したもので、信用状統計よりは一～三ヵ月遅行するが、通関輸出統計より一週間程度、輸出手形買取（為替統計）より一〇日程度先行している。

表 5-5　輸出認証統計

	合計	ドル地域	(内協定国)	(内非協定国)	ポンド地域
25年1月	42,263	22,920			11,044
2	44,744	24,811			9,089
3	54,728	26,546			14,024
4	48,320	21,228			14,168
5	66,195	34,573			17,045
6	63,096	29,000			22,471
7	74,247	28,532			30,077
8	73,859	31,966			23,011
9	66,549	32,696			16,238
10	78,461	30,405			20,703
11	77,670	29,974			19,736
12	93,343	31,075			26,231
合計	783,475	343,731	(41,539)	(302,192)	223,840
26年1月	80,801	23,656	1,845	21,811	20,978
2	91,248	31,127	2,062	29,066	26,533
3	179,084	36,592	5,642	30,950	73,521
4	122,781	27,542	4,150	23,392	50,713
5	131,344	27,565	5,386	22,179	52,090
6	93,826	21,042	4,123	16,919	38,134
7	153,023	27,921	5,720	22,201	75,494
8	99,603	24,318	5,203	19,115	42,136
9	83,802	20,458	4,548	15,910	40,205
10	112,611	23,674	4,233	19,441	55,284
11	110,459	22,459	4,449	18,010	55,641
12	150,350	28,110	5,351	22,759	80,619
合計	1,408,932	314,465	(52,712)	(261,753)	611,349
27年1月	129,619	23,960			67,861
2	108,626	28,293			53,567
3	152,782	32,191			85,887

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第15，21，28，36号．

(単位：千ドル)　　**表 5-4　輸入承認証発給高**　(単位：千ドル)

オープン地域	合計	ドル地域	ポンド地域	オープン地域
8,298				
10,844				
14,158				
12,924				
14,575				
11,625				
15,638				
18,881				
17,614				
27,353				
27,959				
36,036				
215,904	842,706	399,296	275,181	168,229
36,165	284,412	125,060	68,002	91,350
33,588	295,161	167,406	85,795	41,960
68,972	230,238	152,009	35,081	43,148
44,526	157,692	63,981	58,554	35,157
51,689	86,780	36,213	31,611	18,956
34,650	102,053	76,793	9,223	16,037
49,608	93,754	61,814	23,421	8,519
33,149	104,145	80,919	9,427	13,799
23,139	134,200	98,052	27,625	8,523
33,653	162,349	94,887	47,696	19,766
32,359	168,721	109,646	31,348	27,727
41,621	139,407	63,725	63,702	11,979
483,118	1,958,915	1,130,506	491,487	336,921
37,798	193,050	86,754	64,238	42,057
26,766	135,344	79,763	34,266	21,315
34,704	121,989	60,114	38,731	23,143

出所：外国為替管理委員会内部資料．

範囲は、有為替取引全体を対象とし、信用状の付く分、付かない分をともにカバーする。価格は契約価格でFOB、CIF建等を含む米ドル表示で、延べ払い輸出の場合は、認証時にその金額を一括計上する。認証後、取引がキャンセルになる場合も考えられるが、実例は少ないとされる（本統計の一部実績を表5-5に掲げた）。

三　輸入承認統計

同じく、「外国為替銀行の報告に関する規則」第一条により、外国為替銀行は、「輸入貿易管理令」第四条第二項第二号の二の規定による輸入の承認または「外国為替管理令」第一一条第一項の支払の承認を行なったときは、当該承認証の写一通を遅滞なく外為委に提出することが定められ、承認証の内容に変更が生じたときまたは承認証が返還されたときは遅滞なく報告することとされた。

以上のようにして報告された輸入承認証は、外為委から委任をうけた日本銀行において集計され、輸入信用状統計と同様の作成方法によった内部資料「輸入承認発給高」統計が、未公表のまま内部的に利用された。本報告により、輸入貨物外国為替予算の実施状況、国別・商品別の内容が把握できること、また本承認証の有効期間（通常六ヵ月）以内に輸入貨物が通関するよう定められたことにより、本資料は、外貨予算の実施の進捗状況を示すとともに通関輸入の先行資料としての有用性が高かった。

輸入承認証は、昭和二四年一二月二九日公布、二五年一月一日施行の「輸入貿易管理規則」第二条第四項の規定に基づき、外国為替銀行から通産大臣に提出されることとなっており、これが集計され、「輸入承認統計」として早く

から部内限りで利用され、昭和三三年から、通産省発行の『貿易統計月報』に掲載され、一般にも利用できるようになった。

本統計作成方法は、日銀作成分が日銀到着ベースによるのとは異なり、銀行承認日を計上時点とする。品目分類は約二〇品目であった（昭和四四年から集計にコンピューターが導入され、品目数は四七に拡大され、発表日も翌月一〇日前後に繰り上がった）。

一般には、輸入の先行指標として、通産省作成分が利用されることとなった。

本統計を利用するに当たっての留意事項としては、大口取引（航空機や大口機械等）は承認金額が一時に計上されること、経験を重ねるにつれ、輸入信用状と同様に、輸入の旺盛な時期には、輸入承認発給、輸入信用状開設、船積書類到着、輸入許可が短期間に集中し、従来の経験率に頼って各段階の動向を予測すると誤りをおかしやすいことが見いだされた。しかし、有為替取引全体を含み、信用状の付く輸入、信用状の付かない輸入をともに含み、それらに先行するから、利用価値は従来から高い（本統計の一部実績を表5-4に掲げた）。

四　外国貿易統計

本統計は、上記為替管理関係諸統計とは別個に、明治初年から作成されてきた（以下、戦後作成分についての説明に限る）。

(1)　作成者　大蔵省税関部（のちに関税局）

表 5-6　貿　易　額　お　よ　び　貿　易　指　数

（金額単位：千ドル）

	輸出	輸入			出入(△)超	輸出			輸入			純交易条件
		合計	援助輸入	商業勘定輸入		金額指数	単価指数	数量指数	金額指数	単価指数	数量指数	
							(A)			(B)		(A)/(B)
昭和9—11年	939,256	980,075			△ 40,819	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20年9月—21年12月	103,292	305,611	192,893	112,717	△202,319							
22年	173,568	526,130	404,434	121,696	△352,562							
23年	258,271	684,220	461,005	223,216	△425,949	27.5	372.5	7.4	69.5	382.5	18.2	97.4
24年	509,700	904,845	534,750	370,095	△395,145	54.2	341.5	15.9	91.9	322.6	28.5	105.9
25年	820,055	974,339	361,293	613,046	△154,284	87.2	295.0	29.6	99.4	303.1	32.8	97.3
26年	1,354,520	1,995,039	155,303	1,839,736	△640,519	144.1	458.7	31.4	208.8	432.2	48.3	106.1
27年	1,279,915	2,028,193	5,429	2,022,734	△755,278	135.4	430.6	31.4	206.9	381.5	54.2	112.9

（注）　昭和9—11年の輸出入額は3カ年平均額で，朝鮮，台湾および南樺太との移出入額を含む．

出所：貿易額は，大蔵省主税局税関部『外国貿易概況』No. 54（昭和31年12月），貿易指数は，「経済白書」昭和28年度（昭和28年7月），付属統計表，9，12ページ，輸入内訳は，Economic Stabilization Board, *Japanese Economic Statistics*, No. 68 (Apr. 1952) および Economic Council Board, *do*, No. 79 (Mar. 1953).

(2)　目　的　　わが国の経済領域から輸出され、または他の経済領域から輸入されたすべての商業的・非商業的な物資の移動を対象として集計し、一定期間における輸出入物資の輸出入金額および数量を把握する。

(3)　計上資料　　貨物の輸出入はすべて税関を通じて行なわれ、輸出入業者が所管税関宛提出する次の諸書類によって集計する。㈠輸出申告書、㈡輸入申告書、㈢積戻し申告書、㈣保税倉庫庫入承認申請書、㈤保税工場移入申請書等通関上の諸申告書および船舶の入出港届等。

(4)　計上範囲　　税関を通過するすべての貨物から、特殊貿易統計に計上される通過貿易、船用品および機用品、金貨及び金地金等を除いたところの一般または普通貿易統計と呼ばれる範囲であり、左記のものは含まれない。見本品、密貿易品、贈与品および寄贈品（ララ、ケア、ユニセフ等）、船用品の積込、旅客用品、興業用品、国連軍・駐留軍およびこれらの要員に属する貨物等ならびに日米相互防衛援助協定により日本政府が輸入した貨物。

(5)　計上時点

輸　出　　昭和二二年までは免許日、昭和二三—二四年は船積日、昭和二五年以降は積載船の出港日（運送貨物は輸出許可日）

輸　入　　昭和二〇—二五年までのドル建は積載船の入港日により、二六年のドル建は年初入港より年末免許または許可されたものを計上し、その間の重複計上を修正した。二六年以降は輸入許可または庫入等承認の日。なお㈠輸入免許以前に保税工場に移入または保税倉庫に庫入れされたものは、その許可の

表 5-7　通関輸入と援助輸入　（単位：百万ドル）

	昭和20年9月—21年12月	22年	23年	24年	25年	26年	27年
輸入総額	305.6	526.1	684.2	904.8	974.3	2,217.4	2,028.2
(1) 米国援助による輸入	192.9	404.4	461.0	534.7	361.3	180.3	5.4
A 米国よりの輸入	192.9	402.2	337.4	432.1	339.4	163.4	4.5
援助計画	139.1	393.8	333.9	430.0	337.0	160.9	3.7
軍放出	53.8	8.4	3.5	2.2	2.4	2.5	0.8
(2) 商業勘定による輸入	112.7	121.7	223.2	370.1	613.0	2,037.0	2,022.7
A 米国よりの輸入	105.0	78.7	104.5	142.9	89.1	590.3	763.8

（注）26年の計数は，6月までに入港し，7月以降輸入免許または許可された分（222.3百万ドル）が重複計上されている．その月別内訳は「出所」の4ページに記載されている．

出所：Economic Council Board, *Japanese Economic Statistics*, No. 79, Mar. 1953.

日、(二)輸入免許前引取許可のものはその許可の日

(6) 計上価格

輸出入業者が税関に申告する価格であり、輸出の場合、本船渡価格（FOB価格）、輸入は到着価格（CIF価格）に引き直して申告される。輸入の若干の場合申告された到着価格が税関の貨物鑑定の結果不適正（安値申告）と認められた場合は、鑑定価格に修正されて計上する。なお、代金の支払が一度に行なわれたか、あるいは延払いで行なわれたかにかかわらず、輸出入された貨物自体の総価額が計上される。

(7) 分類

(一) 地域および国別分類

本表の「日本」の地域は本州、四国、九州、北海道およびこれらに付属する島嶼（すなわち関税法の施行されている地域）である。

輸出　最終仕向国（地）

輸入　原産国（地）によるが、不明の場合は最初の仕出国（地）によって分類。

(二) 商品分類　昭和二六年四月より実施した国際連合作成の

「標準国際貿易分類表（SITC）」を基準とする「輸出入統計品目表」による。それ以前は、二四年七月の司令部覚書による分類表によっていた。

(8) 数量統計　各種貿易統計のなかで、本統計のみが数量統計を作成しており、これにより昭和二八年以降、「貿易指数」の作成が可能となった。

数量を表示する単位は「輸出入統計品目表」に記載されている単位を採用し、必要な場合は、一品目につき二種類の単位が適用される。

本統計の利用について留意すべきは、為替管理の実施に伴い作成されるようになった他の諸統計と異なり、明治元年から記録され、終戦後の占領期間（二〇年九—二七年三月）を通じて利用できる資料として有用であるが、占領初期、司令部が作成を担当した時期もあり、作成方法に若干の変遷がある（本統計の一部実績を表5-6、5-7に掲げた）。

(1) 輸出全般にわたる契約統計は作成されていない。公式の輸出契約統計としては、輸出規制の必要から通産省が業者に輸出契約の直後所定の報告を提出させて作成する「主要繊維品輸出契約高」（綿糸、綿織物、絹織物、人絹糸、人絹織物、スフ糸、スフ織物、スフ絹、毛糸、毛織物それぞれの数量、金額を計上）が発表されるようになり、また、輸出貿易管理令に基づく輸出承認品目（承認は通産大臣が行なう）のうち、プラント輸出について、「プラント類輸出承認額」（船舶、鉄道車両、自動車、電気機械、通信機械、繊維機械、その他それぞれ三万ドル以上のものにつき品目別輸出承認額を計上）が同じく通産省から輸出承認統計として発表されるようになった。

政府の公式統計以外では、輸出重要品目たる鉄鋼については、日本鉄鋼輸出組合による「鉄鋼輸出契約高」（品種別、地域別）が早くから作成された。最近時は、主要商社による契約統計が持ち回りによる幹事商社の作成で発表されるようになった。

契約統計は、輸出の大勢をうかがうには有益であるが、その利用に際しては、契約から通関までの期間が一定していないため、とくに長期契約による分が多くなると、先行指標としての有用性が、信用状統計に比べると低くなる。また、商社による契約統計も、当初は業務として定着していなかったため、繁忙期には作成が間に合わず、契約が低調のときは作成が割合と早く、輸出の増勢を把握するのが遅れるという問題もあった。

第三節　貿易・為替関連諸統計の相互連関性とそれらの総合的な利用[1]

一　輸出関連諸統計

わが国の輸出業者と海外の輸入業者との間に輸出契約が成立すると、輸出業者は商品の輸出準備を整え、外国の輸入業者は自己の取引先銀行に輸入信用状を開設するよう依頼する。この信用状は、わが国の側からみると、輸出信用状となり、これがわが国の為替銀行に送付され、この信用状写が為替銀行から日本銀行に提出され、「輸出信用状接受高」として統計が作成される。

輸出業者は、輸出契約成立後、取引先の為替銀行に輸出申告書を六部提出する。為替銀行では、輸出貿易管理令第三条等に基づき、輸出信用状等の提出を求め、代金の決済が標準決済方法で行なわれるか、または通産大臣の承認を受けた方法であるかを認定して輸出認証を行ない、輸出認証済みの輸出申告書のうち、一部を通商産業省に送付する。通産省ではこの申告書を集計して、「輸出認証統計」を作成する。

輸出業者は、貨物の積出に当たり、認証済輸出申告書（五部）および必要書類（インボイス等）を税関に提出し、輸出の申告を行ない、輸出品の検査を受ける。税関では、関税法規のチェックのほかに、通産大臣の指示により輸出令による輸出の承認、契約の許可、為銀の認証、輸出入取引法に基づく輸出取引承認、輸出検査法に基づく輸出検査、

輸出品デザイン法に基づく認定などが行なわれているかどうかの審査を行なう。以上の検査、審査を経て、輸出業者は輸出許可を得て貨物の船積を行なう。この検査済みの輸出申告書が大蔵省税関部により集計されて、「輸出通関統計」が作成される。

通関後、輸出申告書のうち一通が輸出者に返却され、これが「銀行買取用輸出申告書」となり、輸出者は為替銀行に輸出手形の買取または取立を依頼するとき、この申告書を提出する。

為替銀行では買取後（代金取立手形の場合は取立て後）輸出申告書の外国為替決済の証明欄に所要事項を記入し、これを日本銀行に送り、税関でも一通を日本銀行に送付する。日本銀行では、為替銀行と税関から送付された輸出申告書を照合し、事後審査を行なう。そして銀行から送付された輸出手形買取済輸出申告書が集計されて、「外国為替統計」の輸出分が作成される。

以上の輸出手続の流れについて、それぞれの間の大体の期間と、手続に対応して作成される統計名称とを表示すると、次のとおりである。

手続	統計名称	作成・発表機関
輸出契約	商品別契約統計	通産省
（一～三ヵ月）←	前節注1	その他民間団体
輸出信用状接受	輸出信用状統計	外為委→大蔵省為替局（→国際金融局）｝（共同発表）
（一～三ヵ月）←		日本銀行為替管理局
輸出申告書作成・為替銀行による認証	輸出認証統計	通産省通商局

（一週間）←		
税関で輸出許可		
買取用輸出申告書発給		
（即時）←		
輸出貨物通関・出港	通関統計（輸出分）←	大蔵省税関部（→関税局） 大蔵省為替局（→国際金融局）｝（共同発表） 日本銀行
（即時）←	IMF方式国際収支統計（輸出分） 外国為替統計	外為委→大蔵省為替局（→国際金融局）｝（共同発表） 日本銀行
輸出手形（買取用輸出申告書）買取後日本銀行に送付		

二　輸入関連諸統計

輸入業者は、海外の輸出業者との間で輸入契約を進める一方、通産省の輸入公表、輸入発表により、外貨資金割当（FA）制品目の場合は、通産省に外貨資金割当申請を行なって割当を受け、その有効期間（通常四ヵ月）中に為替銀行に輸入承認申請を行なう。自動承認（SAA）制品目の場合は、為替銀行に輸入承認申請書を提出する。

為替銀行では、申請書について、輸入公表、輸入発表および輸入注意事項の範囲内であり、代金の決済が輸入の標準決済方法に従って行なわれることおよび、①FA制品目の場合は外貨資金割当証明書、②SAA制品目の場合は本制度のために使用しうる外貨予算の残額があることを日本銀行を通じて、それぞれ確認した上で輸入承認を行なう。

以上の段階で、①通産省による輸入公表額、②通産省による外貨資金割当額、日本銀行による自動承認制予算使用

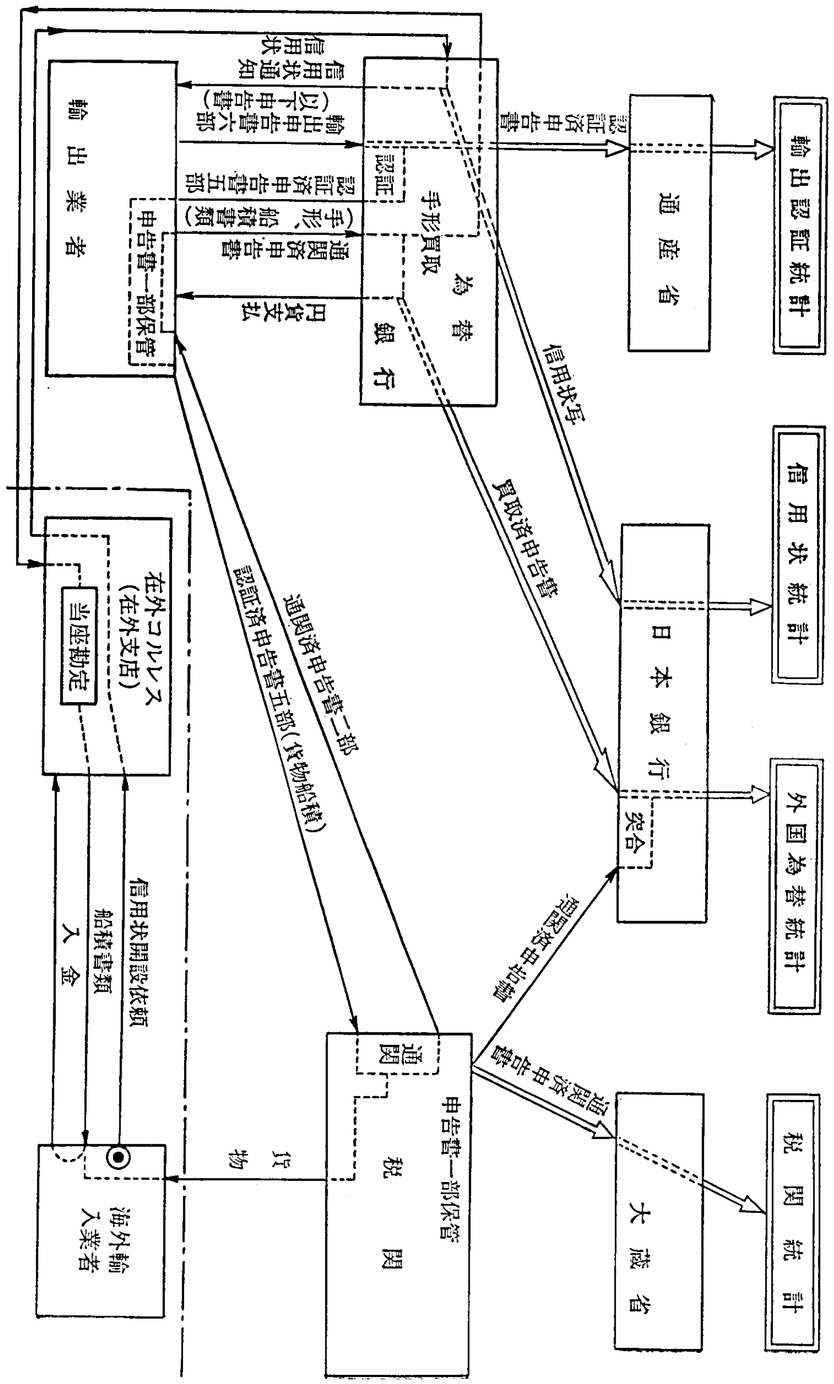

図 5-1　輸出手続の図示

額を合計した外貨予算確認額（外貨予算引落額ともいう）がそれぞれ「外貨予算実施状況」を示す資料として利用でき、昭和二七年一月分から六月分までは外国為替管理委員会によって公表され、その後しばらく大蔵省によって発表された。

輸入承認を行なった為替銀行は、輸入承認証写一通を、「輸入貿易管理規則」により通産大臣宛提出し、同時に外為委規則により同写一通を外為委の委任をうけた日銀に提出する。これらにより「輸入承認統計」が作成される。

輸入業者は、輸入承認に基づき、為替銀行に輸入信用状の開設を依頼し、海外の輸出業者が指定する銀行に輸入信用状を送付する。この段階で輸入信用状の発行が日本銀行に報告されて、「輸入信用状統計」が作成される。次いで、海外の業者は貨物を輸送し、船積書類をほとんどの場合航空便で送付する。船積書類が到着すると、輸入業者は代金を銀行に払い込み、銀行から日銀に船積書類到着報告書が作成送付される。これにより、日銀で「外国為替統計」の「輸入」が作成される。ユーザンスなどで支払が繰り延べられる場合は、支払繰延べの満了時点で輸入に計上される。

輸入貨物が日本の港に到着すると、業者は輸入申告書、輸入承認証を提出し、税関の検査をうけて、輸入が許可されると貨物を引き取る。この段階で大蔵省税関部により、「輸入通関統計」が作成される。以上の輸入手続の流れについて、それぞれの間の大体の期間と、手続に対応して作成される統計名称を表示すると次のとおりである。

手　続	統計名称	作成・発表機関
輸入契約 ←（一～二ヵ月）		

輸入承認証(I／L)を為替銀行が承認・発給 (一週間) 輸入信用状(L／C)開設 (一～三ヵ月) 船積書類到着 輸入手形決済又は引受 (三～三週間) 輸入貨物通関許可	輸入承認統計 輸入信用状統計 外国為替統計 輸入分 通関統計(輸入分) IMF方式国際収支統計 輸入分	通産省通商局 外為委→大蔵省為替局(→国際金融局) 日本銀行 (共同発表) 外為委→大蔵省為替局(→国際金融局) 日本銀行 (共同発表) 大蔵省税関部(→関税局) 大蔵省為替局(→国際金融局) 日本銀行 (共同発表)

なお、貿易諸統計の主要項目を比較し、相違点を表示すると、次のとおりである。

種類	無為替取引	信用状なし取引	計上価格	計上時点順序 輸出	計上時点順序 輸入	数量統計
輸出認証統計	含まず	含む	認証額	②	①	含まず
輸入承認統計	〃	〃	承認額			〃
輸出入信用状統計	〃	含まず	接受・発行額	①	②	〃
輸出入通関統計	含む	含む	輸出FOB 輸入CIF	③	④	含む
外国為替統計輸出入	含まず	〃	為替取組額	④	③	含まず
IMF方式国際収支統計輸出入	含む	〃	輸出入共FOB	③	④	〃

図5-2　輸入手続の図示

三　外貨資金に関する収支見込作成

以下、各種為替・貿易関連統計資料が、内部的であったが総合的に利用された一例として、外貨予算編成の前提となった「外貨資金収支見込」の作成について説明しておこう。(2)

「外貨資金収支見込」は、毎期の外貨予算の実施に当たり、輸出等による当期の外貨の収入を見積外貨予算の実施による輸入等の支払を推計し、期中の収支尻を予測するものである。実例として、二六年一〇―一二月予算期と、二七年一―三月期における「外貨資金収支見込」を掲げ大体の作成方法を説明し、実績と対比しておこう。

「外貨資金収支見込」は、当該予算期開始期より二カ月前から作成に入る。おもな項目についてその方法を記すと

(一)　輸　出

決済通貨別に輸出見込を作成する。作成に当たり、国別輸出見込と、商品別輸出見込を別個に作成し、結果を突き合わせ、調整を加えて、一本の見込にまとめてゆく。

国別輸出作成に当たっては、為替統計輸出分による従来の実績、国別貿易協定遂行状況、国別輸出信用状接受高、同上残高、主要国の景気動向、在外機関からの情報等を集め、主要国分については、主要商品輸出内訳を作成する。これら基礎資料は閣僚審議会幹事会のメンバーとなった各省庁および日本銀行のスタッフによりそれぞれ別個に用意され、合議により国別に見込がまとめられてゆく。同時に、商品別輸出内訳が作成される。これも為替統計による従来の実績、内需・外需の動向、種々の情報により、幹事会スタッフがそれぞれ作成し、合議する。

表 5-8　外貨資金収支(昭和26年10―12月，昭和27年1―3月)

(単位：百万ドル)

項目	26年10―12月[1] 見込	26年10―12月[1] 実績	27年1―3月[2] 見込	27年1―3月[2] 実績
(1) 輸出				
米ドル	61	69	85	85
英ポンド	148	162	210	205
オープン勘定	94	90	110	99
合計	303	321	405	388
(2) 貿易外受取				
米ドル	192	287	225	214
(うち特需)	(80)		(95)	
英ポンド	4	11	12	8
オープン勘定	1		—	1
合計	197	299	237	223
(3) 受取合計				
米ドル	253	356	310	299
英ポンド	152	172	222	212
オープン勘定	95	91	110	100
合計	500	619	642	611
(4) 輸入				
米ドル	237	198	205	215
英ポンド	88	99	140	138
オープン勘定	58	43	70	51
合計	383	340	415	405
(5) 貿易外収支				
米ドル	45	61	35	21
英ポンド	10	8	6	6
オープン勘定	3	1	—	1
合計	58	70	41	28
(6) 支払				
米ドル	282	259	240	236
英ポンド	98	107	146	144
オープン勘定	61	44	70	52
合計	441	410	456	433
(7) 収支尻				
米ドル	(−)29	97	70	62
英ポンド	54	65	76	68
オープン勘定	34	47	40	48
合計	59	209	186	178

出所：1)『外国為替』第37号，8ページ，2) 同，第43号，7ページ，

国別輸出見込と、商品別輸出見込の合計が一致すれば、輸出見込が仕上がるが、二ヵ月前から作成が開始されるため、先行指標についても、予算実施に至るまでの期間について、別途予測を行なう必要があり、推計に頼る部分が割合と多いので、結論がなかなか容易には一致しないのが実情であり、再び国別、商品別に立ち返って調整を重ねて一致点に到達する。

当時、計量経済学的手法は、外国学術雑誌等によって漸次導入されたが、これが政府策定の経済計画において本格化するのは、はるかのち、中期経済計画の作成（昭和三九年諮問、四〇年閣議決定）時のことであり、また上記作業は三ヵ月をベースとして行なわれるため、国別輸出信用状接受高の計数が予測の有力な手がかりとして利用された。

品目別の輸出見込については、主要品目については、通産省作成の「物資需給見込」が利用された。当時、まだ「産業連関表」（W. W. Leontief, *The Structure of American Economy*, 1947）の利用も、三ヵ月予算には適用が困難であり、輸入予測は、きわめて実務的に、個別の情報を詳しく収集して、最終的には保有外貨に余裕のない当時の状況下にあって、不測の事態が生ずることに備え、結論として比較的手堅い輸出見込みが採用される傾向が強かった。

しかし、当時の外貨予算が三ヵ月ベースで作成されたため、外貨受取見通しについては、総額について、二五年一―三月予算期に遡って左表のように比較してみると、はなはだしい過大評価を行なって、その後の外貨資金繰りをきわめて窮屈にしたというような手落ちはないものとみられる。

（単位　百万ドル）

予算期	輸出見込	実績	予算期	輸出見込	実績
昭和二五年 一―三月	一三八	一三三	昭和二六年 四―六月	三四〇	三七三
四―六月	一三八	一六六	七―九月	三六七	三二三
七―九月	一八八	一九八	一〇―一二月	三〇三	三二一
一〇―一二月	二一五	二七五	二七年 一―三月	四〇五	三八八
二六年 一―三月	二三三	二八一			

(二)　輸　入

第三章において、輸入貨物外貨予算の作成方法を説明した際、(イ)アベイラブル・アマウントの算定と、(ロ)要輸入物資量との両側面から予算規模が決定される事情を記した。期前の輸入外貨予算による輸入支払のうち、当期に支払が実行される〝繰越債務〟と、当期予算により当期中に支払が実行される〝当期落〟との合計が当期中の輸入支払の見込になる。この場合、見込の精度を左右する要因は外貨予算の確認額が、どのくらい輸入支払総額となるかを推定する〝純支払率〟と、輸入支払がどのように各予算期にズレ込んでゆくかという〝予算期別落率〟との二つであり、これらを既往予算の実施により、経験を重ねながら、決済通貨別に妥当と考えられる程度に推定する。輸入支払額（実績）は、外国為替統計の輸入額（実績）と等しく、これは外貨予算期別に区分できる。

逆に考えると、手堅い受取の見込と十分な支払予備費とを保留した上で与えられるアベイラブル・アマウントという枠の中で輸入支払を行ない、輸入物資を手当するという形になるので、外貨収支の側面からみると、二五年一―三月期から、二七年一―三月期までの三ヵ月予算期においては、外貨収支の予測精度は比較的良好であり（これはその

後、半年の期間に延長され、三九年三月まで続いた外貨予算の実施状況と比較して明らかにされることでもあるが)、予算制度発足当初、二億三一〇〇万ドルにすぎなかった保有外貨が、期中朝鮮戦争の勃発もあって、二七年三月末には、一一億六一〇〇万ドルに達したという事実は、外貨予算の運用がきわめて堅実であったことを示すものである。

しかし、反面、外貨予算制度が、予測のむずかしい国際環境に対処して、有効な物資買付を実現し、国内均衡の達成目標に沿う機能を有していたかどうかという点が問題となる。

二五年六月に勃発した朝鮮戦争に対しては、直ちに輸入促進が要請されたが、必要な予算追加措置がとられるまでに日時が費やされ、輸入促進の具体化は一〇月以降となり、買付の最盛期が国際物価の最も高騰した時期に集中し、表面上健全であった外貨収支も、内容的には高値の物資買付を回避できず、過剰買付の反動も生じ、国内均衡が相当に犠牲になったのではないかという批判が根強かった。当時、輸入公表までがSCAPの事前承認を要することとなっており、翌二六年六月に至り、この事前報告が必要とされなくなり、事後報告で足りることとなった。

(1) 本節に直接関連する論稿は横山康夫「外国為替予算と外貨資金繰表について」(『外国為替』第二二号、昭和二六年三月)、九―一一ページ、宅間道夫「貿易・為替統計の見方」(『東洋経済統計月報』第一七巻第四号、昭和三二年四月)、一―七ページ。

(2) 「外国為替予算は、閣僚審議会が作成するが、閣僚審議会令第六条によると、『外国為替管理委員会は四半期ごとの外貨資金に関する収支見込に関する資料』を作成しなければならない。この収支見込、即ち『外貨資金繰表』は、各四半期別に作成される外国為替予算における輸入貨物の需要を支えるとともに、アベイラブル・アマウントの限度を算出することによって、外貨面から外国為替予算の総枠を規制し制約する。」(横山康夫「外国為替予算と外貨資金繰表について」『外国為替』第二二号、九ページ)。

第四節　保有外貨統計

一　保有外貨の考え方

わが国の保有外貨については、昭和三三年五月二三日の大蔵省発表により、従来の「保有外貨」の発表形式を改正し、いわゆる流動的な外貨額である「外貨準備高」を昭和二七年三月分まで遡及して発表することとされ、この方式が現在(昭和五一年)まで続いているが、この改正前には、わが国の保有外貨について、二通りの統計があった。一つは、国会等で公表した「MOF(大蔵省)方式保有外貨」、すなわち表5-9に示したものであり、もう一つは、IMFで毎月発行している *International Financial Statistics*(『国際金融月報』、略称IFS)上に発表するため、IMFに報告されていた "Japan; Foreign Exchange Holdings" である。

国会をはじめ、国内で公式に外貨残高の計数が引用される場合(「経済白書」、「通商白書」等)では、「保有外貨」によっていた。[1] しかし、この計数の発表時期が一定していなかったため、毎月定期的に発行されるIFS掲載の「IMF方式保有外貨」は、国際比較にも便利であるため、[2] 用いられることも多かったが、両者の間には相当の金額の差があり、ともに内容的にも明らかにされない箇所が多く、流動性や交換性の点で著しく差のある外貨が一括されている等の問題があるとされ、昭和三三年当時のわが国の為替管理の正常化、自由化の進展(LUAの撤廃、MOFデポ整

理、英ポンド相場の自由化等）に伴い、上記大蔵省発表のように、流動的な外貨準備方式に切り替えられ、現行の外貨準備高が、三三年五月分以降につき、翌月五日ごろまでに前月末準備高が発表されるようになった。

以上の経緯によっても、「外貨」とは結局何をさすか、「外貨保有高」の定義が明確にされることが重要であると考えられる。

終戦後、司令部により全面的に管理されてきた外貨資金は、二四年一二月三一日に、外国為替管理委員会勘定が在日諸外国銀行に開設されて米ドル貨五三〇〇万ドルの管理運営権が移管されたことに始まり、司令部諸勘定が整理統合されて逐次外為委勘定に振り替えられ、講和発効の二七年四月二八日に最終的に司令部勘定の残高を外為委勘定に振り替えて閉鎖することによりようやく外貨勘定が一本化し、わが国が自主的に管理運用できることとなったが、その間外国為替管理委員会は、その設置法により、初の四半期報告を昭和二六年六月一日に内閣総理大臣に提出した。この報告は、「外国為替管理委員会月報」第一〇号（昭和二六年四・五月合併号）ならびに大蔵省『財政金融統計月報』第一八号（昭和二六年七月）により発表された。その後同じく、外国為替管理委員会により報告された諸資料をまとめて作成したのが、表5-10保有外貨残高表である。

表5-10は、当時の整理未了勘定を含まず、仮受、仮払勘定等について昭和二六年三月から五月にかけアメリカ公認会計士により実施された検査により司令部から広範な修正指示が行なわれたため、表5-9とは突合しない。しかし当時の外為委勘定および司令部勘定の内訳を知るには便利である。なお、第二章第三節の説明は本表の計数を用いた。

以下、MOF方式保有外貨残高、IMF方式保有外貨残高、外貨準備高統計の内容について説明しよう。

表 5-9　外貨保有高（単位：百万ドル，△印は借越）

	米ドル	英ポンド	オープン勘定	総額
24年12月末	156.1	44.4	18.1	218.6
25年1月末	171.8	41.0	16.9	229.7
2	199.8	41.0	5.3	246.1
3	220.7	42.1	△ 0.6	262.2
4	257.4	49.5	△ 5.8	301.1
5	241.7	48.1	△ 11.1	278.7
6	249.3	47.6	△ 10.9	286.0
7	303.1	48.3	△ 9.6	341.8
8	326.3	58.6	△ 4.5	380.4
9	354.3	58.6	6.9	419.8
10	405.9	61.0	19.7	486.6
11	449.0	58.0	27.1	534.1
12	464.5	54.9	41.9	561.3
26年1月末	442.7	46.2	48.0	536.9
2	432.7	44.0	55.8	532.5
3	403.3	43.8	45.7	492.8
4	366.6	85.0	43.3	494.9
5	328.3	117.0	31.8	477.1
6	324.7	122.2	37.7	484.6
7	346.8	106.8	58.3	511.9
8	427.8	106.6	69.2	603.6
9	484.7	113.6	72.7	671.0
10	521.5	137.6	86.4	745.5
11	543.5	173.3	99.6	816.4
12	583.5	211.3	119.8	914.6
27年1月末	601.3	230.0	118.2	949.5
2	623.3	256.9	129.2	1,009.4
3	642.6	279.1	137.4	1,059,1
4	659.9	307.4	138.6	1,105.9

出所：「戦前・戦後の長期経済指標」（『東洋経済新報』第2804号，昭和32年11月26日），125—31ページ．原資料は大蔵省為替局資金課原票．

表 5-10　保有外貨残高推移（FECB四半期報告による分）

	米ドル（千ドル）			ポンド・スターリング（千ポンド）			オープン勘定（千ドル）	総計
	FECB 勘定	SCAP 勘定	合計	FECB 勘定	SCAP 勘定	合計	同左ドル換算	合計	（千ドル）
24年12月	53,000	113,112	166,112	0	15,844	15,844	44,363	20,670	231,145
25年1月	59,936	111,886	171,822	5,420	9,997	15,417	43,168	14,038	229,028
2	79,881	119,949	199,830	6,193	8,460	14,653	41,028	7,302	248,160
3	102,639	118,102	220,741	6,328	8,696	15,024	42,067	△ 3,598	259,210
4	121,750	135,647	257,397	6,957	10,730	17,687	49,524	△ 9,398	297,523
5	143,590	113,086	256,676	6,911	10,270	17,181	48,107	△ 15,215	289,568
6	165,572	112,724	278,296	8,177	8,814	16,991	47,575	△ 14,914	310,957
7	192,950	110,176	303,126	8,346	9,266	17,612	49,314	△ 13,638	338,802
8	211,974	111,032	323,006	11,996	8,973	20,969	58,713	△ 7,826	373,893
9	242,470	110,681	353,151	13,204	7,726	20,930	58,604	3,181	414,936
10	281,552	123,796	405,348	17,608	4,188	21,796	61,029	16,674	483,051
11	397,670	49,669	447,339	19,254	1,460	20,714	57,999	24,145	529,483
12	410,488	51,354	461,842	18,244	1,198	19,442	54,438	40,484	556,764
26年1月	387,585	52,507	440,092	15,048	1,274	16,322	45,702	47,239	533,033
2	420,396	8,658	429,054	14,798	744	15,542	43,518	55,995	528,567
3	370,621	30,049	400,669	14,579	896	15,475	43,330	44,712	488,711
4	306,597	57,421	364,017	28,233	957	29,190	81,732	43,319	489,068
5	287,973	37,262	325,234	41,077	720	41,797	117,032	30,225	472,491
6	294,464	27,262	321,726	43,444	199	43,643	122,200	37,761	481,687
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	454,712	29,509	484,222	40,573	0	40,573	113,604	72,703	670,529
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	553,567	29,411	582,978	75,455	0	75,455	211,274	119,852	914,104
27年1月	571,950	29,393	601,343	82,152	0	82,152	230,026	118,169	949,538
2	593,896	29,393	623,289	91,738	0	91,738	256,866	129,302	1,009,457
3	613,226	29,376	642,602	99,668	0	99,668	279,070	137,525	1,059,197
6			671,406				355,289	134,645	1,161,340

出所：外国為替管理委員会「四半期報告」（ポンド・スターリングの米ドル換算は1ポンド＝2.8ドルによった）および同「外国為替資料」.

二　MOF方式保有外貨残高

(1)　外貨の保有主体

外国為替資金特別会計、日本銀行および日本にあるわが国外国為替公認銀行の保有外貨を計上する。

(2)　外貨の種類

外国為替は通貨の種類のいかんを問わず計上されるが、金(きん)は計上されない。

(3)　外貨資金の形態

外国為替資金特別会計および日本銀行の保有分については、この両者の名義となっている外貨資産をすべて計上し、わが国為替公認銀行の保有分については、キャッシュ・ベースの総外貨資産と総外貨負債との差額（キャッシュ・バランス）を計上する。[3]

すなわち、MOF方式は、MOF保有分（外銀預金、東銀預金、邦銀一一行に対する外貨預託、外貨証券、オープン勘定残高）、日銀保有分（外貨預金、外貨証券）については、その資産形態のいかんを問わず、キャッシュ・ベースで全額計上し、為銀保有分をネット・キャッシュ・ベースで計上加算することを基本とするものであるが、以下説明するIMF方式保有外貨およびヨーロッパ諸国の「外貨準備」方式に比べ、最も異なる点は、為銀保有分を保有外貨として計上し、政府保有の金を含めていないことである。

為銀の外貨保有が認められるようになったのは、講和条約締結直後のことで、二七年六月以降わが国甲種為銀は外

貨保有（米ドル）が認められ、同年一二月甲種為銀に対する外貨預託制が実施されたが、以下簡単にそれらが保有外貨として計上された理由に触れておく。

全面集中廃止（ドル＝二七年六月一六日、ポンド＝二八年三月二日）後も、為銀保有分は保有外貨の一部であるという考え方があったのは、為銀のMOFに対する為替売買が著しく高い比重を占め、MOF保有外貨は、究極的な「外貨準備」としてではなく、通常運転資金としての性格を多分に有し、為銀の運転資金との間に画たる区別をつけることはできなかった事情によるとみられる。また、為銀のネット・バランスについては、さらに、メール・クレジットとオーバー・ドラフトを加算した額としたが、これはその額を売持することを禁ずる持高規制が行なわれ、借入外貨に見合うだけの流動的な外貨を保有するという為替管理的な考え方により、キャッシュの自己資金による買持部分は、為銀の流動的外貨資産の余裕分として計上されたものとみられる。

三　IMF方式保有外貨残高

IMFは、その協定第一九条およびIFSにおいて、「外貨準備」の考え方を規定し、採用した。「外貨準備」とは、「当局が他国に対する支払を賄うために利用できる資産で、必要な場合に通貨当局が利用でき、債権者たるべき者によって受け入れられるもの」である。各種の外貨資産を「外貨準備」に算入するか否かは、次の三つの基準により定めている。

(1)　資産保有の主体　　政府および中央銀行に限定する。

(2)　資産の種類

原則として金(きん)および交換可能通貨に限定するが、ＩＦＳ掲載の計数には交換不能通貨をも計上した。ＩＦＳでは、世界各国の「外貨準備」の比較を行なうが、各種の通貨の利用可能性が各国によって異なるため、画一的な基準を設けがたいことがその一つの大きな理由であった。

(3)　資産の形態

ＩＭＦ協定第一九条(d)では、鑄貨、紙幣、銀行残高、銀行引受手形および期限一二カ月以内の政府債務証書を通貨準備と規定するが、これらに限られないことも付記されており、ＩＦＳでは、政府債務証書について期限を限定しない。その理由は、保有主体が政府と中央銀行に限られるためである。なお、為銀の場合の政府証券の保有動機は、流動性よりは収益性のためとも考えられる。ＩＭＦ協定第八条第五項「情報の提供」によると、加盟国は基金に対し業務のために必要と認められる情報を提供することになっており、これにより加盟各国は、毎月、ＩＭＦに対し、金および外貨保有高を含め、定められた範囲の情報を提供し、これらがＩＦＳに掲載される。

わが国でも、ＩＭＦの報告要請に従い報告される金および外貨保有高については、ＭＯＦ、日銀保有分のほか、ＩＭＦの要請に従い、為銀保有分を、その外貨資産（預け金、証券、現地貸付、輸出手形）のグロス額でそれぞれ報告している。ＩＭＦは、ＩＦＳの編集に当たり、このうちＭＯＦ、日銀保有分を「外貨準備」の項目に計上し、為銀保有分は、国別統計欄に特掲計上している。

四　外貨準備高

わが国現行の「外貨準備高」方式によると、二七年中の推移は次のとおりである。

（単位　百万ドル）

	外貨準備高	ＭＯＦ方式保有外貨
二七年　三月	九三〇・三	一、〇五九・一
六月	一、一三六・七	一、一六七・六
九月	一、一二一・九	一、一八二・二
一二月	九七九・二	一、一三八・五

ＭＯＦ方式保有外貨が外貨準備高に改正された理由を摘記すると、流動性および交換性の点で性質の異なる外貨が混入しているＭＯＦ方式を、世界的に広く採用されている外貨準備高方式に切り替え、一国の通貨当局によって利用可能な金および交換可能通貨の保有高を示すようにしたのである。その背景としては初めに記したように、経済環境の進展と、外為委が司令部勘定を引き継いだ経緯とがあった。

外貨準備高の内容を付記すると、

(1)　外貨の保有主体　　政府および日本銀行の保有外貨を計上し、為替銀行等の保有外貨は計上しない。

(2)　外貨の種類　　金、硬貨（米ドルその他の交換可能通貨）および軟貨のうちの英ポンドを計上し、オープン勘

定債権債務残高は計上しない。

(3) 外貨資産の形態

鑄貨、紙幣、銀行預金、政府証券および銀行引受手形の形をとる外貨資産を計上するが、銀行預金のうちのわが国為替銀行に対する預金および政府証券のうちのわが国外貨債などは除外する。

五　「外貨準備高」と「MOF方式保有外貨残高」との具体的相違点

(1) 政府保有分

(一) 政府保有金を計上したこと（金は最も安定した外貨準備であり、今後とも増加することも考えられる）。

(二) 対東銀定期預金（東銀を通ずる対外銀定期預金を除く）、対一一行外貨預金を除外したこと（これは本来、邦銀の外国為替業務に必要なものとして預けられたもので、流動性はほとんどない）。

(三) MOF保有のわが国外貨債を除外したこと（これは、本来外貨債の価格安定のため買い入れられたもので、売却の相手方は原則として国債整理基金特別会計であり、外貨準備と考えることはできない）。

(四) 特別決済勘定残高を除外し、この残高については、別途、国別に適宜発表する（特別決済勘定とは、オープン（または清算）勘定のことで、この勘定は双務的であり、多数の勘定の債権・債務を単純に合計したネット残高には、交換性、多角決済性もなく、外貨準備としては不適当である）。

(五) 外国為替としては硬貨と英ポンド以外は除外する（IMFの考え方では、外貨準備は、金と米ドルおよび米

ドルに交換可能な通貨（硬貨）となっている。ただし、スイス・フランはスイスが非加盟国のため除外する）。わが国としては、硬貨のほか、わが国の決済通貨として大きな比重を占める英ポンドを含めることにした。MOFは、米ドルと英ポンドのみを集中通貨としているが、これ以外の通貨を保有することとなっても、それが硬貨であれば含め、軟貨の場合は除外される。この点は、日本銀行保有分についても同様である。

(六) 預金残高の計数に関して従来預金先よりのバンク・ステートメントによっていたのを改め、外為会計の帳簿によることとした（日銀帳簿による日銀保有の預金残高と、かなり報告の遅れるバンク・ステートメントによっていたMOF預金残高との間に統計ベースの不統一があった。これにより、不統一が解消するとともに月末残高が翌月五日ごろ発表できるようになった）。

(2) 日本銀行保有分

(一) 日銀保有金を計上する（切替え当時は接収貴金属の処理に関する法律が未成立のためほとんど該当がない）。

(二) 外国為替としては、硬貨と英ポンド以外は除外する（切替え当時該当なし）。

(3) わが国外国為替公認銀行保有分

これについては全く計上しない。

MOF方式保有外貨は、わが国為銀保有分をキャッシュ・バランスの段階で計上していたが、この中には現地貸付のごとき流動性のほとんどない貸付金がある。

さらに問題であったのは、為銀の持高規制がアクチュアルにまで緩和され（三〇年一月一日）、為銀が、借入外貨を輸出手形および本邦ローン（ドル二九年一一月、ポンド三〇年三月開始）の形で運用することが認められたのちにおいて、保

有外貨統計のみは、為銀勘定につき、キャッシュ規制当時の厳格な基準を守り、売持に転じたキャッシュ・バランスをマイナスとして計上することは、為替勘定の把握として不十分であり、その上、為銀段階に属するユーザンス・スタンドバイ・クレジット等の債務、輸出手形のごとき債権を調整するなど、いわゆる実質保有外貨を再計算する必要が生ずる。これらの問題は、為替保有分を除外することにより解消した。

六　保有外貨残高の増減と外国為替統計収支尻との比較

外国為替統計の収支尻は、保有外貨の増減に見合うべきものであるが、次のような事由によって、両者は一致しないことが多い。

(1)　一覧払輸出手形を買い取ると、外国為替統計では輸出による受取として計上されるが、その手形は未だ外地における取立未済のものであり、キャッシュ・バランスである保有外貨の増加となるまで、通常、対アメリカで一〇日前後、対イギリス本国で一三日前後とみられている。

(2)　期限付輸出手形の場合も、外国為替統計では一覧払手形と同様、直ちに受取に計上されるが、この手形がニューヨークまたはロンドンで外国銀行に割引されない限り、保有外貨は増加しない。

(3)　一覧払輸入手形の場合、外地で外貨決済が行なわれ、保有外貨が減少しても、外国為替統計では船積書類の到着を待って支払に計上される。

(4)　外国為替銀行の保有外貨を利用する邦銀ユーザンスの場合(二九年一一月米ドル、三〇年四月ポンド)、外貨支払は

済み、輸入業者からの円資金取立が猶予され、円貨払込時に外国為替統計の輸入が計上される。

(5)　外国為替統計は、顧客と為銀との取引に限定計上するため、為銀を経由する各種外貨取引を含む保有外貨増減と突合しなくなる。

(6)　報告洩れ

外国為替統計の利用を数年重ねた結果として、収支尻と保有外貨増減の食違いが、いわゆる黒誤差として表われることが多く、このため支払面の諸報告に報告洩れがあるのではないかという見方が出てきた。

外国為替統計の作成方法および輸出関連諸統計の説明および図示によると、為替統計の輸出は、銀行買取済の輸出申告書を基礎とするが、他方、税関から日本銀行に通関済の輸出申告書が送付され、この二通の申告書は、審査のため突合される。したがって、買取申告書の提出が遅延することはあっても、報告が脱漏することは考えられない。

貿易外受取報告書については、輸出の場合のようなチェック機構は存在しないが、大口の特需等は、直接日本銀行に振り込まれるので、一件ごとの金額の小さい一般貿易外受取報告書に未提出分があるか否かが問題とされるが、その場合、黒誤差でなく、赤誤差が発生する。したがって、黒誤差の発生因は、支払関係報告書の提出遅延ないし報告洩れにあるのではないかと推察されることとなった。

船積書類到着報告書は、為替銀行が輸入一件ごとに作成して日銀に提出することになっており、輸出申告書が業者により必要部数が作成提出され、関係機構の間で十分に突合審査されるのとは異なり、報告洩れの可能性が考えられる。しかし、船積書類には必ず輸入承認証番号を記入することになっているので、必要とあれば日銀に送付される輸入承認証との突合が行なえるはずであった。また同じく日銀に報告される輸入信用状報告には、輸入承認証番号を記

入するよう定められたので、輸入承認→輸入信用状→輸入支払の段階を通じての突合は、理論的に可能であり、一件ごと平均での金額が小さい輸出申告書（したがって件数が多い）に比べ、輸入の場合は一件当りの金額が多く、報告書類の数が輸出の場合よりかなり少なかった。

したがって、右のような突合をあえて実施すれば、黒誤差の発生は防げなくとも、その額を減少させることとなったと考えられる。しかし、現実にとられた措置は、昭和三三年五月の外国為替統計の改正時、従来の報告書ベースでの計上方法を、原則として顧客と外国為替銀行との間の実際取引日に改め、実際上は翌月一五日をもって当月取引分集計の締切日とした。

参考のため、外国為替統計収支尻と保有外貨増減とを半年ごとに比較しておく。

（単位　千ドル）

	外国為替統計収支尻(A)	MOF方式外貨保有増減(B)	(A)−(B)
昭和二五年　一—六月	六四、三六一	六七、四二九	△三、〇六八
七—一二月	二六六、七四二	二七五、三一二	△八、五七〇
二六年　一—六月	△一〇、一八二	△七六、七二四	六六、五四二
七—一二月	三四一、四八五	四二九、九四一	△八八、四五六
二七年　一—三月	一七八、四九五	一四四、五八〇	三三、九一五
計	八四〇、九〇一	八四〇、五三八	三六三

（1）詳しくは、「経済白書」昭和二七年、七九ページ所載の外貨保有高は外為委資料により、「経済白書」昭和二八年、六九ページ所載の外貨保有残高の推移は、大蔵省為替局資料によっている。

大蔵省による外貨保有状況の発表は、たとえば、大蔵省『財政金融統計月報』第二八号（国際収支）、五七ページに「外貨保有状況」が二六年三月分から二七年三月分まで発表され、あるいは、「通商白書」昭和二七年、一六ページおよび一三八ページに引用されている。

（2）IMFは、加盟国の財政・金融・為替・貿易・物価等の傾向を比較する見地から、為替面については政府および中央銀行保有分のほか、為替銀行の保有分についても、そのグロス資産について報告するよう加盟各国に対して要請している。

（3）キャッシュ・ベースの総資産とは、外貨預け金、外貨証券、外貨貸付金、インター・オフィス勘定貸残およびその他（たとえばエスクロー勘定貸残や外貨紙幣・鋳貨）の合計であり、同総負債とは、外貨預り金、外貨借入金、インター・オフィス勘定借残およびその他（たとえばエスクロー勘定借残）の合計をいい、この両者の差額を為替銀行のキャッシュ・バランスと呼ぶ。さらに、このキャッシュ・ベースの総資産に、輸出手形、輸入手形などを加えたものと同総負債に送金為替未決済分などを加えたものとの差をアクチュアル・バランスと呼び、円資金による買持高を示すものである。

第五節　輸出入貿易年別推移（昭和二一年―二六年）

一　昭和二一年（昭和二〇年九月から二一年一二月まで）

(1)　輸出（一億〇三〇〇万ドル）の大宗は生糸で、総輸出額の四七％を占めるが、総輸出額も小さかったので、生糸輸出量もわずかである。このほか石炭、枕木、機械等、さらに戦時中ストックされた鉛、錫、アンチモニー、生ゴム等が輸出された。綿糸、綿織物の輸出（総輸出額の一・三％）はまだ本格化しなかった。国別には、総額に対し、アメリカ向け六九％と圧倒的で、朝鮮（一九％）、中国（七％）がこれに次ぐ。

(2)　輸入（三億〇六〇〇万ドル）の六一％は食糧（八六万四〇〇〇トン）で、これに肥料と、主として漁船用に使用される重油とを加えると七〇％以上となり、食生活関連輸入が大部分を占めた。残余の大部分は綿花[1]で、これが加工製品化されて大部分が輸出された。国別には、アメリカからのものが九六％を占めた。

当時の貿易は司令部管理のもとに貿易庁の国営貿易方式で運営され、輸入は司令部の許可基準「必需物資の輸入」（二〇・一〇・九）によって規制され、食糧等の民生用緊急物資が主たるもので、見返りとして極東地域における復興用物資等の輸出が行なわれた。司令部の指令により政府は輸出入計画を幾度か作成、提出し、国内復興用資材、見返輸出品原材料等の輸入も要請したが、支払手段の不足のためそれらは二二年からようやく輸入された。

以上により、終戦直後の貿易の特色は、①輸入品目が著しく食糧中心であり、二二年に入ってから加工輸出原材料（綿花、羊毛、生ゴム）および重油、鉄鉱等の生産資材が輸入されるようになったこと、②貿易規模が小さく、戦前に比べると実質的には、輸出は六～八％、輸入は二〇％前後の規模[2]であり、その上、入超額が大きく、大部分アメリカの「占領地救済資金」（ガリオア援助）で賄われることとなった。③したがって、アメリカとの輸出入の比重が著しく大きい、等が指摘される。

二　昭和二二年

貿易公団の設立等による国内体制の整備および九月以降の民間貿易の再開等により、前年に比べ相当の増加となった。

(1)　輸出（一億七四〇〇万ドル）は前年に比べ約七割増加したが、昭和五―九年平均に比べ一割強の小規模である。輸出の半ば、五五・五％を繊維品で占め、うち、綿糸・綿織物は三四・七％、生糸は七・七％（前年[3]八万六三七六俵に対し本年一万七〇九三俵の輸出）と、綿製品が増大、生糸が減少した。綿製品については、綿花をアメリカから借款輸入し加工輸出代金で借款を返済することになり、輸入綿の約八割が輸出用に向けられた。しかし、輸出代金は米ドル決済が建前であるが、二二年八月イギリスがポンドとドルの交換停止を行ない、わが国の輸出主要市場である東南アジア地域はドル不足に陥り、毎月の輸出向け生産の約半ばしか輸出されず、一二月末における滞貨は、綿織物約三億ヤード（二二年輸出は約四億ヤード）、綿糸約一〇〇〇万ポンド（同二四〇〇万ポンド）に達した。

農水産物、雑貨類、機械類等の輸出は漸次増加したが、機械については、わが国における鉄鋼、石炭の不足により十分に注文に応じられなかった。また、二二年においても、前年同様、朝鮮・香港向け石炭、中国・朝鮮向け杭木・枕木等の木材、沖縄・朝鮮向け肥料のごとく、わが国内においても不足している物資が、極東地域の復興用として輸出された。しかしその比重は減少し、商品構成は、戦前に近い姿に立ちもどりをみせた。

(2)　輸入（五億二六〇〇万ドル）は前年比約七割増加したが、昭和五―九年平均に比べ三三％弱の規模である。

(一)　飢餓・疾病を防止し、最低生活を維持するための物資の総輸入額に対する割合は六八・二％で、食糧、肥料、医薬品の全部、油糧（ヤシ油、コプラ、桐油等）の大部分、石油類の約三割（漁船用重油その他農水産用）、塩の約七割（食用）等がその内容で、戦前、工業原料が五～六割を占めた構成とは大きく変化した。

(二)　生産用資材は、総輸入の約一六％で、石油類の約七割（製鋼用、その他工業用）、塩の約三割、機械類のほか、粘結炭、銑鉄、工業薬品ベンゾール等である。

(三)　輸出用原材料の比重は一五％程度で、主要品目の綿花は二一年の七〇万三〇〇〇俵から二二年は六〇万六〇〇〇俵に減少し、その他羊毛、麻、生ゴム、パルプ等があるが、綿花の減少は綿製品の輸出が順調でなかったことによる。

以上の輸出入の地域別構成は、対米輸出一六・五％、輸入八八・三％、対東南アジア輸出六六・八％、輸入八・六％、その他輸出一六・七％、輸入三・一％となり、対米輸出の比重が減じ、オランダ領インド向け輸出の伸長等によって東南アジア地域が過半を占めるに至り、戦前の対東南アジア貿易中心の姿に復帰しつつある。

しかし、輸入がアメリカ中心で、輸出が非ドル地域に伸長し、ドルの入超が拡大し、バーター貿易契約が、二二年九月、対ソ連貿易、二三年一月に対米貿易にそれぞれ成立し、対インド、対ヨーロッパ貿易にも交渉が進められ、さらに綿製品滞貨につき、半額はポンド貨またはバーター支払を許可した。

二二年九月、外国貿易業者の来日許可により開始した民間貿易は、年末までの輸出契約高一九〇〇万ドルと僅少であった。契約先のバイヤーはアメリカが八割以上を占め、東南アジア諸地域からはきわめて少なかった。

三　昭和二一三年

(1)　輸出（二億五八〇〇万ドル）は、年後半にかけ著しく伸び、前年比約五割増、輸入（六億八四〇〇万ドル）は前年比三割増加した。昭和五―九年に比べ、輸出は一六％強、輸入は四〇％弱の規模である。

輸出入の品目構成は、輸出ではほぼ戦前の構造に復帰したが、輸入面では、食糧の比重が二一年以来低下したものの、なお半ば近くを占め、他の生産資材・輸出原材料の輸入が圧迫された。

また、二二年まではすべてアメリカ自体からの輸入であった援助輸入は、二三年から「海外買付」（オフ・ショア買付、アメリカ以外からの買付）が始まり、二三年において、援助輸入（四億六一〇〇万ドル）の二七％（一億二三六〇万ドル）に達した（援助輸入は輸入総額に対し六七・四％に上っていた）。

(2)　輸出入の地域別構成は、非ドル地域との貿易がバーターないし双務決済的な協定で行なわれてバランスを保ち、拡大した貿易の入超（四億二〇〇〇万ドル）はもっぱらドル地域からの入超による（表5－11）。戦前は、ポンド地域への出超がドル地域からの入超に見合っていた。

表 5-11　決　済　地　域　別

年別	輸出 合計	輸出 ドル地域	輸出 ポンド地域	輸出 オープン勘定地域	輸入 合計
昭20.9～21.12	103(100.0)	82(79.6)	2(2.3)	18(18.1)	305(100.0)
22	173(100.0)	48(28.1)	56(32.4)	68(39.5)	526(100.0)
23	258(100.0)	86(33.7)	61(23.9)	109(42.4)	684(100.0)
24	509(100.0)	168(33.0)	227(44.7)	113(22.3)	904(100.0)
25	820(100.0)	294(35.9)	244(29.8)	281(34.3)	974(100.0)
26	1,354(100.0)	316(23.4)	585(43.2)	452(33.4)	1,995(100.0)
27	1,272(100.0)	396(31.2)	539(42.4)	336(26.4)	2,028(100.0)
28	1,274(100.0)	490(38.5)	317(24.9)	467(36.6)	2,409(100.0)
29	1,629(100.0)	560(34.4)	492(30.3)	575(35.3)	2,399(100.0)
30	2,010(100.0)	816(40.6)	649(32.3)	545(27.1)	2,471(100.0)
31	2,500(100.0)	1,095(43.8)	906(36.2)	498(20.0)	3,229(100.0)

（注）　本表の中に掲載されている決済地域別貿易額は，実際の決済通貨別に仕訳したものではなく，毎月初現在で貿易統計上の貨物の国別分類を，「標準決済方法に関する規則」（昭和25年外国為替管理委員会規則第15号）の別表に基づいて仕訳した．

出所：大蔵省主税局税関部「外国貿易概況」昭和31年12月．

輸　出　入　額　（単位：百万ドル）

入 ドル地域	入 ポンド地域	入 オープン勘定地域	入（△）出超 合計	入（△）出超 ドル地域	入（△）出超 ポンド地域	入（△）出超 オープン地域
302(99.1)	0(0.1)	2(0.8)	△ 202	△ 220	1	16
490(93.3)	24(4.7)	10(2.0)	△ 352	△ 441	31	57
562(82.3)	73(10.7)	47(7.0)	△ 425	△ 475	△ 11	61
680(75.2)	139(15.4)	84(9.4)	△ 395	△ 512	88	29
558(57.4)	222(22.8)	193(19.8)	△ 154	△ 264	21	88
1,180(59.2)	453(21.8)	361(19.0)	△ 640	△ 863	131	91
1,221(60.2)	501(24.7)	304(15.1)	△ 755	△ 824	38	31
1,304(54.1)	602(25.0)	502(20.9)	△1,134	△ 814	△ 285	△ 34
1,411(58.8)	433(18.1)	554(23.1)	△ 770	△ 850	59	20
1,332(53.9)	599(24.3)	539(21.8)	△ 460	△ 515	49	5
1,725(53.4)	1,057(32.7)	447(13.8)	△ 729	△ 629	△ 151	51

（注）　表5－11は、その注に記されたように、実際の決済通貨別に仕訳したものではない。本来決済通貨別を明らかにするのは、外国為替統計の役割であるが、この統計は二四年一一月から作成されたので、二三年の通貨別輸出入動向を推察するため、便宜上通関統計の決済地域別輸出入額を用いた。

以下、入超累積の諸要因を考えると、

①　輸出規模の低位

二二年八月のポンド自由交換停止により、ポンド地域諸国は日本品の輸入を手控えた。わが国輸出の大宗である繊維は、ドル不足により食糧・基礎資材買付が優先されて不利な立場にあり、国内基礎資材は生産回復が不十分で国内復興需要と競合して輸出余力に乏しく、輸出振興措置もまた十分でなく、二三年一―六月の輸出は前年を下回るという不振であった。二三年七月以降については、イギリス連邦・オランダ等の間に相次いで通商協定が締結され[4]、直接にドル貨を必要としない双務的な決済が可能となったこと、国内生産が回復してきたこと、八月からの最低ドル価格制（フロア・プライス制、この建値以上に売却した場合はこの価格の一二五％までを支払う）の実施に続いて、一〇月からは価格算定制度PCSが実施され一一月から軌道に乗り出したこと等により、著しい伸張を示した。しかし、当時の輸出規模は、戦前より低く、個別商品での戦前水準回復率（昭和二三年一―九月平均の一二年平均に対する）は、昭和二四年度「経済白書」によると、綿織物二五・五％が最大で、綿糸一五・〇％、硫安一三・七％、生糸一二・九％、板ガラス一一・九％、人絹糸六・七％、セメント二・〇％、鋼材に至っては〇・三％と低いものであり、輸出余力の乏しさを物語っている。

② その他の要因

輸出の不振と並んで輸入の増大が入超累積の直接の要因であるが、品目別には最小限必要なもののみで節減の余地はなかった。

経済審議庁時代に作成された貿易単価指数（昭和九―一一年平均＝一〇〇・〇）によると二二年以前は不明であるが、年平均をとると、輸入単価指数は、二三年三八二・五、二四年三二二・六、二五年三〇三・一、二六年四三二・二、二七年三八一・五と推移し、交易条件指数は二三年九七・四、二四年一〇五・九、二五年九七・三、二六年一〇六・一、二七年一一二・九と推移しており、とくに輸入構成の中心となる食糧について、戦前より価格騰貴率がはなはだしいことが、入超幅を拡大させている。

また、運賃負担の増大が入超の一大要因とみられ、国際収支統計によると、運賃支払が一億二三〇〇万ドルに上っている。たとえば、輸入価格中運賃の占める割合は、地中海塩八二％、北アメリカ産原油五六％、石炭三七％、海南島産鉄鉱石三〇％であるが、この傾向は、原材料の大部分を海外に依存する反面、船腹の大部分を戦争で失ったわが国にとっては、その後、貿易の黒字によって、貿易外収支の赤字がカバーされるまで、国際収支の負担となった。

四　昭和二四年

(1)　輸出（五億一〇〇〇万ドル）は前年比九七・四％増で、ほぼ倍増となった。しかし、表5-6に示されたとおり、戦前（昭和九―一一年平均）の数量に比べると、一六％の水準にすぎない。前年に比べ、輸出単価が下落して、輸

出数量としては一二八％増加した。しかし、年間の推移は、平均一―三月四〇〇〇万ドル、四―六月四七〇〇万ドル、七―九月四三〇〇万ドル、一〇―一二月四〇〇〇万ドルと六月以降年内一杯伸び悩みの傾向がつづいた。

輸出環境においては、アメリカにおいて戦後最初の景気反転が現われ、ヨーロッパ諸国の輸出力が漸次回復し、東南アジア諸国では政情不安が続いた。国内的には財政金融面におけるドッジ・ラインの遂行により、内外を通じデフレ的様相が濃くなり、国際経済は売り手市場から買い手市場に転換を示した。

年間を通じ輸出が増大した原因は、生産量の増加、国内購買力の停滞による輸出圧力の増大、通商協定の進捗、輸出手続の簡素化、いわゆる「盲貿易」の緩和および長期的にみれば単一為替レートの設定による貿易活動の正常化、さらに一〇月二六日のフロア・プライス制度の廃止、などがあげられる。二四年中協定相手国に対する輸出額はわが国輸出総額の約七割を占めた。また、二月一五日から商品輸出契約の承認の権限がわが国政府に移管され、従来の政府貿易による輸出は、①政府所有物資、②政府対政府貿易、③資金等の関係で民間だけでは困難な場合、④政府による輸出品計画生産の場合等に限り、その他はすべて民間貿易に移し、輸出の約九〇％が政府の事前許可を要しない民間輸出によって行なわれるようになった。

しかし、一面、単一為替レートの設定による一時的動揺と九月一八日のポンド切下げの影響は、年後半の伸び悩みをもたらした。国内価格に比較的弾力性をもっていた繊維および農水産品はそれらの影響を比較的早期に切り抜けたが、金属、機械、化学製品などの重化学工業品および雑貨類は、影響を強く反映し、一方、補給金撤廃などによるコスト高もあり、翌年四月ごろまで為替レート設定前の七割台に停滞した。

また、インド、パキスタン、ビルマ、タイおよびフィリピンにおける工業化の要請ないし貿易収支の逆調に基づく

輸入制限の強化、ポンド地域およびフランス連合などに見られる地域内特恵関係の存続、さらにインドの綿業発達やアメリカ、イギリス等先進諸国の機械技術輸出に伴うわが国の輸出との競合、アジアの政情不安などが、輸出の伸長を阻む背景となった。

商品別輸出実績を前年と比べると、綿製品（前年比九三％増）、人絹の著増（三・七倍）の反面、絹織物微増（九％）、生糸の減少（二一％減）により、繊維品の輸出総額に占める比重は前年の六二％から五四％に低下した。反面、金属（五・八倍）、機械（四倍）が急増し、比重は両者合わせて前年の一〇％から二四％に上昇した。

(2)　輸入（九億〇五〇〇万ドル）は前年比三一・二％増加し、その数量は、昭和九―一一年水準の二八・五％である。品目別には、大口の食糧は、前年比一四％増加し、食糧事情の好転に寄与したが、輸入総額に占める比重は四一％となり、前年の四六％より低下し、工業原材料の比重を増加させた。金属鉱産物および石炭はそれぞれ前年比三・六倍と八二％増、繊維原料は三八％増加し、比重は二二％に上がり、機械は比重が未だ僅少であるが五・三倍と目立って増加した。

二四年中の製造工業生産指数（経済審議庁調、昭和九―一一年平均）は六八・九で、前年の五二・五に比べ三一・二％の増加率を示し、輸入額の増加率とほぼ見合うものとなった。

二四年中の輸入の特色は、

(一)　食生活関係物資（主食糧、塩〔含工業用〕、肥料、油粕等）の輸入総額中に占める比率が依然として大きく、うち主食糧（米、豆類、砂糖、小麦）は三二七万トンと前年比約倍増し、金額では約三億六〇〇〇万ドル、うちアメリカからの輸入はその約七五％、その大部分が援助輸入であった。

(二)　復興用資材は、鉄鉱石が前年の約八万トンから約一五三万トンに著増、石炭も一二三万トンから一七八万トンに増加した。石炭の九割、石油の全部がアメリカに依存した。

(三)　輸出用原材料としての綿花は、二四年中買付契約量がほぼ一一七万俵で、うち米綿が約八割であり、二四年中の輸入は借款約五六万俵、商業勘定約一六万俵で、戦前の米綿の比重は約半分であったが、戦後は、アメリカ以外からの輸入は戦前に比べ著しく減少した。羊毛の買付実績は約一四万俵、買付先はオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカと、大部分がスターリング地域であった。

五　昭和二五年

昭和二五年中は、戦後日本経済にとって、大きな変化の年である。前年来実行されてきた経済安定計画のもとで、インフレーションは終息したが、反面、滞貨増大と購買力不足が一般的となり、輸出増大と国内投資の積極化が当面の課題とされた。

世界経済は、戦後の物資不足とインフレが各国で終息し、経済統制も撤廃・緩和され、大多数の国の工業水準は戦前水準を上回るに至った。しかし、六月の朝鮮戦争発生による各国の軍備拡充計画の進行は、正常化しつつあった経済を足踏みさせ、世界的に戦略物資を中心とする物資不足や、物価高騰が生じた。

わが国経済は、特需の発生、輸出の増大により滞貨は一掃され、生産も再び上昇を開始する一方、輸出入価格の高騰と、外為会計の払超を主因とする通貨の膨張によって国内価格も高騰し、先行きに対する強気の見通しも重なっ

て、投資活動も活発化し、朝鮮戦争による跛行的ブームがしだいに一般的好況へと進展するかにみえた。ところが、翌年二月ごろから世界的に「動乱景気」に対する反動傾向があらわれ、日本経済も調整の過程に入らざるをえなくなった。

(1) 輸　出

総額八億二〇〇〇万ドルで、前年より六一%増加し、輸出単価は低落したので、数量としては九三%増大した。戦前（昭和九―一一年平均）に比べると二九%の水準である[5][6]（表5－6）。この水準は、主要諸国と比べ、回復遅延が目立っている[7]。

(一) 二五年中の推移は、国際情勢の緊迫化を反映して、すでに戦争発生の二、三ヵ月前から繊維、非鉄金属等に増加傾向をみせていたのが、朝鮮戦争後は各品目とも伸長し、四―六月の月平均六〇〇〇万ドルから一〇―一二月には九六〇〇万ドルと六〇%増加した。六月を底として著しく上昇した単価の影響を除いても、数量として三三%増加した。

(二) 主要品目別に金額の伸びをみると、前年の二倍強に増加した金属および同製品、食料品、生糸をはじめ、その他化学繊維等も伸長したが、繊維品全体としては四割強の増加にとどまった。これは、綿布が原料と生産能力の制約により他商品ほど急速に伸びなかったためであるが、インドネシア、パキスタン市場の購買力の回復や、各国の輸出余力の低下により、輸出量は一一億〇三三六万平方ヤードで、インドの一一億〇八〇〇万平方ヤードに次いで世界第二位（翌二六年には第一位）であり、内容的にも生地綿布が前年とほぼ変わらず、単価の高い加工綿布が倍増した。生糸は九万五〇〇〇俵と倍増した。その他の糸類は低調であった。織物は八三%、衣類など二次製品は二・四倍に著

増した。このように、繊維品の輸出は、なお輸出の中心を占めたが、戦前に比べ、比重が二五年は低下し（九―一一年五一・四%、二四年五五・二%、二五年四九・六%）、これに代わって、金属および同製品、機械類の著しい向上がみられるようになった。これは、後進諸国の自国の工業化着手と、一般的な世界経済復興期に際会したための海外需要の変化とにわが国輸出が対応したものである。

金属および同製品では、鉄鋼が九月以降急激に増加し、年間一次製品輸出計画四〇万トンに対し、約六六万トン、二次製品計画五万トンに対し七万五〇〇〇トン、計七三万五〇〇〇トン、八七〇〇万ドル、数量的に前年の約三・五倍を輸出し、輸出総額の約一割を占めた。機械類は前年比三六%増加し、船舶、鉄道車両、紡織機が活況を呈した。

(三) 輸出額の地域別構成は、二五年からの民間貿易移行に伴い、当時の世界的な交換性欠除からして、外貨収支の通貨別不均衡をもたらさないことが、留意すべき事項であり、協定貿易が推進されたが、その原則は二国間輸出入均衡にあり、出超の場合は相手国の輸入制限をうけ、輸入先行方式も場合によっては輸入制限の必要も生じ、多角的な貿易拡大に寄与するものではない。

二四年から二五年にかけては、東南アジア向けの割合が減少し、対米輸出の比重が増加した。決済地域別表5－11には、協定貿易の拡大に伴うオープン勘定地域向けの割合が激増し、他面、ドルおよびスターリング地域向けの構成比が縮小しており、ことにスターリング地域向けは絶対額においてほとんど変わっていない。

(四) 二五年の輸出伸長について、制度的な面での変化をあげると、

①二四年一〇月二八日、司令部から輸出は一二月一日から民間の手で行なわれることとの通告があり、さらに一〇月三〇日、従来輸出に当たって通産省を通じて司令部の許可を要したもの（輸出品の約八五%）について事前許可が

不要となることが発表された。②特定の基礎原料の輸入が困難になる一方、特定物資の異常な輸出増大が生じ、需給上必要最小限の輸出制限措置を行なわざるをえなくなった。また、政治的な見地から、戦略物資の輸出制限がしだいに拡大された。二五年八月以降年末までに、輸出制限物資に鉄鋼と非鉄金属が加わり、中国本土向け等の戦略物資の船積みが禁止されることになった。

(2) 輸入

総額九億七四〇〇万ドルで前年比金額で八%、数量で一八%増加した。戦前（九―一一年平均）に比べると三三%の低水準である[8]（表5-6）。

年中の推移は、二四年末における政府契約の増加を反映して年前半は増勢をたどり、四―六月月平均八二〇〇万ドルとなったが、その後、アメリカの対日援助費減少に伴って援助輸入が低下し、商業勘定輸入も二五年一月から実施した外貨予算制度が比較的手堅く組まれたことや、国際市場の売手市場への転換等によって不振となり、七―九月月平均七〇〇〇万ドルにとどまったが、朝鮮戦争勃発により、自動承認制、長期予算制の導入、日本銀行外貨貸付制度など、輸入促進の方策が相ついで打ち出され、一〇―一二月平均は九一〇〇万ドルと増加した。

輸入貨物外貨予算実施状況

（単位　百万ドル）

	二五年一―三月	四―六月	七―九月	一〇―一二月
当初予算	一三一	一四一	二五七	三八六
最終予算	一二三	一七四	五二八	五二五
確認額	六五	一三八	四三八	四三六

出所　表3-3参照。

輸入額の商品構成は、戦後輸入の過半を占めてきた食糧の比率が三七%と低下し、繊維が三七%に増加し、食糧とならんだ。

外貨予算編成上、輸入物資については、需給計画が作成され、これにより買付計画が立てられるが、二五年中はガリオア輸入分もあるので、これを加えて、食糧、繊維原料の買付状況をみると[9]、左のとおり順調に推移しており、需給計画は、ほぼ充足されたものとみられる。

（単位　米、大麦、小麦は千トン、綿花、羊毛は千俵）

	米	大麦	小麦	綿花	羊毛
買付計画	九八〇	五三〇	一、六〇〇	一、四八〇	二七一
買付推定	八四四	六七一	一、五一七	二、四六六	四七五
到着実績	六八八	三八九	一、四五九	一、八八二	三〇一

繊維原料の輸入は、前年比綿花が八五%増の一六三万俵、羊毛が六三%増の二六・六万俵となり、繊維輸出数量の七〇%増を裏付けた。

食糧は、砂糖が七割近く増加（三六万トン、昭和九―一一年平均の九六万トンに比べると少ない）したものの、米・大麦および小麦合計で前年の二四八万トンから二五四万トンに微増したにとどまる。

鉱および金属では、輸入数量を前年に比べると、燐鉱石は三倍になったが、鉄鉱石は七%減少し、石炭は四〇%強である。その他原料では、同じく、生ゴムは四五%増加したが、硝安、パルプ、鉱油などは前年と大差ない。

二五年の輸入単価は前年より九%低下したが、これはおもに鉄鉱石および粘結炭などの輸入を近隣地域に転換した

ことによる運賃負担の低下を反映し、鉱および金属輸入単価が三二%下落したためで、他はあまり変わらなかった。

輸入の地域別構成は、アジア諸国からの輸入割合が増加した反面、対米依存度が減少し、表5-11によると、輸出同様、オープン地域からの比重が著増し、スターリング地域の割合も拡大したが、ドル地域に対する依存度が著減した。

六　昭和二六年

二六年のわが国貿易をめぐる内外諸情勢は曲折に富んだものであった。

朝鮮戦争により、わが国貿易は著しい活況を呈したが、二六年春ごろから休戦の望みが濃くなり、六月のマリク声明、その後の休戦交渉の開始など、冷戦緩和の空気はアメリカをはじめ、各国の備蓄買付の一段落となり、油脂、ゴム、原皮、羊毛、錫などをはじめ、国際価格は反落に転じた。その後、朝鮮休戦会談の停頓、アメリカはじめ各国の軍備拡大の続行、イラン、エジプトなどの国際緊張もあり、世界景気は二六年末にかけ横ばいからわずかながら反騰をみせた。

貿易面では、二六年七月以降のアメリカの対日援助打切り、中国貿易の事実上の中止、ドル・クローズ撤廃を主とした日英新支払協定の締結、これに伴うポンド貨の累積など、多くの問題に直面した。

(1)　輸　出

総額一三億五五〇〇万ドルで、前年比六五%増加したが、全く単価の高騰による増加である点が前年と異なる。

(一)　年間の推移は、一～三月の国際価格上昇が著しく、輸出価格も二五年一二月から二六年三月までに平均二四%騰貴し、金属、機械は三割を超えた。三月の輸出額は、前年一二月に初めて記録した一億ドル台に再び乗せてこれを上回る一億二五〇〇万ドルに達した。

四～七月にかけ、世界戦略物資買付一巡、アメリカにおける物価、賃金凍結措置および主要原材料国際割当等により、国際市況は軟化をみせ、わが国輸出価格も四月から八月までに平均一八%、とくに繊維は三〇%と大幅に下落し、輸出額も八月には再び一億ドル台を割った。八～一〇月に至り、国際情勢の不安再燃、アメリカの国防生産計画遂行等と、八月末の日英支払協定改訂もあり、一〇月に再び輸出は一億ドル台を超えた。

一一月以降、アメリカ再軍備計画繰延べ、各国のドル不足により世界市場は中だるみとなった。一方で国内金融の窮迫による安値売り急ぎもあり、輸出単価は年末にかけ低落した。不当な安値契約に対しては事前審査によるチェックが行なわれた。輸出金額は、八～一〇月を通じ、前年比七六%増加したが、ポンド貨の実勢低下からポンド地域向け輸出増加が目立ち、オープン勘定地域に対して輸出が相対的に伸長し、特に増勢の著しかった銅製品（ドイツ連邦向け）、鋼材（スウェーデン向け造船用厚板）について輸出制限措置を行なった。

二七年に入り、ポンド貨の累積から、三月にはポンド地域向け輸出調整措置が実施され、鉄鋼、繊維（綿糸布、人絹およびスフ）を対象とし、二六年輸出実績を上回らないよう輸出割当を行なうものであったが、その後の世界景気の後退により、二七年五月には措置の大幅緩和が行なわれた。二七年初頭からは、国際市況の後退も本格化し、輸出契約は急速に減少した。

(二)　二六年の輸出品の中心はなお繊維であり総額の四四%を占め、金属および同製品（一八・七%）、機械類（七・

八%）が続く。

前年と比べ、二・五倍に激増したセメントを含む窯業製品が最大の増加率（六九・八%）を示し、金属および同製品（五九・六%増）、機械類（五〇・一%増）がこれに次ぎ、繊維品も、絹織物、毛織物の輸出減少にもかかわらず、化繊製品、綿布などの増加により平均して機械類に次ぐ増加率（四九・二%）を示した。その他食料品も増加したが、染料、医薬品、非鉄金属などは一般に低調であった。

品目の内訳をみると、綿布は、七月末から実施されたチェックプライス制や、インドの輸出制限、日英支払協定の改訂によりスターリング地域への伸長が著しく（前年比八三%増）、年間輸出量は一〇億九五〇〇万平方ヤードで前年よりわずかに減少したが、インドに代わって日本が世界第一位の輸出国となり、金額においては五一%増加した。

機械は、重機械類が減退傾向で、ミシン、自転車等の軽機械の割合が多くなった。鉄鋼は、朝鮮戦争後、世界的需給逼迫による転換市場として日本に買付が集中し、この現象により、当時日本は世界の限界輸出者と呼ばれた。前年比数量一・四倍で、金額二・七倍に当たる一〇四万トン（一次製品八二万トン、二次製品一四万トン、半製品等八万トン）、二億二〇〇〇万ドルの輸出で、総額に対し一六・四%とさらに比重を高めた。

(2) 輸　入

総額二〇億四八〇〇万ドル（前年比二・一倍）と著しく増加し、単価の値上りは四六%で、数量の増加は四四%である。二六年中の製造工業生産指数（経済審議庁作成、昭和九―一一年平均）は、前年比四〇・四%増加した。

日本は、朝鮮戦争直後各国の買付競争に出足がおくれ、二五年末からの輸入促進策がようやく二六年上期に物資の到着となって実現し、一部の物資は各国でせり上げられたあとの高値をつかむ結果となり、入着後の反落から国内市

況にある程度の混乱を招くことになった。

輸入量の増加は、製造工業の増大を原料面から裏づけたが、輸出数量は前年並みで、生産物の相当の分が、特需の増大を除けば国内投資に、一部は消費に当てられた。しかし、輸入単価の上昇を上回る輸出単価の上昇により、交易条件は前年より一二%改善され、国内価格の原料安、製品高の現象が生まれ、二六年上期の企業収益増大、投資活動の活発化をもたらした。一方、交易条件の改善は、輸入増大の割には、貿易収支尻を悪化させなかった。[10]

ところで、二七年に入り、国際市況の後退が本格化し、ポンドおよびオープン勘定諸国の輸入制限強化等から、輸出の見通しは暗いものとなった。

(一) 二六年中の輸入の推移をみると、一～三月中は、前年後半からの輸入促進策により到着量が増大し、一―三月期外貨予算枠は大幅に拡大し、鉄鉱石、粘結炭、生ゴム、原皮などについてSAA制の運用を緩和し、日銀ユーザンス制度の実施と相まって、買付体制が本格化した。

四～六月には大量契約分が引き続き入荷し、六月の輸入は既往最高を示した。七～一二月は、七月以降急激に減少したが、すでに在庫は過剰となり、ゴム、皮革、油脂等いわゆる新三品を初めとする輸入原材料の市場価格は続落した。ただ、鉄鋼部門では鉄鉱石輸入の著増により、年後半の輸出契約増大に対処できた。

七―九月、一〇―一二月期外貨予算の確認額は、公表予算額の八割に達せず、とくにポンド地域、オープン勘定地域の予算は未使用分が三割以上に達した。

(二) 二六年の輸入の中心はいぜん繊維原料および食糧であったが、食糧の大幅比重低下に変わり、朝鮮戦争後輸入確保に努力が払われた。鉄鉱石、石炭などの鉄鋼原料の比重の上昇が顕著で、その他、塩、薬品、原油および重油な

どは前年のそれぞれ三〜五倍近く増加している。繊維原料は、工業原料中の比重は首位を占めるが、相対的には他の原料ほどの増加を示さなかった。機械類は、前年の八・四倍に急増したが、比重はなお低位にあった。

品目別の比重は、繊維原料および食糧合わせ五八・一％と過半を占めるが、前年は七〇・一％で、食糧の比重低下が大幅であり、これは工業原料の激増による。

主要食糧としては、国内需要計画上輸入によって充足さるべき数量三二〇〜三五〇万トンに対し、二六年に至り戦後はじめて計画量輸入が達成された。ただ、その内容は、米が戦後、国際価格の急激な騰貴により、戦前輸入量の四割、小麦が約四倍となった。なお、二六年わが国は国際小麦協定に加入し、年間輸入量の三分の一近い五〇万トンを低廉な価格で輸入することが保証された。砂糖輸入は五五万トンで戦後最高、二七年四月から配給統制が撤廃された。

繊維原料では、紡績の原綿消費が前年比三八％増加し（綿製品の統制撤廃）、原綿輸入量は七％増（約一六七万俵）金額四億七〇〇〇万ドルで、二五年に輸入量の八二％を占めていた米綿は一九五〇—五一綿花年度に輸出統制が行なわれ、二六年の米綿は四七％に減り、ポンド、オープン両域からの比率が上昇したが、反面、高価買付となり、綿花輸入額が六九％も増加した。

羊毛は、朝鮮戦争後価格上昇が著しく、最高はそれ以前の三倍となり、二六年四二万俵（前年比六四％増）、金額二億ドル弱（同三・三倍）となった。年間買付量の約四割が二六年一〜三月に買い付けられ、オーストラリア羊毛相場は三月に空前の高値を示したのち、急激に下落した。

鉄鉱石輸入は三〇九万トン（同二・一倍）に増加した。二六年の普通鋼鋼材生産は四八〇万トン（同三七％増）に増大した。鉄鉱石輸入市場は中国貿易（昭和九—一一年平均一一二万トン、二五年二一万トン）の停止により、アメ

リカ（八二万トン）、フィリピン（九〇万トン）、マレー連邦（七二万トン）が三大供給地となった。しかし、ドル依存の軽減が必要で、二六年にはフィリピンのララップ鉱山、ポルトガル領ゴアをはじめ、マレー、インド、香港などの東南アジア資源の開発により同地域からの輸入を促進しようとする動きもみられた。

石炭（一九四万トン、前年比二・四倍）も、中国からの減少により、アメリカ（一二六万トン）から総量の六五％、インド（四四万トン）からもドル節約のため輸入促進が図られたが、メリットの点でアメリカ炭より割高であった（インドは炭田委員会により原則として粘結炭の輸出を制限したが、わが国はアメリカ炭、カナダ炭を補充するものとして、二七年まで輸入した）。

塩は、ソーダ工業の活況により、一八〇万トン（前年比二・八倍）が、うち八三％が遠海塩（エジプト、アデン、スペイン、アメリカ、イタリア等）として輸入された。戦前、近海塩に依存していたのと異なり、運賃が価格の約八割を占め、欧米ソーダ工業に対する競争力を著しく弱めた。

石油は、原油（二九〇万キロリットル、前年比二倍強）の増加は、戦後の消費地精製主義の普及により二五年半ば、太平洋岸精油所が米英資本の導入により復旧・新設されたためで、重油は一六〇万キロリットル、前年比二五・七％増である。二五年までの原油輸入は大部分をガリオア資金に依存しており、アメリカからが過半を占めたが、二六年はサウジアラビアから五五％と、中近東からの輸入依存が高まった。

機械は、朝鮮戦争後の好況と、戦時中からの設備更新停滞により、各産業の合理化機械とみられる輸入が約四〇〇〇万ドル、ほかに自動車（占領軍軍人軍属等からの放出が大半）、船舶（中古船）等を含め総額五七〇〇万ドル余で、電気機械と精密機械の割合はまだ低かった。

新三品輸入[11]については、まず、生ゴムは二六年上期大量入荷があり、過剰在庫となり関連産業を苦境に陥れたが、下半期に買付がほとんど行なわれず、年末にようやく適正在庫とみられるまでに減少し、年間輸入量は前年の五万七〇〇〇トンをやや上回る六万二〇〇〇トン、金額的には前年の四〇〇〇万ドルの二倍近い七九〇〇万ドルに上った。原皮輸入量は前年比約二・四倍で、厚物に偏し、業界は打撃を受けたが、秋以降ようやく解決に向かった。油脂原料の輸入量は、前年比大豆四五%、雑油原料六九%、動植物油脂は一三%それぞれ増加した。大豆は中国からの輸入が前年比わずか七%に低下したが、アメリカからの輸入が三・一倍の二九万トンに達し、総輸入量三一万トンとなり、過剰在庫を生じた。

(3)　国別輸出入

二六年の輸出入とも第一位はアメリカ（総輸出に対し一三・六%、総輸入に対し三四・六%）である。二五年に比べ、対アメリカ輸出は同程度、輸入は一・六倍に増え、入超額は二億五〇〇〇万ドルから五億一〇〇〇万ドル（総入超額は二五年一億五四〇〇万ドル、二六年六億九三〇〇万ドル）と巨額である。二六年の輸入は、輸出割当が行なわれた綿花以外の大部分の重要品目が増加した反面、輸出は、戦前からの多様な消費材で安定的でなく、ドル輸出の促進と食糧および原料の輸入市場転換が必要とされた。

表5-11の決済地域別輸出入額によると、次のように、二六年にはアメリカを中心とするドル地域依存の度合が一層高まった（この統計には、ドル地域に中国（いわゆる「関満支」が含まれていない）。

決済地域別輸出入比率

（単位　%）

	輸出			輸入		
	戦前	二五年	二六年	戦前	二五年	二六年
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ドル決済地域	四二	三六	二三	四三	五七	五九
ポンド決済地域	二二	三〇	四三	二三	二三	二二
オープン勘定地域	三五	三四	三三	三四	二〇	一九

戦後は、戦前に比べ、オープン勘定地域に対する依存が低下し、ドル地域依存の度合が一層高まり、二六年を二五年に比べると、輸出面でドル不振、輸入面でドル依存がさらに高まった。

戦前に比べ、輸出は、中国（ドル地域）および朝鮮（オープン地域）向けが減り、南アフリカ、オーストラリア（ポンド地域）、インドネシア、タイ（オープン地域）向けが増えた。輸入は、中国、インド（ポンド地域）、朝鮮、台湾（オープン地域）から、アメリカ、オーストラリア、タイ諸国に転換がみられた。

商品構成面では、戦前、食糧の大部分はオープン地域（朝鮮、台湾等）に、綿花は半ば近くをポンド地域（インド等）に依存していたが、輸入の大宗となるこの両者（二六年総輸入額の七割）がドル地域に依存することになった。二五年と二六年を比べても、米、小麦、大麦、大豆、砂糖等の食糧がドル地域から非常に増加し、綿花はポンド地域からの輸入が増加しながらもドル地域には、遠く及ばない。

輸出では、二五年から二六年にかけて、ドル地域に対する生糸、絹織物、綿布等の輸出が減少し、他の地域、特に

オープン地域向けに増加し、さらにこの地域向けに、鋼板、セメント、銅等軍需関係とみられる商品が著しく増加した。そして、戦前にも、このような傾向がすでに現われていたということである。[12]

以上のような次第で、二六年中の貿易規模は著しい拡大をとげたが、まず、通貨地域別にはなはだしい不均衡がみられ、輸出がスターリング地域に対し最も多く集中してポンド貨の累積対策に苦慮し、輸入市場転換にもかかわらず極端にドル地域に集中し、二五年に比べ、この不均衡な姿が一層はなはだしくなった。

(4)　二六年貿易の水準、構造、国民所得との比率

(一)　水準

戦前（昭和九―一一年）に比べ、輸出量は三一％、輸入量は四八％の低位（表5-6）にあるが、商品別内容はかなり区々である。

輸出では、半分近くを占める繊維製品が戦前の三割に減少したことが輸出全体に大きく影響した。戦前比で綿布が三八％、対アメリカ輸出の花形であった生糸は一四％に落ち込み、化繊織物が七〇％近くまで回復したが、最大の比重をもつ綿糸布が五〇％に満たない。ただし、倍率としては、鉄鋼の三倍近い伸びが目立ち、機械類も五〇％近い伸び率になったが、重化学工業品の伸長が、繊維貿易水準の低下をカバーするに至っていない。

輸入では、食糧のうち穀類が単価の高い米から安い麦、雑穀に転換し、重量では戦前（二五六万トン）とほぼ同水準に達した。原材料では、生ゴム、鉄鉱石が戦前水準に回復し、燐鉱石、塩、原皮類は戦前を二～三割上回った。このように、食糧および重化学工業原材料は比較的高い回復水準を示した。しかし、綿花、羊毛がいまだ戦前の五〇％程度で、くず鉄がわずか六％、工業製品、機械類の低下も著しい。

表 5-12　輸出入の国民所得に対する割合　（単位：10億円）

年	輸出 (A)	輸入 (B)	国民所得 (C)	輸出比率(%) (A/C)	輸入比率(%) (B/C)
昭和 9	2.8	3.0	13.1	21	23
10	3.3	3.3	14.5	23	23
11	3.6	3.6	15.4	23	23
22	15.1	28.0	921.7	2	3
23	82.4	79.4	1,886.4	4	4
24	185.7	341.3	2,886.4	7	12
25	298.0	348.2	3,230.1	9	11
26	487.6	735.9	4,564.4	11	16

（注）(1)　昭和9～11年の輸出入額には，内地と朝鮮，台湾，樺太，南洋群島との貿易を含む．
(2)　昭和22～24年の数字は会計年度による．
出所：「通商白書」昭和27年，159ページ．

(二)　構造

① 商品別構成

輸出面では、製品の比重が戦前の六八％に比べ八五％と増加した。これは金属製品および機械の割合が増えたためで、輸出の大宗たる繊維製品はともに四三％と変わっていない。輸入面では、原材料および燃料が戦前の五六％を上回り、六八％を占めた。食糧は、戦前の二一％から二四％に増え、製品輸入が著しく縮小した。

このように、輸出では輸入と対照的に製品の比重が増加し、内容的には重化学工業化をすすめながら加工貿易が進展した。

② 地域別構成

輸出面では、戦前、近隣地域（中国大陸、朝鮮、台湾）の比重が四四％であったものが二六年には一〇％に著減したが、東南アジア向けが拡大し、アジア州全体としては戦前比重のほぼ六割から四割に低下した程度である。北アメリカ州向けも戦前の二割弱とほとんど変わらない。その他の諸国とは通商協定の拡大に応じて比重が増加した。

輸入面では、近隣地域が戦前の三七％から四％に縮小し、その一

部が東南アジアに転換されたが、アジア州としては戦前の五三%から二九%に半減し、アメリカを中心に北アメリカ大陸が戦前の二割強から、援助輸入の増加により、五割近い比重を占めるに至った。

(三) 国民所得に対する輸出入の比率

昭和九―一一年では輸出入比率ともに二三%であったが、戦後は著しく低く、年々増大したが、昭和二六年の輸出比率は一一%（特需を含めると一四%）、輸入比率は一六%である（表5-12）。

国際比較によっても、戦前、日本の輸出入比率はかなり高位であったが、戦後は、アメリカ（一九三八年輸出三%、輸入五%、一九五〇年輸出入ともに四%）を除く主要諸国の比率は戦前と大差なく、日本の低下が目立っている。

その理由は、輸出依存度の高い繊維工業の比重低下と輸出依存度の低い重化学工業の比重増大による産業構成の変化、アメリカの対日援助による生産の回復と復興需要が輸出余力を低下させたこと、輸入品構成の変化（製品の比率低下）等によるものと考えられる。[13]

(1) 「輸出原料用の綿花だけは管理方式も異なり、他の輸入物資のように払い下げないで政府が所有権を保持したままで賃加工して、製品にして輸出する国有綿の制度がとられた。その大部分はアメリカの政府機関である商品金融会社の所有する綿花であった。なお、輸入綿花の約八〇%は輸出用に向けられた」（通商産業省『日本貿易の展開』商工出版、昭和三一年、七ページ）。

(2) 昭和二二年七月『経済実相報告書』（のちの「経済白書」）によると、「戦前昭和一一年当時の外地をふくむ貿易額は輸出入それぞれ当時の価格で三六億円であり、これを当時の米ドル換算率と、その後のドル物価指数の変化によって現在の米ドル価格になおせば約一八億ドルとなるから、貿易額は昭和一一年にくらべて昨年（二一年）の輸出は約六%、輸入は約一七%にすぎない」、昭和二四年版の「通商白書」によると、次のような「貿易額の戦前対比」が示されている。

（単位　一〇〇万ドル）

昭和	輸出			輸入		
	実績	五～九年換算額	指数	実績	五～九年換算額	指数
五～九年	七〇四・一	七〇四・一	一〇〇・〇	七六〇・八	七六〇・八	一〇〇・〇
二一年	一〇三・三	六二・二	八・八	三〇五・四	二四・二	二四・二
二二年	一七三・六	八二・四	一一・七	五二六・一	一八四・〇	三二・八
二三年	二五八・六	一一四・三	一六・二	六八二・六	二四九・七	三九・七

同じく「通商白書」昭和二七年版、一一四ページによると、

（単位　一〇〇万ドル）

昭和	輸出			輸入		
	実績	九～一一年換算額	指数	実績	九～一一年換算額	指数
九～一一年	九二八・四	九二八・四	一〇〇・〇	九五〇・九	九五〇・九	一〇〇・〇
二一年	一〇三・三	七一・五	七・七	三〇五・六	二一一・五	二二・三
二二年	一七三・六	八九・五	九・六	五二三・五	二六九・九	二八・四
二三年	二五八・三	一二三・〇	一三・二	六八四・二	三二五・八	三四・三
二四年	五〇九・七	二五八・七	二七・九	九〇四・八	四五九・三	四八・三
二五年	八二〇・二	三九八・一	四二・九	九六九・九	四七〇・八	四九・五
二六年	一、三五四・五	五九一・五	六三・七	二、〇四六・八	八九二・九	九四・〇

なお、「貿易数量指数について」（大蔵省『財政金融統計月報』第六五号、昭和三一年七月、一四―二〇ページ）によると、昭和三一年四月二〇日の第四四回統計審議会において、今後貿易数量指数として大蔵省の新指数を採用し、従来の経済企画庁による貿易数量指数作成は廃止されることとなった。両指数には次表のような相違が見出され、輸出において両者の差は

大きいことが指摘された。

戦前基準に換算した貿易数量指数

年次	輸出	輸入	（参考）大蔵省試算指数 輸出	（参考）大蔵省試算指数 輸入	（参考）経済企画庁指数 輸出	（参考）経済企画庁指数 輸入
昭和九～一一年平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇（四〇・一）	一〇〇・〇（三七・六）	一〇〇・〇	一〇〇・〇
昭和二五年	三二・二	三七・二	（四〇・五）	（五四・三）	二九・六	三二・八
二六	三五・九	五五・三	（四一・八）	（六〇・八）	三一・四	四八・三
二七	三八・〇	六〇・九	四四・八	八一・八	三一・四	五四・二
二八	四一・二	八二・七	五九・七	八四・七	三五・三	七四・四
二九	五四・九	八五・七	七七・六	八八・八	四六・三	七六・六
三〇	七一・六	九〇・一			五七・三	七七・五

(3) 「生糸は二一年一月の初輸出以来一年間に八万八千俵が積出されたが、その間米国内で売れたものは二万六千俵で、当時の合衆国商事会社の手持五万六千俵に貿易庁手持の輸出適格品を加えると、一二万八千俵という滞貨が生じた。また、二二年中の輸出計画は一三万俵であったが、同年四月までに二千数百俵が積出されたのみであった」（経済企画庁『戦後経済史（貿易・国際収支編）』、大蔵省印刷局、昭和三七年、三五ページ）。

(4) 「昭和二二年一一月日英暫定支払協定が結ばれ、翌二三年五月、正式の支払協定が結ばれたのが本格的な通商協定のはじめであり、これによって、スターリング地域との貿易はポンドの現金決済（ただし綿織物を除く）で行われ、日本の取得したポンドは半年毎にドルに引換えられることとなった。これに引続き、フランス、タイ、オランダ（いずれも米ドル建清算勘定）、スエーデン（米ドル現金決済）などの各国との間にも通商協定が結ばれた。一一月には日英支払協定の裏付をなす日英通商協定が成立し、地域別、商品別の貿易計画が取極められた。

昭和二四年に入り、中南米各国との間に暫定通商金融協定が、韓国（米ドル現金決済）、フィンランド、ベルギー通貨地域、西ドイツ（いずれも米ドル建清算勘定）との間にもそれぞれ協定が成立した。二四年秋にはローガン氏が来日して、輸

入先行主義と清算勘定の決済時期に一定の信用を与えるスイングクレジットの方式の採用が勧告されて、以後二五年中頃までにさらにスエーデン、韓国、インドネシア、フィリッピンとの間に清算勘定協定が結ばれている。

こうして世界の多くの国々と通商協定を結び、とくに双務的な通商関係をとりきめたことが、この世界的な景気の下降期に日本の輸出を拡大する大きな力となった」（通商産業省『日本貿易の展開』、一五―一六ページ）。

(5) 「経済白書」昭和二六年度、三〇ページ。

(6) 「これは、輸出の五割を占める繊維が戦前の二九％へ低下したことに影響されるところが大きい。繊維の内容としては、生糸が戦前の一八％、綿布が三八％に低下した。機械は戦前の三四％、化学品、食糧及びその他諸産品は一層の減退を示した。これに対し、鉱及び金属は比較的回復率が高く、金属は七六％、窯業製品も五九％まで回復した。従って、輸出額に占める割合も、戦前に比し、鉱及び金属、窯業製品の割合が増加している」（「経済白書」昭和二六年度、三〇ページ）。

(7) 「経済白書」昭和二六年度、二四ページ所載の次表による。

貿易数量水準の国際比較

	アメリカ	イギリス	フランス	イタリア	西ドイツ	日本
輸出	一七九	一五五	一八七	九六	九五	二九
輸入	一二八	八四	九四	一三六	一二八	三三

（備考）昭和一二年（イタリアは一三年、西ドイツは一一年、日本は九―一一年）を一〇〇とした昭和二五年の指数。日本以外は「国際通貨基金月報」による。

(8) 「食糧だけでは四二％の水準を示し、うち穀類は五一％、しかも単価の安い麦類輸入に移行し、米麦合算量では戦前の八％増である。大豆は二六％、砂糖は三九％、採油用種子は一八％に低下、塩は半分、繊維原料三八％（綿花四一％、羊毛二三％）、皮六割、鉱油五割、鉄鉱石四割、石炭・パルプ一五％前後、くず鉄は僅か三％。一次・二次製品は機械はじめ低下が著しい」（「経済白書」昭和二六年度、三六―三七ページ）。

(9) 「経済白書」昭和二六年度、三三―三四ページ。

(10) 「純粋の貿易取引（輸出入ともＦＯＢ勘定）だけとってみた場合、昭和二五年で約六千ドルの出超であったものが、二六

年では約二億九千万ドルの入超に転じたが、もし交易条件が変らなかったとすればこの入超額はなお一億五千万ドルほど増加したであろう」（「経済白書」昭和二七年度、六六ページ）。

（11）生ゴム、原皮および油脂の在庫量（通産省調）

（単位　在庫量はトン、在庫率指数は昭和二八年基準）

年月末	生ゴム 在庫量	生ゴム 在庫率指数	原皮（輸入分） 在庫量	原皮（輸入分） 在庫率指数	油脂（輸入分） 在庫量	油脂（輸入分） 在庫率指数
二五年一二月	三、六三一	九八・七	一、二六〇	九一・八	一、〇三〇	九〇・五
二六年　三月	三、六九三	一〇〇・六	四、四七一	二〇二・三	三、八八二	一一六・二
六月	六、六三三	二四〇・六	三、三一三	一六七・六	五、〇三九	一九一・二
九月	七、七二七	三〇七・七	四、四三三	二〇二・三	四、五九五	二二九・三
一二月	四、七〇七	一五八・五	二、七五六	一八八・四	三、六六六	一三九・〇
二七年　三月	二、七六五	一〇四・七	二、五五〇	一六三・三	四、六九九	一二九・六

（備考）基準在庫率（昭和二八年中）は、生ゴム〇・五五一ヵ月分、原皮〇・八二八ヵ月分、油脂〇・八三三ヵ月分である。

出所　通商産業省大臣官房調査統計部『統計分析』V（昭和三〇年二月）、六六―六七ページ。

（12）「通商白書」昭和二七年度、一三三ページ。

（13）同前、一五九―六〇ページ。

第六節　国際収支統計

一　沿　革

(1)　戦前

わが国では、貿易収支を示す「税関統計」（明治元年より）、貿易外の経常項目（サービス）および臨時項目（資本）を含む「貿易外収支統計」（明治三五年より）、金銀地金および正貨の輸出入を示す「金銀輸出入統計」（明治五年より）などの国際収支関連個別統計が作成され、一般にも公表されていた。

また、これら個別統計を総合調整した「国際収支統計」は、大蔵省において、昭和初年まで「国際正貨収支表」、その後は「国際貸借決済表」の名称で、公表は行なわれず、部内参考資料として作成された。[1]

(2)　戦後

戦後、昭和二三年に至り、国際通貨基金は、戦前の国際連盟の試みを継承し、加盟国に対し、戦時中以降における各国の国際収支に関する報告を求めたが、わが国については、当時、未加盟国という事情があり、ＩＭＦスタッフが直接司令部の収集した資料により、まず昭和二一―二二年の国際収支統計を作成し（これは、ＩＭＦ発行の *Balance of Payments Yearbook, 1938, 1946 and 1947,* に掲載された）、次いで二三、二四年分についても同様の方法により作成し

た。

昭和二五年には「外資に関する法律」が制定されるとともに、同法第四条に基づく政令「対外の貸借及び収支に関する勘定令」（政令第百八十一号）が六月八日から施行され、わが国の対外資産および対外負債並びに国際収支を明確にすることが明文化され、対外資本勘定および対外経常勘定の作成については正式に大蔵省の所管するところとなり、その作成事務が日本銀行に委任され、ここにわが国における国際収支統計作成の法的根拠が固められた。

昭和二六年に入り、ＩＭＦはその加盟国に対して、ＩＭＦ編纂の "Balance of Payments Manual"（日本銀行の訳に従い、「国際収支提要」という）一九五〇年版[2]に基づいて、一九五〇年（昭和二五年）および一九五一年（二六年）（暫定）の国際収支表（その形式は表5－13のとおり）を作成提出するよう依頼し、わが国に対しても、なお未加盟であったが司令部を経由して大蔵省に対し報告依頼があり、大蔵省、日本銀行によりＩＭＦの定める方式に従って国際収支統計が四半期別に作成、適宜発表されることとなった（のちに、「国際収支提要」第三版の発行、一九六一年、により、報告表の分類、様式が若干改正されたため、これによる国際収支表が昭和三二年分以降について作成、発表され、また、本章第一節「外国為替統計」で触れたように、昭和四一年四月以降、わが国では、外国為替統計に代わって、本格的な国際収支統計として、このＩＭＦ方式統計を採用することとし、その際の発表形式として、ＯＥＣＤおよびＢＩＳが利用する非金融的取引収支 balance on non-monetary transactions の考え方に沿い、総合収支尻、金融勘定を設定した）。

ＩＭＦ協定の第八条第五項には加盟国の一般的義務として国際収支に関する情報をＩＭＦに提出しなければならないとされており、さらに、報告の細部は毎年ＩＭＦより覚書で提出されるが、わが国では上半期報、年間暫定報、年間確定報（地域別表を含む）のほか、毎四半期報をＩＭＦに報告してきた[3]（昭和三九年四月、わが国のＯＥＣＤ参加

表 5-13-A　国際通貨基金への国際収支報告用標準表式

報告国……　計上期間……
通　貨……単　位……　使用為替比率 U.S.$……対……

項　目	貸方（受取）	借方（支払）	純貸方又ハ借方（－）	
経常勘定				
1. 商品 (1.1+1.2)				
1.1 輸出品及輸入品 (f. o. b)				
1.2 その他				
2. 非貨幣用金の移動（純額）				
3. 外国旅行				
4. 運輸 (4.1+4.2)				
4.1 総運賃				
4.2 その他				
5. 保険				
6. 投資収入 (6.1 より 6.3)				
6.1 直接投資				
6.2 その他利子				
6.3 その他純資産請求権				
項　目	貸方（受取）	借方（支払）	純貸方又ハ借方（－）	
7. 政府，他に掲げざるもの				
7.1 軍支出及び剰余物資				
7.2 その他				
8. 雑				
9. 贈与 (9.1 より 9.5)				
9.1 個人及び機関送金				
9.2 他の民間送金				
9.3 賠償				
9.4 アンラ				
9.5 他の政府贈与				
10. 経常取引総計 (1 より 9)				
誤記及び脱漏 (9～10)				

表 5-13-B　基金の金取引報告表

報告国……　計上期間……
通貨……単位……　使用為替比率 U.S.$……対……

項目	純金1000オンス	国内通貨建	
金産出			
1. 金鉱産出			
外国取引			
2. 輸入 (2.1+2.2)			
2.1 金貨および金地金			
2.2 精煉されざるもの			
3. 他の国内向け移動			
3.1 海外イヤマーク金の追加			
3.2 国内イヤマーク金の引出			
4. 国内向け移動総量 (2+3)			
5. 輸出 (5.1+5.2)			
5.1 金貨および金地金			
5.2 精煉されざるもの			
6. 他の国外向け移動 (6.1+6.2)			
6.1 海外イヤマーク金引出			
6.2 国内イヤマーク金追加			
7. 国外向け移動総額 (5+6)			
8. 純外国取引; 金流入あるいは流出 (−) (4−7)			
貨幣用金保有量の変化			
9. 増あるいは減 (−)			
純消費量			
10. 工業, 工芸および民間退蔵への流入およびそれからの流出 (−) (1+8−9)			
非貨幣用金の移動			
11. 金産出量−純消費量 (1−10) オンスおよび平価価額			
12. 外国取引純量についての平価々額からの乖離調整			
13. 非貨幣用金移動の調整価額 (11+12)			
(項目 1.2 への振替分)			
金純消費量の分析 (項目10)			
14. 工業および工芸への流入あるいはそれからの回収 (−)			
15. 金鉱在庫の増減 (−)			
16. 民間保有量の増減 (−)			

(表 5-13-A　つづき)

報告国……　計上期間……
通貨……単位……　使用為替比率 U.S.$……対……

項目	純移動額 増(+) 減(−)			
	資産	負債	純資産	
資本及び貨幣用金の移動				
民間 (銀行機関を含まず)				
11. 長期資本 (11.1 より 11.5)				
11.1 直接投資				
11.2 流通証券 債務				
11.3 流通証券 株券				
11.4 割賦償還				
11.5 その他契約上の払戻				
11.6 その他				
12. 短期資本 (12.1 より 12.3)				
12.1 支払清算勘定				
12.2 その他の制限附きのもの				
12.3 その他				
政府及び銀行機関				
13. 長期資本 (13.1 より 13.6)				
13.1 徴収直接投資及び証券の売却				
13.2 他の流通証券				
13.3 凡ゆる方面からの政府及び銀行機関への借款				
13.4 割賦償還				
13.5 その他の契約上の払戻				
13.6 その他				
14. 短期資本 (14.1 より 14.4)				
14.1 支払清算協定				
14.2 その他の制限附きのもの				
14.3 政府及び銀行機関への無制限債務				
14.4 その他の無制限のもの				
15. 貨幣用金				
16. 資本及び貨幣用金移動の総計 (11 より 15)				

表 5-13-C　政府および銀行機関の長期資本取引に計上すべき項目

項目	資産 貸方(受取)(1)	資産 借方(支払)(2)	資産 純変化額((2)−(1))(3)	資産 第一表へ移記額(4)	負債 貸方(受取)(5)	負債 借方(支払)(6)	負債 純変化額((5)−(6))(7)	負債 第一表へ移記額(8)
1. 流通証券 (1.1より1.4まで)								13.2
1.1 海外で売渡された徴収証券				13.1				
1.2 他の政府債務				13.2				
1.3 他の債券				13.2				
1.4 他の株券				13.2				
2. 政府間借款				13.3				13.3
3. 割賦および減債基金 (3.1より3.4)				13.4				13.4
3.1 政府間借款								
3.2 IBRD借款								
3.3 他の政府債務								
3.4 その他								
4. 他の契約による払戻 (4.1より4.4)				13.5				13.5
4.1 政府間借款								
4.2 IBRD借款								
4.3 他の政府債務								
4.4 その他								
5. 総直接投資 (5.1+5.2)								
5.1 売却された徴収直接投資				13.1				
5.2 その他				13.6				13.6
6. IMFおよびIBRD (6.1+6.2)								
6.1 醵出金				13.6				
6.2 IBRD貸付								13.3
7. 他の長期資本移動 (7.1+7.2)								
7.1 政府機関と銀行間および銀行間における				13.3				13.3
7.2 政府機関あるいは銀行と他のもの間における				13.6				13.3
8. 投資総計 (Iより7まで)				13				

に伴い、OECDに対しても国際収支統計を報告することとなった)。

二　基本原則

本統計は、前記「国際収支提要」によって作成されるが、「提要」は、一九四八年版、一九五〇年版、一九六一年版と三度改訂された。[4] わが国の戦後初期の国際収支表（昭和二〇年分から三一年分まで）は、「提要」第二版によって作成されたので、第三版における改正点はのちに付記することとして、以下国際収支統計の構成を説明する。

「提要」の「統計の基本的原則及び性質」によると、「国際収支 Balance of Payments という語は、与えられた期間に報告国の居住者と他の諸国の居住者――便宜上「外国人」と、また時により明確に「非居住者」という――との間に行なわれたすべての経済取引の体系的記録の意味に用いる」とされている。[5]

(1)　居住者、非居住者の区別は、たとえば外為法では第六条で明確に規定されているが、統計上その区別が困難な場合は、主たる利害関係 Center of Interest が何国に属するかによって定める。すなわち「居住」の基準は、その者の経済的根拠がわが国にあるか、海外にあるかによっている。

例外的な取扱いとしては、①日本に在住する外国人および外国会社の在日支店・子会社等は一般的には居住者扱いとなるが、このなかで外交団、駐留軍、旅行者、留学生は非居住者、外国の海運、航空、保険会社の在日支店、代理店が本店に対して提供したサービスは、単に本社のための代理行為を営むものであって、取引の主体は本国の本社にあると判断されるから非居住者取引として扱われる。②金(きん)の取引の場合は、国内産金が通貨当局に売却された場合は、

その売却代金が輸出と、通貨当局の外貨準備資産の増加としてそれぞれ計上され、通貨当局からの金の買入れは、その額が輸入と、通貨当局の外貨準備の減少とにそれぞれ計上される。「提要」では、国際収支表作成国の非通貨部門の保有する金は商品類似の国内資産として、また通貨当局が保有する金は、対外資産であると擬制して取り扱う建前をとっているためである。

(2)「すべての経済取引」とは、(1)物資およびサービス取引、(2)バーター取引、(3)資本取引（証券、借款等）、(4)物資等による贈与、賠償等、(5)金銭による贈与等の五つのタイプに分け、しかもそれらが有償であるか無償であるかを問わず、また代金決済が直ちに伴うかどうか（延べ払い等）、外貨建か円建かなど一切問わず、居住者、非居住者間の取引をすべて計上する建前としている。

このようにして、経済取引が物資の売買から、サービスの授受、債権・債務の変動、賠償、技術援助等まで網羅的に記録されるため、これと関連的に対外債権・債務の変動も把握可能となる。

(3)　本統計は、「企業会計の複式簿記の記入原則によった」ものである。すなわち、一つの経済取引は必ず二つの面に分解されて計上される。たとえば物資あるいはサービスの移動があれば、常にその反対に現金またはそれと類似の債権・債務が移動するので、この両面につき計上時点を一致させるため、取引発生日でそれぞれの移動を計上する。したがって、ある期間中の貸記総額と借記総額とは、当然のことながら一致し、形式的には、国際収支は常にバランスすることになる。

この関係を左記の項目により表示すると、

受（貸）		払（借）
（経常項目）		（経常項目）
輸　出		輸　入
貿易外受取		貿易外支払
移転受取		移転支払
（資本項目）		（資本項目）
資産減		資産増
負債増		負債減
（合　計）	＝	（合　計）

これをさらに恒等式で示すと、

経常収支（貿易，貿易外および移転収支）＋長期資本収支＋短期資本収支（外貨準備増減を含む）＝0

三　項目別内容・作成方法

(1)　輸　出

「提要」は、商品輸出入について、サービス取引との区分を明確にし、国際比較を可能にするためＦＯＢで計上し、取引発生時点は、資産負債変動とできるだけ一致せしめるため、所有権移転時に計上するよう定めている。

わが国のＩＭＦ統計輸出は、大蔵省税関部（↓関税局）が作成するＦＯＢ建通関輸出統計を基礎資料とし、「提要」の定めに合致させるための調整を次のようにして加える。

所有権移転時は、通関時点（積載船舶出港日）にとり、さらに通関統計に計上されないが居住者、非居住者取引となる委託加工賃、現地販売分および三国間貿易純利益等を加算し、通関統計に含まれるが所有権の移転しない賃貸借契約貨物、無為替委託加工、再輸出品（輸入貨物の逆送分で輸入取消扱いするため輸出から対応控除）、再輸入品（輸出貨物の逆戻り分で輸出取消扱い、同時に輸入から控除）等を控除する。

(2) 輸　入

大蔵省税関部作成のＣＩＦ建通関輸入統計（輸入許可日で計上）を基礎資料とし、所有権移転と居住性の有無による調整のほか、ＦＯＢ建に引き直すため、保険（Ｉ）、運賃（Ｆ）を控除すること、実際取引価格で評価することおよび在外在庫調整[6]を加える。

ＩＦ控除の方法は、通関輸入に対し、所有権、居住性による加除項目のうち、Ｉ・Ｆ付き分を加算（この場合、運賃算定のため、金、地金輸入も含める）控除した額を〝通関基礎額〟と呼び、これに品目別に行なった業者照会によって推計した保険率・運賃率を乗じてＩ・Ｆ分を推定する。

所有権・居住性による調整としては、密輸入貨物（取り押えられた分）、収容留置貨物、支払加工賃等をそれぞれ加算し、無為替委託加工輸入、ボンド油等無為替分、アラビア石油輸入分（居住者間取引）、賃貸借契約貨物等をそれぞれ控除する。

評価調整とは、輸入業者が関税軽減のため本支店間取引において低価申告した場合、税関では市場価格に評価し直して通関統計に計上するが、「提要」では、実際取引価格を計上するよう定めてあるため、再び原価格に修正する手続であり、輸入額（ＣＩＦ）に対する経験的な比率によって推定する。

在外在庫調整は、輸入許可日で計上される通関輸入を所有権移転時に接近させるため、今期代金決済ずみ未通関分を平均航海日数により加算、前期代金決済ずみ今期通関分を同じく減算する手続で、ともにＦＯＢ建に換算するが、調整の結果は、いわば支払済未到着の海上在庫を示すことになる。

(3) 貿易外取引

(一) 運輸　商品および旅客の国際間輸送に伴う取引が計上される。

受取には、居住者たるわが国運輸業者が輸出または三国間輸送により非居住者から受け取った貨物運賃、旅客運賃と、外国運輸業者から受け取った傭船料および港湾諸経費が計上され、支払には、居住者たるわが国輸入業者が非居住者たる外国運輸業者に支払った貨物運賃および旅客運賃と、わが国運輸業者が非居住者に支払った傭船料や港湾諸経費が計上される。

「提要」は、輸出入を統一評価地点でＦＯＢ建で計上する原則をとるため、海上運賃、保険料は輸入業者が負担するという擬制を設け、邦船輸出による受取運賃、外船輸入による支払運賃が計上され、外船輸出の場合の運賃は非居住者間取引、邦船輸入の場合は同じく居住者間取引となり、それぞれ計上されない。

(二) 保険　物資等の国際輸送上の危険に対する直接の保険、その他の損害保険、生命保険および再保険等、居住者と非居住者間の対外保険取引に伴う保険料および保険金などの受払が計上される。輸出入がＦＯＢ建で計上されるため、貨物保険料については運輸と同様、輸出に伴いわが国保険会社が受け取る保険料、輸入に伴い外国保険会社に支払われる保険料が計上される。

(三) 旅行　海外旅行者の海外消費を計上する。わが国在住の外交官、外国軍人およびそれらの家族（非居住者）

の日本国内個人消費は、別項政府取引に計上される。旅行者の出入国のための運賃は別項運輸に計上される。

(四)　投資収益　対外投資に伴う利子、配当、具体的には、直接投資企業（議決権株式の二五％以上を非居住者が所有するもの）に対する投資、証券投資、貸付金、預金、借款、延払信用、外債等に伴う利子、配当金が計上される。

(五)　政府取引　特需（アメリカ軍のわが国における物資、役務の調達ならびにアメリカ軍人・軍属およびそれら家族の支出）のほか、外交官等の個人支出、政府の関与する支出（政府外債の発行手数料等）が計上される。

(六)　その他　(一)から(五)までに含まれないサービス取引で、海外事務所経費、代理店手数料、通信費、広告宣伝費、特許権使用料・手数料、フィルム賃貸料等のほか、出演料、報酬等個人所得的なものが計上される。

(4)　移転収支

対価を伴わぬ国際取引の対応勘定であり、民間・政府の二部門に大別され、前者は租税、年金、個人・宗教法人の現物・金銭贈与、後者は贈与、賠償、租税がそれぞれ多い。統計作成国側からする賠償による物資引渡しや現物贈与は、輸出と移転支払に対応計上され、同じく現金賠償、贈与は、移転支払と資産減少に対応計上される。逆の場合も同様である。

(5)　資本取引

(一)　長期資本収支　直接投資、満期が一年を超えるもの、および満期の定めのないもの（株式等）を指し、民間部門では、直接投資、民間外債、借款、延払信用、証券投資等、政府部門では世銀借款、国際機関出資、世銀出資、政府外債、ガリオア・エロア債務返済などが計上され、自国資本の投下・回収による資産増減、外国資本の流入・返

済による負債増減を別個に計上する。

民間（除金融機関）と政府及び金融機関との区別は、収支表作成国に居住する当事者が民間であるか、政府または金融機関であるかによる。

直接投資は、次の三つの形のものを含む。

①　支店設置（代理店は本店の一部とみなされる）

②　子会社への投資

イ　一国の居住者が外国の事業会社の議決権ある株式の半分以上を所有している場合

ロ　または一人もしくは一法人が外国の事業会社の二五％以上の議決権ある株式を持つ場合

ハ　実質上支配権を掌握している場合

③　商業用不動産への投資

金融機関とは、商業銀行および預金を扱う機関にして政府機関でないものをいう。なお、投資には金銭投資のほか、現物投資、たとえば機械、設備、原料、半製品等直接会社から支店または子会社へ投資する場合も含まれる。

(二)　短期資本　要求払のものまたは満期一二ヵ月以内（一年を含める）の対外資産・負債の増減を計上する。期限到来による乗り換えは新しい投資とみなす。内容は、通貨、預金、政府証券、輸出信用供与、輸入信用享受、輸出前受金、輸入前払金等である。保有外貨は政府および金融機関の短期資本に計上される。

(三)　「国際収支提要」第三版における資本取引の改正　わが国の国際収支表は、昭和二一年から三一年分までは、「国際収支提要」第二版に準拠して作成された。

「提要」第三版では、資本取引の分類がさらに詳しくなった。第二版における「政府および金融機関」は、「中央政府」、「中央通貨機関」および「その他の金融機関」に分類された。また、地方政府は、第二版では民間部門の一部であったが、第三版では独立の部門となった。

(6) 作成資料

(一) 貿易については、税関統計の一般貿易統計を主とし、「提要」の原則に調整するため、特別貿易統計および業者照会資料（たとえば三国間貿易実績を商事会社に照会する場合、運賃率を調査するため主要輸入商品価格構成を わが国商社に照会する等）が利用される。

したがって、輸出入額は、FOB建の総額が算定されるが、その国別・商品別内訳を作成するには、一般貿易統計に対して加えた調整分が同様に国別・商品別に区分されねばならない。しかしこのような区分が可能とされるには、より詳細な資料の入手が必要であり、可能な範囲内で主要地域別の分類を行なうにとどめ、実用上は、国別・商品別内訳を調べるには一般貿易統計にもどってこれを利用する。国際通貨基金に対する報告でも、地域分類表が要求されており、基金の立場からは各国分を突合することが有用であると考えられるが、「提要」においては、実際有効に作成しうる地域分類の細目は、国により、時代により異なるとして、年々「標準様式」により提出を求めることとされた。

(二) 貿易外取引および資本取引については、(イ)外国為替統計作成上の資料、(ロ)運輸省、郵政省および国際電信電話株式会社が大蔵大臣宛提出する報告書、(ハ)為替管理の実施上徴求する諸報告書、(ニ)業者照会に対する回答資料等、多岐にわたる。

貿易と同様の理由により、国別・地域別の分類は、主要地域に限られる。

四　外国為替統計との相違点

ここで、国際収支統計と、当時広く利用されていた外国為替統計との比較を行ない、相違点を調べてみよう。

(1) 基本原則

	国際収支統計	外国為替統計
計上範囲	居住者・非居住者間のあらゆる経済取引（有償・無償・外貨・円貨建を問わず）	外国為替銀行を通じて外貨決済の行なわれる取引のみ
計上方法	企業会計の複式簿記の記入原則により計上し、資本取引については、資産・負債ごとの残高変動を記録する。	現金出納簿の方式により受取・支払ベースに分けて計上 資本取引についても、資産・負債の区別なく受払（ただし短期は受払超）で計上
計上時期	原則として取引発生時点、物資については所有権移転の時点、サービスについては提供の時点、資本については債権・債務変動時点でそれぞれ計上	外国為替が円を対価として売買された時点

(2) 主要項目についての比較

国際収支統計	外国為替統計

(一) 商品輸出入	○ 所有権の移転するすべての輸出入（賠償、バーター等無為替輸出入を含む） ○ 輸出入ともＦＯＢ建で計上	○ 外貨、自由円による代金決済を伴う輸出入のみ ○ 輸出入とも実際の建値（ＦＯＢ、ＣＩＦ等）に従って計上
	○ 延払、前受、前払による輸出入は、それぞれ通関時に計上（債権債務は別途資本取引に対応計上） ○ 委託販売は、現地で販売された時点で販売額を計上 ○ 仲介貿易については利潤を輸出として計上	○ 延払、前受、前払による取引については、輸出は入金時、輸入は返済または送金時にそれぞれ計上 ○ 委託販売は、販売代金を送金してきた時点で計上 ○ 仲介貿易は計上しない（代金決済時に受取額および支払額をそれぞれ貿易外取引に別途計上）
(二) 運輸	○ 貨物運賃の受取には、輸出及び三国間貿易に伴う邦船の受取運賃、また支払には輸入に伴う外船への支払運賃のすべてをそれぞれ計上する。これは輸出入がともにＦＯＢで統一的に計上されるためであり、外国為替統計では、輸出入商品代金に含まれる分はそのまま輸出入価額に計上され、貿易外に分離計上されない。 ○ 港湾経費等その他の受払は、邦船の外貨受払及び外船の本邦内支店、代理店の円貨受払を計上	○ 貨物運賃の受取には、邦船の海外店から本社あてに送金してきた運賃を計上（ＦＯＢ、Ｃ＆Ｉ建輸出の邦船受取分、およびＣＩＦ、Ｃ＆Ｆ建輸入の邦船受取分） 支払には、外船の在日店から本社へ送金した運賃を計上（ＦＯＢ、Ｃ＆Ｉ建輸入の外船受取分、およびＣＩＦ、Ｃ＆Ｆ建輸出の外船受取分） ○ 港湾経費等その他の受払は、外貨による受払のみ計上
(三) 保険	○ 輸出入が統一的にＦＯＢ建で計上されるため、本邦保険業者が非居住者から受取った保険料を受取に、居住者が外国保険業者に支払った保険料を支払に計上	○ 本邦保険業者の外貨受取保険料を受取に、外国保険業者に対する外貨保険料を支払に計上する。輸出入商品代金に含まれる分は、輸出入額に計上され、貿易外に分離計上されない。

(四) 旅行	○ 受取には、外国人が本邦に持込んだ外貨から、離日の際持出した使い残り分を差引いた純消費額を計上 ○ 支払には、本邦人が海外渡航に際し携行した外貨から、持帰った使い残り分を差引いた純消費額を計上 ○ 賠償協定に基づく留学生受入費の支出（「贈与」「賠償」の支払と「海外旅行」の受取が対応）等為替を伴わない取引も計上	○ 受取には、外国人が本邦に持込んだ外貨のほか、本邦人が海外へ携行した外貨のうち再び持帰った使い残り分も計上 ○ 支払には、本邦人が海外渡航に際し携行した外貨のほか、外国人が本邦に持込んだ外貨のうち離日の際持出した使い残り分も計上 ○ 為替を伴わない取引は計上しない。
(五) 投資収益	○ 社内留保のうち、外国投資家の持分を計上 ○ 輸出入延払利子分は商品代金と区別計上、銀行借入の利子分も銀行手数料から抽出計上	○ 未分配収益、再投資は、為替が起きないから計上されない。 ○ 輸出入延払利子分は商品代金と区別せぬまま輸出入額に計上する場合が多い、銀行借入れ利子もその他サービスに計上されている。
(六) 軍関係取引	○ 為替を伴うと否とに拘らず軍関係受取をすべて計上（従って軍用貨物の譲受取引も含む）	○ 軍関係受取のうち、為替を伴うもののみ計上

○ 軍預金は引出して消費された時点で計上	○ 軍預金は日銀に振込まれた時点で計上

(七) 移転収支

○ 物資、サービス、現金等による外国との間のすべての無償取引を計上	○ 為替を伴った現金贈与のみを計上
○ 従って賠償取引も現金のみに限らずすべて計上	○ 従って賠償についても、外貨による現金賠償のみしか計上されない

(八) 資本取引

○ 資金移動の形態に拘わらず、あらゆる資本の流出入を計上（従って、現物出資等も含まれる）	○ 為替決済を伴う資本取引のみ計上
○ 輸出延払（昭和三三年からの円貨借款も同様）は供与時に長期資産の増加として、輸出と対応計上し、返済時に長期資産の減少、短期資産の増加をそれぞれ計上	○ 輸出延払（円貨借款も同様）は、返済時、分割払を受ける都度、輸出に計上
○ 輸入延払は（米輸出入銀行ＥＸＩＭ、民間タイドローンも同様）供与された時点で長期負債の増加として、輸入と対応して計上し、返済時に、長期負債の減少、短期資産の減少をそれぞれ計上	○ 輸入延払（ＥＸＩＭ、民間タイドローン）は供与された時点では計上せず、返済時に分割払の都度、輸入に計上する
○ 外債の発行は額面で計上し、経費等は別途貿易外の支払に、政府外債の経費等は「政府取引」に計上する。	○ 外債の発行は、経費等を差引いた実際の外貨受取額を計上
○ 外債の償還は財務代理人勘定から払出されて債権者に支払われた時点で計上	○ 外債の償還は財務代理人勘定に振込みのため送金した時点で計上
○ 輸出前受金は入金時に短期負債の増加として計上し、現物積出時に輸出と、短期負債の減少とを対応計上する	○ 輸出前受金は入金時に輸出に計上するのみ
○ 輸入前払金は送金時に短期資産の増加として計上し、現物到着時に輸入と、短期資産の減少を対応計上する	○ 輸入前払金は送金時に輸入に計上するのみ

(3) 国際収支統計の外国為替統計に対するメリット

(一) 計上範囲が広いこと

外国為替統計は、外貨決済を伴う対外取引のみを計上するのに対し、国際収支統計は、あらゆる対外取引を計上している。これを各取引について例示すれば次のとおりである。

(イ) 貿易取引については、無償、無為替等の取引が計上される。

(ロ) 貿易外取引についても、円による取引を、各種のデータを用いて補足計上している。

(ハ) 移転収支として賠償・贈与等が計上される。

(二) 資本取引についても、長期資本については、輸出入延払、円貨借款（昭和三三年以降）、現物投資等に伴って発生する債権債務の動きがすべて計上される。また短期資本については、輸出前受金、輸入前払金、シッパーズ・ユーザンス等が計上される。

(二) 項目の区分が明確なこと

外国為替統計においては、輸出入がＦＯＢ、ＣＩＦ、Ｃ＆Ｆ等まちまちな建値金額でそのまま計上されるので、貿易取引と運賃、保険部分等との区分が明確でないのに対し、国際収支統計では輸出入ともＦＯＢ建に統一計上されるので、貿易取引と運賃、保険部分とが明確に分離計上される。

表 5-14　国　際　収　支　と　外　国　為　替　収　支　と　の　比　較

（純貸借(△)）

	ドル建			(百万ドル)	円建 (百万円)			
	国際収支		外国為	替収支	国際収支		外国為替収支	
	昭和25年	昭和26年	昭和25年	昭和26年	昭和25年	昭和26年	昭和25年	昭和26年
1. 輸出	920.4	1,581.9	772.8	1,297.3	331,344	569,484	278,208	467,028
2. 輸入	△ 885.9	△1,641.0	△ 645.5	△1,725.1	△318,924	△590,760	△232,380	△621,036
3. 差引（1—2）	34.5	△ 59.1	127.3	△ 427.8	12,420	△ 21,276	45,828	△154,008
4. 非貨幣用金	3.8	4.4	—	—	1,368	1,584	—	—
5. 運輸及び保険	△ 90.5	△ 233.8	△ 3.6	△ 23.9	△ 32,580	△ 84,168	△ 1,296	△ 8,604
6. 投資収益	△ 5.6	△ 5.3	—	0.4	△ 2,016	△ 1,908	—	144
7. その他の役務	349.6	719.1	151.7	636.9	125,856	258,876	54,612	229,284
計（3～7）	291.8	425.3	275.4	185.6	105,048	153,108	99,144	66,816
8. 贈与	184.6	△ 97.4	55.7	139.7	66,456	△ 35,064	20,052	50,292
9. その他	△ 92.1	31.5	—	6.0	△ 33,156	11,340	—	2,160
計（8～9）	92.5	△ 65.9	55.7	145.7	33,300	△ 23,724	20,052	52,452
誤差及び脱漏	49.6	9.9	—	—	17,856	3,564	—	—
受払（△）超	433.9	369.3	331.1	331.3	156,204	132,948	119,196	119,268

（注）　この国際収支の計数は，特に外国為替収支と対比するもので，表5-15の経常取引の分に同表資本取引中民間取引および政府金融機関特定債務償還分を加えたものである（民間取引においては外資の受入は負債の増加としてあらわされているが，現金の側よりみれば受取である）．

（備考）(1)　上記の国際収支と外国為替収支とは下記の理由によって数字的に一致しない．

(2)　国際収支は居住者と非居住者との間のすべての経済取引を計上している．たとえば無為替輸出入および終戦処理費等の円取引等を網羅しているものである．これに反して外国為替収支は外国為替銀行を通ずる取引のみに限定され，以上のごときものは含まれていない．

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第28号，昭和27年7月，17ページ．

このほか、(a)運賃と港湾経費の分離計上、(b)交互計算収支（昭和三一年四月から許可）の区分計上等がある。

㈢　対外資産負債の実態を明らかにすること

国際収支統計では、本邦資本は資産面に、外国資本は負債面に区別して計上されるので、資本取引を受払ベースで計上する外国為替統計と異なり、わが国の対外資産負債の実態が把握できることとなる。

㈣　国民経済計算と連結していること

国際収支統計は、国民所得勘定、国民貸借対照表、産業連関表、資金循環表とともに国民経済計算を構成する諸統計の一つである。具体的には輸出入ともＦＯＢ建であること、貿易外の区分が明確であること、移転収支を明確にしていること、などが上記諸統計との接合をよくしている点である。

(4)　昭和二五年・二六年分実績による比較（表5－14参照）

輸出では、国際収支統計では、国際連合軍特殊需要物資等が二五年九一〇〇万ドル、二六年二億二八〇〇万ドルが含まれ、これを差し引くと外国為替統計（「為統」と略称される）に近づく。輸入でも、国際収支統計にはアメリカ合衆国援助分が二五年三億五七〇〇万ドル、二六年一億三〇〇〇万ドル（ＦＯＢ）が含まれるが、これを差し引いた輸入の相違は、外国為替統計の輸入が建値どおりに集計され運賃・保険分を含むことによるもので、以上の相違は、運輸および保険の面に再び現われる。したがって、貿易収支尻と、運輸および保険の両収支尻については、国際収支統計によらないと、実態が把握できない。外国為替統計によると、運輸および保険の赤字はネグリジブルに近いが、国際収支統計では、巨額の赤字である。

贈与については、国際収支統計は、アメリカ援助物資輸入等（二五年分三億五七〇〇万ドル、二六年一億六二〇〇

万ドル）を受取に、同じく終戦処理費等（二五年二億一七〇〇万ドル、二六年二億七三〇〇万ドル）を支払に計上していることがおもな相違になっている。

受払超は、国際収支統計の分については、比較表の説明書きにあるように、外国為替統計には計上されない資本取引があるため、突合しないものとなっている。

以上(1)～(4)を通じ、国際収支統計と外国為替統計との間には、かなりの相違があることが判明する。対外取引の実態を把握するには国際収支統計によらねばならない。しかし、為替管理が厳しく施行された昭和二〇年代から三〇年代半ばにかけては、外貨準備高の増減を迅速に把握することが重要で、そのために作成が容易な外国為替統計が広く利用された。

五　昭和二一―二六年の実績

わが国の国際収支表は、昭和二五年分から大蔵省により発表されている。[7]

国際収支統計は、各種基礎資料を収集、調整し、一部推計をも加えて作成するので、資料の修正、推計法の改善等により、過去に遡及して計数が補正される。

表5－15の国際収支概括表は、一九五〇年版の「提要」に示された国際通貨基金に提出するフォームに従い、発表された毎年の国際収支表（二一年分から二四年分まではＩＭＦ作成により、二五年以降は大蔵省、日本銀行作成分）について補正を加えたもので、大蔵省の委任をうけて日本銀行により作成された表である。以下の説明は、昭和二一（二〇年

九月～二一年一二月）～二七年分について行なうこととした。

表5-16は、表5-15の項目を組み替えて、内容の説明の便宜を図ったもので、最下欄の「10　保有外貨」は、IMF方式保有外貨を示し、最上欄の「1　物資及びサービス」の赤字が、どのようにして補塡されて保有外貨等が蓄積されたかを見やすくした補助的用途のための表である。

以下、主要項目の動向を調べよう。

(1)　貿易収支　　わが国の国際収支統計における輸出入（FOB建）は、昭和二一年から三二年まで入超を続けた（二五年については、表5-15の「1　商品」中、「その他」項目の九一〇〇万ドルは、国際連合軍特殊需要物資輸出として計上され、二六年分からこれは、「7　政府取引」に移してあるので、この分を差し引くと、入超になる）。[8]

昭和二四、二五年の入超幅（FOB建）はやや縮小したが、二六年以降再び拡大した。

昭和二三年までの貿易は、生活水準維持のための輸入を賄うという性格で、低い規模から出発し、国内生産の回復、貿易体制の整備、アメリカ綿の加工輸出、通商協定の締結などにより、輸出はかなり伸長をみせたが、なお戦前水準の一割に達せず、輸入が制約され、食糧、工業原料等必要物資は援助輸入に大部分を依存した。

援助輸入の輸入総額（ともにCIF建）に対する割合は、二一年六三・一%、二二年七六・九%、二三年六七・四%で、二一～二三年間の入超約七億九〇〇〇万ドルは、援助輸入（政府贈与）約一〇億六〇〇〇万ドルでカバーされた。

二四年は、四月の単一為替レート設定、九月のポンド平価切下げ等、輸出伸長を阻害する要因があったが、超均衡財政政策による国内購買力抑圧により、貿易収支の入超幅は縮小に転じ、援助輸入の規模は最大となった。ただし、輸入額に占める比率は、二四年五九・一%と、二二年をピークにして低下し、二五年三七・一%、二六年七・八%、

二七年〇・三%で打ち切られた。

二五年に入り、朝鮮戦争により輸出が約六割増加し、輸入は、アメリカ対日援助費の削減による援助輸入減少、外貨予算の手堅い運用、朝鮮戦争後の各国輸出制限、輸入資金の調達難等により、増勢が低下し、貿易収支尻はさらに改善され、物資およびサービス合計で若干の黒字を生むに至った。

二六年には、輸出は単価の上昇により六割余の増加を示し、輸入は、わが国が各国に遅れて朝鮮戦争後の買付競争に乗り出し、二五年後半からの外貨予算額の増加、自動承認制の導入、輸入金融の優遇などの措置により、二六年に入って大量の到着をみた。貿易収支の入超幅は三億ドル近い規模となった。従来の入超をカバーした援助輸入は前年より半減以下となったが、同年から特需（軍関係消費）が激増して、物資およびサービス合計における黒字が、前年より一億ドル余増加した。

二七年には、世界的な軍拡の引延しにより海外景気が停滞し、ポンド地域が下期から輸入制限を強め、輸出単価も下落して、輸出額は前年よりわずかながら減少した。一方、国内経済は、特需、財政支出、設備投資の増加が起動力となり、総需要が前年比一二%弱増加し、輸入規模は前年を上回り、入超幅はさらに拡大した。しかしこの入超も、特需の増加によってカバーされ、「物資及びサービス取引」の受超幅は二六年をさらに上回った。

(2)　一般貿易外収支

表5-15で、運輸からその他サービスまでの項目（ただし「軍関係消費」を除く）が、一般貿易外収支と呼ばれるカテゴリーで、とくに運輸の赤字幅増大が著しいが、終戦後、わが国の商船隊の潰滅と、邦船の活動範囲が近海に限られたためで、貿易の拡大につれ、支払が一方的に増加をつづけた。わが国船舶の活動は、二四年にインド洋進出が認

表 5-15-1　国　際　収　支

概　括　表　（単位：百万ドル）

	昭和21年 受取	昭和21年 支払	昭和21年 受払(−)超	昭和22年 受取	昭和22年 支払	昭和22年 受払(−)超	昭和23年 受取	昭和23年 支払	昭和23年 受払(−)超	昭和24年 受取	昭和24年 支払	昭和24年 受払(−)超
1. 商品 (1.1+1.2)	65.3	303.3	(−)238.0	181.6	449.0	(−)267.4	262.3	546.6	(−)284.3	533.3	728.1	(−)194.8
1.1 一般輸出及び輸入	103.3	291.1	(−)187.8	173.6	441.0	(−)267.4	253.3	566.6	(−)313.3	530.8	728.1	(−)197.3
1.2 その他	(−) 38.0	12.2	(−) 50.2	8.0	8.0		9.0	(−) 20.0	29.0	2.5		2.5
2. 非貨幣用金	1.6		1.6	1.8		1.8	2.6		2.6	2.9		2.9
3. 運輸 (3.1+3.2)	0.5	36.7	(−) 36.2	1.0	89.0	(−) 88.0	3.0	123.2	(−)120.2	9.4	173.4	(−)164.0
3.1 総運賃												
3.2 その他												
4. 保険												
5. 海外旅行										7.2		7.2
6. 投資収益 (6.1〜6.3)					3.4	(−) 3.4		2.2	(−) 2.2		1.3	(−) 1.3
6.1 直接投資												
6.2 その他利子					3.4	(−) 3.4		2.2	(−) 2.2		1.3	(−) 1.3
6.3 その他配当（他に含まれないもの）												
7. 政府取引 (7.1+7.2)							18.8		18.8	48.6		48.6
7.1 軍関係消費及び払下財産							18.8		18.8	48.6		48.6
7.2 その他												
8. その他サービス					1.4	(−) 1.4		1.5	(−) 1.5		5.0	(−) 5.0
物資及びサービス合計（1〜8）	67.4	340.0	(−)272.6	184.4	548.2	(−)358.4	286.7	673.5	(−)386.8	601.4	907.8	(−)306.4
9. 贈与 (9.1〜9.4)	194.5		194.5	404.8		404.8	461.6		461.6	531.9	18.4	513.5
9.1 個人及び機関贈与				0.4		0.4	0.6		0.6			
9.2 その他民間移転	1.6		1.6									
9.3 賠償											18.4	(−) 18.4
9.4 政府贈与	192.9		192.9	404.4		404.4	461.0		461.0	531.9		531.9
10. 経常取引合計（1〜9）	261.9	340.0	(−) 78.1	589.2	542.8	46.4	748.3	673.5	74.8	1,133.3	926.2	207.1
誤差及び脱漏 (16−10)			(−) 2.5			13.6			26.9			(−) 10.9

出所：日本銀行為替管理局「国際収支表，昭和29年中」，昭和30年，14-21ページ．

表 5-15-1　国　際　収　支　概　括　表（つづき）

（単位：百万ドル）

	昭和25年			昭和26年			昭和27年		
	受取	支払	受払(−)超	受取	支払	受払(−)超	受取	支払	受払(−)超
1. 商品（1.1+1.2）	920.3	885.9	34.4	1,353.5	1,645.3	(−)291.7	1,288.6	1,701.3	(−)412.6
1.1 一般輸出及び輸入	829.3	525.6	303.7	1,353.5	1,645.3	(−)291.7	1,284.9	1,692.3	(−)407.3
1.2 その他	91.0	360.3	(−)269.3	0	—	0	3.6	8.9	(−) 5.3
2. 非貨幣用金	3.7	—	3.7	4.4	—	4.4	5.5	—	5.5
3. 運輸（3.1+3.2）	9.1	96.5	(−) 87.3	41.0	255.6	(−)214.6	71.3	223.3	(−)151.9
3.1 総運賃	1.8	93.3	(−) 91.4	35.1	238.0	(−)202.8	54.3	200.4	(−)146.1
3.2 その他	7.3	3.2	4.1	5.8	17.6	(−) 11.8	17.0	22.9	(−) 5.8
4. 保険	0.7	3.8	(−) 3.0	3.7	15.6	(−) 11.8	5.5	15.4	(−) 9.9
5. 海外旅行	22.4	1.9	20.4	8.9	4.3	4.5	8.1	4.9	3.2
6. 投資収益（6.1〜6.3）	0.3	5.9	(−) 5.5	1.0	6.3	(−) 5.3	6.0	10.9	(−) 4.9
6.1 直接投資	—	5.0	(−) 5.0	0.1	6.0	(−) 5.9	—	3.9	(−) 3.9
6.2 その他利子	0.3	0.8	(−) 0.5	0.9	0.2	0.6	5.9	6.8	(−) 0.8
6.3 その他配当（他に含まれないもの）	0	0	0	—	0	0	0.1	0.1	—
7. 政府取引（7.1+7.2）	62.6	0.3	62.3	625.2	2.0	623.2	791.5	5.9	785.5
7.1 軍関係消費及び払下財産	62.6	—	62.6	624.2		624.2	787.7	—	787.7
7.2 その他	0	0.3	(−) 0.2	1.0	2.0	(−) 1.0	3.7	5.9	(−) 2.2
8. その他サービス	33.9	12.1	21.8	101.0	51.3	49.8	15.0	39.6	(−) 24.6
物資及びサービス合計（1〜8）	1,053.5	1,006.7	46.8	2,139.3	1,980.8	158.5	2,191.8	2,001.6	190.2
9. 贈与（9.1〜9.4）	440.5	11.0	429.4	181.4	10.5	170.9	50.3	15.8	34.4
9.1 個人及び機関贈与	41.4	1.8	39.6	26.0	10.3	15.7	28.7	1.7	27.0
9.2 その他民間移転	38.7	9.2	29.5	0.1	—	0.1	16.1	14.0	2.0
9.3 賠償	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.4 政府贈与	360.3	—	360.3	155.3	0.2	155.0	5.4	—	5.4
10. 経常取引合計（1〜9）	1,494.1	1,017.8	476.3	2,320.8	1,991.4	329.4	2,242.2	2,017.5	224.7
誤差及び脱漏（16−10）			49.6			8.3			0.7

表 5-15-2 国　際　収　支　概　括　表

（単位：百万ドル）

	昭和21年			昭和22年		昭和23年			昭和24年		
	資産	負債	純資産	資産	負債	純資産	資産	負債	純資産	資産	負債	純資産
民間（金融機関を除く）												
11. 長期資本（11.1～11.6）												
11.1 直接投資												
11.2 有価証券（社債）												
11.3 有価証券（株式）												
11.4 償還												
11.5 その他債務の弁済												
11.6 その他												
12. 短期資本（12.1+12.2）												
12.1 通貨，預金，政府証券												
12.2 その他												
政府及び金融機関												
13. 長期資本（13.1～13.6）		22.4	(-) 22.4	5.5	(-) 5.5		3.6	(-) 3.6		(-) 17.5	17.5
13.1 政府貸付金		4.9	(-) 4.9	5.5	(-) 5.5		3.6	(-) 3.6		(-) 17.5	17.5
13.2 金融機関貸付金											
13.3 有価証券											
13.4 償還											
13.5 その他債務の弁済											
13.6 その他		17.5	(-) 17.5								
14. 短期資本（14.1～14.4）	48.9	108.7	(-) 59.8	51.6	(-) 12.1	63.7	123.0	20.3	102.7	221.2	45.4	175.8
14.1 支払及び清算協定							12.5		12.5	55.8		55.8
14.2 IMF及びIBRDに対する負債												
14.3 その他政府及び金融機関に対する負債		108.7	(-)108.7		(-) 12.1	12.1		20.3	(-) 20.3		45.4	(-) 45.4
14.4 その他	48.9		48.9	51.6		51.6	110.5		110.5	165.4		165.4
15. 貨幣用金	1.6		1.6	1.8		1.8	2.6		2.6	2.9		2.9
16. 資本及び貨幣用金移動合計（11～15）	50.5	131.1	(-) 80.6	53.4	(-) 6.6	60.0	125.6	23.9	101.7	224.1	27.9	196.2

表 5-15-2 国際収支概括表（つづき）

（単位：百万ドル）

	昭和25年			昭和26年			昭和27年		
	資産	負債	純資産	資産	負債	純資産	資産	負債	純資産
民間（金融機関を除く）									
11. 長期資本（11.1～11.6）	1.9	6.0	(-) 4.1	0.3	24.5	(-) 24.2	0.4	16.2	(-) 15.7
11.1 直接投資	—	6.0	(-) 6.0	0.3	21.9	(-) 21.6	0.3	10.7	(-) 10.4
11.2 有価証券（社債）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11.3 有価証券（株式）	—	0	0	—	1.5	(-) 1.5	—	1.5	(-) 1.5
11.4 償還	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11.5 その他債務の弁済	1.9	—	1.9	—	—	—	—	—	—
11.6 その他	—	0	0	—	0.9	(-) 0.9	0.1	3.9	(-) 3.8
12. 短期資本（12.1+12.2）	0.4	1.6	(-) 1.2	9.3	19.3	(-) 9.9	4.2	25.8	(-) 21.6
12.1 通貨，預金，政府証券	—	—	—	—	—	—	0.4	—	0.4
12.2 その他	0.4	1.6	(-) 1.2	9.3	19.3	(-) 9.9	3.7	25.8	(-) 22.1
政府及び金融機関									
13. 長期資本（13.1～13.6）	98.1	0.7	97.4	—	(-) 2.3	2.3	113.4	36.4	76.9
13.1 政府貸付金	—	—	—	—	—	—	—	39.6	(-) 39.6
13.2 金融機関貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13.3 有価証券	—	—	—	—	—	—	0.8	—	0.8
13.4 償還	—	—	—	—	—	—	—	(-) 0.3	0.3
13.5 その他債務の弁済	98.1	—	98.1	—	(-) 2.5	2.5	—	(-) 2.9	2.9
13.6 その他	—	0.7	(-) 0.7	—	0.1	(-) 0.1	112.6	—	112.5
14. 短期資本（14.1～14.4）	1,491.6	1,061.5	430.1	356.9	(-) 8.2	365.1	245.9	48.1	197.7
14.1 支払及び清算協定	1,246.5	906.4	340.0	203.0	(-) 33.1	236.1	16.1	10.8	5.3
14.2 IMF及びIBRDに対する負債	—	—	—	—	—	—	—	44.9	(-) 44.9
14.3 その他政府及び金融機関に対する負債	—	143.4	(-)143.4	—	22.7	(-) 22.7	—	(-) 8.5	8.5
14.4 その他	245.0	11.5	233.5	153.9	2.2	151.6	229.8	0.8	228.9
15. 貨幣用金	3.7	—	3.7	4.4	—	4.4	(-) 11.9	—	(-) 11.9
16. 資本及び貨幣用金移動合計（11～15）	1,595.9	1,070.0	525.9	371.0	33.2	337.7	352.1	126.7	225.4

表 5-16　国　際　収　支　状　況

（単位：百万ドル）

	昭和21年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
1. 物資及びサービス　計	(−) 272.6	(−) 358.4	(−) 405.6	(−) 355.0	(−) 15.8	(−) 465.7	(−) 597.6
輸　出 (FOB)	65.3	181.6	262.3	533.3	920.3	1,353.5	1,288.7
輸　入 (FOB)	303.3	449.0	546.6	728.1	885.9	1,645.3	1,701.3
差引出入(−)超	(−) 238.0	(−) 267.4	(−) 284.3	(−) 194.8	34.4	(−) 291.8	(−) 412.6
運輸及び保険	(−) 36.2	(−) 88.0	(−) 120.2	(−) 164.0	(−) 90.3	(−) 226.4	(−) 161.9
投資収益		(−) 3.4	(−) 2.2	(−) 1.3	(−) 5.6	(−) 5.3	(−) 4.9
政府取引(除軍関係受取)					(−) 0.2	(−) 1.0	(−) 2.2
その他	1.6	0.4	1.1	5.1	45.9	58.8	(−) 16.0
2. 軍関係受取			18.8	48.6	62.6	624.2	787.8
3. 民間贈与	1.6	0.4	0.6	4.0	69.1	15.8	29.1
4. 民間資本							
長期					5.4	34.1	37.4
短期					4.1	24.2	15.7
					1.2	9.9	21.6
5. 誤差脱漏	15.0	13.6	26.9	(−) 53.6	49.1	8.3	0.7
6. 過不足(−)(1〜5)	(−) 256.0	(−) 344.4	(−) 359.3	(−) 356.0	170.4	216.7	257.4
7. 政府贈与及び政府借款	197.8	409.9	488.5	553.9	263.9	152.6	(−) 111.2
米国援助及び贈与	192.9	404.4	461.0	534.7	361.3	155.0	5.4
外国軍余剰物資借款	4.9	5.5	3.6			(−) 2.5	(−) 2.9
外債償還							(−) 0.3
その他借款等			23.9	19.2	(−) 97.4	0.1	(−) 0.9
IMF, IBRD 出資金							(−) 112.5
8. 資金移動(除金・外貨)	72.9	(−) 49.0	(−) 80.6	(−) 34.4	(−) 138.5	(−) 6.6	56.8
米国綿花借款	108.7	(−) 23.1	(−) 85.6				39.7
ポンド・ユーザンス						4.4	(−) 4.4
非居住者円預金						4.1	10.8
その他	(−) 35.8	(−) 25.9	5.0	(−) 34.4	(−) 138.5	(−) 15.1	10.7
9. 合計(6〜8)	14.7	16.5	48.6	163.5	295.8	362.7	203.0
10. 保有外貨及び貨幣用金増減(−)	14.7	16.5	48.6	163.5	295.8	362.7	203.0
米ドル	13.1	14.7	33.5	104.8	278.0	122.1	174.4
英ポンド			12.5	55.8	14.0	156.8	38.6
オープン勘定						79.4	1.9
貨幣用金	1.6	1.8	2.6	2.9	3.8	4.4	(−) 11.9

出所：外国為替管理委員会内部資料.

められ、CIF建輸出が二四年末から実行に移され、二五年から船舶の運航が船主の自営にかえり、各種の通商協定等が日本船の来往を認めるようになり、民間輸入も開始されたが、二五年三月末の推定で、戦前（昭和一二年）の船腹保有量の二七%しか保有していなかった。

(3) 特需

二六年からの援助輸入の減少による貿易収支の入超幅拡大は、特需によってカバーされた。

朝鮮戦争勃発に伴い、二五年中に、「国際連合軍」が日本国内で調達した物資およびサービス（これを狭義特需と呼ぶ）九一〇〇万ドルと、「国連軍」に属する軍人、軍属およびその家族員の消費する物資およびサービスの対価受取約六二〇〇万ドルとの合計（これを広義特需または軍関係消費と呼ぶ）が約一億五〇〇〇万ドルに達し、二六年にはこれらがそれぞれ三億二七〇〇万ドル、二億九七〇〇万ドルと大幅に増加し、合計六億二四〇〇万ドル強に上り、二七年にはそれぞれ三億四四〇〇万ドル、四億四二〇〇万ドルと増加し、合計七億九一〇〇万ドル強と巨額に上った。特需は、翌二八年、八億〇三〇〇万ドル強に達し、これが最高であったが、二八年の入超額も当時の最高額で、特需の発生により黒字となった「物資およびサービス合計」は二八年に再び赤字となった。なお、外国為替統計上の特需収入との計数が相違することについては、注に説明を補足した。[9]

特需の物資およびサービス合計に対する割合は、昭和二五年一四・六%、二六年二九・二%、二七年三五・九%、二八年三六・六%、二九年二五・四%、以後漸減したが、二〇年代半ば以後において、それが大半ドル収支であることと相まって、国際収支を支える主柱であった。

(4) 贈与

政府贈与には、アメリカ合衆国政府の対外援助予算中ガリオア資金をもってわが国に輸入した貨物代金が計上された。その理由は、[10] 主として、次の理由による。すなわちガリオア資金により輸入する貨物は、昭和二五年四月以降FOBまたはFASによることとなって、貨物運賃および積荷保険料は、日本側負担となった。しかるに、わが国の輸入統計は、CIF価格をもって計上する原則が貫かれており、したがってFOBまたはFAS価格によって輸入した貨物の価格もすべてCIF価格によって引き直されたものであるので、決して、確定債務額とはなりえないということから統計作成上一応贈与と記録した。

民間贈与の二五、二六年分は、個人現金送金が主である。

(5) 資本取引

民間部門では、外為法、外資法の施行後、二五年以降に動きが認められるようになり、長期面では、わが国商社の海外進出と、在日外国子会社に対する直接投資による動き、短期面では、輸出前受金（負債）等の受入がそれぞれ記録されている。

政府および金融機関では、表5-16に外国軍余剰物資借款、アメリカ綿花借款を特掲した。短期資本のうち、支払および清算勘定の内容は、英ポンド現金協定およびオープン勘定である。

二七年には、国際通貨基金、世界銀行加盟に伴う出資一億一二五〇万ドルが、表5-15中の項目（13・6）に計上され、これに伴う円貨出資分残高が同じく（14・2）の項目に計上されている。

表5-16の最下欄（10）は、IMF方式保有外貨の増減に対応する分で、IMFの作成した資料に基づいて特掲した。これがほぼ表5-15の項目（14・4）に対応する。貨幣用金保有高には、貴金属特別会計所属地金の増減が計上さ

れている。

以上を通じ、戦後の大幅な輸入超過は、当初、アメリカの援助により、朝鮮戦争後は特需収入によりそれぞれ補われ、為替管理のもとで、貿易が計画的に運営され、資本取引の制限はきわめて強く、昭和二四年末、司令部勘定を含めてうけついだ外貨資金約二億二〇〇〇万ドルは、二七年四月末約一〇億六〇〇〇万ドルに達し、講和後、日本が自主的に管理運用することとなった。

六　戦前（昭和九―一一年平均）の国際収支との対比

大蔵省『財政金融統計月報』第一六号（昭和二六年五月）、五―六ページに次のような説明がある。

(1)　対戦前比較表

昭和二五年の国際収支と戦前のそれとを比較することは諸条件の変化があまりに大であり不可能に近いが、仮に昭和九～一一年平均における国際収支（当期間の平均為替相場一〇〇円対二九ドル一セントで換算したもの）と対比すれば次の通りである。

昭和二五年国際収支の対戦前比較

（単位　百万ドル）

区分	昭和二五年	昭和九～一一年平均	区分	昭和二五年	昭和九～一一年平均
(一)　輸出（含特需）	九二〇	七四〇	貿易外内訳		
(二)　輸入（含対日援助）	八三五	七六七	(イ)　海運収入	九	八六
差引	(+)八五	(−)二七	支出	九七	三六
(三)　貿易外受取	一七七	三七〇	差引	(−)八八	(+)五〇
(四)　貿易外支払	一二四	三九六	(ロ)　保険収入	一	三九
差引	(+)五三	(−)二六	支出	四	三四
			差引	(−)三	(+)五
			(ハ)　資本収益収入	〇・三	八
			支出	七・一	三六
			差引	(−)六・八	(−)二八
			(ニ)　投資関係		
			外資受入	二・三	四三
			海外投資	〇	一五八
			差引	二・三	(−)一一五
			(ホ)　その他	―	―

(2)　対戦前比較表の吟味

右の表より次のことを推測出来るであろう。

(イ)　貿易と貿易外における受取及び支払の合計（昭和二五年二〇億五六〇〇万ドル、昭和九～一一年平均二二億七〇〇〇万ドル）と国民所得（昭和二五年九〇億ドル、昭和九～一一年平均四〇億ドル、以上何れも推定により、ドルの購買力指数は二五年＝一〇〇、九～一一年＝二〇〇と推定する）を比較してみると、国民経済の規模に対し、対外取引の割合が今なお著しく小さいこと。

(ロ)　貿易外の貿易に対する比重は、戦前と比べて未だかなり低いこと。

(ハ)　海運収入が著しく低下していることは、次表の示す如く、邦船の運搬トン数比率が戦前に比較して今なお著しく小さいことによっても容易に看取し得るであろう。

（単位　一〇〇〇米トン）

	昭和二五年月平均（一月～一一月間）	昭和一二年月平均
輸入トン数	九六八	三、〇八八
邦船運搬トン数	二三五	一、七九一
全輸入に対する比率	二四％	五八％
外船運搬トン数	七三三	一、二九七
全輸入に対する比率	七六％	四二％
輸出トン数	二八八	一、〇八三
邦船運搬トン数	四四	七三六
全輸出に対する比率	一五％	六八％
外船運搬トン数	二四五	三四七
全輸出に対する比率	八五％	三二％

（原注）　本表は司令部発表 *Japanese Economic Statistics* に依る。

㈡　投資関係においては、戦前には一面においてかなりの外資受入がみられ、他面においてさらにそれを凌駕する海外投資（主として対満投資）があった。それに比較すれば終戦後五カ年を経た昭和二五年においても、なお投資関係は著しくその規模が小であるといえる。

(1)　その概要については、「本邦国際収支の推移と展望」、「国際収支統計とその見方」（大蔵省『財政金融統計月報』第五号）に説明がある。

(2)　その第一版は、一九四八年版として、*Balance of Payments Yearbook 1938, 1946 and 1947* に掲載された。この邦訳は、大蔵省『調査月報』第四三巻第一号（昭和二九年一月）、三一―七三ページ所載（月村市郎・海老沢道進共訳）がある。

(3)　これらの報告は、大蔵省『財政金融統計月報』国際収支特集（たとえば第一六、二八、三六、四六、五五、六五、七四、八八、一〇六号等、以下同様）にほぼ同様のものが掲載されている。

(4)　その後、SDR創出（一九六八年）および評価、計上範囲の変更による準備資産増減を国際収支表に計上するための改正を織り込んだ「提要」第四版の刊行を準備中である。

(5)　「提要」第三版、パラグラフ三八によると、「国際収支表とは、主に居住者と外国人との間の取引をカバーするもので、ある一定期間内における(1)一国の国内経済と海外との間における、各種生産要素サービスを含む物的資源の流れ、(2)経済取引から生ずる一国の対外資産および負債の変動、(3)移転収支、等を体系的に記録しようとするものである。」と説明されており、内容的には同一である。

(6)　これは、輸出については普通は行なわれないが、わが国の昭和二一～二四年分輸出については行なわれた。

(7)　昭和二一年分から二四年分までのわが国の国際収支統計は、司令部の資料により、国際通貨基金が作成し、その結果は、基金発行の *Balance of Payments Yearbook*（各号）に掲載されている。

わが国戦後の国際収支状況を調べる際、昭和二四年以前については、日本側の資料としては、大蔵省『財政金融統計月報』第五号（国際収支特集）、がある。また昭和二四年半ば、司令部経済科学局調査企画課に在勤したワシントン大学ヒューバー Huber の調査報告 "Japan's Balance of Payments" が、経済安定本部の内部資料として訳出されている。

(8)　前注ヒューバーの報告によると、商品項目中、「その他」の説明は次のとおり。二一年分、受取、マイナス三八〇〇万ドルは主として生糸からなり、二一年末前に輸出され同期中に販売されなかった絹織物、茶および非鉄金属若干量をも含んでいる。これら輸出品の販売による収入は、二二年上半期一二〇〇万ドル、二三年上半期九〇〇万ドルで、それぞれ当該期の輸出に加えられる。支払（輸入）面では、二一年の一二二〇万ドルは、CCC（商品金融会社）の借款による原綿輸入のズレを加算したもの、二二年も同様で、二三年にズレが解消したため、二〇〇〇万ドルの減額を行なって調整した。

(9)　外国為替統計による特需収入と国際収支統計の軍関係消費とを年次別に総額のみ比較すると

（単位　百万ドル）

	外国為替統計	IMF国際収支統計
二五年	一四八・九	一五三・六
二六年	五九一・七	六二四・二
二七年	八二四・二	七八七・七
二八年	八〇九・五	八〇三・二
二九年	五九六・二	六〇二・三
三〇年	五五六・六	五〇五・一

このような差異が生ずるのは、外国為替統計が円と外貨との交換を計上する統計で、全部外貨の入金ベースで計上するのに対し、国際収支統計は、取引の発生時点、つまり物資・サービスの現実の引渡しベースで計上するからである。たとえば軍預金振込額は、外国為替統計上は、現金入金ベースで計上されるが、国際収支統計上は、その預金を使用した額を計上するため、入金額に対し、期末預金残高の差額を調整して物資、サービスが費消された額を推定するという手続をとる。沖縄建設工事についても、直接業者に照会して、外国為替統計による入金額を調整する。また、FOA（ICA、AIDと名称が変わる）は、輸出に計上する。

したがって、実態（財貨、サービスの移動）としては、国際収支統計が正確であるが、本統計の作成には時間がかかり、発表回数も年二回ぐらいに限られるので、毎月発表される外国為替統計が本統計に代わって有用とされていた。昭和四一年四月からは、わが国の国際収支統計は、IMF方式国際収支統計を利用することとなったので、事後的には、本統計を利用するのが適切である。

(10)　大蔵省『財政金融統計月報』第二八号、三ページ所載。

付属資料

一　外国為替管理法第一条等ノ規定ニ依リ金、銀有価証券等ノ輸出入ニ関スル金融取引ニ関スル件（「省令第八八号」）……六一五

二　外国為替及び外国貿易管理法……六一六

三　外国為替管理委員会設置法……六二六

四　閣僚審議会令……六二九

五　外資に関する法律……六三〇

凡　例

1　件名・題名は『法令全書』によった。

2　かっこ内は公布年月日と法令番号であり、「法」は法律、「勅」は勅令、「政」は政令を示す。

3　法律の目次と見出し、法律改正、勅令・政令の制定文はすべて省略した。

4　改行・字下げは原則として『法令全書』によった。

5　附則が施行期日の規定のみを含む場合で、その施行期日が公布年月日に一致するときには、その附則は省略した。

6　法令の沿革等については「資料編」所収の法令索引を参照されたい。

一　外国為替管理法第一条等ノ規定ニ依リ金、銀有価証券等ノ輸出入ニ関スル金融取引ニ関スル件（大蔵省令第八八号）

（昭二〇・一〇・一五）

第一条　大蔵大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ左ニ掲グルモノヲ輸出又ハ輸入スルコトヲ得ズ

一　金貨又ハ銀貨

二　金、銀若ハ白金ノ地金又ハ此等ノモノノ合金

三　通貨又ハ有価証券

四　小切手、送金手形、為替手形、約束手形、支払指図書、送金指図書其ノ他ノ金融上ノ諸証書

五　本邦ノ内外ニ於ケル金融上又ハ財産上ノ取引ニ関スル委任状又ハ代理権其ノ他ノ権限ヲ授与スベキ証書若ハ指図書

六　其ノ他前各号ニ掲ゲザル債務証書又ハ財産権ヲ証スル証書

第二条　大蔵大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ左ニ掲グル取引ヲ為スコトヲ得ズ但シ前条ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　本邦居住者ガ直接又ハ間接ニ全部又ハ一部ヲ所有又ハ管理スル在外財産

二　昭和十六年十二月七日以降ニ於テ外国居住者ガ直接又ハ間接ニ全部又ハ一部ヲ所有又ハ管理スル本邦内ニ在ル財産

三　外国為替取引

第三条　本令ニ於テ取引トハ一切ノ財産ノ売買、取得、譲渡、支払、持出、処分（現状変更ヲ含ム）、輸出若ハ輸入、一切ノ財産ノ商取引又ハ一切ノ財産ニ関スル権利、権限若ハ特権ノ行使ヲ謂フ

第四条　本令ニ於テ在外財産トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一　外国ニ在ル一切ノ財産

二　外国居住者ノ負担トナル一切ノ債権、請求権、銀行預金、其ノ他ノ預金及信用取引

三　外国ニ在ル事業、営業又ハ此等ノモノニ対スル出資

四　一切ノ外国居住者ニ依リ発行セラレ又ハ其ノ者ノ債務トナルベキ一切ノ有価証券、小切手、諸手形、受領証、保険証券其ノ他所有権又ハ債務ヲ証スル証書

五　一切ノ外国ノ著作権、特許権、商標権及此等ノモノニ関スル一切ノ契約書又ハ許可書

六　日本銀行券、貨幣（金貨ヲ除ク）、政府ノ発行スル小額紙幣、臨時補助通貨及B号円表示補助通貨以外ノ一切ノ通貨

七　其ノ他前各号ニ準ズルモノ

第五条　本令ニ於テ外国為替取引トハ一切ノ外国通貨ヲ含ム総テノ取引一切ノ外国ヘノ若ハ外国ヨリノ支払若ハ譲渡、外貨表示ノ一切ノ信用取引若ハ債務ノ弁済、一切ノ外国通貨ノ売買、譲渡若ハ其ノ他ノ商取引、外貨表示タルト否トヲ問ハズ本邦居住者ト外国居住者トノ間ノ一切ノ金融上若ハ財産上ノ取引及本邦居住者ガ外国居住者ニ対シ負担セル若ハ外国居住者ガ本邦居住者ニ対シ負担セル一切ノ債務ヲ含ム総テノ取引其ノ他之ニ準ズルモノヲ謂フ

第六条　第一条ノ輸出若ハ輸入又ハ第二条ノ取引ヲ為スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ外国為替管理法施行規則附属申請書式

ニ準ジ許可申請書ヲ提出スベシ

第七条　大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事項又ハ人ヲ指定シテ本令ニ定ムル取引ノ制限ヲ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事項又ハ人ヲ指定シテ本令ニ定ムル取引ノ制限ヲ免除シタル場合ニ於テ大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ之ヲ告示ス其ノ廃止又ハ変更ヲ為シタル場合亦同ジ

第八条　大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事項又ハ人ヲ指定シテ報告ヲ徴スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事項又ハ人ヲ指定シテ報告ヲ徴シタル場合ニハ大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ之ヲ告示ス其ノ廃止又ハ変更ヲ為シタル場合亦同ジ

第九条　外国為替管理法第五条第二項ノ規定ニ依リ準用シタル関税法第八十七条ノ規定ニ依リ携帯スベキ証票ハ大蔵省監督官及大蔵省監督官補ニ在リテハ外国為替管理法施行規則附属様式二号ニ依ル

外国為替管理法第五条第二項ノ規定ニ依ル犯則事件ノ調査ニ付テハ関税法施行規則ノ規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二　外国為替及び外国貿易管理法

（昭二四・一二・一　法二二八）

第一章　総則

第一条　この法律は、外国貿易の正常な発展を図り、国際収支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外国為替、外国貿易及びその他の対外取引の管理を行い、もつて国民経済の復興と発展とに寄与することを目的とする。

第二条　この法律及びこの法律に基く命令の規定は、これらの規定による制限を、その必要の減少に伴い逐次緩和又は廃止する目的をもつて再検討するものとする。

第三条　内閣に閣僚審議会を設置し、外国為替予算を作成する責任を負う機関とする。

2　閣僚審議会の組織及び運営は、政令で定める。

第四条　別に法律で定めるところにより、外国為替管理委員会を設置する。

第五条　この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

第六条　この法律又はこの法律に基く命令の適用を斉一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

一　「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附属の島をいう。

二　「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

三　「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。

四　「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。

五　「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六　「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七　「支払手段」とは、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、為替手形、郵便為替、信用状その他の支払指図をいう。

八　「対外支払手段」とは、外国通貨その他通貨の単位のいかんにかかわらず、外国通貨をもつて表示され、又は外国において支払手段として使用することのできる支払手段をいう。

九　「内国支払手段」とは、対外支払手段以外の支払手段をいう。

十　「貴金属」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金、これらのものの合金の地金並びに金貨及び銀貨（流通していないものに限る。）、取引の対象又は記念品たる硬貨、金メタルその他これらの金属を主たる材料とする物をいう。

十一　「証券」とは、登録されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券及び類似の証券、利札、配当金受領証並びに利札引換券をいう。

十二　「外貨証券」とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう。

十三　「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金銭債権で前各号に掲げられていないものをいう。

十四　「外貨債権」とは、外国において又は外貨をもつて支払を受けることができる債権をいう。

十五　「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

十六　「財産」とは、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び前号に規定するものを含む財産をいう。

2　居住者又は非居住者の区別が明白でない場合については、大蔵大臣の定めるところによる。

第七条　本邦通貨の基準外国為替相場は、すべての取引を通じ単一とし、内閣の承認を得て、大蔵大臣が定める。

2　大蔵大臣は、各外国通貨について正しい裁定外国為替相場を決定し、維持しなければならない。

3　外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、外国為替管理委員会が外国為替を売買する相場を定めなければならない。

4　外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、正当な外国為替取引における外国為替の売相場及び買相場並びに取扱手数料を定めることができる。

5　外国為替の直物（電信又は一覧払のものに限る。以下同

じ。）取引における売相場及び買相場は、第一項の基準外国為替相場又は第二項の裁定外国為替相場から百分の一以上の開きがあつてはならない。

6　大蔵大臣又は外国為替管理委員会が第一項から第四項までの規定により基準外国為替相場、裁定外国為替相場並びに外国為替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めたときは、何人も、これによらないで取引してはならない。

第八条　この法律により認められる取引は、大蔵大臣の指定する通貨により行わなければならない。

第九条　主務大臣は、国際経済の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、政令で定める期間内において、この法律の適用を受ける取引を停止することができる。

2　前項の規定による停止は、その停止の時までにこの法律により認められている支払を不可能とするものではなく、その停止に因る支払の遅延は、政令で定める期間内に限られるものとする。

第二章　外国為替銀行及び両替商

第十条　外国為替業務を営もうとする銀行は、その営もうとする営業所（本邦法人である銀行の外国にある営業所を含む。以下同じ。）並びに業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2　大蔵大臣は、当該銀行が十分な国際的信用を得ることが困難であると認める場合又は外国為替取引を行うに足りる職員を有していないと認める場合には、前項の認可をしてはならない。

3　外国為替銀行（第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。）は、外国為替業務を営む営業所を新設し、外国為替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務の内容を変更しようとするときは、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

4　外国為替銀行は、外国為替業務を営む営業所の全部又は一部における外国為替業務を廃止しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

第十一条　外国為替銀行は、外国にある銀行その他の金融機関とこの法律の適用を受ける業務を行うための取極を結ぼうとするときは、外国為替管理委員会の承認を受けなければならない。

第十二条　外国為替銀行は、この法律の適用を受ける業務について顧客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの法律の規定により承認等を受けていること又は承認等を受けることを要しないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

第十三条　大蔵大臣は、外国為替銀行が、この法律、この法律に基く命令若しくは処分に違反し、又は違反しようとしたときは、第十条第一項の認可を取り消し、又は一年以内の期間を限り、その違反に係る営業所におけるこの法律の適用を受ける業務を停止し、若しくは当該業務の内容を制限することができる。

第十四条　両替業務を営もうとする者は、その営もうとする営業所及び業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2　第十条第三項及び第四項、第十二条並びに前条の規定は、両替商（前項の認可を受けた者をいう。以下同じ。）に準用する。

第十五条　外国為替銀行又は両替商は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける業務について、政府機関に報告しなければならない。

第三章　外国為替予算

第十六条　外国為替予算は、外国為替の使用可能量の慎重な予測に基いて、不足の発生に因り債務不履行又は予備費の望ましくない減少に陥ることのないように作成されなければならない。

第十七条　外国為替予算は、左の各号に掲げる事項を考慮して作成されなければならない。

一　通貨の交換又は振替の可能性

二　外国貿易その他の取引において通常生ずることのあるべき不特定の需要に即応し得るように十分な通常予備費を設けること。

第十八条　外国為替予算を作成する場合には、計算若しくは評価の過誤又は予測できない緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨別に一定の外国為替使用可能量を非常予備費として設けなければならない。

第十九条　外国為替予算の変更は、閣僚審議会により例外的な場合に限つて行われる。

第二十条　閣僚審議会により外国為替予算に計上された資金の使用を認める権限を有する政府機関は、閣僚審議会の承認を得ないで、その権限内の外国為替予算の金額をこえてその使用を認めてはならない。

第四章　外国為替等の集中

第二十一条　居住者たると非居住者たるとを問わず本邦にある者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは、時価）を参しやくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

一　本邦内にある対外支払手段

二　本邦内にある貴金属

第二十二条　居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは、時価）を参しやくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

一　対外支払手段

二　貴金属

三　外貨債権

四　外貨証券

第二十三条　非居住者は、政令で定めるところにより、左に掲

げる財産を特定の場所に又は特定の方式により保管又は登録する義務を課せられることがある。

一　内国支払手段

二　本邦通貨をもつて表示される債権

三　本邦通貨をもつて表示される証券

第二十四条　前三条に基く政令においては、外国為替銀行、両替商等に対するこれらの規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第二十五条　第二十二条の規定は、本邦人以外の居住者については、同条各号に掲げる財産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとする。

第二十六条　政令で定める場合を除いては、非居住者に対する債権を取得した者は、当該債権の期限の到来又は条件の成就後遅滞なく、これを取り立てなければならない。

2　何人も、当該債権について、その全部若しくは一部を免除し、額面以下の弁済を受け、又は弁済の遅延を黙認することに因り、これを減損してはならない。

第五章　制限及び禁止

第一節　支払

第二十七条　この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、本邦において左に掲げる行為をしてはならない。

一　外国へ向けた支払

二　非居住者に対する支払又は非居住者からの支払の受領

三　非居住者のためにする居住者に対する支払又は当該支払の受領

四　非居住者との勘定の貸記又は借記

2　前項第二号から第四号までの規定は、左に掲げる行為については適用しない。

一　非居住者の本邦における滞在に伴う生活費又は通常の物品若しくは役務の購入費等の費用を支弁するための本邦通貨による支払

二　非居住者の本邦において認められた内国事業を遂行するための本邦通貨による支払

第二十八条　この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある者に対する支払若しくは利益の提供又は外国にある財産の取得の代償として又はこれらに関連して、本邦において、居住者に対して又は居住者のために支払をしてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二十九条　この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある財産の譲渡の代償として又はこれに関連して、本邦において、居住者から又は居住者のために支払を受けてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二節　債権

第三十条　政令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債権の発生、変更、弁済、消滅、直接又は間接の移転その他の処分の当事者となつてはならない。

一　非居住者間の本邦通貨をもつて表示される債権

二　居住者間の外貨債権

三　居住者と非居住者間の債権

第三節　証券

第三十一条　大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、何人も、本邦内にある証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

2　前項の規定は、本邦証券の居住者間の取引については適用しない。

第三十二条　大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、居住者は、外国にある証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

2　前項の規定は、本邦人以外の居住者については、その者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得した証券に限り、適用があるものとする。

第三十三条　居住者のために本邦において本邦証券を保管する場合又は非居住者間の取極により非居住者のために外国において外貨証券を保管する場合を除いては、何人も、証券の保管に関する取極の当事者となつてはならない。但し、大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合は、この限りでない。

第三十四条　大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一　居住者たると非居住者たるとを問わず、本邦通貨で支払われる証券を外国で発行又は募集すること。

二　居住者が外国で証券を発行又は募集すること。

三　非居住者が本邦で外貨証券を発行又は募集すること。

第三十五条　政令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一　居住者が外貨証券に応募すること。

二　非居住者が本邦証券に応募すること。

第四節　不動産

第三十六条　大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第三十七条　大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある自己の不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

第三十八条　政令で定める場合を除いては、居住者は、非居住者のために本邦内にある不動産又はこれに関する権利を処分してはならない。

第三十九条　政令で定める場合を除いては、非居住者は、他の非居住者から本邦内にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第四十条　政令で定める場合を除いては、非居住者は、本邦内にある不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

第四十一条　第三十六条及び第三十七条の規定は、本邦人以外の居住者については、これらの規定に定める不動産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとする。

第五節　その他

第四十二条　政令で定める場合を除いては、何人も、この法律の適用を受ける支払、決済その他の取引を伴う役務に関する契約をしてはならない。

第四十三条　政令で定める場合を除いては、居住者は、この法律の規定に従つて相当の対価の支払を受けないで、非居住者に役務を提供してはならない。

第四十四条　前二条の規定の適用を受ける者は、政令で定めるところにより、主務の政府機関の事前の承認を受け、又は当該政府機関に対して相当の対価の支払を受けることを立証する義務を課せられることがある。

第四十五条　政令で定める場合を除いては、何人も、支払手段、貴金属、証券又は債権を化体する書類を輸出又は輸入してはならない。

第四十六条　前条に基く政令においては、本邦に入国し、又は本邦から出国する者に対する同条の規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第六章　外国貿易

第四十七条　貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

第四十八条　特定の種類の貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支払の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられることがある。

2　前項の政令による制限は、国際収支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展に必要な範囲をこえてはならない。

第四十九条　通商産業大臣は、命令で定めるところにより、貨物を輸出しようとする者に対して、貨物の代金の支払が政令で定める方法によつて行われる旨の十分な証明を求めることができる。

第五十条　貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向国における不公正な競争の禁止に関する法令を十分考慮した上で輸出しなければならない。

第五十一条　通商産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、命令で定めるところにより、一月以内の期限を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

第五十二条　外国為替予算の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸入を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

第五十三条　通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反した者に対して、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

第五十四条　通商産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

2　通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。

第五十五条　貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の実行を保証するために、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがある。

2　貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたときは、政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保物を国庫に帰属させることができる。

第七章　不服の申立及び訴訟

第五十六条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による政府機関の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて当該政府機関に不服の申立をすることができる。

第五十七条　政府機関は、前条の規定による不服の申立を受理したときは、当該申立をした者に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第五十八条　当該政府機関は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者及び利害関係人に送付しなければならない。

第五十九条　不服の申立、予告、聴聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

第六十条　この章の規定による政府機関の決定に不服のある者は、次条で定めるところにより裁判所に出訴することができる。

第六十一条　この法律の規定による当該政府機関の決定に係る訴訟は、被告である政府機関の所在地の地方裁判所の管轄とする。

2　訴の提起は、政府機関の決定があつた後三十日以内に裁判所に対してしなければならない。

3　訴を提起した者は、訴状の写を、当該政府機関及び当該聴聞に参与した利害関係人に送付するものとする。

第六十二条　当該政府機関は、訴状の送達があつた時から三十日（裁判所が期間の延長を認めたときは、その期間）以内に当該訴に係る聴聞及び決定の一切の記録の正本又は証明のある複本を当該裁判所に送付しなければならない。その記録は、訴を提起した者、第五十八条の規定により決定の送付を受けた者及び政府機関の合意があつたときは、簡略にすることができる。

第六十三条　審理は、記録に記載された事実の範囲に限定されなければならない。但し、裁判所は、記録に記載されない当該政府機関の手続の違法を立証する証拠を採用することができる。

第六十四条　裁判所は、当該政府機関の決定を容認し、若しく

は更に聴聞を行わせるため事件を政府機関に差し戻し、又は当該政府機関の決定が左の各号に掲げる場合の一に該当するため原告の実質的権利が侵害されたと認める場合においてその決定を取り消し、若しくは変更することができる。

一　憲法の条項に違反しているとき。
二　政府機関の法令による権限をこえているとき。
三　手続に違法があるとき。
四　前各号の外法令の適用に誤があるとき。
五　適法且つ実質的な証拠がないとき。
六　裁判所による新たな審理の結果、決定の理由となつた事実が著しく不当であるとき。

第八章　雑則

第六十五条　この法律のいかなる条項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の適用又はこれらの法律に基き公正取引委員会がいかなる立場において行使する権限をも排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第六十六条　この法律又はこの法律に基く命令の規定中政府機関又は外国為替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、政府機関が当該許可、承認その他の処分を要する行為をする場合については、政令で定めるところにより、これを適用しない。

第六十七条　この法律に規定するものの外、主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引を行う者又は関係人から報告を徴することができる。

第六十八条　主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外国為替銀行又は両替商の営業所又は事務所にその営業時間中に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十九条　主務の政府機関は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を日本銀行又は外国為替銀行をして取り扱わせることができる。

2　前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

3　第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外国為替銀行の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九章　罰則

第七十条　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一　外国為替の直物取引における売相場又は買相場を定めない場合において、第七条第五項の規定に違反し、外国為替の直物取引をした者
二　第七条第六項の規定に違反した者
三　第八条の規定に違反した者
四　第十条第一項の規定による認可を受けないで外国為替業務を営んだ者
五　第十三条（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反した者
六　第十四条第一項の規定による認可を受けないで両替業務を営んだ者（外国為替銀行を除く。）
七　第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者
八　第二十七条第一項の規定に違反した者
九　第二十八条の規定に違反した者
十　第二十九条の規定に違反した者
十一　第三十条の規定に違反した者
十二　第三十一条第一項の規定に違反した者
十三　第三十二条第一項の規定に違反した者
十四　第三十六条の規定に違反した者
十五　第三十七条の規定に違反した者
十六　第三十八条の規定に違反した者
十七　第三十九条の規定に違反した者
十八　第四十条の規定に違反した者
十九　第四十五条の規定に違反した者
二十　第五十一条の規定に違反した者
二十一　第五十三条の規定による輸出又は輸入の禁止に違反した者
二十二　第九条、第二十一条から第二十三条まで、第四十八条又は第五十二条の規定に基く命令の規定に違反した者

第七十一条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十条第三項又は第十四条第二項において準用する第十条第三項の規定による許可を受けないで、外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所を新設し、外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務若しくは両替業務の内容を変更した者
二　第三十三条の規定に違反した者
三　第三十四条の規定に違反した者
四　第三十五条の規定に違反した者
五　第四十二条の規定に違反した者
六　第四十三条の規定に違反した者
七　第四十四条の規定に基く政令の規定に違反して事前の承認を受けなかつた者

第七十二条　左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第十条第四項又は第十四条第二項において準用する第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外国為替業務又は両替業務を廃止した者
二　第十一条の規定による承認を受けないで、同条に規定する取極を結んだ者

三　第十二条又は第十四条第二項において準用する第十二条の規定に違反した者
四　第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五　第四十四条の規定に基く命令の規定に違反して立証をせず、又は虚偽の立証をした者
六　第四十九条の規定に基く命令に違反して十分証明をせず、又は虚偽の証明をした者
七　第六十七条の規定に基く命令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
八　第六十八条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
九　第六十八条の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。但し、その期日は、昭和二十五年三月三十一日後であつてはならない。

2　左に掲げる法令は、廃止する。
外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）
金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）
外国為替管理法の罰則の特例に関する件（昭和二十年勅令第六百十五号）
貿易等臨時措置令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）
財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第百九十九号）
外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百五十三号）

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、前項に掲げる法令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

4　第二項に掲げる法令の廃止に関し必要な事項については、政令で定める。

三　外国為替管理委員会設置法

（昭二四・一二・一　法二二九）

第一条　この法律は、外国為替管理委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、外国為替管理委員会（以下委員会という。）を設置する。

第三条　委員会は、国民経済の進歩とその健全な発展を助長するために、本邦の外国為替資金の適切且つ正当な使用を確保することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。

一　外国為替特別会計を運営すること。
二　外国為替予算について、その定められた限度及び条件が守られるようにすること。
三　関係行政機関の用に供するため、外国為替及び外国貿易に関する取引について完全な記録を保持すること。
四　外国為替取引の数量及び内容並びに国民経済の復興に及ぼす効果に関する報告を、定期的（少くとも毎四半期）に、内閣総理大臣に提出すること。
五　外国為替に関する政策について、内閣総理大臣及び関係行政機関に勧告すること。

第四条　委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。
一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
三　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
四　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
五　所掌事務の周知宣伝を行うこと。
六　委員会の公印を制定すること。
七　所掌事務に関し、報告を徴すること。
八　外国為替取引の手続を定め、及びその所掌に属する事項について外国貿易取引の手続に関し同意を与えること。
九　外貨資金の外国為替特別会計への集中制度に関する手続を定め、当該制度を運営し、及び外国為替特別会計の資金を運用すること。
十　外国為替予算に定められた制限及び条件の範囲内で、外貨資金の取得及び使用に関して、外国為替銀行を監督すること。
十一　対外取引の決裁条件を定めること。
十二　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に属させられた権限。

第五条　委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2　委員長及び委員は、外国為替及び外国貿易に関し優れた経験と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が命ずる。

3　委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、外国為替及び外国貿易に関し優れた経験と識見を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

4　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第六条　委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員長及び委員は、再任されることができる。

第七条　委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二　この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三　禁こ以上の刑に処せられたとき。

四　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと内閣総理大臣が認めたとき。

五　職務上の義務に違反し、その他委員長又は委員に適しない非行があると内閣総理大臣が認めたとき。

2　前項各号の一に該当する場合には、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第八条　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第九条　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十条　委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第十一条　委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　国会若しくは地方公共団体の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二　内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三　商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第十二条　委員会は、その所掌に属する事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、外国為替管理委員会規則を制定することができる。

第十三条　委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

第十四条　事務局に管理部を置く。

2　管理部においては、事務局の所掌事務のうち、外国為替特別会計の運営に関する事務をつかさどる。

第十五条　事務局に関西事務所を置く。

2　関西事務所は、大阪市に置く。

3　関西事務所は、事務局の所掌事務について、関西地方における所要の連絡事務をつかさどる。

4　関西事務所の内部組織は、外国為替管理委員会規則で定める。

第十六条　委員会に法律顧問を置く。

2　法律顧問は、委員会の所掌に属する事項に関する法律問題を処理する。

3　法律顧問は、非常勤とし、その給与その他必要な事項は、政令で定める。

第十七条　委員会は、その事務所を日本銀行の本店又は支店に置く。

第十八条　委員会は、日本銀行をして、委員会の指示するところに従い、その事務の一部を取り扱わせることができる。

2　前項の場合において、当該事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

第十九条　委員長、委員、前条第一項の規定により事務を取り扱う日本銀行の職員及びこれらの職にあつた者は、その職務の執行に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第二十条　事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

2　事務局に置かれる職員のうち会計及び統計に関する専門家は、事務局員として、非常勤の職員とすることができる。

第二十一条　事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第二十二条　第十九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　外国為替管理委員会令（昭和二十四年政令第五十三号）及び外国為替管理委員会の委員の任期満了等の場合の措置に関する政令（昭和二十四年政令第三百三十三号）は、廃止する。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧外国為替管理委員会令は、なおその効力を有する。

4　旧外国為替管理委員会令に基く機関及び職員は、第二項の規定にかかわらず、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続する。この場合において、この法律施行の際現に委員長又は委員である者の任期は、第六条第一項の規定にかかわらず、旧外国為替管理委員会令の規定により残存する任期とする。

5　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の外国為替管理委員会の項中「外国為替管理委員会令（昭和二十四年政令第五十三号）」を「外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）」に改める。

四　閣僚審議会令

（昭二四・一二・一　政三七六）

第一条　閣僚審議会（以下「審議会」という。）は、外国為替及び外国貿易管理法に基き、外国為替予算を作成し、及び変更する。

2　審議会は、前項に掲げるものの外、外国為替及び外国貿易管理法に基く政令において審議会の任務に属せしめられた事項を行う。

第二条　審議会は、会長及び委員五人で組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3　委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　大蔵大臣
二　農林大臣
三　通商産業大臣
四　運輸大臣
五　経済安定本部総務長官

第三条　会長は、会務を総理する。

第四条　審議会に、諮問委員一人を置き、外国為替管理委員会委員長をもつて充てる。

2　諮問委員は、会議に出席し、審議会の任務に属する事項につき審議会の諮問に応ずる。

第五条　審議会の事務は、経済安定本部貿易局において処理する。

第六条　経済安定本部貿易局は、この条の定めるところにより外国為替予算案を準備し、審議会に提出するものとする。

2　外国為替管理委員会は、四半期ごとの外貨資金に関する収支見込に関する資料を、通商産業省その他の関係行政機関は、四半期ごとの貨物の輸入その他外貨資金の需要に関する資料を、通商産業省は、四半期ごとの輸出見込及び貿易に関する国際協定その他の取極に関する資料を、当該四半期開始の二月前までに、経済安定本部貿易局に提出しなければならない。

3　審議会は、前項の資料の外、外国為替予算案の作製に関し必要な資料を、関係行政機関から経済安定本部貿易局に提出することを求めることができる。

4　経済安定本部貿易局は、左に掲げるところに従つて、外国為替予算案を作製しなければならない。

一　貨物の輸入に関するものは、その品目別（品目別に区分することが適当でないものは、雑輸入品として一括する。）及び仕入地域別に、貿易外の支払に関するものは、その用途別に区分すること。
二　通貨の単位別に区分すること。
三　貿易又は支払に関する取極のあるものについては、その旨を明らかにすること。
四　外貨資金の割当を行うべき貨物の品目その他の範囲を明らかにすること。

第七条　審議会の議事について必要な事項は、審議会が定める。

五　外資に関する法律

（昭二五・五・一〇　法一六三）

第一章　総則

第一条　この法律は、日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め、外国資本の投下に伴つて生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する適切な措置を講じ、もつてわが国に対する外国資本の投下のための健全な基礎を作ることを目的とする。

第二条　わが国に対する外国資本の投下は、できる限り自由に認められるべきものとし、この法律に基く届出又は認可の制度は、その必要の減少に伴い逐次緩和又は廃止されるものとする。

第三条　この法律又はこの法律に基く命令の適用を斉一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

一　「外国投資家」とは、左に掲げるものをいう。
イ　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項の非居住者（法人を除く。）
ロ　外国法に基いて設立された法人その他の団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体。但し、外資委員会の指定するものを除く。
ハ　イ又はロに掲げるものが直接又は間接に株式又は持分の全部を所有している法人その他の団体
ニ　イ又はロに掲げるものが実質的に支配している法人その他の団体
ホ　イからニまでに掲げるものの外、外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）第二条第一項に掲げるもの
二　「本邦」、「外国」、「本邦通貨」、「外国通貨」、「居住者」、「対外支払手段」及び「財産」とは、外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項の本邦、外国、本邦通貨、外国通貨、居住者、対外支払手段及び財産をいう。
三　「技術援助契約」とは、工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定、工場経営に関する技術の指導その他外資委員会の指定するもの（以下「技術援助」という。）に関する契約で、その対価の支払の期間が一年をこえるもの又は当該契約の更新の結果当該期間が通じて一年をこえるに至るものをいう。

2　前項第一号ハ又はニの法人その他の団体に該当するかどうか明白でない場合は、外資委員会の定めるところによる。

第四条　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の者に対し、第一項に規定する勘定の作成に関し必要な資料の提出を求めることができる。

第五条　大蔵大臣は、前条に規定する勘定に基いて、対外負債が対外資産を著しく超過し、新たな外国資本の投下に伴つて必要な外国へ向けた支払（対外支払手段による支払を含む。以下同じ。）が困難となるおそれがあると認めるときは、内閣に対してその旨を報告しなければならない。

2　外資委員会又は主務大臣は、前項の報告があつた場合においては、内閣が当該報告に基いてその方針を決定するまでは、外国投資家に対して新たな負債を負い又は当該負債に基いて外国へ向けて新たな支払をする行為に対して、許可、認可、承認その他の処分をしてはならない。

3　外資委員会又は主務大臣は、内閣が第一項の報告に基いてその方針を決定した場合においては、外国投資家に対して新たな負債を負い又は当該負債に基いて外国へ向けて新たな支払をする行為に対して許可、認可、承認その他の処分をする

ときは、当該方針に従つてこれらの処分をしなければならない。

4　前二項の規定は、外資委員会又は主務大臣が法令に基いて既に行つた許可、認可、承認その他の処分によつて外国投資家が取得した権利を侵害するものと解してはならない。

第六条　閣僚審議会は、第四条に規定する勘定を参しやくして、この法律に規定する契約により外国投資家に対して負担する負債に基いて外国へ向けた支払をすることのできる額を外国為替予算に計上しなければならない。

第七条　外資委員会は、外資委員会規則で定めるところにより、外国投資家からの技術援助を希望する技術の種類を公表しなければならない。

2　外資委員会は、前項の規定により公表した技術の種類を随時変更することができる。

第八条　外資委員会又は大蔵大臣がこの法律に規定する契約について認可又は許可をする場合の基準は、左の通りとし、その認可又は許可に当つては、国際収支の改善に有効に寄与するものを優先させなければならない。

一　直接又は間接に国際収支の改善に寄与すること。

二　直接又は間接に重要産業又は公益事業の発達に寄与すること。

三　重要産業又は公益事業に関する従来の技術援助契約の更新又は継続に必要であること。

2　外資委員会又は大蔵大臣は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律に規定する契約について認可又は許可をしてはならない。

一　契約の条項が公正でない場合又は法令に違反する場合

二　契約の締結又は更新が、詐欺、強迫又は不当な圧迫によると認められる場合

三　日本経済の復興に悪影響を及ぼすものと認められる場合

四　社債、貸付金債権、株式又は持分の取得の対価として本邦通貨を用いる場合に、当該本邦通貨が、当該取得のために対外支払手段を合法的に交換して得たもの、本邦における正当な事業活動により取得したものその他適法に取得したものでない場合

3　前二項の規定は、この法律の規定に基いて外資委員会が許可、認可又は承認をすべき旨の勧告をする場合に準用する。

第九条　外国投資家が技術援助の対価又は社債若しくは貸付金債権の利子若しくは元本の償還金を外国へ向けた支払によつて受領しようとするときは、技術援助契約又は社債の引受若しくは貸付に関する契約の中において、その旨が明らかにされなければならない。

2　外国投資家が配当金又は社債の利子若しくは元本の償還金を外国へ向けた支払によつて受領しようとするときは、当該配当金、利子又は元本の償還金を生ずる株式、持分又は社債の取得について外資委員会の認可を申請する書面の中において、その旨が明らかにされなければならない。

第二章　外国資本の投下の届出又は認可

第十条　外国投資家及びその相手方は、技術援助契約を締結し、又は更新（当該更新の結果、その対価の支払の期間が通

じて一年をこえるに至るものに限る。以下同じ。）しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、外資委員会の認可を受けなければならない。

第十一条　外国投資家は、日本の法令により設立した法人の株式又は持分を取得しようとするとき（次項の規定により届け出なければならない場合を除く。）は、外資委員会規則で定めるところにより、外資委員会の認可を受けなければならない。

2　外国投資家は、日本の法令により設立した法人の株式又は持分で左の各号の一に該当するものを取得しようとする場合であつて、当該株式又は持分の配当金を外国へ向けた支払により受領しようとしないときは、外資委員会規則で定めるところにより、あらかじめその旨を外資委員会に届け出なければならない。

一　適法に所有する株式又は持分に対し新たに割り当てられた株式又は持分

二　他の外国投資家から譲り受ける株式又は持分

3　前項の規定は、外国為替及び外国貿易管理法の規定による制限を排除するものではない。

4　第一項及び第二項の規定は、連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）又は連合国財産の返還等に関する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）の規定に基き外国投資家が株式の回復又は持分の返還を受ける場合については適用しない。

第十二条　前条第一項の規定により外資委員会が株式又は持分の取得を認可するには、政令で定める場合を除いては、当該取得が左の各号の一に該当する場合でなければならない。

一　当該法人の財産の増加をもたらすものである場合

二　当該法人の財産の増加をもたらさないものである場合においては、当該取得が外国投資家の投資計画の一部であり、且つ、その取得の対価たる本邦通貨が当該取得のために対外支払手段を合法的に交換して得たものである場合

第十三条　外国投資家は、日本の法令により設立した法人の社債又は貸付金債権を取得しようとする場合において、当該取得が外資委員会の認可を要する他の事項とともに行われるときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該取得について外資委員会の認可を受けなければならない。

2　前項の認可の申請があつた場合においては、外国為替及び外国貿易管理法の規定による大蔵大臣への許可の申請があつたものとみなす。

3　外資委員会は、前項の規定によりあつたものとみなされる申請に基く大蔵大臣の許可があつた後でなければ、第一項の認可をすることができない。

第十四条　外資委員会は、この法律の規定による認可をするに際し、必要な条件を附することができる。

2　外国為替及び外国貿易管理法に規定する主務大臣が、この法律の規定により外資委員会の認可を要する事項に伴う外国へ向けた支払に関し附すべき条件を外資委員会に指示したときは、外資委員会は、これを前項に規定する条件の中に包含させなければならない。

第三章　外国資本の投下に伴う送金

第十五条　第九条の規定により技術援助の対価、配当金、利子は元本の償還金を外国へ向けた支払により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたときは、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により当該外国へ向けた支払が認められたものとする。但し、前条の規定により外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

2　前項の規定は、政令で定める場合を除いては、対外支払手段の交換によつて得た本邦通貨その他対外支払手段と同等の価値のあるもののいずれかによる以外の外国資本の投下に基く配当金、利子又は元本の償還金の外国へ向けた支払については適用しない。

第十六条　居住者の本邦における適法な事業活動により生ずる利潤の外国へ向けた支払の許可に関する事項については、主務大臣は、あらかじめ外資委員会に付議しなければならない。この場合において、外資委員会は、この法律の規定により認可を要する事項に伴う外国へ向けた支払に比し公平な取扱がなされることを確保するため、必要な勧告をするものとする。

2　前項の規定は、事案の軽微なものその他外資委員会規則で定めるものについては適用しない。

3　主務大臣は、第一項に規定する許可をする場合には、外資委員会の勧告を尊重しなければならない。

第四章　外国資本の保護

第十七条　この法律の施行後、政府、地方公共団体その他権限のある者が、外国為替及び外国貿易管理法以外の法律で定める手続に基いて、外国投資家が本邦において適法に所有する財産の全部又は一部を収用し、又は買収したときは、当該収用又は買収により外国投資家の受領すべき対価に相当する金額の外国へ向けた支払を確保するため、当該対価の受領の日から一年を経過する日までの間、必要な資金が外国為替予算に計上されなければならない。

2　外国投資家が前項の規定により外国為替予算に計上された資金を使用する場合は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により外国へ向けた支払を認められたものとする。

3　外国投資家が株式又は持分の所有により実質的に支配している法人の財産の全部又は一部について、第一項に規定する収用又は買収がなされた場合における当該株式又は持分に対しては、別に法律で定めるところにより、前二項に準じて取り扱うものとする。

第五章　外国投資家の投資及び事業活動の調整

第十八条　国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項及び第二十四条の行政機関で公正取引委員会以外のものをいう。以下同じ。）は、外国投資家の投資又は事業活動に関する重要事項につき内閣の決定を求めようとするときは、あらかじめ外資委員会の議に付さなければならない。

2　外資委員会は、前項の場合においては、当該事項について

の意見を内閣に送付するものとする。

第十九条　国の行政機関は、外国投資家の投資又は事業活動に関し許可、認可、承認その他の行政処分をしようとするときは、あらかじめ外資委員会に付議して、その勧告を求めなければならない。但し、事案の軽微なものその他外資委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

2　国の行政機関は、前項の行政処分をする場合には、外資委員会の勧告を尊重しなければならない。

第六章　雑則

第二十条　この法律の規定による外資委員会の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて外資委員会に対して不服の申立をすることができる。

第二十一条　外資委員会は、前条の規定による不服の申立を受理したときは、当該申立をした者に対して、相当な期間を置いて予告をした上、聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第二十二条　外資委員会は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者及び利害関係人に送付しなければならない。

第二十三条　不服の申立、予告、聴聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

第二十四条　外国投資家又はその相手方は、この法律の規定による届出をして、又は認可を受けて、契約を締結し、若しくは更新し、又は株式、持分、社債若しくは貸付金債権を取得したときは、外資委員会規則で定めるところにより、外資委員会に報告しなければならない。

第二十五条　この法律の規定及びこの法律の規定に基く外資委員会の権限は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の規定及びこれらの法律の規定に基く公正取引委員会の権限を変更するものと解してはならない。

第七章　罰則

第二十六条　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十条の規定に違反した者

二　第十一条第一項の規定に違反した者

三　第十三条第一項の規定に違反した者

第二十七条　第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項に規定する株式又は持分を取得した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八条　第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十九条　法人（第三条第一項第一号に規定する団体を含む。

以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務又は財産に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

2　第三条に規定する団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において政令で定める。

2　第十条に規定する契約について、同条の規定による認可を受けたときは、当該契約に基く財産の取得については、外国人の財産取得に関する政令第三条第一項の規定を適用しない。

3　この法律の施行前に外国人の財産取得に関する政令の規定に基き外国人から株式又は持分の取得の申請があり、まだ外資委員会の認可又は不認可の処分のないものについては、当該申請に係る事項が第十一条第二項の規定による届出を要するものである場合には、同項の規定による届出が、その他の場合には、同条第一項の規定による認可の申請があつたものとみなす。

4　外国人の財産取得に関する政令の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「株式若しくは持分又は」を削る。

第六条第二号中「又は連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）」を削り、「返還又は回復の請求権」を「返還請求権」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　削除

第十条第一項中「ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）又は連合国財産である株式の回復に関する政令」を「又はジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）」に、「、譲渡又は回復」を「又は譲渡」に改める。

5　前項の規定による改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定に違反する行為でこの法律の施行前にしたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和財政史——終戦から講和まで——　第15巻

昭和51年11月10日発行

編者　大蔵省財政史室
発行者　宇梶洋司
発行所　東京都中央区日本橋本石町1の4　東洋経済新報社
郵便番号 103　電話 03(270) 4111(大代表)　振替口座東京3-6518

©1976 〈検印省略〉 落丁・乱丁本はお取替えいたします.
3333-6245-5214
Printed in Japan.

昭和財政史—終戦から講和まで—(全20巻)

第 1 巻	総　　説	(執筆)	安藤良雄
第 2 巻	終戦処理・賠償		原　　朗
	独占禁止		三和良一
*第 3 巻	アメリカの対日占領政策		秦　郁彦
第 4 巻	財政制度		高橋　誠
	財政機関		大森とく子
第 5 巻	歳　　計(1)		加藤睦夫・江見康一
第 6 巻	歳　　計(2)		江見康一・宇田川璋仁・藤村幸雄
	政府関係機関等		山村勝郎
	国庫収支		高橋　誠
第 7 巻	租　　税(1)		加藤睦夫・宇田川璋仁・石　弘光
第 8 巻	租　　税(2)		石　弘光
	税務行政		植松守雄
	関　　税		藤村幸雄
*第 9 巻	国有財産・造幣・印刷・専売		西村紀三郎
第 10 巻	政府債務		加藤三郎
	資金・基金		山村勝郎・加藤三郎
第 11 巻	地方財政		林　健久
*第 12 巻	金　　融(1)		中村隆英・志村嘉一・原　司郎
第 13 巻	金　　融(2)		
			伊牟田敏充・原　司郎・塩野谷祐一・西川俊作
	物　　価		塩野谷祐一
	給　　与		西川俊作
第 14 巻	保　　険		犬田　章
	証　　券		志村嘉一
	企業財務		伊牟田敏充
*第 15 巻	国際金融・貿易		犬田　章
第16～18巻	資　　料(うち英文1巻)		
第 19 巻	年表・総索引		
第 20 巻	統　　計		

(お断り) 内容・構成を変更する場合もあります. *印既刊.